令和８年度
「建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会」

日　時：　令和８年10月８日（木）15:00～17:00

場　所：　THE MARK GRAND HOTEL３Ｆ SAKURA HALL

議　事　次　第

司　会：関東地方整備局企画部
技術開発調整官

１．開　　会

２．挨　　拶

○　関東地方整備局長
○　一般社団法人 建設コンサルタンツ協会長

３．情報提供

○　関東地方整備局の取組について
○　建設コンサルタンツ協会関東支部の活動状況

４．意 見 交 換

○　一般社団法人 建設コンサルタンツ協会　要望と提案
　　０．魅力ある業界を目指して
　　１．担い手確保・育成のための環境整備
　　２．技術力による選定
　　３．品質の確保・向上
　　４．災害対応に向けた環境改善
　　５．DX 推進の環境整備

５．閉　　会

配 付 資 料 一 覧

①次第・配付資料

②名簿・座席表

③進行表

1）一般社団法人 建設コンサルタンツ協会　配付資料

【本部資料】

④令和８年度 地方ブロック意見交換会　建設コンサルタントの要望と提案

⑤令和８年度 地方ブロック意見交換会　建設コンサルタントの要望と提案

【説明資料】

⑥令和８年度 地方ブロック意見交換会　建設コンサルタントの要望と提案

【資料集】

⑦令和７年度 地方ブロック意見交換会の結果概要

⑧自治体における入札・契約方式等の実態調査結果等

⑨【参考資料】インフラ整備 70 年講演会 開催一覧表

⑩【参考資料】平成８年度_品質セミナーリーフレット

【支部資料】

⑪建設コンサルタンツ協会　関東支部の活動状況

⑫対外活動報告書（令和７年度）

【当日配付資料（冊子）】

・令和８年度建設コンサルタント白書概要版

・建設コンサルタント登録制度の紹介

・関東インフラ整備構想

・グローカル関東 Vol.19

2）　関東地方整備局　配付資料

⑬関東地方整備局の取組について　　資料－１

⑭意見を交換するテーマに対する回答要旨　　資料－２

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
出席者名簿

	■一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	
	（本　部）	
1	会長	大本　修
2	副会長（対外活動委員長、関東支部長）	福岡　知久
3	副会長（総務部会長）	高橋　努
4	副会長代行	高松　諭
5	常任理事（企画部会長、関東副支部長）	西村　達也
6	常任理事（技術部会長、関東副支部長）	堤　安希佳
7	常任理事（広報・情報部会長）	野本　昌弘
8	常任理事（資格・CPD部会長）	齋藤　哲郎
9	常任理事（東北支部長）	田澤　光治
10	対外活動部会委員	笹部　剛男
11	常任委員長	河村　成人
12	対活副委員長	大場　勝一郎
13	参与・企画部長	新井田　浩
14	業務部長	宮坂　広志
15	企画部次長	山中　直人
	（関　東　支　部）	
1	支部理事（企画部会長）	中田　健一
2	支部理事（総務部会長）	濱田　忠
3	支部理事（技術部会長・施策委員長）	川村　栄一郎
4	支部理事（総務副部会長）	正和　博徳
5	支部理事	田中　剛
6	支部理事	中沢　賢
7	支部理事	山崎　幹夫
8	技術委員長・施策副委員長	松尾　新二朗
9	施策副委員長・自治体対応専門委員長	松金　伸
10	関東地整対応専門委員長	竹花　達也
11	市場調査委員長	八馬　康之
12	関東地整対応専門副委員長	嘉藤　忍
13	支部常任理事・事務局長	横山　正樹
14	技術参与	黒木　隆宏

	■都県政令市	
1	茨城県 土木部　次長兼総括技監	矢内　勝浩
2	栃木県 県土整備部　次長	齋藤　勇作
3	群馬県 県土整備部　技監	剣持　康彦
4	埼玉県 県土整備部　副部長	飯塚　雅彦
5	東京都 建設局　総務部　企画担当部長	山本　諭
6	神奈川県 県土整備局　都市部　技術管理課　副課長	枝　克彦
7	山梨県 県土整備部　部長	寺沢　直樹
8	さいたま市 建設局　技術管理課長	横田　聡
9	千葉市 建設局　土木部　技術管理課長	吉野　秀昭
10	横浜市 都市整備局市街地整備部長	遠藤　拓也
11	川崎市 建設緑政局　総務部　技術監理課長	志村　秀樹
12	相模原市 都市建設局　技術監理課長	遠藤　聡
	■関東地方整備局	
1	局　長	西澤　賢太郎
2	副局長	中川　研造
3	副局長	笹原　顕雄
4	企画部長	清水　将之
5	建政部長　代理 （建設産業調整官）	高城　辰哉
6	河川部長　代理 （河川情報管理官）	大野　宏之
7	道路部長	馬渡　真吾
8	港湾空港部長	有本　彰男
9	営繕部長	中山　義章
10	用地部長	二橋　宏樹
11	統括防災官	石川　武彦
12	技術調整管理官	荒井　満
13	技術開発調整官	後閑　浩幸
14	道路情報管理官	小田川　豊
15	企画部　技術管理課長	小宮山　隆

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会　　配席図

令和８年１０月８日（木）　１５：００～１７：００
THE MARK GRAND HOTEL SAKURA HALL

出入口

山崎　支部理事
中沢　支部理事
田中　支部理事
正和　支部理事
八馬　市場調査委員長
松金　自治体対応専門委員長
松尾　施策副委員長　技術委員長
竹花　関東地整対応専門委員長
嘉藤　関東地整対応専門副委員長
横山　常任理事　事務局長
黒木　事務局　技術参与

出入口

記者席

一般社団法人　建設コンサルタンツ協会（関東支部）

川村　支部理事
濱田　支部理事
中田　支部理事
笹部　対活活動部会委員
齋藤　常任理事
堤　常任理事
高松　副会長代行
福岡　副会長
大本　会長
高橋　副会長
西村　常任理事
野本　常任理事
田澤　常任理事
河村　常任委員長
大場　対活副委員長
新井田　参与　企画部長
宮坂　業務部長
山中　企画部次長

相模原市　都市建設局
遠　藤　技術監理課長

川崎市　建設緑政局　総務部
志　村　技術監理課長

横浜市　都市整備局
遠　藤　市街地整備部長

千葉市　建設局　土木部
吉　野　技術管理課長

さいたま市　建設局
横　田　技術管理課長

（関東支部）
一般社団法人　建設コンサルタンツ協会（本部）
政令市
関東地方整備局
都　県
関東地方整備局

有線マイク　：　３本
ワイヤレスマイク　：　２本

小宮山　企画部　技術管理課長
小田川　道路情報管理官
荒　井　技術調整管理官
【司会】後　閑　技術開発調整官

関東地方整備局事務局５名

寺山　山梨県　県土整備部　部長
枝　副課長
神奈川県　県土整備局　都市部　技術管理課
山本　東京都　建設局　総務部　企画担当部長
飯塚　埼玉県　県土整備部　副部長
剣持　群馬県　県土整備部　技監
齋藤　栃木県　県土整備部　次長
矢内　茨城県　土木部　次長兼総括技監
笹原　副局長
西澤　局長
中川　副局長
清水　企画部長
高城　建政部長代理　建設産業調整官
大野　河川部長代理　河川情報管理官
馬渡　道路部長
有本　港湾空港部長
中山　営繕部長
二橋　用地部長
石川　統括防災官

都　県
山梨県　東京都　埼玉県　群馬県　栃木県　茨城県　茨城県

令和8年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会（進行表）

令和8年10月8日（木）　15:00～17:00　　場所：THE MARK GRAND HOTEL3F SAKURA HALL

時　間	内　容		発言者	配付資料
《開会》				
15:00	**開　会**		（司会：後閑技術開発調整官）	
～　15:10　（10分）	**挨　拶**	関東地方整備局	関東地整　西澤局長	
		一般社団法人　建設コンサルタンツ協会	協　会　　大本会長	
15:10　～　15:10　（分）	**出席者紹介**　　※資料確認含む			出席者一覧
《情報提供》				
15:10　～　15:20　（10分）	**関東地方整備局の取組**			
		関東地方整備局の取組について	企画部　技術管理課　小宮山課長	資料－1
15:20　～　15:30　（10分）	**建設コンサルタンツ協会関東支部の活動状況**			
		実務者懇談会、実務者WGの検討内容について	協会関東支部　川村技術部会長	関東支部の活動状況
《意見交換》				
15:30　～　15:34　（4分）	**はじめに　魅力ある業界を目指して** 0.3.報酬制度・仕組みの整備 0.3.1.スライド制度（業務スライド）試行導入の適切な運用		協会提案説明者：福岡副会長（対活委員長） 回答者： 0.3.1.　　技術管理課　小宮山課長	建設コンサルタントの「要望と提案」【説明資料】 資料－2
15:34　～　16:05　（31分）	**1章. 担い手確保・育成のための環境整備** 1.1.建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化 1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化 ① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標 ④ 納期分散目標を実現するための施策の展開 ⑤ プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化 ⑥ 適切な履行期間確保の取り組み強化 1.1.2.受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化 ① 業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底 ②「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化 ③ 深夜・休日確保につながる業務指示・待機指示の削減、手戻り発生の排除 1.2.人材の確保・育成 1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成 ①契約・評価制度の改善の継続 ②表彰制度の改善の継続		協会提案説明者：福岡副会長（対活委員長） 回答者： 1.1.1.①、④、⑤、⑥　技術管理課 小宮山課長 1.1.1.　　千葉市、横浜市 1.1.2.①、②、③　　技術管理課 小宮山課長 1.1.2.①、②、③　　山梨県、相模原市 1.2.1.①、②　　技術管理課 小宮山課長 1.2.1.①、②　　東京都	建設コンサルタントの「要望と提案」【説明資料】 資料－2
《質疑》				
16:05　～　16:09　（4分）	**質　疑**			

16:09 ～ 16:25 (16分)	**2章. 技術力による選定** 2.1.プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善 2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定 ① 技術力による選定方式の着実な増加 ② 斜め象限図の適切な運用 2.1.2. 計画系プロポーザル業務の業務規模の改善 2.1.3. 総合評価落札方式における落札率の改善 2.2.地方自治体における発注方式の改善 2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定 2.2.2.最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大 2.3.地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成 2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進	協会提案説明者：福岡副会長（対活委員長） 回答者： 2.1.1.①、② 技術管理課 小宮山課長 2.1.2. 技術管理課 小宮山課長 2.1.3. 技術管理課 小宮山課長 2.2.1. 川崎市 2.2.2. 埼玉県 2.3.1. 技術管理課 小宮山課長 2.3.1. 神奈川県、さいたま市	建設コンサルタントの「要望と提案」【説明資料】 資料－2
16:25 ～ 16:41 (16分)	**3章. 品質の確保・向上** 3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み 3.1.2. 設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用 3.1.3. 設計から施工への確実な情報共有 ① 施工条件明示チェックシートの試行拡大 ② 設計と施工のシームレス化の検討 3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保 3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上 ① 詳細設計における作業実態と歩掛との乖離の解消 ② 指定仮設と任意仮設の受発注者間の認識不一致を解消 3.2.2. 詳細設計から工事に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用	協会提案説明者：福岡副会長（対活委員長） 回答者： 3.1.2. 技術管理課 小宮山課長 3.1.2 茨城県 3.1.3.①、② 技術管理課 小宮山課長 3.2.1.② 技術管理課 小宮山課長 3.2.1.①、② 栃木県 3.2.2. 技術管理課 小宮山課長 3.2.2. 群馬県	建設コンサルタントの「要望と提案」【説明資料】 資料－2
16:41 ～ 16:51 (10分)	**4章. 災害対応に向けた環境改善** **5章. DX推進の環境整備**	協会提案説明者：福岡副会長（対活委員長）	建設コンサルタントの「要望と提案」【説明資料】 資料－2
《質疑》			
16:51 ～ 16:55 (4分)	**質 疑（全体を含め）**		
《閉会》			
16:55 ～ 17:00 (5分)	**閉 会**	関東地整 中川副局長	

資料①

令和８年度　地方ブロック意見交換会
建設コンサルタントの要望と提案

【要望と提案の趣旨】

令和元年の品確法の改正により調査･設計などの業務が品確法の対象として明確に位置づけられた中、私ども建設コンサルタントは、持続可能な社会資本整備を支えるため、５つの倫理的行動規範を定め法令を遵守し、適正な技術力、注意力をもって誠実に業務遂行に努めております。

１：法令、社会規範及び契約の遵守
２：品位の保持
３：信用と信頼の保持
４：技術の向上と品質の確保
５：持続可能な社会の構築

近年の激甚化･広域化しつつある自然災害への対応をはじめ、老朽化した社会資本の維持･改修、ＣＭや事業促進ＰＰＰなど官民一体での事業マネジメントへの対応、脱炭素社会の実現やＤＸへの対応、地方創生への対応など、建設コンサルタントが果たすべき役割は年々拡大･深度化しております。

私ども建設コンサルタントは、これらの役割を着実に継続しながら、各企業において安定経営を目指し、様々な経営改革に尽力しておりますが、依然として公共事業量に大きく左右される企業が大半であります。

令和７年 12 月 3 日には、国土交通省より業務委託におけるスライド制度（業務スライド）の試行導入が公表され、令和８年度以降に新規契約する業務から適用となりました。また技術者単価の引き上げや納期の平準化をはじめ、担い手確保に関する諸施策の改善や成果が得られていることに感謝しております。

令和６年の品確法の改正を踏まえ、担い手確保のための働き方改革・処遇改善の実現、災害への対応力の強化、技術開発の推進等による生産性向上の取組みは、建設コンサルタントにおいて喫緊の課題となっております。業界を挙げて効率化･生産性向上等に取り組んでおりますが、建設コンサルタント業界を魅力ある職場とするために、受発注者協働による改善の取組みは年々重要となってきております。

このような背景のもと、令和８年度は、冒頭に「はじめに」として中期的視点から持続的経営に関わる章を設け、次の５つの柱にて「要望と提案」活動を行うこととしました。

はじめに：「魅力ある業界を目指して」
１：「担い手確保･育成のための環境整備」
２：「技術力による選定」
３：「品質の確保･向上」
４：「災害対応に向けた環境改善」
５：「ＤＸ推進の環境整備」

令和８年６月
一般社団法人　建設コンサルタンツ協会

要望先を項の末尾に括弧書きで記載

はじめに　魅力ある業界を目指して

0.1.「成長と分配の好循環」の実現

0.1.1. 好循環の構築（本省）

0.2. 成長と分配を支える事業量の拡大

0.2.1. 建設コンサルタント業務発注額の拡大（本省）

0.2.2. インフラ整備の中長期事業計画の推進（本省）

0.3. 報酬制度･仕組みの整備

0.3.1. スライド制度（業務スライド）試行導入の適切な運用（本省・地整）

・受発注者双方によるコンサル版スライド制度施行の運用状況をモニタリング

・業務スケジュール管理表の活用などによる既済部分検査の簡素化（受発注者双方の作業負担を軽減）

0.3.2. 設計変更時の経費・落札率等の改善（本省）

0.3.3. 一般管理費の見直しと低入札調査基準価格の改善（本省）

0.4. 技術開発の推進

0.4.1. 知的財産の取扱い（本省）

・知的財産権の取扱いに関する意見交換の継続

0.5. 賃上げ加点方式の廃止（本省）

１章. 担い手確保･育成のための環境整備

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進･強化

1.1.1. 納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標※（本省、地整、地方自治体）

※ 納期目標（設計変更後）：第 1 四半期 20%程度･第 2 四半期 30%程度･第 3 四半期 15%程度･第 4 四半期 35%程度･3 月 15%以内･翌債･国債の活用を年度に契約する件数割合 25%以上

② 納期状況の実態

③ 残業時間などの実態

④ 納期分散目標を実現するための施策の展開（本省、地整、地方自治体）

⑤ プロポーザル方式･総合評価落札方式業務の公示･提案時期の分散化（地整、地方自治体）

⑥ 適切な履行期間確保の取り組み強化（地整、地方自治体）

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進･強化（地整、地方自治体）

① 業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底

② 「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化

③ 深夜･休日勤務につながる業務指示･待機指示の削減、手戻り発生の排除（計画系業務）

1.2. 人材の確保･育成

1.2.1. 若手･女性･シニアなど多様な技術者の活用･育成（地整、地方自治体）

① 契約･評価制度※の改善の継続

※ 若手：基礎点が低い(経験が浅い) 若手技術者でも担当技術者として配置し易い評価方法など

※ 女性：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行･改善など

※ シニア：照査技術者を継続できる評価制度、照査技術者実績を評価･考慮する制度など

※ 育休：管理技術者または照査技術者が短期間の育休をとる場合に、育休期間終了後に管理技術者または照査技術者に復帰できる制度、交代時に求められる同等以上の技術力要件について、「品質確保が可能な体制とする」等の緩和

② 表彰制度の改善の継続

・若手･女性技術者の技術力向上･モチベーションアップにつながるような表彰制度の水平展開

２章. 技術力による選定

2.1. プロポーザル方式･総合評価落札方式等の的確な運用･改善

2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定

① 技術力による選定方式の着実な増加（地整）

・プロポーザル方式の増加を主眼に、業務内容に応じた適正な発注方式の選定

・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加

・価格競争入札から総合評価落札方式への移行業務の追加

② 斜め象限図の適切な運用（本省、地整）

・新たな業務への対応や技術的難易度の実態を考慮した、斜め象限図の更新

・建コン協会で作成した斜め象限図を補完するチェックリストの周知と活用

2.1.2. 計画系プロポーザル業務の業務規模の改善（地整）

2.1.3. 総合評価落札方式における落札率改善のための施策（地整）

2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務･技術者表彰の運用改善（本省、地整）

① 業務成績評定の運用改善

・地方整備局間の格差を是正するなど統一的運用

・事務手続きに関する改善(細目を含めた業務成績評定の速やかな通知)

・業務成績評定点の公表（北海道開発局及び沖縄総合事務局）

② 業務･技術者表彰の運用改善

・表彰における選定基準や表彰付与の考え方などの開示

・プロポーザル･総合評価落札方式における表彰の取扱いは、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成 27 年 11 月）」に沿って、地方整備局間での統一的運用

2.1.5. 国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用（本省）

① 令和４年度からの試行結果を踏まえた適切な対応

・令和 7 年度試行状況の共有

・RCCM 資格の適正な評価と組み合わせ加点する資格の適切な選定

・維持管理分野（補修設計を含む）での適用を基本

・計画的に資格取得ができるよう、資格の評価方針の事前公開

・本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入

・RCCM 資格を他の国土交通省登録資格より高い評価とする

・RCCM 資格について、技術士と同様に、他の国土交通省登録資格と組み合わせて評価する

2.1.6. プロポーザル業務の入札調書の公表（本省・地整）

2.1.7. 技術提案・交渉方式のコンサルタント業務への適用（本省）

2.2. 地方自治体における発注方式の改善

2.2.1. 業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定（地方自治体）

・斜め象限図の周知と適用促進

・技術力による選定･発注方式（プロポーザル方式･総合評価落札方式）の導入促進、発注増加（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(平成 27 年 11 月)」を参考）

・技術力評価を適正に行うための、業務成績評定や業務･技術者表彰の導入促進

・地方自治体における総合評価落札方式導入の取組みの水平展開

2.2.2. 最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（事前公表の撤廃）（地方自治体）

2.2.3. 入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用（地方自治体）

・入札参加資格において「建設コンサルタント登録」を必須条件とする審査制度

2.3. 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

2.3.1. 地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進（地整、地方自治体）

2.4. 新たな契約制度への対応

2.4.1. 生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大と制度改善（本省、地整）

① 監理業務（PM･CM)、事業促進 PPP の拡大と制度改善

３章. 品質の確保･向上

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施（地方自治体）

3.1.2. 条件明示チェックシートの効果的な運用･活用（地整、地方自治体）

3.1.3. 設計から施工への確実な情報共有

① 施工条件明示チェックシートの試行拡大（地整）

② 設計と施工のシームレス化の検討（本省、地整、地方自治体）

3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的･設計条件･成果内容の明確化と適切な費用計上

① 詳細設計における作業実態と歩掛との乖離の解消（地方自治体）

- 設計条件･設計内容の明確化、適切な費用計上の実施

・特記仕様書における“修正”設計内容および関係機関協議内容の明示

② 指定仮設と任意仮設の受発注者間の認識不一致を解消（地整、地方自治体）

・設計業務等標準積算基準における指定仮設の記載内容の周知

・指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化と特記仕様書への明記

・指定仮設と任意仮設の成果の取扱い(任意は参考図、指定は設計図）の認識共有

3.2.2. 詳細設計から施工に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用（地整、地方自治体）

・追加業務や修正設計の定義の共有化と適切な工期設定、費用計上

・詳細設計から施工（工事）に至る段階でのコンサルタントの対応に関する説明資料の好事例の水平展開

3.3. 適切な設計変更

3.3.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更（地整）

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.1.災害対応業務への体制整備（本省、地整、地方自治体）

・災害対応業務への従事技術者が対応していた既往業務への効果的な対応

・広域（複数の発注者）にまたがる災害対応支援体制･仕組みの整備

4.1.2.災害対応業務への適切な評価（地方自治体）

・緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開

4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化･適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.1.災害申請作業の合理化･適切化（地方自治体）

・大規模災害時の災害査定の効率化及び事前ルール（大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（H29.2））の適正な運用などの好事例の水平展開

・市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインの活用

4.2.2.実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算(地方自治体)

５章. ＤＸ推進の環境整備

5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX推進：業務効率化の促進

5.1.1.遠隔臨場の活用推進（本省）

5.2. DX推進の費用面での環境整備

5.2.1.BIM/CIM活用の業務価格の算定方法の見直し（本省）

①「BIM/CIM標準歩掛」の設定

②「BIM/CIM使用料」の適切な計上

5.3. 生成AIの利活用の推進（本省）

令和８年度　地方ブロック意見交換会
建設コンサルタントの要望と提案
【説明資料】

- **要望　45件（64件）**

本省･地整･自治体への要望	3件（4件）	本省への要望	12件（19件）
本省･地整への要望	4件(4件)	本省･自治体への要望	0件（1件）
地整への要望	7件(9件)	自治体への要望	8件（12件）
地整･自治体への要望	11件（15件）		

- **提案　9件（7件）**

本省･地整･自治体への提案	3件（2件）	本省への提案	3件（4件）
本省･地整への提案	2件（1件）	自治体への提案	1件（0件）

※（　）昨年度

令和８年6月

一般社団法人　建設コンサルタンツ協会

確かな未来をデザインする

目次

「要望と提案」の趣旨と概要 ・・・

「要望と提案」の趣旨と概要

趣旨

令和元年の品確法の改正により調査・設計などの業務が品確法の対象として明確に位置づけられた中、私ども建設コンサルタントは、持続可能な社会資本整備を支えるため、５つの倫理的行動規範(１：法令、社会規範及び契約の遵守　２：品位の保持　３：信用と信頼の保持　４：技術の向上と品質の確保　５：持続可能な社会の構築)を定め法令を遵守し、適正な技術力、注意力をもって誠実に業務遂行に努めております。

近年の激甚化・広域化しつつある自然災害への対応をはじめ、老朽化した社会資本の維持・改修、ＣＭや事業促進ＰＰＰなど官民一体での事業マネジメントへの対応、脱炭素社会の実現やＤＸへの対応、地方創生への対応など、建設コンサルタントが果たすべき役割は年々拡大・深度化しております。

私ども建設コンサルタントは、これらの役割を着実に継続しながら、各企業において持続的な成長を目指し、様々な経営改革に尽力しておりますが、依然として公共事業量に大きく左右される企業が大半であります。

令和７年12月3日には、国土交通省より業務委託におけるスライド制度（業務スライド）の試行導入が公表され、令和8年度以降に新規契約する業務から適用となりました。また、技術者単価の引き上げや納期の平準化をはじめ、担い手確保に関する諸施策の改善や成果が得られていることに感謝しております。

令和６年の品確法の改正を踏まえ、担い手確保のための働き方改革・処遇改善の実現、災害への対応力の強化、技術開発の推進等による生産性向上の取組みは、建設コンサルタントにおいて喫緊の課題となっております。業界を挙げて効率化・生産性向上等に取り組んでおりますが、建設コンサルタント業界を魅力ある職場とするために、受発注者協働による改善の取組みは年々重要となってきております。

概要

このような背景のもと、令和８年度は、冒頭に「はじめに」として中期的視点から持続的経営に関わる章を設け、次の５つの柱にて「要望と提案」活動を行うこととしました。

はじめに：「魅力ある業界を目指して」　１：「担い手確保・育成のための環境整備」
２：「技術力による選定」　３：「品質の確保・向上」
４：「災害対応に向けた環境改善」　５：「ＤＸ推進の環境整備」

はじめに　魅力ある業界を目指して

成長と分配の好循環、安定的な事業量の確保、報酬制度等、本省への要望

「要望と提案」の概要

0.1.「成長と分配の好循環」の実現				
0.1.1. 好循環の構築		要望 1	本省	P.4
0.2.　成長と分配を支える事業量の拡大				
0.2.1. 建設コンサルタント業務発注額の拡大		要望 2	本省	P.5
0.2.2. インフラ整備の中長期事業計画の推進		要望 3	本省	P.6
0.3.　報酬制度・仕組みの整備				
0.3.1. スライド制度（業務スライド）試行導入の適切な運用	新規提案	提案 1	本省 地整	P.7
0.3.2. 設計変更時の経費・落札率等の改善		要望 4	本省	P.8
0.3.3. 一般管理費の見直しと低入札価格調査基準の改善		要望 5	本省	P.9
0.4.　技術開発の推進				
0.4.1. 知的財産の取扱い		要望 6	本省	P.10
0.5.　賃上げ加点方式の廃止	新規要望	要望 7	本省	P.11

凡例

要望 ○ ：既存の仕組みや制度の改善

提案 ○ ：建コン協会から提示する新たな仕組みや制度、建コン協会が作成した資料の提案など

本省 ：本省への要望や提案

地整 ：地方整備局への要望や提案

自治体 ：地方自治体への要望や提案

0.1.「成長と分配の好循環」の実現

0.1.1.好循環の構築

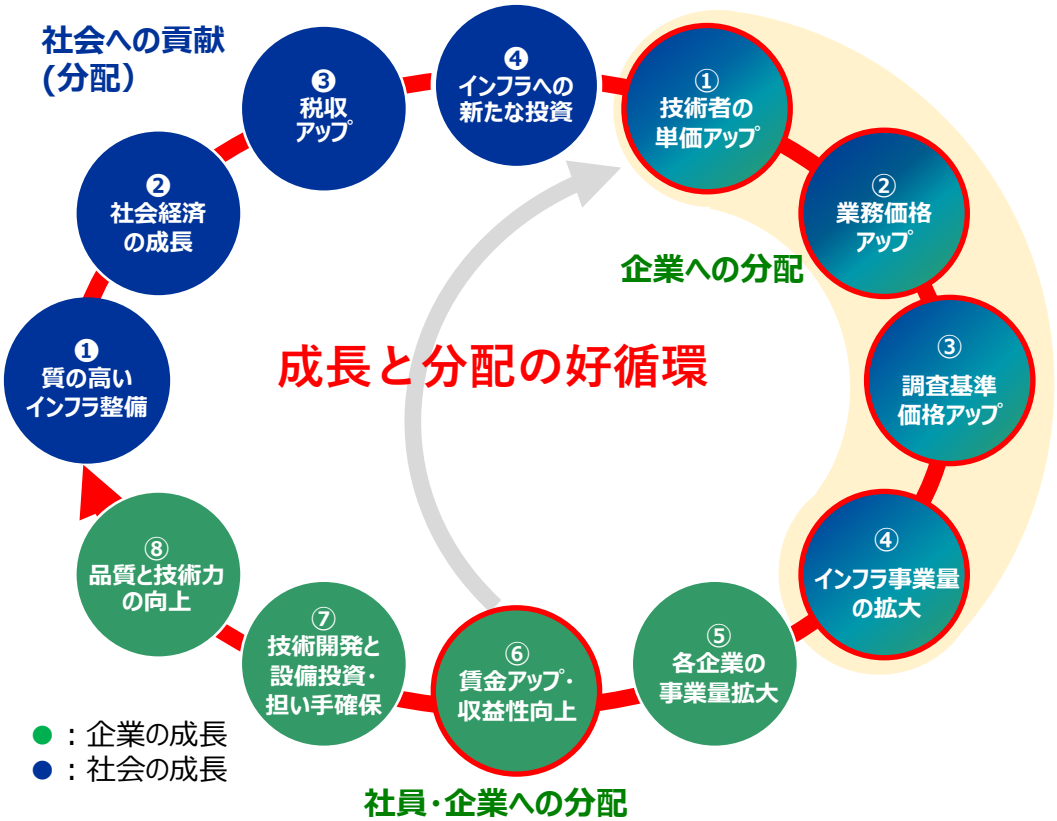
現　状

- 政府方針である「成長と分配の好循環」を実現するためには、建設コンサルタント業界において、図に示すような好循環を得ることが必要
- インフラ事業量が一定のまま賃金アップすると利益が減少し、持続的経営が成り立たない

要望 1　**本省**

- ①技術者単価の継続的な引き上げと適切な単価の適用、②業務価格の改善、③調査基準価格の改善、④インフラ事業量の拡大による好循環の取組みを継続的に実施

【補足】 成長と分配の好循環の取組みと本省への具体的な要望



【本省への要望】

❶技術者単価の継続的な引き上げと適切な単価の適用

年度繰越し業務の翌年度分への新年度単価の適用

❷業務価格の改善

実態に即した歩掛・積算体系、業務規模や難易度等の適切な反映

❸調査基準価格の改善

一般管理費参入率の見直し、低入札価格調査基準の見直し

❹インフラ事業量の拡大

インフラの計画的な整備継続、中長期事業計画の策定

0.2.成長と分配を支える事業量の拡大

0.2.1. 建設コンサルタント業務発注額の拡大

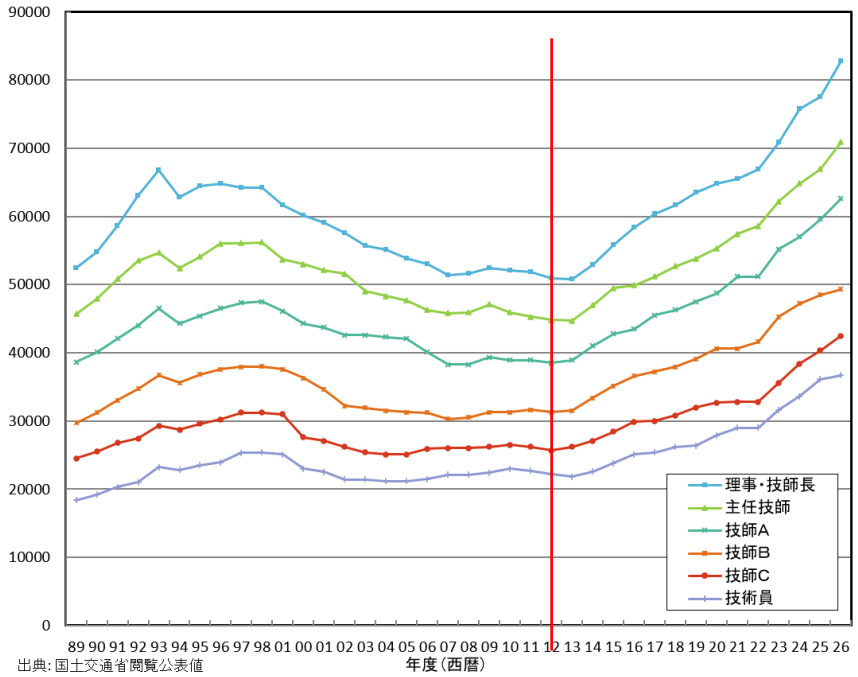
現　状

- 日本の公共事業関係費は1990年後半より2012年まで減少を続け、近年は横ばい傾向（**資料集P.2**）
- 建設コンサルタントの売上高は建設投資額との相関が高く、企業経営に公共事業の事業量が大きく影響
- 設計業務等技術者単価は14年連続アップ
- 前払い適用業務は設計業務がほとんどであり、点検、調査、測量等業務への適用が皆無

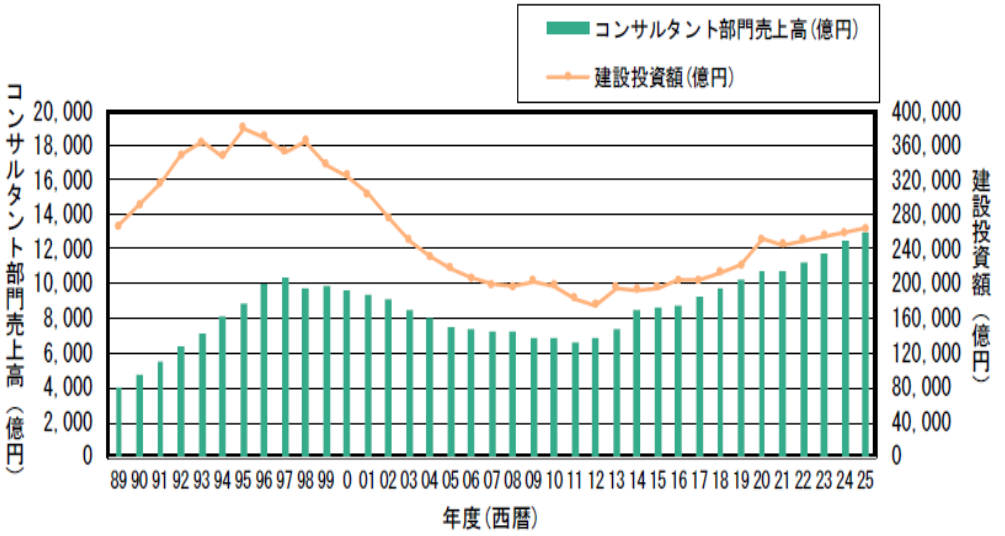
要望 2　**本省**

- 設計業務等技術者単価の継続的なアップ
- 建設コンサルタント業務の発注額の拡大
- 点検、調査、測量等業務への前払い制度の適用拡大

【補足】 設計業務等技術者単価の経年変化



【補足】 コンサルタント部門売上高と建設投資額の推移



[出典：令和8年度　建設コンサルタント白書]

[出典：令和8年度　建設コンサルタント白書より引用]

0.2.2. インフラ整備の中長期事業計画の推進

現　状

- 「第1次国土強靭化実施中期計画」に沿ったインフラ整備の中長期事業計画が策定され、各施策に対して5年間（R12まで）に達成する目標値が設定された（R7.6.6）
- 国土に関する3つの変化(災害外力・耐力の変化、社会状況の変化、事業実施環境の変化）を踏まえたインフラ整備を計画的かつ着実に推進する必要がある

要望 3　**本省**

- 「第1次国土強靭化実施中期計画」の各施策目標値達成のため、インフラ整備に関するコンサルタント業務の事業量拡大

【第1次国土強靭化実施中期計画の概要】

背景と目的	• 人口減少や社会状況の変化、災害リスクの増大に対応し、国民の生命・財産・暮らしを守るため、切れ目ない防災・減災、国土強靭化の取組を推進 • 近年の大規模災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）を踏まえ、被害軽減・早期復旧、地域防災力の強化を図る
3つの変化への対応	**1.災害外力・耐力の変化** ・気候変動による災害への「適応」と「緩和」策の推進 ・グリーンインフラや先端技術の活用、自立分散型システム導入 ・障害者・高齢者・こども・女性・外国人等への配慮 **2.社会状況の変化** ・地方創生と国土強靭化の一体的推進 ・地域コミュニティ強化、まちづくり計画との連携 ・条件不利地域や積雪寒冷地への特別な配慮 **3.事業実施環境の変化** ・年齢・性別にとらわれない多様な人材活用 ・革新的技術による自動化・省人化、広域連携体制の強化 ・フェーズフリーな仕組みづくりの推進
推進のポイント	・５か年加速化対策等の効果を活かし、状況変化に柔軟に対応 ・防災・減災、国土強靭化の取組を継続的・計画的に推進

[出典：内閣官房HP　国土強靭化基本計画(令和7年6月6日閣議決定）概要]https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/index.html

0.3.報酬制度・仕組みの整備

新規提案

0.3.1.スライド制度（業務スライド）試行導入の適切な運用

現　状

- 令和7年12月3日に令和8年度以降の新規契約となる業務に対し、コンサル版スライド制度の試行導入が通達（**資料集P.3**）
- スライド適用案件の年度末既済部分検査が通常業務の検査と重なり、受発注者双方の作業負担増加が懸念（**資料集P.4**）

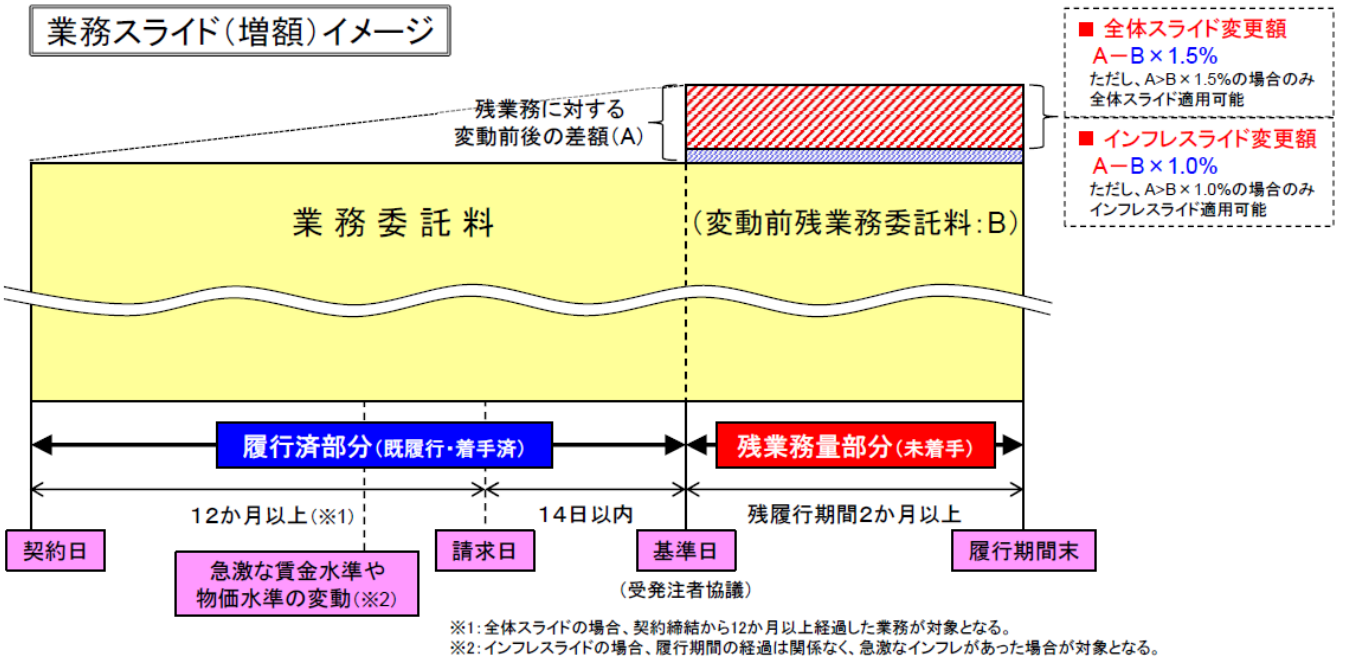
提案 1　本省　地整

- 受発注者双方によるコンサル版スライド制度試行の運用状況をモニタリング
- 業務スケジュール管理表の活用などによる既済部分検査の簡素化（受発注者双方の作業負担を軽減）

【解説】 スライド条項：工事請負契約書第26条第1～4項（全体スライド条項）/ 第6項（インフレスライド条項）

【第1項】発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

【第6項】予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。



[出典：令和7年12月3日　国土交通省発注の業務委託におけるスライド制度（業務スライド）の試行導入について　～建設コンサルタント業務等の価格転嫁対策の強化～　より抜粋]

0.3.2.設計変更時の経費・落札率等の改善

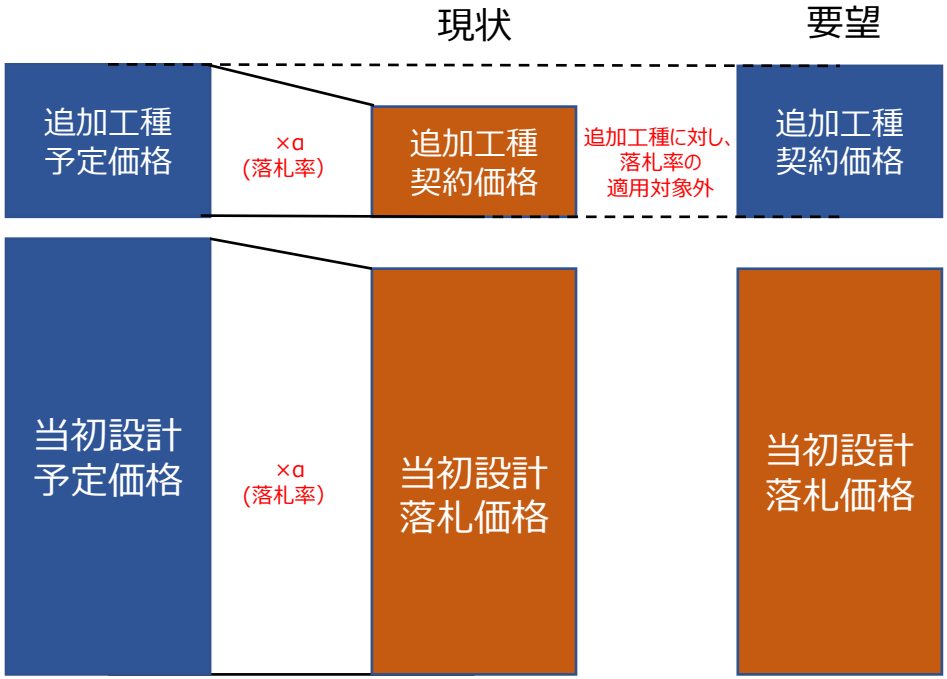
現　状

- 設計変更時の変更部分の費用計上において、落札率の適用や管理費の取扱いについて建コン協会企業より改善要望がある
- 低入札価格調査基準(設計81%、測量82%、地質85%)が異なる追加項目が設計業務に追加され、落札率が適用された場合、追加項目は最低制限価格以下で履行することとなり、最低限の品質確保が担保できない可能性が懸念される

要望 4　**本省**

- 設計変更に伴い新規に追加された工種に対する落札率は当初落札率の適用外とする
- 公開用成果作成費は当初積算時に想定が難しく、その他経費としての計上

【補足】 新規工種に対する当初落札率適用のイメージ



追加工種に当初契約の落札率が適用され困った工種の例

既契約	問題点など
道路構造物設計	・設計業務に新規工種として測量や地質調査を追加された際、当初契約の落札率を適用されるため、採算が合わない。
河川構造物設計	・業務途中に発生した災害に対する災害復旧調査、申請書類作成、詳細設計 ・工事発注に伴う過年度業務の修正設計 ・支障物（受電設備、CCTVカメラ、防災倉庫、既設水中構造物）移設又は撤去設計 ・堤防天端や小段を県道等と兼用や占用している場合の道路設計、工事期間中の切廻し道路設計

※建コン協会アンケート結果

0.3.3.一般管理費の見直しと低入札価格調査基準の改善

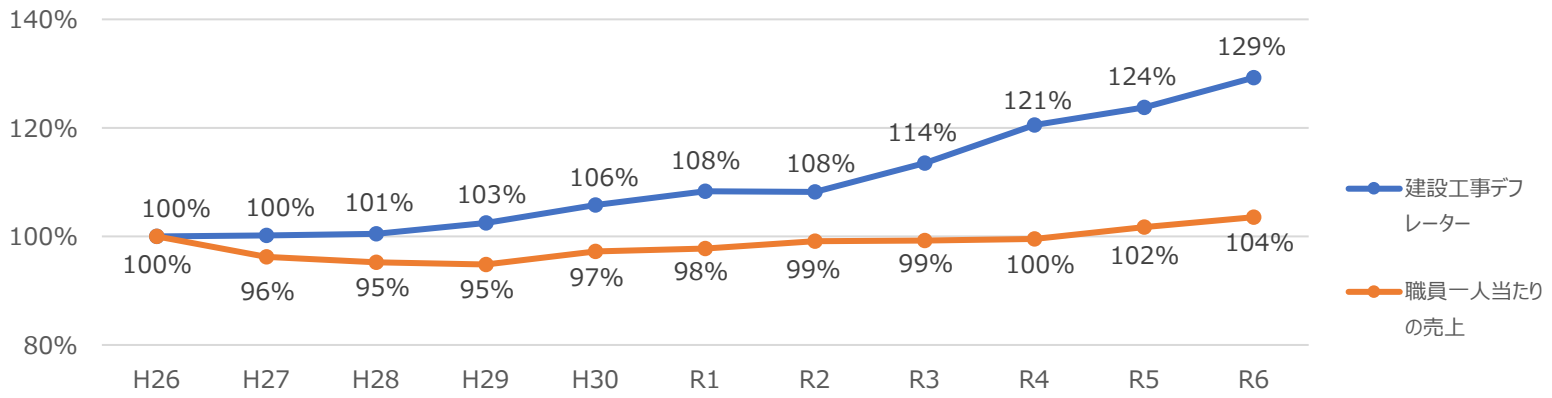
現　状

- DXに関する投資やサイバーセキュリティ対策、人材確保、さらにコンプライアンス強化などをはじめ一般管理費が増加傾向にある
- 低入札調査基準価格の算定において、一般管理費に係る低減係数は令和6年度に0.48から0.50に引き上げられたが、調査基準価格比率は81%と以前として低い水準である
- 建設工事デフレーターにおける上昇率と比べ、技術職員一人当たりの売上高の伸びはなく、生産性効率化により売上原価率は改善しているものの、一般管理費の増大により経営を圧迫している（**資料集P.6**）
- これらの問題は、地域コンサルでは一層深刻な課題となっている

要望 5　**本省**

- 予定価格積算における一般管理費の拡大に向けた議論
- 低入札価格調査基準の引き上げに向けた議論の継続

【補足】 建設工事デフレーターと技術職員一人当たりの売上高の推移



※2014年を基準（100%）として作成

［出典：建設工事費デフレーター（2015年度基準）(国土交通省HP)］

0.4.技術開発の推進

0.4.1.知的財産の取扱い

現　状

- 令和6年改正の品確法運用指針において、研究開発主体による成果の利用を促進することを目的に、知的財産権への適切な配慮について記載

要望 6　**本省**

- 知的財産権の取扱いに関する意見交換の継続

【補足】 知的財産権に関する改善要望の例

- 業務において作成した著作物(写真等)の使用について、例えば研究開発で著作物を用いる場合に限れば使用が認められるといったルール作りを要望（現在は個別に協議）
- 業務成果品において、例えばプログラムのソースコードなど他の業務でも活用する著作物については、受注者への著作権を認めるルール作りを要望（現在は明確なルールがない）

> ・国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発を委託や請負により産学の主体に依頼する際には、研究開発主体による成果の利用を促進するため、研究開発等の成果に関する特許権等の知的財産権を一定の要件のもと受託者から譲り受けないことができることとする等、適切に配慮する。

[出典：発注関係事務の運用に関する指針（令和７年２月改正）]

0.5.賃上げ加点方式の廃止

現　状

- 人材確保等のためにも、協会及び加盟各社として継続的な賃上げは必要と認識しているが、賃上げは各社がそれぞれの経営方針・賃金施策のもとに実行すべき事項である
- 一律的な賃上げ加点方式は、履行できなかった場合のペナルティを含めて、企業への負担が大きく、経営の自由度を阻害する
- 加えて企業規模別の賃上げ率の設定は、大企業と中小企業との格差を助長する恐れもある
- プロポーザル、総合評価において、本来評価されるべき技術力の評価軸に、「賃上げ加点」の評価が加わったことで、経営施策が技術評価軸に混入することになる
- 「成長と分配の好循環」は、「事業量向上→利益確保→賃上げ」の流れであるべきだが、事業量が横ばいの現状においては「賃上げ（先行）→利益圧迫→経営悪化リスク」の傾向となっており、安定的な企業成長の妨げとなることが懸念される

要望　7　**本省**

- 企業の自由な経営判断を尊重し、賃上げ加点方式の廃止

1章. 担い手確保・育成のための環境整備

業務量集中の緩和、計画的な業務の遂行、多様な技術者の活用、仕様明確化に関する要望

「要望と提案」の概要

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1. 納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標	要望 8	本省 地整 自治体	P.13
② 納期状況の実態			P.14
③ 残業時間などの実態			P.15
④ 納期分散目標を実現するための施策の展開	要望 9	本省 地整 自治体	P.16
	提案 2	本省 地整 自治体	P.16
⑤ プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化	要望 10	地整 自治体	P.17
⑥ 適切な履行期間確保の取り組み強化	要望 11	地整 自治体	P.18

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

①業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底	要望 12	地整 自治体	P.19
②「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化	要望 13	地整 自治体	P.20
③深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減、手戻り発生の排除(計画系業務)	要望 14	地整 自治体	P.21

1.2. 人材の確保・育成

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

① 契約・評価制度の改善の継続	要望 15	地整 自治体	P.24
② 表彰制度の改善の継続	要望 16	地整 自治体	P.25

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標

現 状

- 重点方針に示される納期目標(設計変更後）はほぼ達成されているが、建コン協会提案とまだ乖離がある
- 協会提案は、令和6年度より翌債・国債目標を設定

要望 8 本省 地整 自治体

- 建コン協会提案の目指すべき納期目標への改善を推進

【取組み状況】 令和7年度の各地整納期目標(設計変更後)

		第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期	３月	翌債・国債目標
協会提案の納期目標		20%程度	30%程度	15%程度	35%程度	15%以内	翌債・国債 25%以上
本省の納期目標※		15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	–	翌債・国債 25%以上
各地整の納期目標（変更後）	北海道開発局	65%以上			35%以下	15%以下	翌債・国債の活用
	東北地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債の活用
	関東地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債 25%以上
	北陸地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債 25%以上
	中部地整	50%		50%		—	翌債・国債の活用
	近畿地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債の活用
	中国地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債の活用
	四国地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債 25%以上
	九州地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債 25%以上
	沖縄総合事務局	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債の活用

※「令和５年度「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式の改善等」重点方針より引用
—：回答なし

協会目標と異なる目標値

［出典：令和7年度 地方ブロック意見交換会資料］

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

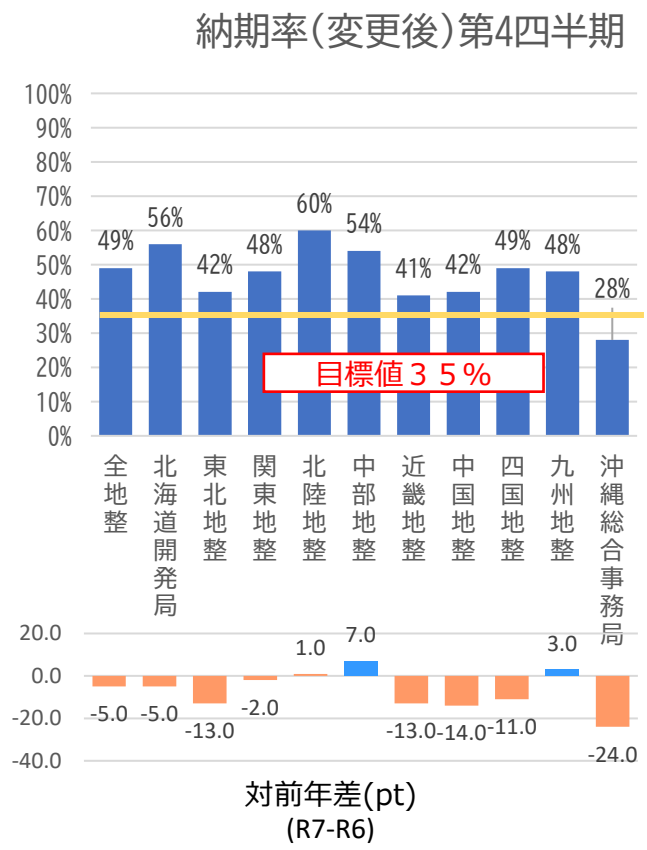
1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

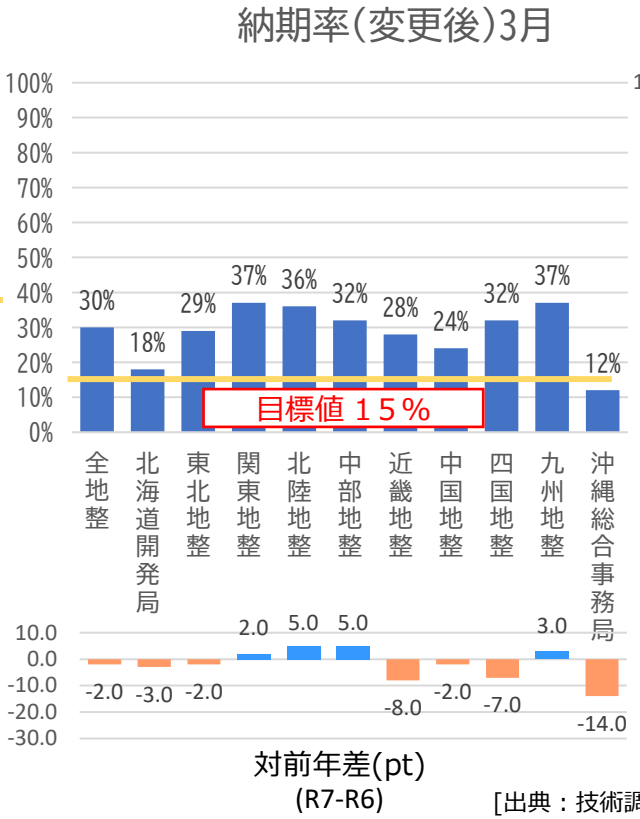
② 納期状況の実態

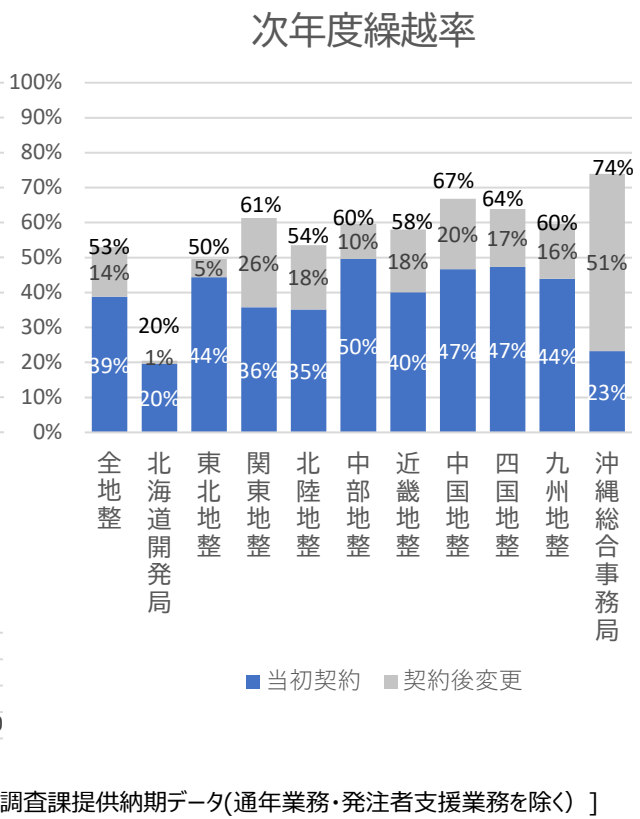
現 状

- 納期分散の状況は、第４四半期目標35%に対し実態49%、3月納期率目標15%に対し実態30%であり、全体的に改善傾向にあるが、目標値からは大きく乖離（沖縄総合事務局は両指標とも目標達成）
- 残業時間や過重労働は着実に減少しているが、依然として年度末3月に残業が集中する傾向

【補足】 令和7年度当該年度稼働業務における地整別年度末納期状況







[出典：技術調査課提供納期データ(通年業務・発注者支援業務を除く）]

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

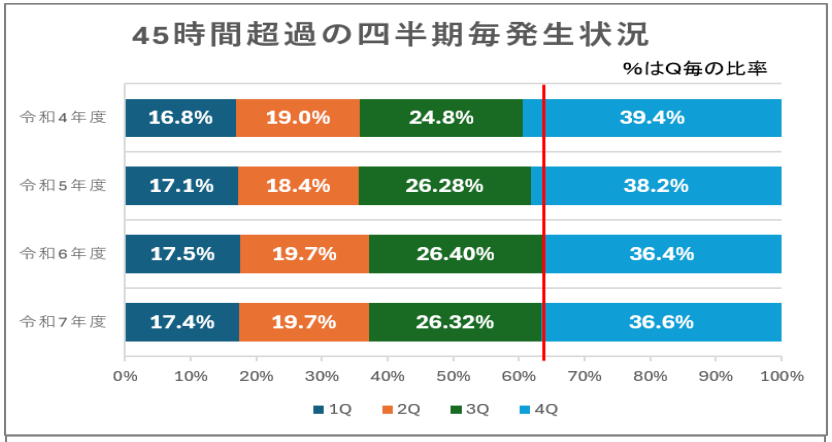
1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

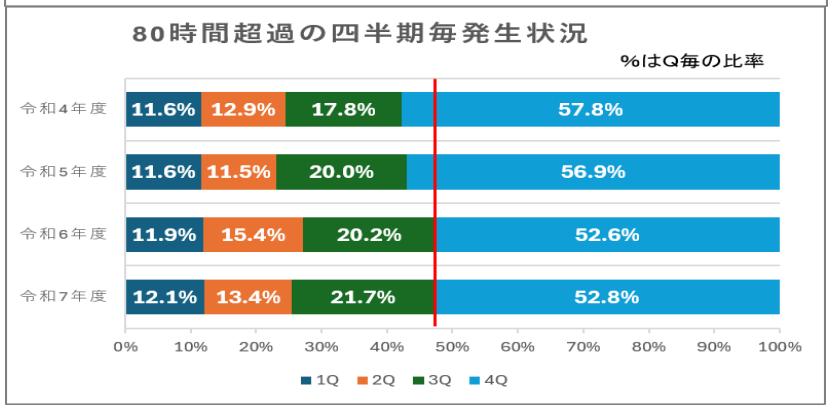
③ 残業時間などの実態（**資料集P.７～49**）

現 状

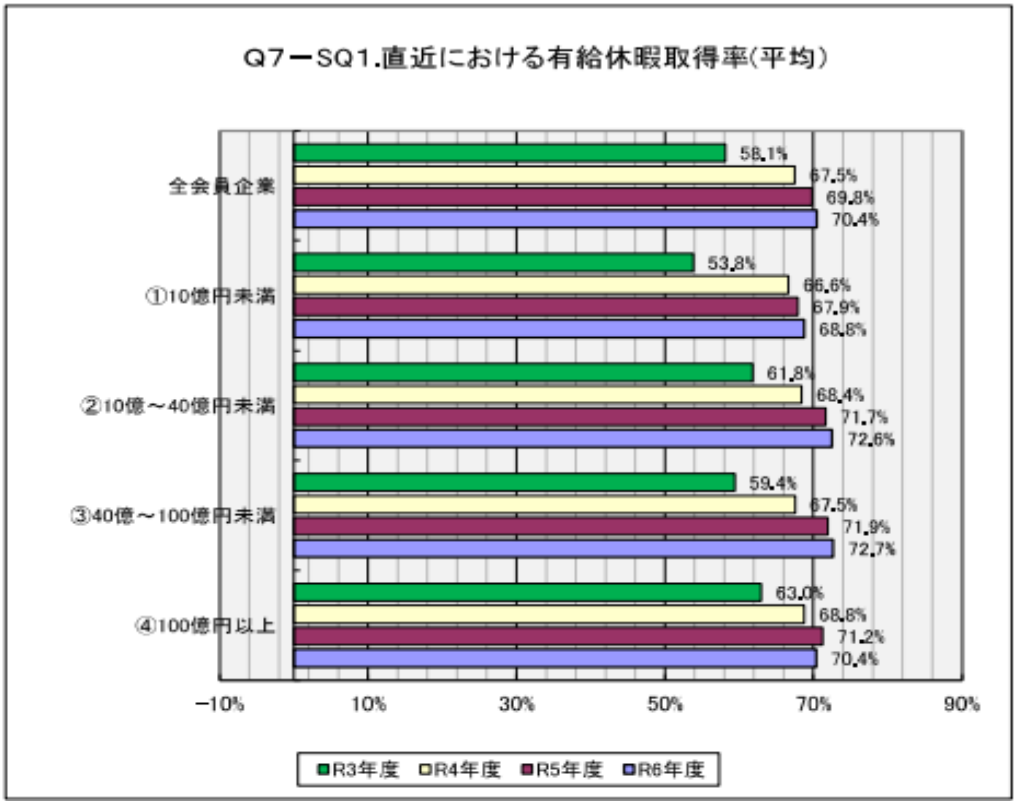
- 第４四半期の月45時間及び月80時間超過の発生割合は、漸減し他の四半期に移行しており、平準化傾向がみられる
- 年間の残業時間は劇的には減少していないものの、有給休暇取得率は上昇しており、結果として総労働時間の減少につながり、徐々に業務平準化の効果が出てきていると解釈できる

【参考】 月45時間、80時間超過回数の発生推移





【参考】 有給休暇取得状況の推移



[出典：令和8年3月：所定外労働時間等に関する実態調査アンケート(建コン協)]

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

④ 納期分散目標を実現するための施策の展開

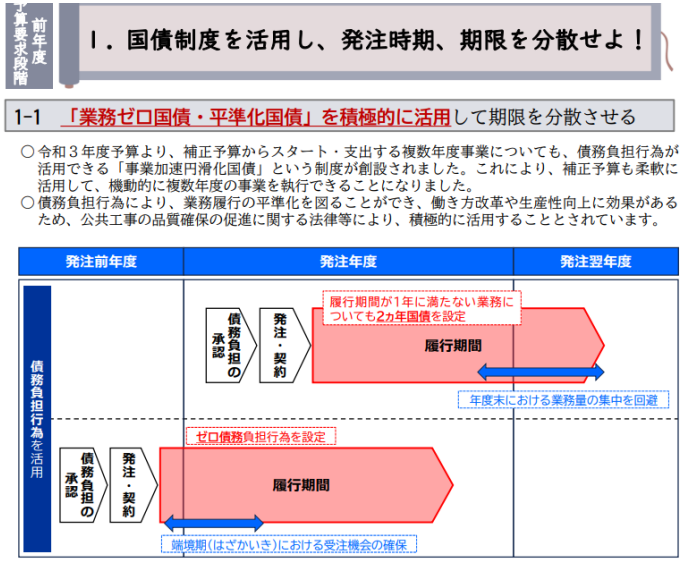
要望 9 本省 地整 自治体

- 年度末の業務集中を緩和するため、各施策の継続・強化
- 原因を明らかにするための調査・分析に必要な各地整の納期データの提供への協力
- 繰越し業務の履行期限について、翌年度2月3月を避ける取組みの強化 (**資料集P.50**)

提案 2 本省 地整 自治体

- 各地方整備局における業務サイクル見直しの好事例の水平展開
  （取組みの周知、フォローアップ、第4四半期の発注手続き低減、第4四半期への工期変更回避）
- 大気常時観測、自然環境調査、交通調査、水文調査など通年業務の発注時期を半期前倒し契約

【事例】 納期分散目標を実現するための施策
（北陸地方整備局）（**資料集P. 51**）

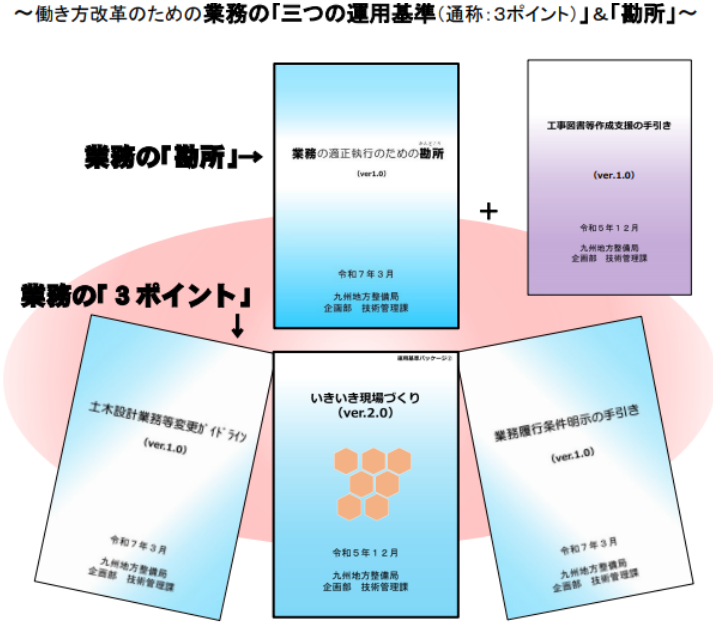


図．国庫債務負担行為の適切な活用

出典：国土交通省HP「社会資本整備～日本のインフラの今～ 4.公共事業の予算執行の最新状況は？」を基に作成

［出典：業務履行の平準化ガイド ～ 業務平準化の新・五箇条 ～
（令和７年２月）北陸地方整備局
https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/gokajo/heijunka_guied_R7.2.pdf］

【事例】 納期分散目標を実現するための施策
（九州地方整備局）（**資料集P.59～60**）



［出典：業務の適正執行のための勘所（令和７年３月）九州地方整備局
https://www.qsr.mlit.go.jp/site_files/file/for_company/hatarakikatakaikaku/gyoumnokandokoro_ver1.0.pdf

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
⑤ プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化

現 状

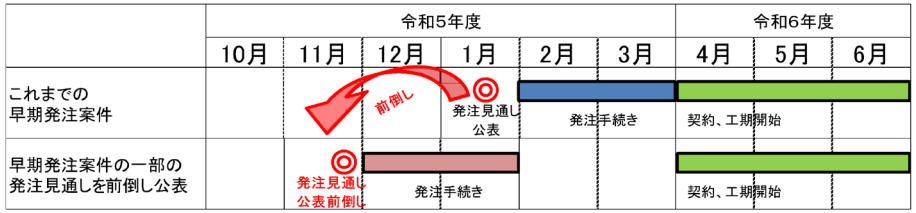
- プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の提案書作成や見積積算などの作業が年度末に集中し、業務納期と重複して繁忙度が高くなる
- 一方、公示や提案書提出の時期について業務集中時期を避ける取り組みが行われている地整もある

要望 10 地整 自治体

- 残業削減に効果的であり、施策の継続・強化
- 業務集中を避ける提案時期(北陸地方整備局・近畿地方整備局）の取組み事例の共有

【事例】 年度末の提案時期分散化の試行（北陸地方整備局）

- 早期発注案件のうち、前倒しできるものはさらに手続きを早め、年度末（特に２～３月）の受・発注者双方の事務手続き作業量を分散化することを狙いとする試行
- 令和５年度は、一般競争入札・簡易公募型競争入札・簡易公募型プロポーザル方式にて実施



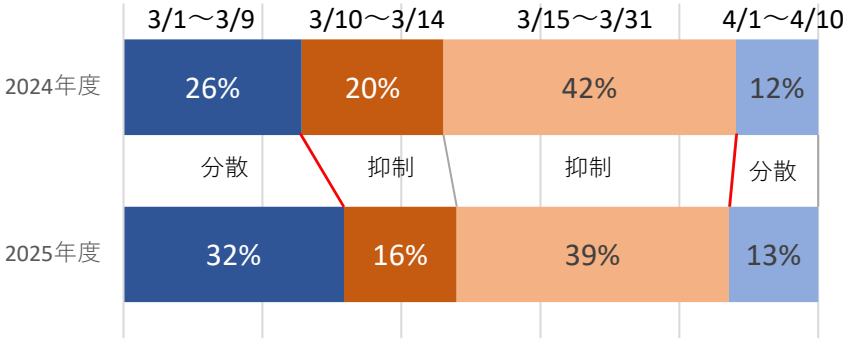
[出典：令和６年度の発注見通し（４月中契約案件等）の前倒し公表について　北陸地方整備局　企画部　技術管理課]

中部地方整備局では、令和４年度に同様の事務手続き分散化の取組みを実施していたが、令和５年度は未実施

【事例】 近畿地方整備局と建コン協会近畿支部で開催している品質向上委員会の意見（業務集中を避ける提案時期分散）（近畿地方整備局）

- 令和5年度末納期集中時期の提案書提出業務を調査・提示
- 年度末の繁忙を緩和するため、提案書提出期限の前倒し又は3月末を４月中旬へ２週間程度遅らせることを要望
- 近畿地方整備局副所長会議にて上記の要望を周知

技術提案書の提出期限の割合(プロポーザル・総合評価)



[出典：2024（R6)年度　第１回品質向上委員会資料より作成]

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

⑥ 適切な履行期間確保の取り組み強化

現 状

- 対外協議や関連業務との調整等によりスケジュール設定が難しく、業務集中の一因となっている

要望 11 地整 自治体

- 適切な履行期間の確保
- 適切な履行期間を確保するための取組み(北海道開発局）の好事例の水平展開
- 余裕期間を考慮した業務の履行期限の設定（NEXCO東日本）（**資料集P.61**）のような取組みを検討

【補足】 適切な履行期間の確保・納期遵守のための方策

- 発注時および変更時における条件明示チェックシート等による条件明示の徹底
- 標準履行期間を確保できない場合の適切な履行期限の延期
- BIM/CIM対応、第3者照査期間、測量や地質調査等関連調査の進捗具合等の考慮
- 重要な打合せへの総括・主任調査員の出席

【事例】 NEXCO東日本の取り組み状況

- 作業体制の繁忙状況を踏まえ余裕期間を設定できる。
- ただし対象案件が少なく、今後は対象業務数の拡大が課題

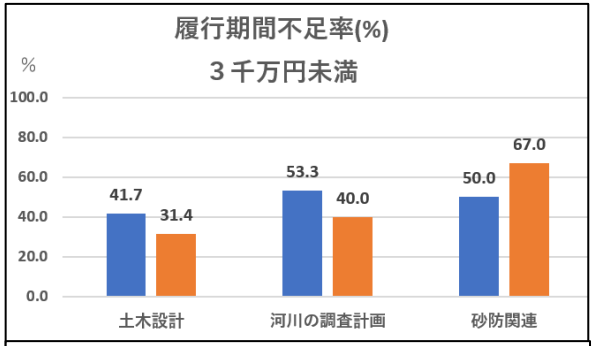
【事例】 履行期間が確保されていない事例アンケート結果

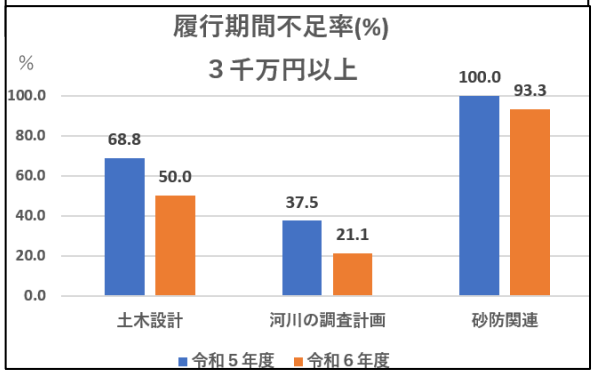
- 標準履行期間を踏まえた適切な履行期間の確保と、標準履行期間を確保できない場合の履行期限の速やかな延長

標準履行期間未確保/対象案件数（%）：令和６年度業務を調査

工種	３千万円未満	３千万円以上
土木設計(道路・河川構造物設計・橋梁・道路設計・トンネル等)	37/118（31.4%）	34/68（50.0%）
河川調査・計画等	6/15（40..0%）	4/19（21.1%）
砂防関連調査・計画等	4/6（67.0%）	14/15（93.3%）

[出典：令和7年度　東北支部-本部意見交換会資料(建コン東北支部調べ)]





1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

① 業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底

現 状

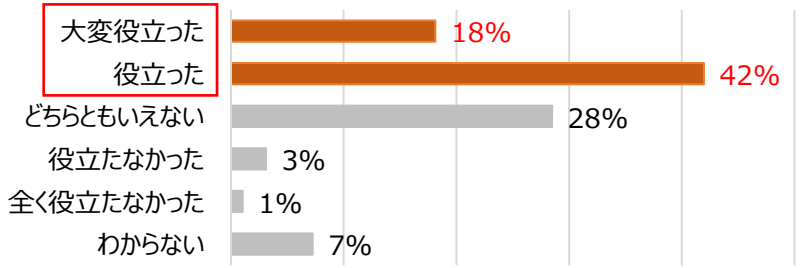
- ワンデーレスポンスはエラー防止や品質向上など業務に有効であるとの認識が60%と高い
- 業務スケジュール管理表は工程管理に有効活用されているが、様式の改善要望が25%ある

要望 12 地整 自治体

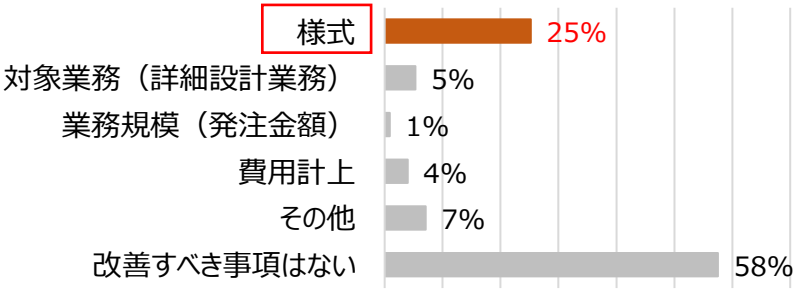
- ワンデーレスポンスの更なる推進(例：特記仕様書にワンデーレスポンスを記載、共有メールアドレスの作成など)
- 業務スケジュール管理表について、業務内容に応じて受注者による様式の簡素化など変更可能であることを周知

【補足】 ワンデーレスポンスの実施状況

問：ワンデーレスポンスはエラー防止や品質向上に役立ったと思うか



問：業務スケジュール管理表の運用等に関して
改善すべき事項はあるか（複数回答可）



［出典：建コン協会「ワンデーレスポンスの実施状況に関するアンケート調査」(令和7年7月）］

【補足】 業務スケジュール管理表のイメージ

業　務　名

作業項目			4月 上旬	4月 中旬	4月 下旬	5月 上旬	5月 中旬	5月 下旬
受注者	設計条件の整理・確認	計画						
		実施						
	報告書作成・設計成果とりまとめ	計画						
		実施						
発注者	基本条件の整理							
	既往成果等の貸与	計画						
		実施						
	条件明示チェックシートの貸与	計画						
		実施						

日付	作業事項（タスク）	作業者 発注者	作業者 受注者	期限	状況		今後の検討事項・課題・目標
契約書類関係等							
	テクリス登録	●		4/20	済		
	業務計画書提出	●		4/●	済		
	業務スケジュール管理表	●		5/●	済		
	条件明示ﾁｪｯｸｼｰﾄ貸与		●	○/○	未		
貸与資料等							
	既往報告書貸与		●	5/●	済		
	地質調査成果貸与		●	5/●	未		

［出典：国土交通省技術調査課HP　設計業務の品質確保に関する取り組み資料　を参考に作成］
https://www.mlit.go.jp/tec/gyoumukankei.html

【好事例】 近畿地整：特記仕様書への記載

「業務スケジュール管理表の様式は下記URLの「品質確保と働き方改革の取組み」を参照するものとし、作成負担軽減を図るため、協議の上、業務の内容に応じて様式の簡素化や自由度の向上を図ることができるものとする。」
https://www.kkr.milt.go.jp/gijyutu/index2.html

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

②「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化

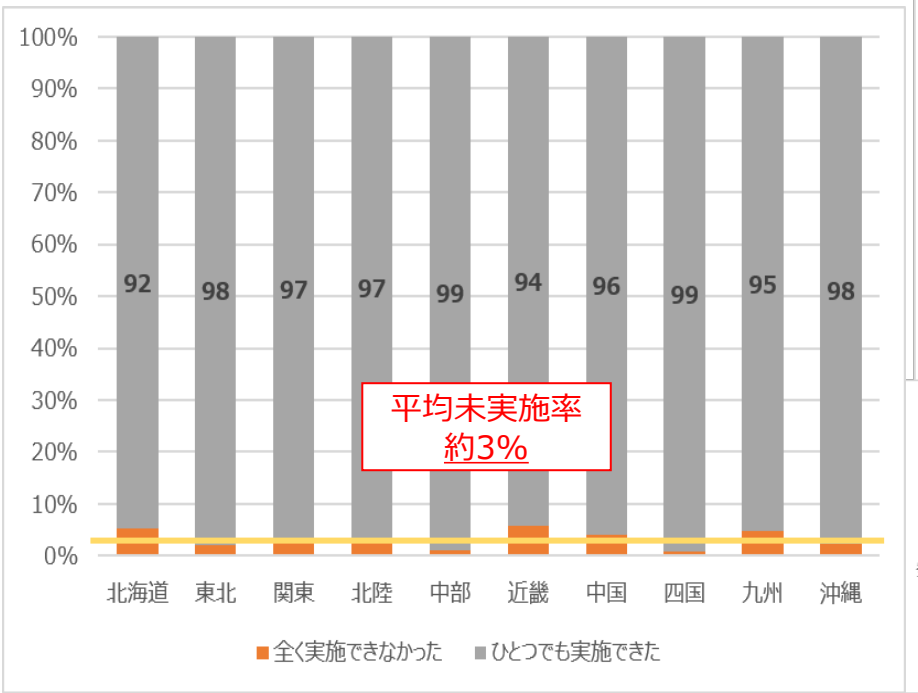
現 状

- 「ウィークリースタンス」の平均実施率は約97%であり、全国で適用が進んでいる
- 一方、上位機関との協議や作業工程の遅れ、地元・関係機関との協議によりやむを得ず実施できなかった例も散見（**資料集P.62**）

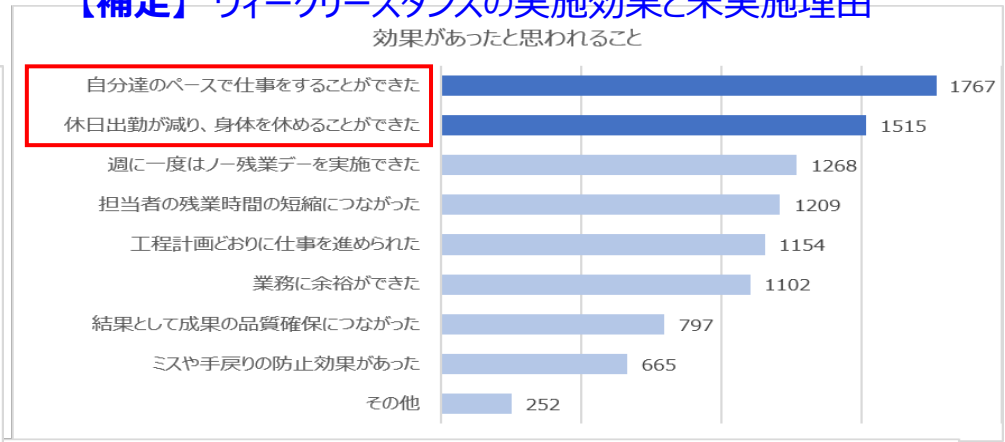
要望 13 地整 自治体

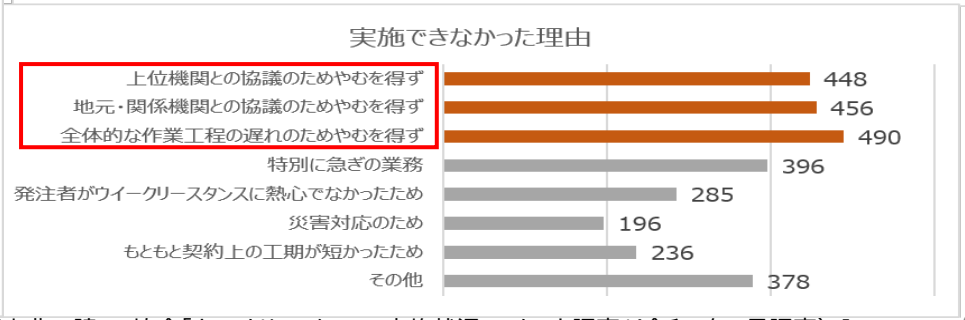
- 「ウィークリースタンス」の確実な推進、実施率の向上
- 地方自治体への展開の一層の推進
- 業務スケジュール管理表と併せた運用、特記仕様書への記載、記録の報告等による実効性の向上
- 「ウィークリースタンス」の好事例の水平展開（**資料集P.63～66**）

【補足】 ウィークリースタンスの実施状況



【補足】 ウィークリースタンスの実施効果と未実施理由





[出典：建コン協会「ウィークリースタンスの実施状況アンケート調査」(令和8年4月調査）]

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

③ 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減、手戻り発生の排除(計画系業務)

現 状

- 計画系業務において、深夜残業などの課題が発生した業務は56件、8.0% (前年度61件、7.8%)
- 計画系業務の課題発生数は、道路分野では、手戻り(23件)、深夜残業(22件)が依然多く、河川分野では手戻り（5件）が多い。（**資料集P.67～68**）
- 課題の要因として、「局、本省など上位機関に起因する指示への対応」が25件(49%)と最も多い

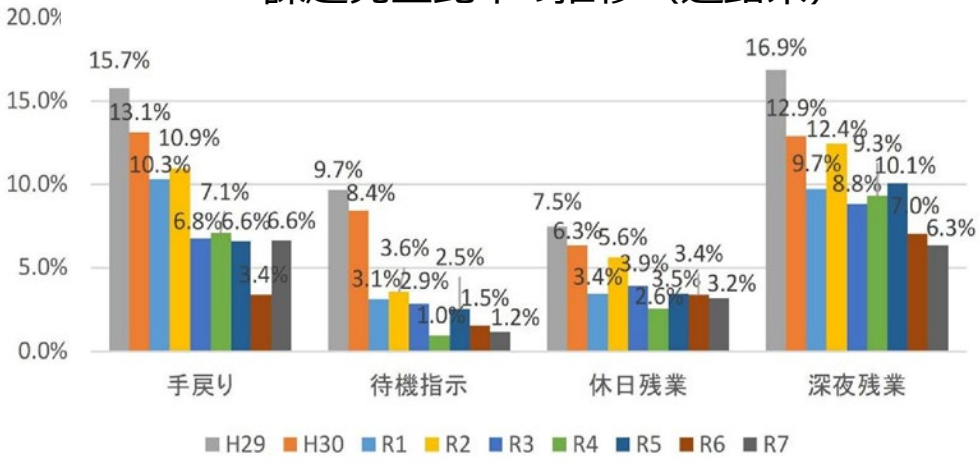
要望 14 地整 自治体

- 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減
- 特記仕様書への具体的な記述(委員会・本省関連業務における資料作成等、また、特記仕様書の内容を超える作業を実施する場合は設計変更することを明記など)
- 実態に即した適切な費用計上(深夜対応や休日出勤等に対する割増し、設計変更が適切に実施できる特記仕様書の明確化、特記仕様書の明確化による過剰要求の排除)

【今後の対応】 課題発生率は10%以下を継続し、課題要因も特定されたことから調査目的は達成と判断し、調査終了

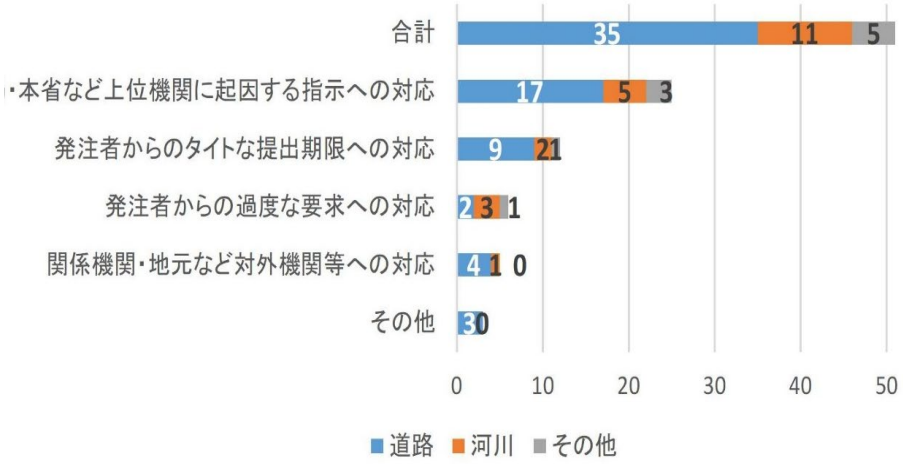
【補足】 計画系業務における課題が発生した業務の割合

課題発生比率の推移（道路系）



【補足】 計画系業務における課題の要因

令和７年度　課題の要因（全分野）N＝51



[出典：建コン協会「計画系業務の労働環境改善を図るための調査」(令和8年6月調査）]

1.2.人材の確保・育成

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

① 契約・評価制度の改善の継続

現 状

- バブル期に入社した従業員の高齢化等により、建設コンサルタントは著しく高齢化が進行（**資料集P.69～70**）
- 女性技術者比率は17%と低く、また、女性管理職比率は4%に留まる（**資料集P.69**）
- 令和6年改正の品確法運用指針において、若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式の対応例について記載（**資料集P.71**）

【取組み状況】 若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成の取組み

試行目的	タイプ	タイプの目的と概要
働き方改革（手続きの効率化）	技術者評価重視型	手続きの効率化を目的として評価テーマを設定せず、配置予定技術者の「業務成績」、技術提案の「実施方針」を重視して評価する方式。
	技術提案簡素化型	手続きの効率化を目的として、技術提案書の記載内容（実施方針、技術提案等）を簡素化して評価する方式。
	同時提出型	手続きの効率化を目的として、参加表明書と技術提案を同時に提出させ、審査を特定段階の1段階とする方式。
若手技術者・女性技術者の育成	実績・資格評価緩和型	若手技術者の育成を目的として、資格、実績、成績、表彰等の配点割合を減じて、技術者の経験値による得点差を緩和する方式。
	要件指定型	若手技術者の育成を目的として、予定管理技術者の年齢に競争参加資格として一定年齢以下の制限を設ける方式。
	配置加点型	若手技術者の育成を目的として、配置技術者の年齢が一定年齢以下場合に加点評価する方式。
	管理補助技術者評価型	若手技術者の育成を目的として、管理技術者にかえて 管理補助技術者を評価する方式。
	WLB等推進企業評価型	若手技術者・女性技術者の育成を目的として、女性活躍推進法（えるぼし等）、次世代法（くるみん等）、若者雇用促進法（ユースエール）のいずれかの法令に基づく認定を受けている企業を加点評価する方式。
その他（技術力・生産性・品質向上）	技術表彰評価型	地域企業の技術力や生産性向上を目的として、インフラDX大賞や各種学会地方支部からの表彰などを評価する取組。
	経験豊かな技術者の活用促進	シニア技術者の豊かな知識・経験を活かすことを目的として、同種・類似業務の照査技術者としての従事実績を認める取組

［出典：令和７年度発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会-業務・マネジメント部会-(令和８年１月１４日）資料より抜粋］

1.2.人材の確保・育成

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

① 契約・評価制度の改善の継続

現 状

- バブル期に入社した従業員の高齢化等により、建設コンサルタントは著しく高齢化が進行（**資料集P.69～70**）
- 女性技術者比率は17%と低く、また、女性管理職比率は4%に留まる（**資料集P.69**）
- 令和6年改正の品確法運用指針において、若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式の対応例について記載（**資料集P.71**）

【取組み状況】 若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成の取組み

大区分	中区分	地整名									
試行目的	タイプ	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
若手技術者・女性技術者の育成	実績・資格評価緩和型	技術者育成型(若手)(緩和) 技術者育成型(若手)(管理技術者未経験者育成)									
	要件指定型	技術者育成型(若手)(年齢 設定)					若手チャレンジ型(若手参入型)			担い手育成型	
	配置加点型	技術者育成型(若手)(年齢設定:加点評価)(次代担い手育成型)	若手・女性技術者の活用促進方式	若手技術者の活用を評価 若手技術者の活用を評価(引き下げ) 若手技術者の活用を評価（配点割合の拡大）	総合評価落札方式(自主的照査併用型) ダイバーシティー推進型業務委託 若手(40歳未満)・女性技術者育成型(R8～)	若手技術者活躍促進(R5～)	若手チャレンジ型(若手育成型)	若手技術者育成支援		若手技術者の年齢による段階的評価加点(R8.4～) 「専門技術力-業務執行技術力」の評価対象期間を緩和	若手技術者(タイプⅡ)
	管理補助技術者評価型	技術者育成型(若手)(管理(主任)補助技術者)	管理補助技術者配置方式						管理補助技術者配置方式（管理技術者の実務経験10年以上20年未満）	担い手育成型	若手技術者(タイプⅠ)
	WLB等推進企業評価型	ワークライフバランス等推進企業を評価する取り組み(R7.8～)	ワークライフバランス等推進企業を評価する取り組み	ワークライフバランス等推進企業を評価する取り組み	ワークライフバランス等推進企業を評価する取り組み	ワークライフバランス等推進企業を評価する取り組み(R7.10～)	ワークライフバランス等推進企業を評価する取り組み(R7.4～)	ワークライフバランス等推進企業を評価する取り組み	ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行（若手技術者活用を統合）	ワークライフバランス等推進企業を評価する取り組み(R7.4～)	ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行（若手・女性技術者活用）

［出典：令和７年度発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会-業務・マネジメント部会-(令和８年１月１４日）資料より抜粋・加筆］

1.2.人材の確保・育成

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

① 契約・評価制度の改善の継続

要望 15 地整 自治体

若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続（**資料集P.72**）

- 若 手：基礎点が低い(経験が浅い) 若手技術者でも担当技術者として配置し易い評価方法など
- 女 性：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行・改善など
- シニア：照査技術者を継続できる評価制度、照査技術者実績を評価・考慮する制度 など
- 育 休：管理技術者または照査技術者が短期間の育休をとる場合に、育休期間終了後に管理技術者または照査技術者に復帰できる制度
  交代時に求められる同等以上の技術力要件について、「品質確保が可能な体制とする」等の緩和

【取組み状況】 若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成の取組み

大区分	中区分	地整名									
試行目的	タイプ	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
その他（技術力・生産性・品質向上）	技術表彰評価型				生産性向上技術活用表彰の評価				学会表彰の活用	学会表彰の活用	
	経験豊かなシニア技術者の活用促進	管理補助技術者（タイプⅠ）を試行	照査技術者としての実績を評価	照査技術者としての実績を評価	自主的照査併用型総合評価落札方式にてシニア技術者を活用		照査技術者の配置要件緩和（技術者資格のみ評価）	照査技術者としての実績を評価	照査技術者としての実績を評価（過去5年間）	照査技術者の配置要件緩和（管理・担当技術者に加え照査技術者実績を評価）	・若手・女性技術者育成を目的に管理補助技術者を配置 ・照査技術者としての実績を評価

［出典：令和７年度発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会-業務・マネジメント部会-(令和８年１月１４日) 資料より抜粋・加筆］

【取組み事例】

・育休終了後に管理技術者、照査技術者への復帰は可能。「業務の適正執行のための勘所」に記載があるとおり、やむを得ない事情等により交代が認められる場合は、柔軟に対応。【九州地整】

・育児休業等からの復帰に伴う管理・照査技術者の交代については、交代者が適正な資格・経験を有し、品質確保が可能であれば、受発注者間の協議により臨機応変に対応。【沖縄総合事務局】

1.2.人材の確保・育成

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

② 表彰制度の改善の継続

現 状

- 若手・女性技術者の確保・育成において、モチベーションの向上が重要

要望 16 地整 自治体

- 若手・女性技術者の技術力向上・モチベーションアップにつながるような表彰制度の水平展開（**資料集P.73**）

【取組み状況】 若手および若手・女性技術者を対象とした表彰制度の取組みの状況

大区分	中区分	地整名									
試行目的	タイプ	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
若手技術者・女性技術者の活用	表彰制度	地域の情勢や他地整の動向等を注視し、必要に応じて検討	令和7年度完了案件より40歳以下の表彰制度を創設（事務所長表彰）	令和7年度より「若手(35歳以下)・女性技術者奨励賞（事務所長表彰）」を創設	平成27年度に「若手技術者表彰」を創設(39歳以下)	他地整の先行事例を参考にして検討	・令和7年度完了業務を対象に若手技術者(40歳以下)を表彰 ・女性技術者の活用についても品質向上委員会で議論	令和8年度より「若手優秀技術者表彰」を創設（40歳以下の管理技術者）	他地整の実施状況及びその効果等も確認し、試行の検討を進める	国土交通行政功労者表彰において、契約時点で45歳未満の管理技術者を表彰	・40歳以下の管理技術者を表彰 ・業務従事経験が5年未満で、かつ担当した直轄業務が5件以上
	インセンティブ			表彰者は総合評価の技術提案書評価時において加点する措置(+1点)を令和7年8月以降の公示業務で導入	総合評価において令和7年度より優良技術者表彰と同様に技術点に加点措置（+2点）		表彰者は局長表彰として加点 ・プロポ選定時 企業＋5点 管理＋5点 ・プロポ特定時 管理＋2点 担当＋1点 ・総合評価選定時 企業＋5点 管理＋5点 ・総合評価特定時 管理＋3点 担当＋2点	表彰者は総合評価において加点評価 ・総合評価選定時及び総合評価特定時において、事務所長表彰の1/2を加点			局長表彰や事務所長表彰と同等に扱い、加点評価対象 ・プロポ選定時 管理＋7点 ・プロポ特定時 管理+2.5点 担当+2.5点 ・総合評価選定時 管理＋7点 ・総合評価特定時 管理＋1.5点 担当＋1.5点

[出典：令和7年度　地方ブロック意見交換会資料より抜粋し整理]

2章. 技術力による選定

技術力を重視した発注方式、評価制度、適切な契約変更、新たな契約制度に関する要望

「要望と提案」の概要

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善				
2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定				
① 技術力による選定方式の着実な増加		要望17	地整	P.28
② 斜め象限図の適切な運用		要望18	本省 地整	P.29
		提案 3	本省 地整	P.29
2.1.2. 計画系プロポーザル業務の業務規模の改善		要望19	地整	P.30
2.1.3. 総合評価落札方式における落札率改善のための施策		要望20	地整	P.31
2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善				
① 業務成績評定の運用改善		要望21	本省 地整	P.32
② 業務・技術者表彰の運用改善		要望22	本省 地整	P.34
2.1.5. 国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用				
① 令和４年度からの試行結果を踏まえた適切な対応		要望 23	本省	P.36
		提案 4	本省	P.36
2.1.6. プロポーザル業務の入札調書の公表	新規要望	要望24	本省 地整	P.37
2.1.7. 技術提案・交渉方式のコンサルタント業務への適用	新規要望	要望25	本省	P.38

2章. 技術力による選定

「要望と提案」の概要

2.2. 地方自治体における発注方式の改善

2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定　要望 26　自治体　P.39

2.2.2.最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大(事前公表の撤廃)　要望 27　自治体　P.41

2.2.3.入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用　要望 28　自治体　P.42

2.3.地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進　要望 29　地整　自治体　P.44

2.4.新たな契約制度への対応

2.4.1.生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大と制度改善

・監理業務(PM･CM）、事業促進PPPの拡大と制度改善　要望 30　本省　P.45
要望 31　地整　P.45

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善

2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定

① 技術力による選定方式の着実な増加

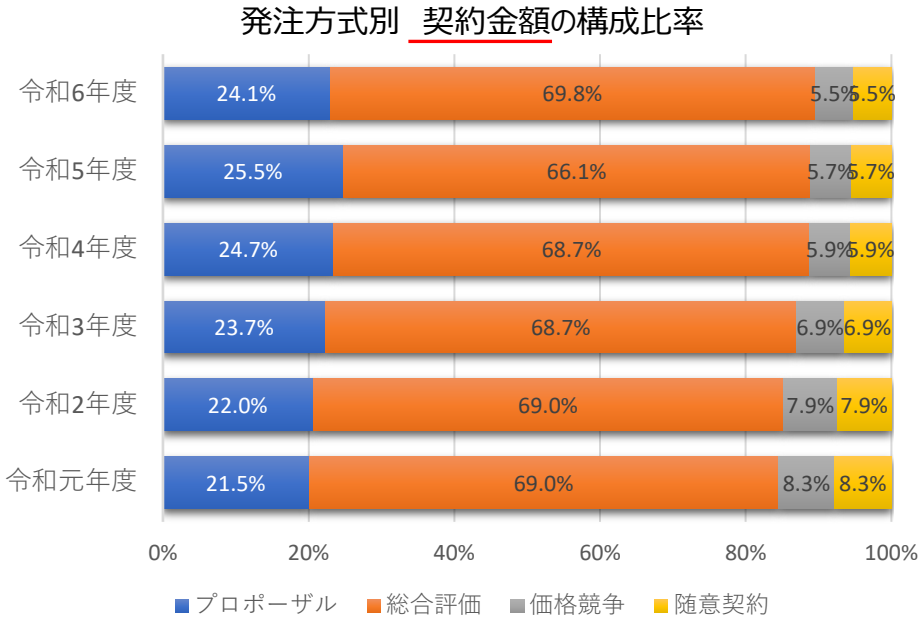
現 状

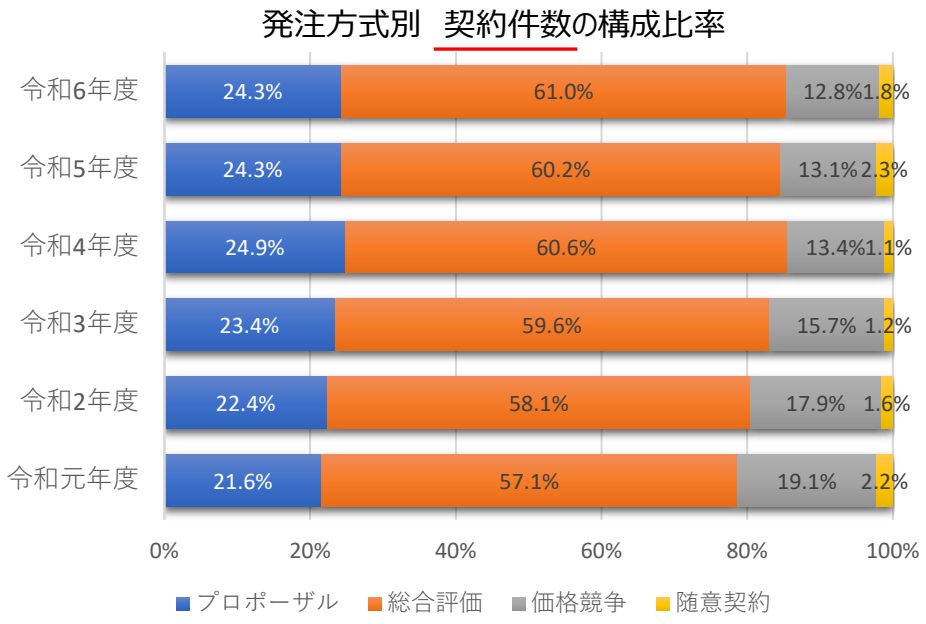
- プロポーザル方式の発注比率は横ばい、総合評価落札方式の発注比率は微増傾向

要望 17 地整

- プロポーザル方式の増加を主眼に、業務内容に応じた適正な発注方式の選定
- 難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加
- 価格競争入札から総合評価落札方式への移行業務の追加

【補足】 地方整備局における発注方式の構成比率の推移(令和元年度～令和６年)





※北海道開発局＋８地方整備局の業務を対象（港湾・空港関係、農林・水産関係を除く）

[出典：「令和7年度 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会資料」より作成]

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善

2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定

② 斜め象限図の適切な運用

現 状

- 発注方式は斜め象限図により選定されているが、新たな事業対応等への適合など逐次更新が必要
- 斜め象限図とチェックリストが併記されていないため、チェックリストの活用が現場（発注事務所）で不十分

要望 18 本省 地整

- 新たな業務への対応や技術的難易度の実態を考慮した、斜め象限図の更新

提案 3 本省 地整

- 建コン協会で作成した斜め象限図を補完するチェックリストの周知と活用
- 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」内の斜め象限図にチェックリストを併記

【補足】 プロポーザル方式の適用が望まれる業務

- マネジメント系業務、検討業務
- 高度な技術(診断、設計、施工方法、大規模修繕等）が要求される場合の補修・補強設計業務
- 災害時の対応など、地域コンサルタントの活用に繋がる、プロポーザル方式の適用について検討

【補足】 斜め象限図を補完するチェックリスト(河川分野の例）（**資料集P.74～75**に詳述）

番号	チェック項目	チェック
1	河川整備計画の策定または、策定済みの河川整備計画に基づく調査・設計か	□
2	河川砂防技術基準の「標準」以外の手法【「推奨」「例示」】による検討が必要か	□
3	対象河川延長、流域面積が基準値以上か(基準値は別途指定)	□
4	構造物の規模が基準値以上か(基準値は別途指定)	□
5	特殊構造物の設計か(樋門・樋管・排水機場以外)	□

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善

2.1.2. 計画系プロポーザル業務の業務規模の改善

現 状

- 道路分野の計画系業務(交通分野）はプロポーザル業務が基本となっているが、設計業務等技術者単価の上昇にもかかわらず、業務規模(発注金額）はここ数年増加していない又は微増に留まっている

要望 19 地整

- 業務規模の拡大を要望する業務において、都度、事前の見積徴収を行い、設計業務等技術者単価の上昇に見合った業務規模の拡大

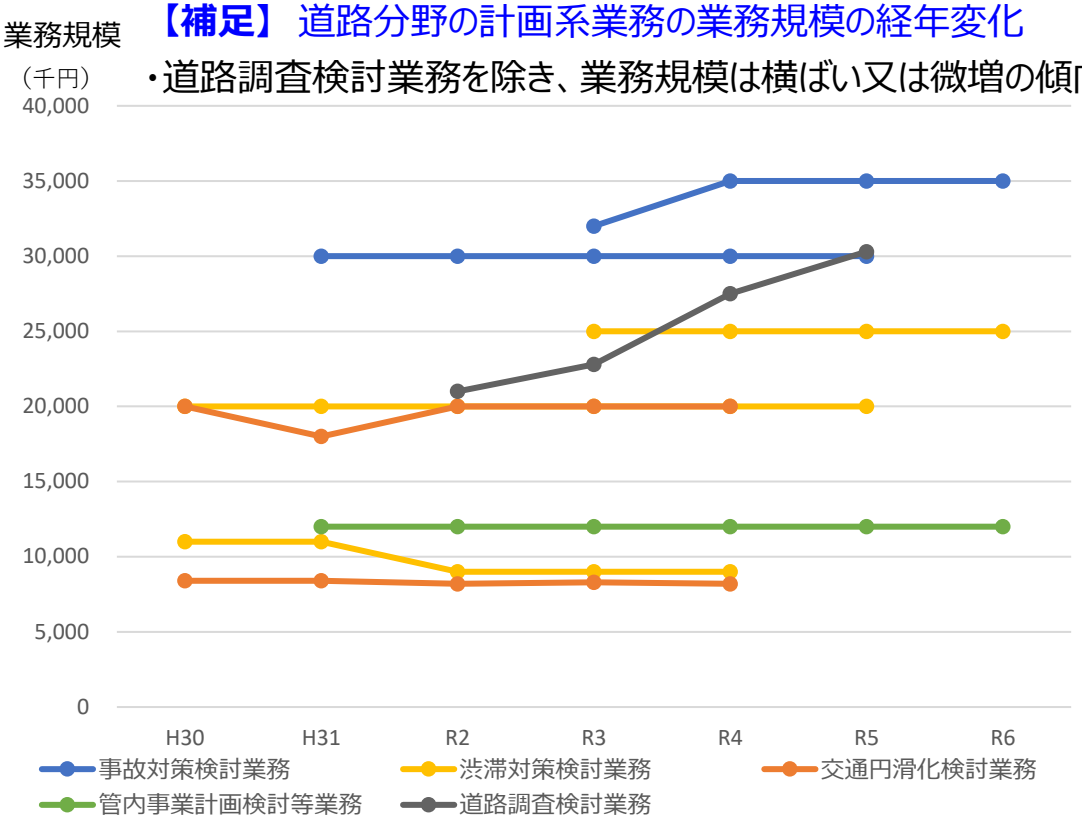
【補足】 道路事業における業務規模の拡大を要望する主な計画系業務

業務規模の拡大を要望する計画系業務

- 道路・交通等現況分析
  【マニュアル等で手法が決まっているものを除き、調査計画、企画立案を伴うもの等】
- 道路網整備計画検討
- 交通需要予測検討
- PIプロセス
- 社会実験実施
- 事業評価【全体計画を含むもの等】
- 整備効果分析検討
  【企画立案から実施するもの、委員会の運営を伴うもの】
- 交通安全・渋滞対策等検討
  【事故分析、渋滞分析、委員会運営】

【補足】 道路分野の計画系業務の業務規模の経年変化

・道路調査検討業務を除き、業務規模は横ばい又は微増の傾向



調査結果のうち、業務項目の増減なく4か年以上のデータがある案件のみ記載

[出典：建コン協会３社が把握しているデータをもとに作成]

2.1.3. 総合評価落札方式における落札率改善のための施策

現 状

- 総合評価落札方式における技術点の点差が０点(x=0)の割合は、令和3年度以降の全地方整備局平均で10%を超えている
- 資格や実績等の基礎点を除いた技術提案の評価点の差が0点の割合は、全地方整備局平均で39%、複数の地方整備局で50%前後と高い状態にある
- 技術点が同点の可能性を想定し、調査基準価格付近で応札せざるを得ず、実質的に価格競争に近い状態にある

要望 20 地整

- 総合評価落札方式における落札率の向上を促す施策（例えば価格点と技術点のウエイトの見直し、プロポーザル発注割合の増加、等）について意見交換の場の設置（**資料集P.76～77**）
- 各社の持つ技術力を適正かつ合理的に定量評価するための方法（技術点により大きな差がつく定量的な評価項目の設定や配点）についても、受発注者間での意見交換の実施

【補足】 技術点合計の点差傾向

		技術点の点差（1位と2位の点差）									
		x=0	0<x<1	1≦x<2	2≦x<3	3≦x<4	4≦x<5	5≦x<10	10≦x	-	案件数(総数)
北海道開発局		26.9%	20.6%	22.6%	10.6%	8.6%	2.3%	6.8%	1.6%	0.0%	N= 442
東北地方整備局		2.2%	33.5%	26.5%	13.0%	8.3%	5.2%	4.8%	4.3%	2.2%	N= 230
関東地方整備局		4.9%	29.2%	20.5%	11.4%	10.3%	4.9%	11.9%	3.2%	3.8%	N= 185
北陸地方整備局		0.7%	17.2%	20.1%	9.7%	16.4%	9.0%	17.9%	6.7%	2.2%	N= 134
中部地方整備局		5.8%	8.7%	23.3%	14.0%	15.7%	7.0%	16.9%	5.8%	2.9%	N= 172
近畿地方整備局		20.5%	28.6%	18.6%	8.7%	8.7%	5.0%	7.5%	0.6%	1.9%	N= 161
中国地方整備局		8.8%	48.0%	20.3%	8.1%	5.4%	0.7%	4.7%	0.7%	3.4%	N= 148
四国地方整備局		5.7%	7.3%	22.0%	17.9%	7.3%	8.1%	22.8%	6.5%	2.4%	N= 123
九州地方整備局		12.9%	30.2%	22.2%	15.7%	6.5%	2.8%	4.4%	3.6%	1.6%	N= 248
計	令和7年度	12.4%	25.0%	22.1%	12.0%	9.3%	4.4%	9.4%	3.3%	1.9%	N= 1843
	令和6年度	12.8%	22.3%	22.8%	14.1%	7.1%	5.4%	9.9%	3.6%	2.1%	N= 2602
	令和5年度	12.3%	24.6%	21.3%	13.0%	7.5%	5.8%	10.2%	3.1%	2.3%	N= 2676
	令和4年度	13.0%	20.5%	20.2%	13.5%	8.1%	5.9%	11.9%	3.5%	3.3%	N= 2456
	令和3年度	10.2%	18.3%	20.2%	12.0%	9.6%	6.8%	13.4%	5.7%	4.0%	N= 2719

【補足】 技術提案内容の点差傾向

整備局	業務件数	技術提案点差0(件数)	点差0率
北海道開発局	580	304	52.4%
東北地方整備局	335	74	22.1%
関東地方整備局	294	42	14.3%
北陸地方整備局	140	9	6.4%
中部地方整備局	223	67	30.0%
近畿地方整備局	219	102	46.6%
中国地方整備局	292	142	48.6%
四国地方整備局	162	77	47.5%
九州地方整備局	329	187	56.8%
合計	2574	1004	39.0%

注） R7年度は2025/4～2025/9月契約分。R6年度以前は通年値。

[出典：各地整HPの入札データ公開資料(空港・港湾除く)より入手：建コン企画部会「国土交通省発注実態調査結果」資料]

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善

2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善

① 業務成績評定の運用改善

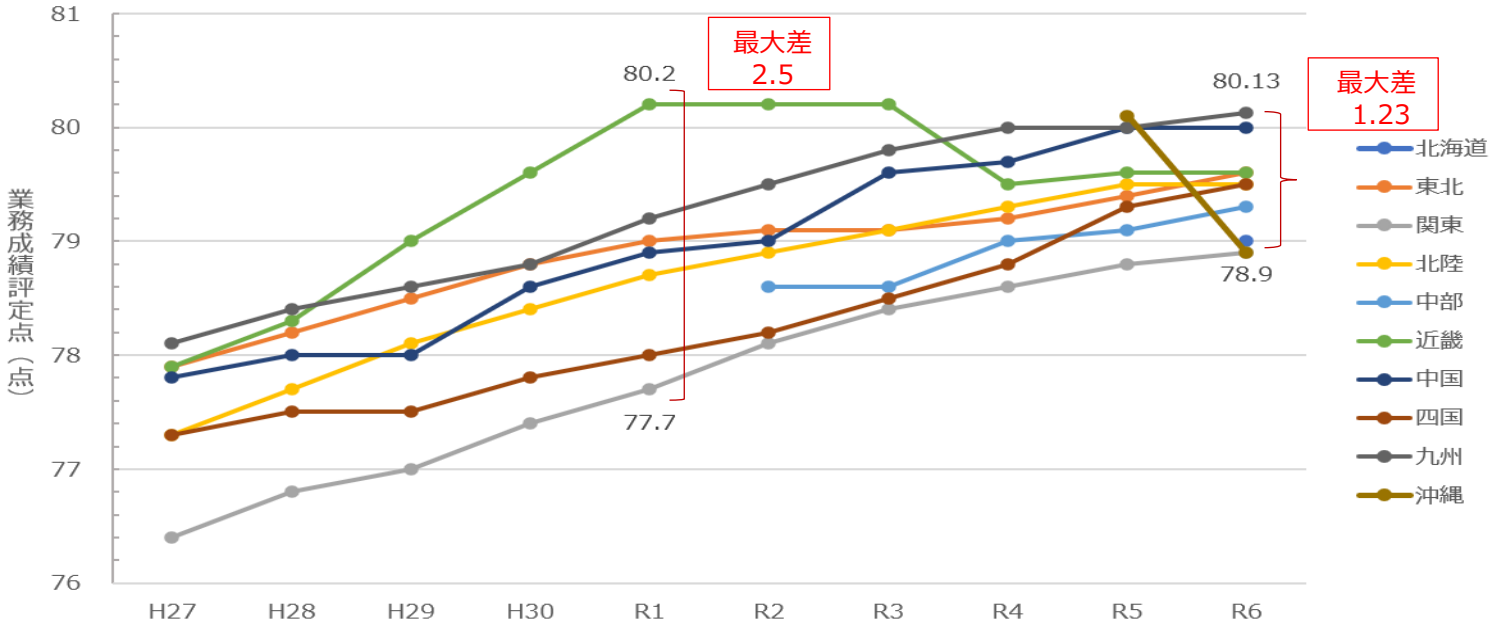
現 状

- 地方整備局の業務成績評定点の格差は改善傾向にあるが、依然として収束していない
- 平均点が低い地方整備局の業務に、平均点が高い地方整備局の業務を多く行っている企業が参入することにより、平均点が低い地方整備局の業務を中心に行っている企業が不利になる傾向にある

要望 21 本省 地整

- 公正な競争の阻害要因となる地方整備局間の評定点格差の是正又は運用面での対応
- 事務手続きに関する改善(細目を含めた業務成績評定の速やかな通知)

【補足】 地方整備局別業務成績評定点の推移



北海道開発局は令和5年まで非公表
中部地方整備局は令和元年まで非公表
沖縄総合事務局は令和4年まで未公表

[出典：各地方整備局の公表又は各地方整備局からの提供データ(令和7年10月）より作成]

2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善

① 業務成績評定の運用改善

【参考】 各発注機関の業務成績評定の評価状況

★本省ガイドライン ＜プロポーザル方式＞・国交省及び沖縄事務局発注業務を評価対象とする。
＜総合評価落札方式＞・国交省及び沖縄事務局発注業務を評価対象とする。

地方整備局	プロポーザル	総合評価落札
北海道	・国交省、沖縄事務局発注業務を評価対象とする。 （企業9段階、技術者9段階）	・国交省、沖縄事務局発注業務を評価対象とする。 （企業9段階、技術者9段階）
東北	・国交省、沖縄事務局発注業務を評価対象とする。 （企業9段階、技術者9段階）	・国交省、沖縄事務局発注業務を評価対象とする。 （企業9段階、技術者9段階）
関東	・各地方整備局、北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも農水、漁港、港湾空港関係を除く）（企業7段階、技術者7段階）	・国交省、沖縄事務局発注業務を評価対象とする。 （企業7段階、技術者7段階）
北陸	・国交省、沖縄事務局発注業務を評価対象とする。 （選定段階：企業17段階、技術者17段階） （特定段階：企業評価なし、技術者18段階）	・国交省、沖縄事務局発注業務を評価対象とする。 （指名段階：企業17段階、技術者17段階） （入札段階：企業評価なし、技術者13段階）
中部	・国交省、沖縄事務局発注業務を評価対象とする。 （企業評価しない、技術者5段階）	・当該地方整備局発注業務を評価対象とする。 （企業評価しない、技術者5段階） ・他地方整備局、沖縄事務局発注業務を評価対象としない。
近畿	・国交省、沖縄事務局発注業務を評価対象とする。 （企業9段階、技術者9段階、同種・類似9段階）	・国交省、沖縄事務局発注業務を評価対象とする。 （企業9段階、技術者9段階、同種・類似9段階）
中国	・国交省、沖縄事務局発注業務を評価対象とする。 （企業：平均技術者業務成績評定点を比例配分 技術者：平均技術者評定点を比例配分）	・国交省、沖縄事務局発注業務を評価対象とする。 （企業：平均技術者業務成績評定点を比例配分 技術者：平均技術者評定点を比例配分）
四国	・国交省、沖縄事務局発注業務を評価対象とする。 （企業9段階、技術者9段階）	・当該地方整備局発注業務を評価対象とする。 （企業9段階、技術者9段階）
九州	・国交省、沖縄事務局発注業務を評価対象とする。 （企業8段階、技術者8段階）	・国交省、沖縄事務局発注業務を評価対象とする。 （企業8段階、技術者8段階）
沖縄	・国交省、沖縄事務局発注業務を評価対象とする。 （企業6段階、技術者6段階）	・国交省、沖縄事務局発注業務を評価対象とする。 （企業6段階、技術者6段階）

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善

2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善

② 業務・技術者表彰の運用改善

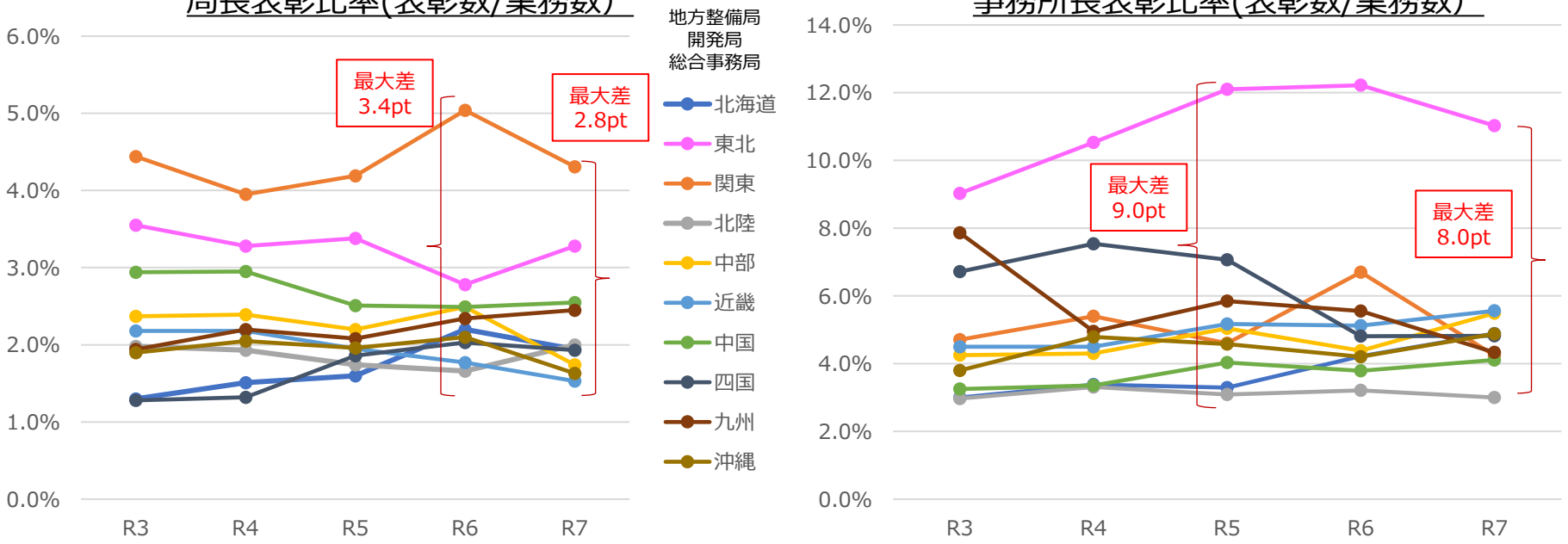
現 状

- 局長表彰比率・事務所長表彰比率は各地方整備局間でばらつきがあり、平均点が低い地方整備局の業務を中心に携わっている企業が不利になる傾向にある
- プロポーザルの結果、特定者のみ社名が公開され、非特定者が他社との配点差を確認できない場合がある
- プロポーザル・総合評価落札方式における表彰の取り扱いは、地方整備局で異なった運用例がある

要望 22 本省 地整

- プロポーザル・総合評価落札方式における表彰の取扱いについて、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(平成27年11月）」に沿った統一的運用

【補足】 地方整備局別局長表彰比率、事務所長表彰比率の推移



[出典：建コン協会「各地方整備局の各表彰件数と業務件数に占める比率の実態調査」（令和8年3月調査）]

2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善

② 業務・技術者表彰の運用改善

【参考】 各発注機関の業務・技術者表彰の評価状況

★本省ガイドライン ＜プロポーザル方式＞・国交省及び沖縄事務局発注業務を評価対象とする。
＜総合評価落札方式＞・国交省及び沖縄事務局発注業務を評価対象とする。

地方整備局	プロポーザル方式	総合評価落札方式
北海道	当該地方整備局発注業務を評価対象とする。	当該地方整備局発注業務を評価対象とする。
東北	国交省及び沖縄事務局発注業務を評価対象とする。	当該地方整備局発注業務を評価対象とする。
関東	各地方整備局、北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも農水、漁港、港湾空港関係を除く）を評価対象とする。	当該地方整備局発注業務を評価対象とする。
北陸	発注方式に関わらず、①国交省及び沖縄事務局発注業務の表彰、②当該地方整備局発注業務の表彰の2ケースを運用している。	発注方式に関わらず、①国交省及び沖縄事務局発注業務の表彰、②当該地方整備局発注業務の表彰の2ケースを運用している。
中部	国交省及び沖縄事務局発注業務を評価対象とする。	当該地方整備局発注業務を評価対象とする。
近畿	国交省及び沖縄事務局発注業務を評価対象とする。	当該地方整備局発注業務を評価対象とする。
中国	国交省及び沖縄事務局発注業務を評価対象とする。	当該地方整備局発注業務を評価対象とする。
四国	国交省及び沖縄事務局発注業務を評価対象とする。	当該地方整備局発注業務を評価対象とする。
九州	国交省及び沖縄事務局発注業務を評価対象とする。	当該地方整備局発注業務を評価対象とする。
沖縄	国交省及び沖縄事務局発注業務、又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された業務を評価対象とする。	当該地方整備局発注業務、又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された業務を評価対象とする。

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善

2.1.5. 国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用

① 令和４年度からの試行結果を踏まえた適切な対応

現 状

- 令和4年度試行の技術士とRCCMとの組合せ加点は、令和5年度から変更して試行
- 令和５～７年度の試行において、RCCM資格が他の国土交通省登録資格より不利な評価となっているケースがある

要望 23 本省

- 令和７年度試行状況やその効果の共有
- RCCM資格の適正な評価と組合せ加点する資格の適切な選定
- 維持管理分野（補修設計を含む）での適用を基本
- 計画的に資格取得ができるよう、資格の評価方針の事前公開
- 本格導入について、余裕を持ったスケジュール設定

提案 4 本省

- RCCM資格を他の国土交通省登録資格より高い評価とする
- RCCM資格について、技術士と同様に、他の国土交通省登録資格と組合せて評価する

【補足】 建コン協会が提案する国土交通省登録資格組合せ加点の概要

RCCMは、専門的な知識に加え**「管理技術力」「建設一般」「関連法制度」「技術者倫理」**を網羅し、幅広い分野に対応できる管理技術者の資質を試験や更新講習などにて確認している。4年に1回の資格更新では、**所定のCPD単位の取得と更新講習の受講などを義務付け**、専門技術力と管理技術力の向上・維持を図っている。

令和5年度以降の試行の組合せ加点の配点

配点		組み合わせ	
（資格）	（配点順）	（配点順）	
① 技術士	1) ① 6	1) ①＋②2	8
② 国土交通省登録資格（施設分野・業務）		2) ①	6
1（RCCM、土木学会認定技術者）	2) ② 2	3) ②1＋②2	4
2（RCCM、土木学会認定技術者 以外）		4) ②1または②2	2
③ 上記以外のもの（国土交通省登録資格を除いて、発注者が指定するもの）	3) ③ 1	5) ③	1

建コン協会案

配点		組み合わせ	
（資格）	（配点順）	（配点順）	
① 技術士	1) ① 6	1) ①＋③	8
② 国土交通省登録資格（施設分野・業務）（RCCM、土木学会認定技術者）	2) ② 3	2) ①	6
		3) ②＋③	5
③ 国土交通省登録資格（施設分野・業務）（RCCM、土木学会認定技術者 以外）	3) ③ 2	4) ②	3
		5) ③	2
④ 上記以外のもの（国土交通省登録資格を除いて、発注者が指定するもの）	4) ④ 1	6) ④	1

[出典:建コン協会「資格・CPD部会資料」]

2.1.6.プロポーザル業務の入札調書の公表

現 状

- プロポーザル業務における結果公表に関し、各地方整備局等において、公表方法や公表項目に差異があり、様式が統一されていない。そのため、全国的な情報収集や分析が煩雑となっている
- 特定、非特定の業者名の公表状況が各地方整備局一律ではないため、他社分析に偏りが生じる

要望 24 本省 地整

- 公表方法（PPIでの閲覧）、公表様式（「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」に準拠したもの）、公表内容（特定された企業以外の社名について公表）などを、各地方整備局で統一いただきたい

【補足】入札調書の公表状況：関東地整はほぼ全ての項目で公表

凡例：○ 特定者及び非特定者の社名が公表されている。　△ 特定者の社名は公表されているが、非特定者の社名は公表されていない。
ー 社名は公表されていない。

発注機関	選定時		特定時			備　考
	選定結果書（選定の有無、理由）	選定資料（評定点数）	プロポーザル評価表		特定結果書（特定の有無、理由）	
			技術点の内訳（概略）	技術点の内訳（詳細）		
北海道開発局	△	△	○	○	○	担当部署のHPで公表
東北地方整備局	△	△	△	△	△	担当部署のHPで公表
関東地方整備局	○	△	○	○	○	PPIで公表
北陸地方整備局	○	△	△	△	△	担当部署のHPで公表
中部地方整備局	ー	ー	○	○	○	PPIで公表
近畿地方整備局	○	△	△	△	△	PPIで公表
中国地方整備局	○	△	△	△	○	PPIで公表
四国地方整備局	○	△	△	△	○	PPIで公表
九州地方整備局	○	△	○	○	○	PPIで公表
沖縄総合事務局	○	△	○	○	○	担当部署のHPで公表

※公表様式は「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について（最終改定令和7年6月12日）」が基本となっているが、地整等によっては様式が異なるものが存在する。

2.1.7.技術提案・交渉方式のコンサルタント業務への適用

現 状

- 品確法第18条では「当該工事等の使用の確定が困難である場合において・・・・技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定したうえで契約することができる」とされている
- コンサルタント業務におけるプロポーザル方式は、参加者から提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方式であり、特に高度な技術を要する業務等においては、上記品確法第18条が適用できるものと考える
- 一方で現在の制度では、技術評価の項目ではないが参考業務規模を踏まえた参考見積を提出することとされており、参考業務規模を超える提案を行ったとしても、その提案がプロポーザルの選定において評価されることはほとんどなく、参考業務規模が技術提案の事実上の上限拘束となっている

【参考】 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会（令和８年5月27日）

国土交通省は、総合評価方式における技術提案が実際に品質向上に寄与しているか、また価格競争に寄っていないかなどを、データ分析やアンケート、ヒアリング等を通じて検証していく考えを示した。併せて、人材確保や労働環境の改善といった政策的要素が品質に与える影響も追跡調査していく。さらに、米国で一般的な QBS（Quality-Based Selection）を含む新たな方式についても、まずは制度内容を勉強していく姿勢が示された。

要望 25 本省

- 品確法第18条に基づく技術提案・交渉方式をコンサルタント業務にも適用できるよう検討

【補足】技術提案・交渉方式の概念フロー



2.2. 地方自治体における発注方式の改善

2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定

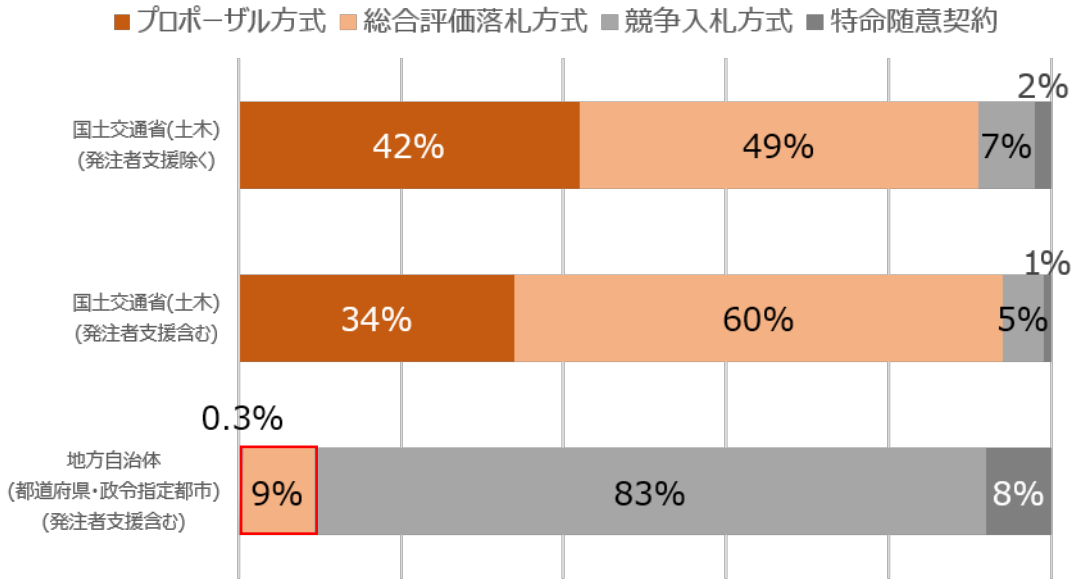
現 状

- プロポーザル方式・総合評価落札方式での発注は極めて少なく、魅力ある業界を実現するために価格競争から技術競争への移行が不可欠
- 地方自治体における価格競争入札方式による発注業務(2000万円以上)のうち、約7割は総合評価落札方式もしくはプロポーザル方式での発注が妥当との調査結果(建コン協調べ)」

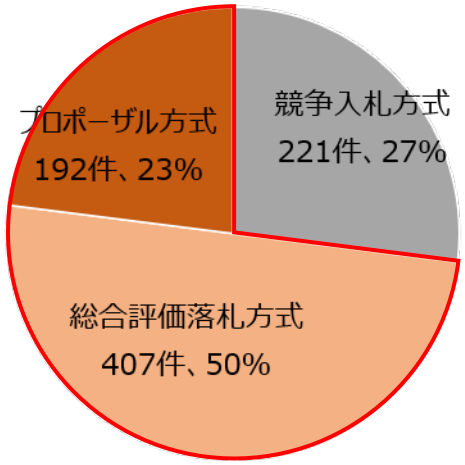
要望 26 自治体

- 斜め象限図の周知と適用促進
- 技術力による選定・発注方式(プロポーザル方式・総合評価落札方式）の導入促進、発注増加（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(平成27年11月）」を参考）
- 技術力評価を適正に行うための、業務成績評定や業務・技術者表彰の導入促進
- 地方自治体における総合評価落札方式導入の取組みの水平展開（**資料集P.78～80**）

【補足】 国土交通省と地方自治体における契約件数割合の相違（令和6年度）



【補足】 地方自治体発注競争入札方式（2000万円以上）における技術競争発注が妥当な割合(令和6年度)

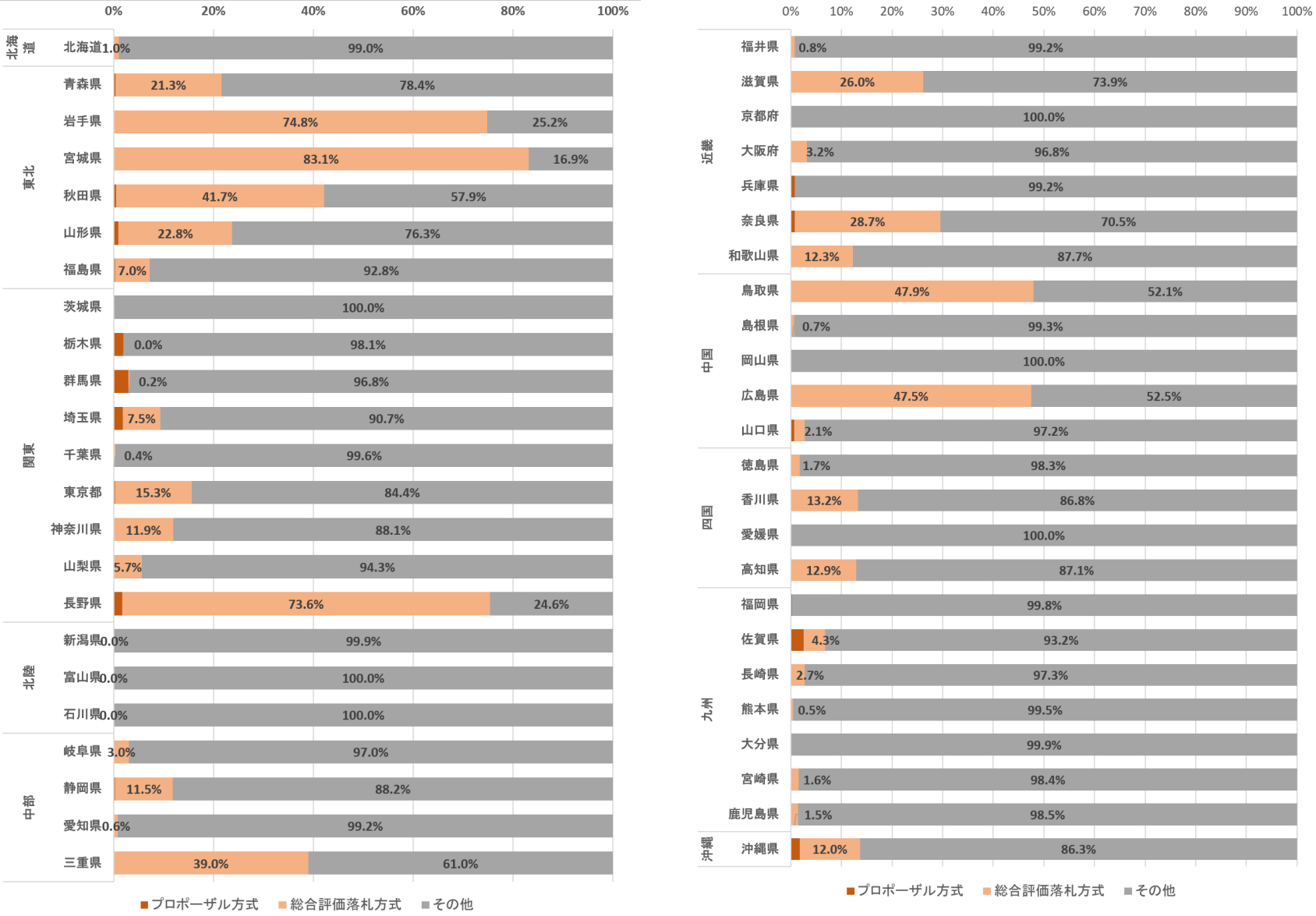


[出典：建コン協会「16社調査」]

2.2. 地方自治体における発注方式の改善

2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定

【参考資料】都道府県別のプロポーザル方式・総合評価落札方式契約割合（令和6年度）



[出典：建コン協会 「入札・契約制度の実態調査」]

2.2. 地方自治体における発注方式の改善

2.2.2.最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大(事前公表の撤廃)

現 状

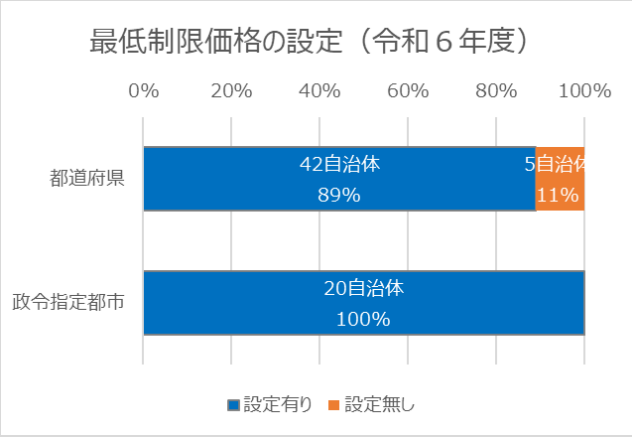
- 最低制限価格制度は、１割程度の地方自治体が導入していない状況
- 低入札価格調査制度は、２割程度の地方自治体が導入していない状況（政令指定都市は５割以上未導入）
- 予定価格の事前公表は、３割程度の地方自治体が実施(一部実施含む）している状況
- 総務省、国交省連名「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」（令和4年３月９日）にて、価格の事前公表取りやめに関しても記載

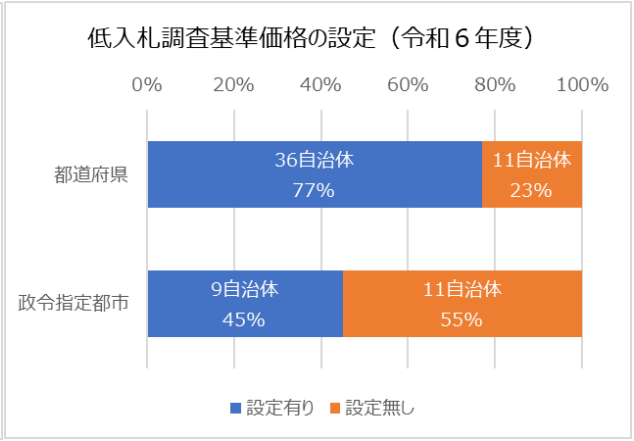
要望 27 自治体

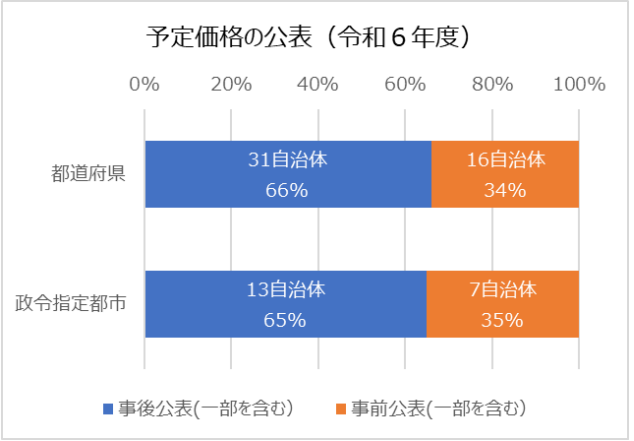
- 最低制限価格制度の導入徹底
- 予定価格の事後公表の拡大(事前公表の撤廃)

【補足】 品確法「発注関係事務の運用に関する指針」(令和7年2月3日改正) P.18

・地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際 に適切な積算を行わなかった入札参加者がくじ引きの結果により受注するなど、技術力や 経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が 生じた場合には、**速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じる。**







［出典：建コン協会「都道府県及び政令市における最低制限価格制度等の導入状況調査」］

2.2. 地方自治体における発注方式の改善

2.2.3. 入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用

現 状

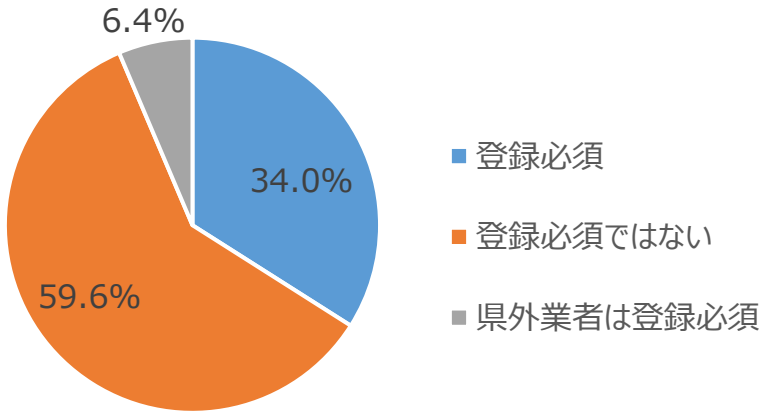
- 建コン業務において、入札参加資格に建設コンサルタント登録を必須としている都道府県は約34%、政令指定都市は25%（2026年度調査）
- 建設コンサルタント登録を有しない企業が建コン業務を実施した場合に、一定の品質が確保できない懸念がある

要望 28 自治体

- 入札参加資格において「建設コンサルタント登録」を必須条件とする審査制度

【補足】 入札参加資格における建設コンサルタント登録制度の活用状況（2026年度）

◆入札参加資格審査段階における登録制度の活用状況
※地方自治体（47都道府県）の内訳



◆入札参加資格審査段階における登録制度の活用状況
※政令指定都市（20自治体）の内訳

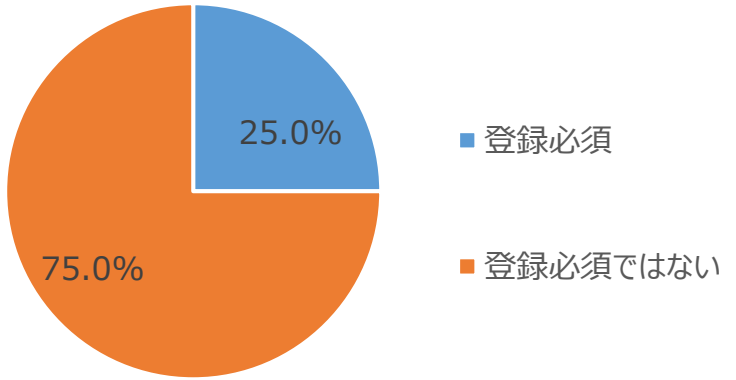


図　2026年度地方公共団体(都道府県・政令指定都市)入札参加資格審査段階における登録制度の活用状況

[※ 登録・法制度専門委員会 調査]

【補足】 建設コンサルタント登録制度

- 主に土木に関する21の登録部門の全部又は一部について建設コンサルタントを営む者が、一定の要件を満たした場合に国土交通大臣の登録が受けられる制度
- 登録企業は一定水準の技術者及び財務条件を満たした企業であり、一定の成果品質が確保される

2.3. 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進

現 状

- 地域コンサルタントは限られた地方公共団体の発注動向の影響を大きく受け、不安定な経営環境であり、地域コンサルタントの技術的な特徴を活かし、担うべき事業分野を拡充していく取組みが必要
- ただし、国土交通省の実績のない企業も多く、技術力の向上につながる業務受注の機会が少ない
- そこで、各地方整備局において、国土交通省の実績が無くてもチャレンジ可能な試行(地方自治体の実績を評価する方式、国の成績評定点・表彰などの配点を無くすか減ずるチャレンジ方式など）を推進中

【事例】 地域コンサルタント育成のための施策施行の概要

試行目的	タイプ	タイプの目的と概要
地域企業の育成	チャレンジ型	地域企業の新規参入の促進を目的として、自治体実績を直轄実績と同様に評価したり、企業・技術者評価の影響を緩和し、実績のない（少ない）地域企業の入札参入を促す方式。
	地域貢献度評価型	災害対応等の体制の確保・育成を目的として、災害協定や災害時の活動実績等の地域貢献を評価し、地域企業の技術力向上と参入機会の確保を促す方式。
	地域要件設定型	地域の担い手の確保・育成を目的として、企業の本店を一定地域内に有することを参加要件としたり、当該地方整備局の業務成績を優位に評価し、地域企業の参入・受注機会を確保する方式。
	実績評価緩和型	実績が少ない業務でより高い技術力を有する企業の参加を促すことを目的として、「同種・類似業務実績」に代えて、評価テーマの技術提案の内容を裏付ける「技術的経験」を求める方式。

［出典：令和７年度発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会-業務・マネジメント部会-(令和８年１月１４日）資料より抜粋・加筆］

【事例】 地域コンサルタント育成のための「チャレンジ型」の施策施行の事例

発注機関	東北地方整備局	北陸地方整備局	九州地方整備局
契約内容	総合評価落札方式		
評価細目	自治体の業務成績も評価可能	業務成績・表彰などの配点を無くすか減ずる方式	
地域要件	業務ごとに設定（本店縛りあり）	本店縛り	業務ごとに設定（本店縛りあり）
成　績	自治体の成績を50%で評価	業務成績評価を低減	評価しない
表　彰	表彰加点あり	評価しない	評価しない
地域精通度	加点あり	通常より高く配点	通常より高く配点
受注状況	地域コンの受注は少ない	地域コンが受注	８割は地域コンが受注

［【出典：建コン協会「地域配慮試行の実態調査」から抜粋］

2.3. 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進

要望 29 地整 自治体

- 地域の実情に応じた方式を継続検討して頂き、チャレンジの機会を増加
- 国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進
- 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務のさらなる拡大
- チャレンジ型などのタイプ別発注件数、地域コンサルタントの参加件数、受注件数等のデータ提供

【補足】 地域コンサルタントの定義（建設コンサルタンツ協会）

企業本社のある都道府県内での営業活動が中心で、かつ単一ブロック（国土交通省地方整備局）内で営業活動を行っている企業

【事例】 地域コンサルタント育成のための施策施行状況

大区分	中区分	地整名									
試行目的	タイプ	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
地域企業の育成	チャレンジ型		地方自治体等の受注実績の評価	自治体等の受注実績を評価する試行 総合評価落札方式（簡易型1：1)(実施能力評価拡大型)		他機関・地方自治体の受注実績の評価 技術者の業務成績評価基準の緩和	業務チャレンジ型	業務チャレンジ型	地域企業の活用促進（チャレンジ型）	技術提案チャレンジ型	地方自治体等の受注実績の評価
	地域貢献度評価型		地域企業の活用促進方式(チャレンジ型)	地域貢献度(災害協定等に基づく活動実績の評価) 地域貢献度(災害協定締結の有無の評価)	地域貢献度(災害協定等に基づく活動実績の評価)			地域貢献度(災害協定に基づく活動実績の評価)	災害支援等関係功労企業に対する感謝状を評価		地域対応活動の実績や災害対応協定の締結の有無の評価
	地域要件設定型	地域貢献度評価型	地域特性を踏まえた検討を行う業務における発注方式の試行	地域要件の設定（本店縛り）	総合評価落札方式（簡易特別型） 地域特性を踏まえた検討を行う業務における発注方式		地域特性を踏まえた検討を行う業務における発注方式	地域要件の設定（本店縛り） 地元企業参加型JV 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務の試行	四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務の試行	地域特性重視型(地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務の試行)	地域特性を踏まえた検討を行う業務における発注方式の試行
	実績評価緩和型			拡大型ﾌﾟﾛﾎﾟｰｻﾞﾙ方式の実績要件緩和							

［出典：令和７年度発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会-業務・マネジメント部会-(令和８年１月１４日）資料より抜粋・加筆］

2.4.新たな契約制度への対応

2.4.1. 生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大と制度改善

・監理業務(PM･CM）、事業促進PPPの拡大と制度改善

現 状

- 新たな業務形態において、実施状況をフィードバックし適切な運用改善や適用範囲の拡大が必要

要望 30 本省

- 事業促進PPP、PM･CMに従事する技術者の適正な技術者単価ランク（職務区分）の適用
- 官民の役割分担の明確化･請負契約から準委任契約等への改善
- 技術的な難易度や早期供用（震災からの復興）などの事業条件を考慮した業務費用の設定や柔軟な設計変更

要望 31 地整

- 監理業務(PM･CM）：平常時での適用拡大
- 事業促進PPP：「受注制限緩和」の取組みの更なる拡大
  （国土交通省直轄の事業促進ＰＰＰに関するガイドライン（令和6.4改正版）の適正な運用）

【事例】 事業促進PPPの「受注制限緩和」の運用の状況（R7年度発注業務の契約書等より）

	北海道開発局	東北地整	北陸地整※2	関東地整	中部地整※2	近畿地整※2	中国地整	四国地整	九州地整※2	沖縄総合事務局
実施状況※1	―	○	×	○	△	×	○	×	△	―
実施件数／業務件数	―	24/24	0/14	23/23	3/13	0/13	12/12	0/11	2/10	―

※1：実施状況の凡例　○：80%以上実施　△：20～80%未満　×：20%未満

※2：北陸地整、中部地整、近畿地整、九州地整は、契約書等に受注制限の緩和に関して記載がない業務を未実施とした。

【出典】建コン協調べ（マネジメントシステム委員会）（令和7年４月）

◆事業促進PPP方式のガイドラインの記載内容

・事業促進PPPの受注インセンティブ向上のため、工区内の業務については、公平中立性への配慮が特に必要とされる業務を除き、受注制限を緩和できる。

・積算、技術審査等、発注者が業務の受注者とは中立的に実施すべき業務は、発注者が別途契約する発注者支援業務の活用等の対応が必要である。

【出典】国土交通省直轄の事業促進ＰＰＰに関するガイドライン　平成31 年３月（令和６年４月一部改正）国土交通省

3章. 品質の確保・向上

設計から施工に至る段階でのエラー防止の取組み、業務の明確化と適切な費用計上に関する要望

「要望と提案」の概要

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み				
3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施	提案 5	自治体		P.47
3.1.2. 条件明示チェックシートの効果的な運用・活用	要望 32	地整	自治体	P.48
3.1.3. 設計から施工への確実な情報共有				
①施工条件明示チェックシートの試行拡大	要望 33	地整		P.49
②設計と施工のシームレス化の検討1	提案 6	本省	地整	自治体 P.50
②設計と施工のシームレス化の検討2	要望 34	自治体		P.52
3.2.詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保				
3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上				
① 詳細設計における作業実態と歩掛との乖離の解消	要望 35	自治体		P.53
② 指定仮設と任意仮設の受発注者間の認識不一致を解消	要望 36	地整		P.54
	要望 37	地整	自治体	P.54
3.2.2. 詳細設計から施工に至る段階(三者会議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用	要望 38	地整	自治体	P.55
3.3.適切な設計変更				
3.3.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更	要望 39	地整		P.56

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施

現 状

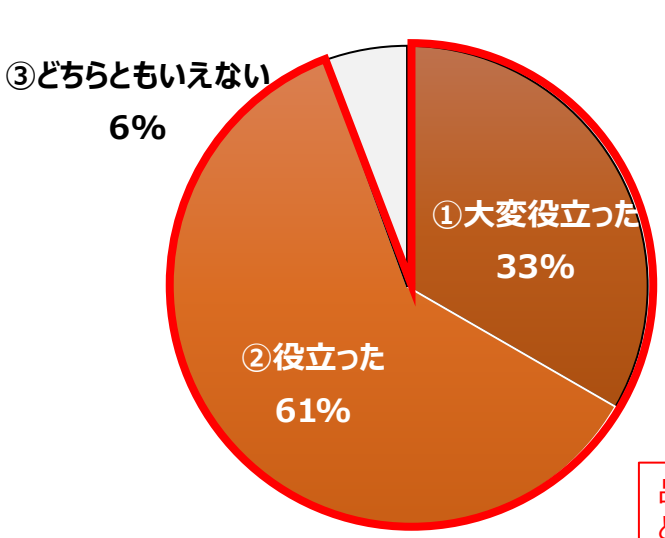
- アンケートの結果、合同現地踏査は、エラー防止や品質向上に役立ったとの回答が94%
- 地質技術者が参画した合同現地踏査は全体の22%(昨年22%）にとどまる

提案 5 自治体

- 合同現地踏査を継続的に実施し、受発注者双方の共通認識をもち設計条件の精度向上を図る
- 地質情報の不確実性が高い現場では、必要に応じ地質技術者の参加を要請し、設計成果の品質向上を図る

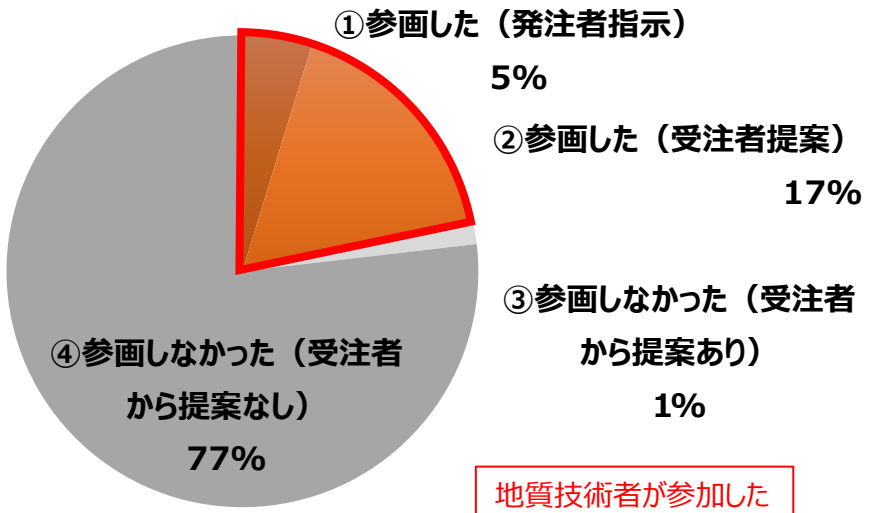
【補足】 合同現地踏査の実施状況調査

問：合同現地踏査の実施は、エラー防止や品質向上に役立ったと思うか



品質向上に役立ったとの回答は94%

問：合同現地踏査に、地質技術者は参加したか



地質技術者が参加した割合は22%

[出典：建コン協会「合同現地踏査の実施状況に関するアンケート調査」(令和7年7月）]

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.2. 条件明示チェックシートの効果的な運用・活用

現 状

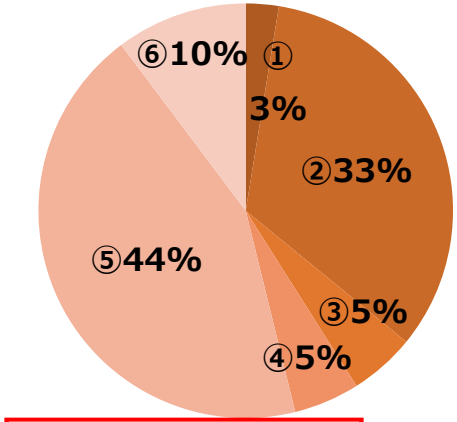
- 条件明示チェックシートの特記仕様書への記載率が53%、シート作成率が40%と低迷
- 業務着手段階を含め発注者側から提示されたものは46%と低迷。

要望 32 地整 自治体

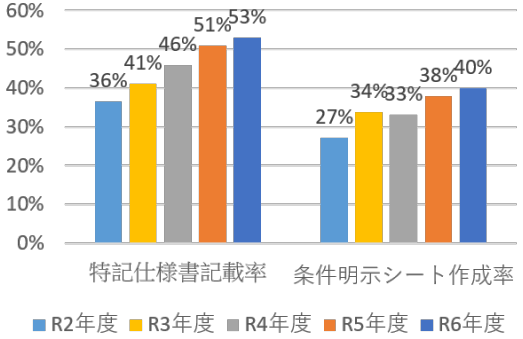
- 条件明示チェックシートの積極的な周知・活用促進
- 施策例：業務公示時の特記仕様書に添付するなど契約図書として明確化
  ：発注段階の公示資料への添付もしくは契約後の初回協議時に「条件明示チェックシート」提示を徹底。
  ：建コン協会作成リーフレットの現場への配布（**資料集P.83**）

【補足】 条件明示チェックシートの活用実態調査

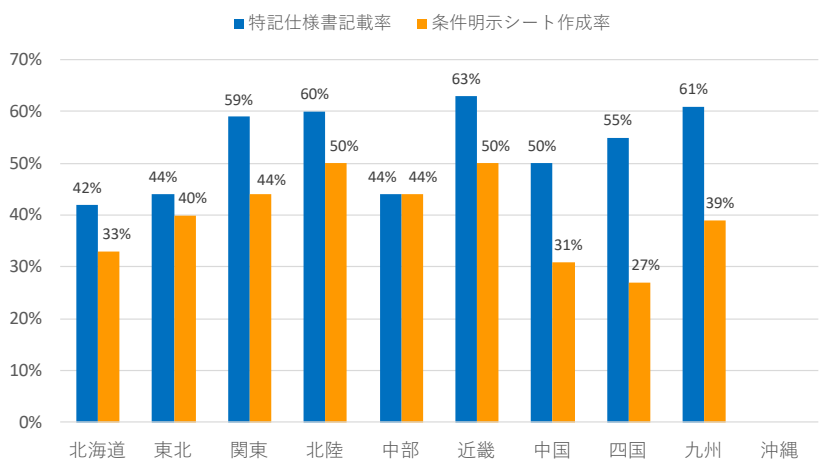
問：業務着手後の「条件明示チェックシート」の提示状況について



[出典：建コン協会「条件明示チェックシートの活用実態調査」（令和7年7月）]



対象業務：各年度に完了した国土交通省　詳細設計の全業務
（「予備設計を行わずに詳細設計を行なった業務」も含む※）



令和６年度業務	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
業務数	12	25	27	10	16	8	16	11	38	
特記仕様書記載業務数	5	11	16	6	7	5	8	6	23	
特記仕様書記載率	42%	44%	59%	60%	44%	63%	50%	55%	61%	
条件明示シート作成業務数	4	10	12	5	7	4	5	3	15	
条件明示シート作成率	33%	40%	44%	50%	44%	50%	31%	27%	39%	

[出典：建コン協会「条件明示チェックシートの活用実態調査」(令和7年7月）]

【好事例】 条件明示チェックシートの取り組み強化（関東地方整備局）

建設コンサルタントが担う土木工事の詳細設計について、手戻り防止の取り組み強化のため、「条件明示チェックシート」の提示を事務所発注のすべての設計業務で明示する。令和８年８月１日以降発注業務に適用。道路、橋梁、樋門・樋管、排水機場、築堤護岸、山岳トンネル、共同溝、砂防堰堤の８種類を想定

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.3. 設計から施工への確実な情報共有

①施工条件明示チェックシートの試行拡大

現 状

- 関東地方整備局にて、R7年度発注の4件の橋梁工事を対象とした施工条件明示チェックシート活用（関東地整試行名称：工事発注時チェックシート）を試行中
- 現在の試行運用において、以下の課題が挙げられる
  - シートは文章のみの記載で、情報が確実に伝達されないことが懸念される
  - 詳細設計段階に作成するため、情報の漏れ等が懸念される
  - 施工者が同シートに依存し、報告書の確認が疎かになることが懸念される

要望 33 地整

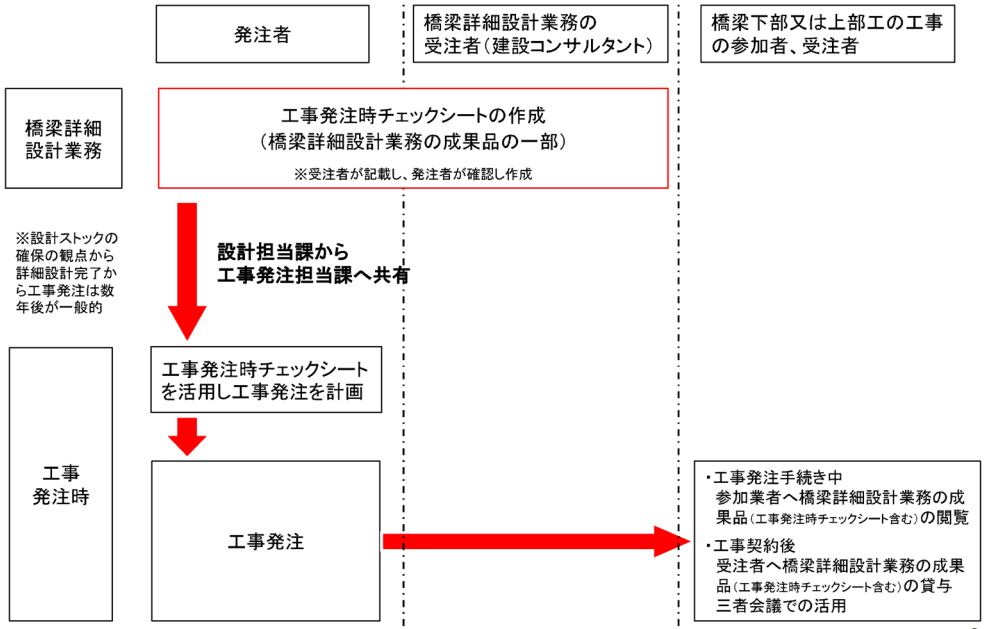
- 詳細設計時及び発注・施工段階も含め、効果や課題解決に向けた受発注者双方による継続的な協議
- 施工条件明示チェックシートの水平展開

【補足】 工事発注時チェックシートについて

・活用目的
　発注者が工事発注時に施工条件を確認し、工事受注者に対して必要な施工条件等が明示されているかを確認するためのツール

・記載内容例
　詳細設計業務において設定している設計条件・施工条件・設計思想・工事前に完了しておくべき公文書協議の状況、施工上の配慮事項

【事例】工事発注時チェックシートの活用イメージ(関東地方整備局)



[出典：「関東地方整備局HP　工事発注時チェックシート(案)(橋梁詳細設計)」の試行について]

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.3. 設計から施工への確実な情報共有

② 設計と施工のシームレス化の検討 1

現 状

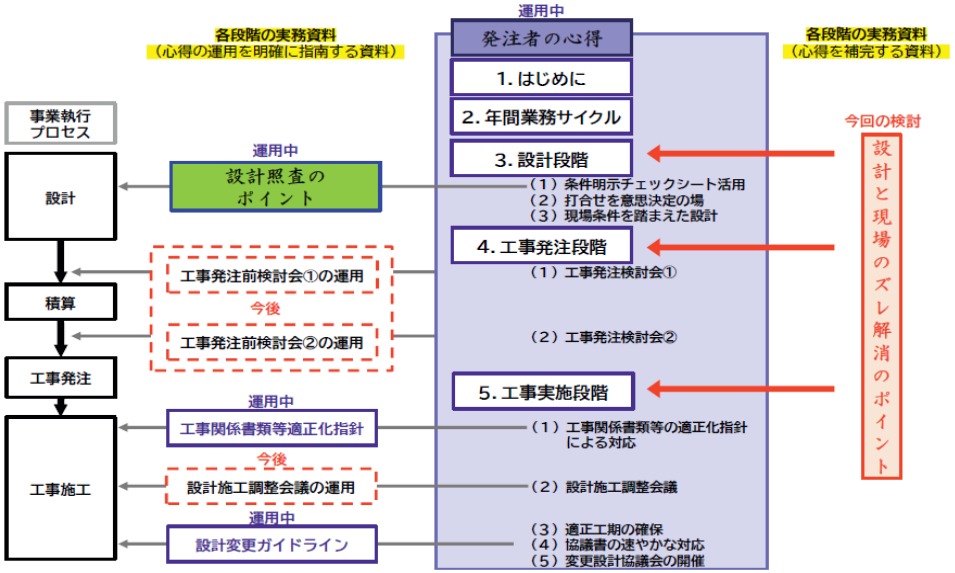
- 設計段階で作成した設計・詳細図に対し、施工段階で追加検討や修正が必要となるケースが多い
- 設計者と施工者双方の意思伝達や意見交換を行う場の減少

提案 6 本省 地整 自治体

- 土木工事において設計段階と施工段階がより一体的に進められる取組みの検討やECI（技術協力・施工タイプ）方式の活用を拡大
- ECI方式の活用においては、各関係者における役割分担や適性な対価となるような契約方法の見直しを実施
- 「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」のｺﾝｻﾙ版の作成・運用・モニタリングを提案

【事例】 発注者の心得」の実務書 「設計と現場のズレ解消のポイント」（四国地方整備局）

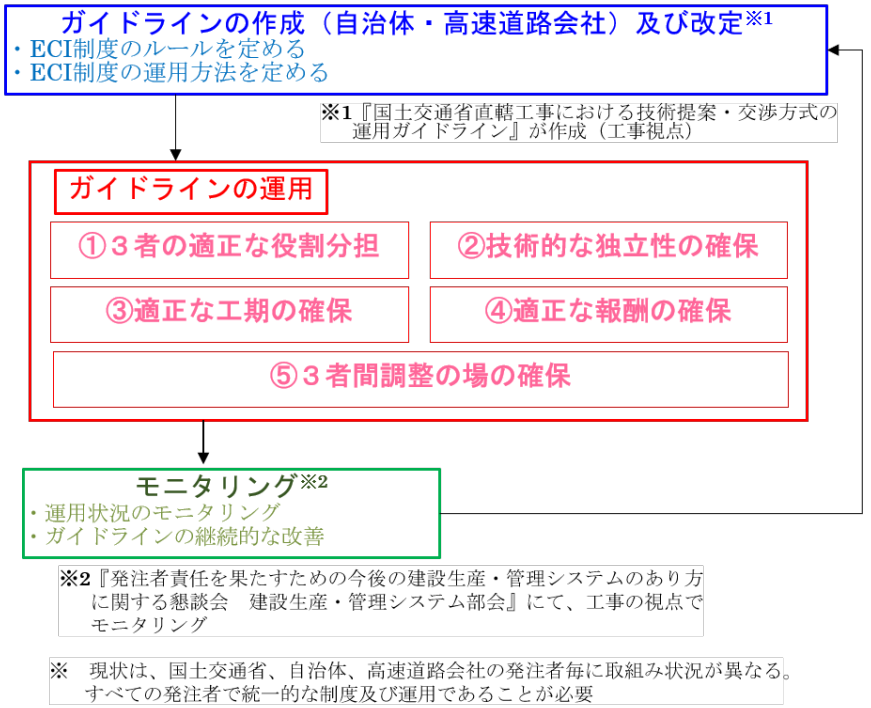
・発注者、設計者、施工者の3者意見交換会の結果を取りまとめ、設計と現場のズレの要因、解決方法、ズレ解消の包括的ポイント及び個別ポイントを整理
・事例で見るズレ解消のためのポイントで各者の共通認識を醸成



[出典：「四国地方整備局HP 設計と現場のズレ解消のポイント(R8.3月策定)より抜粋]
https://www.skr.mlit.go.jp/etc/tutatu/01_kokoroe.html

【補足】 ECI方式に関する設計者視点でのガイドラインの作成・運用・モニタリング（案）

・現在は工事視点でのガイドラインが運用中であるが、設計者視点でのガイドライン運用を要望



[出典:建コン協 報酬のあり方検討WG資料]

3.1.3. 設計から施工への確実な情報共有
② 設計と施工のシームレス化の検討 1

【参考資料】 ECI方式に関するアンケート結果

発注者	要因・課題	改善要望
共通	運用ルール・責任所在が不明確	ガイドライン整備・適正運用
	発注者の制度理解不足	発注者の体制強化・理解向上・周知徹底
	設計変更・手戻り増大と期間不足	役割分担の明確化
		成果連動型（インセンティブ型）報酬制度の導入
国土交通省	設計期間不足（技術協力と並行）	設計期間の確保
	高度提案反映のための時間不足	
	技術協力・追加役割の対価不足	対価の適正支払い
自治体	設計責任が不明確	役割分担の明確化
	設計者負担の増大	契約内容の見直し・業務範囲明確化
	設計期間不足	適正な工期設定
	業務量増大・契約外業務	対価の適正化
高速道路会社	役割・責任・権限の不明確	役割分担の明確化
	過剰要求（成果・工期）	適正な工期・要求水準の設定
	手戻り発生と無対価	設計変更時の対価ルール整備
	設計者の技術力発揮制約	中立性確保の制度設計

[出典：建コン協会「ECI方式に関するアンケート結果(R8.5月)]

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.3. 設計から施工への確実な情報共有
② 設計と施工のシームレス化の検討２

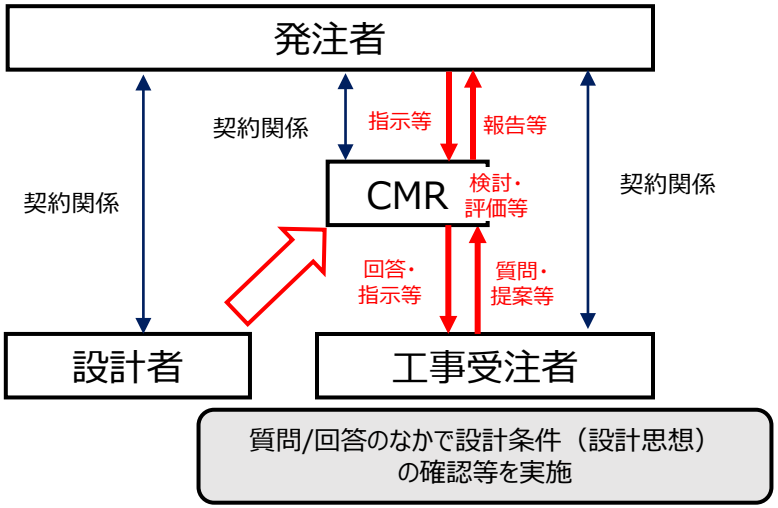
現 状

- 施工段階において、施工者が発注者（設計者）の設計意図を理解できていないケースがある
- 自治体では、施工段階で設計者の関与や設計段階から施工技術者が関与する取組みが進められている

要望 34 自治体

- 施工段階でのピュア型CM方式や現場技術業務の活用を拡大
- 設計段階において施工上の課題や対応に関する意見交換を、発注者・設計者・施工者の三者で行う取組み（宮崎県）の好事例の水平展開
- 発注者・設計者・施工者の調整においてリーダーシップを発揮し、役割をしっかりと担っていただきたい

【補足】ピュア型ＣＭ方式（設計者がCMRとなるケース）



【補足】ピュア型ＣＭ方式の導入件数

R6年度までのピュア型CM方式の導入件数　土木事業216件
【出典：公共事業におけるピュア型ＣＭ方式活用実態調査
国土交通省不動産・建設経済局県建設業課
https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001769202.pdf】

【補足】設計段階における三者検討会試行要領(宮崎県)

目的
設計業務において、発注者、設計者及び施工技術者の三者が一堂に会して、施工上の課題や対応方法などの意見交換を行う「設計段階における三者検討会」（以下、「三者検討会」という。）を試行的に開催するための必要な事項を定めたもの。

対象業務
詳細設計業務（建築設計を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ発注機関の長が必要と認めるもの
（１）急峻な地形など施工条件が厳しい現場
（２）災害復旧など２次被害のおそれのある現場
（３）特殊工法など難易度の高い現場
（４）その他、施工技術者に意見を聞くことが必要な現場

施工技術者について
当該業務の現場施工に際し、地域に精通し、当該現場の施工に必要な技術力を有する者として、各種団体から推薦を受けた者

［出典:設計段階における三者検討会議試行要領（宮崎県）］

3.2.詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上

① 詳細設計における作業実態と歩掛との乖離の解消

現 状

- 詳細設計における施工計画・仮設計画の成果レベルが高く、受注者への負荷が大きい事例が見られる
- 修正設計の修正内容が特記仕様書に明確に記載されていないため、修正設計の見積りと作業実態が乖離する事例がある
- 業務完了後、工事発注時又は工事発注後に無償もしくは少額で条件変更への修正や追加の施工図等の作成を求められることがある

要望 35 自治体

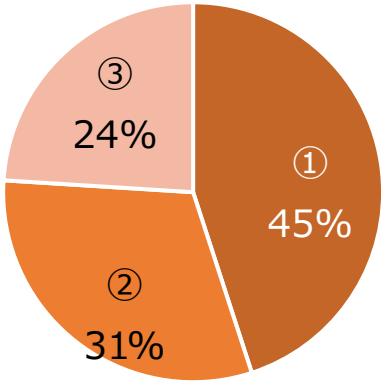
- 施工計画で行うべき作業内容の明確化、特殊な施工計画に対する適切な費用計上（見積）の実施
- 業務完了後に生じた追加・変更作業における業務内容と条件の明示、適切な費用計上の実施
- 特記仕様書における“修正”設計内容および関係機関協議内容の明示

【補足】 建設コンサルタントが実施する詳細設計の定義付け

仕様書共通編※における詳細設計の定義は『工事発注に必要な図書を作成するもの』とあり、工事に必要なものではない
※「土木設計業務等共通仕様書(令和8年3月25日一部改定）第1編　共通編」第2章　設計業務等一般　第1206条　設計業務の内容」

【補足】 詳細設計における施工計画・仮設設計で発生している不適切な内容の分類

不適切事項のタイプ



- ①詳細設計で求められる施工計画が、施工業者が施工を行うために必要なレベルに及んでいる
- ②工事発注時又は工事発注後、無償もしくは少額で追加の施工図等の作成を求められる
- ③仮設設計(任意仮設）において、施工業者が施工するために必要な図面・数量を過大要求される(副資材や標準仮設の詳細図等の作成)

[出典：建コン協会「詳細設計における施工計画・仮設設計で発生している不適切な内容の事例収集
(収集期間：令和２年10月26日～令和２年11月6日）」]

3.2.詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上

② 指定仮設と任意仮設の受発注者間の認識不一致を解消

現 状

- 仮設設計(任意仮設）において、受注者が施工業者が施工するために必要な図面・数量など過大な成果を要求されるケースがある

要望 36 地整

- 設計業務等標準積算基準における指定仮設の記載内容の周知

要望 37 地整 自治体

- 指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化と特記仕様書への明記
- 指定仮設と任意仮設の成果の取扱い(任意は参考図、指定は設計図）の認識共有
- 特記仕様書に記載がない場合は、任意仮設として取り扱う(共通仕様書等での明文化、通達等)

【取組み状況】 特記仕様書に指定仮設の扱いを明記

	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
特記仕様書への扱いの明記	－	－	○	○	○	○	△	○	○	○

○：試行を含め取組みを推進中　△：今後検討　－：不明

[出典：令和６年度　地方ブロック意見交換会資料]

【補足】 積算基準における指定仮設の記載内容
（第3編　土木設計業務　道路詳細設計（Ａ））

8．仮設構造物・用排水設計に指定仮設を検討する場合は，本歩掛を適用せず別途計上する。

[出典：令和５年度　設計業務等標準積算基準]

【事例】 特記仕様書に指定仮設を明記(九州地方整備局)

8．仮設構造物の設計において、指定仮設による検討が必要な場合は、調査職員と協議し、契約変更の対象とする。

[出典：令和５年度　覚井一武線災害復旧球磨大橋予備・詳細設計業務の特記仕様書]

3.2.詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.2. 詳細設計から施工に至る段階(三者会議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用

現 状

- 詳細設計から施工に至る段階(三者会議を含む）においてコンサルタントが対応する業務の定義が不明瞭で、適切な工期や報酬となっていない場合がある
- 業務完了後、工事発注時又は工事発注後に、無償もしくは少額で条件変更への修正や追加の施工図等の作成を求められることがある

要望 38 地整 自治体

- 追加業務や修正設計の定義の共有化と適切な工期設定、費用計上
- 業務完了後に生じた追加・変更作業における業務内容と条件の明示および適切な費用計上
- 詳細設計から施工（工事）に至る段階でのコンサルタントの対応に関する説明資料（良くわかる工事連携会議（北陸地方整備局））の好事例の水平展開

【補足】 追加業務や修正設計の適切な実施

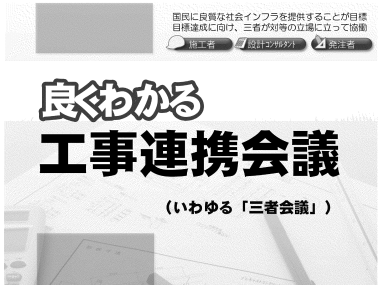
【追加業務や修正設計の例】
・三者会議など施工段階においてコンサルタントが対応する業務等
・施工のための詳細図面作成等
⇒上記の定義の共有化、コンサルタント業務として適切な工期設定と費用計上

【事例】 不適切な追加業務・設計等の事例(主に自治体)

・設計業務成果以外の発注図作成、数量計算書、工程表等の作成（工事発注に至る資料作成）
・業務範囲外の付帯工、雑工等の設計
・現地条件の変更による修正設計(随意契約)において、標準歩掛に沿った見積を提示するも、随契上限額(20万円以下)で契約
・関係機関からの要望に対する協議資料作成を無償対応。

【事例】 良くわかる工事連携会議(北陸地方整備局)

対象工事、開催方法、費用負担などを解説



7－3　設計者の会議における費用の位置付け

（1）負担の方法
　発注者は設計者と契約を締結し、会議に要する費用を負担する。
（2）積算
　設計者と締結する契約に係わる積算は、以下のとおりとする。なお、積算費用は設計業務等標準積算基準書による技術者の直接人件費と旅費交通費とし、その他原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準に基づき計上する。
　・打　合　せ：主任技師０．５人／回、技師(A)０．５人／回を標準とする。
　・旅費交通費：実費
　※その他、工事連携会議で使用する設計意図を説明するための資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。

[出典：令和５年度　地方ブロック意見交換会資料(北陸地方整備局）]

3.3.適切な設計変更

3.3.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更

現 状

- 設計変更ガイドラインの認識は高まっているが、ガイドラインの理解を促す補足資料の充実と更なる運用の周知が必要
- 適切な設計変更の案件は増加するが、2割弱で不適切な事案が認められる（**資料集P.86**）

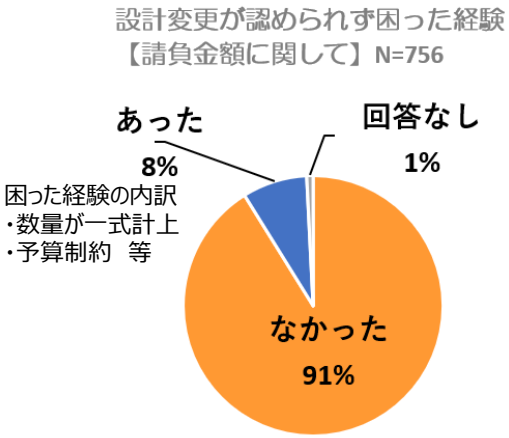
要望 39 **地整**

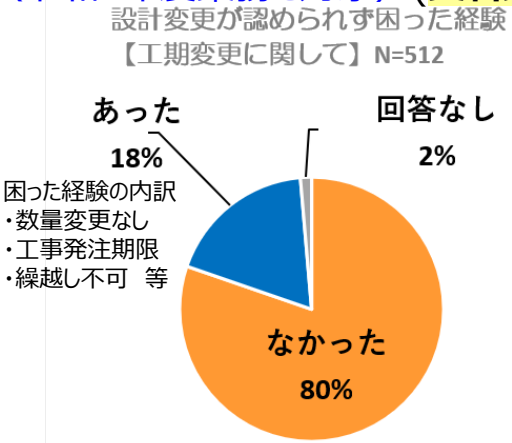
- 「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の全地整での策定
- 「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の運用徹底に基づく、更なる適切・確実な設計変更
- 「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の好事例の水平展開（**資料集P.84**）

【補足】設計変更時に配慮いただきたい事項

- 打合せ協議書、指示書、特記仕様書等において、一式計上の数量の明確化及び作業量に応じた費用の支払い
- 条件設定遅れに応じた履行期限の延期

【補足】 設計変更が認められず困った経験（令和7年度業務を対象）（**資料集P.85**）





【設計変更実績】 請負金額、工期変更が認められた割合（令和7年度業務を対象）

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
金額 (N=756)	93% (N=199)	92% (N=80)	85% (N=66)	96% (N=69)	89% (N=99)	87% (N=53)	88% (N=58)	95% (N=36)	95% (N=103)	100% (N=6)
工期 (N=512)	71% (N=39)	62% (N=41)	80% (N=52)	88% (N=45)	84% (N=56)	91% (N=39)	90% (N=43)	75% (N=27)	84% (N=64)	100% (N=5)

[出典：建コン協会「「土木設計業務等変更ガイドライン」適用実態に関する調査」(令和8年）]

４章．災害対応に向けた環境改善

災害時支援体制の強化、災害申請作業の合理化、災害対応業務の環境改善に関する要望

「要望と提案」の概要

4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.1.災害対応業務への体制整備　要望 40　本省　地整　自治体　P.58

提案 7　本省　地整　自治体　P.58

4.1.2.災害対応業務への適切な評価　要望 41　自治体　P.59

4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.1.災害申請作業の合理化・適切化　要望 42　自治体　P.60

4.2.2.実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算　要望 43　自治体　P.61

4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.1. 災害対応業務への体制整備

現 状

- 災害対応業務に対し、企業として支援体制(技術者派遣）構築が困難
- 災害対応業務従事者に対する労基法遵守のための対応が課題

要望 40 本省 地整 自治体

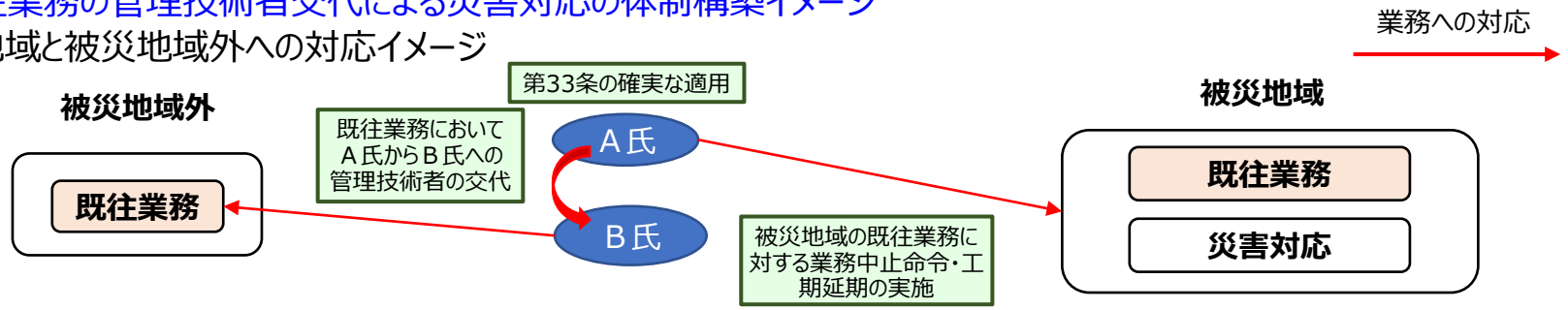
- 災害対応業務への従事技術者が対応していた既往業務への効果的な対応※
  ※業務一時中止命令や工期延期の実施、管理技術者交代要件の緩和

提案 7 本省 地整 自治体

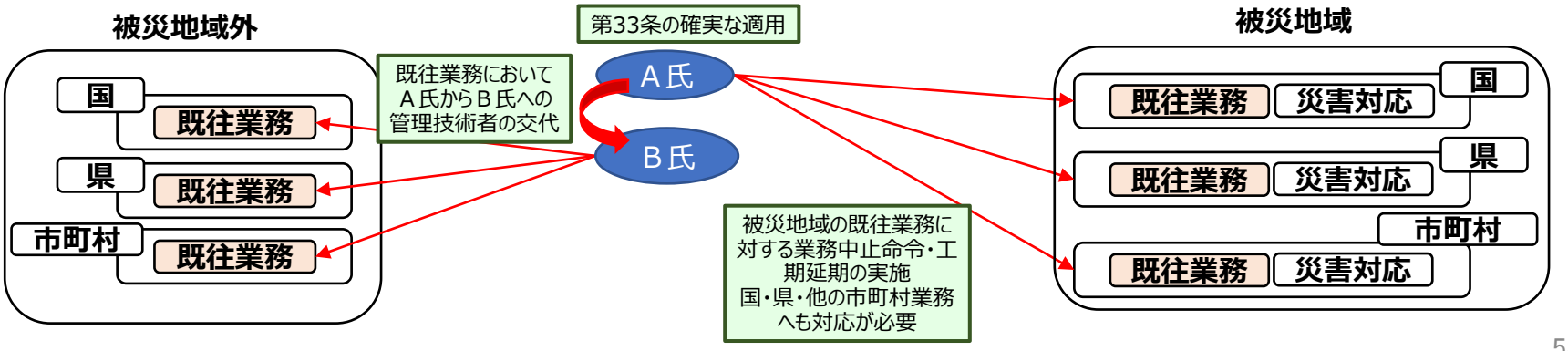
- 広域(複数の発注者）にまたがる災害対応支援体制・仕組みの整備（**資料集P.87**）

【補足】 既往業務の管理技術者交代による災害対応の体制構築イメージ

1 :被災地域と被災地域外への対応イメージ



2 ：複数の発注者への対応イメージ



4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.2. 災害対応業務への適切な評価

現 状

- 災害対応業務は、迅速かつ集中的な対応が求められ、平常時業務の調整を含め業務担当者への負担が大きい
- 全国の地方整備局において、緊急的な災害対応業務に対する表彰制度を制定済み（**資料集P.88**）

要望 41 自治体

- 緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開
- 災害対応実績に対する優遇措置の設定（総合評価落札方式での加点等）

【事例】 災害対応等功労者表彰要領（和歌山県）

（趣旨）
第１条　この要領は、災害対応等に迅速かつ適切に対応した者のうち特に顕著な功績のあった者に対する表彰について必要な事項を定める。

（表彰の対象者）
第２条　表彰の対象者は、和歌山県県土整備部が実施する災害対応等において、資機材等の提供又は緊急に出動する等により、被害の拡大防止・軽減、応急対応及び災害復旧等において特に顕著な功績のあった者とする。
ただし、次の各号に該当する工事又は業務を実施した者は除く。
（１）県内に主たる営業所を有する者が実施した、土木一式工事、建築一式工事、管工事又は電気工事
（２）県内に主たる営業所を有する者が実施した設計業務

[出典：和歌山県地方機関等が実施する災害対応等功労者表彰要領]

【補足】 災害協定・地域活動に対する優遇措置の有無（令和６年度）

■災害協定・地域活動に対する優遇措置（令和6年度）

地域	自治体名	制度の有無	地域	自治体名	制度の有無	地域	自治体名	制度の有無
北海道	北海道	×	北陸	新潟県	×	中国	鳥取県	×
東北	青森県	○		富山県	×		島根県	○（総合評価の一部）
	岩手県	○		石川県	×		岡山県	×
	宮城県	○	中部	岐阜県	○		広島県	○
	秋田県	○		静岡県	○		山口県	○（総合評価の一部）
	山形県	○		愛知県	×	四国	徳島県	×
	福島県	○		三重県	×		香川県	○
関東	茨城県	○（総合評価で加点）	近畿	福井県	×		愛媛県	○
	栃木県	×		滋賀県	○		高知県	○
	群馬県	×		京都府	×	九州	福岡県	×
	埼玉県	○（総合評価で加点）		大阪府	×		佐賀県	○（総合評価で活用）
	千葉県	○（総合評価で加点）		兵庫県	○		長崎県	○（総合評価で加点）
	東京都	○（総合評価で加点）		奈良県	×		熊本県	×
	神奈川県	○（総合評価で加点）		和歌山県	○		大分県	×
	山梨県	○（総合評価で加点）					宮崎県	○（総合評価で活用）
	長野県	○					鹿児島県	○
						沖縄	沖縄県	○

[出典：建コン協会 「入札・契約制度の実態調査」]

4.2.地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.1.災害申請作業の合理化・適切化

現 状

- 地方自治体における構造物の災害申請において、災害査定を受けるまでの期間が短く(1～2ヵ月）、かつ工事発注できる詳細設計レベルの成果作成及び工事費算出が求められ、著しい長時間労働が発生
- 災害査定の簡素化等による効率化の取組みは、大規模災害時等※に限定されているのが実情

※大規模災害：激甚災害等に国が指定又は指定の事前公表がされた災害

要望 42 自治体

- 大規模災害時の災害査定の効率化及び事前ルール(大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針(平成29年2月））の適正な運用などの好事例の水平展開
- 災害査定は被災後２～3ヶ月以内に受けることが通常だが、簡素化等が適用されない場合は、復旧工事の緊急性等を考慮しつつ、柔軟に査定スケジュールを設定
- 市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインの活用（**資料集P.89**）

【事例】 大規模災害以外の災害における災害査定の効率化(令和5年梅雨前線豪雨等)(水管理・国土保全局)

いのちとくらしをまもる 防 災 減 災　令和５年 梅雨前線豪雨関連

令 和 ５ 年 ８ 月 ７ 日
水管理・国土保全局 防災課

令和５年梅雨前線豪雨等により被災した河川・道路等の迅速な復旧を支援
～設計図書の簡素化や書面査定の上限額引き上げにより、災害査定を効率化します～

令和５年梅雨前線豪雨等により多くの公共土木施設が被災しています。このため、災害復旧事業の災害査定について、被害件数が多い地方公共団体において、設計図書の簡素化や被災現場に赴かずに書面により査定を行う対象の拡大により、災害査定の事務手続きの効率化・迅速化を図ります。

[出典：国土交通省報道発表資料　令和５年梅雨前線豪雨等により被災した道路・河川等の迅速な復旧を支援]

【事例】 災害時の査定簡素化推進好事例(北海道)

【推進方策】 実務者への周知拡大

発注者・受注者双方に向け、災害査定の簡素化ルールや軽微な変更及び設計変更（大臣変更）の理解を深めるため、様々な機会を活用し周知徹底を図る。

・会議、講習会、研修会の活用
・関係コンサル団体への周知拡大

[出典：令和４年度　地方ブロック意見交換会資料（北海道）]

4.2.地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.2. 実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算

現 状

- 災害申請の作業に関する地方自治体独自の標準歩掛があるものの、実際の作業内容と大きく乖離、また、査定官の指示による複数回の修正作業が生じ、災害申請業務における積算価格と実態価格に大きな乖離がある

要望 43 自治体

- 実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算(遠方からの支援の場合の旅費・滞在費精算等）のルール化
- 遠方から支援に関わる旅費・滞在費を査定設計書に計上

【補足】 実態を踏まえた積算の導入に関する参考資料

２－２　現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

発災後の状況把握や災害応急対策、災害復旧に関する業務の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を講じる。

（１）確実な履行確保、不調・不落対策（実態を踏まえた積算の導入）

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に価格を設定する。また、遠隔地から資材・機材の調達や技術者を確保する必要がある場合など発注準備段階において作業条件等を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

[出典：発注関係事務の運用に関する指針（令和７年２月改正）]

5章. ＤＸ推進の環境整備

システム運用改善による業務効率化、ｉ-ConやBIM/CIMの推進施策、整備費用に関する要望

「要望と提案」の概要

5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX推進：業務効率化の促進				
5.1.1. 遠隔臨場の活用推進		提案 8	本省	P.63
5.2. ＤＸ推進の費用面での環境整備				
5.2.1. BIM/CIM活用の業務価格の算定方法の見直し				
①「BIM/CIM標準歩掛」の設定		提案 9	本省	P.64
②「BIM/CIM使用料」の適切な計上		要望 44	本省	P.65
5.3.生成ＡＩの利活用の推進	新規要望	要望 45	本省	P.66

5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX推進：業務効率化の促進

5.1.1.遠隔臨場の活用推進

現 状

- 遠隔臨場は有効という意見が多いが認知度は低く、コンサルタント側でも啓発の努力が不足

提案 8 本省

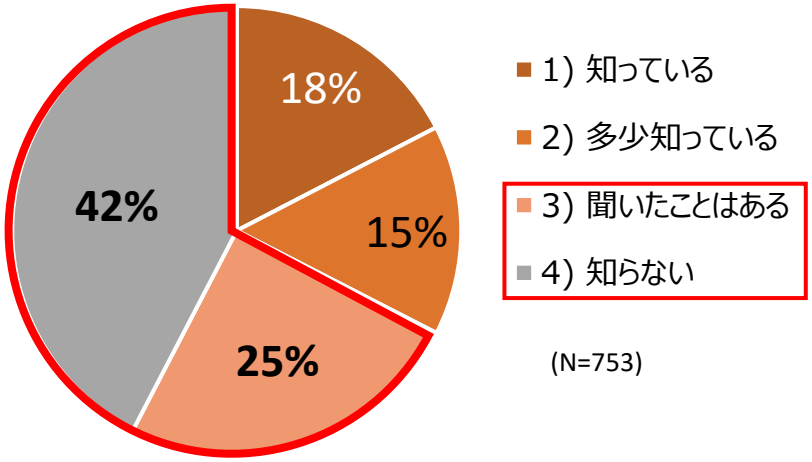
- 受発注者双方の認知度を高めるため、試行業務の取組みや要領の作成、好事例を収集し水平展開を図る

【補足】 遠隔臨場の活用推進のための要望

遠隔臨場	要 望
■PRと活用推進	工事使用と同様な「要領の作成」
	遠隔臨場の有効性を受発注者で共有する「試行業務」と「特記仕様書への明記」
	遠隔臨場に代わる言葉の設定(例、リモート現場や遠隔による現場共有など)

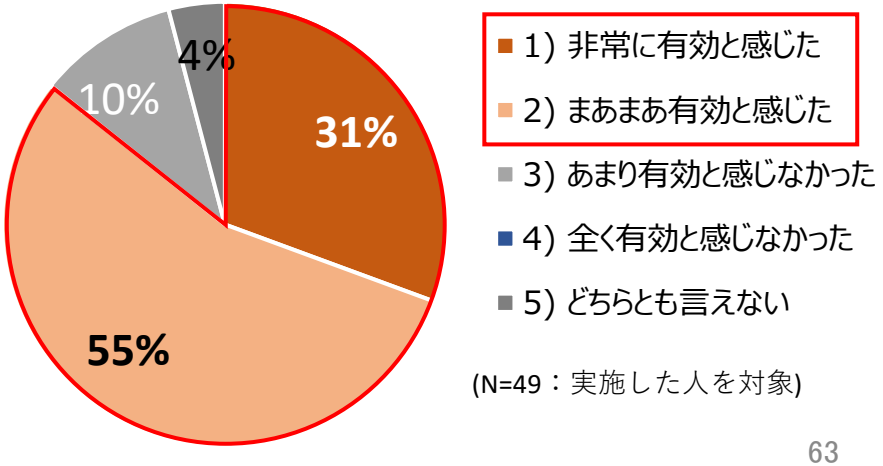
【補足】 遠隔臨場の活用状況

問：遠隔臨場の認知状況



(N=753)

問：遠隔臨場を実施して有効と感じたか否か



(N=49：実施した人を対象)

[出典：建コン協会「16社アンケート調査」]

5.2. ＤＸ推進の費用面での環境整備

5.2.1. BIM/CIM活用の業務価格の算定方法の見直し
①「BIM/CIM標準歩掛」の設定

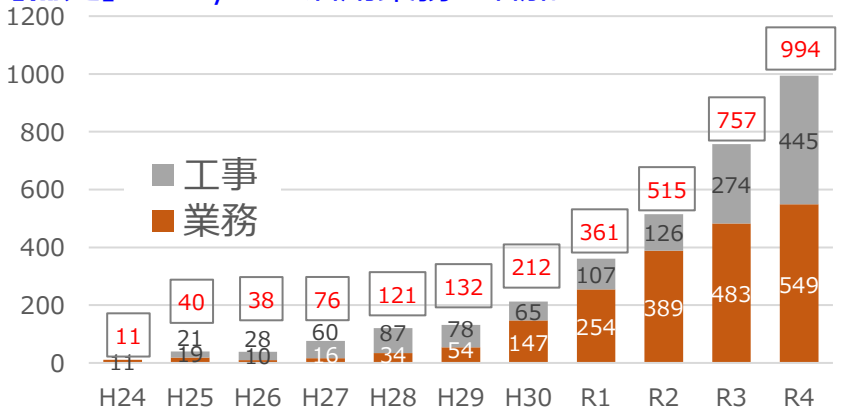
現 状

- 2023年のBIM/CIM原則化に伴い、詳細設計業務ではBIM/CIMが必須ツール
- BIM/CIM対応の見積り作成は事務所、案件ごとに異なっており、統一的な見積歩掛の作成が必要である

提案 9 **本省**

- 平成６年度から「第１ステップ：見積作成方法の標準化」のフォーマットを作成・公表、継続して次の「第２ステップ：BIM/CIMモデル作成の標準歩掛化」の実施

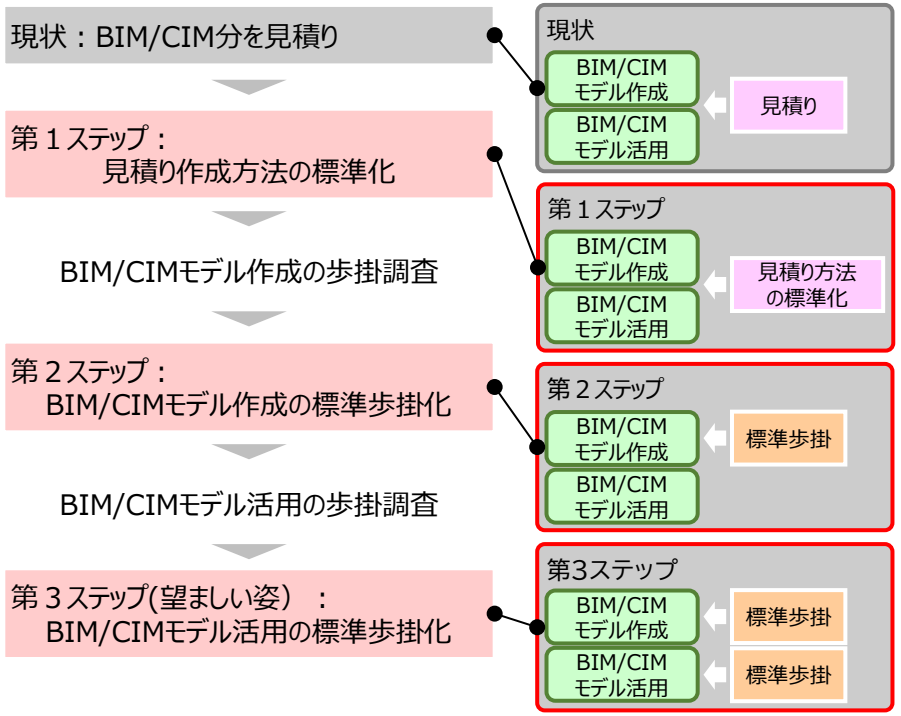
【補足】 BIM/CIM活用業務の増加



【補足】 BIM/CIM費用の課題

- ソフトの費用は目的や会社の使用頻度、工種、ライセンス数等により異なっている
- 「モデル活用」の作業量は大きく変動し、見積り以上の作業が発生するケースもある
- 多様な使用ケースが想定されるため、歩掛調査にはある程度の件数と工種、規模別のサンプルが必要

【補足】 BIM/CIMに関する標準歩掛の設定(3ｽﾃｯﾌﾟ)の提案



[出典：建コン協としてのDXへの取り組み検討
テーマ２ ：i-ConstructionおよびBIM/CIMの推進
（ライフサイクルマネジメントによる生産性向上） 令和5年度 報告書]

5.2. ＤＸ推進の費用面での環境整備

5.2.1. BIM/CIM活用の業務価格の算定方法の見直し
②「BIM/CIM使用料」の適切な計上

現 状

- BIM/CIM対応のCADライセンス費用が高額であり、業務の原価を圧迫

要望 44 **本省**

- 「BIM/CIM使用料」の適切な計上

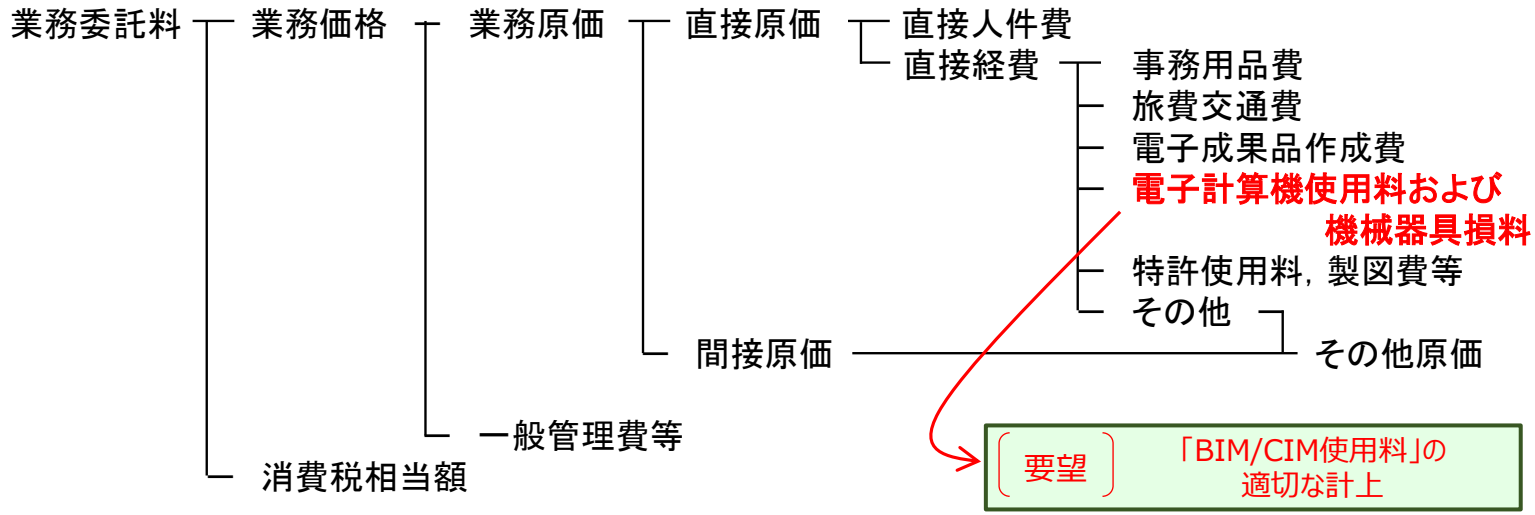
【補足】 BIM/CIMのCADライセンス単価について

- BIM/CIMのCADライセンス単価は、2次元設計用のCADライセンス単価に対して約7～9倍で、業務の原価を圧迫する要因

項目	2次元設計	BIM/CIM設計
CADソフト概要	2D製図を主目的とし、簡易な3Dモデル作成に対応したソフト	・土木専用の3D CAD(BIM/CIM対応) ・実務的な設計まで対応
ライセンス費用	7万円/年・1ライセンス	50～60万円/年・1ライセンス＊

※基本CADソフトに加え設計効率化用ソフトを含めると費用に幅が生じる

【補足】 建設コンサルタント業務の業務委託料の構成とBIM/CIM使用料の新設



[出典：建コン協としてのDXへの取り組み検討　テーマ２：i-ConstructionおよびBIM/CIMの推進（ライフサイクルマネジメントによる生産性向上）令和5年度 報告書]

5.3.生成ＡＩの利活用の推進

現 状

- 生成AIの利活用は、建設コンサルタントにおいても品質確保や業務効率化等の観点から必須
- 既に、設計業務の遂行や照査、報告書作成の支援、若手社員の学習教材等への活用事例あり
- 国交省においても、令和8年度より建設コンサルタント業務の特記仕様書に「生成AIの積極的な利活用を推進」することを明記する方針

要望 45 本省

- 生成AI活用の有効性を高めるための学習材料の充実など、環境整備の推進（成果物の受注者保管を含む）
- データプラットフォーム整備計画に基づく電子成果品の利活用について、具体的見通しの明示
- 生成AIのさらなる利活用を進めるための方策等に関する受発注者間の意見交換の継続

【補足】 建設コンサルタント業務等における生成AI利活用体制の構築

建設コンサルタント業務等における生成AI利活用体制の構築

国土交通省

- 政府職員の利用のみならず、建設コンサルタント業務等を中心に**生成AIを正しく理解し、**利活用に係る**基本的な事項を相互に共有**することで、**受発注者双方に生成AIの効果が見込まれる**ことから、**生成AIの積極的な利活用を図る体制構築**を行う。

○AI実装に向けた受発注者双方の変革の必要性

AIの技術進展　　技術者不足

「人とAIとの協働」

労働集約的な既存業務プロセスの改革



生成AIの活用を積極的に推進することで、本質的な検討部分に注力し、質の高い公共サービスを実現。

生成AIの特性を理解し、適切なリスク管理と効果的な活用方法の共有による省力化と品質確保の両立。

建設コンサルタント業務等における特記仕様書記載イメージ（４つのポイント）　R8年度以降順次

1．生成AIの取り扱い
生成AIの取り扱いについては、受発注者双方の業務効率を飛躍的に高める可能性を有しており、積極的な利活用を推進する。業務特性に応じて目的、用途、利用範囲等を含め受発注者の協議において定める。

2．生成AI利活用における利活用計画書の作成
受注者は業務計画書作成にあたり、業務における生成AIの利用目的、用途に応じた利用サービス名や利用範囲等が記載された「生成AI利活用計画書」を記入し、調査職員に提出する。

3．生成AIの出力結果への留意事項
受注者は、生成AIを利用して提出された成果物が第三者の権利侵害に該当する可能性にも留意し、可能な範囲で生成AIによる生成物である注釈を明示。

4．成果物におけるAI学習への配慮
受注者は、成果とりまとめの際に実施する調査職員との協議にあたりAI学習の観点も考慮した報告書様式とするよう努める。

7

[出典：国土交通省「インフラ分野のAI実装に向けた取組方針(骨子案）について」（令和8年年3月25日）より抜粋]

資料③

令和８年度　地方ブロック意見交換会
建設コンサルタントの要望と提案
【資料集】

令和８年６月

一般社団法人　建設コンサルタンツ協会

確かな未来を
デザインする

目次

はじめに　魅力ある業界を目指して ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2

0.1. 「成長と分配の好循環」の実現
0.2. 成長と分配を支える事業量の拡大
0.3. 報酬制度・仕組みの整備
0.4. 技術開発の推進
0.5. 賃上げ加点の廃止

１章．担い手確保・育成のための環境整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.7

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化
1.2. 人材の確保・育成

２章．技術力による選定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.74

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善
2.2. 地方自治体における発注方式の改善
2.3. 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成
2.4. 新たな契約制度への対応

３章．品質の確保・向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.82

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み
3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保
3.3. 適切な設計変更

４章．災害対応に向けた環境改善 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.87

4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立
4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

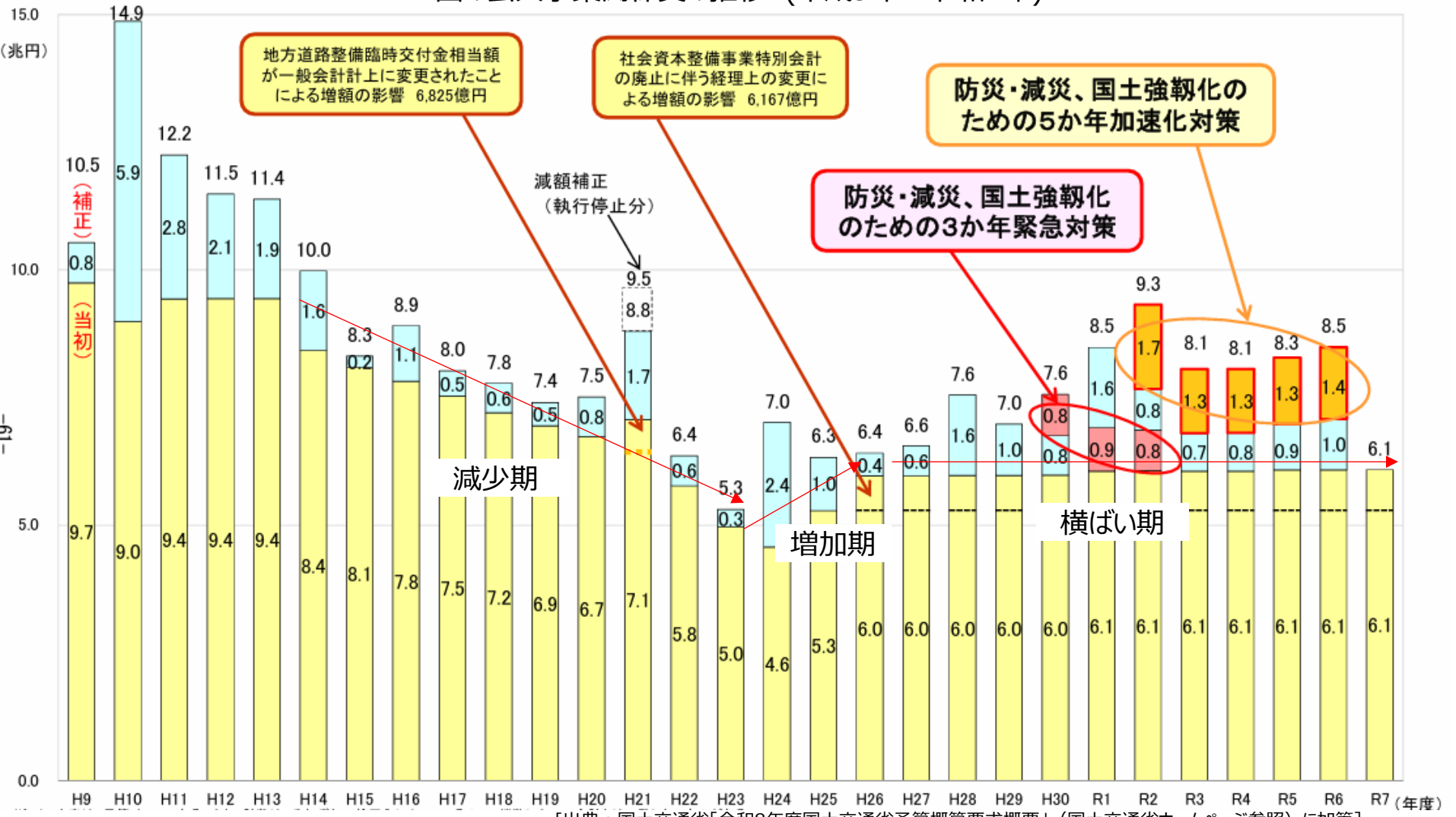
５章．DX推進の環境整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.90

5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するＤＸ推進：業務効率化の促進
5.2. ＤＸ推進の費用面での環境整備
5.3. 生成ＡＩの利活用の推進

0.2. 成長と分配を支える事業量の拡大

0.2.1. 公共事業投資と建設コンサルタントの経営

国の公共事業関係費の推移（平成9年～令和7年）



[出典：国土交通省「令和8年度国土交通省予算概算要求概要」（国土交通省ホームページ参照）に加筆]

0.3.1.スライド制度（業務スライド）試行導入の適切な運用

令和７年12月3日　記者発表
国土交通省発注の業務委託におけるスライド制度（業務スライド）の試行導入について
～建設コンサルタント業務等の価格転嫁対策の強化～

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

i-Construction

令和７年１２月３日
大臣官房技術調査課
大臣官房官庁営繕部整備課
大臣官房公共事業調査室

国土交通省発注の業務委託における
スライド制度（業務スライド）の試行導入について
～建設コンサルタント業務等の価格転嫁対策の強化～

昨今の履行期限平準化の取組みや設計技術者単価の上昇等を踏まえ、建設コンサルタント業務等においても価格転嫁対策を強化するため、令和８年度以降に新規契約する建設コンサルタント業務等からスライド制度（業務スライド）を試行導入します。

今回の試行では、試行的に設定した「残業務量の算定方法」のとおり、まずはスライド額を適切に算定できる業務（賃金等の変動時の着手済・未着手が明確に確認できる業務）などから適用を開始します。

今後も、試行結果を検証しながら、適用の拡充に向けて検討を進めます。

※詳細は別紙をご参照ください。

【問い合わせ先】
＜業務スライド全般・土木関係＞
大臣官房技術調査課　課長補佐　柴田　（内線 22333）
TEL：03-5253-8111（代表）、03-5253-8221（直通）

＜営繕関係＞
大臣官房官庁営繕部整備課　課長補佐　桑原　（内線 23433）
TEL：03-5253-8111（代表）、03-5253-8240（直通）

＜港湾空港関係＞
大臣官房公共事業調査室　課長補佐　佐藤　（内線 24296）
TEL：03-5253-8111（代表）、03-5253-8258（直通）

別紙

国土交通省の業務スライドの試行概要

（１）対象となる業務について

令和８年度以降に新規契約となる建設コンサルタント業務等（建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和 45 年 12 月 10 日付け建設省厚第 50 号）第３各号に定める業務、「官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 53 年 11 月 21 日付け建設省営管第 383 号）第３各号に定める業務並びに「契約業者取扱要領」（昭和 55 年 12 月１日付け港管第 3722 号）にいう測量、調査及び建設コンサルタント等（以下「建設コンサルタント業務等」という。））を対象とする。

（２）適用スライドについて

国土交通省の工事請負契約書第 26 条第１項から第４項及び同条第６項に準拠する。

ただし、**「（３）残業務量の算出方法（試行案）」**に基づき算出した「変動前残業務委託料と変動後残業務委託料との差額」が、変動前残業務委託料の 1000 分の 15（全体スライドの場合）又は 100 分の１（インフレスライドの場合）を超える場合に限る。

（３）残業務量の算出方法（試行案）

- ○　基準日における残業務量を算定するために行う履行済部分の数量の確認は、数量総括表等の項目に対応して行うものとする。なお、数量総括表等で一式明示した項目であっても、項目の内訳（数量）が、設計内訳書・特記仕様書等の契約図書で確認できる場合には、履行済部分の数量の対象とできる。
- ○　数量総括表等の項目又はその項目の内訳（数量）（以下「項目等」という。）については、基準日時点で「既履行」、「着手済」、「未着手」に区分し、増額スライドの場合は「既履行」と「着手済」を履行済部分、「未着手」を残業務量部分とし、減額スライドの場合は「既履行」を履行済部分、「着手済」と「未着手」を残業務量部分とする。
- ○　「未着手」は、基準日以降に着手することが適切な項目等で、かつ基準日以前に着手していないことが明確に確認できる項目等に限る。また、複数の項目等が密接に関連する工種（複数の項目等の履行によって既済部分検査の対象となりうるような工種）は、その一部の項目等に着手している場合、密接に関連する全ての項目等を「着手済」とする。
- ○　受注者の責めに帰すべき事由により、遅延していると認められる業務量は、増額スライドの場合は、履行済部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、履行済部分に含めないものとする。
- ○　基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている業務量についても、基準日以降の残業務量についてはスライドの対象とする。

（４）契約上の取り扱い

入札説明書及び特記仕様書に業務スライドの適用を明記

（５）その他

契約後、フォローアップ調査を実施予定

［出典：令和７年12月3日　記者発表「国土交通省発注の業務委託におけるスライド制度（業務スライド）の試行導入について」

0.3.1.スライド制度（業務スライド）試行導入の適切な運用

令和７年12月3日　記者発表
国土交通省発注の業務委託におけるスライド制度（業務スライド）の試行導入について
～建設コンサルタント業務等の価格転嫁対策の強化～

業務スライドの試行における履行済部分と残業務量部分のイメージ

国土交通省

＜凡例＞
履行済部分　残業務量部分

主な業務（例）	総括単位	内訳単位	初年度 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	2年度目 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
技術資料作成業務																										
業務計画	式	業務																								
技術資料作成	式	工事																								
打合せ	式	回																								
橋梁点検業務																										
計画準備	式	式																								
定期点検	式	橋																								
非破壊検査	式	橋																								
橋梁補修設計	式	橋																								
報告書作成	式	橋																								
関係機関協議資料作成	式	機関																								
打合せ	式	式																								
道路詳細設計業務																										
道路詳細設計	式	（km）式																								
交差点照明施設詳細設計	式	箇所																								
道路標識詳細設計	式	基																								
仮設構造物詳細設計	式	基																								
関係機関打合せ協議	式	式																								
打合せ	式	式																								

技術者単価改定

[出典：令和７年12月3日　記者発表「国土交通省発注の業務委託におけるスライド制度（業務スライド）の試行導入について」]

0.3.報酬制度・仕組みの整備

0.3.1.スライド制度（業務スライド）試行導入の適切な運用

	国交省	防衛省		埼玉県
対象案件	R8年度以降の新規契約となる建設コンサルタント業務等（試行導入）	全ての測量または建設コンサルタント等業務。但し、契約書の作成を要しない案件を除く（R7.7.30から適用）		R7年4月1日以降に公告等を行う業務から適用
		設計等技術業務委託契約書を適用する業務	事業監理業務委託契約書を適用する業務	土木施設維持管理業務、建築物管理業務、給食業務の他、発注者が必要と判断し、かつ履行の途中で残業務量を明確に出来る業務も対象とすることができる
適用スライド	・全体スライドR ・インフレスライド	・全体スライド ・インフレスライド	・全体スライド ・インフレスライド	スライド制度
全体スライド（変更額）	・賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料に変更が生じた場合 ・契約締結から12ケ月以上経過した業務 （A-B×1.5%。但しA＞B×1.5%の場合のみ適用可）	・賃金水準または物価水準の変動による業務委託料が変更する場合 ・契約締結から12ケ月以上経過 （A-B×1.0%。但しA＞B×1.0%の場合のみ適用可）	同左	・賃金等の急激な上昇や、複数年契約の業務に対し、契約の適正な履行の確保を図るため、当初契約額が著しく不適当となった場合に契約額の変更請求ができる ・スライド額＝ 変動後残業務量にあたる契約金額 － 変動前残業務量にあたる契約金額－請求者負担分（変動前残業務量にあたる契約金額の1%）
インフレスライド（変更額）	履行期間は関係なく急激なインフレがあった場合 （A-B×1.0%。但しA＞B×1.0%の場合のみ適用可）	・急激なインフレまたはデフレによる業務委託料が変更する場合 （A-B×1.0%。但しA＞B×1.0%の場合のみ適用可）	同左	
残履行期間	基準日から2ケ月以上	基準日から2ケ月以上	同左	基準日から2ケ月以上
再スライド	可能（前回基準日から12月経過後に適用可）	可能（適用後12月経過後に適用可）	同左	可能（前回基準日から12月経過後に適用可）
その他	入札説明書及び特記仕様書に「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」の試行業務（以下「試行業務」という。）であることを明記	全体スライド→設計等技術業務委託契約書第30条2第1項から第4項に規定する業務委託料の変更 インフレスライド→設計等技術業務委託契約書第30条2第5項に規定する業務委託料の変更	全体スライド→事業監理業務委託契約書第21条2第1項から第4項に規定する業務委託料の変更 インフレスライド→事業監理業務委託契約書第21条2第5項に規定する業務委託料の変更	入札時の公告文等により対象であることを明記する

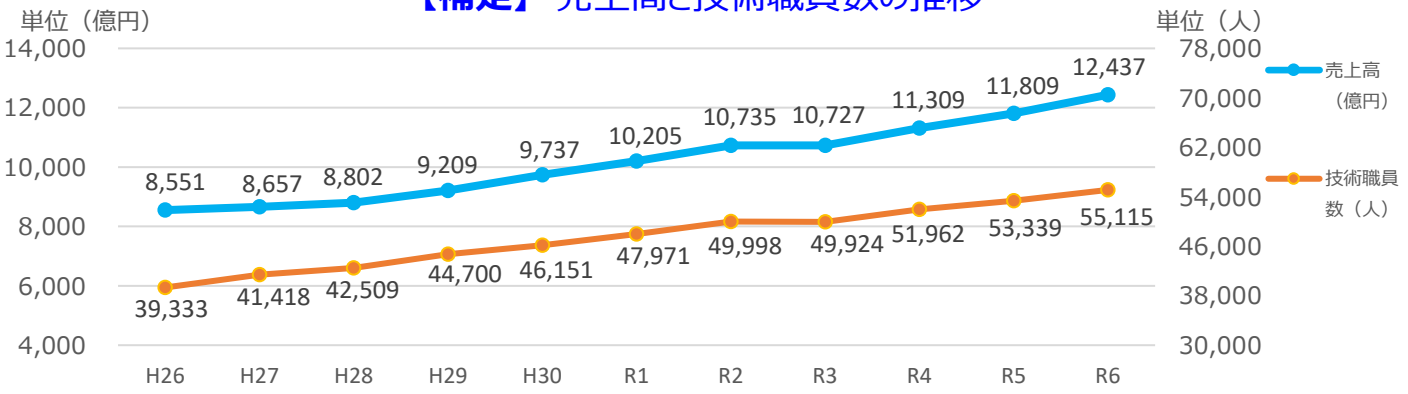
[出典：令和8年3月11日　未来塾対応WG　資料より抜粋]

0.3.3.一般管理費算入率の見直しと低入札調査基準価格の改善

現　状

- 頻発する災害への対応や国土強靭化に向けた業務量の増加に伴い、売上高は増加しているものの、建コン技術職員一人当たりの売上高は横ばい（平成26年度からの上昇率102%）
- 建設工事デフレーターにおける上昇率（124%）と比べ、技術職員一人当たりの売上高は改善されず経営を圧迫

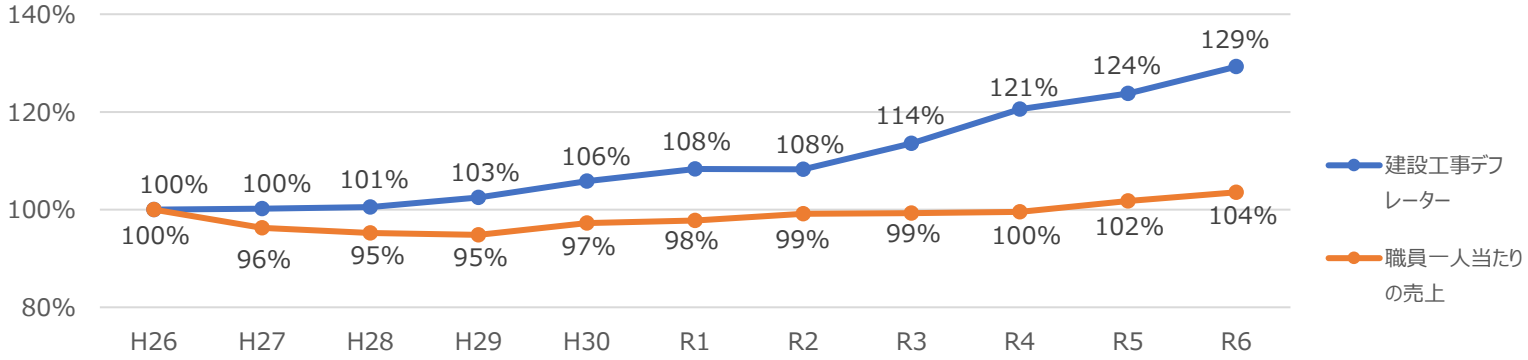
【補足】 売上高と技術職員数の推移



※売上高は建設コンサルタント登録21部門を集計、（官公庁・民間・海外を含む）、技術職員数は協会「会員名簿」より集計

［出典：国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室　「令和5年度(2023年度)建設投資見通し」(2023年8月)(国土交通省HP)］

【補足】 建設工事デフレーターと技術職員一人当たりの売上高の推移



※2014年を基準（100%）として作成

［出典：建設工事費デフレーター（2015年度基準）(国土交通省HP)］

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

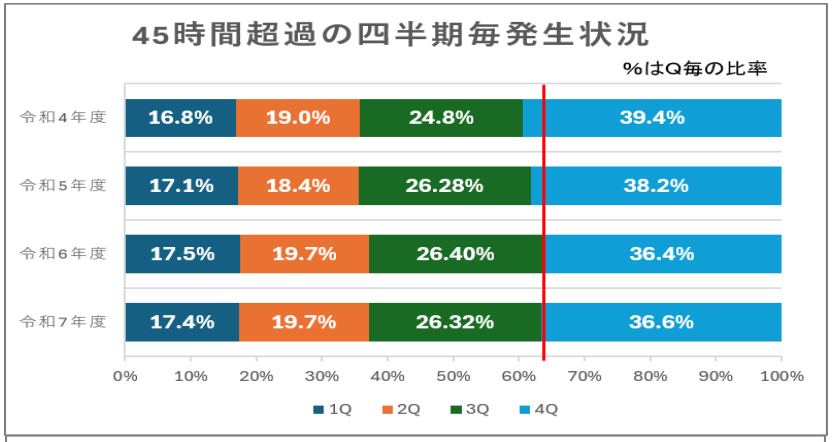
1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

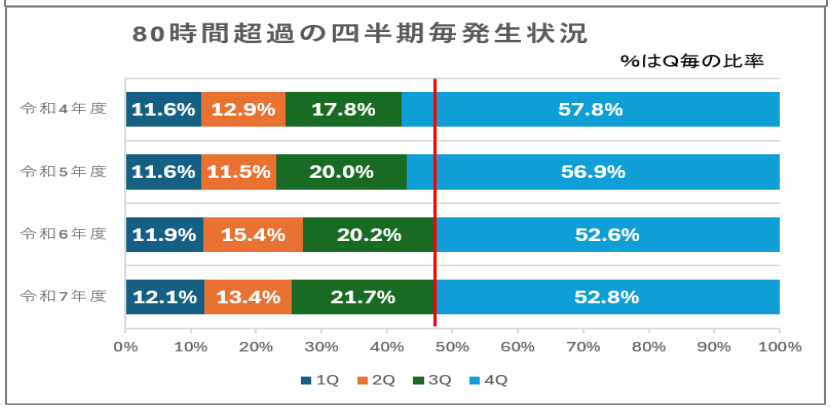
③ 残業時間などの実態

現 状

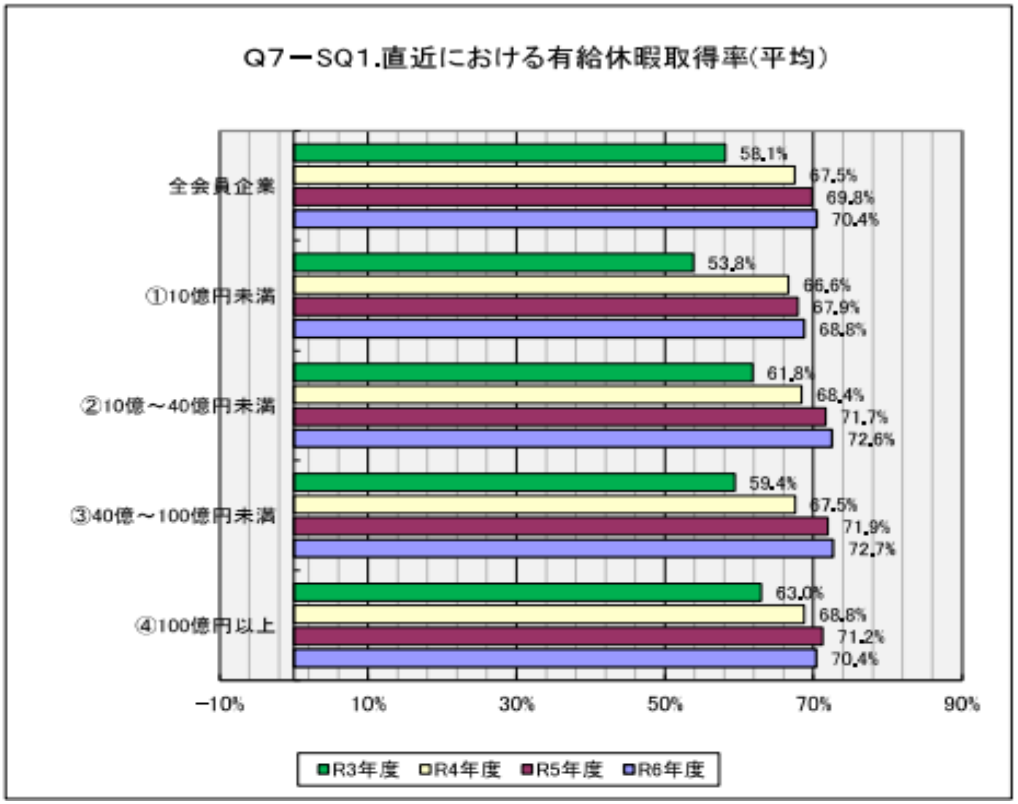
- 第４四半期の月45時間及び月80時間超過の発生割合は、漸減し他の四半期に移行しており、平準化傾向がみられる
- 年間の残業時間は劇的には減少していないものの、有給休暇取得率は上昇しており、結果として総労働時間の減少につながり、徐々に業務平準化の効果が出てきていると解釈できる

【参考】 月45時間、80時間超過回数の発生推移





【参考】 有給休暇取得状況の推移



[出典：令和8年3月：所定外労働時間等に関する実態調査アンケート(建コン協)]

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

③ 残業時間などの実態

（1）時間外労働における計算の違いについて

総務委員会が担当する「所定外労働時間に関する実態調査」は、各企業の経営課題でもある「所定外労働時間」に着目し、建設コンサルタント技術者を対象として建コン協で13年前から継続して調査をしています。
以下に示す今回の追加20社調査の結果は、本継続調査の解像度をあげて、協会会員へ情報提供するとともに、建コン協が客先と毎年度行う意見交換会での「要望と提案」に展開することを目的に行っています。
右の表１は調査結果を示すにあたり、「所定外労働時間」の計算方法など時間外労働の集計調査に影響を与える時間外労働の３種の計算方法を説明しています。
サンプルではある従業員の１ケ月の勤務表をもとに①医師の面談基準、②所定外（建コン調査）、③法定外で計算し、②所定外だけが約４時間の時間外労働が発生する結果となっています。結果の差に大きな影響を与えているのは、所定（各社規程）と法定（週４０h）の時間枠の差や、有給休暇（以下：有休）や日曜日（法定休日）、土曜日・祝祭日・年末年始特別休暇が各種の計算過程において取り扱い方が異なることによります。
よって、表１の各種時間外労働計算の中で、②の所定外労働時間は、③の法定外労働時と比べ、休暇取得率増加が時間計算に影響を与え難い性質であり、むしろ有給休暇取得率の増加は所定外労働を増加させる要因になりえることがあります。

区分	① **医師面談基準**の時間計算（健康管理時間）	② **所定外労働**の時間計算（社内規定・給与計算）	③ **法定外労働**の時間計算（労基法・36協定）
通称・概念	健康管理のための時間外・休日労働時間	いわゆる「残業時間」(建コン協継続調査の計算方法)	法定時間外労働・法定休日労働
計算式概要	1か月の「総実労働時間」－｛（1か月の総暦日数÷7）×40時間｝	実際の労働時間 － 会社が定めた「所定労働時間」	「法定労働時間の総枠」を超えた時間＋法定休日の労働時間
基準となる時間	177.1時間/月（※暦日数31日の場合）	165時間00分（※この従業員の12月の規定）	177.1時間/月（※フレックス制／暦日数31日の総枠）
主な使用目的	過重労働による健康障害の防止、産業医面接指導の要否判断	残業代（給与）の算出、個人の業務量・負担の把握	36協定の上限管理（月45時間等）、法定割増賃金の支払い義務の確認
サンプル計算式	168時間59分 － 177.1時間	168時間59分 － 165時間00分	168時間59分 ＜ 177.1時間
計算結果	**0 時間**（※基準を下回るため超過なし）	**3 時間 59 分**	**0 時間**（※総枠に収まるため割増なし）
休暇取得等の計算への影響	**直接影響する（減る）**有休等で実労働時間が減れば、疲労は蓄積していないと評価され数字も下がる。	**影響しにくい（減らない）**休暇を取っても、規定時間（165H）を超えて働いた事実（給与支給対象）は残る。	**直接影響する（減る）**有休等で総実労働時間が減れば、法定の総枠に収まりやすくなる。

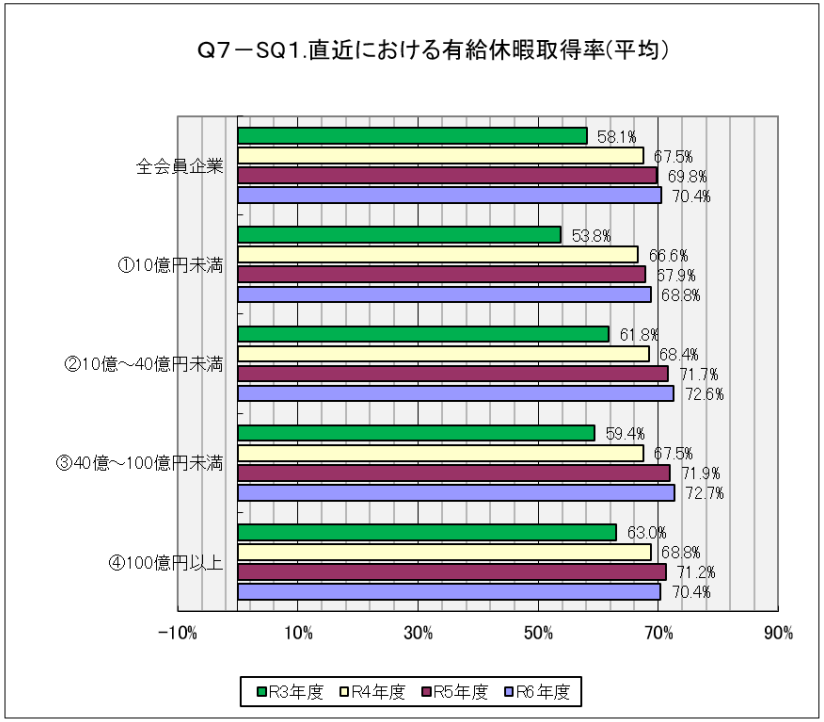
▲表１：時間外労働の計算方法一覧
表中の計算元データ（12月／暦日数31日・フレックスタイム制）
実労働時間： 168時間59分、所定労働時間：165時間00分
休暇取得： 代休1日（12/6）、年末休暇2日（12/30、31）

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

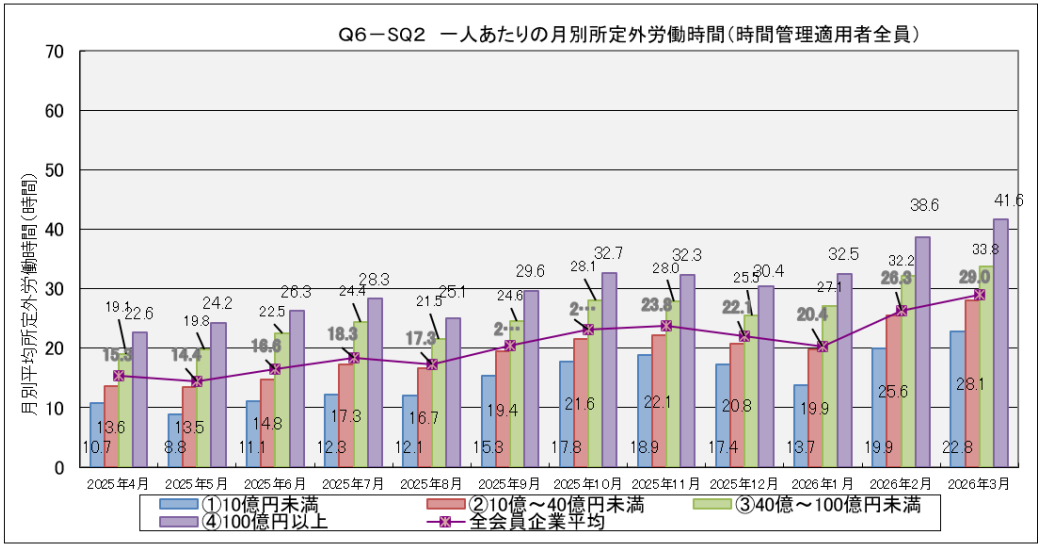
③ 残業時間などの実態

（2）継続調査Ｒ6年度での傾向



▲図１：Ｒ6有休の取得率の状況

図1の有給休暇の取得率は、所定外労働の時間計算において影響を与える要素であることを説明しましたが、R6年調査ではR3からR4に10%近く急増した以後は、微増にとどまっていることがわかります。図2の所定外労働時間は、前年調査傾向同様に売上が高いほど所定外労働時間も多い傾向になっています。2つのグラフの比較からわかることは有給休暇の取得率は全企業で増加傾向ですが、取得率の伸びは鈍化しているといえます。一方、所定外労働時間数は全体的に減少傾向が継続し、4Qの偏りは鈍化に向かっていることが言えます。



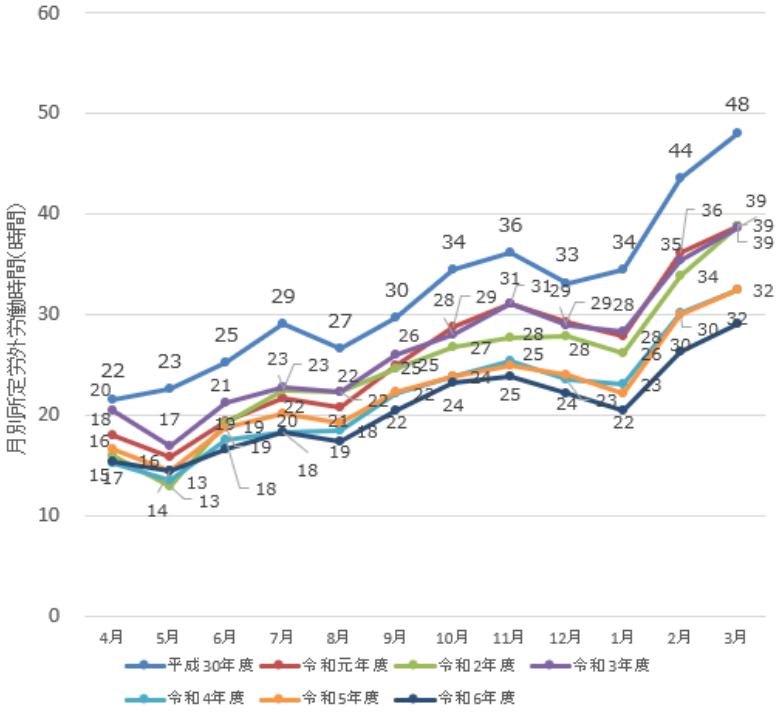
▲図2：Ｒ6所定外労働（非管理職全員）

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

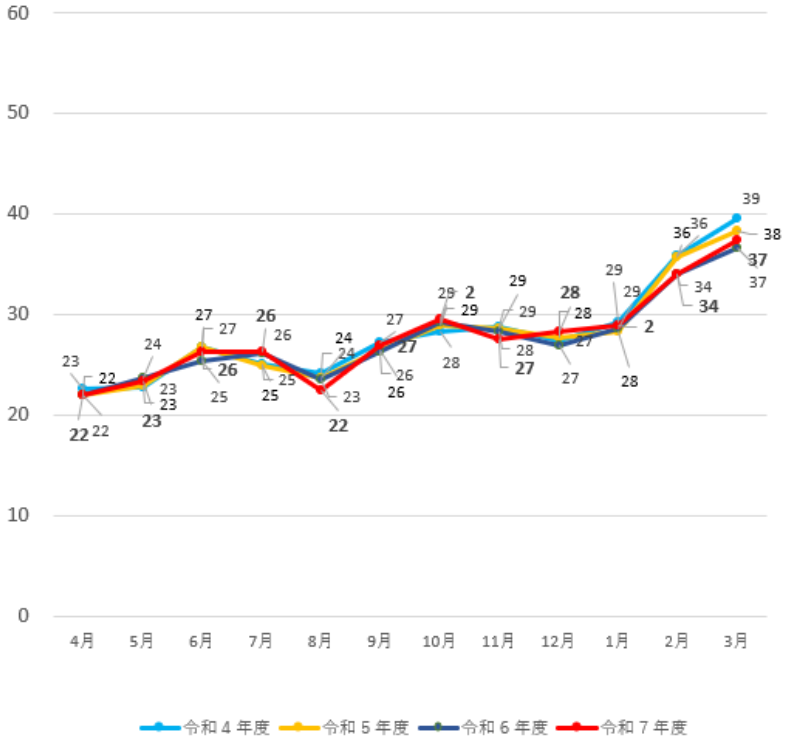
1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

③ 残業時間などの実態

（3）2つの建コン所定外労働調査の傾向と違い



▲図3：H30～R6年までの所定外労働時間の推移（継続調査）



▲図4：追加調査R4～R7までの所定外労働時間の推移

継続調査の過去6年の全会員企業の月別平均時間外労働の比較グラフ(図3)を見ると、H30～R1にかけ、大幅に減少をし、R2からR4にかけ、一時減少傾向が鈍化していましたが、R5からR6にかけ減少傾向が回復基調にあることがわかります。

一方、追加調査のみのグラフ(図4)を比較すると、R4からR7にかけ減少率が鈍化し、ほぼ横ばいで推移していることがわかります。

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

（4）追加20社調査の概要

調査期間	2月19日	～	3月23日	6月1日（R７第４四半期を追加）
調査対象	20	社		運営会議所属会員の内、建コン売上高位20社に依頼
有効回答数	15	社	75%	最終的に15社から有効回答があり、15社で完成版を作成
無効回答・回答不可	5	社	25%	理由：システム変更、管理職の所定労働時間を管理していないためなど

追加20社調査は、図2で示したように**建コン業売上が高い企業ほど所定外労働時間が多い傾向**にあることをより深く分析し、四半期ごとの所定外労働と納期平準化の推移などを見るために実施しています。調査内容としては、下記に示す技術系と事務その他を分けた１～５区分の階層における①平均所定外労働時間数、②45時間/月の超過発生者数、③法定休日を含む80時間/月の超過発生者数、④法定休日出勤/月の発生者数の推移をＲ４年度からR7年度で比較しています。また、（参考データ）６区分目として対象各社の決算期を年度末として合わせて作成した比較グラフも紹介します。縦棒グラフは時間数や回数などの推移、横棒グラフは主に納期の平準化を見るための四半期（以下：Q）別グラフとなっています。

１全体
２技術系非管理職
３技術系管理職
４事務その他非管理職（調査データの非管理職全体から技術系非管理職を減算したデータ）
５事務その他管理職（調査データの管理職全体から技術系管理職を減算したデータ）
６データ上で各社の決算期を年度末に合わせた四半期統一比較
（例：a社決算期３月、b社決算期６月を年度末として統一したデータ）

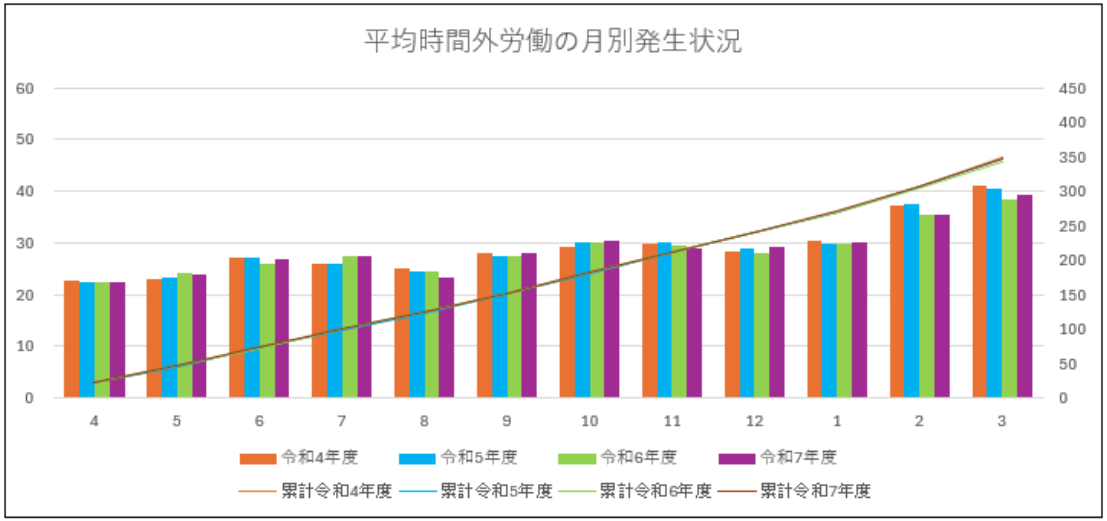
1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

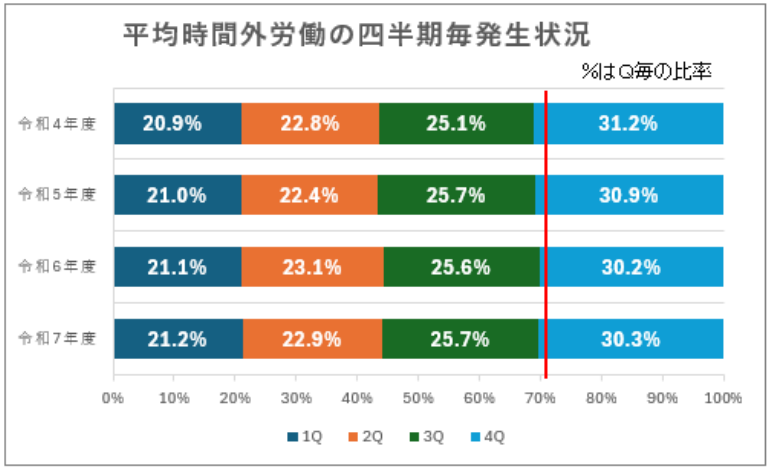
1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

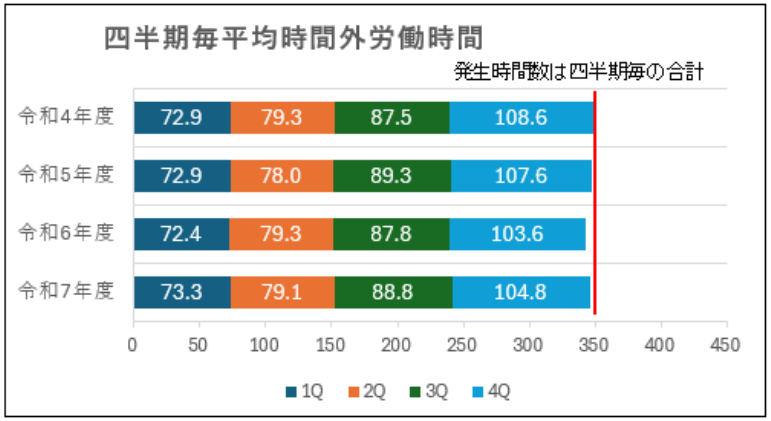
③ 残業時間などの実態

1．平均時間外労働時間【全体】

追加調査で全体の平均残業時間は微減にとどまり、四半期毎の発生比率も若干の平準化傾向はみられますが、年間累計とともにほぼ横ばいになっています。







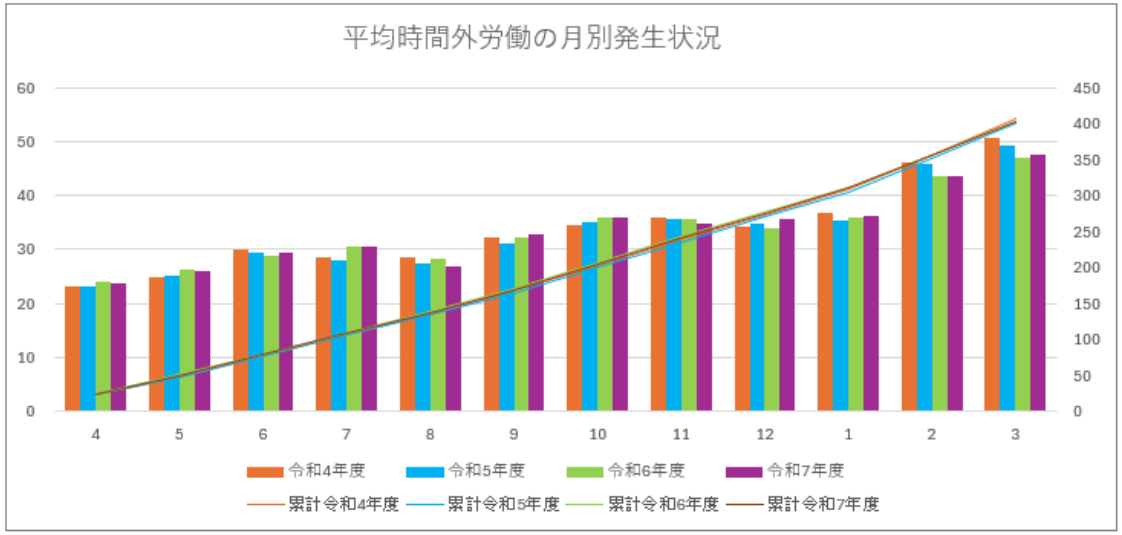
年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	22.7	22.9	27.2	26.0	25.2	28.1	29.3	29.9	28.3	30.4	37.1	41.0
令和5年度	22.3	23.4	27.2	25.9	24.6	27.4	30.2	30.1	28.9	29.8	37.5	40.4
令和6年度	22.3	24.2	25.8	27.3	24.5	27.5	30.3	29.6	27.9	29.8	35.5	38.3
令和7年度	22.3	24.0	27.0	27.6	23.5	28.0	30.5	29.0	29.3	30.1	35.5	39.2
累計令和4年度	22.7	45.6	72.9	98.8	124.0	152.1	181.4	211.3	239.6	270.0	307.1	348.2
累計令和5年度	22.3	45.7	72.9	98.9	123.5	150.9	181.1	211.2	240.2	269.9	307.4	347.8
累計令和6年度	22.3	46.5	72.4	99.7	124.2	151.6	181.9	211.5	239.4	269.2	304.6	343.0
累計令和7年度	22.3	46.3	73.3	100.8	124.3	152.3	182.9	211.8	241.2	271.3	306.8	346.0

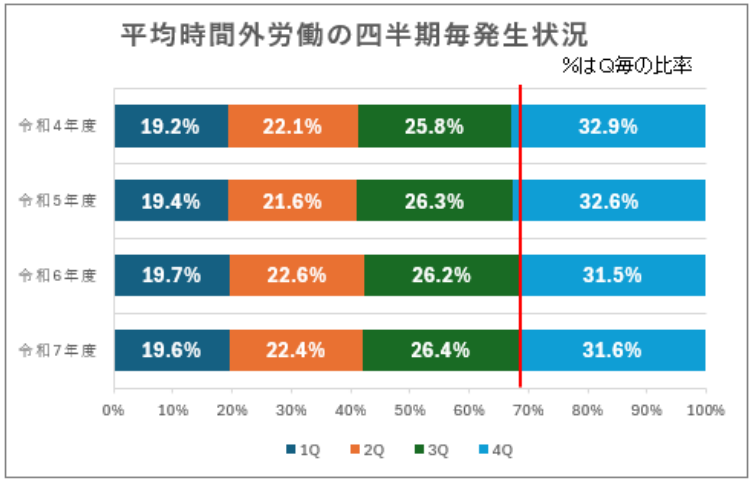
1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

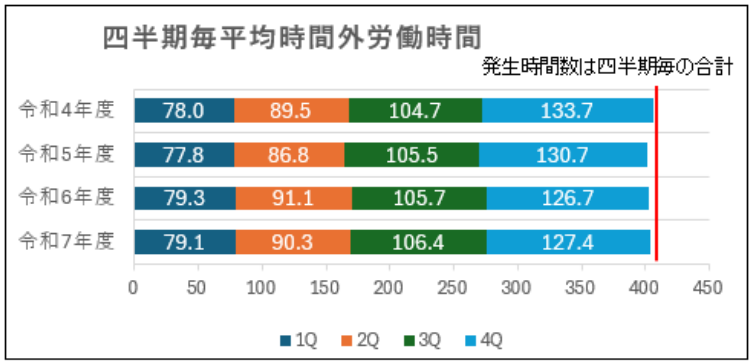
1．平均時間外労働時間【技術系非管理職】

追加調査の技術系非管理職でも全体平均よりは平準化傾向と年間累計の減少傾向が若干見られますが、ほぼ横ばいといえます。





年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	23.2	24.9	29.9	28.6	28.5	32.4	34.4	36.0	34.3	36.8	46.2	50.6
令和5年度	23.2	25.1	29.6	28.0	27.6	31.2	35.0	35.6	34.9	35.4	45.9	49.3
令和6年度	24.0	26.4	28.9	30.6	28.2	32.3	35.9	35.7	34.1	35.9	43.7	47.1
令和7年度	23.6	25.9	29.5	30.7	27.0	32.7	36.0	34.8	35.6	36.2	43.5	47.7
累計令和4年度	23.2	48.1	78.0	106.6	135.1	167.5	202.0	237.9	272.2	309.1	355.3	405.9
累計令和5年度	23.2	48.2	77.8	105.8	133.4	164.6	199.5	235.1	270.1	305.5	351.4	400.7
累計令和6年度	24.0	50.4	79.3	109.8	138.0	170.4	206.2	242.0	276.0	311.9	355.6	402.7
累計令和7年度	23.6	49.6	79.1	109.8	136.7	169.4	205.4	240.3	275.8	312.0	355.6	403.2

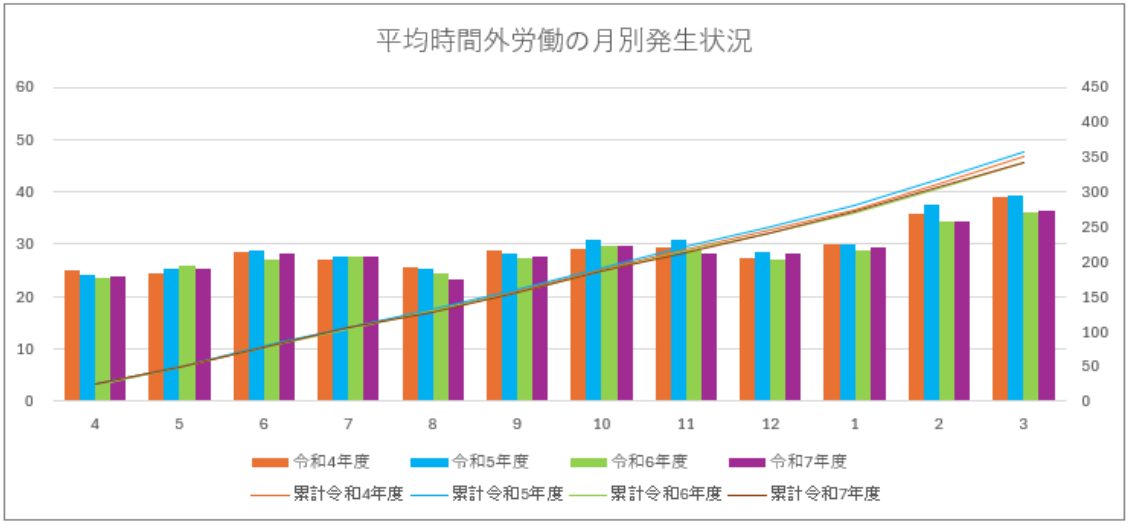


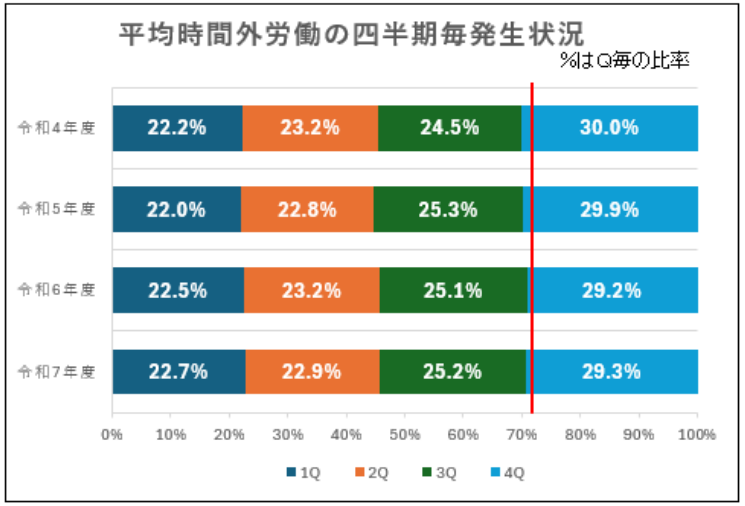
1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

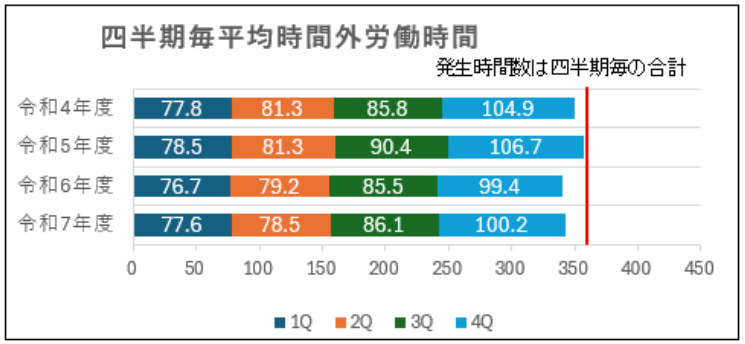
1．平均時間外労働時間【技術系管理職】

追加調査の技術系管理職では、同非管理職よりQ毎のシフトはあまり見られませんが、年間累計は所定外労働の減少傾向が若干見られます。



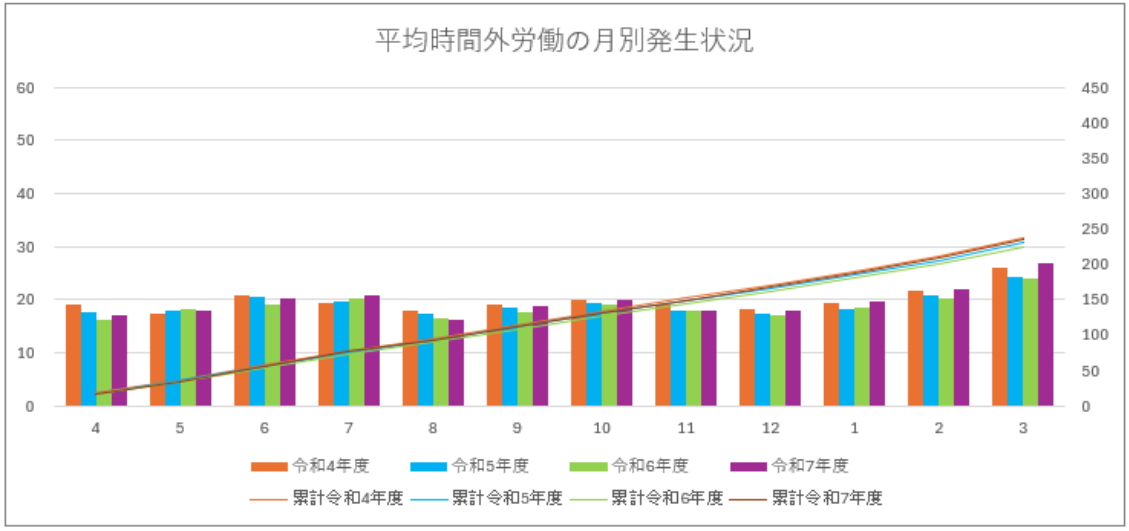


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	25.0	24.3	28.5	27.0	25.5	28.8	29.0	29.5	27.3	30.0	35.9	39.0
令和5年度	24.3	25.4	28.8	27.6	25.4	28.2	30.9	30.9	28.6	29.8	37.5	39.4
令和6年度	23.7	25.9	27.2	27.6	24.4	27.3	29.7	28.8	26.9	28.9	34.4	36.2
令和7年度	23.9	25.5	28.3	27.7	23.2	27.7	29.7	28.1	28.3	29.5	34.2	36.5
累計令和4年度	25.0	49.3	77.8	104.8	130.3	159.1	188.2	217.6	244.9	275.0	310.9	349.9
累計令和5年度	24.3	49.7	78.5	106.1	131.5	159.7	190.7	221.5	250.1	279.9	317.4	356.8
累計令和6年度	23.7	49.6	76.7	104.3	128.7	156.0	185.7	214.5	241.4	270.3	304.7	340.9
累計令和7年度	23.9	49.3	77.6	105.3	128.4	156.1	185.8	213.9	242.2	271.7	305.9	342.4

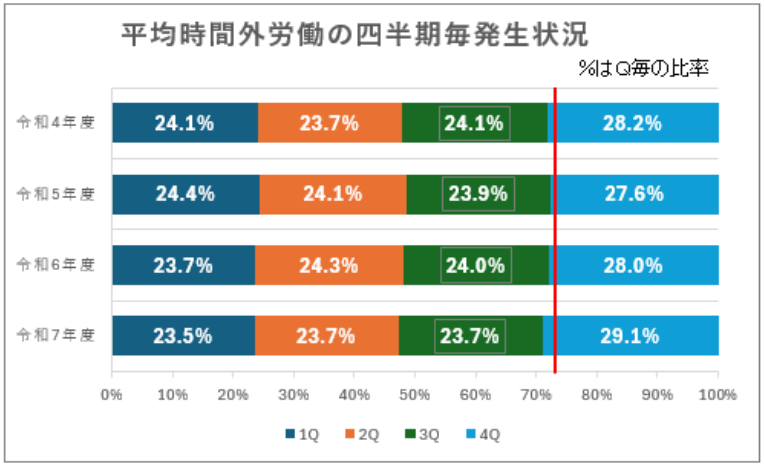


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

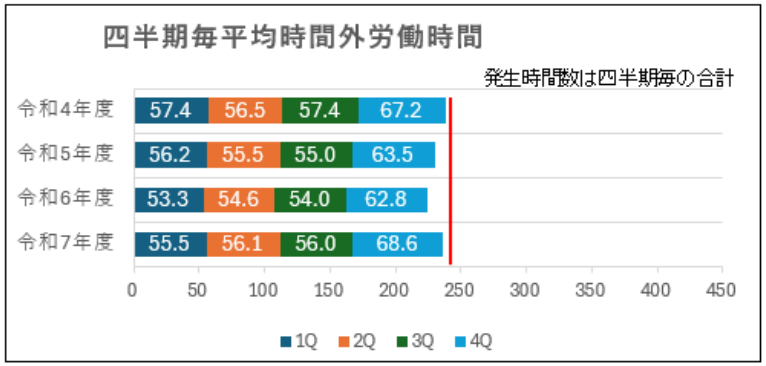
1．平均時間外労働時間【事務その他非管理職】



追加調査の事務その他非管理職では、平準化傾向及び年間累計の所定外労働時間ともに横ばいでしたが、R7では若干4Qが増加に転じています。

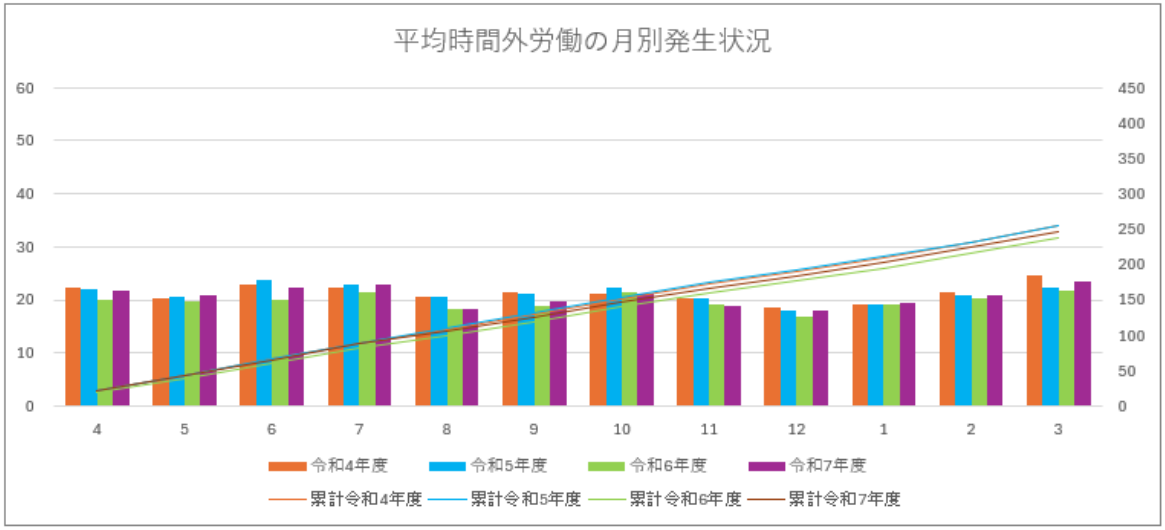


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	19.1	17.4	21.0	19.5	18.0	19.1	19.9	19.1	18.4	19.3	21.8	26.1
令和5年度	17.6	17.9	20.7	19.7	17.3	18.4	19.5	18.0	17.4	18.3	20.8	24.4
令和6年度	16.2	18.1	19.0	20.4	16.6	17.7	19.1	17.8	17.0	18.5	20.3	24.0
令和7年度	17.0	18.1	20.4	20.9	16.3	18.9	20.0	18.1	18.0	19.7	22.1	26.8
累計令和4年度	19.1	36.4	57.4	76.9	94.8	113.9	133.9	152.9	171.3	190.6	212.4	238.5
累計令和5年度	17.6	35.5	56.2	75.9	93.2	111.7	131.2	149.2	166.6	184.9	205.7	230.1
累計令和6年度	16.2	34.3	53.3	73.7	90.3	107.9	127.1	144.9	161.9	180.4	200.7	224.7
累計令和7年度	17.0	35.1	55.5	76.4	92.7	111.6	131.5	149.6	167.6	187.3	209.4	236.2



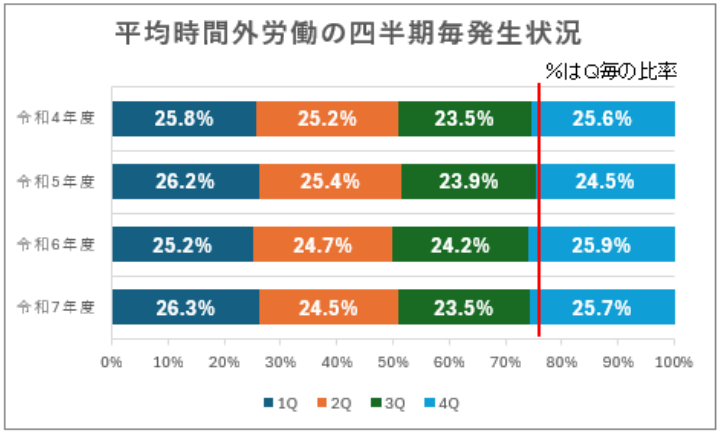
1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

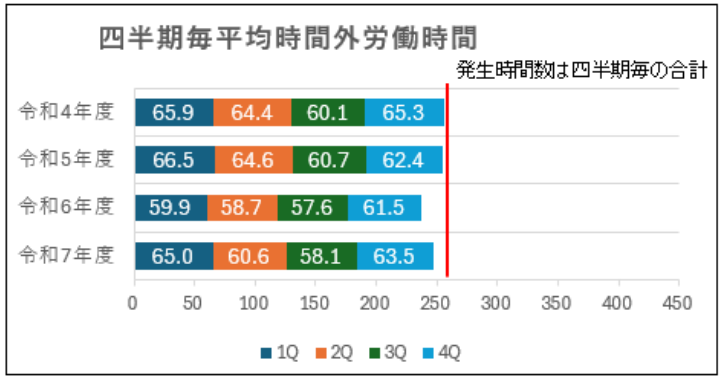
1．平均時間外労働時間【事務その他管理職】



年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	22.5	20.5	23.0	22.4	20.6	21.4	21.2	20.3	18.5	19.3	21.5	24.5
令和5年度	22.1	20.6	23.9	22.8	20.7	21.2	22.5	20.4	17.9	19.1	20.9	22.4
令和6年度	20.1	19.7	20.1	21.5	18.4	18.8	21.5	19.3	16.8	19.3	20.3	21.9
令和7年度	21.6	20.9	22.5	22.8	18.2	19.7	21.3	18.8	18.1	19.3	20.8	23.3
累計令和4年度	22.5	42.9	65.9	88.2	108.9	130.3	151.5	171.8	190.3	209.6	231.2	255.7
累計令和5年度	22.1	42.7	66.5	89.3	110.0	131.2	153.6	174.0	191.9	211.0	231.9	254.3
累計令和6年度	20.1	39.7	59.9	81.4	99.8	118.6	140.1	159.3	176.2	195.4	215.8	237.7
累計令和7年度	21.6	42.6	65.0	87.8	105.9	125.6	146.9	165.7	183.8	203.1	223.9	247.2

追加調査の事務その他管理職は、もともと特定のQへ偏りが少なく最も平準化されているといえ、年間累計でも所定外労働の減少傾向が若干見られます。



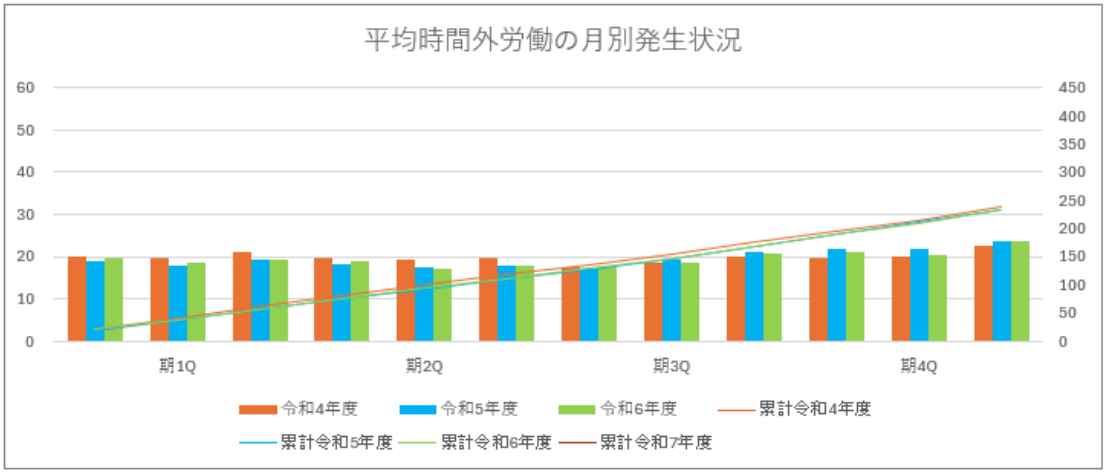


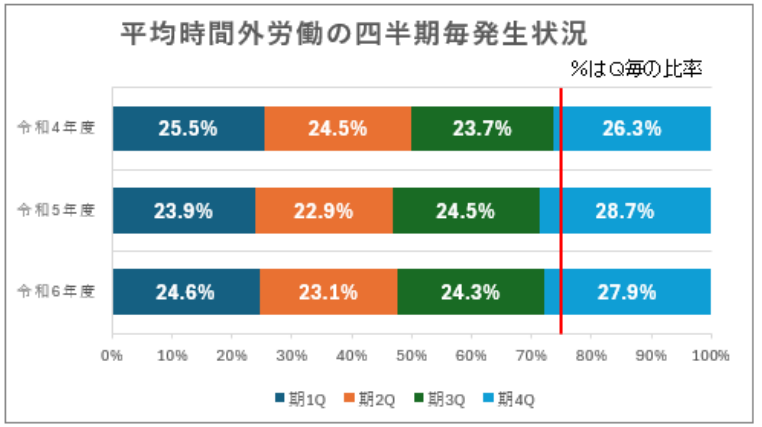
1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

（参考）決算期統一平均時間外労働時間【事務その他非管理職】

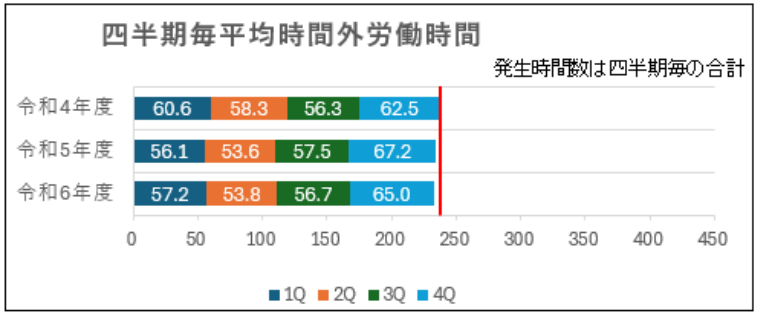
（例：a社決算期３月、b社決算期６月を年度末として統一したデータ。R7年度は未取得データがあるため、R6年までの3ケ年比較となります。）

決算期を統一したデータで、追加調査の事務その他非管理職の所定外労働時間をみると、各社の決算期となる4Qへの偏りが見られます。年間累計では所定外労働の時間はほぼ横ばいですが、R4～6にかけて4Qの比率が高まっています。





年度/月		期1Q			期2Q			期3Q			期4Q	
令和4年度	19.9	19.5	21.1	19.6	19.2	19.5	17.6	18.5	20.1	19.8	20.0	22.6
令和5年度	18.9	17.9	19.3	18.3	17.6	17.8	17.2	19.3	21.0	21.7	21.7	23.8
令和6年度	19.6	18.4	19.3	18.8	17.2	17.8	17.4	18.4	20.8	21.0	20.5	23.5
累計令和4年度	19.9	39.4	60.6	80.1	99.3	118.9	136.5	155.0	175.1	195.0	215.0	237.6
累計令和5年度	18.9	36.8	56.1	74.4	91.9	109.7	126.9	146.2	167.2	188.9	210.6	234.4
累計令和6年度	19.6	38.0	57.2	76.0	93.3	111.1	128.5	146.9	167.7	188.8	209.2	232.8

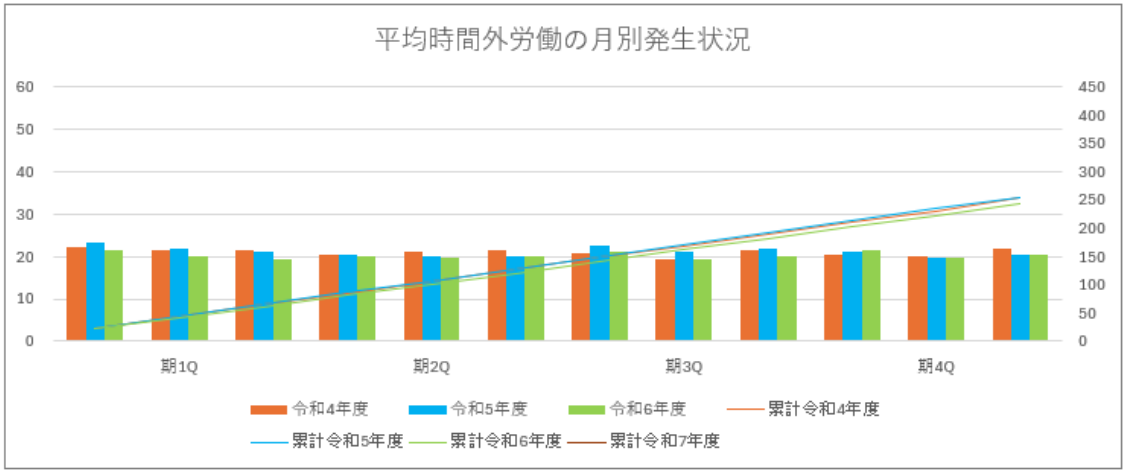


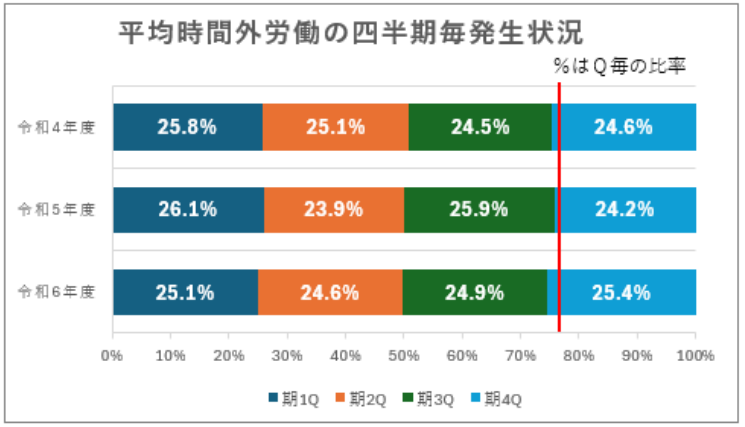
1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

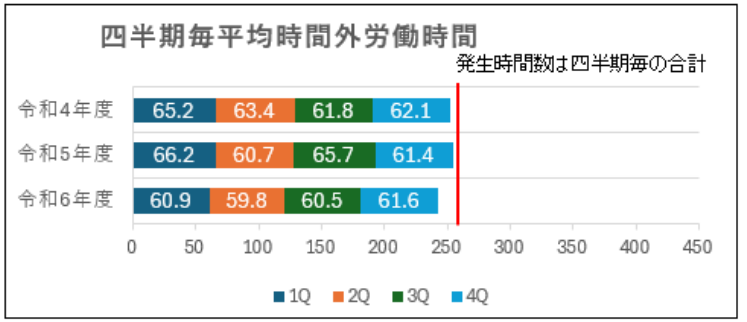
（参考）決算期統一平均時間外労働時間【事務その他管理職】

（例：a社決算期３月、b社決算期６月を年度末として統一したデータ。R7年度は未取得データがあるため、R6年までの3ケ年比較となります。）

決算期を統一したデータで、事務その他管理職の所定外労働時間をみると、各四半期が均等なっていて事務その他非管理職ほど決算期となる4Qへの偏りはあまり見られません。いずれの年も決算日後の決算処理や期首の準備などが発生する1Qが比較的所定外労働の多い四半期になっています。年間累計では所定外労働の時間はわずかに減少傾向となっています。





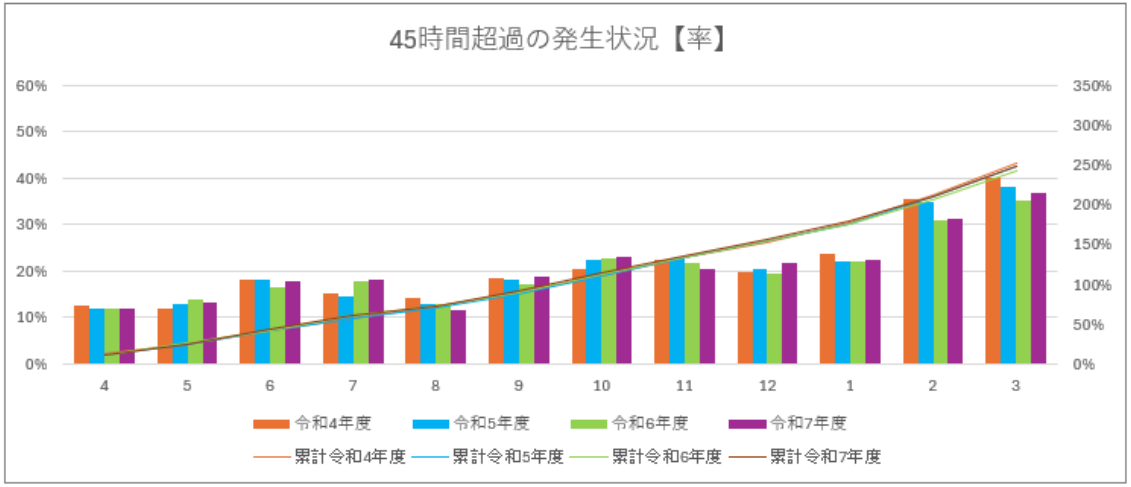


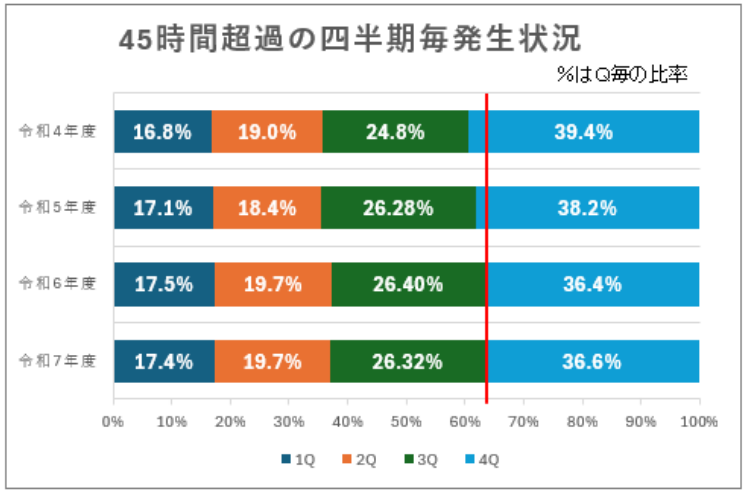
年度/月		期1Q			期2Q			期3Q			期4Q	
令和4年度	22.2	21.5	21.5	20.6	21.2	21.6	20.8	19.5	21.6	20.3	20.0	21.8
令和5年度	23.2	21.8	21.2	20.5	20.2	20.1	22.6	21.2	21.9	21.2	19.8	20.3
令和6年度	21.3	20.0	19.5	20.1	19.7	19.9	21.2	19.3	20.0	21.4	19.6	20.5
累計令和4年度	22.2	43.7	65.2	85.8	107.0	128.6	149.4	168.9	190.4	210.7	230.8	252.5
累計令和5年度	23.2	45.0	66.2	86.7	106.9	126.9	149.6	170.8	192.7	213.9	233.7	254.0
累計令和6年度	21.3	41.4	60.9	81.0	100.7	120.6	141.8	161.1	181.1	202.5	222.1	242.7

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

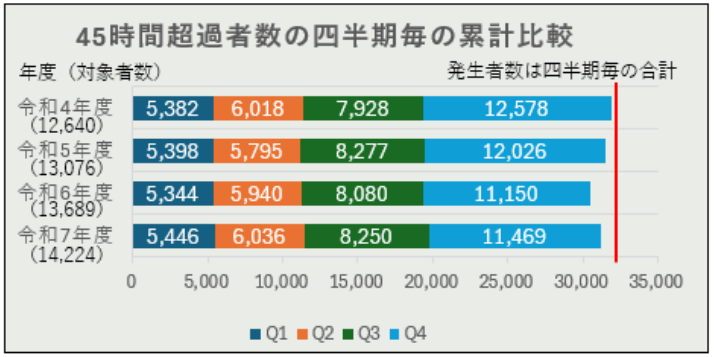
2．45時間/月の超過回数（割合・累計）【全体】

追加調査の全体では、45時間超過比率は4Qから他のQへの平準化傾向が若干見られ、かつ年間累計ではわずかに減少傾向が見られます。





年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	12.6%	11.9%	18.1%	15.2%	14.3%	18.4%	20.5%	22.3%	19.9%	23.8%	35.5%	40.1%
令和5年度	11.8%	12.7%	18.2%	14.6%	13.1%	18.2%	22.3%	22.6%	20.6%	22.2%	34.7%	38.2%
令和6年度	12.1%	13.8%	16.5%	17.8%	12.8%	17.2%	22.9%	21.7%	19.3%	22.0%	31.1%	35.1%
令和7年度	12.0%	13.4%	17.7%	18.3%	11.8%	18.8%	23.1%	20.5%	21.6%	22.5%	31.3%	37.0%
累計令和4年度	12.6%	24.4%	42.6%	57.7%	72.0%	90.5%	111.0%	133.3%	153.2%	177.1%	212.6%	252.7%
累計令和5年度	11.8%	24.5%	42.7%	57.3%	70.4%	88.6%	110.8%	133.5%	154.0%	176.2%	211.0%	249.2%
累計令和6年度	12.1%	25.8%	42.3%	60.0%	72.8%	90.0%	112.8%	134.6%	153.9%	176.0%	207.0%	242.1%
累計令和7年度	12.0%	25.4%	43.1%	61.4%	73.2%	92.0%	115.1%	135.7%	157.3%	179.7%	211.1%	248.0%

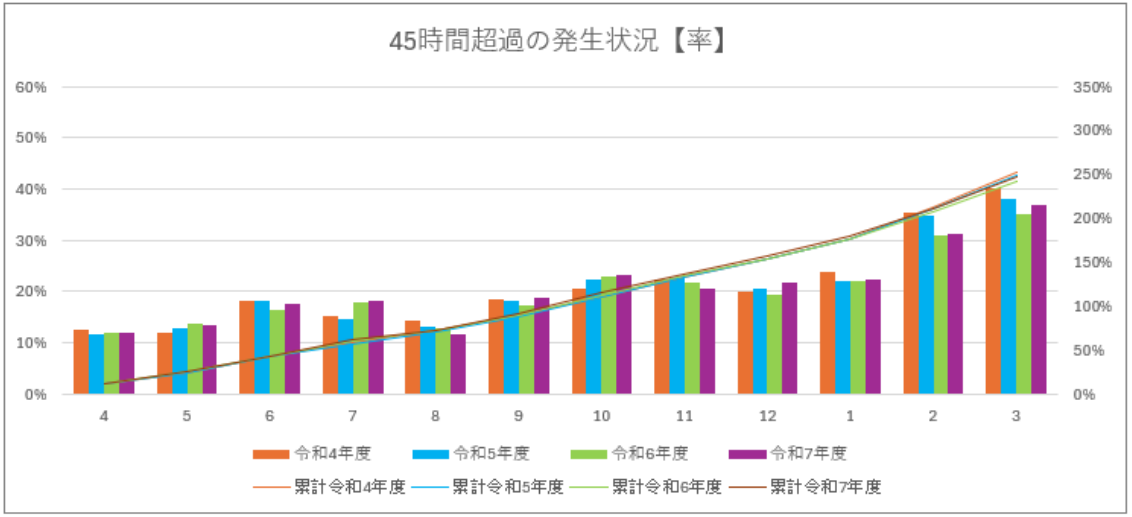


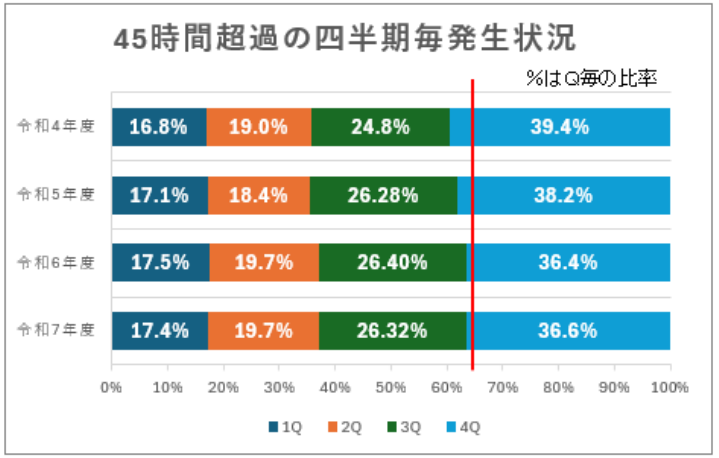
1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

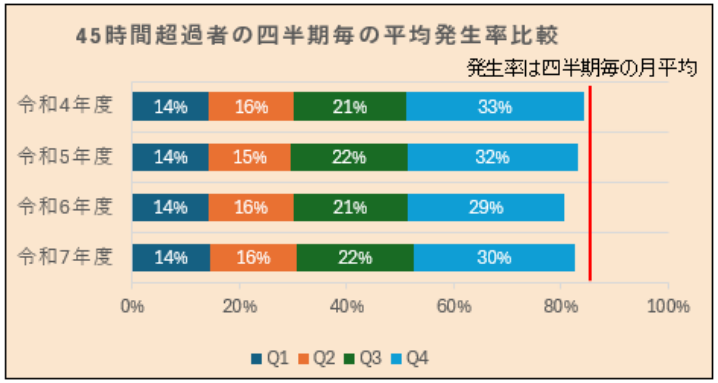
2．45時間/月の超過回数（割合・平均）【全体】

追加調査の全体では、45時間超過回数は4Qから他のQへの平準化傾向が若干見られ、かつ平均発生率でもわずかに減少傾向が見られます。



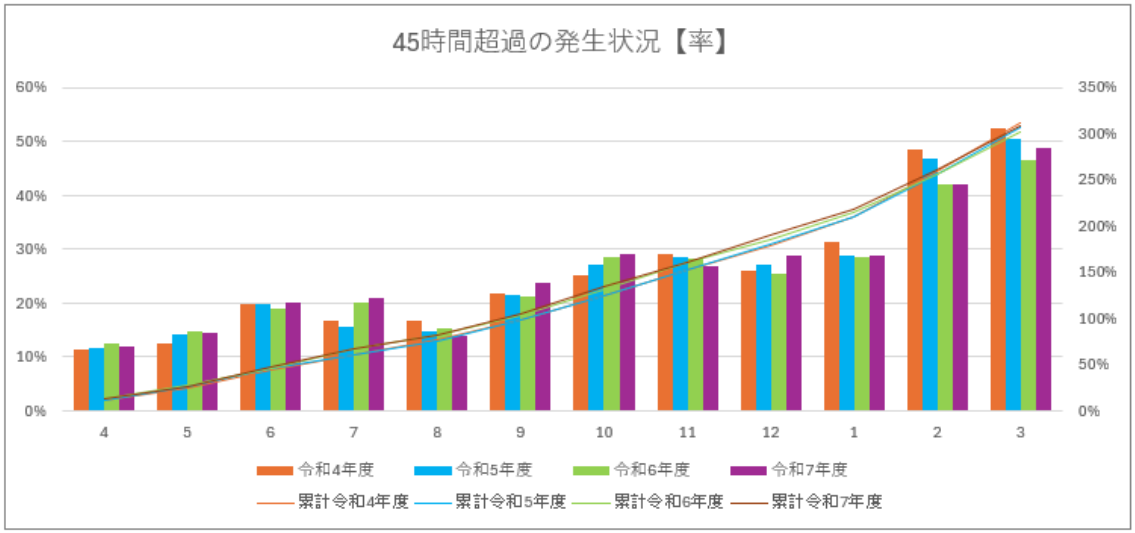


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	12.6%	11.9%	18.1%	15.2%	14.3%	18.4%	20.5%	22.3%	19.9%	23.8%	35.5%	40.1%
令和5年度	11.8%	12.7%	18.2%	14.6%	13.1%	18.2%	22.3%	22.6%	20.6%	22.2%	34.7%	38.2%
令和6年度	12.1%	13.8%	16.5%	17.8%	12.8%	17.2%	22.9%	21.7%	19.3%	22.0%	31.1%	35.1%
令和7年度	12.0%	13.4%	17.7%	18.3%	11.8%	18.8%	23.1%	20.5%	21.6%	22.5%	31.3%	37.0%
累計令和4年度	12.6%	24.4%	42.6%	57.7%	72.0%	90.5%	111.0%	133.3%	153.2%	177.1%	212.6%	252.7%
累計令和5年度	11.8%	24.5%	42.7%	57.3%	70.4%	88.6%	110.8%	133.5%	154.0%	176.2%	211.0%	249.2%
累計令和6年度	12.1%	25.8%	42.3%	60.0%	72.8%	90.0%	112.8%	134.6%	153.9%	176.0%	207.0%	242.1%
累計令和7年度	12.0%	25.4%	43.1%	61.4%	73.2%	92.0%	115.1%	135.7%	157.3%	179.7%	211.1%	248.0%

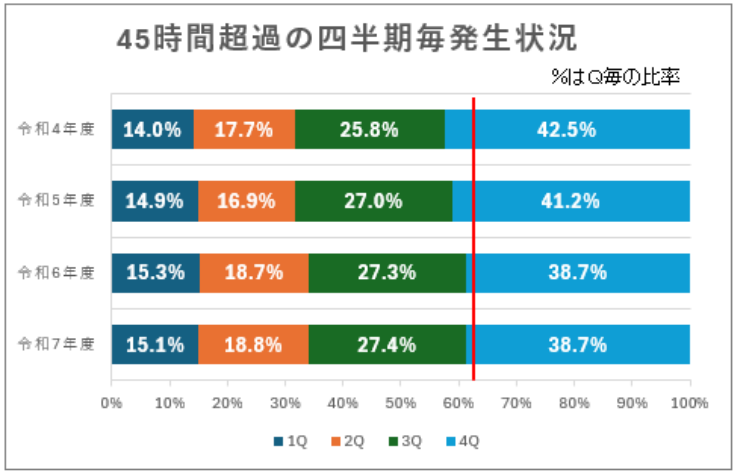


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

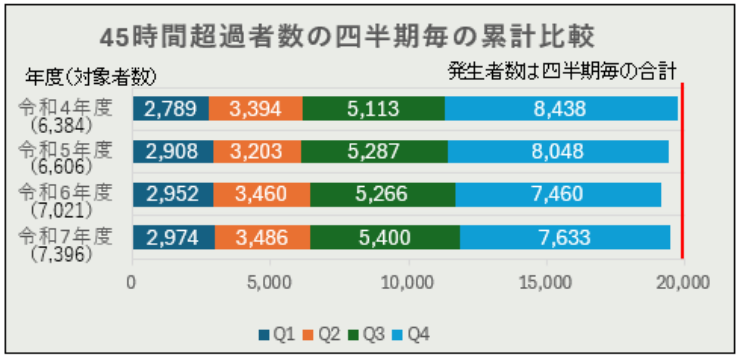
2．45時間/月の超過回数（割合・累計）【技術系非管理職】



追加調査の技術系非管理職では、45時間超過回数は4Qから他のQへの移行が、全体データより顕著にその傾向が見られます。



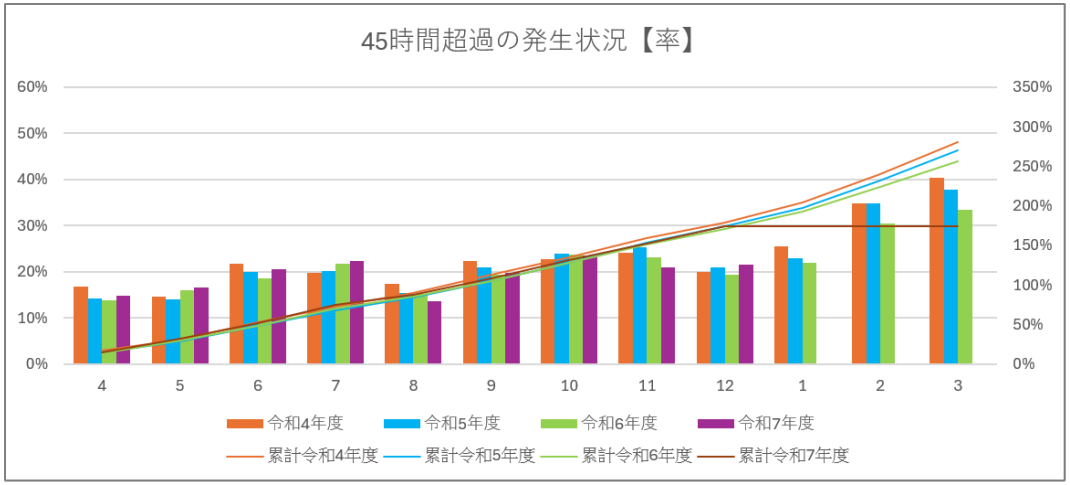
年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	11.4%	12.5%	19.9%	16.6%	16.7%	21.7%	25.1%	28.9%	26.1%	31.3%	48.3%	52.5%
令和5年度	11.5%	14.1%	19.9%	15.6%	14.7%	21.5%	27.2%	28.5%	27.1%	28.9%	46.7%	50.5%
令和6年度	12.4%	14.8%	19.0%	20.0%	15.2%	21.3%	28.6%	28.4%	25.5%	28.6%	41.9%	46.4%
令和7年度	12.0%	14.6%	20.0%	20.8%	13.8%	23.6%	29.0%	26.9%	28.7%	28.9%	41.9%	48.7%
累計令和4年度	11.4%	23.8%	43.7%	60.3%	77.0%	98.7%	123.8%	152.7%	178.8%	210.1%	258.4%	311.0%
累計令和5年度	11.5%	25.6%	45.5%	61.2%	75.8%	97.3%	124.6%	153.0%	180.2%	209.0%	255.7%	306.2%
累計令和6年度	12.4%	27.3%	46.2%	66.3%	81.5%	102.8%	131.4%	159.7%	185.3%	213.8%	255.7%	302.1%
累計令和7年度	12.0%	26.6%	46.6%	67.4%	81.2%	104.8%	133.8%	160.7%	189.4%	218.4%	260.3%	309.0%

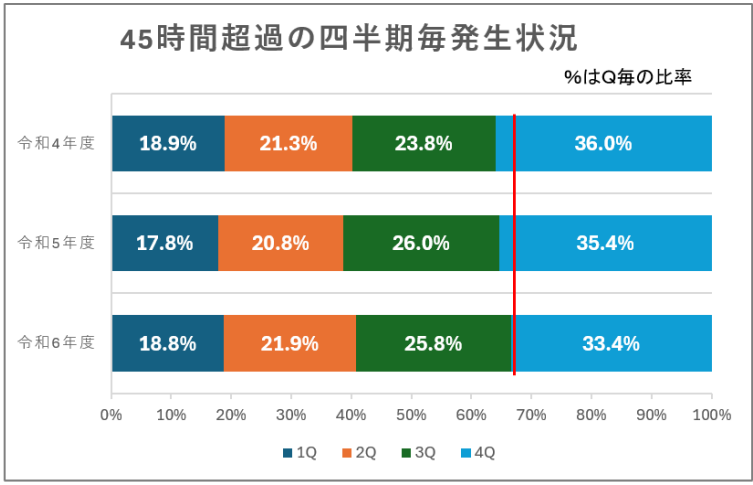


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

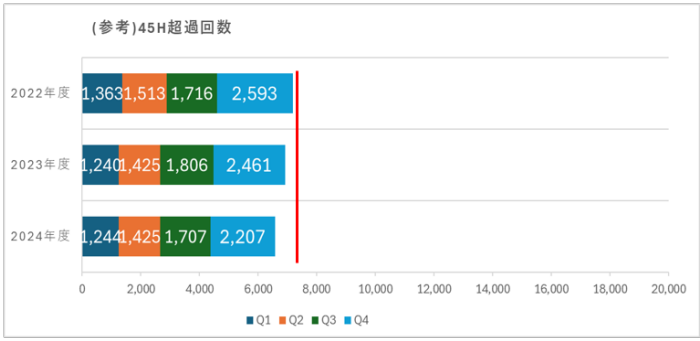
2．45時間/月の超過回数（割合）【技術系管理職】

過去3年の追加20社調査技術系管理職でも同非管理職ほどではないですが、45時間超過回数は4Qから他のQへの移行傾向が見られ、かつ年間累計の減少傾向も見られます。



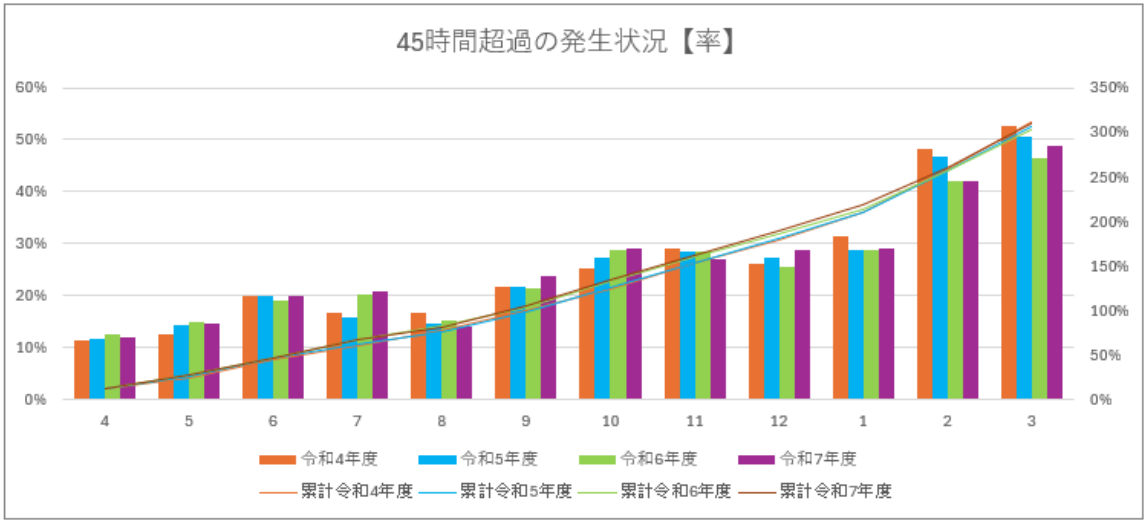


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	16.7%	14.6%	21.7%	19.8%	17.3%	22.4%	22.7%	24.1%	19.9%	25.5%	34.9%	40.3%
令和5年度	14.3%	14.0%	19.9%	20.1%	15.3%	20.9%	23.9%	25.4%	20.9%	23.0%	34.8%	37.8%
令和6年度	13.8%	16.1%	18.5%	21.7%	15.1%	19.4%	23.7%	23.1%	19.4%	21.9%	30.5%	33.3%
令和7年度	14.8%	16.5%	20.6%	22.3%	13.6%	19.8%	23.5%	20.9%	21.6%			
累計令和4年度	16.7%	31.3%	53.0%	72.8%	90.1%	112.4%	135.1%	159.2%	179.1%	204.6%	239.5%	279.9%
累計令和5年度	14.3%	28.2%	48.2%	68.3%	83.6%	104.5%	128.4%	153.7%	174.7%	197.7%	232.5%	270.3%
累計令和6年度	13.8%	29.8%	48.3%	70.1%	85.2%	104.6%	128.3%	151.5%	170.9%	192.8%	223.3%	256.7%
累計令和7年度	14.8%	31.4%	52.0%	74.3%	87.9%	107.7%	131.2%	152.1%	173.7%	173.7%	173.7%	173.7%

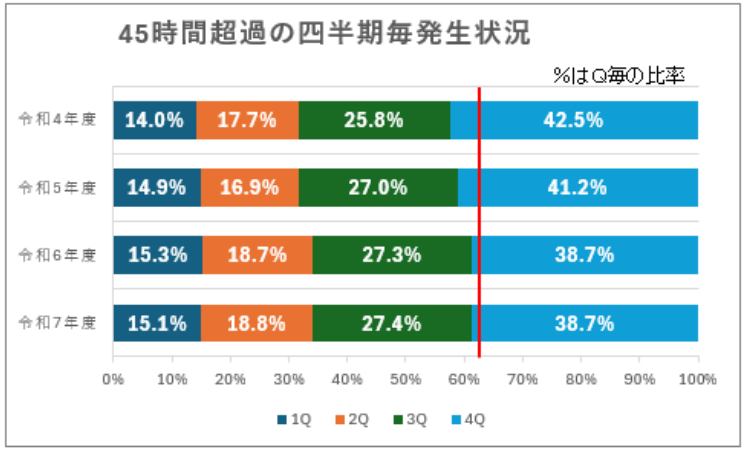


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

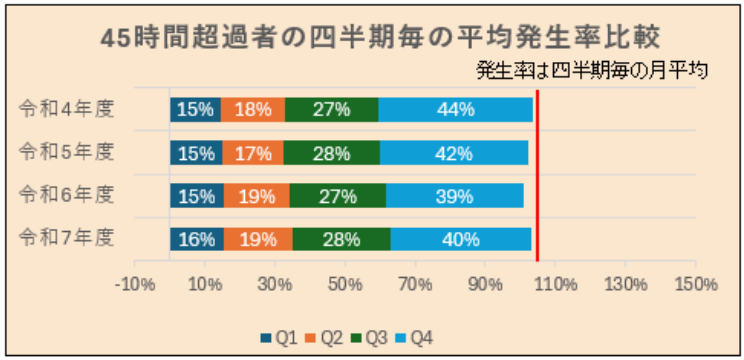
2．45時間/月の超過回数（割合・平均）【技術系非管理職】



追加調査の技術系非管理職では、45時間超過回数は4Qから他のQへの移行が、全体データより顕著にその傾向が見られます。



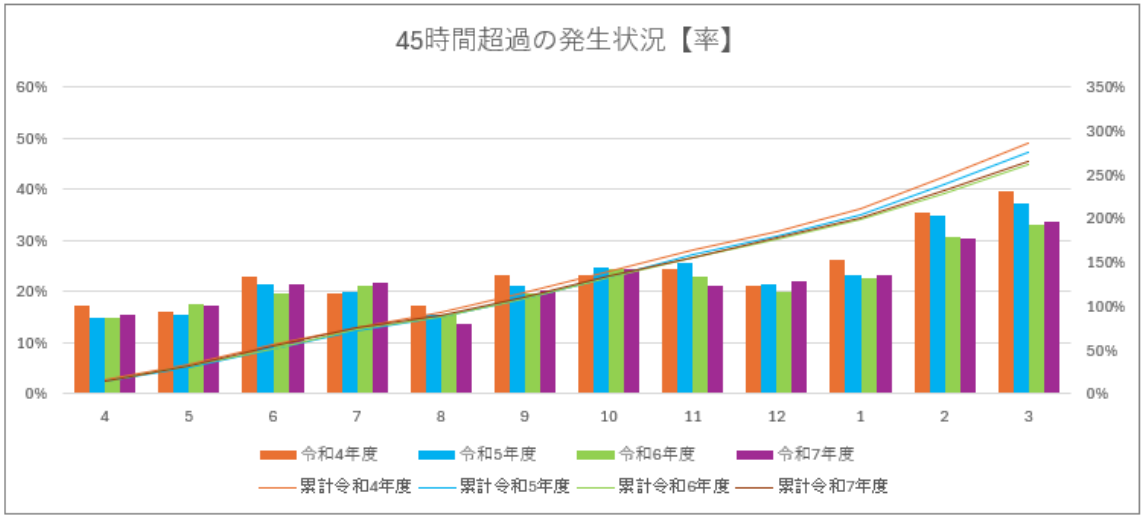
年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	11.4%	12.5%	19.9%	16.6%	16.7%	21.7%	25.1%	28.9%	26.1%	31.3%	48.3%	52.5%
令和5年度	11.5%	14.1%	19.9%	15.6%	14.7%	21.5%	27.2%	28.5%	27.1%	28.9%	46.7%	50.5%
令和6年度	12.4%	14.8%	19.0%	20.0%	15.2%	21.3%	28.6%	28.4%	25.5%	28.6%	41.9%	46.4%
令和7年度	12.0%	14.6%	20.0%	20.8%	13.8%	23.6%	29.0%	26.9%	28.7%	28.9%	41.9%	48.7%
累計令和4年度	11.4%	23.8%	43.7%	60.3%	77.0%	98.7%	123.8%	152.7%	178.8%	210.1%	258.4%	311.0%
累計令和5年度	11.5%	25.6%	45.5%	61.2%	75.8%	97.3%	124.6%	153.0%	180.2%	209.0%	255.7%	306.2%
累計令和6年度	12.4%	27.3%	46.2%	66.3%	81.5%	102.8%	131.4%	159.7%	185.3%	213.8%	255.7%	302.1%
累計令和7年度	12.0%	26.6%	46.6%	67.4%	81.2%	104.8%	133.8%	160.7%	189.4%	218.4%	260.3%	309.0%

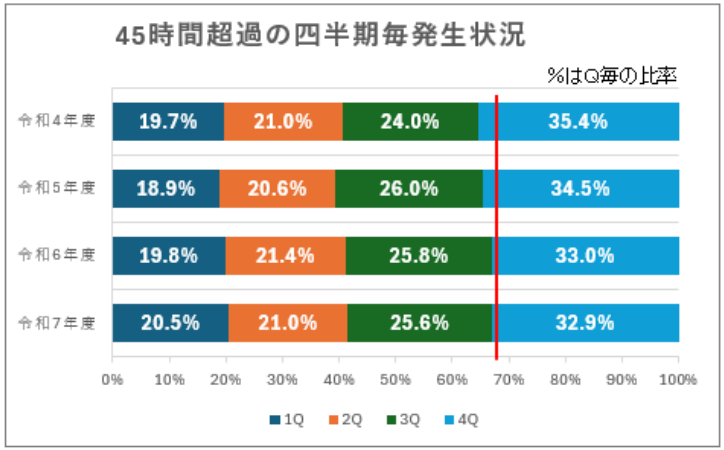


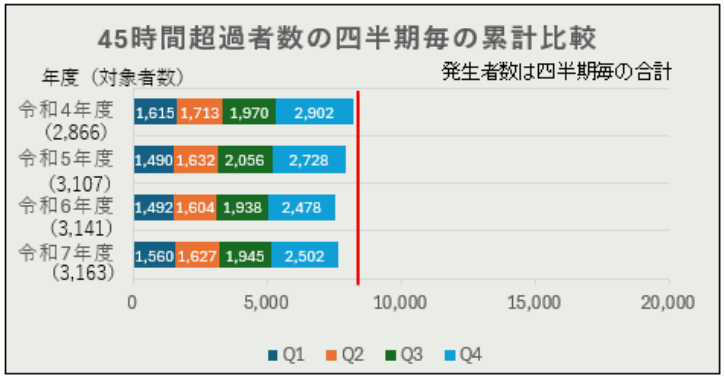
1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

2．45時間/月の超過回数（割合・累計）【技術系管理職】

追加調査の技術系管理職でも同非管理職ほどではないですが、45時間超過回数は4Qから他のQへの移行傾向が見られ、かつ年間累計の減少傾向も見られます。





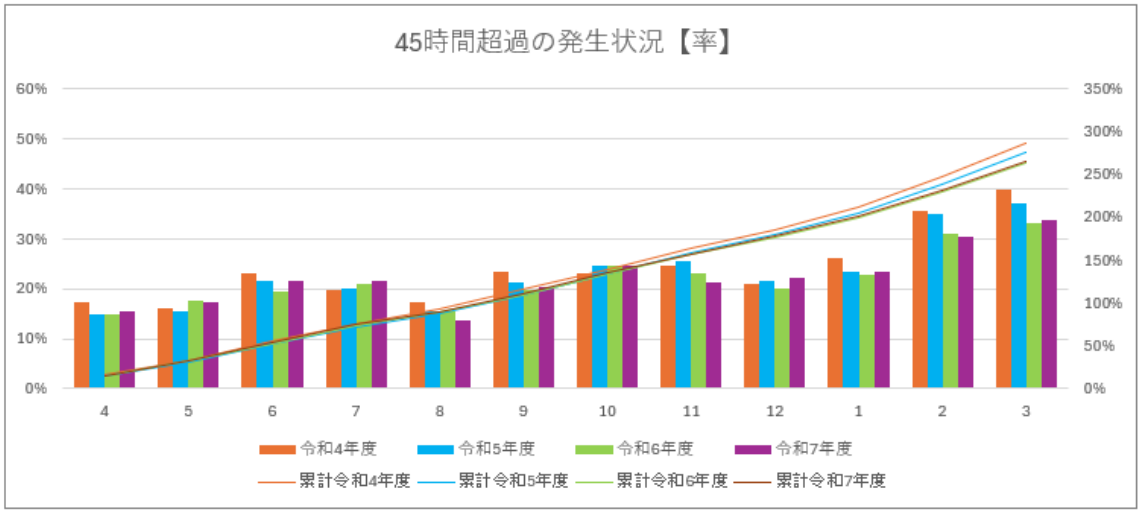


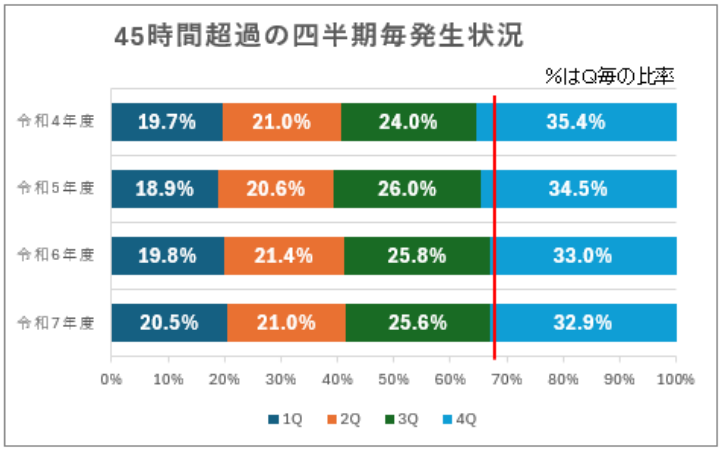
年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	17.3%	16.1%	22.9%	19.6%	17.2%	23.2%	23.1%	24.6%	21.0%	26.1%	35.5%	39.6%
令和5年度	14.9%	15.6%	21.6%	20.0%	15.4%	21.2%	24.7%	25.5%	21.5%	23.3%	34.8%	37.1%
令和6年度	14.8%	17.7%	19.5%	21.0%	15.4%	19.7%	24.5%	23.0%	20.1%	22.7%	30.8%	33.0%
令和7年度	15.6%	17.4%	21.4%	21.6%	13.7%	20.3%	24.5%	21.1%	22.2%	23.2%	30.4%	33.7%
累計令和4年度	17.3%	33.4%	56.4%	76.0%	93.2%	116.4%	139.5%	164.1%	185.1%	211.2%	246.8%	286.4%
累計令和5年度	14.9%	30.4%	52.0%	72.0%	87.4%	108.6%	133.4%	158.8%	180.4%	203.6%	238.4%	275.6%
累計令和6年度	14.8%	32.5%	52.1%	73.1%	88.5%	108.2%	132.8%	155.7%	175.8%	198.5%	229.3%	262.3%
累計令和7年度	15.6%	33.0%	54.4%	76.1%	89.8%	110.1%	134.6%	155.8%	177.9%	201.2%	231.6%	265.3%

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

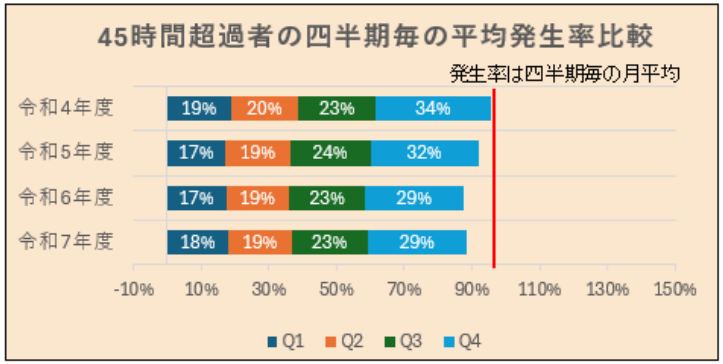
2．45時間/月の超過回数（割合・平均）【技術系管理職】

追加調査の技術系管理職でも同非管理職ほどではないですが、45時間超過回数は4Qから他のQへの移行傾向が見られ、かつ年間累計の減少傾向も見られます。



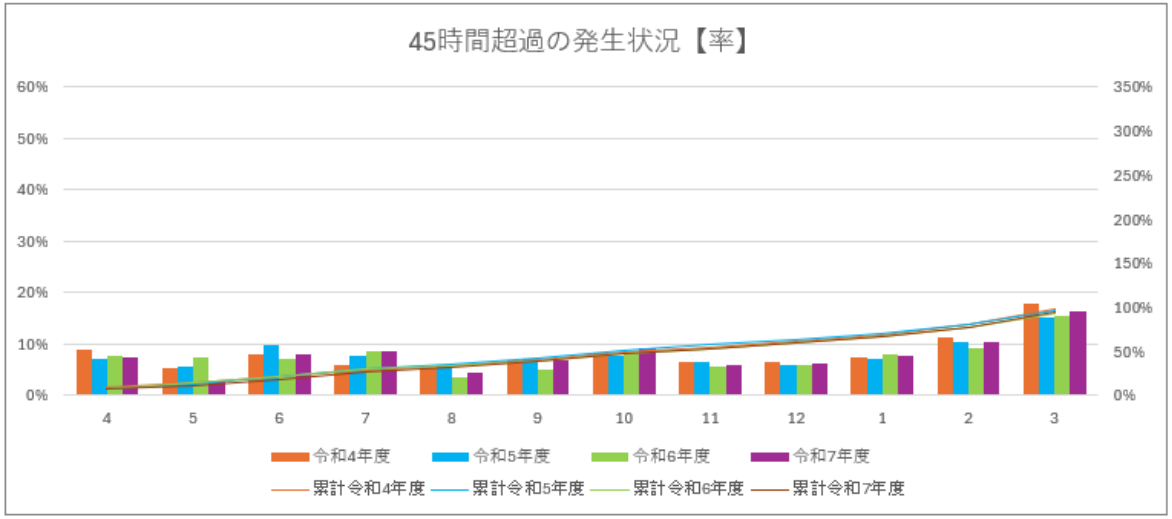


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	17.3%	16.1%	22.9%	19.6%	17.2%	23.2%	23.1%	24.6%	21.0%	26.1%	35.5%	39.6%
令和5年度	14.9%	15.6%	21.6%	20.0%	15.4%	21.2%	24.7%	25.5%	21.5%	23.3%	34.8%	37.1%
令和6年度	14.8%	17.7%	19.5%	21.0%	15.4%	19.7%	24.5%	23.0%	20.1%	22.7%	30.8%	33.0%
令和7年度	15.6%	17.4%	21.4%	21.6%	13.7%	20.3%	24.5%	21.1%	22.2%	23.2%	30.4%	33.7%
累計令和4年度	17.3%	33.4%	56.4%	76.0%	93.2%	116.4%	139.5%	164.1%	185.1%	211.2%	246.8%	286.4%
累計令和5年度	14.9%	30.4%	52.0%	72.0%	87.4%	108.6%	133.4%	158.8%	180.4%	203.6%	238.4%	275.6%
累計令和6年度	14.8%	32.5%	52.1%	73.1%	88.5%	108.2%	132.8%	155.7%	175.8%	198.5%	229.3%	262.3%
累計令和7年度	15.6%	33.0%	54.4%	76.1%	89.8%	110.1%	134.6%	155.8%	177.9%	201.2%	231.6%	265.3%

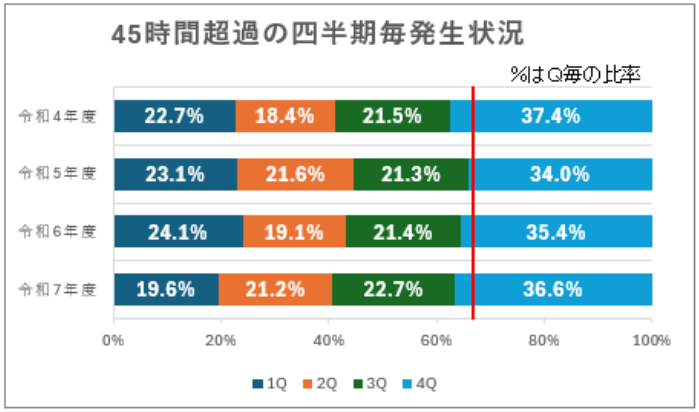


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

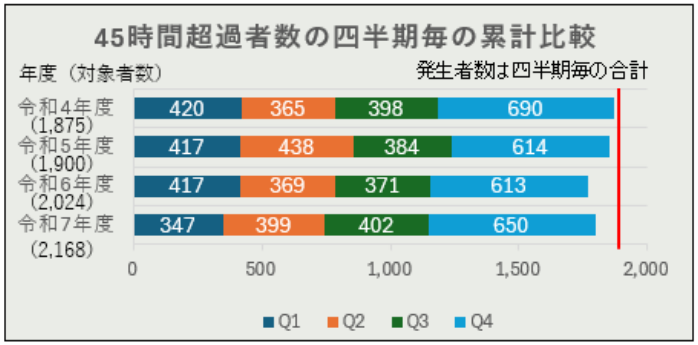
2．45時間/月の超過回数（割合・累計）【事務その他非管理職】



追加調査の事務その他非管理職では、45時間超過回数は年間累計では減少傾向が見られますが、4Qの比率が依然高いままで、平準化の傾向は見られません。

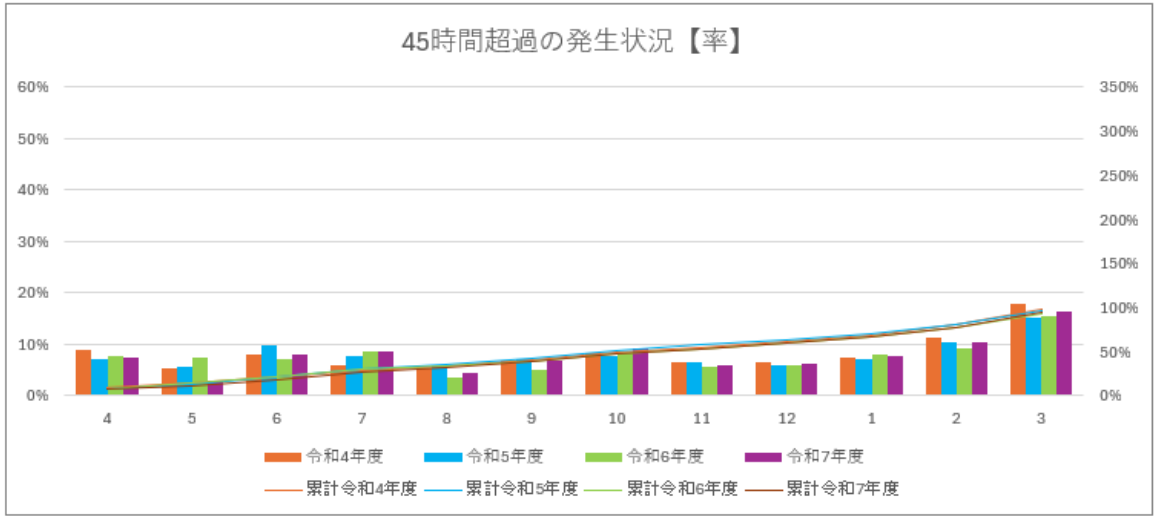


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	8.9%	5.3%	8.2%	6.1%	5.2%	6.8%	8.3%	6.5%	6.5%	7.4%	11.4%	18.0%
令和5年度	7.0%	5.5%	9.7%	7.7%	5.9%	7.1%	7.8%	6.6%	6.1%	7.1%	10.5%	15.1%
令和6年度	7.6%	7.4%	7.3%	8.7%	3.7%	5.2%	8.3%	5.6%	5.9%	7.9%	9.3%	15.5%
令和7年度	7.5%	3.0%	8.0%	8.8%	4.5%	6.7%	9.3%	6.0%	6.2%	7.7%	10.5%	16.5%
累計令和4年度	8.9%	14.2%	22.4%	28.5%	33.7%	40.5%	48.7%	55.2%	61.7%	69.1%	80.5%	98.5%
累計令和5年度	7.0%	12.5%	22.2%	30.0%	35.9%	43.0%	50.8%	57.4%	63.5%	70.6%	81.1%	96.2%
累計令和6年度	7.6%	15.0%	22.2%	30.9%	34.6%	39.8%	48.1%	53.7%	59.6%	67.5%	76.8%	92.3%
累計令和7年度	7.5%	10.5%	18.5%	27.3%	31.8%	38.5%	47.8%	53.8%	60.0%	67.7%	78.1%	94.6%



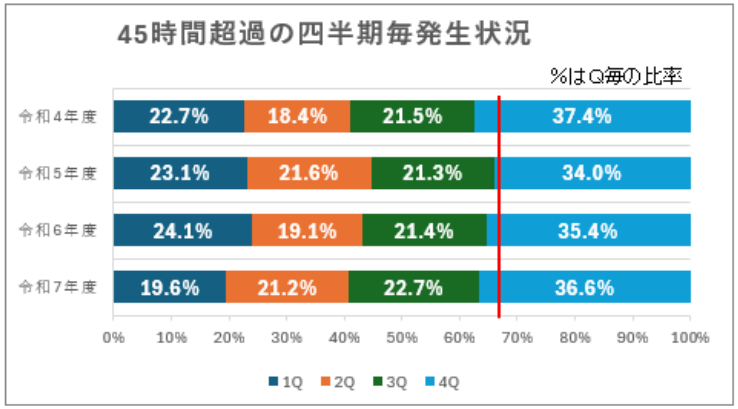
1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

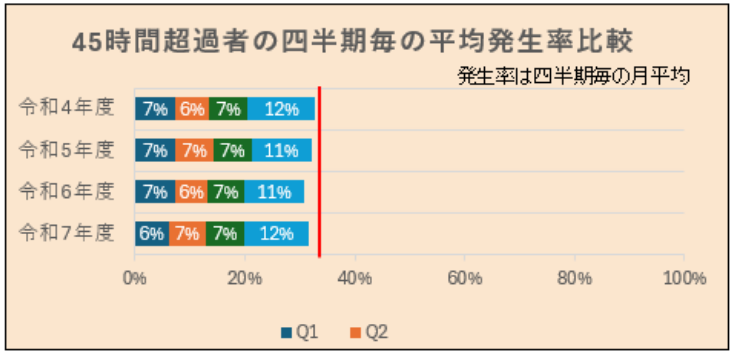
2．45時間/月の超過回数（割合・平均）【事務その他非管理職】



年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	8.9%	5.3%	8.2%	6.1%	5.2%	6.8%	8.3%	6.5%	6.5%	7.4%	11.4%	18.0%
令和5年度	7.0%	5.5%	9.7%	7.7%	5.9%	7.1%	7.8%	6.6%	6.1%	7.1%	10.5%	15.1%
令和6年度	7.6%	7.4%	7.3%	8.7%	3.7%	5.2%	8.3%	5.6%	5.9%	7.9%	9.3%	15.5%
令和7年度	7.5%	3.0%	8.0%	8.8%	4.5%	6.7%	9.3%	6.0%	6.2%	7.7%	10.5%	16.5%
累計令和4年度	8.9%	14.2%	22.4%	28.5%	33.7%	40.5%	48.7%	55.2%	61.7%	69.1%	80.5%	98.5%
累計令和5年度	7.0%	12.5%	22.2%	30.0%	35.9%	43.0%	50.8%	57.4%	63.5%	70.6%	81.1%	96.2%
累計令和6年度	7.6%	15.0%	22.2%	30.9%	34.6%	39.8%	48.1%	53.7%	59.6%	67.5%	76.8%	92.3%
累計令和7年度	7.5%	10.5%	18.5%	27.3%	31.8%	38.5%	47.8%	53.8%	60.0%	67.7%	78.1%	94.6%

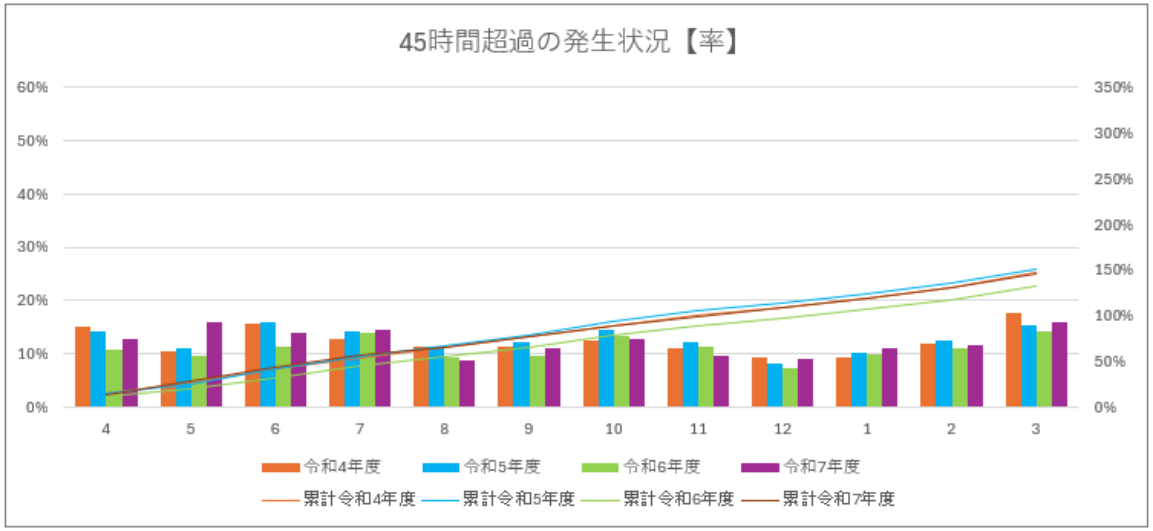
追加調査の事務その他非管理職では、45時間超過回数は平均発生率では減少傾向が見られますが、4Qの比率が依然高いままで、平準化の傾向は見られません。





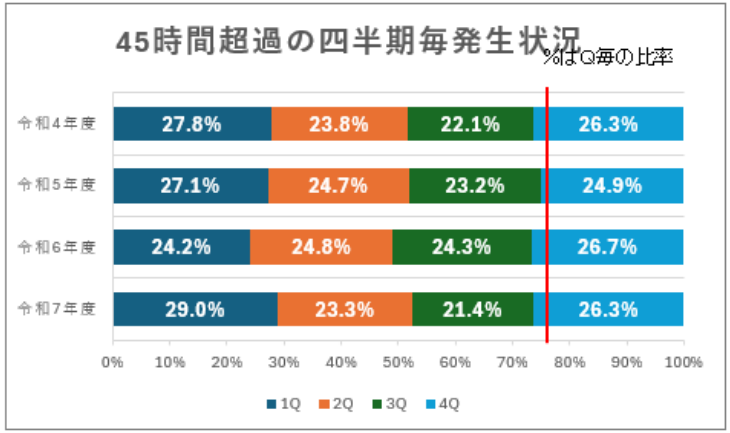
1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

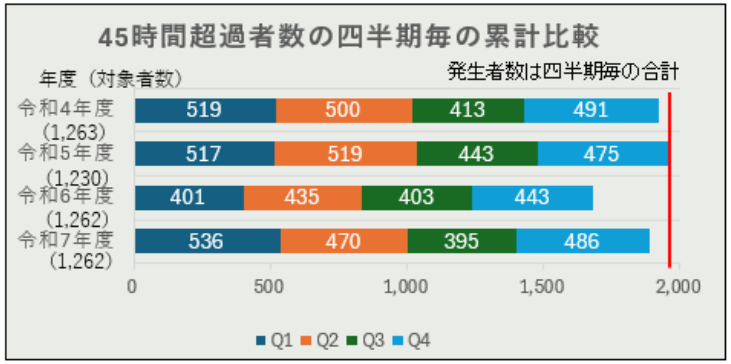
2．45時間/月の超過回数（割合・累計）【事務その他管理職】



年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	15.0%	10.5%	15.6%	12.7%	11.2%	11.2%	12.4%	11.1%	9.3%	9.3%	12.0%	17.6%
令和5年度	14.2%	11.0%	15.8%	14.1%	11.2%	12.0%	14.6%	12.3%	8.2%	10.0%	12.4%	15.3%
令和6年度	10.8%	9.6%	11.4%	13.8%	9.3%	9.6%	13.3%	11.3%	7.4%	9.9%	10.9%	14.3%
令和7年度	12.6%	15.9%	13.9%	14.6%	8.7%	10.9%	12.8%	9.6%	9.0%	11.1%	11.6%	15.8%
累計令和4年度	15.0%	25.5%	41.1%	53.8%	65.1%	76.3%	88.7%	99.8%	109.0%	118.4%	130.3%	147.9%
累計令和5年度	14.2%	25.2%	41.0%	55.0%	66.3%	78.3%	92.8%	105.1%	113.3%	123.3%	135.7%	151.0%
累計令和6年度	10.8%	20.4%	31.8%	45.6%	54.8%	64.4%	77.7%	89.0%	96.4%	106.3%	117.2%	131.5%
累計令和7年度	12.6%	28.5%	42.4%	57.0%	65.7%	76.6%	89.3%	98.9%	107.9%	119.0%	130.5%	146.3%

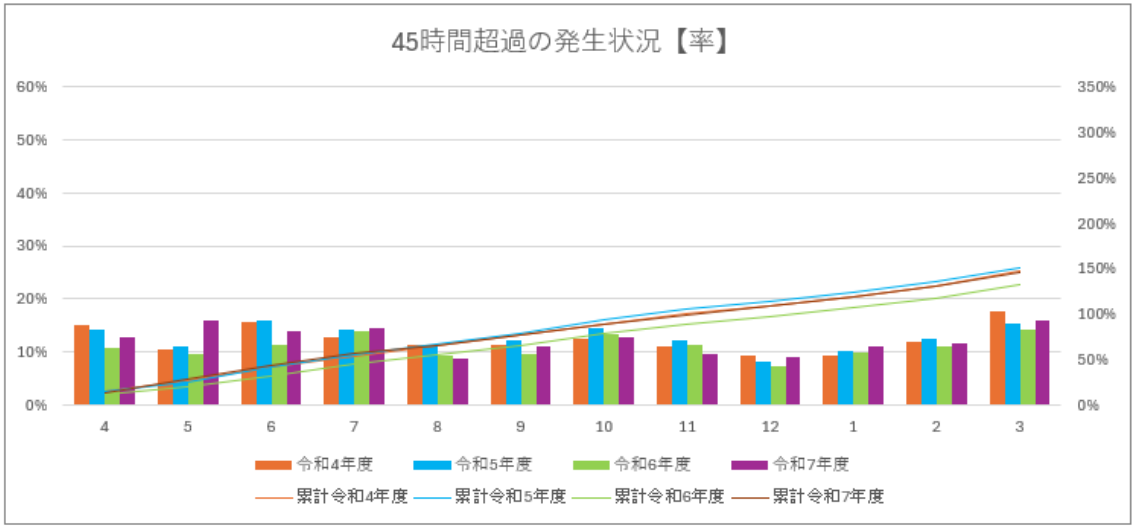
追加調査の事務その他管理職ではもともと特定のQへの偏りは少ない方ですが、R6・7では4Qへの偏りが若干見られます。年間累計もR6で大幅に減少しましたがR7では増加に転じています。



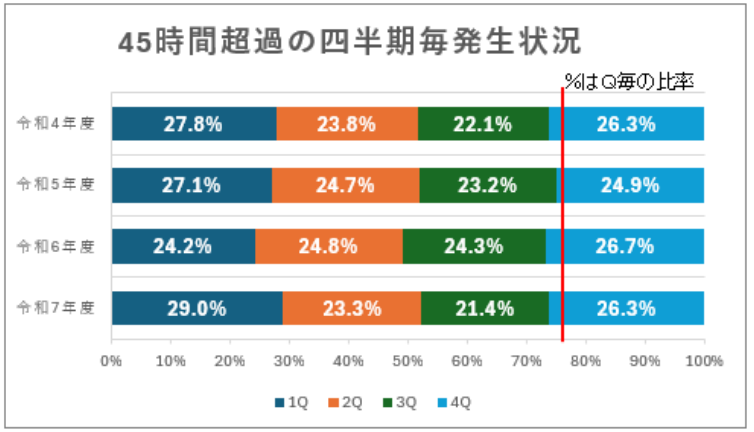


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

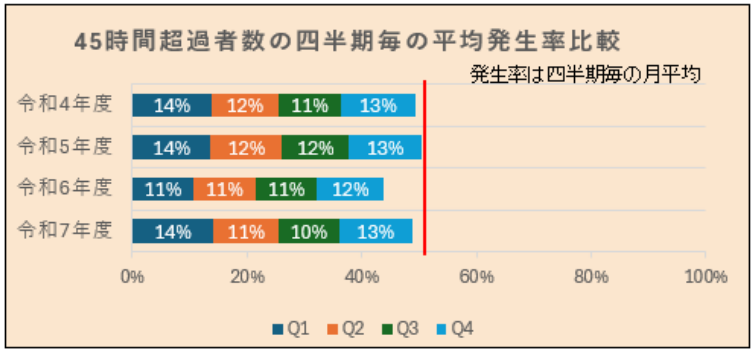
2．45時間/月の超過回数（割合・平均）【事務その他管理職】



追加調査の事務その他管理職ではもともと特定のQへの偏りは少ない方ですが、R6･7では4Qへの偏りが若干見られます。平均発生率でもR6で大幅に減少しましたがR7では増加に転じています。



年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	15.0%	10.5%	15.6%	12.7%	11.2%	11.2%	12.4%	11.1%	9.3%	9.3%	12.0%	17.6%
令和5年度	14.2%	11.0%	15.8%	14.1%	11.2%	12.0%	14.6%	12.3%	8.2%	10.0%	12.4%	15.3%
令和6年度	10.8%	9.6%	11.4%	13.8%	9.3%	9.6%	13.3%	11.3%	7.4%	9.9%	10.9%	14.3%
令和7年度	12.6%	15.9%	13.9%	14.6%	8.7%	10.9%	12.8%	9.6%	9.0%	11.1%	11.6%	15.8%
累計令和4年度	15.0%	25.5%	41.1%	53.8%	65.1%	76.3%	88.7%	99.8%	109.0%	118.4%	130.3%	147.9%
累計令和5年度	14.2%	25.2%	41.0%	55.0%	66.3%	78.3%	92.8%	105.1%	113.3%	123.3%	135.7%	151.0%
累計令和6年度	10.8%	20.4%	31.8%	45.6%	54.8%	64.4%	77.7%	89.0%	96.4%	106.3%	117.2%	131.5%
累計令和7年度	12.6%	28.5%	42.4%	57.0%	65.7%	76.6%	89.3%	98.9%	107.9%	119.0%	130.5%	146.3%

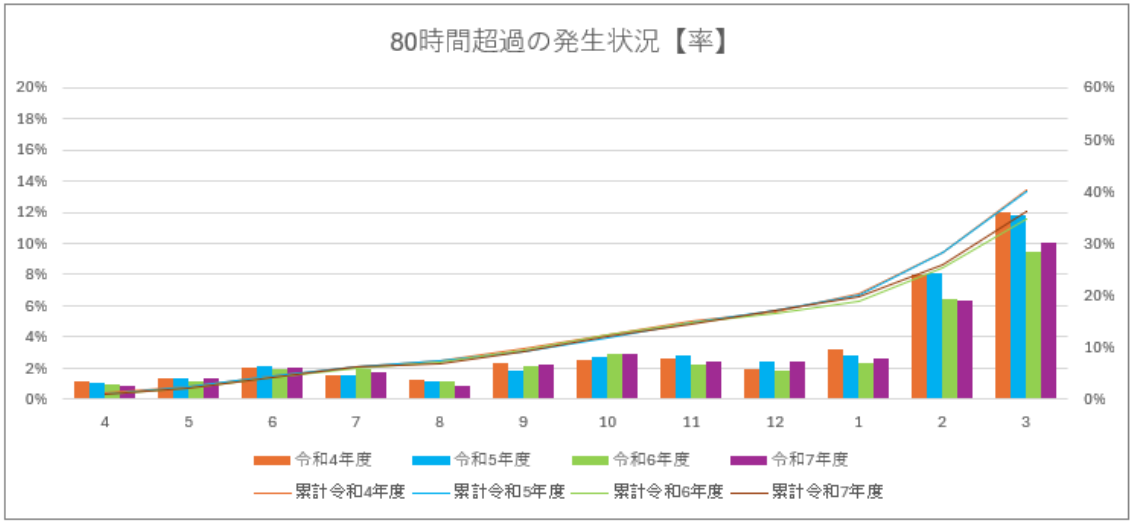


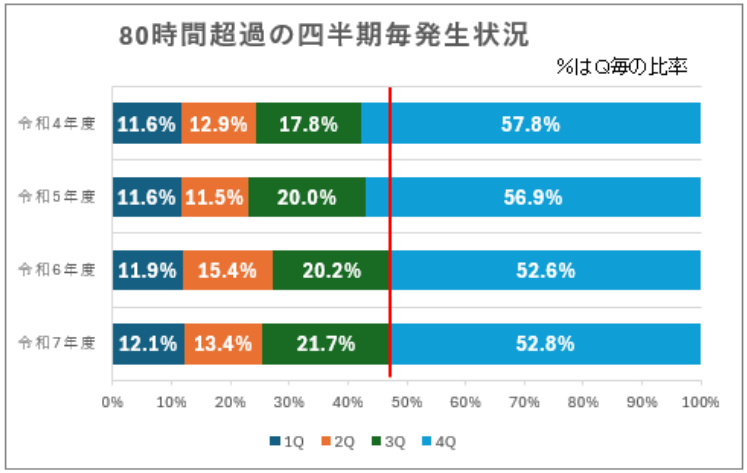
1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

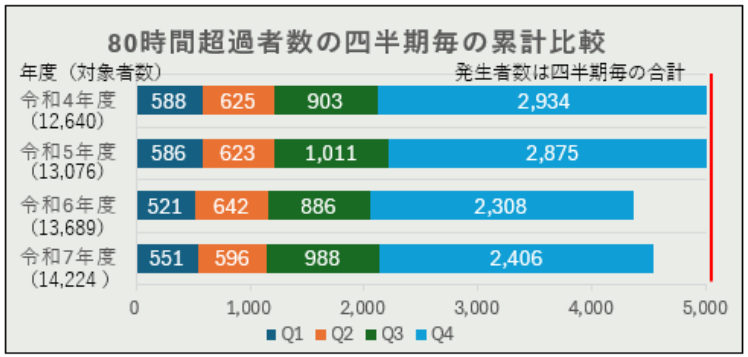
3．80時間/月の超過回数（割合・累計）【全体】

追加調査全体の80時間超過回数は、4Qへの偏りがもともと高いですが、4Qから別のQへの移行傾向が見られ、年間累計では減少傾向が見られます。



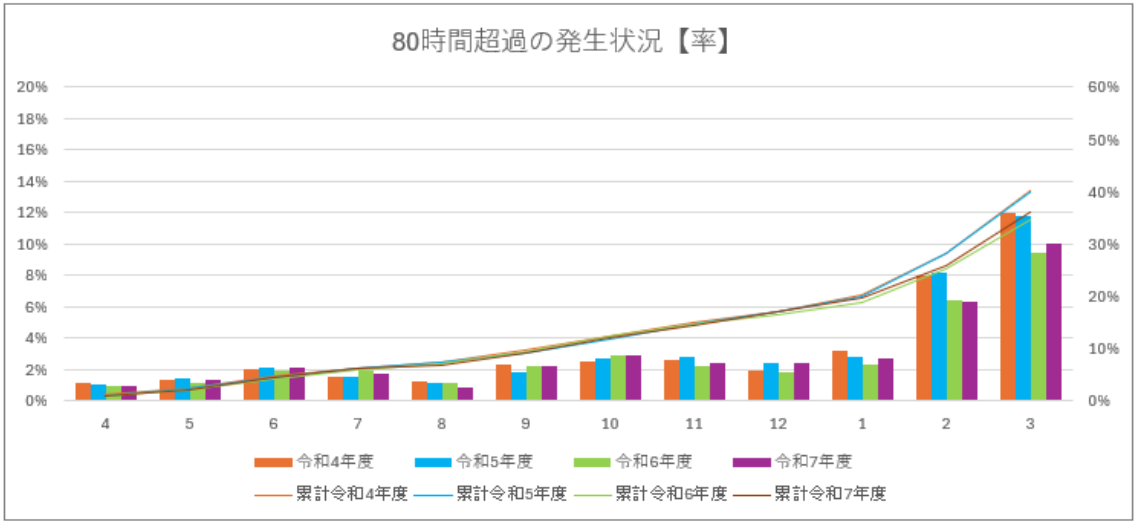


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	1.2%	1.4%	2.1%	1.6%	1.3%	2.3%	2.6%	2.7%	1.9%	3.2%	8.0%	12.0%
令和5年度	1.0%	1.4%	2.2%	1.5%	1.2%	1.8%	2.7%	2.8%	2.4%	2.8%	8.1%	11.8%
令和6年度	1.0%	1.2%	1.9%	2.0%	1.2%	2.2%	2.9%	2.3%	1.8%	2.4%	6.4%	9.4%
令和7年度	0.9%	1.3%	2.1%	1.8%	0.8%	2.2%	3.0%	2.4%	2.4%	2.7%	6.3%	10.0%
累計令和4年度	1.2%	2.6%	4.7%	6.2%	7.5%	9.8%	12.4%	15.0%	17.0%	20.2%	28.2%	40.2%
累計令和5年度	1.0%	2.5%	4.6%	6.2%	7.4%	9.2%	12.0%	14.8%	17.2%	20.0%	28.2%	40.0%
累計令和6年度	1.0%	2.2%	4.1%	6.1%	7.3%	9.5%	12.4%	14.7%	16.5%	18.8%	25.3%	34.7%
累計令和7年度	0.9%	2.3%	4.4%	6.2%	7.0%	9.2%	12.2%	14.6%	17.0%	19.7%	26.0%	36.1%

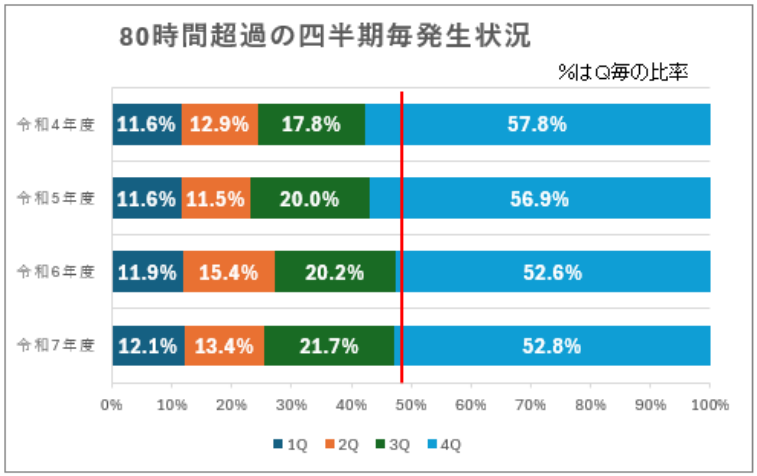


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

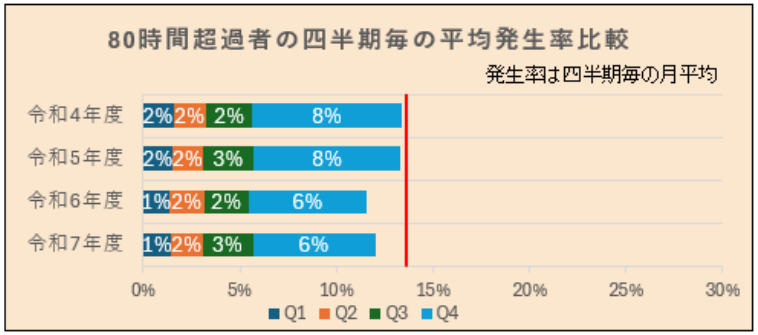
3．80時間/月の超過回数（割合・平均）【全体】



追加調査全体の80時間超過回数は、4Qへの偏りがもともと高いですが、4Qから別のQへの移行傾向が見られ、平均発生率では減少傾向が見られます。

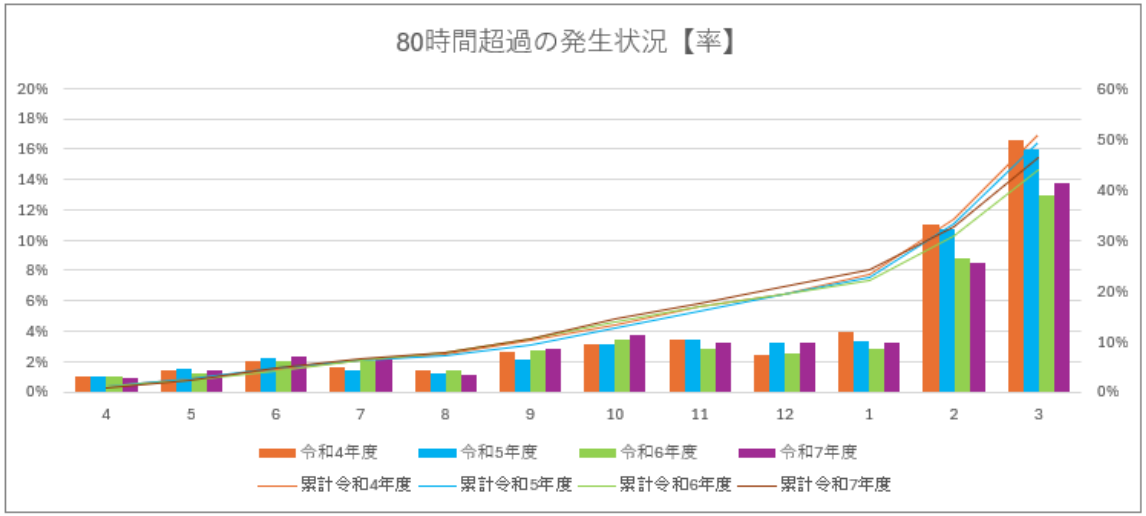


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	1.2%	1.4%	2.1%	1.6%	1.3%	2.3%	2.6%	2.7%	1.9%	3.2%	8.0%	12.0%
令和5年度	1.0%	1.4%	2.2%	1.5%	1.2%	1.8%	2.7%	2.8%	2.4%	2.8%	8.1%	11.8%
令和6年度	1.0%	1.2%	1.9%	2.0%	1.2%	2.2%	2.9%	2.3%	1.8%	2.4%	6.4%	9.4%
令和7年度	0.9%	1.3%	2.1%	1.8%	0.8%	2.2%	3.0%	2.4%	2.4%	2.7%	6.3%	10.0%
累計令和4年度	1.2%	2.6%	4.7%	6.2%	7.5%	9.8%	12.4%	15.0%	17.0%	20.2%	28.2%	40.2%
累計令和5年度	1.0%	2.5%	4.6%	6.2%	7.4%	9.2%	12.0%	14.8%	17.2%	20.0%	28.2%	40.0%
累計令和6年度	1.0%	2.2%	4.1%	6.1%	7.3%	9.5%	12.4%	14.7%	16.5%	18.8%	25.3%	34.7%
累計令和7年度	0.9%	2.3%	4.4%	6.2%	7.0%	9.2%	12.2%	14.6%	17.0%	19.7%	26.0%	36.1%



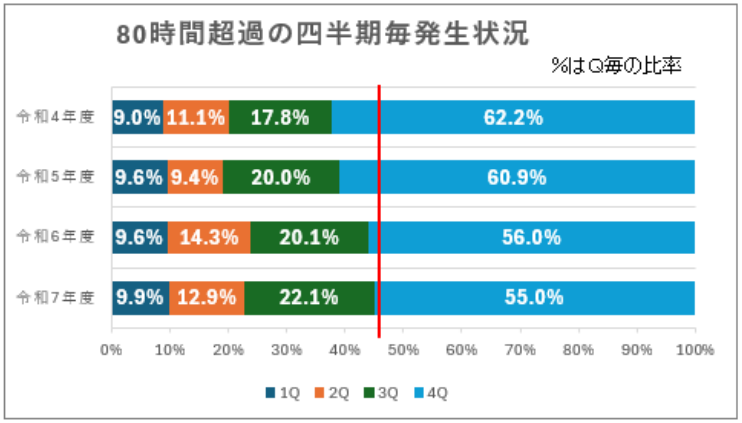
1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

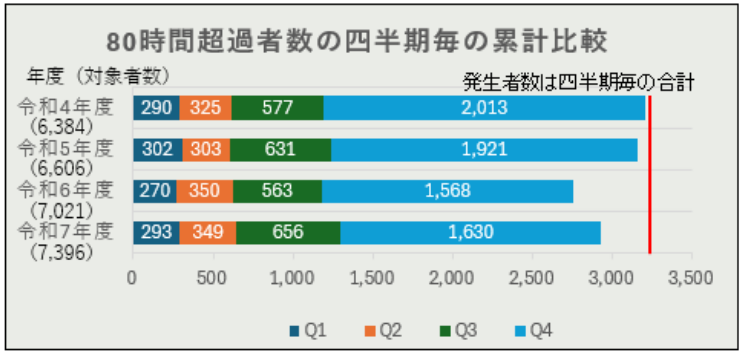
3．80時間/月の超過回数（割合・累計）【技術系非管理職】



年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	1.0%	1.4%	2.1%	1.6%	1.4%	2.6%	3.2%	3.4%	2.4%	3.9%	11.0%	16.6%
令和5年度	1.1%	1.5%	2.2%	1.4%	1.2%	2.1%	3.1%	3.5%	3.3%	3.4%	10.7%	16.0%
令和6年度	1.0%	1.3%	2.0%	2.0%	1.5%	2.8%	3.4%	2.9%	2.5%	2.8%	8.8%	13.0%
令和7年度	0.9%	1.4%	2.3%	2.1%	1.1%	2.8%	3.7%	3.3%	3.3%	3.3%	8.5%	13.8%
累計令和4年度	1.0%	2.5%	4.5%	6.2%	7.6%	10.2%	13.3%	16.8%	19.2%	23.1%	34.1%	50.7%
累計令和5年度	1.1%	2.5%	4.7%	6.1%	7.3%	9.4%	12.5%	16.0%	19.3%	22.7%	33.4%	49.4%
累計令和6年度	1.0%	2.2%	4.2%	6.3%	7.7%	10.5%	13.9%	16.8%	19.3%	22.1%	30.9%	43.9%
累計令和7年度	0.9%	2.3%	4.6%	6.7%	7.7%	10.6%	14.3%	17.6%	20.9%	24.1%	32.6%	46.4%

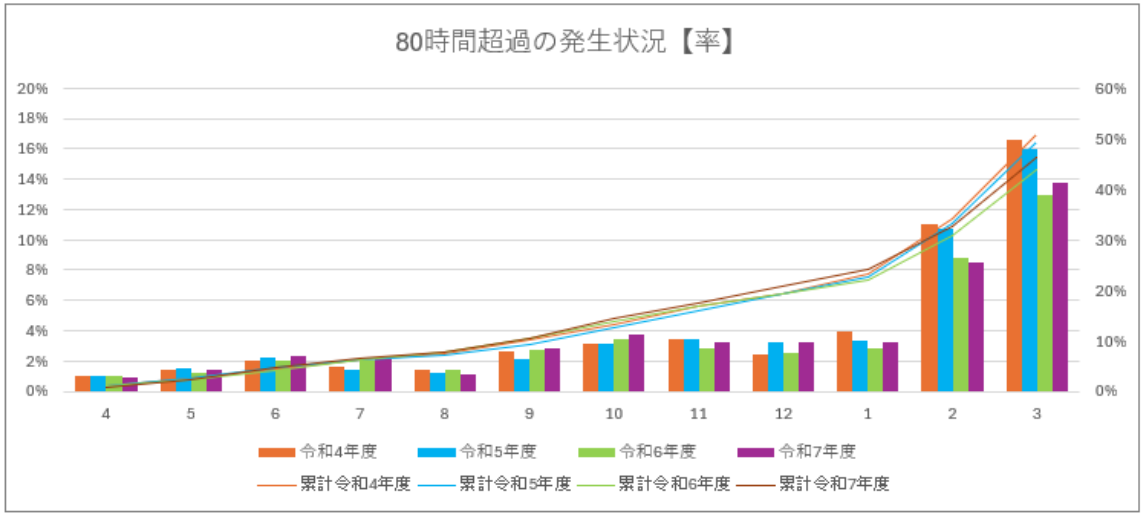
追加調査の技術系非管理職では、80時間超過回数で、4Qへの偏りがもともと高いですが、全体同様に4Qから別のQへの移行傾向と年間累計の減少が見られます。





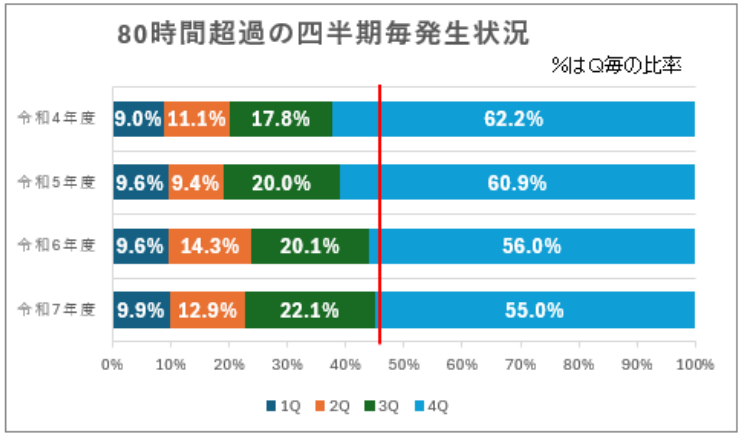
1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

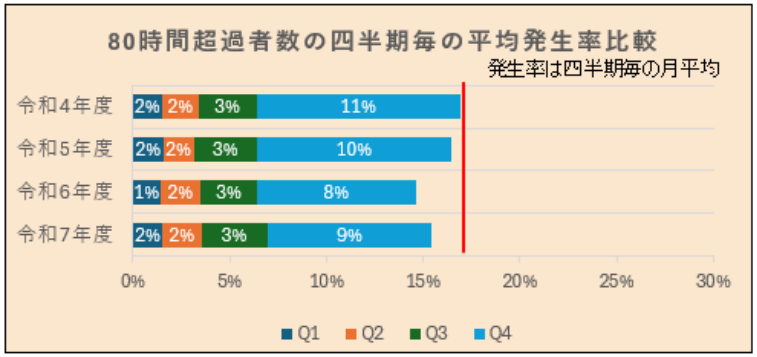
3．80時間/月の超過回数（割合・累計）【技術系非管理職】



年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	1.0%	1.4%	2.1%	1.6%	1.4%	2.6%	3.2%	3.4%	2.4%	3.9%	11.0%	16.6%
令和5年度	1.1%	1.5%	2.2%	1.4%	1.2%	2.1%	3.1%	3.5%	3.3%	3.4%	10.7%	16.0%
令和6年度	1.0%	1.3%	2.0%	2.0%	1.5%	2.8%	3.4%	2.9%	2.5%	2.8%	8.8%	13.0%
令和7年度	0.9%	1.4%	2.3%	2.1%	1.1%	2.8%	3.7%	3.3%	3.3%	3.3%	8.5%	13.8%
累計令和4年度	1.0%	2.5%	4.5%	6.2%	7.6%	10.2%	13.3%	16.8%	19.2%	23.1%	34.1%	50.7%
累計令和5年度	1.1%	2.5%	4.7%	6.1%	7.3%	9.4%	12.5%	16.0%	19.3%	22.7%	33.4%	49.4%
累計令和6年度	1.0%	2.2%	4.2%	6.3%	7.7%	10.5%	13.9%	16.8%	19.3%	22.1%	30.9%	43.9%
累計令和7年度	0.9%	2.3%	4.6%	6.7%	7.7%	10.6%	14.3%	17.6%	20.9%	24.1%	32.6%	46.4%

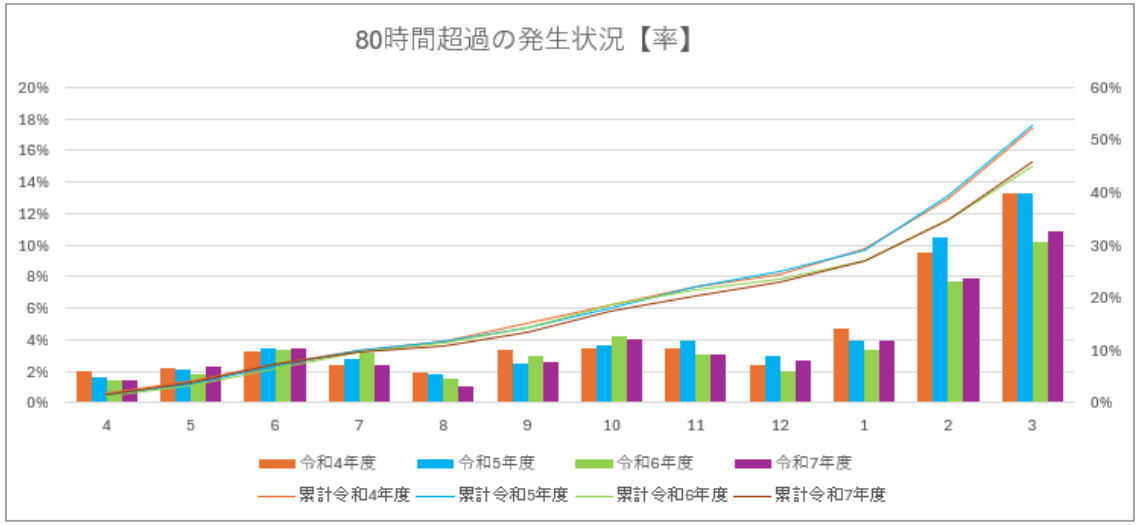
追加調査の技術系非管理職では、80時間超過回数の4Qへの偏りがもともと高いですが、全体同様に4Qから別のQへの移行傾向と平均発生率の減少が見られます。



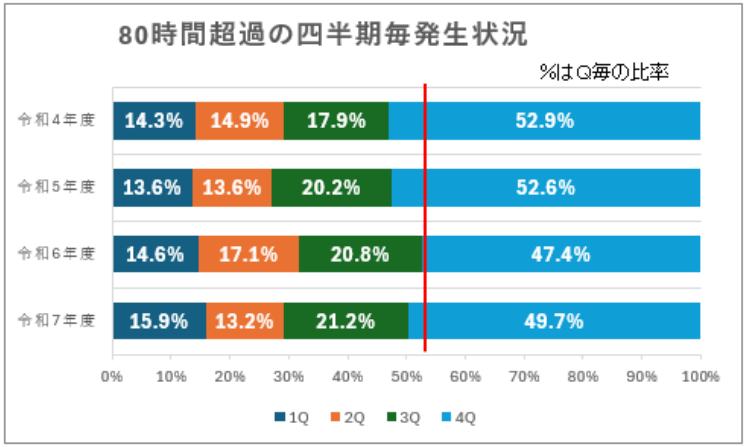


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

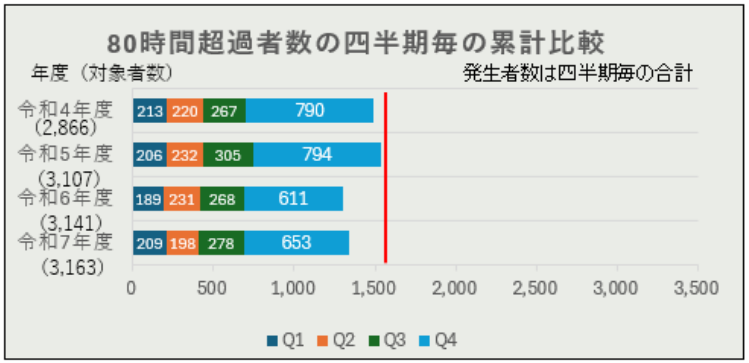
3．80時間/月の超過回数（割合・累計）【技術系管理職】



追加調査の技術系管理職の80時間超過回数では、4Qでの発生数が減少傾向にあることで、年間の累計回数も減少傾向にあります。

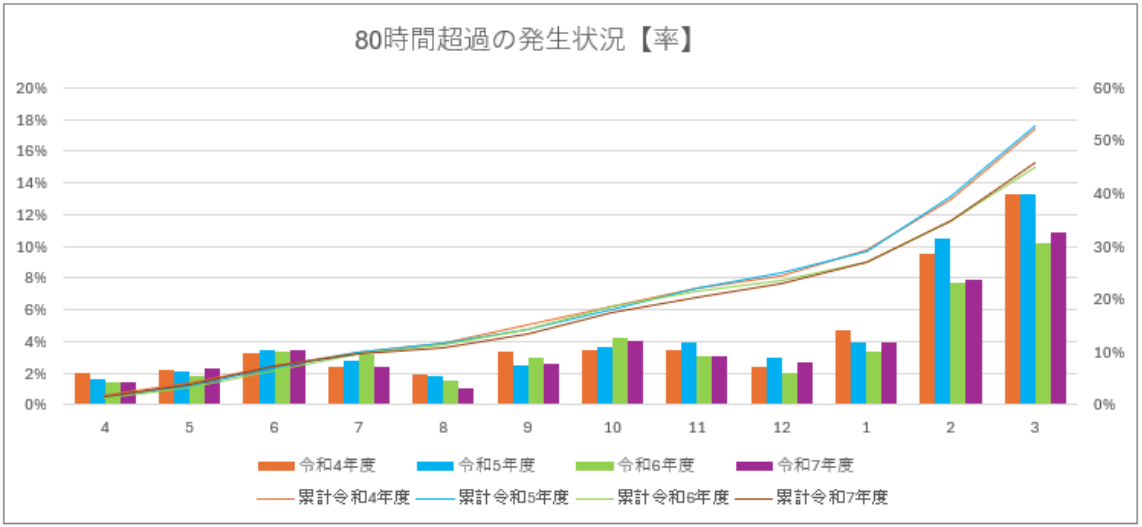


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	2.0%	2.2%	3.3%	2.4%	2.0%	3.4%	3.4%	3.5%	2.4%	4.7%	9.5%	13.3%
令和5年度	1.6%	2.1%	3.5%	2.8%	1.8%	2.5%	3.7%	4.0%	3.0%	4.0%	10.5%	13.3%
令和6年度	1.4%	1.8%	3.3%	3.2%	1.6%	3.0%	4.2%	3.1%	2.0%	3.4%	7.7%	10.2%
令和7年度	1.5%	2.3%	3.5%	2.4%	1.0%	2.6%	4.0%	3.0%	2.7%	4.0%	7.9%	10.9%
累計令和4年度	2.0%	4.2%	7.4%	9.9%	11.8%	15.2%	18.6%	22.1%	24.5%	29.3%	38.8%	52.1%
累計令和5年度	1.6%	3.7%	7.2%	10.0%	11.8%	14.3%	18.0%	22.0%	25.0%	28.9%	39.4%	52.7%
累計令和6年度	1.4%	3.2%	6.6%	9.7%	11.3%	14.3%	18.5%	21.6%	23.7%	27.0%	34.8%	45.0%
累計令和7年度	1.5%	3.8%	7.3%	9.7%	10.7%	13.3%	17.4%	20.4%	23.0%	27.0%	34.9%	45.8%

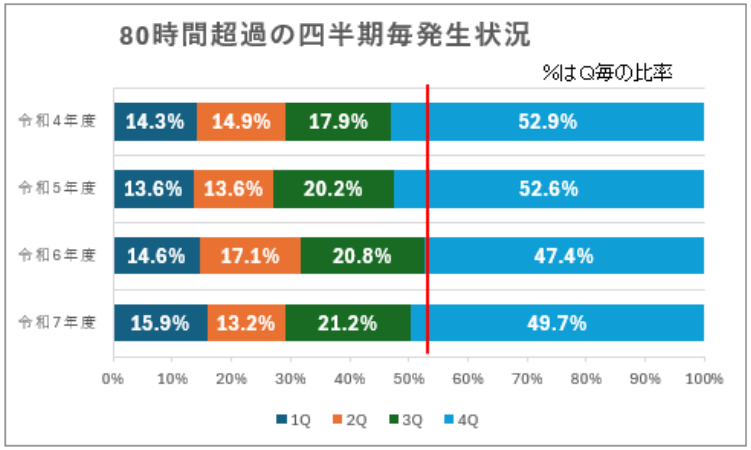


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

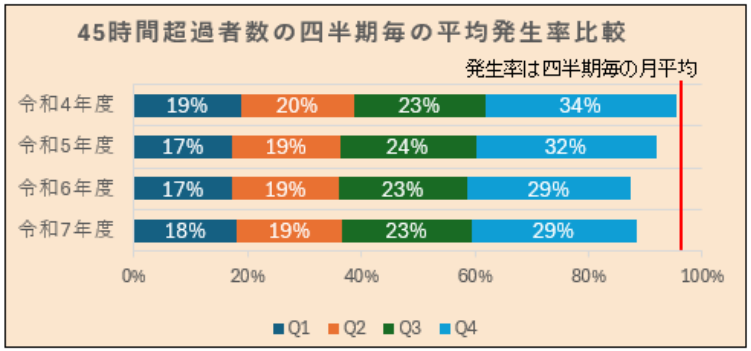
3．80時間/月の超過回数（割合・平均）【技術系管理職】



追加調査の技術系管理職の80時間超過回数では、4Qでの発生数が減少傾向にあることで、年間の平均発生率も減少傾向にあります。

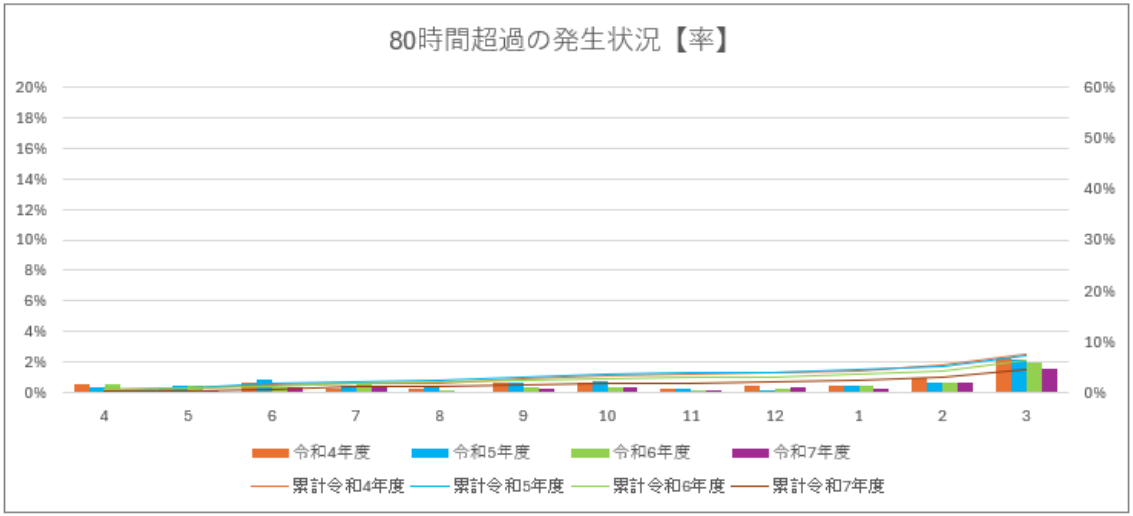


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	2.0%	2.2%	3.3%	2.4%	2.0%	3.4%	3.4%	3.5%	2.4%	4.7%	9.5%	13.3%
令和5年度	1.6%	2.1%	3.5%	2.8%	1.8%	2.5%	3.7%	4.0%	3.0%	4.0%	10.5%	13.3%
令和6年度	1.4%	1.8%	3.3%	3.2%	1.6%	3.0%	4.2%	3.1%	2.0%	3.4%	7.7%	10.2%
令和7年度	1.5%	2.3%	3.5%	2.4%	1.0%	2.6%	4.0%	3.0%	2.7%	4.0%	7.9%	10.9%
累計令和4年度	2.0%	4.2%	7.4%	9.9%	11.8%	15.2%	18.6%	22.1%	24.5%	29.3%	38.8%	52.1%
累計令和5年度	1.6%	3.7%	7.2%	10.0%	11.8%	14.3%	18.0%	22.0%	25.0%	28.9%	39.4%	52.7%
累計令和6年度	1.4%	3.2%	6.6%	9.7%	11.3%	14.3%	18.5%	21.6%	23.7%	27.0%	34.8%	45.0%
累計令和7年度	1.5%	3.8%	7.3%	9.7%	10.7%	13.3%	17.4%	20.4%	23.0%	27.0%	34.9%	45.8%

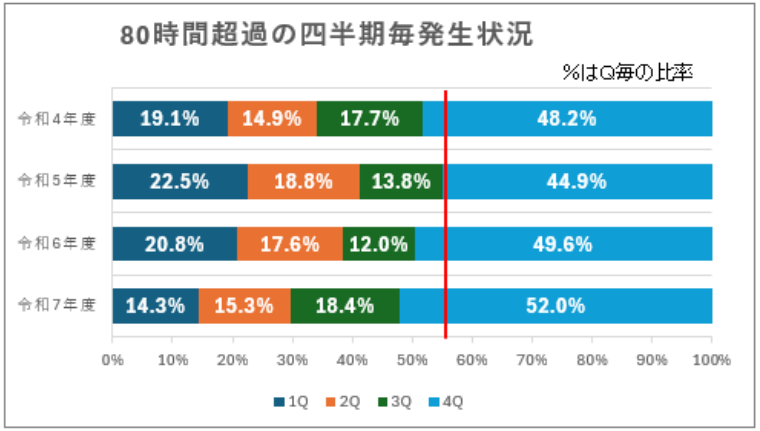


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

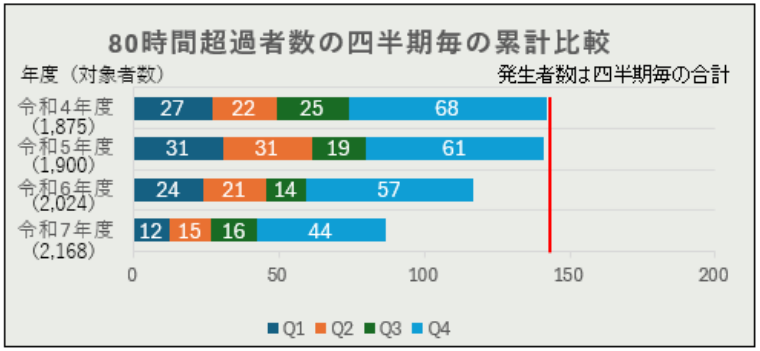
3．80時間/月の超過回数（割合・累計）【事務その他非管理職】



追加調査の事務その他非管理職でも80時間超過回数は、4Qでの発生比率が依然高いですが、各Qでの発生数が減少したことで、年間累計も減少傾向が見られます。

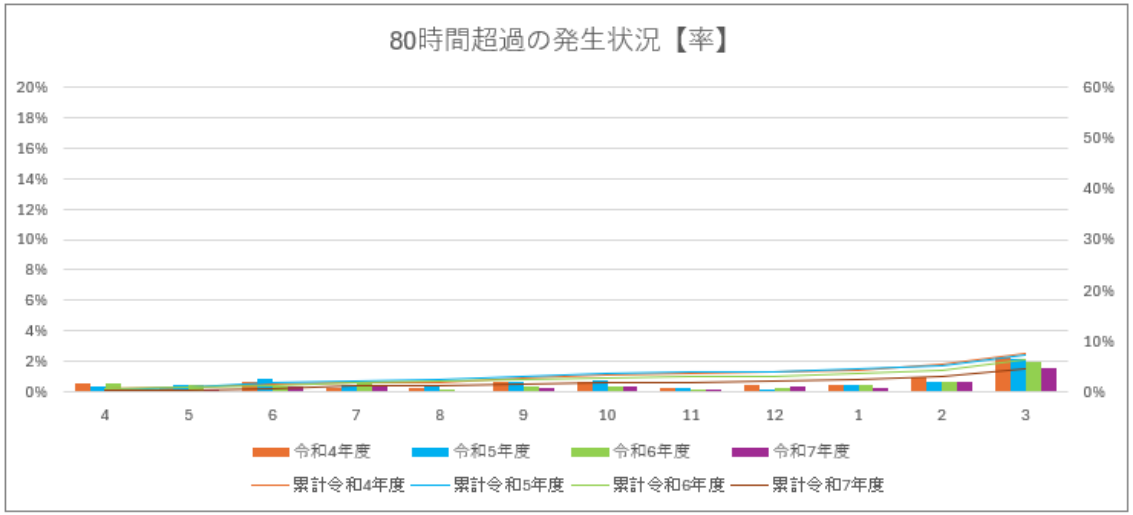


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	0.5%	0.2%	0.7%	0.3%	0.2%	0.6%	0.6%	0.3%	0.4%	0.4%	1.0%	2.2%
令和5年度	0.3%	0.4%	0.9%	0.4%	0.3%	0.6%	0.7%	0.2%	0.1%	0.5%	0.7%	2.1%
令和6年度	0.5%	0.4%	0.3%	0.6%	0.1%	0.3%	0.3%	0.1%	0.2%	0.4%	0.7%	1.9%
令和7年度	0.2%	0.1%	0.4%	0.4%	0.0%	0.3%	0.4%	0.1%	0.3%	0.2%	0.6%	1.5%
累計令和4年度	0.5%	0.7%	1.4%	1.7%	1.9%	2.6%	3.2%	3.5%	3.9%	4.3%	5.3%	7.5%
累計令和5年度	0.3%	0.7%	1.6%	2.1%	2.4%	3.0%	3.7%	3.9%	4.0%	4.5%	5.2%	7.3%
累計令和6年度	0.5%	0.9%	1.3%	1.9%	2.1%	2.4%	2.7%	2.9%	3.1%	3.6%	4.2%	6.2%
累計令和7年度	0.2%	0.3%	0.6%	1.1%	1.1%	1.3%	1.7%	1.8%	2.2%	2.4%	3.0%	4.5%



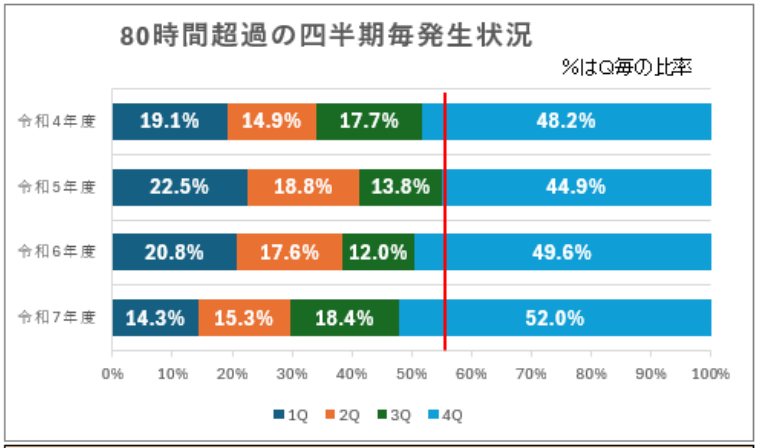
1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

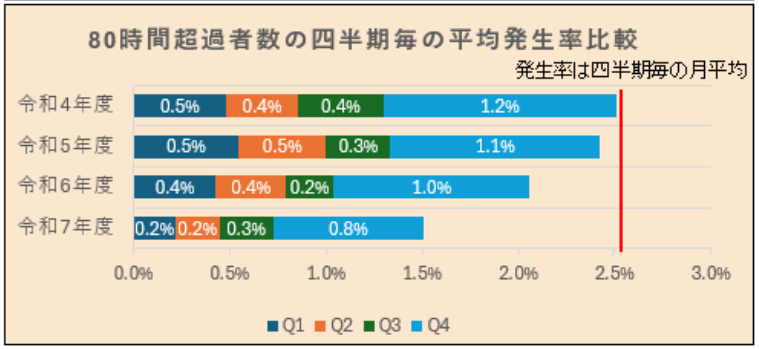
3．80時間/月の超過回数（割合・平均）【事務その他非管理職】



年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	0.5%	0.2%	0.7%	0.3%	0.2%	0.6%	0.6%	0.3%	0.4%	0.4%	1.0%	2.2%
令和5年度	0.3%	0.4%	0.9%	0.4%	0.3%	0.6%	0.7%	0.2%	0.1%	0.5%	0.7%	2.1%
令和6年度	0.5%	0.4%	0.3%	0.6%	0.1%	0.3%	0.3%	0.1%	0.2%	0.4%	0.7%	1.9%
令和7年度	0.2%	0.1%	0.4%	0.4%	0.0%	0.3%	0.4%	0.1%	0.3%	0.2%	0.6%	1.5%
累計令和4年度	0.5%	0.7%	1.4%	1.7%	1.9%	2.6%	3.2%	3.5%	3.9%	4.3%	5.3%	7.5%
累計令和5年度	0.3%	0.7%	1.6%	2.1%	2.4%	3.0%	3.7%	3.9%	4.0%	4.5%	5.2%	7.3%
累計令和6年度	0.5%	0.9%	1.3%	1.9%	2.1%	2.4%	2.7%	2.9%	3.1%	3.6%	4.2%	6.2%
累計令和7年度	0.2%	0.3%	0.6%	1.1%	1.1%	1.3%	1.7%	1.8%	2.2%	2.4%	3.0%	4.5%

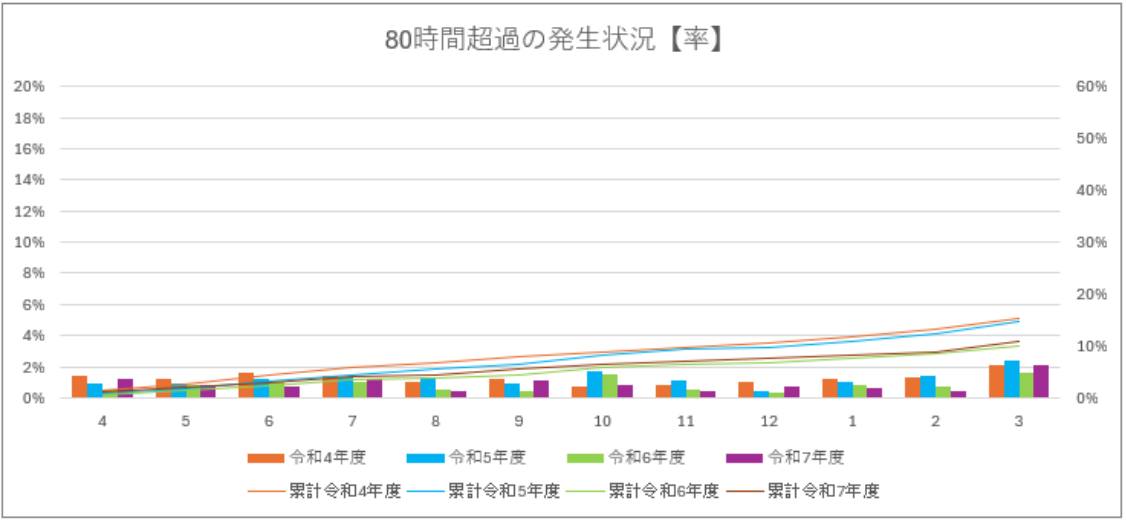
追加調査の事務その他非管理職でも80時間超過回数は、4Qでの発生比率が依然高いですが、各Qでの発生数が減少したことで、平均発生率も減少傾向が見られます。



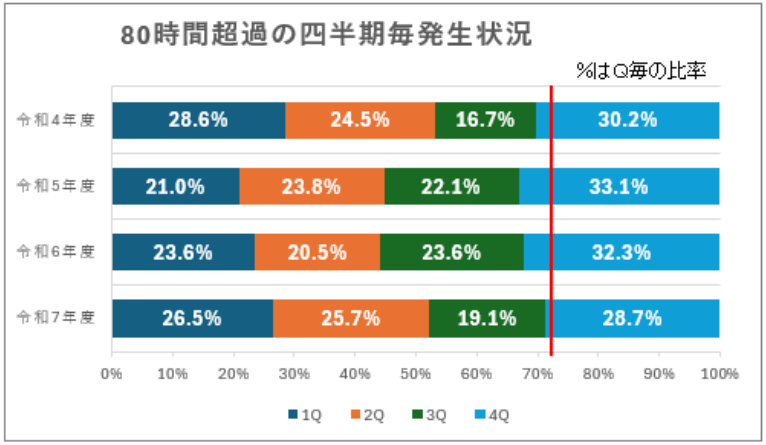


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

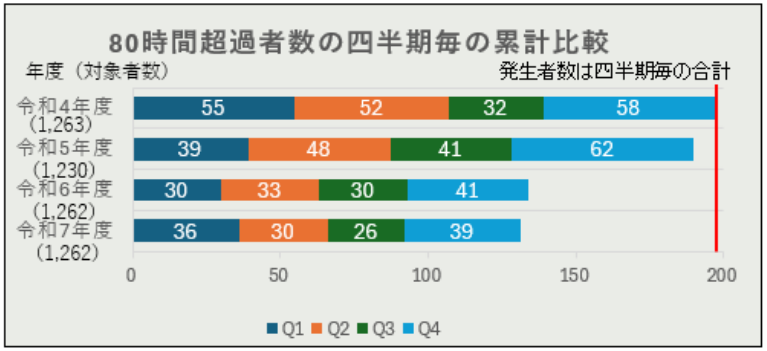
3．80時間/月の超過回数（割合・累計）【事務その他管理職】



追加調査の事務その他管理職は80時間超過回数でも、偏りが少ないですが、技術系とは異なり、特定のQへの偏りが減り平準化が進んでいる傾向で年間累計でも減少が見られます。

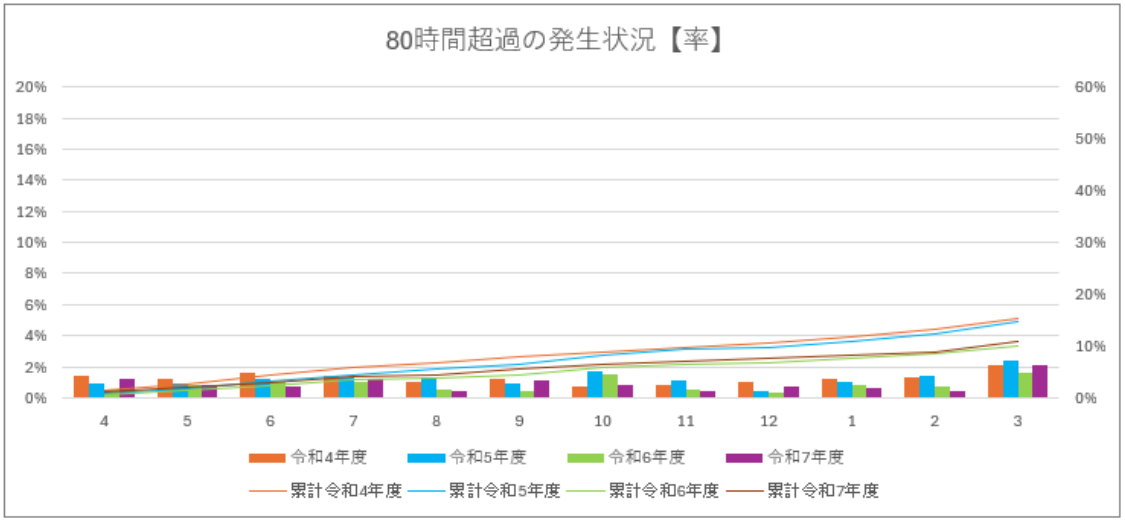


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	1.4%	1.3%	1.7%	1.4%	1.0%	1.3%	0.7%	0.8%	1.0%	1.2%	1.3%	2.1%
令和5年度	0.9%	1.0%	1.2%	1.3%	1.3%	0.9%	1.7%	1.1%	0.4%	1.1%	1.5%	2.4%
令和6年度	0.6%	0.8%	1.0%	1.0%	0.6%	0.5%	1.5%	0.6%	0.3%	0.9%	0.7%	1.7%
令和7年度	1.3%	0.9%	0.7%	1.2%	0.5%	1.1%	0.9%	0.5%	0.7%	0.6%	0.4%	2.1%
累計令和4年度	1.4%	2.7%	4.4%	5.8%	6.8%	8.1%	8.8%	9.6%	10.6%	11.8%	13.1%	15.2%
累計令和5年度	0.9%	1.9%	3.1%	4.4%	5.7%	6.6%	8.3%	9.4%	9.8%	10.9%	12.4%	14.7%
累計令和6年度	0.6%	1.3%	2.4%	3.4%	4.0%	4.4%	5.9%	6.5%	6.8%	7.7%	8.4%	10.1%
累計令和7年度	1.3%	2.1%	2.9%	4.0%	4.5%	5.6%	6.5%	7.0%	7.7%	8.3%	8.7%	10.8%

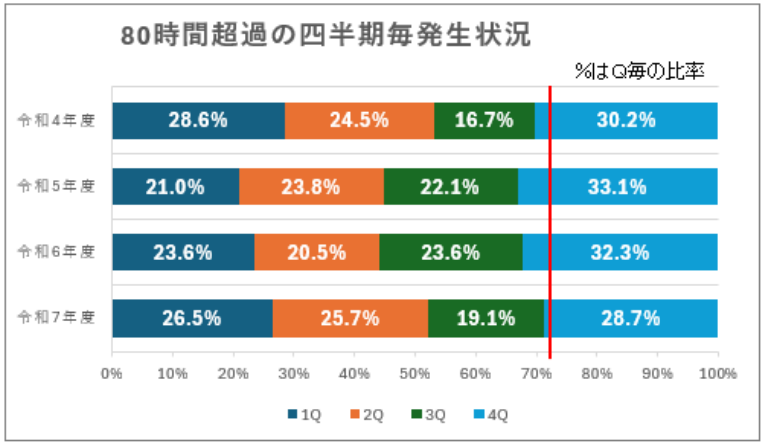


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

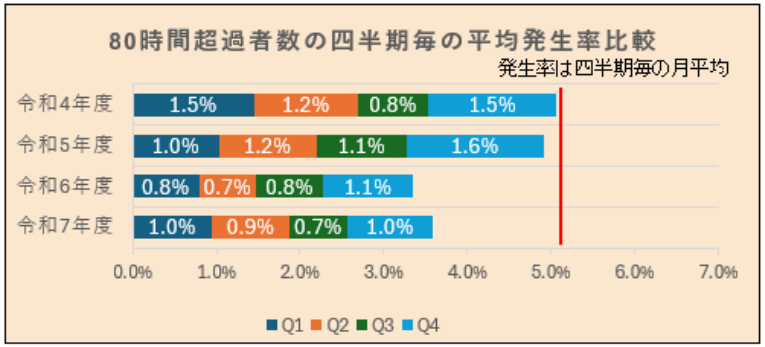
3．80時間/月の超過回数（割合・平均）【事務その他管理職】



追加調査の事務その他管理職は80時間超過回数でも、偏りが少ないですが、技術系とは異なり、特定のQへの偏りが減り平準化が進んでいる傾向で平均発生率でも減少が見られます。

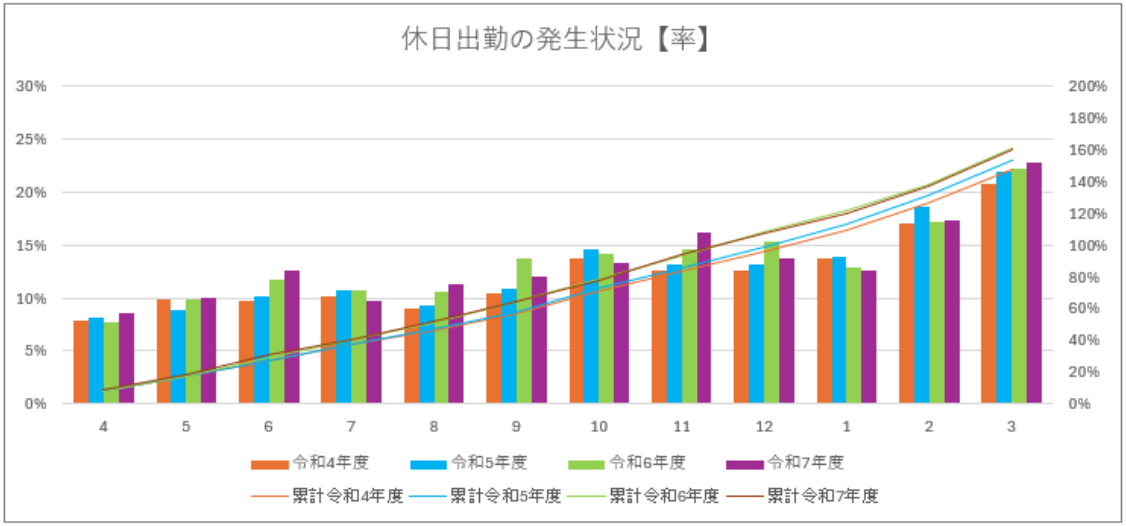


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	1.4%	1.3%	1.7%	1.4%	1.0%	1.3%	0.7%	0.8%	1.0%	1.2%	1.3%	2.1%
令和5年度	0.9%	1.0%	1.2%	1.3%	1.3%	0.9%	1.7%	1.1%	0.4%	1.1%	1.5%	2.4%
令和6年度	0.6%	0.8%	1.0%	1.0%	0.6%	0.5%	1.5%	0.6%	0.3%	0.9%	0.7%	1.7%
令和7年度	1.3%	0.9%	0.7%	1.2%	0.5%	1.1%	0.9%	0.5%	0.7%	0.6%	0.4%	2.1%
累計令和4年度	1.4%	2.7%	4.4%	5.8%	6.8%	8.1%	8.8%	9.6%	10.6%	11.8%	13.1%	15.2%
累計令和5年度	0.9%	1.9%	3.1%	4.4%	5.7%	6.6%	8.3%	9.4%	9.8%	10.9%	12.4%	14.7%
累計令和6年度	0.6%	1.3%	2.4%	3.4%	4.0%	4.4%	5.9%	6.5%	6.8%	7.7%	8.4%	10.1%
累計令和7年度	1.3%	2.1%	2.9%	4.0%	4.5%	5.6%	6.5%	7.0%	7.7%	8.3%	8.7%	10.8%



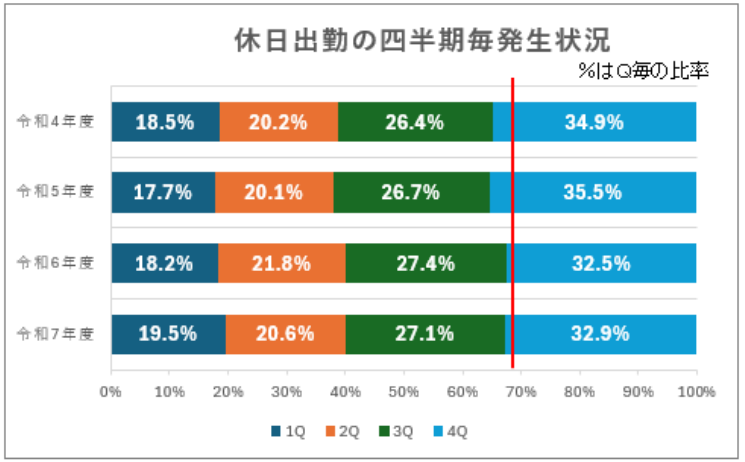
1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

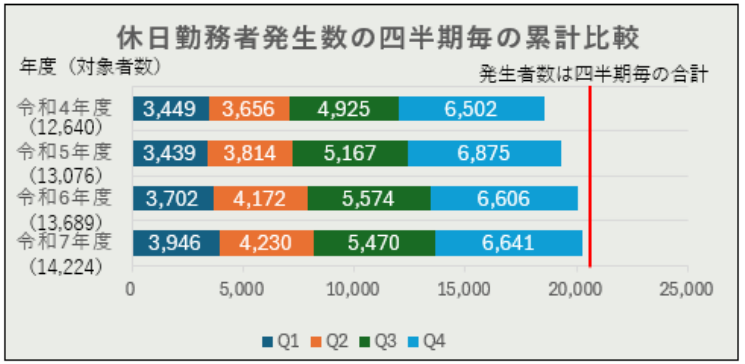
4．休日出勤回数（割合・累計）【全体】



年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	7.8%	9.8%	9.7%	10.2%	9.0%	10.5%	13.8%	12.7%	12.5%	13.7%	17.0%	20.7%
令和5年度	8.2%	8.9%	10.1%	10.8%	9.2%	10.8%	14.5%	13.2%	13.1%	13.9%	18.6%	21.9%
令和6年度	7.8%	9.8%	11.7%	10.7%	10.6%	13.8%	14.1%	14.6%	15.4%	12.9%	17.1%	22.3%
令和7年度	8.6%	10.1%	12.5%	9.7%	11.2%	12.0%	13.4%	16.1%	13.8%	12.5%	17.3%	22.7%
累計令和4年度	7.8%	17.6%	27.3%	37.5%	46.5%	57.0%	70.8%	83.4%	96.0%	109.7%	126.7%	147.4%
累計令和5年度	8.2%	17.1%	27.2%	38.0%	47.2%	58.1%	72.6%	85.8%	98.9%	112.9%	131.4%	153.3%
累計令和6年度	7.8%	17.6%	29.3%	40.0%	50.6%	64.4%	78.5%	93.1%	108.5%	121.4%	138.5%	160.7%
累計令和7年度	8.6%	18.7%	31.2%	40.9%	52.2%	64.1%	77.5%	93.6%	107.4%	119.9%	137.2%	159.9%

追加調査全体の休日出勤回数では、他のデータに比べ偏りは少ない中で、4Qの減少傾向が見られます。しかし発生数は年間累計で若干の増加傾向が見られます。

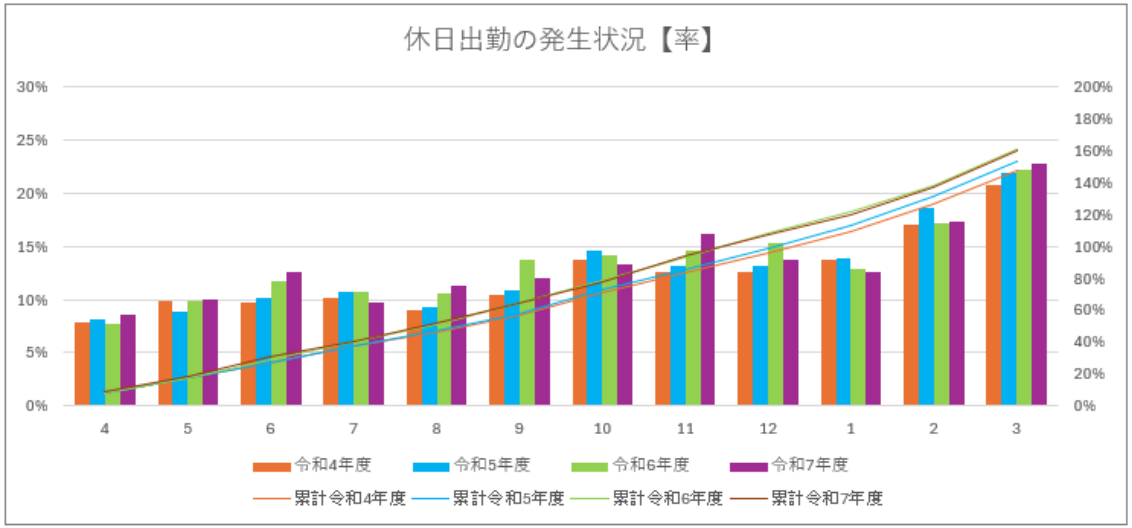




1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

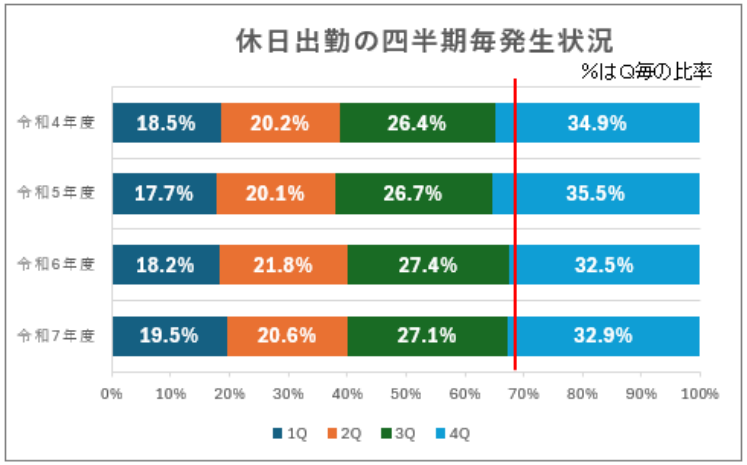
1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

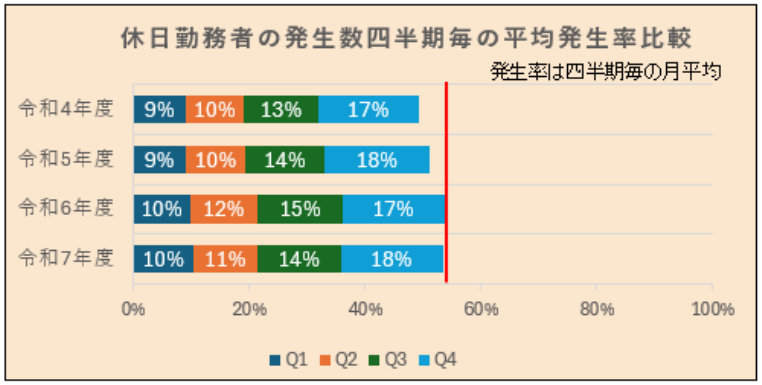
4．休日出勤回数（割合・平均）【全体】



年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	7.8%	9.8%	9.7%	10.2%	9.0%	10.5%	13.8%	12.7%	12.5%	13.7%	17.0%	20.7%
令和5年度	8.2%	8.9%	10.1%	10.8%	9.2%	10.8%	14.5%	13.2%	13.1%	13.9%	18.6%	21.9%
令和6年度	7.8%	9.8%	11.7%	10.7%	10.6%	13.8%	14.1%	14.6%	15.4%	12.9%	17.1%	22.3%
令和7年度	8.6%	10.1%	12.5%	9.7%	11.2%	12.0%	13.4%	16.1%	13.8%	12.5%	17.3%	22.7%
累計令和4年度	7.8%	17.6%	27.3%	37.5%	46.5%	57.0%	70.8%	83.4%	96.0%	109.7%	126.7%	147.4%
累計令和5年度	8.2%	17.1%	27.2%	38.0%	47.2%	58.1%	72.6%	85.8%	98.9%	112.9%	131.4%	153.3%
累計令和6年度	7.8%	17.6%	29.3%	40.0%	50.6%	64.4%	78.5%	93.1%	108.5%	121.4%	138.5%	160.7%
累計令和7年度	8.6%	18.7%	31.2%	40.9%	52.2%	64.1%	77.5%	93.6%	107.4%	119.9%	137.2%	159.9%

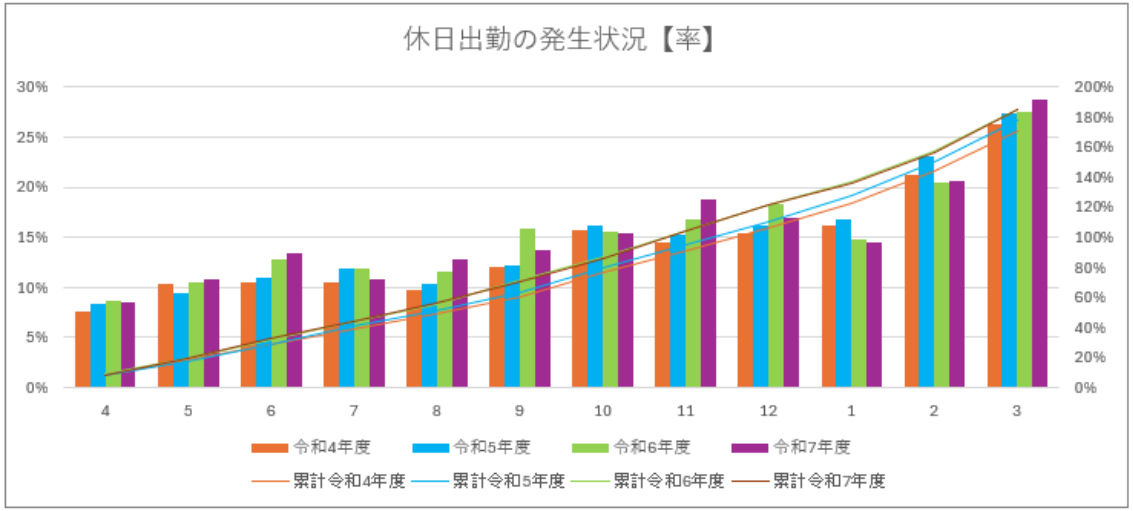
追加調査全体の休日出勤回数では、他のデータに比べ偏りは少ない中で、4Qの減少傾向が見られます。しかし発生数は平均発生率で若干の増加傾向が見られます。



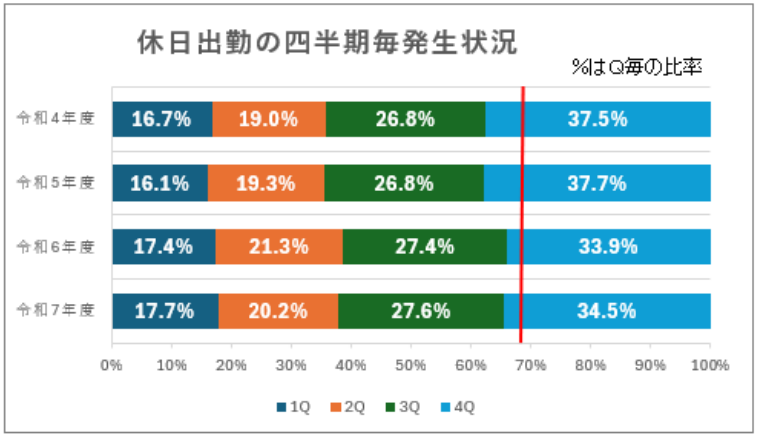


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

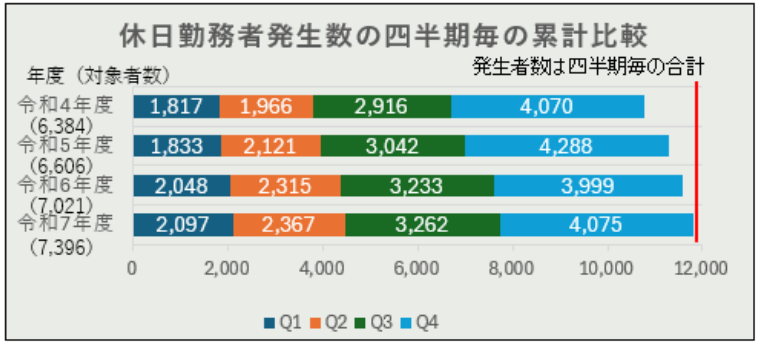
4．休日出勤回数（割合・累計）【技術系非管理職】



追加調査の技術非管理の休日出勤回数は、全体データ同様に4Qから別のQへ移行傾向が若干見られる一方で、年間累計では増加傾向が見られます。

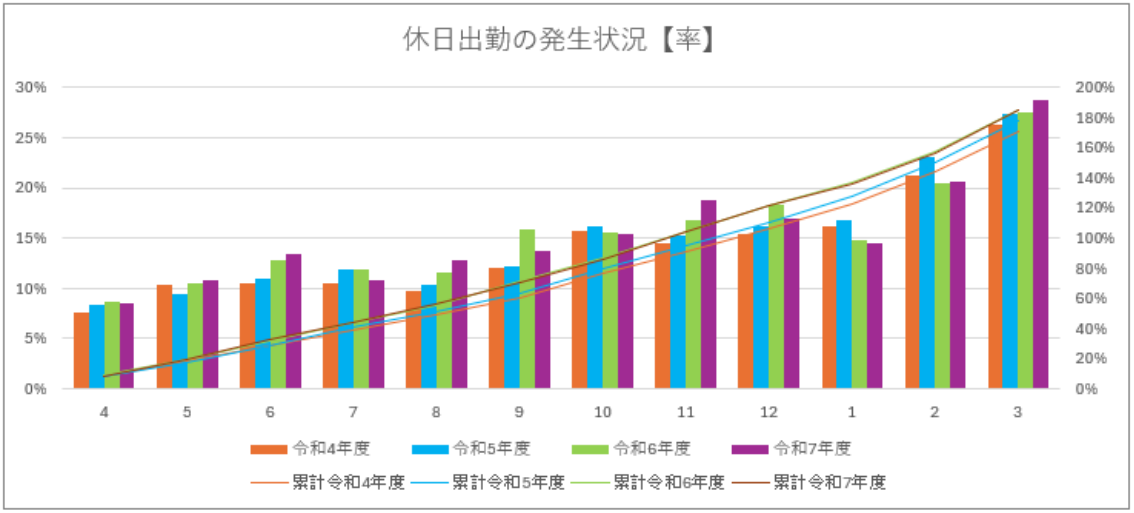


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	7.6%	10.4%	10.5%	10.5%	9.8%	12.0%	15.7%	14.5%	15.4%	16.2%	21.3%	26.3%
令和5年度	8.3%	9.4%	11.0%	11.8%	10.4%	12.2%	16.2%	15.3%	16.1%	16.7%	23.1%	27.3%
令和6年度	8.7%	10.6%	12.8%	11.8%	11.6%	15.9%	15.6%	16.8%	18.2%	14.8%	20.4%	27.4%
令和7年度	8.5%	10.9%	13.5%	10.8%	12.8%	13.8%	15.4%	18.8%	16.9%	14.4%	20.6%	28.8%
累計令和4年度	7.6%	18.0%	28.5%	39.0%	48.8%	60.7%	76.5%	91.0%	106.4%	122.6%	143.9%	170.2%
累計令和5年度	8.3%	17.7%	28.7%	40.6%	51.0%	63.1%	79.4%	94.7%	110.8%	127.5%	150.6%	178.0%
累計令和6年度	8.7%	19.3%	32.1%	43.9%	55.5%	71.4%	87.0%	103.8%	122.1%	136.9%	157.3%	184.7%
累計令和7年度	8.5%	19.4%	32.9%	43.7%	56.5%	70.2%	85.7%	104.5%	121.3%	135.8%	156.4%	185.2%

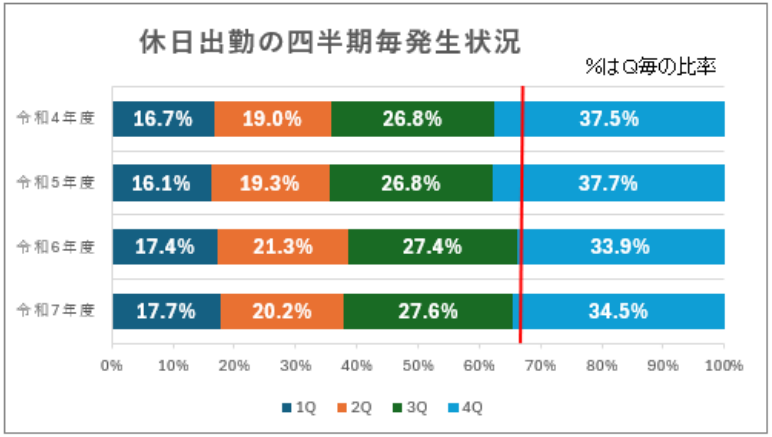


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

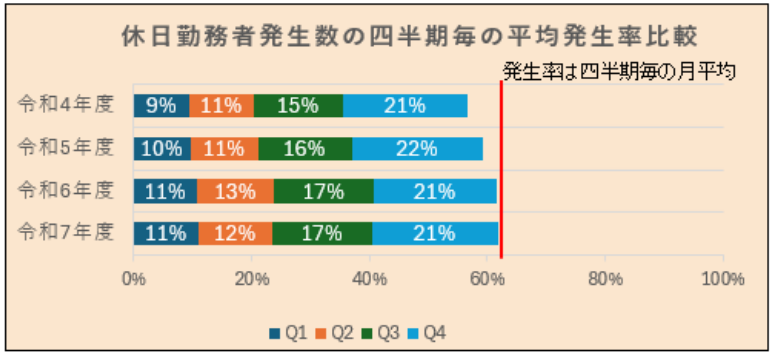
4．休日出勤回数（割合・平均）【技術系非管理職】



追加調査の技術非管理の休日出勤回数は、全体データ同様に4Qから別のQへ移行傾向が若干見られる一方で、平均発生率では増加傾向が見られます。

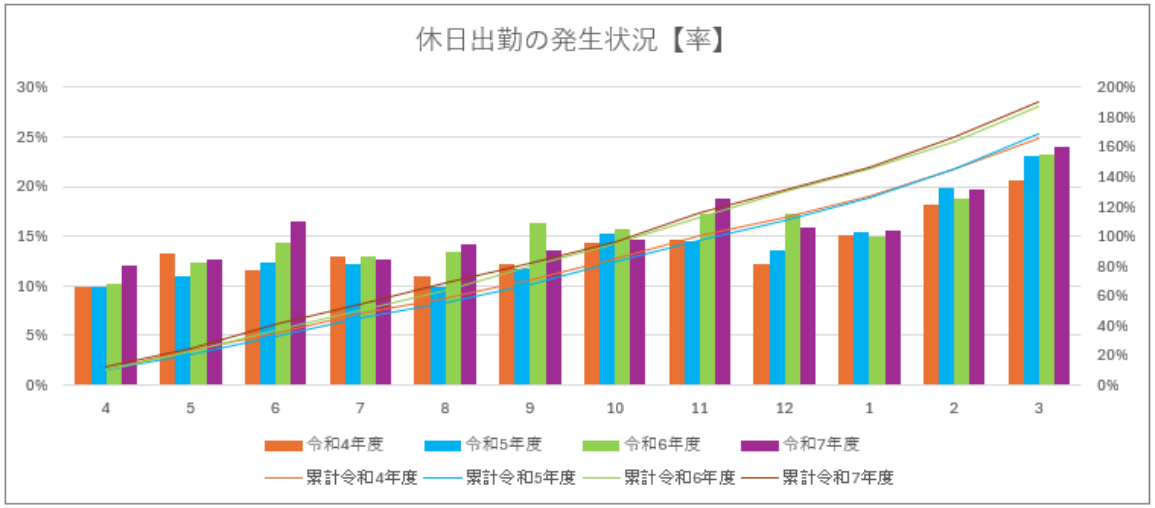


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	7.6%	10.4%	10.5%	10.5%	9.8%	12.0%	15.7%	14.5%	15.4%	16.2%	21.3%	26.3%
令和5年度	8.3%	9.4%	11.0%	11.8%	10.4%	12.2%	16.2%	15.3%	16.1%	16.7%	23.1%	27.3%
令和6年度	8.7%	10.6%	12.8%	11.8%	11.6%	15.9%	15.6%	16.8%	18.2%	14.8%	20.4%	27.4%
令和7年度	8.5%	10.9%	13.5%	10.8%	12.8%	13.8%	15.4%	18.8%	16.9%	14.4%	20.6%	28.8%
累計令和4年度	7.6%	18.0%	28.5%	39.0%	48.8%	60.7%	76.5%	91.0%	106.4%	122.6%	143.9%	170.2%
累計令和5年度	8.3%	17.7%	28.7%	40.6%	51.0%	63.1%	79.4%	94.7%	110.8%	127.5%	150.6%	178.0%
累計令和6年度	8.7%	19.3%	32.1%	43.9%	55.5%	71.4%	87.0%	103.8%	122.1%	136.9%	157.3%	184.7%
累計令和7年度	8.5%	19.4%	32.9%	43.7%	56.5%	70.2%	85.7%	104.5%	121.3%	135.8%	156.4%	185.2%

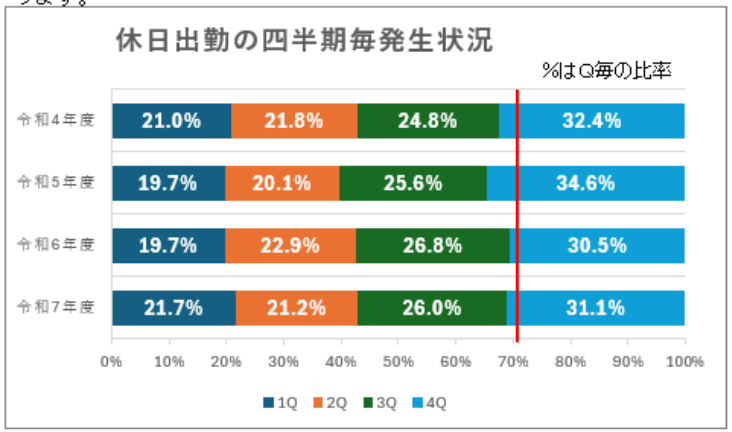


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

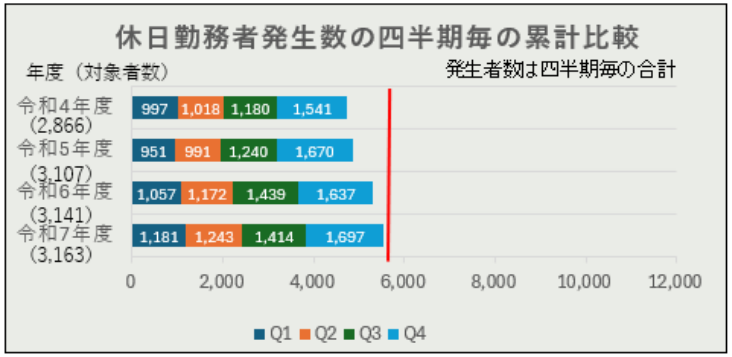
4．休日出勤回数（割合・累計）【技術系管理職】



追加調査の技術系管理職の休日出勤回数は、全体データ同様に4Qから別のQへ移行傾向が若干見られますが、年間累計では増加傾向にあります。

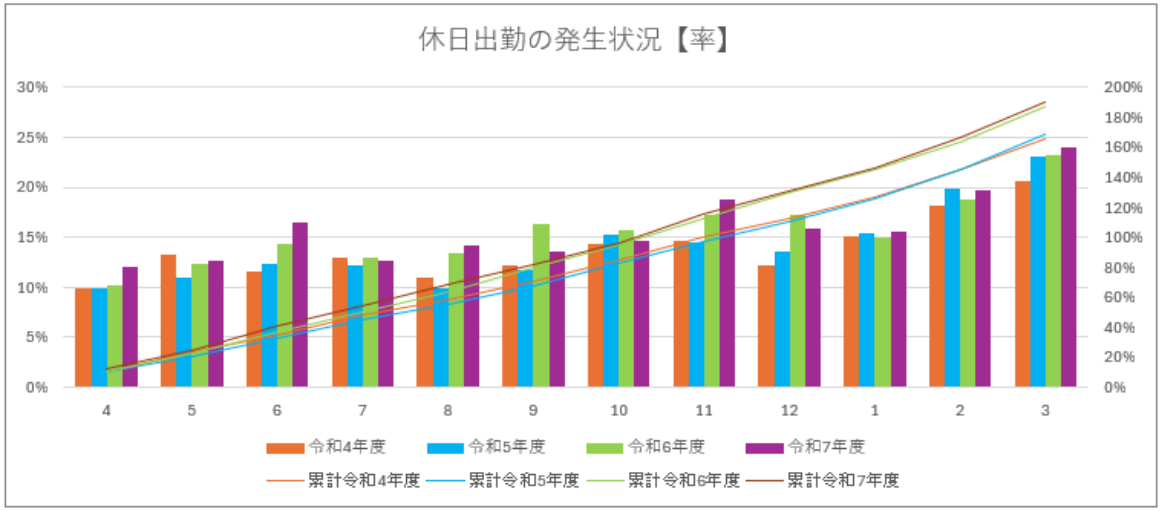


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	9.9%	13.3%	11.5%	13.0%	11.0%	12.1%	14.4%	14.6%	12.1%	15.0%	18.1%	20.6%
令和5年度	9.9%	10.9%	12.4%	12.2%	9.9%	11.7%	15.2%	14.4%	13.6%	15.4%	19.8%	23.1%
令和6年度	10.2%	12.4%	14.4%	13.0%	13.5%	16.3%	15.8%	17.2%	17.2%	15.0%	18.8%	23.3%
令和7年度	12.0%	12.7%	16.5%	12.7%	14.2%	13.5%	14.7%	18.8%	15.9%	15.5%	19.7%	24.0%
累計令和4年度	9.9%	23.2%	34.8%	47.8%	58.8%	70.9%	85.3%	99.9%	112.1%	127.1%	145.3%	165.8%
累計令和5年度	9.9%	20.8%	33.2%	45.4%	55.4%	67.1%	82.3%	96.8%	110.3%	125.7%	145.5%	168.6%
累計令和6年度	10.2%	22.5%	36.9%	49.9%	63.4%	79.7%	95.5%	112.7%	129.9%	144.9%	163.7%	187.0%
累計令和7年度	12.0%	24.7%	41.2%	53.9%	68.1%	81.6%	96.3%	115.0%	130.9%	146.4%	166.1%	190.1%

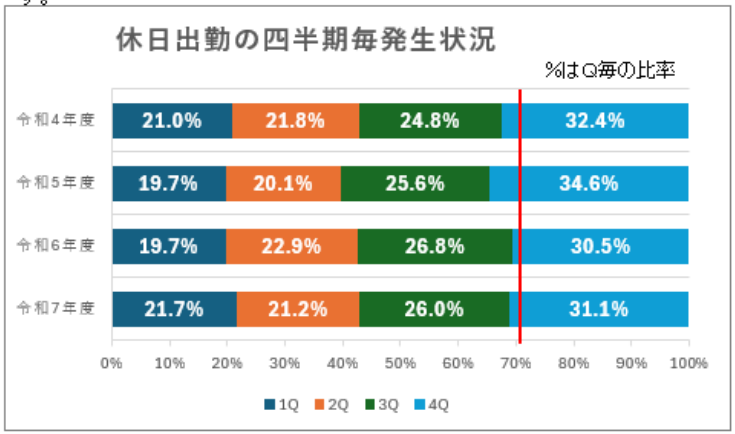


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

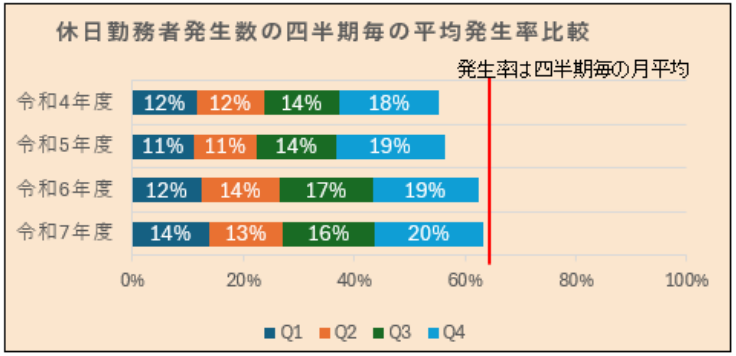
4．休日出勤回数（割合・平均）【技術系管理職】



追加調査の技術系管理職の休日出勤回数は、全体データ同様に4Qから別のQへ移行傾向が若干見られ、平均発生率では増加傾向にあります。

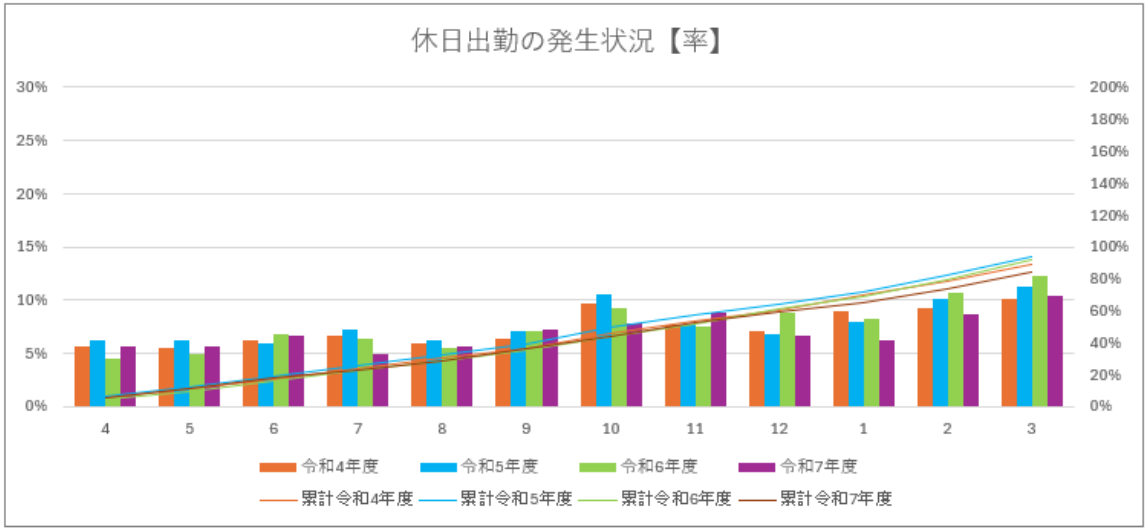


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	9.9%	13.3%	11.5%	13.0%	11.0%	12.1%	14.4%	14.6%	12.1%	15.0%	18.1%	20.6%
令和5年度	9.9%	10.9%	12.4%	12.2%	9.9%	11.7%	15.2%	14.4%	13.6%	15.4%	19.8%	23.1%
令和6年度	10.2%	12.4%	14.4%	13.0%	13.5%	16.3%	15.8%	17.2%	17.2%	15.0%	18.8%	23.3%
令和7年度	12.0%	12.7%	16.5%	12.7%	14.2%	13.5%	14.7%	18.8%	15.9%	15.5%	19.7%	24.0%
累計令和4年度	9.9%	23.2%	34.8%	47.8%	58.8%	70.9%	85.3%	99.9%	112.1%	127.1%	145.3%	165.8%
累計令和5年度	9.9%	20.8%	33.2%	45.4%	55.4%	67.1%	82.3%	96.8%	110.3%	125.7%	145.5%	168.6%
累計令和6年度	10.2%	22.5%	36.9%	49.9%	63.4%	79.7%	95.5%	112.7%	129.9%	144.9%	163.7%	187.0%
累計令和7年度	12.0%	24.7%	41.2%	53.9%	68.1%	81.6%	96.3%	115.0%	130.9%	146.4%	166.1%	190.1%

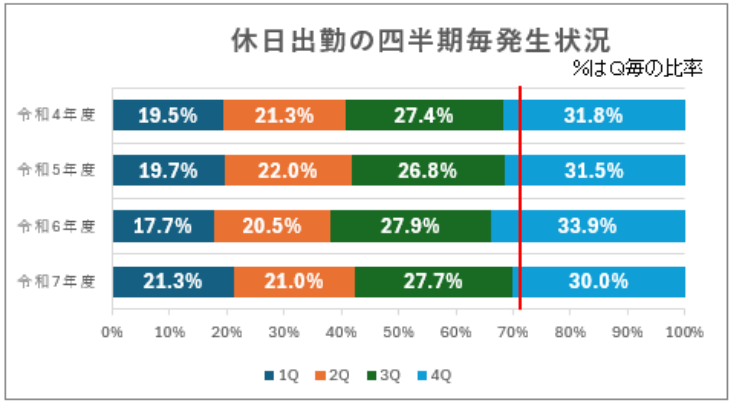


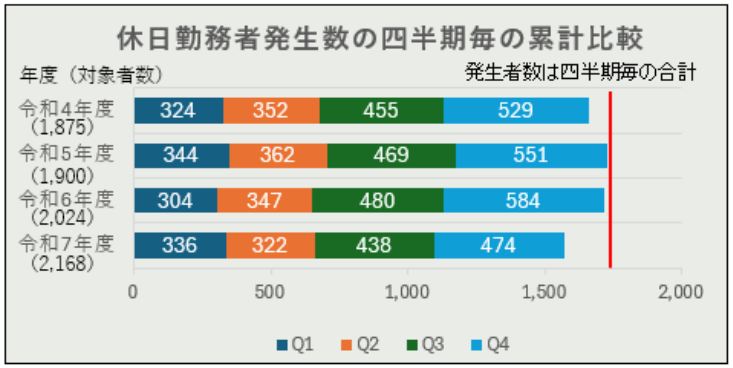
1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

4. 休日出勤回数（割合・累計）【事務その他非管理職】



追加調査の事務その他非管理職の休日出勤回数では、技術系とは異なり、平準化傾向が若干見られ、年間累計では技術系とは逆に減少傾向が見られます。

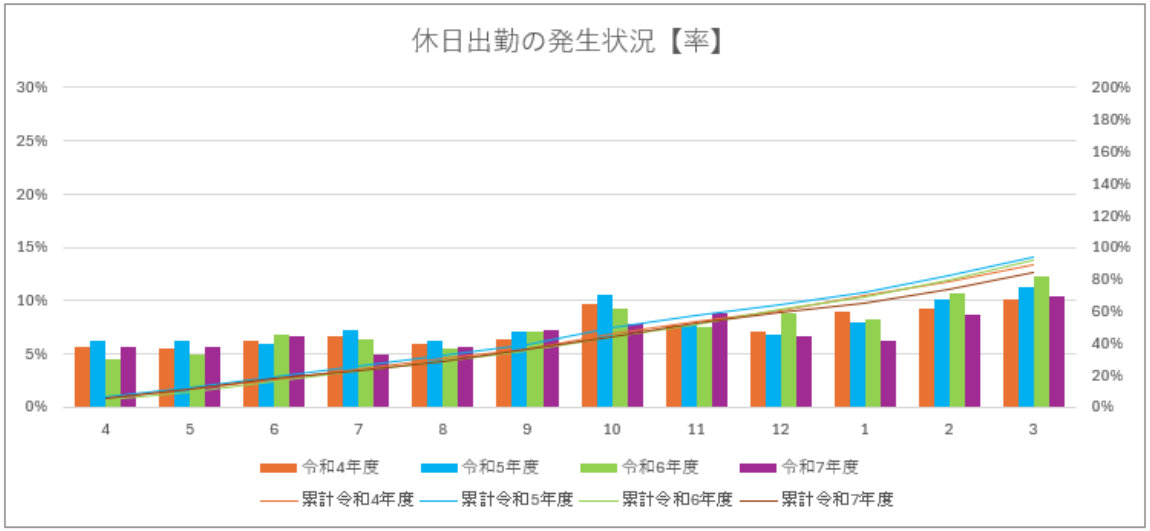




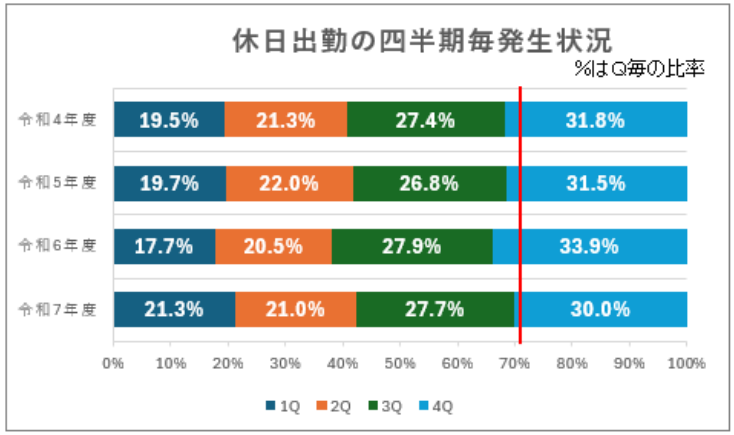
年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	5.6%	5.5%	6.2%	6.6%	6.0%	6.3%	9.6%	7.6%	7.0%	9.0%	9.2%	10.1%
令和5年度	6.3%	6.2%	5.9%	7.3%	6.2%	7.1%	10.6%	7.6%	6.8%	7.9%	10.1%	11.3%
令和6年度	4.5%	4.9%	6.7%	6.4%	5.4%	7.0%	9.2%	7.6%	8.8%	8.2%	10.6%	12.3%
令和7年度	5.6%	5.7%	6.6%	4.9%	5.6%	7.1%	7.8%	8.9%	6.7%	6.2%	8.7%	10.4%
累計令和4年度	5.6%	11.1%	17.3%	23.9%	29.9%	36.2%	45.8%	53.4%	60.4%	69.4%	78.6%	88.6%
累計令和5年度	6.3%	12.5%	18.4%	25.6%	31.8%	38.9%	49.5%	57.1%	63.9%	71.9%	82.0%	93.3%
累計令和6年度	4.5%	9.5%	16.2%	22.6%	28.0%	35.0%	44.2%	51.8%	60.6%	68.8%	79.4%	91.7%
累計令和7年度	5.6%	11.3%	17.9%	22.8%	28.5%	35.6%	43.4%	52.3%	59.0%	65.1%	73.9%	84.2%

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

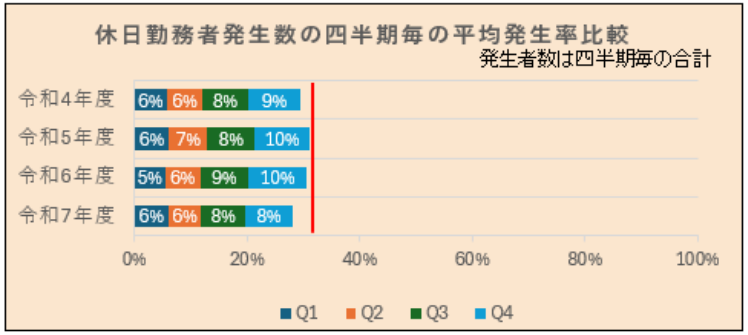
4．休日出勤回数（割合・平均）【事務その他非管理職】



追加調査の事務その他非管理職の休日出勤回数では、技術系とは異なり、平準化傾向が若干見られ、平均発生率では技術系とは逆に減少傾向が若干見られます。

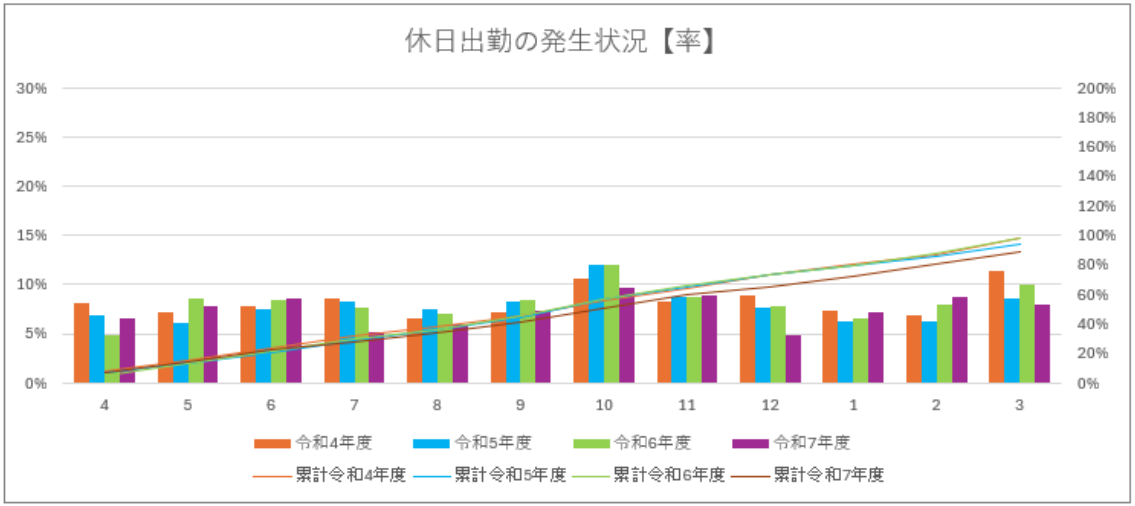


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	5.6%	5.5%	6.2%	6.6%	6.0%	6.3%	9.6%	7.6%	7.0%	9.0%	9.2%	10.1%
令和5年度	6.3%	6.2%	5.9%	7.3%	6.2%	7.1%	10.6%	7.6%	6.8%	7.9%	10.1%	11.3%
令和6年度	4.5%	4.9%	6.7%	6.4%	5.4%	7.0%	9.2%	7.6%	8.8%	8.2%	10.6%	12.3%
令和7年度	5.6%	5.7%	6.6%	4.9%	5.6%	7.1%	7.8%	8.9%	6.7%	6.2%	8.7%	10.4%
累計令和4年度	5.6%	11.1%	17.3%	23.9%	29.9%	36.2%	45.8%	53.4%	60.4%	69.4%	78.6%	88.6%
累計令和5年度	6.3%	12.5%	18.4%	25.6%	31.8%	38.9%	49.5%	57.1%	63.9%	71.9%	82.0%	93.3%
累計令和6年度	4.5%	9.5%	16.2%	22.6%	28.0%	35.0%	44.2%	51.8%	60.6%	68.8%	79.4%	91.7%
累計令和7年度	5.6%	11.3%	17.9%	22.8%	28.5%	35.6%	43.4%	52.3%	59.0%	65.1%	73.9%	84.2%

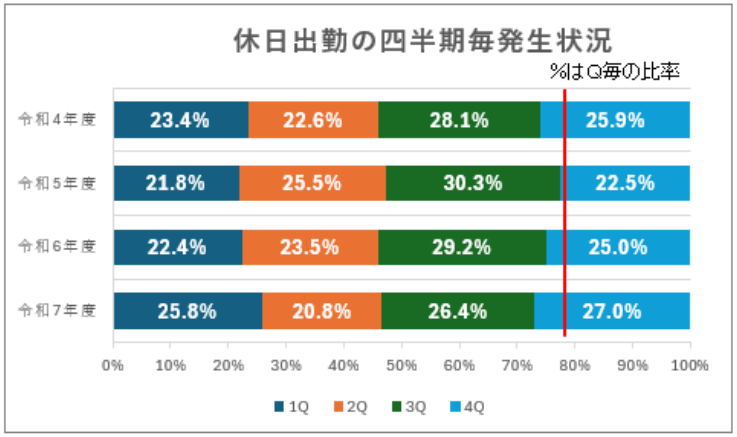


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

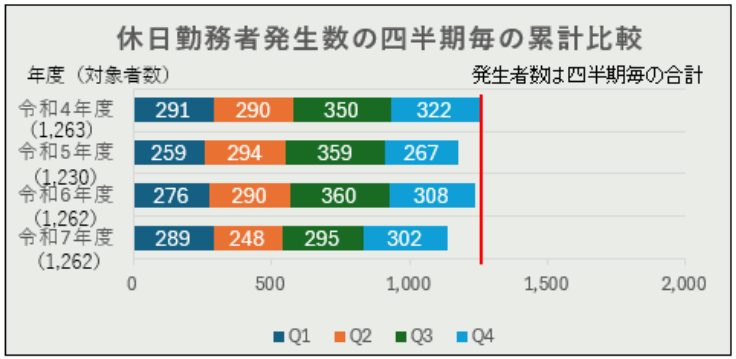
4．休日出勤回数（割合・累計）【事務その他管理職】



追加調査の事務その他管理職では、各年でばらつきはあるものの休日出勤は平準化傾向にあり、年間累計でも減少傾向にあります。

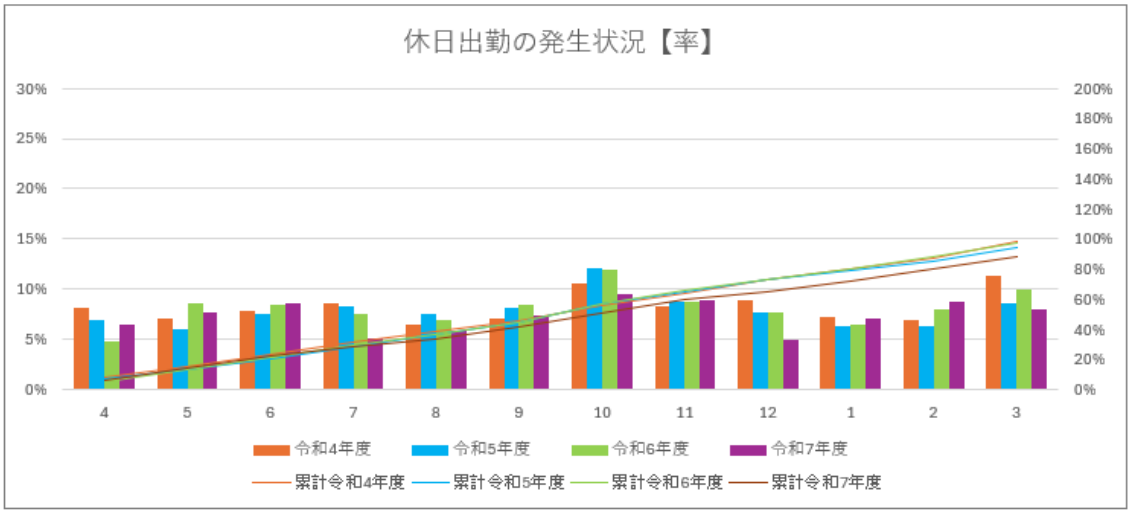


年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	8.1%	7.1%	7.8%	8.6%	6.5%	7.1%	10.5%	8.3%	8.9%	7.3%	6.9%	11.3%
令和5年度	6.9%	6.1%	7.5%	8.3%	7.5%	8.2%	12.0%	8.8%	7.6%	6.3%	6.3%	8.6%
令和6年度	4.8%	8.6%	8.4%	7.6%	7.0%	8.4%	12.0%	8.8%	7.8%	6.5%	7.9%	10.0%
令和7年度	6.5%	7.8%	8.6%	5.2%	5.9%	7.4%	9.6%	8.9%	4.9%	7.1%	8.8%	8.0%
累計令和4年度	8.1%	15.2%	23.0%	31.7%	38.2%	45.3%	55.8%	64.1%	73.0%	80.3%	87.2%	98.5%
累計令和5年度	6.9%	13.0%	20.5%	28.8%	36.3%	44.5%	56.5%	65.3%	72.9%	79.2%	85.4%	94.1%
累計令和6年度	4.8%	13.5%	21.9%	29.5%	36.5%	44.9%	56.8%	65.6%	73.4%	79.9%	87.8%	97.8%
累計令和7年度	6.5%	14.3%	22.9%	28.1%	33.9%	41.3%	50.9%	59.8%	64.7%	71.8%	80.6%	88.6%

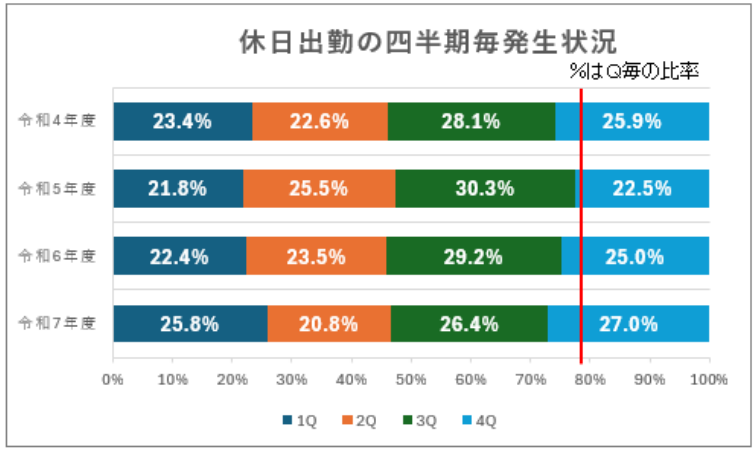


1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
③ 残業時間などの実態

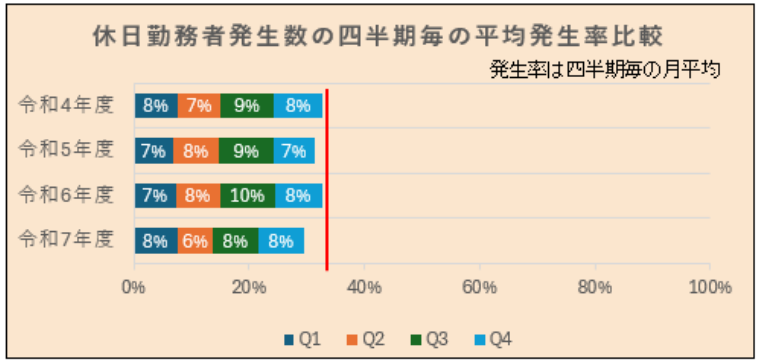
4．休日出勤回数（割合・平均）【事務その他管理職】



追加調査の事務その他管理職は、各年でばらつきはあるものの休日出勤は平準化傾向にあり、平均発生率でも減少傾向にあります。



年度/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和4年度	8.1%	7.1%	7.8%	8.6%	6.5%	7.1%	10.5%	8.3%	8.9%	7.3%	6.9%	11.3%
令和5年度	6.9%	6.1%	7.5%	8.3%	7.5%	8.2%	12.0%	8.8%	7.6%	6.3%	6.3%	8.6%
令和6年度	4.8%	8.6%	8.4%	7.6%	7.0%	8.4%	12.0%	8.8%	7.8%	6.5%	7.9%	10.0%
令和7年度	6.5%	7.8%	8.6%	5.2%	5.9%	7.4%	9.6%	8.9%	4.9%	7.1%	8.8%	8.0%
累計令和4年度	8.1%	15.2%	23.0%	31.7%	38.2%	45.3%	55.8%	64.1%	73.0%	80.3%	87.2%	98.5%
累計令和5年度	6.9%	13.0%	20.5%	28.8%	36.3%	44.5%	56.5%	65.3%	72.9%	79.2%	85.4%	94.1%
累計令和6年度	4.8%	13.5%	21.9%	29.5%	36.5%	44.9%	56.8%	65.6%	73.4%	79.9%	87.8%	97.8%
累計令和7年度	6.5%	14.3%	22.9%	28.1%	33.9%	41.3%	50.9%	59.8%	64.7%	71.8%	80.6%	88.6%



1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

④ 納期分散目標を実現するための施策の展開

業務サイクル見直しの好事例

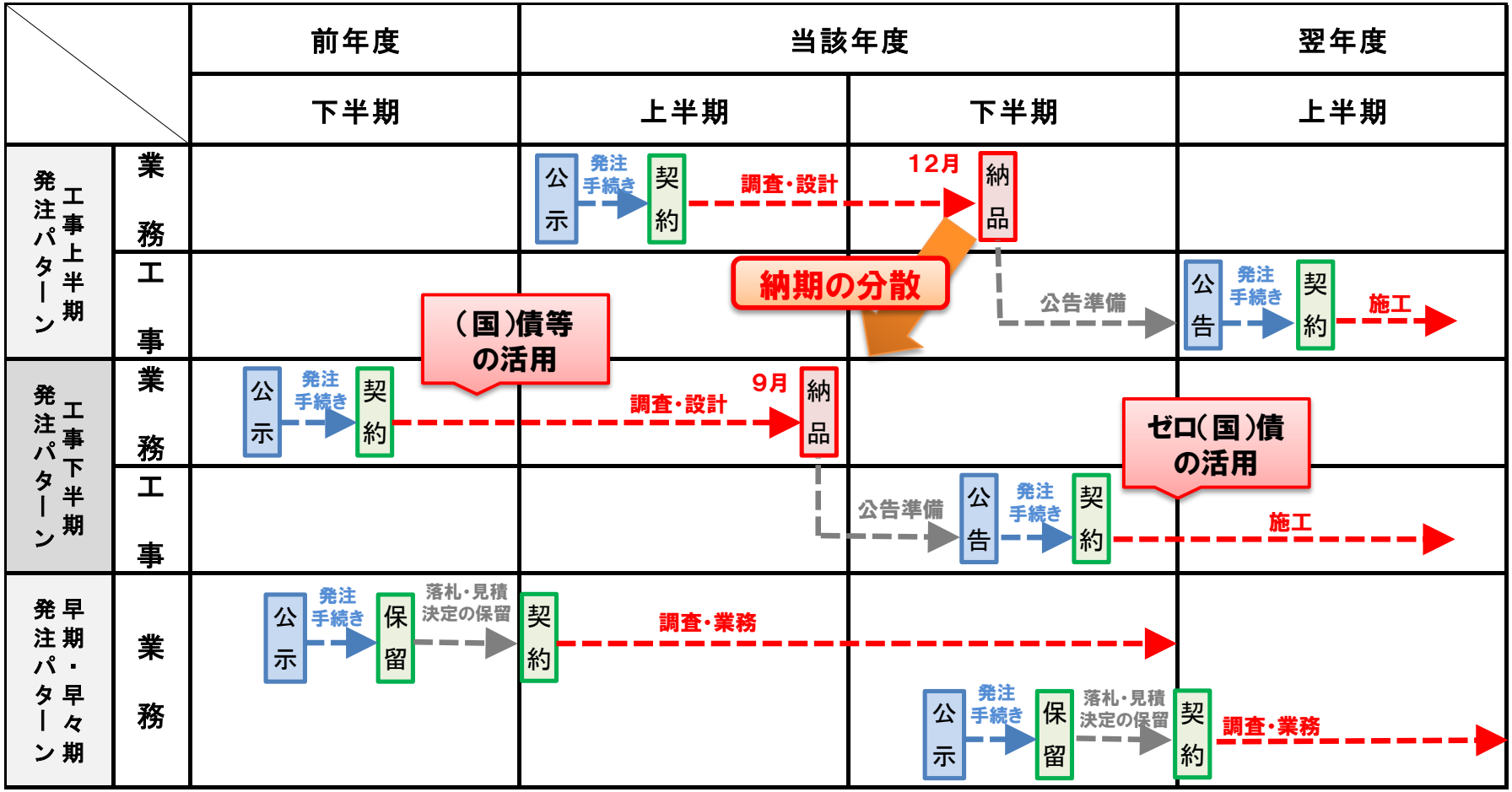
	業務サイクル見直しの好事例
東北地整	①平準化国債、機動的国債、事業加速円滑化国債を十分に活用 ②工期延期を伴う新工種等の追加増工指示は原則として別途発注 ③第３四半期以降に追加増工を必要とする場合、翌債対応又は次年度に新規発注 ④**第３四半期から第4 四半期への工期変更はできるだけ避けて繰り越し対応** ⑤第３四半期以降に発注する業務は原則として翌債承認を受けてから発注 ⑥降雪の影響を受ける現地作業を伴う業務は12月までの履行期限等
関東地整	・ 令和４年度は局・事務所**幹部意識改革**とともに第２～３四半期発注業務を中心に翌債による履行期限再検討を実施 ・ 令和6年度は『設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式等の改善』重点方針の《関東方針》を作成し**具体的な取組を明記、現在、実施上の課題・実態把握等のフォローアップを実施**
北陸地整	**・業務の平準化の五箇条を掲げ取組みへの理解を促す**とともに、下記を確認のポイントとして推進 ①適切な履行期間を確保し、出来る限り第４四半期納期としない(目標は12月末を目処) ②履行期限(納期） 延期の抑制 ③履行期限(納期） を延期する場合、できる限り早く履行期限(納期） を確定、第４四半期となる場合には「繰越しを基本」として協議
中部地整	・当初予算で発注する業務のうち、対象業務※については第４四半期を履行期限とせず、変更契約についても原則第４四半期を履行期限としない ※ 対象業務は、土木関係建設コンサルタント業務・測量業務・地質調査業務・補償関係コンサルタント業務のうち、令和５年度補正予算成立以降に契約するすべての業務
近畿地整	①平準化国債を活用し第４四半期の発注手続きおよび納品の低減 ②発注者支援業務等の複数年国債の活用や発注ロット拡大により**第４四半期の発注手続きの低減** ③令和４年度からは、発注者支援業務等以外の業務についても工期を年内に設定することを条件に早期発注を認める等
中国地整	工期延期により第３四半期までに完了することが困難となる場合の対応を具体的に例示し、令和６年度より対策強化
九州地整	・「業務の適正執行のための勘所」による発注者の責務を再認識 ・予定価格の適正な設定 ・低入札価格調査基準価格 ・履行期間の平準化 ・適正な履行期間の設定 ・適切な契約変更 ・受発注者間の連携体制の構築

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

④ 納期分散目標を実現するための施策の展開

業務サイクルを見直した平準化への取組み（北陸地方整備局）



出典：令和5年度　地方ブロック意見交換会（北陸地方整備局）資料

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

④ 納期分散目標を実現するための施策の展開

業務サイクルを見直した平準化への取組み（近畿地方整備局）

目標達成に向けた発注の工夫例

国土交通省

業務サイクルの見直し類型

測量・地質・設計等	前年度 10 11 12 1 2 3	当該年度 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	翌年度 4 5 6 7 8 9	主旨
通常発注		公示 → 契約 → 納品		・第4四半期の工期末は、予算や事業上の事情等により<u>やむを得ない業務</u>※のみ。 ※例）道路開通後の効果測定 特定の時期に行う必要がある環境調査
①国債活用		公示 → 契約 → 納品		・工期が1年未満の業務は<u>平準化国債</u>を活用。 ・工期が1年以上の業務は<u>複数年国債</u>を活用。 ・<u>ゼロ国債</u>を活用することで、<u>早期発注の様な工期設定</u>も可能
②早期発注	公示	契約 → 納品		・<u>早期発注</u>を行い、<u>12月迄の工期に</u>。
③翌債活用	公示	公示 → 契約	納品	・何らかの事由で手続き開始が遅れた業務は、<u>翌債</u>を活用。 ・何らかの事由で中止、変更する場合、<u>繰越しも視野に適正工期を確保</u>

発注者支援業務等※ ※行政事務補助業務含む	前年度 10 11 12 1 2 3	当該年度 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	翌年度 4 5 6 7 8 9	主旨
早期発注	公示	契約 → 納品		・<u>早期発注</u>を行い、業務の<u>継続性を確保</u>
①国債活用＆ロット拡大	公示	契約		・状況を見極めて、<u>複数年国債</u>の活用と<u>発注ロットの大括り化</u>を行い、第4四半期の受発注手続きを<u>抜本的に削減</u>

出典：令和5年度　地方ブロック意見交換会（近畿地方整備局）資料

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
④ 納期分散目標を実現するための施策の展開

業務サイクルを見直した平準化への取組み（中部地整）

国土交通省

履行期間の設定

- 当初予算で発注する業務のうち、対象業務については、『履行期限としてはならない期間』を設定する。（補正予算で発注する業務は、履行期限の制限は設けない。）
- 当初契約時だけでなく、変更契約についても原則、当該期間に履行期限を設けない。
- 履行期限の設定方法は以下のとおりとし、「設定不可」の期間を『履行期限としてはならない期間』として設定する。

中部地方整備局における業務の履行期間の平準化のイメージ

業務の種類	予算区分	令和６年度 1Q	2Q	3Q	4Q	令和７年度 1Q	2Q	3Q	4Q
対象業務	R5当初【繰越】	設定可	設定可	設定可	設定不可				
	R5当初【補正】	設定可	設定可	設定可	設定可				
	R6当初	設定可	設定可	設定可	設定不可	設定可	設定可	設定可	設定不可
対象外業務	R5当初【繰越】	設定可	設定可	設定可	設定可				
	R5当初【補正】	設定可	設定可	設定可	設定可				
	R6当初	設定可	設定可	設定可	設定可	設定可	設定可	設定可	設定可

履行期限 設定不可期間

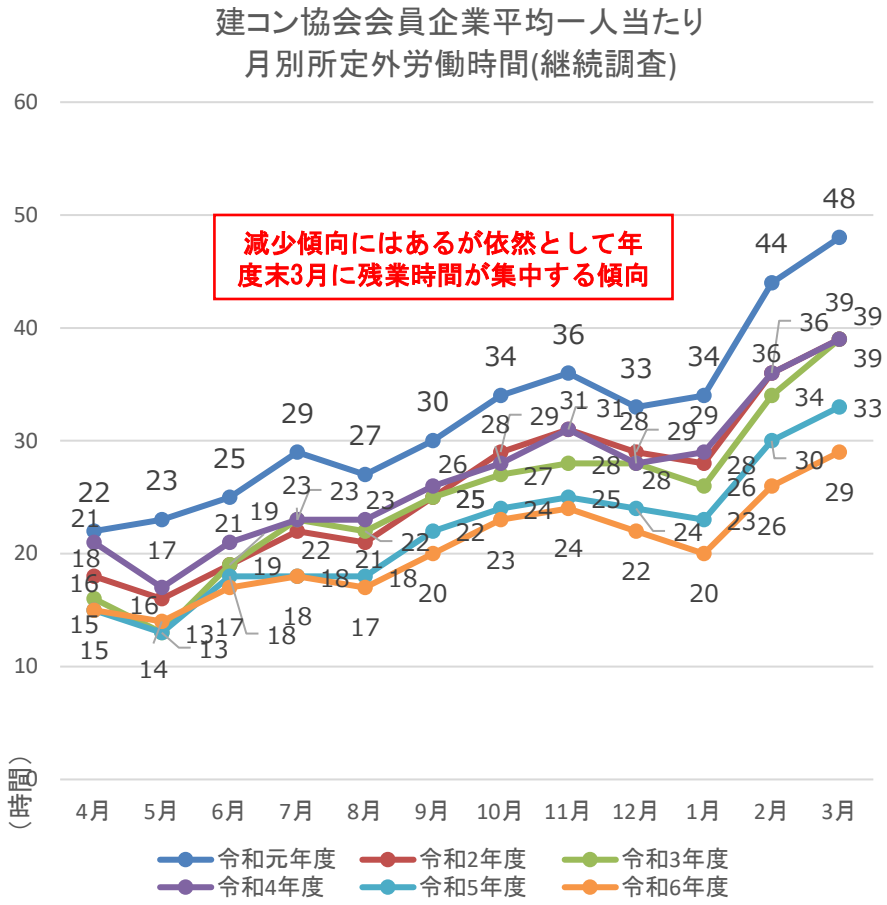
※対象業務は、土木関係建設コンサルタント業務・測量業務・地質調査業務・補償関係コンサルタント業務のうち、令和５年度補正予算成立以降に契約する全ての業務を対象とする。
※なお、当面は以下に該当する業務は対象外とする。
a．少額随契（予定価格 100 万円以下）　b．単価契約業務
c．発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務、地整統一業務等
d．発注者を支援するための通年業務（PPP、PM、CM業務等）

7

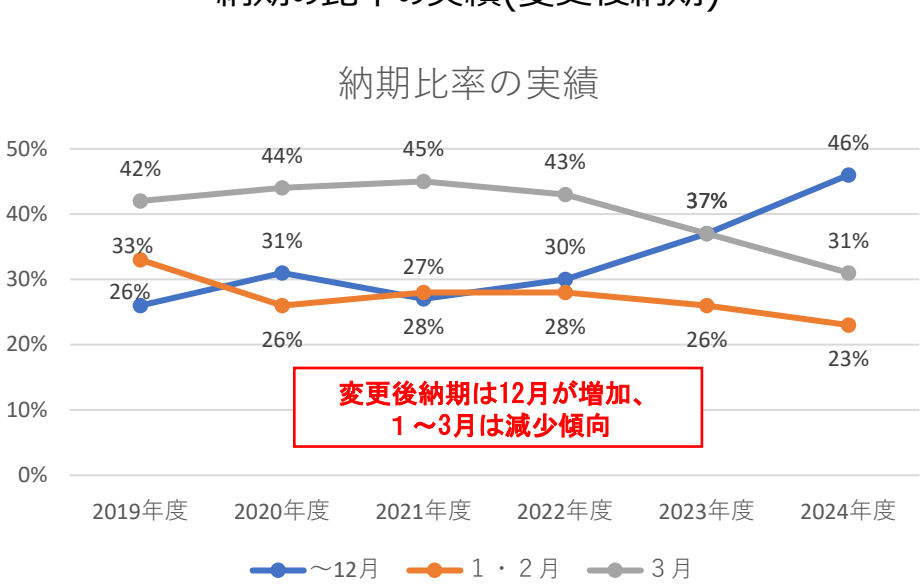
出典：令和６年４月以降に適用する業務の入札・契約手続き（中部地整）

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
④ 納期分散目標を実現するための施策の展開



[出典：建コン協会「所定外労働時間等に関する実態調査」令和8年4月]



調査年度	～12月	1・2月	3月
2019年度	26%	33%	42%
2020年度	31%	26%	44%
2021年度	27%	28%	45%
2022年度	30%	28%	43%
2023年度	37%	26%	37%
2024年度	46%	23%	31%

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

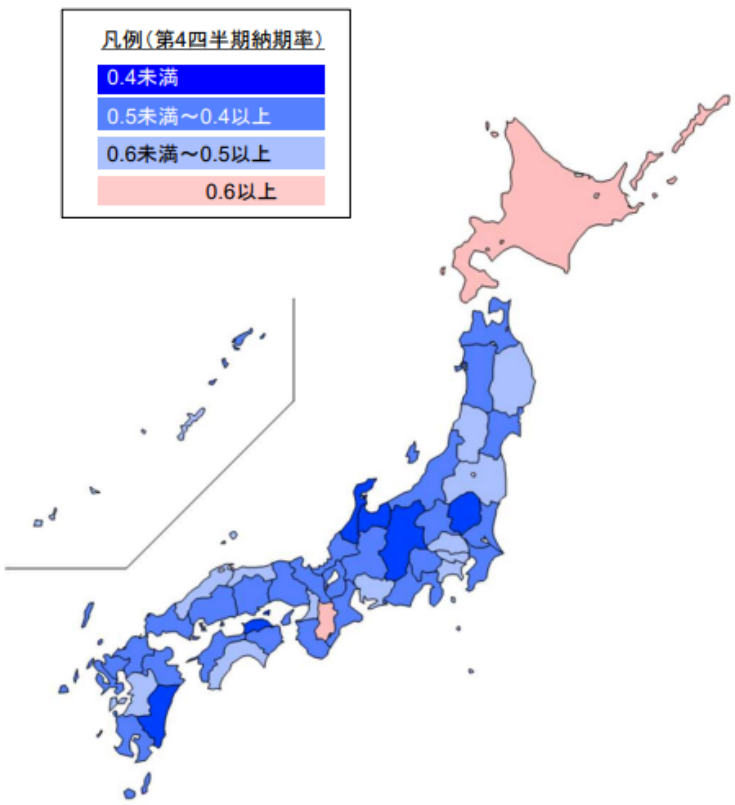
④ 納期分散目標を実現するための施策の展開

第4四半期納期率（件数）＝ 第4四半期（1～3月）に完了する業務件数 ／ 年度の業務稼働件数

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務（1件当たり100万円以上）および「農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）」に登録された業務
営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に登録された業務
稼働件数：当該年度に稼働（繰越、翌債等次年度にも渡る業務含）

※県域単位：各都道府県管内の都道府県・政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

■第４四半期納期率の実績値（R5）



■実績値（R4,R5）と目標値（R6）

県域	第4四半期納期率			県域	第4四半期納期率			県域	第4四半期納期率		
	実績値（R4）	実績値（R5）	目標値（R6）		実績値（R4）	実績値（R5）	目標値（R6）		実績値（R4）	実績値（R5）	目標値（R6）
北海道	0.65	0.69	0.50	石川県	0.46	0.37	0.40	岡山県	0.45	0.48	0.40
青森県	0.53	0.46	0.50	福井県	0.45	0.41	0.46	広島県	0.43	0.48	0.40
岩手県	0.52	0.50	0.50	山梨県	0.47	0.47	0.50	山口県	0.45	0.45	0.40
宮城県	0.47	0.47	0.50	長野県	0.34	0.34	0.35	徳島県	0.45	0.41	0.40
秋田県	0.49	0.48	0.50	岐阜県	0.41	0.40	0.40	香川県	0.31	0.34	0.40
山形県	0.46	0.53	0.50	静岡県	0.46	0.42	0.40	愛媛県	0.48	0.47	0.40
福島県	0.60	0.59	0.50	愛知県	0.50	0.51	0.40	高知県	0.52	0.50	0.40
茨城県	0.48	0.46	0.40	三重県	0.39	0.40	0.40	福岡県	0.49	0.47	0.40
栃木県	0.40	0.39	0.40	滋賀県	0.45	0.46	0.46	佐賀県	0.41	0.42	0.40
群馬県	0.45	0.44	0.40	京都府	0.46	0.47	0.43	長崎県	0.49	0.44	0.40
埼玉県	0.47	0.51	0.50	大阪府	0.55	0.56	0.47	熊本県	0.54	0.52	0.40
千葉県	0.47	0.48	0.50	兵庫県	0.53	0.49	0.46	大分県	0.42	0.42	0.40
東京都	0.54	0.51	0.50	奈良県	0.63	0.60	0.46	宮崎県	0.40	0.37	0.40
神奈川県	0.59	0.54	0.50	和歌山県	0.45	0.46	0.43	鹿児島県	0.47	0.45	0.40
新潟県	0.47	0.46	0.40	鳥取県	0.42	0.50	0.40	沖縄県	0.56	0.54	0.50
富山県	0.47	0.39	0.40	島根県	0.47	0.51	0.40	全国	0.49	0.48	—

[出典：令和5年度　品質確保・働き方改革のための取組目標 ～新・全国統一指標～]

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
④ 納期分散目標を実現するための施策の展開

1．業務量の平準化

検討事項①　変更納期第4四半期禁止

【3月納期の実態】
多くが変更により3月納期へ
- R3年度稼働業務：3月納期の内27%が変更により3月へ
- R4年度稼働業務：3月納期の内30%が変更により3月へ

【変更後第4四半期納期を第1四半期とした場合】
変更納期第4四半期禁止により3月と6月のふた山
- 3月納期57.3%⇒27.8%
- 6月納期2.5%⇒32.5%

R4年度稼働業務　　件,%

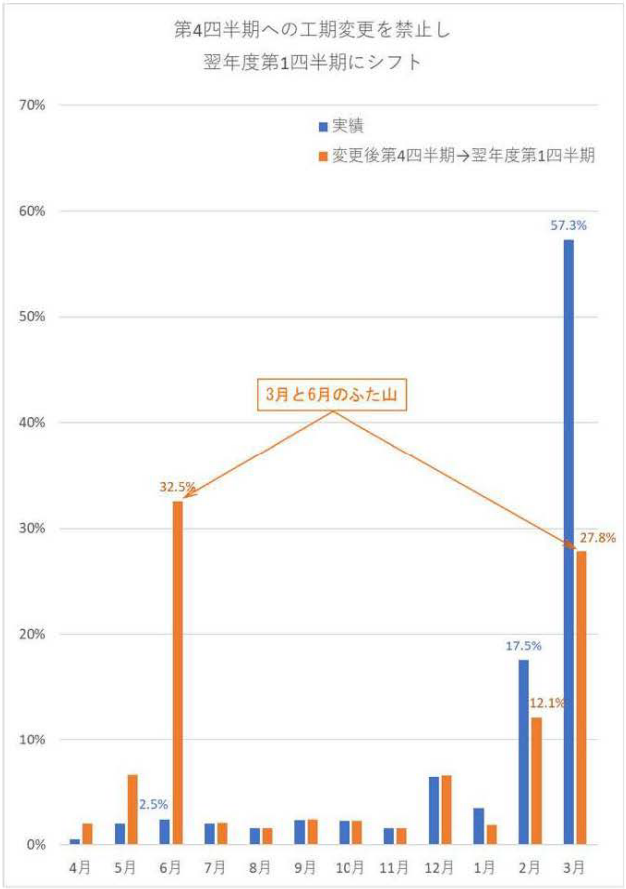
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R4 稼働業務	31	123	146	122	95	140	136	96	379	208	1,025	3,353	5,854
	0.5%	2.1%	2.5%	2.1%	1.6%	2.4%	2.3%	1.6%	6.5%	3.6%	17.5%	57.3%	100.0%
うち第4四半期への工期変更										94	329	1,756	2,179
										1.6%	5.6%	30.0%	

第4四半期への工期変更を禁止（第4四半期から第4四半期への変更も禁止）　　件,%

修正後 R4 稼働業務	31	123	146	122	95	140	136	96	379	208	1,025	3,353	5,854
										-94	-329	-1,756	-2,179
	89	260	1,724										2,073
	120	**383**	**1,870**	**122**	**95**	**140**	**136**	**96**	**379**	**114**	**696**	**1,597**	**5,748**
	2.1%	**6.7%**	**32.5%**	**2.1%**	**1.7%**	**2.4%**	**2.4%**	**1.7%**	**6.6%**	**2.0%**	**12.1%**	**27.8%**	**100.0%**

件,%

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R3 稼働業務	56	128	154	138	101	149	133	129	367	246	1,145	3,676	6,422
	0.9%	2.0%	2.4%	2.1%	1.6%	2.3%	2.1%	2.0%	5.7%	3.8%	17.8%	57.2%	100.0%
うち第四四半期への工期変更										89	260	1,724	2,073
										1.4%	4.0%	26.8%	



2

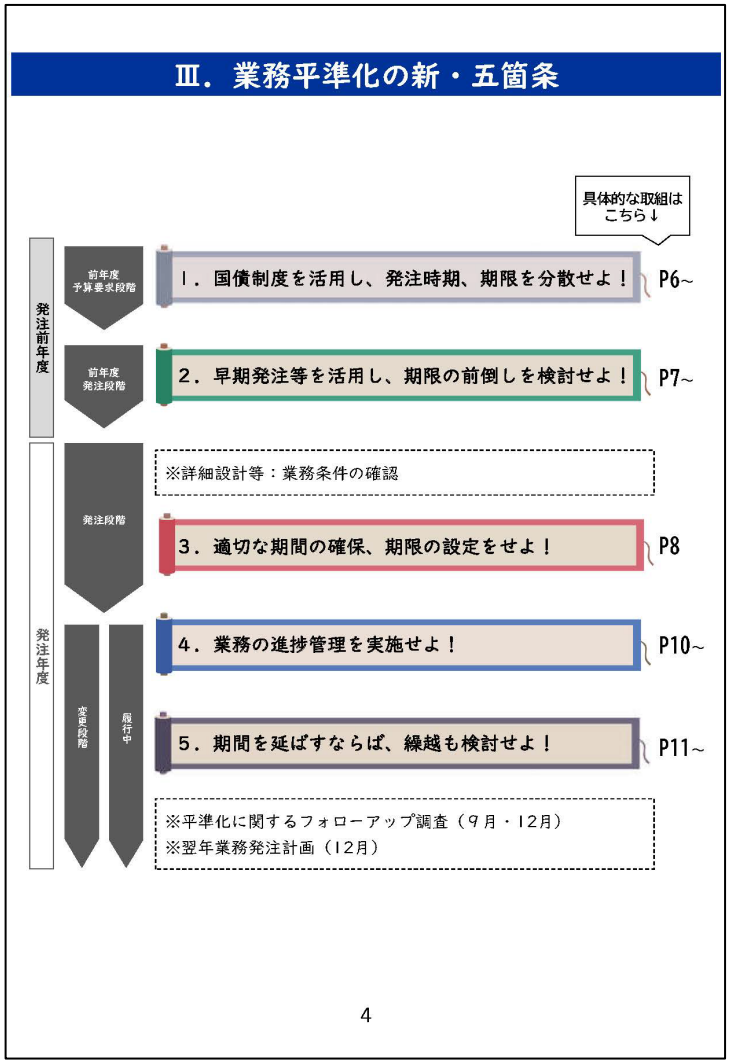
[出典：建コン協会業務形成実施専門委員会資料（令和5年度）]

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

④ 納期分散目標を実現するための施策の展開

業務履行の平準化ガイド（北陸地方整備局）





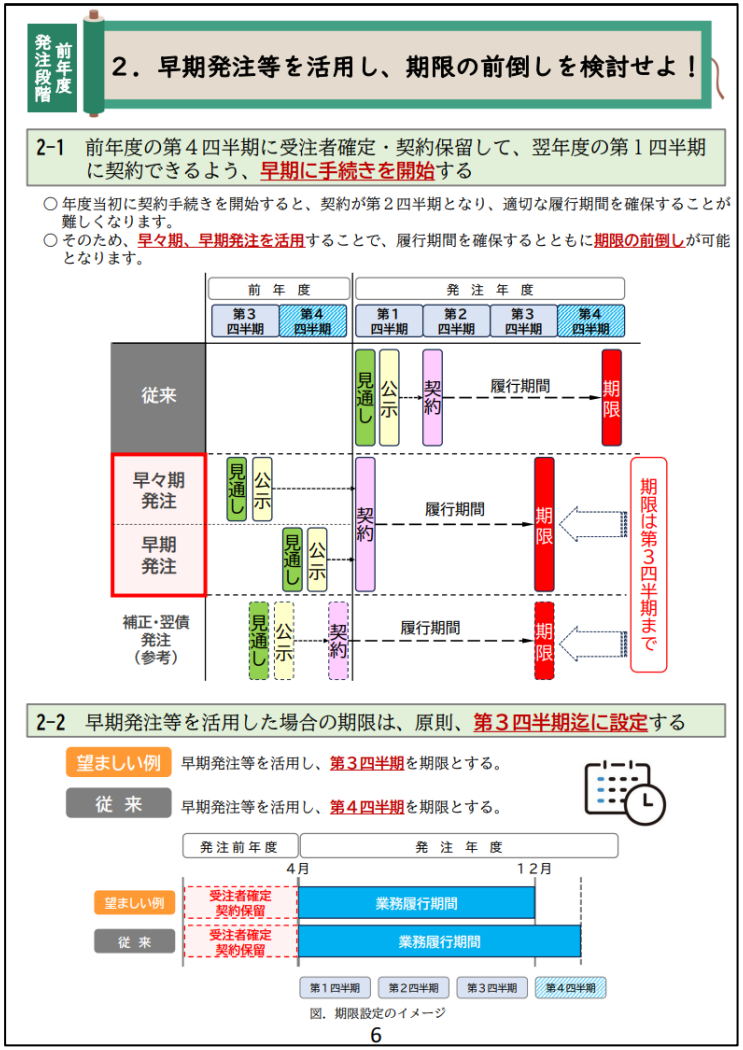
出典：業務履行の平準化ガイド ～ 業務平準化の新･五箇条 ～（令和７年２月）北陸地方整備局
https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/gokajo/heijunka_guied_R7.2.pdf

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

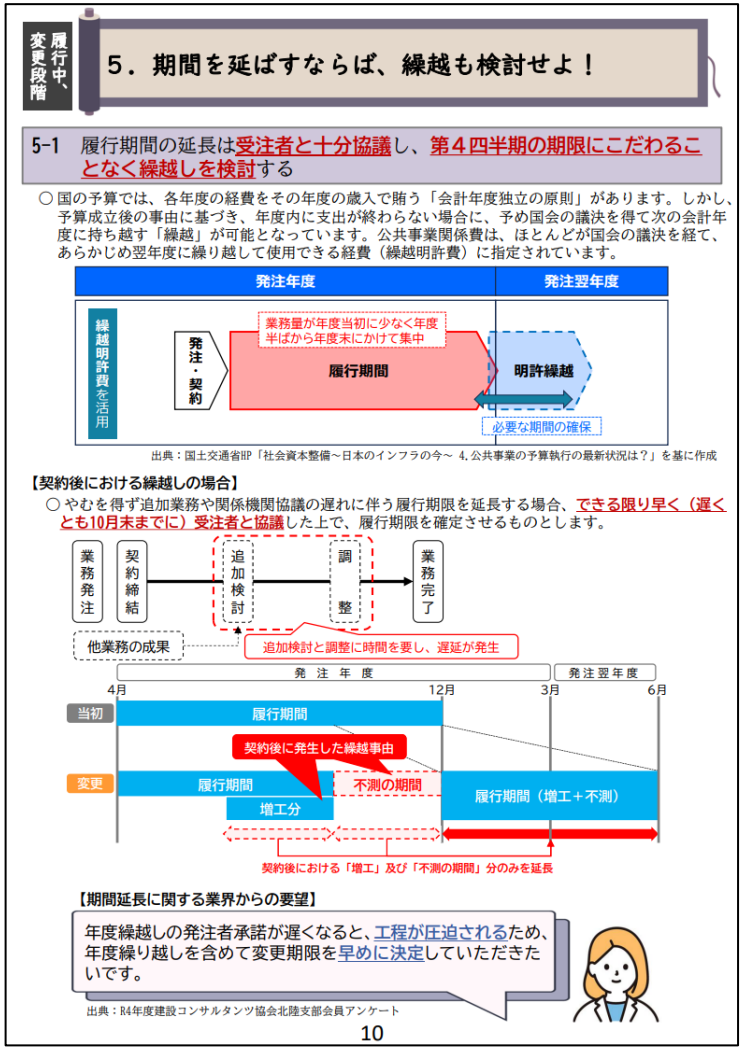
④ 納期分散目標を実現するための施策の展開

業務履行の平準化ガイド（北陸地方整備局）



図．期限設定のイメージ

6



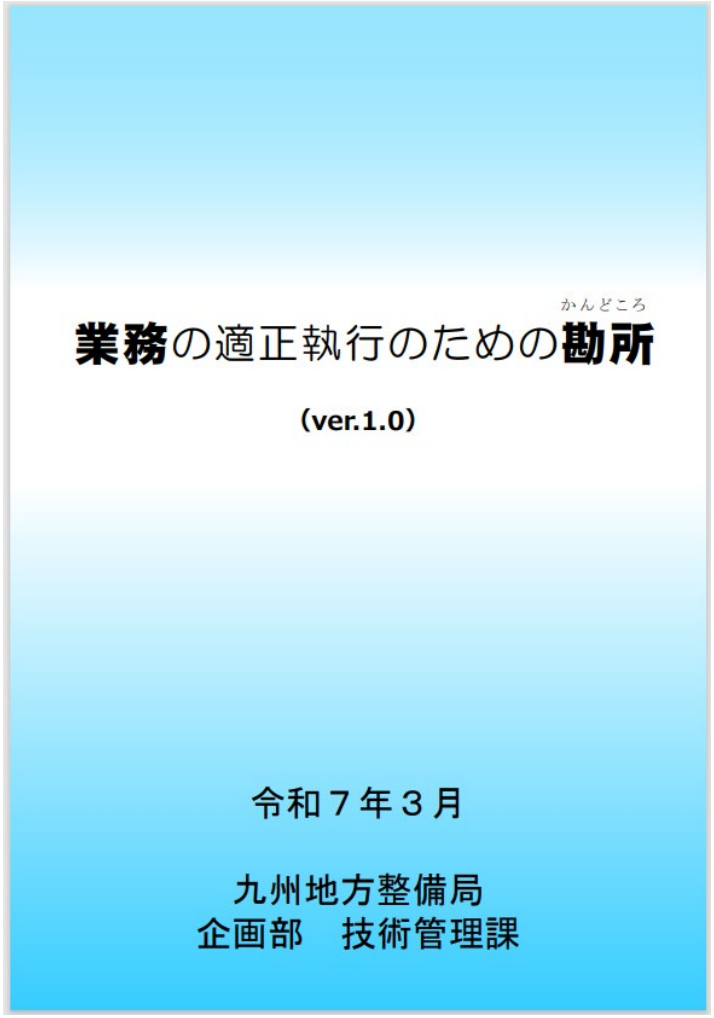
10

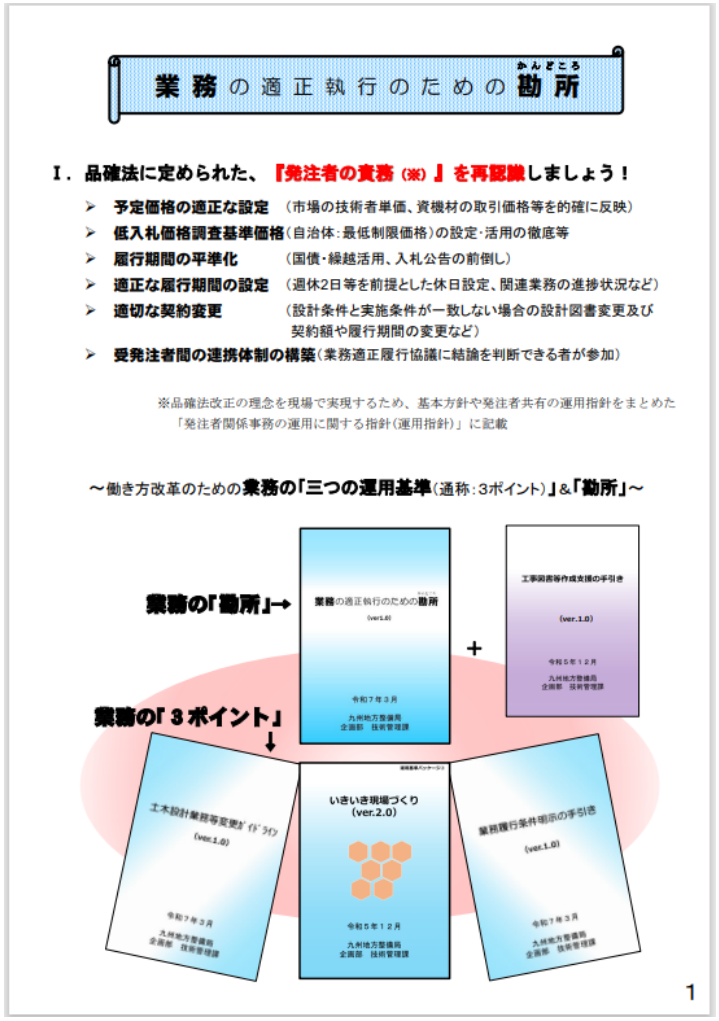
出典：業務履行の平準化ガイド ～ 業務平準化の新･五箇条 ～（令和７年２月）北陸地方整備局
https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/gokajo/heijunka_guied_R7.2.pdf

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

④ 納期分散目標を実現するための施策の展開

業務の適正執行のための勘所（九州地方整備局）





出典：業務の適正執行のための勘所（令和７年３月）九州地方整備局
https://www.qsr.mlit.go.jp/content/900005566.pdf

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

④ 納期分散目標を実現するための施策の展開

業務の適正執行のための勘所（九州地方整備局）

国土交通省 九州地方整備局

Ⅱ．適正執行のための“勘所”を確認してください！

建設産業の新たな課題である“長時間労働の是正”や“生産性向上”に対応するため、令和元年に「担い手三法（品確法／建設業法／入契法）」が改正されるとともに、業務においては2019年の改正労働基準法により罰則付き時間外労働規制が適用されている。

一方、業務（特に検討・計画業務）は**発注者の指示により作業内容やそれに伴う労力が大幅に変わるとともに、成果の品質にも大きく影響することから、発注者の設計思想やスケジュール感等の明確化と共有（コミュニケーション）が極めて重要**である。

そこで、更なる業務の効率化に資するため、業務の適正執行のための“勘所(かんどころ)”をまとめた。

発注段階

◆ **「履行期間」「価格」は適切か？**

□ 履行期間や業務規模（概算費用）は、当該年度の積算基準や技術者単価等に基づき適切に設定することとし、**安易に過去の発注実績からの引用や根拠無き設定は行わない**

□ 当該業務に**関連する他業務の履行時期等も履行期間設定において勘案**する
（特に関連他業務がある場合は発注審査会の開催を推奨）

□ 外業を伴う場合は、地域の実情等に応じて**必要な作業不可日を計上**する

□ **翌債（早期申請等）、国債（平準化国債、機動的国債等）、早期発注（適切な時期に履行期限）等を積極的に活用**し、平準化の取り組みを推進する

□ 現場条件、業務内容等により標準歩掛が適用できない場合は**見積を活用し予定価格を設定**する

◆ **事前準備（条件明示・資料資料等）に不足はないか？**

□ **設計業務条件明示検討会を積極的に活用**し、**履行に影響する情報や業務着手後の変更も想定した上で事前に明確にしておくべき当初条件も“条件明示”として明確に記載**する

□ 発注者からのデータ提供遅れによる作業中断がないように、**必要な情報（過年度の電子成果品等）を事前に準備**する

実施段階

◆ **日々のコミュニケーションによる“適切な業務遂行”**

□ 先ずは当該業務に関する**作業方針や課題等を受発注者で共有し、適時意思決定**する

□ **合同現地調査**が有効な業務においては**積極的に実施**するとともに、適切な費用を支払う

□ 業務着手時も含め**積極的に業務スケジュール管理表（※）を活用し情報を共有**する

□ **業務スケジュール管理表は主任調査（監督）員まで迅速に共有**し、工程に影響を及ぼす課題や対策等の**判断を行うことで履行期限を遵守**する
なお、受注者の責によらない事象により工程に大きく影響する場合は**業務内容や履行期間を適正に変更**する
※「いきいき現場づくり（ver. 2.0）」p9～12 参照

□ 業務執行は段取り八分。**ウィークリースタンス（時間外作業を前提とした依頼をしない等）及びワンデーレスポンス（回答時期の明確化を含む）を徹底**する

◆ **円滑な協議対応と役割分担**

□ 重要な変更が生じた場合には、**早々に判断出来る者（副所長等）を含めて業務適正履行協議で迅速に判断**する

業務完了時

◆ **検査**

□ **契約内容、現地の状況等を充分に把握**したうえで、業務成果の確認を行う

2

国土交通省 九州地方整備局

Ⅲ．業務執行上の留意点

【円滑かつ効率的な業務執行のために】

■**受注者との初回打合せで、業務の意図や設計思想及び成果イメージ等を受発注者間で共有（見える化）する。これにより作業の方向性が明確となり、受注者の技術力が効率的に投入され、結果、手戻り等なく高精度の業務成果が期待できる**

⇒①「条件明示」や「特記仕様書」を活用し、設計時の諸条件や関連業務の具体の情報等を可能な範囲で見える化する

②特記仕様書や数量総括表のみでは発注者の意図が十分に伝えきれない場合があることから、着手後、早々に当該業務の意図や設計思想及び成果の活用方法、発注者が持つ成果等のイメージなどを受注者と情報共有する

③情報共有は、「いきいき現場づくり（ver. 2. 0）」を参考に、業務スケジュール管理表の相互確認時に行うことを基本とする

④当該業務の特性から、より効率・円滑に業務執行が図られると想定される場合は、業務計画書作成前に第１回打ち合わせを行うことも可能である

⑤作業方針や課題等を業務計画書を用いて受発注者で共有すると共に、適時、意思決定する
また変更契約ごとに業務計画書を適切に更新することで変更内容を明確にする

【履行内容等に見合う適切な契約変更】

■**業務内容の大幅増に伴う契約変更においては、当初業務内容との一体不可分の整理とともに、業務量に応じた適切な費用と履行期間を確保する**

⇒①新たに判明した現場条件や制約等から分離しての履行が難しく一体不可分なものについては、当該業務にて適切に契約変更を行う

②技術提案の実施体制（増員による対応等）において、当初計画の想定を超える大規模な業務量（補正予算や災害対応等）の増加が生じる際は、適切に契約変更を行う

③併せて、当該受注者の業務執行体制に応じた適切な履行期間を確保する

※業務適正履行協議で変更内容を確認、両者納得の上で契約変更

■**契約数量に変更が無い場合（一式契約含む）であっても、受注者に責の無い事象であれば契約変更が可能である**

⇒①設計図書に示された設計条件と実施条件が違った場合は契約変更が可能である
その為には特記仕様書において、より具体的に業務内容を記載する

②関連する業務（工事）の工程や関連調査の有無などの当初条件も適切に明示しておくことも重要である

③併せて、業務執行上の問題が確認された時点で速やかに業務スケジュール管理表を活用し業務適正履行協議（※）で判断するとともに、適宜、履行期間や契約額を変更する
※「いきいき現場づくり（ver. 2. 0）」p9～12 参照 《心配事があれば技術管理課へ相談すること》

■**災害時においては、受注者による他地域への広域支援もあり得ることから、受発注者の執行体制、業務への影響や意向等を充分に聞き取り、必要により業務の一時中止や業務スケジュール管理表の相互確認により履行期限の延期など、柔軟に対応する**

【技術者交代】

■**やむを得ない事情等により交代が認められる場合は、管理技術者は交代してよい**

①死亡・傷病・退職・出産・育児・介護等やむを得ない場合（時期を問わず途中交代が可能）

※交代前後の管理技術者は同等以上の技術力の確保が必要（同等以上でない場合は別途考慮）

3

出典：業務の適正執行のための勘所（令和７年３月）九州地方整備局
https://www.qsr.mlit.go.jp/content/900005566.pdf

1.1.1.納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
⑥ 適切な履行期間確保の取り組み強化

3．入札不調等への対応③

令和6年7月以降入札公告等を行う調査等から適用

■ 調査等における余裕期間制度の導入

調査等業務における技術者不足への対応として、受注者が柔軟な履行期間の設定を行うことができる「余裕期間制度」を導入しました。

受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、NEXCO東日本が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定できる制度のことです。



<契約上の履行期間を変更しない場合（例1）>
・全体履行期間（発注者設定）：4+12=16ヶ月
・契約上の履行期間（受注者設定）：3+13=16ヶ月

<契約上の履行期間を変更する場合（例2）>
・全体履行期間（発注者設定）：4+12=16ヶ月
・契約上の履行期間（受注者設定）：3+12=15ヶ月

※1：余裕期間は全体履行期間の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で設定する
なお、60日に満たない場合は60日を余裕期間とする
※2：受注者は落札者決定から10日以内に、発注者に業務の始期及び終期を通知する
※3：上記で通知された終期にて契約上の履行期間末とする
※4：管理技術者等の配置が必要な期間

64

[出典：令和7年9月改正　東日本高速道路株式会社における入札契約制度について]

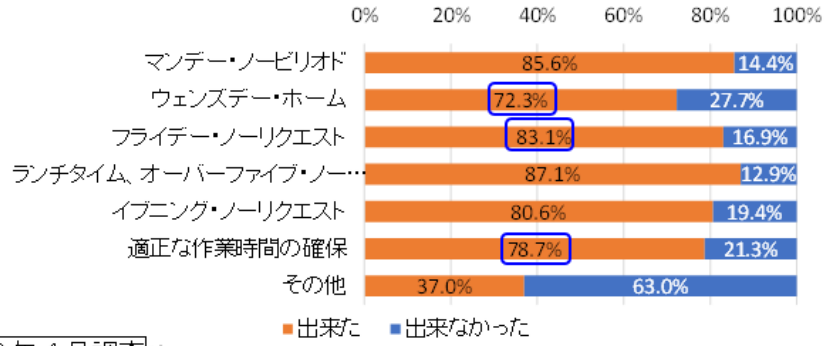
1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化
②「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化

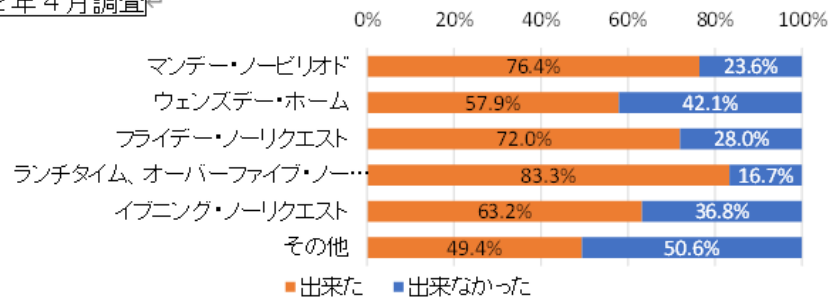
就業環境改善施策（ウィークリースタンス等）実態アンケート調査結果
（令和８年と令和２年の対比）

R8年４月調査

施策ごとの実施状況

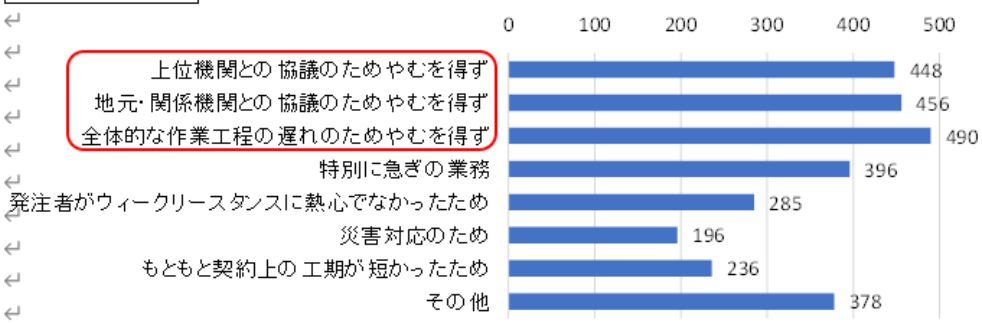


R２年４月調査

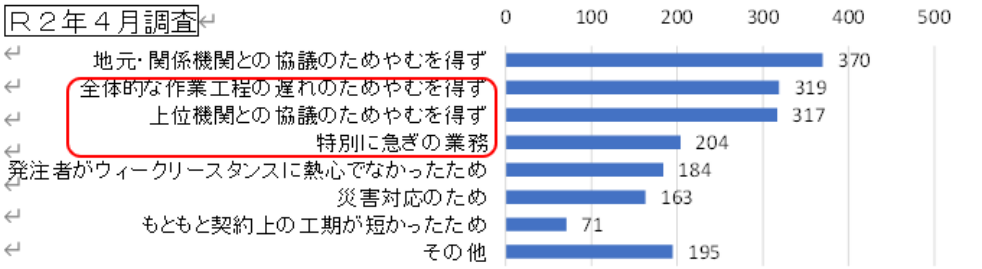


R８年４月調査

実施できなかった理由



R２年４月調査



［出典：建コン協会「就業環境改善施策（ウィークリースタンス）調査結果」(令和8年）］

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化
②「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化

ウィークリースタンスの好事例

	ウィークリースタンスの好事例
北海道開発局	・ウィークリースタンスや業務スケジュールの適切な管理、ワンデーレスポンスの実施などの取組みを包括した「業務成果」品質向上プロジェクトを推進 ・令和６年１月にウィークリースタンスの取り組み拡大を北海道、札幌市に通知
東北地整	・「東北地方発注者協議会」や「働き方・人づくり改革プロジェクト２０２４」において取り組んでおり、令和６年６月末時点において東北の全市町村が仕様書に明記 ・令和７年度からは、実態調査など、取組を徹底する段階へ移行
関東地整	・令和3年３月より実施要領を策定し、業務完了後に受注者よりウィークリースタンスの実施状況報告を提出する取組みを継続 ・自治体に対しては、「関東ブロック発注者協議会」において、関東ブロック独自指標として、ウィークリースタンス実施調査結果について取組の見える化を行い、指標の解説および取組状況を紹介
北陸地整	・令和3年度より、発注者が受注者に対し、月1回、業務での困りごとやウィークリースタンスの実施状況等のヒアリングを行う「マンスリー・ケア制度」を試行中
中部地整	・初回打合せで「ウィークリースタンスの取組み」を設定して議事録に記録、業務完了後に受注者が実施状況の記録を技術管理課へ提出。
近畿地整	・令和4年度より、「すべての打合わせにおけるWeb会議の活用」「技術的に高度な業務では初回打合せを含む重要な意思決定の場面には総括調査員が打ち合わせに出席」「軽易なものを除く意思決定の場面では主任調査員が方向性を示す」という取組みを新たに追加
中国地整	・令和６年度完了業務より、特記仕様書に「ウィークリースタンスの取組み」を明記し、ウィークリースタンスの実施状況を「実施報告書Webアンケート」に入力、業務終了後に技術管理課に直接送付
四国地整	・令和６年２月以降の公告業務より、ウィークリースタンス実施要領に則り、８項目（フライデーノーリクエスト等）において受発注者相互で確認・調整のうえ、取り組み内容を設定 ・初回打合せ時に取り組む医師・内容を確認し、受注者は取り組み内容をウィークリースタンス推進チェックリストに整理・提出
九州地整	・「いきいき現場づくり(ver.2.0)」にて業務スケジュール管理表活用による適正な工期の確保について具体に記載 ・地方自治体に対しては、地方公共団体等で構成される「九州ブロック発注者協議会」等の場を通じて周知

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化
②「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化

各地整におけるウィークリースタンスの取り組み内容

	発注者名	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
	対象業務	全ての業務	全ての業務	全ての業務	全ての業務	全ての業務 (港湾空港部を除く)	全ての業務	発注者支援業務を含む全ての業務	発注者支援業務を含む全ての業務	全ての業務	内業を主とする業務
	特記仕様書への明記	△(明記なし) 初回打合せ時に取組を受発注者間で確認・調整	○	○	○ 初回打合せ時に取組を受発注者間で確認・調整	○	○ 初回打合せにおいて受発注者間で取組内容を定める ※事例は H30.10.16 による	○ 取り組む内容を業務着手時に協議する	○ 初回打合せで受発注者間で協議し内容を決定	○ 受発注者間で全項目(5項目)に原則取組む	○ 初回打合せで協議し記録、完了時に取組内容の実施結果を確認
	記録の義務化	—	—	○"	○ 業務スケジュール管理表を活用し、フォローアップ	— 令和3年度をもって終了	○ 業務スケジュール管理表等(打合せ記録簿や週報などの標準的な様式)を活用	○ ウィークリースタンス実施報告シート記録	○ ウィークリースタンス推進チェックシートを提出	○	○ 打合せ記録簿に整理記録
	記録の提出の有無	—	○ 受発注者にアンケート調査を実施し結果を共有	○ 業務完了後2週間以内	○ スケジュール管理表 中間打合せ時の取り組み状況フォローアップ 成果品納入時の取組み状況報告	— 令和3年度をもって終了	○ 業務成果として提出	○ 実施報告シート →完成検査時に検査職員に報告 →技術管理課が状況を集計し、周知	△ 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果(効果・改善点等)を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理	—	△ 取り組み設定内容・結果を打合せ記録簿に整理
取り組み内容	マンデー・ノーピリオド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 受発注者間で調整のうえ取組む
	ウェンズデー・ホーム	○	○	○	○	○	○	○	—	○	△ 受発注者間で調整のうえ取組む
	フライデー・ノーリクエスト	○ 15 時以降	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 受発注者間で調整のうえ取組む
	ランチタイム、オーバーファイブ・ノーミーティング	○ 昼休み、16 時以降	○ 16 時以降	○	○	○ 16 時以降	○	○ 勤務時間外全て	○ 16 時以降	○	△ 受発注者間で調整のうえ取組む
	イブニング・ノーリクエスト	○ 水曜日・金曜日は 15 時以降 業務時間外の連絡は全曜日で行わない	○ ノー残業デーが対象	○	○	○ ノー残業デーが対象	○ ノー残業デーが対象	○ 資料作成依頼を正規の勤務時間外にしない	○ ノー残業デーが対象	○	△ 受発注者間で調整のうえ取組む
	作業内容に見合った適正な作業時間の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 受発注者間で調整のうえ取組む
	WEB 会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	閲覧資料の電子化		○ CD-ROM 配付	○ WEB 閲覧		○ WEB 閲覧、メール配信	○ WEB 閲覧	○ WEB 閲覧	○ WEB 閲覧	○ WEB 閲覧	
	独自の取組み			管内のウィークリースタンス実施目標を設定	マンスリーケア制度 発注者から受注者に電話等によるケア実施	記録提出の停止	統括調査員の出席 上記以外の打ち合わせでは主任調査員が方向性を示す	web アンケートにより報告。へ記録し、技術管理課に直接送付。		働き方改革に向けて更なる業務の効率化に資する「業務の適正執行のための勘所」を R7.3.26 に策定	

[出典：令和7年度　地方ブロック意見交換会資料及び令和6年3月21日　記者発表資料より抜粋し整理]

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化
②「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化

県域ごとにウィークリースタンス実施目標を設定する取組み（関東地方整備局）

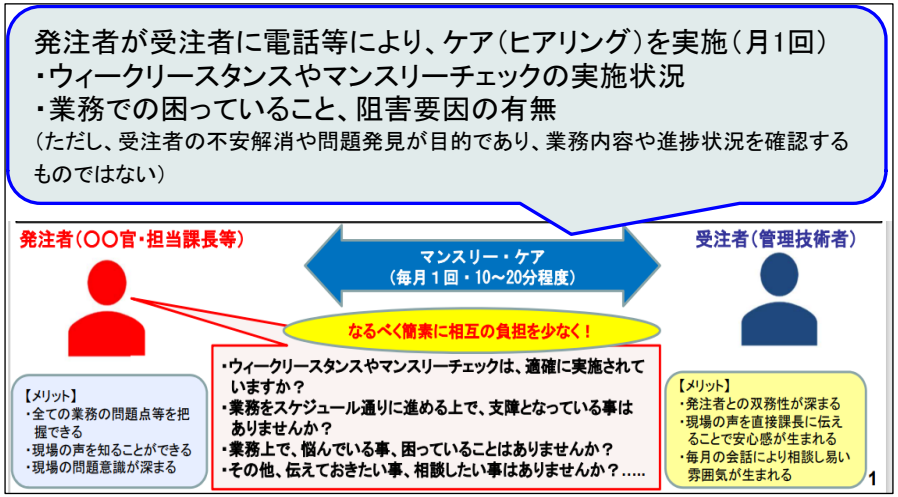
県域ごとにウィークリースタンスの実施状況をモニタリング、発注者協議会で確認

	全国統一指標				関東ブロック独自指標	
					ウィークリースタンスの実施	
					基準値(R1)	目標値(R6)
関東ブロック	0.51	0.50以下	0.75	1.00	24/56	全機関a
茨城県域	0.44	0.40	0.95	1.00	a	a
栃木県域	0.39	0.40	0.93	1.00	a	a（取組を推進する）
群馬県域	0.40	0.40	未集計	1.00	a	a（ただし災害を除く）
埼玉県域	0.51	0.50	0.98	1.00	a	a
千葉県域	0.51	0.50	0.95	1.00	a	a（受注者へ浸透を図る）
東京都域	0.59	0.50	0.00	1.00	a	a
神奈川県域	0.62	0.50	0.96	1.00	a	a
山梨県域	0.51	0.50	0.02	1.00	a	a
長野県域	0.35	現状維持	1.00	1.00	c	a

【ウィークリースタンスの実施】
a：ウィークリースタンスに関する 指針等の一　定のルールを整備し、かつ、取り組みを実施
b：ウィークリースタンスに関する 指針等の一定のルールを整備 していないが、取り組みを実施
c：実施していない

出典：令和4年度　地方ブロック意見交換会資料（関東地方整備局）

マンスリー・ケア制度（北陸地方整備局）

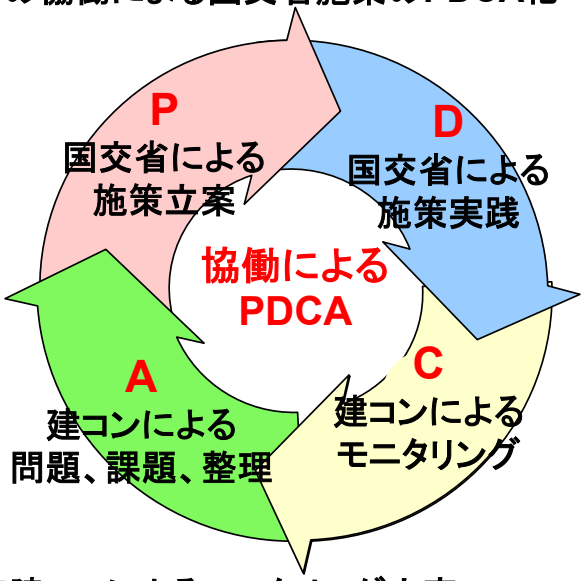


出典：令和4年度　地方ブロック意見交換会資料（北陸地方整備局）

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化
② 「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化

国交省施策の浸透への取組み（いきいき現場づくり【業務版】の浸透）（九州地方整備局）

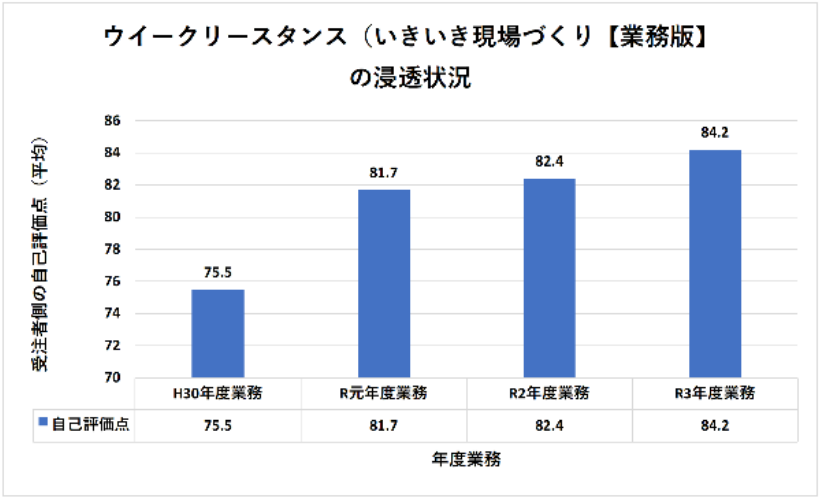
国交省九州地方整備局と建コン九州支部との協働による国交省施策のPDCA化



■建コンによるモニタリング内容
- ・履行期限の平準化
- ・労働環境の改善
- ・担い手育成型施行業務
- ・プロポ・総合評価の新たな取り組み　等

■概要
国交省九州地方整備局の立案・実践する施策を建コン協会でモニタリングし、問題、課題を提起することで施策の継続的改善・浸透を協働で進めている。

■施策の効果（例）
□ウィークリースタンス（いきいき現場づくり【業務版】）が年々、浸透している。



出典：令和4年度　地方ブロック意見交換会資料（九州地方整備局）

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

③ 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減、手戻り発生の排除(計画系業務)

計画系業務の就業環境実態のアンケート調査

●アンケート調査概要

調査方法：協会会員会社へのアンケート調査

調査対象：協会の業務システム委員会構成会社16社（698件）

調査時期：令和７年

●アンケート調査結果（抜粋）

・R7年度業務においては、課題業務の発生率が10%以上は、東北地整(13.7%)、中国地整(13.0%)、四国地整(28.6%)、沖縄総合事務局(12.5%）であった。

・四国地整がR5年度から発生率に増加傾向が見られる。

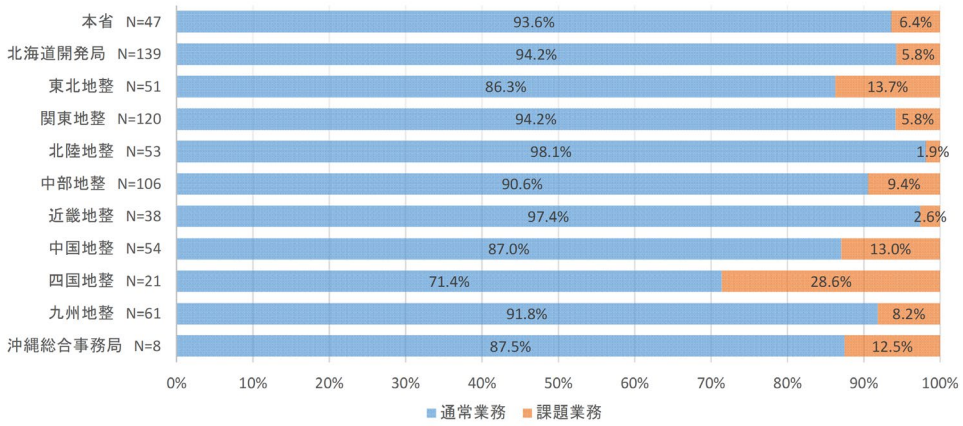
・その他地整の課題業務の発生率は10%未満であった。

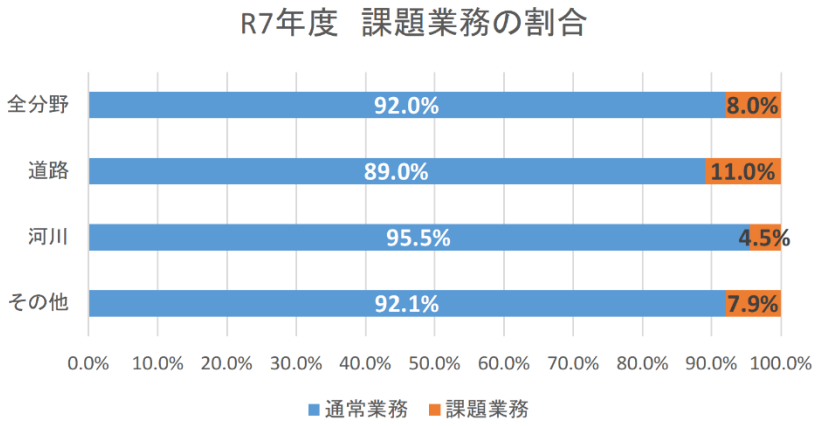
・課題業務は発生率、件数ともに道路分野が最も多い

道路分野(全347件)　課題業務件数：38件　全体占める割合：5.4%（11.0%）

河川分野(全288件)　課題業務件数：13件　全体占める割合：1.9%（4.5%）

その他　(全63件)　課題業務件数：5件　全体占める割合：0.7%（7.9%）※（　）は各分野での割合



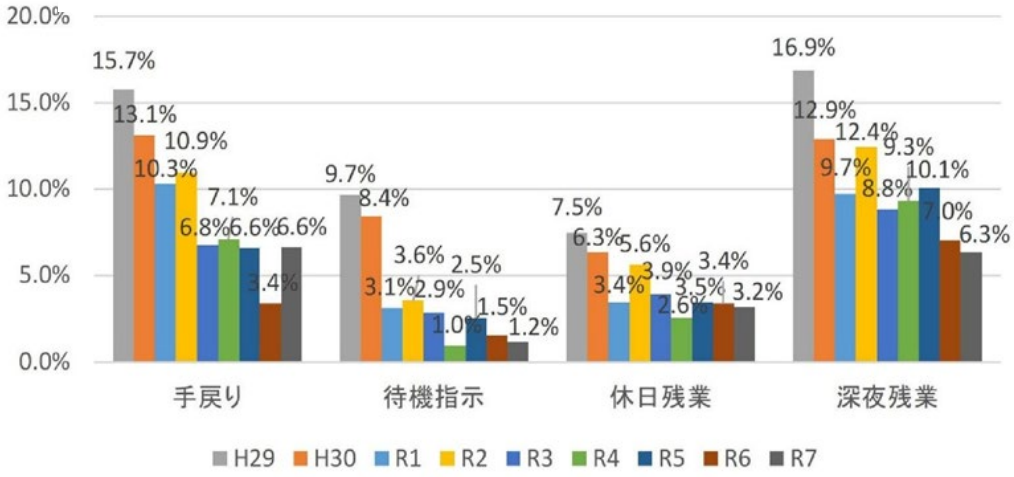


[出典：建コン協会「計画系業務の就業環境実態のアンケート調査」(令和8年）]

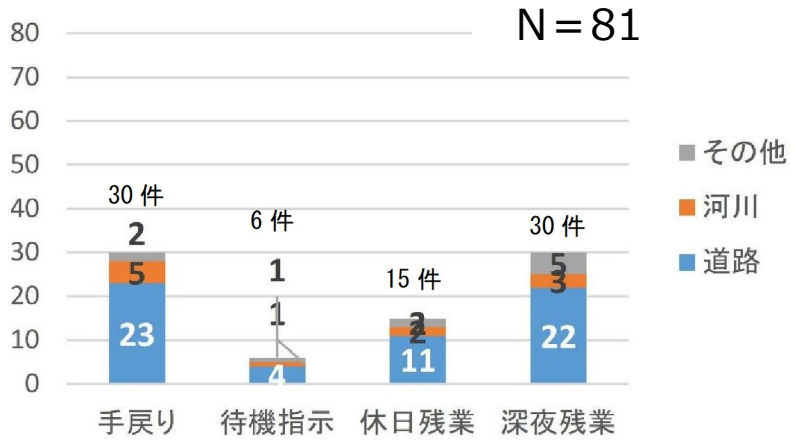
1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化
③ 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減、手戻り発生の排除(計画系業務)

計画系業務の就業環境実態のアンケート調査

課題発生比率の推移（道路系）



令和７年度　課題の内容（全分野）

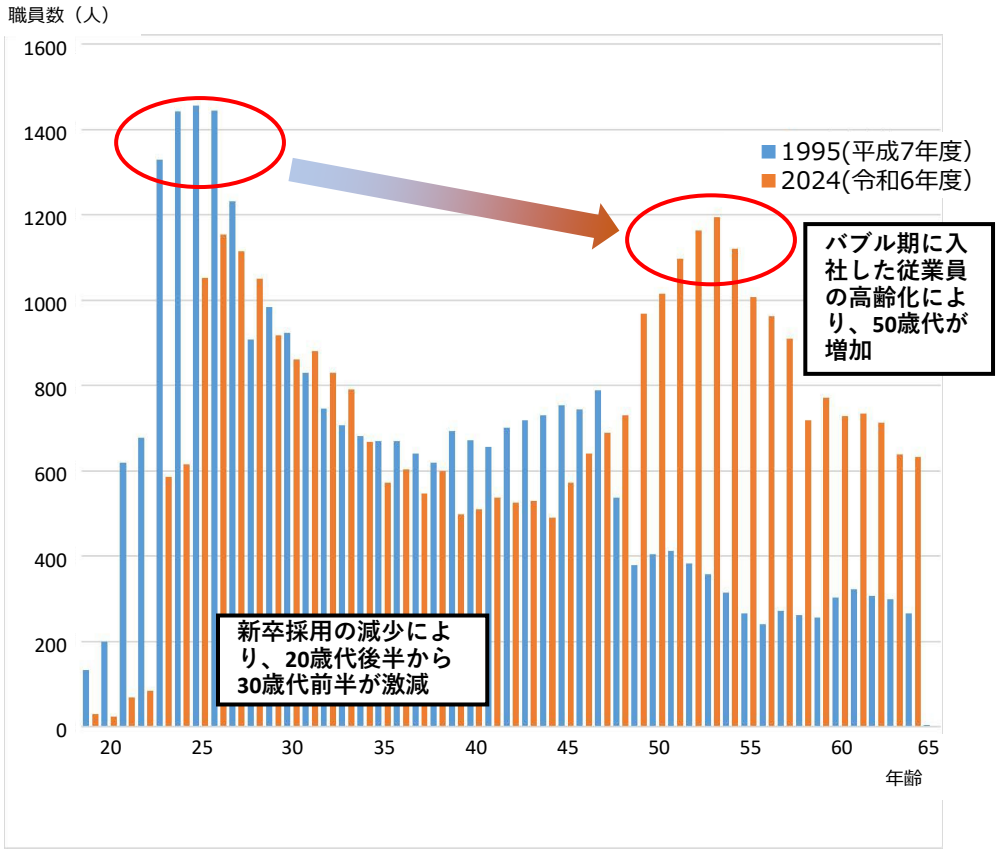


［出典：建コン協会「計画系業務の就業環境実態のアンケート調査」(令和7年）］

1.2.人材の確保・育成

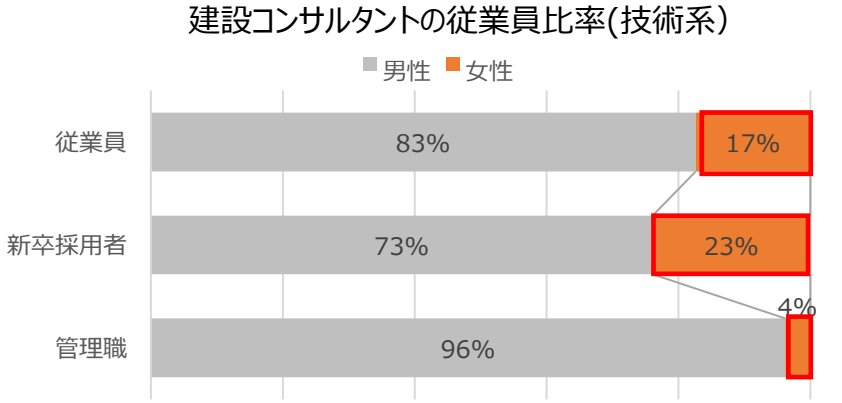
1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成
① 契約・評価制度の改善の継続

建設コンサルタント従業員の年齢構成（1995年と2024年の対比）

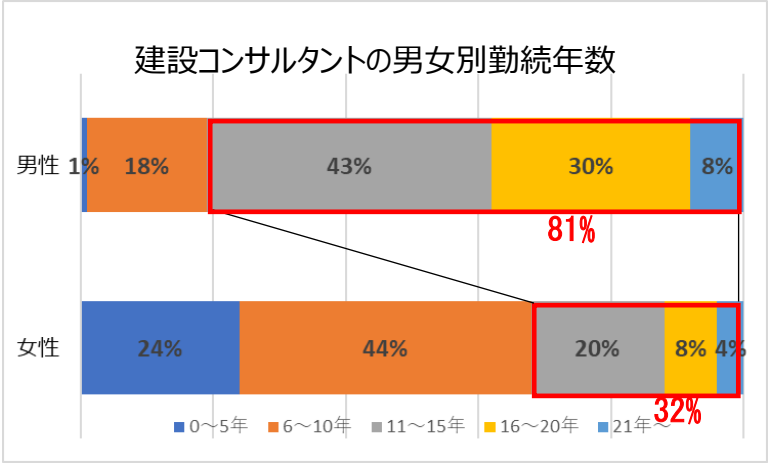


出典：建設コンサルタンツ企業年金基金「建設コンサルタンツ企業年金資料」(2025年3月)

建設コンサルタントにおける女性登用の状況



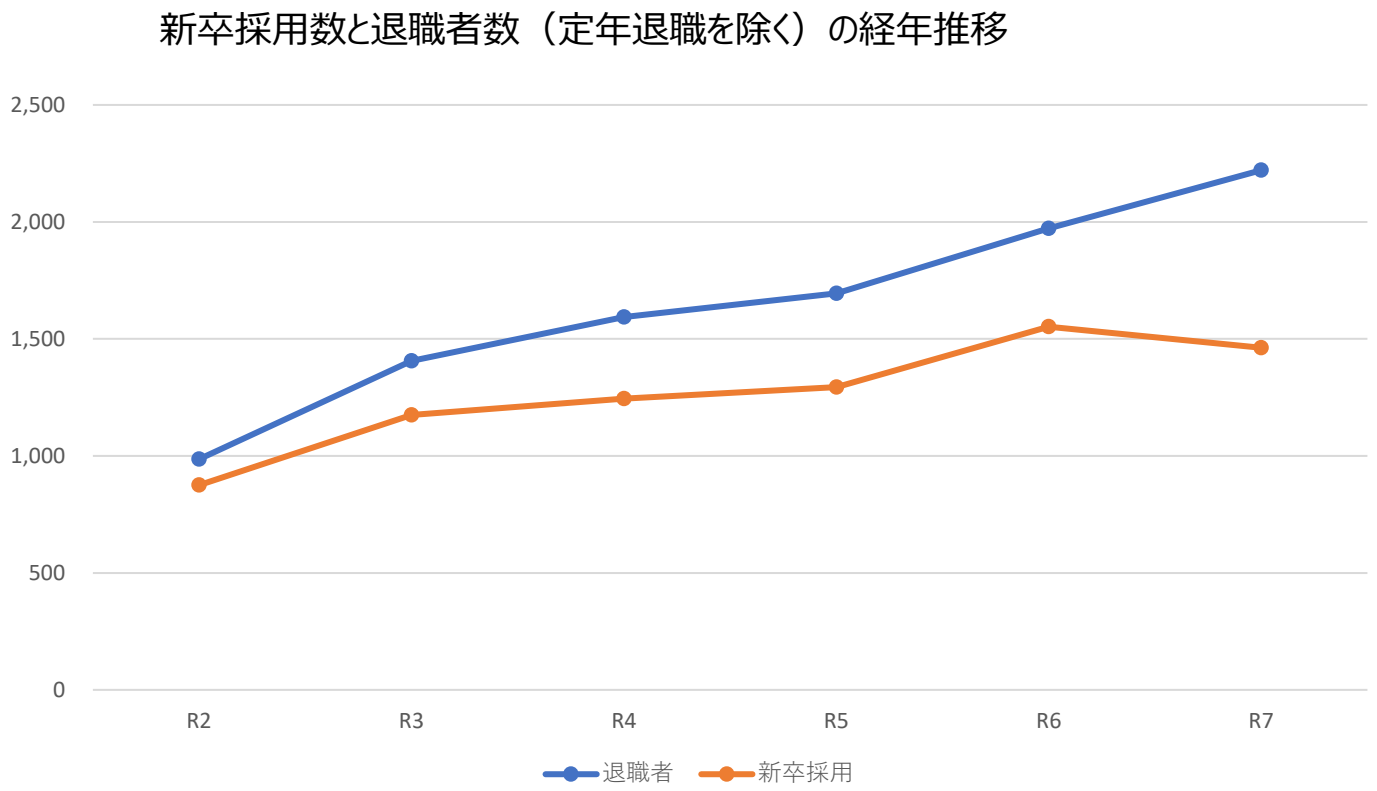
出典：建設コン協会「建設コンサルタント人材の実態調査」(2024年7月)



［出典：建コン協会「担い手確保等に関する実態調査」(2025年4月）］

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成
① 契約・評価制度の改善の継続

社員の退職者数は増加傾向にある。また、退職者数が新卒採用数を上回っている状況であり、退職者数を中途採用で補完している傾向はここ数年変わらない。



出典：建設コン協会「建設コンサルタント人材の実態調査」(2026年4月)

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

① 契約・評価制度の改善の継続

（２）若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式

豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者が実績を積む機会が得られにくい場合、将来的な業務成果の品質の低下、担い手の中長期的な育成・確保に支障が生じる懸念がある。

豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式として、以下のような対応例が考えられる。

- 若手技術者や女性技術者などの登用を考慮して業務実績の要件を緩和した競争参加資格の設定
- 他の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価項目として設定
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得企業や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく計画を策定した中小企業）を評価項目として設定

[出典：発注関係事務の運用に関する指針（令和７年２月改正）]

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

① 契約・評価制度の改善の継続

契約・評価制度の好事例　●：若手　●：女性　●：シニア　●：育休

	契約・評価制度の好事例
北海道開発局	実績の評価ウェイトを減らし技術者の経験値による得点差を緩和する「緩和型」を実施(平成26年度～)● 予定管理技術者の参加要件として、年齢制限型や管理技術者の経験がない技術者に制限する方式を試行(平成30年度～)● 配置予定技術者に若手(45歳以下）技術者を配置する場合にベテラン補助技術者の実績を評価する試行(令和5年度～)●
東北地整	成績・表彰を年齢に置き換えて評価する「若手技術者評価型業務」を試行(平成28年度～)● 若手技術者配置促進方式に加え女性技術者の配置を促進する方式を新たに併用し、加点評価を実施(平成30年度～)●● 若手・女性を配置した場合の加点割合や対象業務価格の引き上げ●●
関東地整	若手技術者(40歳以下）を管理技術者として配置する場合の加点評価を継続、令和5年8月より加点割合を増加● 出産や育児等による休業期間を遡って評価対象期間とする試行を継続● 照査技術者の配置要件の見直しの試行を継続●
北陸地整	業務を実施する技術者の多様性(女性技術者、若手技術者、年齢差）を評価するダイバーシティー推進型業務を試行(平成29年度～)●●● 「自主的照査併用型総合評価落札方式」については令和６年度より試行制度を一部見直し、若手技術者の育成支援に加え、建設シニア等を活用し技術伝承を促すことを目的として試行を継続●●
中部地整	総合評価方式（簡易型）において若手技術者の配置を評価する項目を追加（令和5年12月～）●
中国地整	40歳以下の若手技術者を配置する場合に加点評価を実施(令和5年度～、令和６年度は対象を総合評価落札方式に限定し試行）● 厚生労働省の認定制度「くるみん」「えるぼし」の認定企業に入札参加時の加点評価を実施● シニア技術者に配慮し、照査技術者の実績評価では照査技術者として従事した実績も評価する取組みを実施●
四国地整	WLB等推進企業を評価する試行（令和６年度～）●● シニア技術者に配慮し、照査技術者の実績評価では照査技術者として従事した実績も評価する取組みを実施● 業務実績等の評価期間内に出産・育児による休業期間がある場合は、その期間を評価対象期間に加算する取組みを実施●
九州地整	管理技術者として若手技術者(45歳未満）若しくは女性技術者を配置し、管理補助技術者を配置する担い手育成型を試行、若手若しくは女性は資格と実績有無のみを評価、管理補助技術者の資格、実績等を点数評価●● シニア技術者に配慮し、照査技術者の実績評価では照査技術者として従事した実績も評価する取組みを実施● 平成29 年度より業務実績等の評価期間内に出産・育児等の休業期間がある場合は、評価対象期間に追加する取組みを実施●

※中国地整は令和７年度より、厚生労働省の認定制度「ユースエール」も加点対象

[出典：令和6年度　地方ブロック意見交換会資料、令和６年４月以降に適用する業務の入札・契約手続き（中部地整）及び
令和６年度総合評価落札方式等実施方針（四国地整）、令和6年度入札・契約方針（業務）について（中国地整）より抜粋し整理]

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

② 表彰制度の改善の継続

若手技術者表彰制度例（北陸地方整備局）

若手技術者の育成（若手技術者表彰）

平成27年度～

【目的】
建設業の担い手の確保・育成のため、表彰により、若手技術者のモチベーションアップを期待するとともに、表彰を通じて、技術者の技術力の向上をサポートするため、北陸地方整備局所管の工事施工において、秀でた若手技術者を表彰しています。

【表彰者】
令和4年度は令和3年度に完成した工事の現場代理人、監理(主任)技術者から35歳以下の6名、業務関係の管理(主任)技術者等で40才以下の2名を選定。
令和4年11月18日に表彰式典を開催しました。





参考：工事関係の6名の年齢21～34歳、平均27.3歳
業務関係の2名は36、39歳

○ 北陸・若手技術者賞の受賞は、1技術者、1回限り（また、過去も含め、優良工事（業務）技術者表彰を受賞されている方は対象外）
○ 選定は、工事関係（現場代理人、監理（主任）技術者）10名程度、業務関係（管理（主任）技術者、主任担当者）5名程度を目安に、年齢、成績等を総合的に考慮して決定

76

出典：令和5年度 地方ブロック意見交換会資料（北陸地方整備局）

2.1.1.業務の内容に応じた適切な発注方式の選定
② 斜め象限図の適切な運用

斜め象限図を補完するチェックリスト等の活用ツールの充足（1/2）

斜め象限図の適切な運用を目的とした補足資料として、プロポーザルとすべき業務選定チェックリスト（案）を作成した。国交省にて「プロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」が令和5年3月に作成された。
契約金額や関連する技術分野数のみで閾値を決めるのは難しく、技術的難易度とは直接関連しない。また、個別技術分野のチェックリストでチェックされることから、共通編のチェックリストは不要とした。

業務選定チェックリスト（都市事業分野）

番号	チェック項目	チェック
1	マスタープランや基本計画等の法定計画を作成する業務	□
2	まちづくり等に関する総合的な計画を策定する業務	□
3	まちづくりや土地利用に関する指針やガイドラインを策定する業務	□
4	市街地整備に関わる大規模な都市施設の設計業務	□
5	社会実験を企画運営する業務	□
6	高度な予測やモニタリング調査等を含む環境アセスメント業務	□
7	学識経験者や各種団体による委員会等を開催する業務	□

業務選定チェックリスト（河川分野）

番号	チェック項目	チェック
1	河川整備計画の策定または、策定済みの河川整備計画に基づく調査・設計か	□
2	河川砂防技術基準の「標準」以外の手法【「推奨」「例示」】による検討が必要か	□
3	対象河川延長、流域面積が基準値以上か（基準値は別途指定）	□
4	構造物の規模が基準値以上か（基準値は別途指定）	□
5	特殊構造物の設計か（樋門・樋管・排水機場以外）	□

2.1.1.業務の内容に応じた適切な発注方式の選定
② 斜め象限図の適切な運用

斜め象限図を補完するチェックリスト等の活用ツールの充足（2/2）

業務選定チェックリスト（道路分野）

番号	チェック項目	チェック
1	道路事業の方向性を検討する計画・設計	□
2	事業を円滑に推進するために必要な検討（環境影響、関係者合意形成等）を含む計画・設計	□
3	道路の計画ルートを検討する設計	□
4	道路の基本構造を決定する設計	□
5	施工条件の制約が厳しい(用地、供用路線の規制等) 構造物設計	□
6	複雑な交通運用や制約条件の厳しい道路構造となるＩＣやＪＣＴ設計、または修正設計	□
7	利用者や周辺地域の安全性を判断する検討	□
8	シミュレーションを用いて効果（影響）を検証する必要がある	□

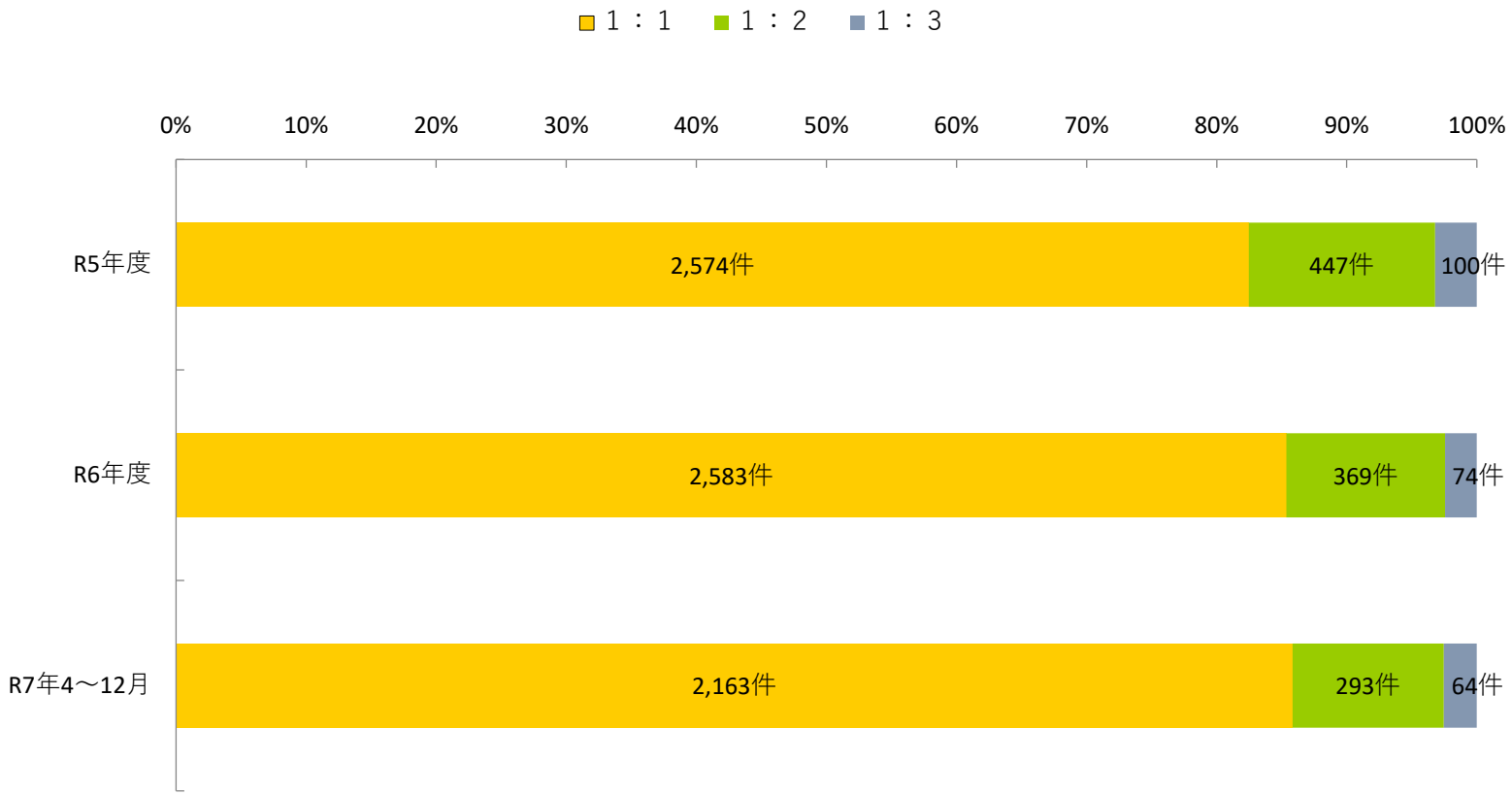
業務選定チェックリスト（橋梁分野）

番号	チェック項目	チェック
1	既設橋梁の拡幅設計、架け替え設計、改築設計か	□
2	交差条件が厳しい（鉄道、交通量の多い道路、河川・港湾・池・湖、等が交差する）橋梁設計、耐震補強設計、橋梁補修設計か	□
3	関連する関係機関が多い（３機関以上）橋梁設計、耐震補強設計、橋梁補修設計か	□
4	地形・地質条件が厳しい（谷地形や急峻な斜面、軟弱地盤上等）橋梁設計、耐震補強設計、橋梁補修設計か	□
5	施工条件が厳しい(既設道路を活かしての施工等) 橋梁設計、耐震補強設計、橋梁補修設計か	□
6	特殊構造形式（①上部工形式　トラス橋、アーチ橋、斜張橋、吊り橋、ラーメン橋②下部工形式　鋼製橋脚、ＳＲＣ、ラーメン式③基礎工形式　ケーソン、鋼管矢板、大口径深礎）を対象とする橋梁設計、耐震補強設計、橋梁補修設計か	□
7	高度な解析（3次元解析やＦＥＭ解析等）を必要とする橋梁設計、耐震補強設計、橋梁補修設計か	□

2.1.3. 総合評価落札方式における落札率の改善

技術点のウェイトが高い発注方式（１：３）での発注量が極めて少ない。

【総合評価落札方式における配点比率別発注件数の推移】
（令和5年度～令和7年度（4月～12月）データ）



配点比率別発注件数の推移（土木コンサルタント業務）

[出典：建設コンサルタンツ協会調べ]
※８地整＋北海道　土木コンサルタント業務、発注者支援業務除く

2.1.3. 総合評価落札方式における落札率の改善

技術点のウェイトが高い発注方式になると落札率は向上するが、大差はない。

【地整別・配点比率別の技術点差・落札率の状況】
（令和5年度～令和7年度（4月～12月）データ）

		技術・価格比（60：60）			技術・価格比（60：30）			技術・価格比（60：20）		
		件数率	落札率	技術点差	件数率	落札率	技術点差	件数率	落札率	技術点差
北海道開発局		93.7%	82.8%	1.8	6.1%	85.3%	3.7	0.2%	99.9%	－
東北地整		98.7%	81.6%	2.4	1.3%	84.2%	2.5	0.0%	－	－
関東地整		79.3%	81.8%	2.8	0.0%	－	－	20.7%	82.0%	2.1
北陸地整		82.7%	82.5%	3.7	17.3%	83.3%	3.8	0.0%	－	－
中部地整		60.0%	82.5%	3.9	40.0%	82.9%	2.7	0.0%	－	－
近畿地整		67.2%	81.7%	1.3	31.9%	87.8%	2.8	0.9%	80.5%	1.3
中国地整		98.5%	81.1%	1.2	1.0%	84.2%	6.8	0.5%	97.6%	12.2
四国地整		87.8%	82.3%	3.8	12.2%	90.6%	6.1	0.0%	－	－
九州地整		91.2%	81.1%	2.1	6.1%	84.6%	1.1	2.7%	81.0%	1.8
計	令和7年度	85.8%	82.0%	2.3	11.6%	85.3%	3.0	2.5%	82.4%	2.2
	令和6年度	85.4%	81.8%	2.3	12.2%	84.7%	3.7	2.4%	82.0%	3.3
	令和5年度	82.5%	81.6%	2.3	14.3%	83.6%	3.3	3.2%	83.1%	4.0

[出典：建設コンサルタンツ協会調べ]
※８地整＋北海道　土木コンサルタント業務、発注者支援業務除く

2.2. 地方自治体における発注方式の改善

2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定

地方自治体における総合評価落札方式落札方式導入に関するヒアリング結果

【実態①】ヒアリングした12自治体のうち9自治体は実績評価型総合評価落札方式が主であり、技術提案型総合評価落札方式を積極的に導入している自治体は２県（宮城県と三重県）。

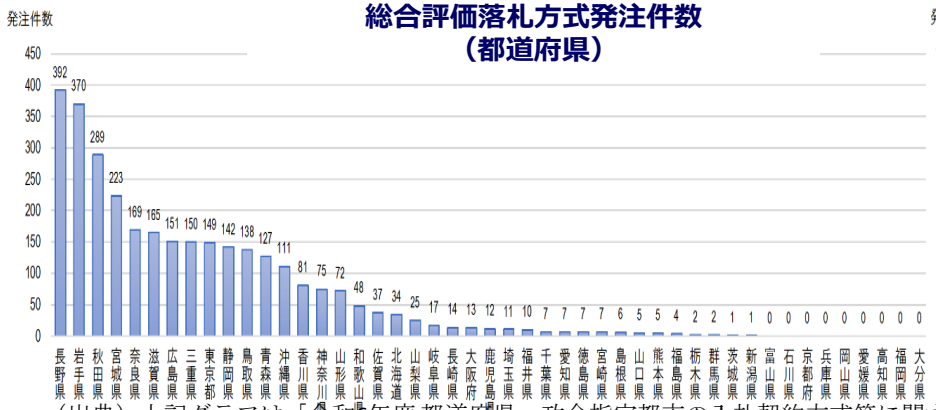
【実態②】総合評価落札方式導入の効果はあり、各自治体は拡大に向けた工夫をしている。

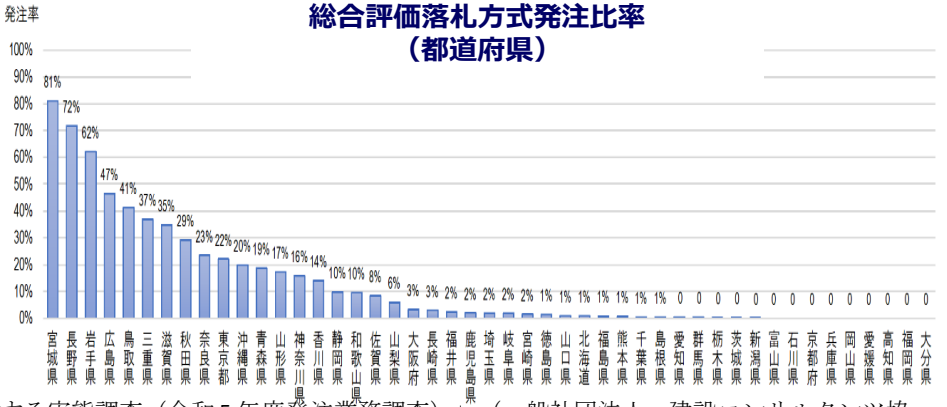
【実態①】発注全体件数※のうち総合評価落札方式の発注割合

※発注全体件数は全ての入札方式における合計件数
※比率はヒアリングで確認した件数から算出
※数値は、前年度実績

※東京都は建設局/都市整備局/財務局へヒアリング実施。下表の建設局は（財務Ⅰ課）案件、都市整備局は（財務Ⅱ課）案件の数値。

	令和4年					令和5年			令和6年				
	岩手県	宮城県	長野県	三重県	鳥取県	滋賀県	奈良県	静岡県	香川県	佐賀県	札幌市	東京都(建)	東京都(都)
実績評価型	75.5%	14.7%	73.9%	0.0%	42.5%	27.9%	6.4%	6.2%	14.0%	8.4%	10.2%	22.0%	0.0%
実績+技術提案評価型	3.8%	34.8%	0.0%	32.6%	1.7%	0.9%	9.0%	9.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.9%





（出典）上記グラフは「令和6年度 都道府県・政令指定都市の入札契約方式等に関する実態調査（令和５年度発注業務調査）」（一般社団法人　建設コンサルタンツ協会 業務システム委員会 選定・契約専門委員会）のデータを基に集計。建設コンサルタンツ協会/選定契約委員会/地方自治体の選定・契約に関わる同行に関わる調査WGの資料を活用している

１）競争入札（総合評価落札方式）の導入効果

- 業務成績評定の平均点が向上した（三重、滋賀、静岡、香川、東京（建）、佐賀）。
- 優良業務表彰の件数が増加した（宮城）。
- 技術職員の技術力が向上した(長野、鳥取、滋賀、奈良、静岡、佐賀、札幌）。
- 総事業費が縮減できた（滋賀、静岡）。受注者側も事業費縮減の意識が向上した（奈良、佐賀）。
- 企業やNPO法人によるインフラ整備の支援が図られている。（静岡）

2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定

2）普及拡大の取り組み

①技術提案型調達方式の拡大

●技術提案型での**発注件数の目標を設定**し、発注事務所と調整している（鳥取県）。

●**斜め象限図を活用**し、業務に求められる知識、構想力及び応用力を踏まえ、発注方式を選定している（宮城県）。

●**成績評定評価型モデルやCO2削減への取組を行っている**（滋賀県）、他県の**好事例等の導入を検討している**（奈良県）、35歳未満の技術者1人は担当技術者の実績評価から除外可能とし、**若手技術者育成の機会を増やしている**（香川県）等、毎年ガイドラインを更新しながら新たな取組を導入し、拡大を図っている。

●**総合評価落札方式の選定フロー図とタイプ選定表**を作成し、事務所ごとの発注方式の統一と技術提案型調達方式拡大を図っている（静岡県）。

●**対象工種の拡大とスキルアップ型の導入**により、県内事業者の技術力向上を図っている（佐賀県）。

●制度所管として主管各局に対して総合評価方式及びプロポーザル方式の積極的な活用を求めている（東京都(財)）。

②普及展開に向けた取り組み

●地域性を重視した受注機会の確保や小規模事業者の育成に配慮した制度を導入している（鳥取県）。

●**業界団体との意見交換を踏まえた制度改正**を行っている（岩手県、静岡県、香川県、佐賀県）。

●総合評価の評価基準に関して学識経験者から意見聴取する機会として県が設置する委員会を、市町村も活用できるようにして支援、普及している（長野県、静岡県）。

●導入していない自治体（主に県内の市町）に**導入メリットをアピールしている**（滋賀県）。県での導入状況や制度を説明している（佐賀県）。

●**発注方式毎の評定点傾向(プロポ＞総合評価＞価格競争)等を積極的に情報公開**している。（東京都(建)）

3）発注者の負担軽減の工夫

①事前確認・事後審査導入

●総合評価方式の入札案件ごとに、提出が必要な評価項目の資料を事前に確認、その結果を登録し、**入札案件ごとの評価項目の資料の提出が省略できる登録制度（事前確認登録制度）**（三重県、静岡県）や**事後審査方式を導入**している（奈良県、札幌市）。

②専門部署の組織化

●**県庁に専門部署を組織化し、一元管理・運営**による事務所間の統一性、発注事務所の負担軽減を推進している（奈良県）。

③発注件数の平準化

●プロポは提案書作成に時間を要するため、**同時に複数案件を発注しないように配慮している**（東京都（建））。

④技術提案書のテーマの枚数の軽減

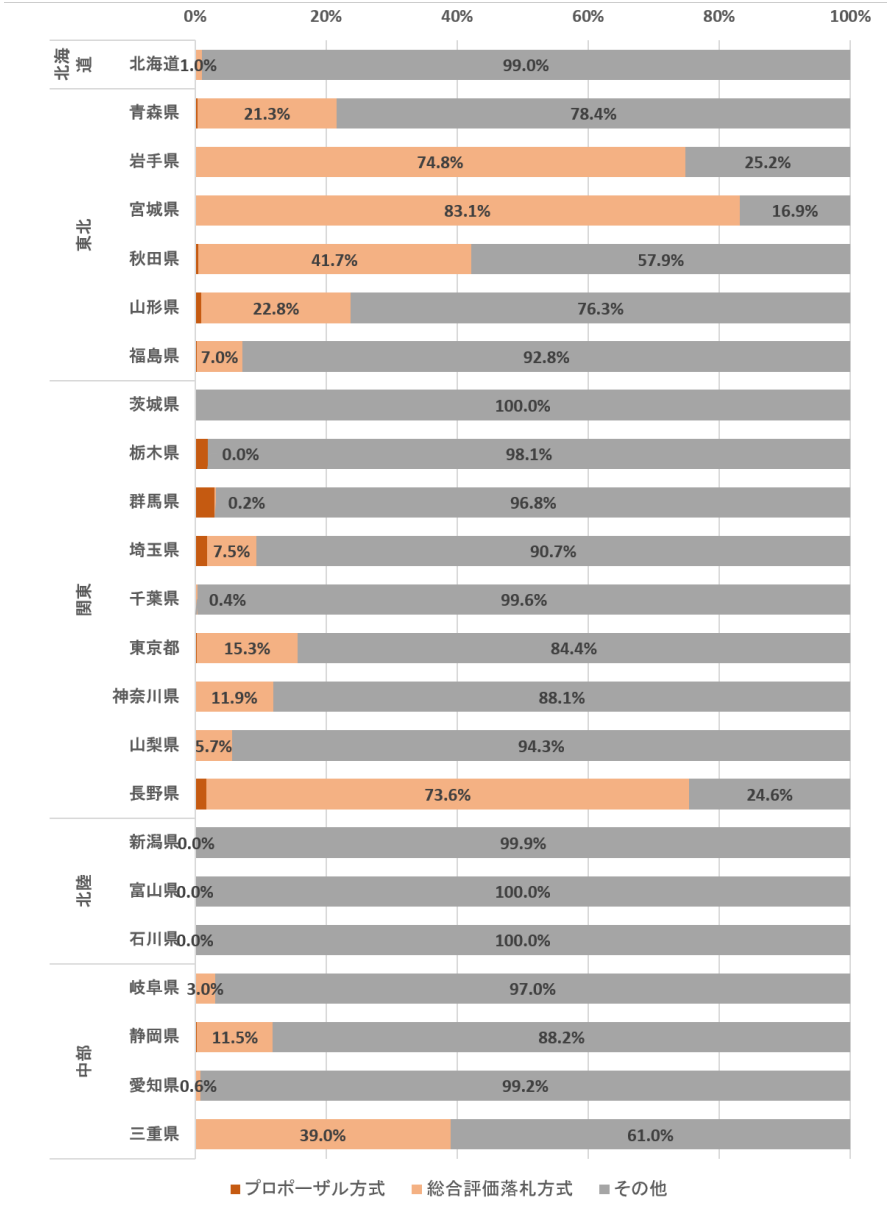
●R2年度から案件により技術提案書のテーマを1つでも可能としている（鳥取県）。

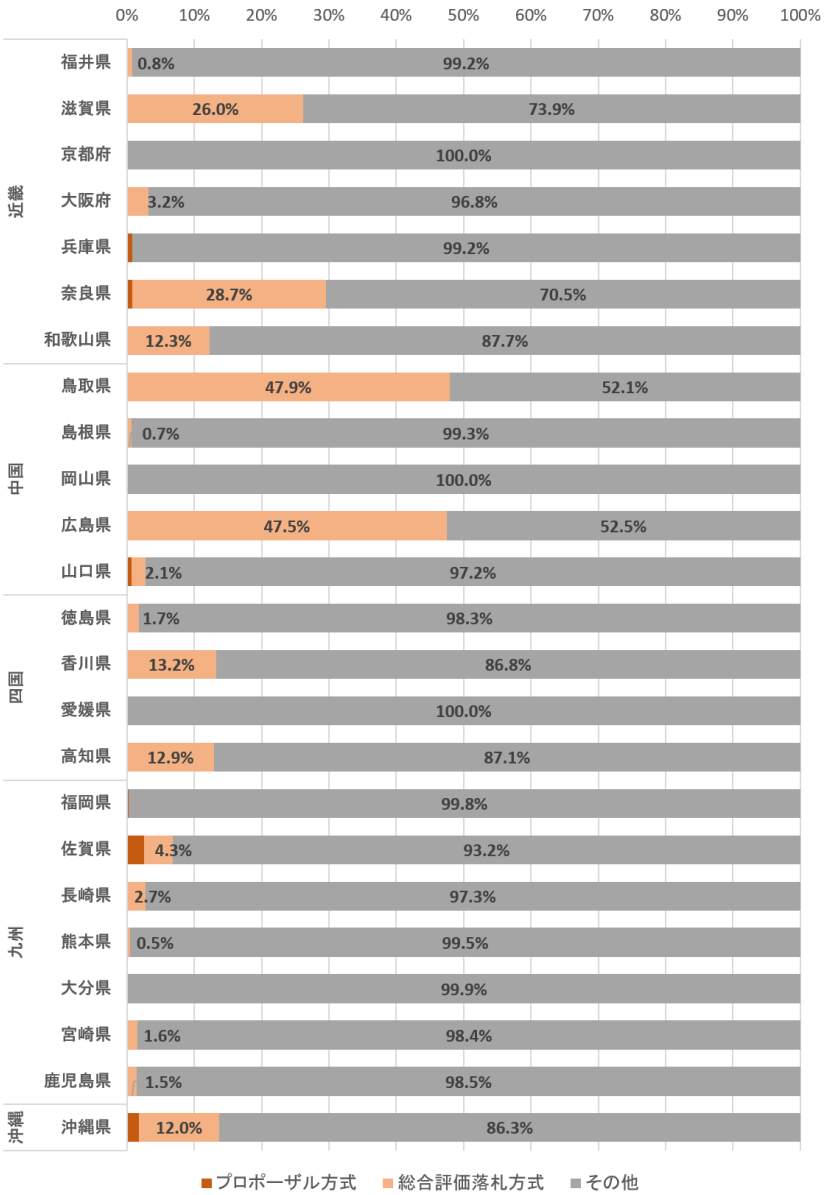
●技術提案書の枚数を4枚から1枚に削減している（三重県）。

2.2. 地方自治体における発注方式の改善

2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定

都道府県別のプロポーザル方式・総合評価落札方式契約割合（令和6年度）





2.3. 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進

国土交通省の総合評価落札方式における地域コンサルタントの落札比率は、近年横ばい状態が続いており、各地域によって格差も大きく厳しい現状と言える。

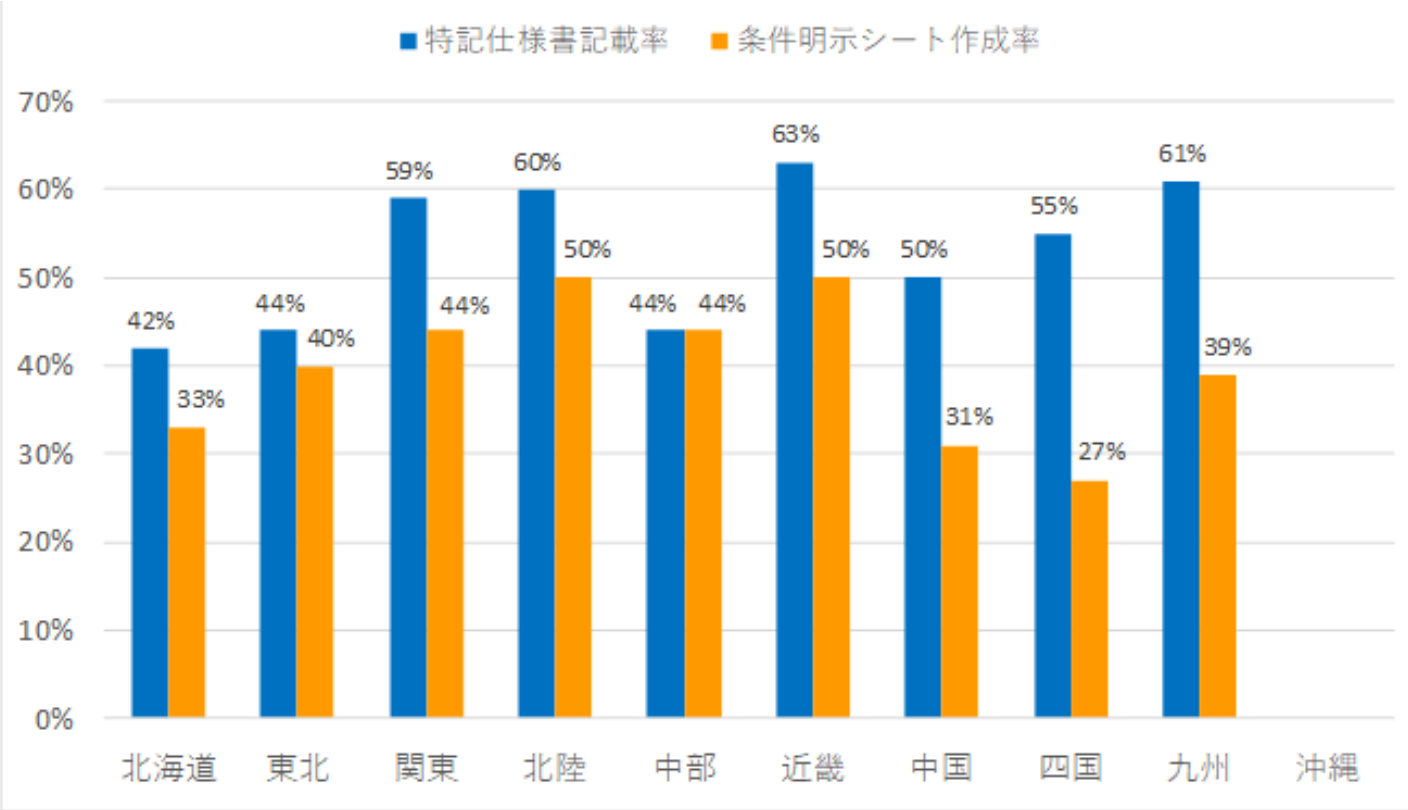
区　分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
a.総発注件数	1,455件	1,289件	1,051件	1,068件	1,039件
b.総合評価落札方式の発注件数	755件	668件	589件	560件	547件
c.地域要件付発注件数と比率（c/b）	577件 （76.4%）	534件 （79.9%）	496件 （84.2%）	448件 （80.0%）	425件 （77.7%）
d.地域コンサルタントの 落札件数と比率（d/c）	183件 （31.7%）	161件 （30.1%）	158件 （31.9%）	127件 （28.3%）	121件 （28.5%）

地域要件の設定、地域コンサルタントの落札状況
注）各年度ともに6月、7月の国土交通省各地方整備局の全発注案件を対象（港湾・空港関係を除く）
　　地域要件：一定の地域内における「本店」又は「本店、支店又は営業所」の有無
出典：JACIC「入札情報サービス（統合PPI）」を基に作成（協会　地域コンサルタント委員会　地域要件等が付された総合評価落札方式の運用モニタリング調査　2025年1月）

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.2. 設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用

令和6年度　地整別　条件明示チェックシートの活用実態



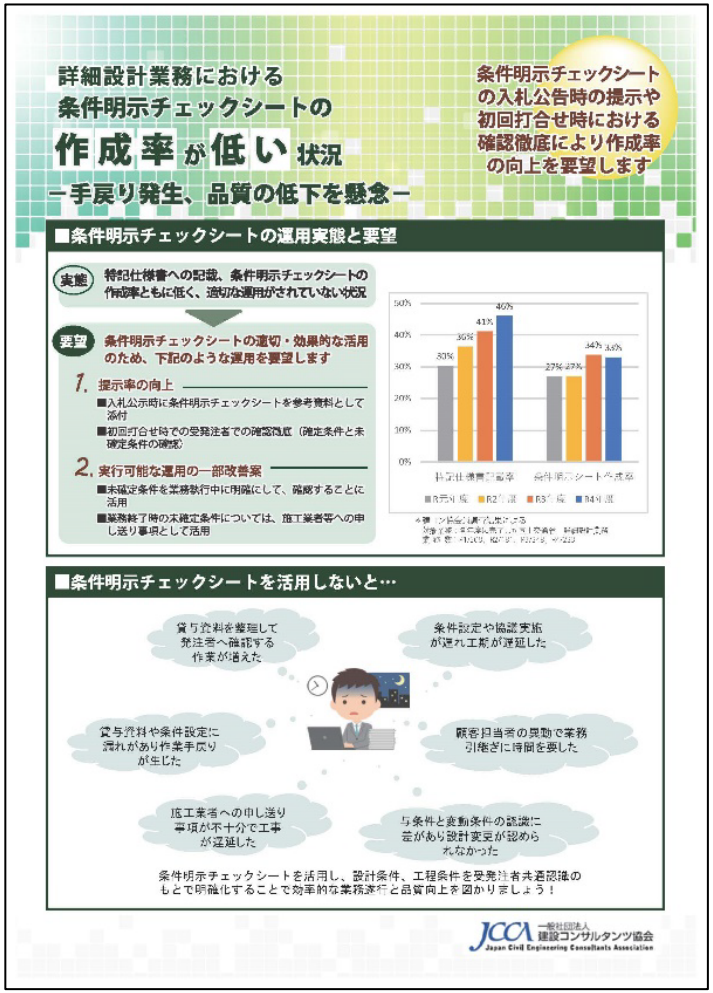
令和7年7月調査	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
業務数	12	25	27	10	16	8	16	11	38	
特記仕様書記載業務数	5	11	16	6	7	5	8	6	23	
特記仕様書記載率	42%	44%	59%	60%	44%	63%	50%	55%	61%	
条件明示シート作成業務数	4	10	12	5	7	4	5	3	15	
条件明示シート作成率	33%	40%	44%	50%	44%	50%	31%	27%	39%	

[出典：建コン協会「条件明示チェックシートの活用実態調査」(令和7年7月）]

3.1.2. 設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用

建設コンサルタンツ協会作成のリーフレットによる設計条件明示チェックシート活用促進

- 活用促進に向けたリーフレットを作成し会員企業に配付し活用促進を啓発。また、同リーフレットをブロック意見交換会にて発注者にも配付し活用を要請。
- 品質セミナー（令和6年度参加者2204名）にて設計条件明示チェックシート活用の重要性や効果を紹介。
- 品質向上推進ガイドライン改定版を令和4年11月に公開し、設計条件明示チェックシートの重要性を再周知するとともに、活用場面等を提示。





3.3.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更

設計変更のポイントや契約前の注意点を分かりやすく記載

設計変更のポイント　当初設計図書の脱漏、表示が不明確

条件明示チェックシートの活用　※チェックシート作成対象の詳細設計業務の場合

- 受発注者は、設計項目、設計条件に関する確認は、設計図書・貸与資料に加えて、条件明示チェックシートを用いて確認する必要がある。

設計図書の脱漏の類似例

- 構造物の基礎工検討、構造物の付帯施設検討　等の設計項目の脱漏。

設計図書の内容が明確でない類似例

- 設計箇所、設計区間の位置が明確でない。
- 道路規格・道路幅員・交通区分といった設計条件が明確でない。

※ 契約前の注意点　業務内容の明確化

- 発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、設計業務内容を特記仕様書に明確に示すことが重要である。
- 例えば「関係機関協議」の一式計上の場合は、「協議対象者、協議議題、協議回数、協議同行の有無等」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合の適切な設計変更が出来る。
- 例えば、検討対象は様々だが、「検討業務」の一式計上の場合、「対象箇所数、対象延長、検討断面数、比較検討ケース数、作成図面内容、数量計算・事業費算定の有無等」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合に適正な設計変更が出来る。
- 受注者は『土木設計業務等変更ガイドライン』（P.3）に示されているように、入札・応募時点」において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要があり、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。

[出典：土木設計業務等変更ガイドライン補足資料(平成３０年２月)国土交通省関東地方整備局企画部]

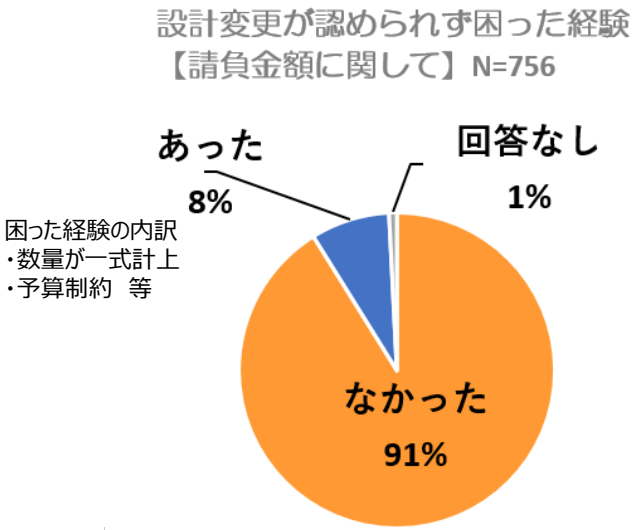
3.3.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更

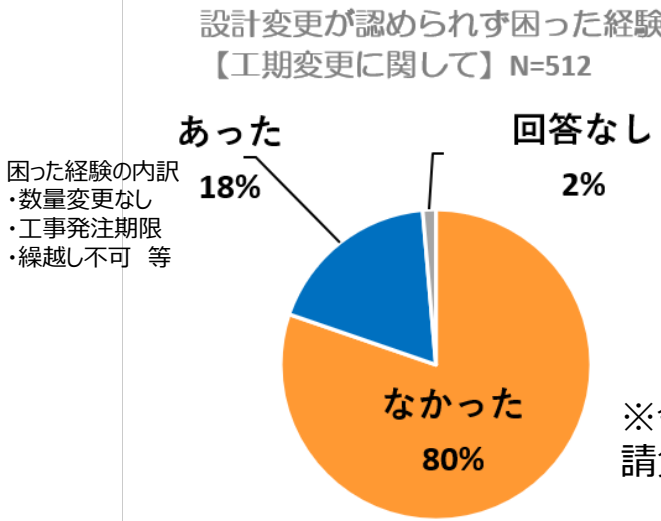
設計変更に関するアンケート結果

【補足】 設計変更が認められず困った経験の経年対比

【令和7年度調査結果】

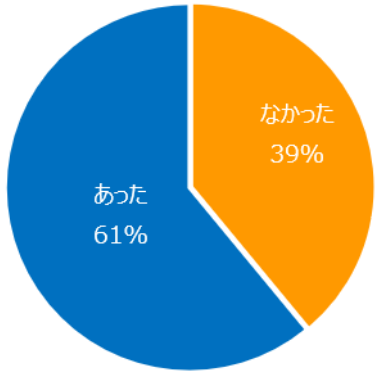
※設問の内容に差異はあるものの、改善傾向は明確である。





※令和7年度では設計変更に課題を
請負金額と工期変更に区分した設問で調査

【令和５年度調査結果】



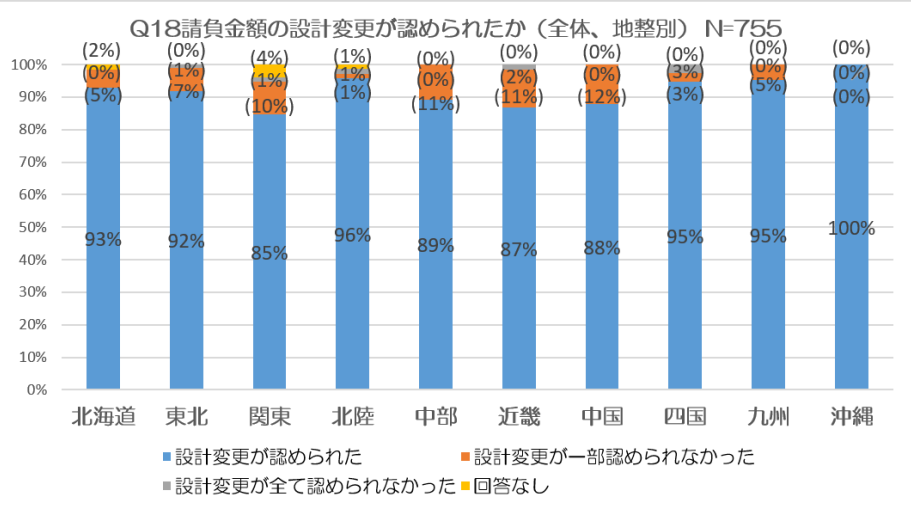
※令和5年度では設計変更に課題が
あったかなかったのみの設問で調査

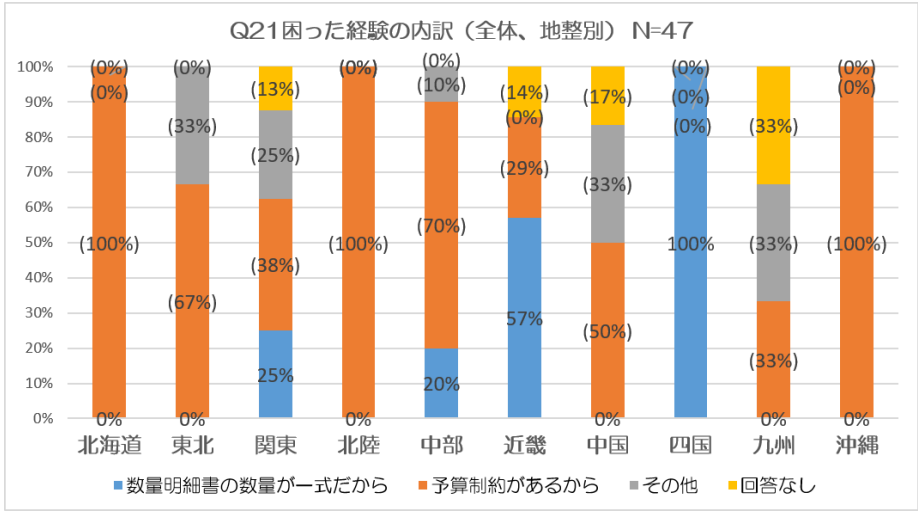
3.3.適切な設計変更

3.3.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更

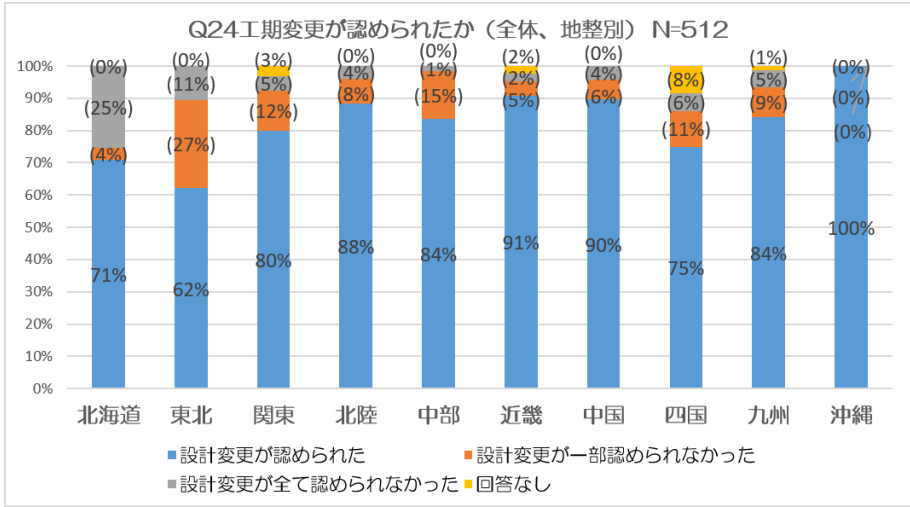
設計変更に関するアンケート結果

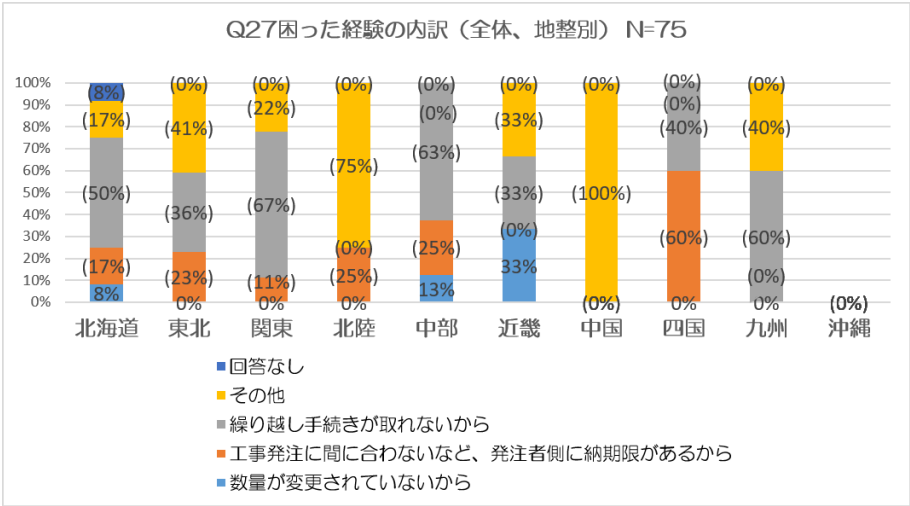
【請負金額に関して】





【工期変更に関して】





4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.1. 災害対応業務への体制整備

災害対応マネジメントに対する建コン協会からの提案

１．大規模災害時の最適化を目指した災害対応・協定の在り方提案

① 大規模災害指定に関する対応

- 大規模災害時に迅速な支援体制を構築するため、支援すべき大規模災害に指定する災害規模の設定

② 大規模災害時の情報発信及び支援要請の一元化

- 上記で設定された大規模災害発災時には、国が主体となって災害情報を集約し、災害支援要請を一元化する仕組みづくりならびに災害協定の策定

③ 地方自治体に対する国の支援

２．迅速な災害対応支援に向けての連携強化の提案

災害連携強化に向け、統括防災官と各支部における協議会を立ち上げ、具体的な連携策を協議していきたい

【協議会のテーマ例】

① 支援体制構築、現地作業着手の迅速化を図るため、発災直後の情報収集及び共有を目的とした、体制や役割分担の検討

② スムースな官民連携の実現に向け、官民合同の災害訓練への参加

③ 発災時の混乱を避けるため、災害支援要請時の情報伝達の流れが明確かつ簡潔に示されたフロー図作成(四国地整・九州地整にて実績あり）

３．ＩＣＴ技術活用の提案

被災情報の早期入手や迅速な災害復旧に寄与するＩＣＴ技術を活用する災害対応システム構築を推進していただきたい

- 参考例：現在、各事業(道路、河川等）で取得しているＬＰデータを統括管理(結合）しデータベース化することで、発災時の現地確認の迅速化と、対策検討の早期着手を図る

4.1.2. 災害対応業務への適切な評価

災害対応業務に対する表彰の概要

北海道開発局	優良工事等表彰において「困難な条件を克服して工事等を完遂し、優秀な成果を上げた者」の対象として、「災害等の緊急復旧のため優秀な工事等を実施した者」とする選考基準を設置
東北地整	災害対策功労者「局長表彰」を実施、各事務所等においても「所属長表彰」を実施
関東地整	総合評価落札方式（標準型、簡易型）で発注する業務において、災害協定等に基づく活動実績の評価に加え、新たに災害協定締結の有無について評価対象として加え評価
北陸地整	各種災害にてTEC-FORCE活動への協力、緊急災害対応、及び物資支援等に尽力した団体、会社などに感謝状を贈呈 災害対応への評価として、総合評価落札方式における企業の評価（地域貢献度）において加点
中部地整	災害の予防、応急対策、応急復旧等に顕著な功績があった個人又は団体を対象として局長又は事務所長表彰を実施
近畿地整	災害に際し、近畿地方整備局からの要請に応じ、近畿管内の緊急復旧作業等に多大な貢献を頂いた近畿管内の企業に感謝状を贈呈
中国地整	災害応急対策や防災活動に対する協力又は支援等において、特に顕著な功績があった団体を「災害対策関係功労者」として表彰
四国地整	国土交通省所管施設に関する災害の予防、応急対策、応急復旧、及び災害に関する支援活動に顕著な功績があった企業等に表彰状（感謝状）等を授与 災害支援等関係功労企業に対する感謝状については、入札手続きにおいて評価
九州地整	緊急的な災害対応業務の実施に対して、「災害復旧等功労業者表彰」を局長及び事務所長にて表彰 入札手続きにおいて、災害協定等に基づく活動実績の評価も併せて実施
沖縄総合事務局	災害の緊急・応急復旧を実施した業務を対象に「災害復旧等功労業者表彰」として平成３１年４月より施行

4.2.地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.1.災害申請作業の合理化・適切化

大規模災害時における業務の一時中止等の対応(令和2年7月豪雨時の要請)(国土交通省)

国不建第１２号
令和２年７月７日

各都道府県主管部局長　殿
各政令指定都市主管部局長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

令和２年７月豪雨に伴う応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について（要請）

１．工事中止命令について

公共工事の請負契約については、これまでも、公共工事標準請負契約約款の活用をお願いしていますが、各発注者におかれては、同約款第２０条の規定の趣旨に沿って、次のとおり、受注者に対する工事の一時中止を適切に指示されるよう、特段の御配慮をお願いします。

[出典：国土交通省通知文　令和２年７月豪雨に伴う応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について(要請）]

市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインの策定（国土交通省水管理・国土保全局）

ガイドラインの概要：
地方自治体(特に小規模な市町村）において、迅速・円滑に災害復旧事業が遂行できるように、支援体制や参考となる取組み、地域の先進事例をとりまとめ紹介したもの(協会が要望する制度あり)



[出典：第2稿　市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインより抜粋]
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/pdf/saigaihukkyu_guideline.pdf

5.2.1. BIM/CIM活用の業務価格の算定方法の見直し

基本事項における課題と要望

基本事項における課題	要　望
・BIM/CIM設計照査シートの充実	対象工種の拡充、段階的に必要となる照査項目の設定、「条件明示チェックシート」および「工事発注時チェックシート」との整合性の確保
・BIM/CIM対応のための情報共有を図る体制整備	発注者、設計者、施工者の三者間会議など
・積極的な活用事例の発信や協議の場の設置	BIM/CIMポータルサイトの活用、適用PTによる推奨項目の拡充など
・３Dソフトの開発目標の明確化	調査・設計・積算・工事・維持管理において、データ連携が適切にできる３Ｄソフトの開発目標として、bSJ(buildingSMART Japan）※1主導による「ＩＦＣ(Industry Foundation Classes）※2検定制度」の活用の明確化 ※1 建設業界におけるデータの共有化および相互運用を目的として、IFC(Industry Foundation Classes）の策定や　標準化活動を行う国際的な団体 ※2 建物を構成する全てのオブジェクト(例えばドア、窓、壁などの要素）のシステム的な表現方法の仕様の定義
・３Dモデルの照査機能開発の要請	照査の自動化の開発促進の要請(ソフトウェアベンダーに対して)
	アノテーション機能等の強化の開発促進の要請(ソフトウェアベンダーに対して)
・ＡＰＩの開発のあり方の検討	データプラットフォームのデータを活用するためのインターフェース(ＡＰＩ）の開発のあり方の検討やアプリケーション開発の検討として、東京大学i-Con寄付講座協調領域検討会と協働の促進
・BIM/CIMデータのマネジメント体制の検討	BIM/CIMモデルを管理・継承するマネジメント体制・役割(CIMマネージャー）の検討(行政機関、建設コンサルタント)

資料④

令和7年度　地方ブロック意見交換会

【結果概要】

令和8年2月20日

一般社団法人　建設コンサルタンツ協会

確かな未来をデザインする

目　次

１．令和7年度　地方ブロック意見交換会……2
1-1.令和7年度「要望と提案」目次……2
1-2.令和7年度地方ブロック意見交換会の開催状況……3
２．「要望と提案」全般の改善状況……4
３．「要望と提案」に対する主な回答……8
3-1.履行期限（納期）の平準化の状況……9
3-2.若手・女性・シニアなどの担い手確保……11
3-3.地方自治体の見積徴収による予定価格設定方法……13
3-4.設計変更ガイドラインの補足資料の運用状況……14
3-5.指定仮設と任意仮設の取り扱い……15

1.令和7年度　地方ブロック意見交換会

1-1.令和7年度「要望と提案」目次

はじめに　魅力ある業界を目指して

0.1.「成長と分配の好循環」の実現
0.2. 成長と分配を支える事業量の拡大
0.3. 報酬制度・仕組みの整備
0.4. 技術開発の促進

1章.　担い手確保・育成のための環境整備

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取組み推進・強化
1.2. 人材の確保・育成
1.3. 適切な費用計上

2章.　技術力による選定

2.1.プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善
2.2.地方自治体における発注方式の改善
2.3.地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成
2.4. 適切な設計変更
2.5. 新たな契約制度への対応

3章.　品質の確保・向上

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み
3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

4章.　災害対応に向けた環境改善

4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立
4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

5章.　DX推進の環境整備

5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するＤＸ推進：業務効率化の促進
5.2. BIM/CIMの利用環境の改善
5.3. ＤＸ推進の費用面での環境整備

1.令和7年度　地方ブロック意見交換会

1-2.令和７年度地方ブロック意見交換会実施状況

ブロック	日　時		会　場
中　国	7月10日（木）	15：00～17：00	TKPガーデンシティ広島駅前大橋
北海道	7月24日（木）	15：00～17：00	ホテル札幌ガーデンパレス
九　州	8月07日（木）	16：00～18：00	八仙閣本店
四　国	8月20日（水）	15：00～17：10	JRホテルクレメント高松
東　北	8月28日（木）	15：00～17：00	パレスへいあん
近　畿	9月02日（火）	16：00～18：00	國民會館大阪城ビル
北　陸	9月25日（木）	15：00～17：00	ホテルグローバルビュー新潟
関　東	10月03日（金）	15：00～17：00	ホテルブリランテ武蔵野
中　部	10月09日（木）	16：00～18：00	KKRホテル名古屋
沖　縄	2月03日（火）	15：30～17：30	オリオンホテル那覇

2.「要望と提案」全般の改善状況（1/4）

【凡例】
◎：ほぼ全国の地整または自治体にて実施（R7新たな回答あり）
◎：ほぼ全国の地整または自治体にて実施（R7新たな回答なし）
○：複数の地整（２～６地整）にて実施（R7新たな回答あり）
○：複数の地整（２～６地整）にて実施（R7新たな回答なし）

はじめに　魅力ある業界を目指して		
0.1. 安定的な事業量の確保		
0.2.「成長と分配の好循環」の実現		
0.3.　報酬制度・仕組みの整備		
0.3.1.技術者単価の継続的な引き上げと適切な単価の適用	-	全職種（職階）単純平均で対前年度比3.4%引き上げ **13年連続の技術者単価引き上げが実現**
１章.　担い手確保・育成のための環境整備		
1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取組み推進・強化		
1.1.1.履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化		
① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標	◎	・第４四半期の納期目標は、中部地整を除き35%以下（開発局、7地整、総合事務局） ・中部地整は上半期、下半期で各々50%としている
② 納期分散目標を実現するための施策の展開	◎	・適切な時期での発注や適正な履行期間の設定、工程管理の徹底など、平準化の取組みを引き続き推進（開発局、8地整、総合事務局） **・業務履行の平準化ガイド「業務平準化の新・五箇条」を公表（北陸地整R7.2）** 【新たな回答】 **・四半期ごとに平準化率が悪化した事務所に個別ヒアリング（東北地整）** **・R8.3を目途に「業務の適正執行のための勘所」を更新し、業務平準化に関する対応について明記する（九州地整）**
③ プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化	◎	・各種国債を活用した発注や、年度開始前の入札手続きによる発注時期の分散化、一括審査方式の活用等による提案書作成の負担軽減を引き続き推進（開発局、8地整、総合事務局） 【新たな回答】 **・例年２月上旬に公告を可能とする「早期発注」や、更に前倒しして11月下旬から公告する「早々期発注」の取り組みを継続（北陸地整、中部地整）**

2.「要望と提案」全般の改善状況（2/4）

1章. 担い手確保・育成のための環境整備		
1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取組み推進・強化		
② 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減・手戻り発生の排除（計画系業務）	◎	・事前に作業内容や時期を明確にするなど計画的な業務の進捗に取り組むよう、周知・指導を強化（開発局、8地整、総合事務局）
③ 業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底	◎	・業務スケジュール管理表は、全業務において特記仕様書に記載し積極的に活用（開発局、8地整、総合事務局）
1.2.人材の確保・育成		
1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成	◎	・若手・女性・シニアの多様な技術者活躍を促進する取り組み継続（開発局、8地整、総合事務局）
① 契約・評価制度の改善の継続	○	【新たな回答】 **・関連法令に基づく認定を受けている企業やそれに準ずる企業を対象に加点措置（関東地整、中国地整、四国地整、九州地整、沖縄総合事務局）** **・育児休暇等に伴う管理・照査技術者の交代に関し、個別事案ごとに当該技術者の経験や実績を総合的に勘案し、協議を行い、実情に即した柔軟な対応に努める（沖縄総合事務局）**
②表彰制度の改善の継続	○	【新たな回答】 **・若手・女性技術者の受賞者を総合評価で加点措置（関東地整、北陸地整、近畿地整）**
1.3. 適切な費用計上		
2章. 技術力による選定		
2.1.（国）プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善		
2.1.3.総合評価落札方式における落札率の改善	◎	・ガイドラインに記載の「斜め象限図」をもとに、業務内容の難易度、技術の専門性を考慮した上で業務の発注方式を選定（開発局、8地整、総合事務局）
2.1.4.業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善	○	・地方整備局間での統一的運用、表彰における選定基準、表彰付与の考え方などの開示について、本省と課題を共有（東北地整、近畿地整、九州地整）
2.2.（地方自治体）発注方式の改善		
2.2.2.見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示	◎	・予定価格設定において、平均値または最頻値を採用する自治体が増加（47都道府県） 【新たな回答】**・令和７年度より群馬県、新潟県、新潟市が平均値を採用**
2.3（国・地方自治体）地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成		
2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進	◎	・チャレンジ型業務など地域コンサルタントの育成を図る取り組み推進（開発局、8地整、総合事務局） 【新たな回答】 **・1,000 万円未満の「地域型」において地域要件を本社のみとする「地域限定型」を試行(中部地整)** **・地域内における本店の有無を評価項目に加えるなどした「業務チャレンジ型（Ⅱ型）」を追加し、予定価格20百万円未満の業務を対象として試行（中国地整）**

2.「要望と提案」全般の改善状況（3/4）

2.4. 適切な設計変更		
2.5. 新たな契約制度への対応		
3章. 品質の確保・向上		
3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み		
3.1.2.設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用	◎	・条件明示チェックシートの活用について、対象業務には特記仕様書にその旨を記載し、継続して普及を推進（開発局、8地整、総合事務局）
3.1.4.設計から工事への確実な情報共有 ① 施工条件明示チェックシートの試行拡大	○	・施工条件明示チェックシートの試行を実施（関東地整、沖縄総合事務局） 関東地整では昨年度完了した2件の橋梁詳細設計成果のフォローアップを実施
3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保		
3.2.1.詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上 ② 指定仮設と任意仮設の取り扱い 3) 特記仕様書への指定仮設明記の取組みの水平展開	◎	・特記仕様書への指定仮設明記の取組みは拡大傾向（関東地整、北陸地整、中部地整、近畿地整、四国地整、九州地整、沖縄総合事務局）
4章. 災害対応に向けた環境改善		
4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立		
4.1.1.災害対応業務への体制整備	○	【新たな回答】 **・R8.3を目途に「業務の適正執行のための勘所」を更新し、災害対応業務に関する柔軟な対応について明記する（九州地整）** **・災害対応に関する管理技術者の交代については、交代者が所用の資格・経験を有し、成果物の品質確保が担保されることを条件に、緩和は可能（今後の検討課題）。個別事案ごとに協議を通じて柔軟に対応（沖縄総合事務局）**
4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上		
4.2.1.災害申請作業の合理化・適切化	◎	・災害申請作業の合理化の施策は着実に推進（開発局、8地整、総合事務局） 【新たな回答】 **・令和6年山形県災害査定において早期確認型査定を適用（東北地整）**

2.「要望と提案」全般の改善状況（4/4）

5章. ＤＸ推進の環境整備		
5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX推進：業務効率化の促進		
5.1.5.各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開	◎	・インフラDXの推進計画・取組み状況についてWEBサイトで公開（北海道開発局、東北地整、関東地整、北陸地整、中部地整、近畿地整、中国地整、四国地整、九州地整） 【新たな回答】 **・電子化のニーズが高い基準類等があれば、先行整備を含め検討する（沖縄総合事務局）**
5.2. BIM/CIMの利用環境の改善		
5.3. DXの推進の費用面での環境整備		
5.3.1.BIM/CIM活用の業務価格の算定方法の見直し	○	・BIM/CIM 活用業務に要する費用は「見積もり」を採用し、「標準歩掛化」や「使用料の計上」は、本省とも相談しながら対応（東北地整、北陸地整）

3.「要望と提案」に対する主な回答

3-1.履行期限（納期）の平準化の状況(1/2)

1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標

要望 9 本省 地整 自治体

- 建コン協会提案の目指すべき納期目標への改善を推進

回答概要

- 第４四半期の納期目標は全国的に35%程度以下を実現（中部地整は上半期、下半期で各々50%）
- 翌債・国債の活用目標についても浸透が進む
- 各地整の納期目標の多くは、本省の納期目標に準じており、本省と協会提案の納期目標のすり合わせが必要

■令和６年度の各地整納期目標(設計変更後)

		第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期	３月	翌債・国債目標
協会提案の納期目標		20%程度	30%程度	15%程度	35%程度	15%以内	翌債・国債 25%以上
本省の納期目標※		15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	–	翌債・国債 25%以上
各地整の納期目標(変更後)	北海道開発局	65%以上			35%以下	15%以下	翌債・国債の活用
	東北地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債の活用
	関東地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債 25%以上
	北陸地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債 25%以上
	中部地整	50%		50%		—	翌債・国債の活用
	近畿地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債の活用
	中国地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債の活用
	四国地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債 25%以上
	九州地整	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債 25%以上
	沖縄総合事務局	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債の活用

※「令和５年度「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式の改善等」重点方針より引用

—：回答なし

協会目標と異なる目標値

3-1.履行期限（納期）の平準化の状況(2/2)

1.1.1.履行期限(納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
② 納期分散目標を実現するための施策の展開

要望 10 本省 地整 自治体

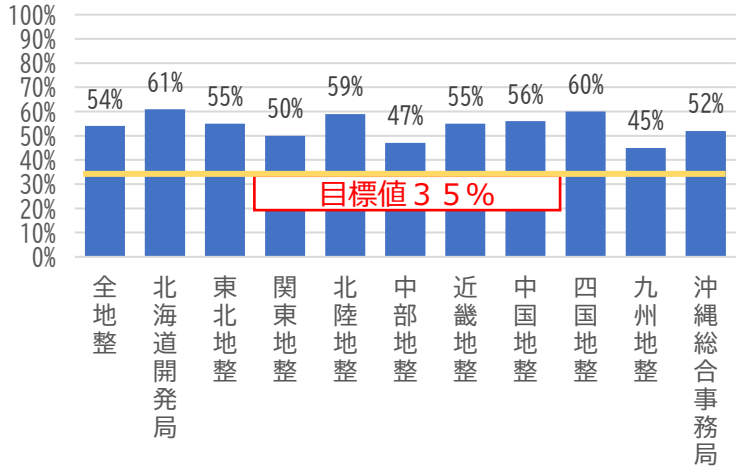
- 年度末の業務集中を緩和するため、各施策の継続・強化
- 原因を明らかにするための調査・分析への協力

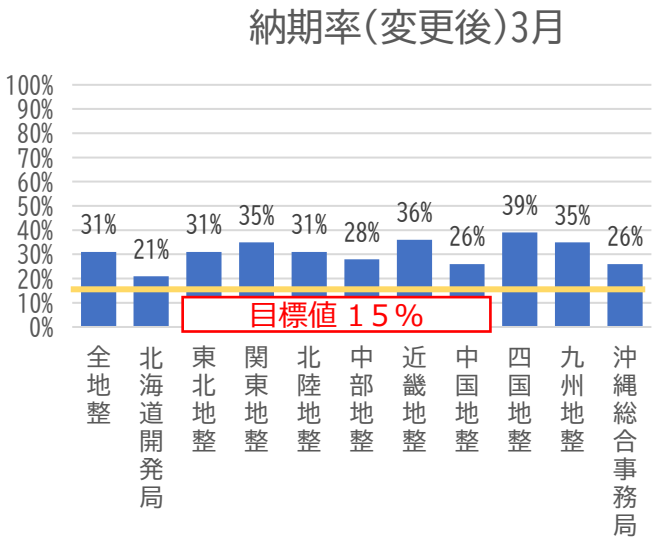
回答概要

- 納期分散の状況は、第４四半期目標35%に対し実態は45%～61%と目標値から大きく乖離（改善傾向）
- 地整回答の数値と技術調査課提供納期データ数値に一部齟齬がみられる

【補足】 令和6年度当該年度稼働業務における地整別年度末納期状況

	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
第４四半期	61%	55%	50%	59%	47%	55%	56%	60%	45%	52%
3月	21%	31%	35%	31%	28%	36%	26%	39%	35%	26%





[出典：技術調査課提供納期データ(土木業務・発注者支援業務を除く）]

3-2. 若手・女性・シニアなどの担い手確保(1/2)

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

① 契約・評価制度の改善の継続

要望 18 地整 自治体

若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続

- 若 手：プロポーザル方式・総合評価落札方式において、基礎点が低い(経験が浅い）若手技術者でも担当技術者として配置し易い評価方法など
- 女 性：担い手(女性）育成支援：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行・改善など
- シニア：照査技術者を継続できる評価制度、管理技術者実績ではなく照査技術者実績を評価・考慮する制度など
- 育 休：管理技術者が短期間の育休をとる場合に、育休期間終了後に管理技術者に復帰できる取組み（関東地方整備局・四国地方整備局）の好事例の水平展開

R7からの新たな取り組み

【中国地整】

- 令和７年度より全発注方式の業務を対象に、女性技術者の活躍を含めた働き方改革の一環として、厚生労働省の認定制度である「くるみん」「えるぼし」「ユースエール」の認定企業に入札参加時の加点評価

	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整※	九州地整	沖縄総合事務局
若手育成支援	○	○	○	○	○ R5～	○	○ R5～	○	○	○
女性育成支援	△	○	○	○	―	△	○	○ R6～	○	○ R7～
シニア人材活用	―	○ R2～	○	○	―	○	○	○ R3～	○ R5～	○
育休	○	―	○	―	○	○	○	○	○	○

○：試行を含め取組みを推進中　△：今後検討　－：回答無し　○：令和7年度より新たな取組みを開始

3-2. 若手・女性・シニアなどの担い手確保(2/2)

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成
② 表彰制度の改善の継続

要望 19 地整 自治体

- 若手・女性技術者の技術力向上・モチベーションアップにつながるような表彰制度の水平展開

R7からの新たな取り組み

【関東地整】
・令和７年度から創設された「若手・女性技術者奨励賞（事務所長等表彰）」の受賞者対象に、管理技術者、主任技術者または担当技術者として起用する場合、総合評価において加点する措置を令和７年８月以降に公示する業務で導入
【北陸地整】
・若手技術者を表彰する制度「若手技術者賞」を平成２７年度に創設し、令和7 年度からは、優良技術者表彰と同様に加点対象として評価
【中部地整】
・プロポーザル方式、総合評価落札方式の案件で、女性活躍推進法に基づく認定、次世代法に基づく認定、若者雇用促進法に基づく認定のいずれかを参加表明者が受けていれば加点評価（0.5 点）
【近畿地整】
・令和７年度完成工事・完了業務を対象に、令和８年度から表彰し、総合評価では局長表彰としての加点

【取組み状況】 若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成の取組み

	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整※	九州地整	沖縄総合事務局
若手・女性技術者への表彰制度	△	△	○	○	○	○	△	△	○	○ 若手

○：試行を含め取組みを推進中　△：今後検討　－：回答無し　◯：令和7年度より新たな取組みを開始

3-3. 地方自治体の見積徴収による予定価格設定方法

2.2.2.見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示

要望 29 自治体

- 最低値を採用している地方自治体において、平均値または最頻値の採用

回答概要

- 見積徴取による予定価格設定において政令指定都市で２市が最低値を採用
- 群馬県、新潟県、新潟市は本年度から平均値もしくは最頻値を採用予定

【取組み状況】 平均値・最頻値採用自治体の状況(採用自治体／見積徴取自治体)

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
都道府県	1/1	6/6	9 /9	3 /3	4/4	7/7	5/5	4/4	7/7	1/1
政令指定都市	1/1	0/1 仙台市	5/5	1 /1	3/3	3/4 大阪市	2/2	–	3/3	–
計	2/2	6/7	14/14	4 /4	7/7	10/11	7/7	4/4	10 /10	1/1
令和7年度採用自治体			群馬県	新潟県 新潟市						

青文字は100%に至っていない項目

3-4. 設計変更ガイドラインの補足資料の運用状況

2.4.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更

① 土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更

要望 34 **地整**

- 土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定
- 補足資料の運用徹底に基づく、更なる適切・確実な設計変更

R7からの新たな取り組み

【沖縄総合事務局】
- 「土木設計業務変更ガイドライン【事例集】」を、年内に公表予定(昨年度回答)

【取組み状況】 設計変更ガイドラインの補足資料の運用状況

	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
ガイドラインの補足資料	○	△	○	○	△	○	△	○	○	○ 年内公表予定

○：作成済み　△：今後検討　－：回答なし

3-5.指定仮設と任意仮設の取り扱い

3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上
② 指定仮設と任意仮設の取り扱い

要望 45 **地整**

1）設計業務等標準積算基準における指定仮設の記載内容の周知
2）任意仮設か指定仮設かについて、下記に留意し、受発注者間の認識不一致を解消
・指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化
・任意仮設と指定仮設の成果の取扱い(任意は参考図、指定は設計図）の認識共有
・責任所在の明確化と歩掛の改善
3）特記仕様書への指定仮設明記の取組み(近畿、四国、九州地方整備局、沖縄総合事務局）の水平展開
4）指定仮設への条件変更時の適切な設計変更

R7からの新たな取り組み

【中国地整】
- 設計業務等標準積算基準における指定仮設の明示についても、明確である場合は特記仕様書に記載するよう、引き続き指導を徹底

【取組み状況】 特記仕様書に指定仮設の扱いを明記

	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
特記仕様書への扱いの明記	－	－	○	○	○ R6～	○	○	○	○	○

○：試行を含め取組みを推進中　△：今後検討　－：不明　○：令和7年度より新たな取組みを開始

令和8年度　発注機関別入札・契約方式等の実施状況

記入様式-1

北海道ブロック（ 令和8年3月31日時点 ）

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況						②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	（令和7年度業務）			（令和6年度業務）											
		プロポ	総合評価		プロポ	総合評価										
			技術提案有	技術提案無		技術提案有	技術提案無	事後：〇 事前：×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有：〇 制度無：×	
北海道開発局	ガイドラインにより実施	〇	〇	×	〇	〇	×	〇	－	〇	－	〇	〇	〇	〇	〇	
北海道	ガイドラインにより実施	×	×	〇	×	×	〇	〇	〇	〇	－	〇	〇	〇	〇	〇	
札幌市	ガイドラインにより実施	〇	×	〇	〇	×	〇	〇	〇	〇	－	〇	〇	〇	〇	〇	

東北ブロック（ 令和8年3月31日時点 ）

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況						②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	（令和7年度業務）			（令和6年度業務）											
		プロポ	総合評価		プロポ	総合評価										
			技術提案有	技術提案無		技術提案有	技術提案無	事後：〇 事前：×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有：〇 制度無：×	
国交省東北地整	ガイドラインにより実施 （R8.7.1改訂施行）	261/828	565/828	－	281/863	578/863	－	〇	－	〇	技術評価点の減点	〇	〇	公表 R6業務から事務所HPで公表	〇	〇 活用有	
青森県	ガイドラインにより実施 （R1.7.1改訂施行）	3/598	160/598		2/560	119/560		×	〇 くじ多	〇 （総合評価）	－	300万円以上（最終設計額）	県独自基準	公表 HP 1カ年分	あり 総合評価	〇 活用有	技術提案の有無は不明
秋田県	ガイドラインにより実施 （R3.7.1改訂施行）	0/560	227/560		3/707	295/707		×	〇 くじ多	〇 （総合評価） （WTO協定）	管理・照査技術者の手持ち制限	100万円以上	国交省の基準を採用	公表 県庁 紙ベース	あり 総合評価	県内本店〇 県外本店〇 活用無	技術提案の有無は不明
岩手県	ガイドラインにより実施 （R1.4.1改訂施行）	0/199	134/199		0/361	270/361		〇	〇 ランダム係数	〇 （総合評価）	－	250万円以上	県独自基準	公表 各事務所 紙ベース	あり 総合評価	〇 活用無	技術提案の有無は不明
宮城県	ガイドラインにより実施 （R2.4.1改訂施行）	0/340	270/340		0/219	182/219		×	－	〇	業務費用実績報告書の提出	100万円以上	県独自基準	公表 ・各事務所 紙ベース ・HP（各部門（測量、地質、建コン、補償コン、建築）の平均点が80点以上の会社）	あり 総合評価	県内本店〇 県外本店JV業務 活用有(総合評価)	技術提案の有無は不明
山形県	ガイドラインにより実施 （R6.7.1改訂施行）	3/165	39/165		4/417	95/417		〇	〇	〇 （総合評価）	業務費用実績報告書の提出	200万円以上	県独自基準	公表 HP 2ヵ年分	あり 総合評価	県内本店〇 県外本店JV業務 活用有(総合評価)	技術提案の有無は不明
福島県	ガイドラインにより実施 （R7.4.1改訂施行）	2/566	20/566		1/415	29/415		〇	〇 くじ多	〇 （総合評価）	管理技術者の 専任	100万円以上	県独自基準	自社通知のみ	あり 総合評価	〇 活用有（総合評価） ※同種・類似業務に限る。	技術提案の有無は不明
仙台市	ガイドラインにより実施 （R6.6.1以降適用）	0/152	4/152		0/108	2/108		〇 （1000万以上） （ただし局長発注は非公表）	〇 （ただし局長発注は適用外）	〇 （WTO協定） 2.7億円以上の工事に係る業務委託）	—	100万円以上 （ただし局長発注は適用外）	市独自基準	自社通知のみ	あり 総合評価	県内本店〇 県外本店× 活用無	技術提案の有無は不明

令和8年度　発注機関別入札・契約方式等の実施状況

記入様式-1

関東ブロック（ 令和8年3月31日時点 ）

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況						②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	（令和7年度業務）			（令和6年度業務）											
		プロポ	総合評価		プロポ	総合評価		事後：〇 事前：×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有：〇 制度無：×	
			技術提案有	技術提案無		技術提案有	技術提案無										
国交省関東地整	提要ガイドラインにより実施	〇	〇	－	〇	〇	－	〇	－	〇	－	〇	〇	HPで公表	〇	〇	
茨城県	ガイドラインにより実施	－	－	－	0/389 (0.0%)	0/389 (0.0%)	0/389 (0.0%)	×	〇 発注3,000万円未満 国方式×ランダム係数(±1.5%)	〇 発注3,000万円以上 国方式	－	500万円以上の業務委託	国交省に準じた基準を採用	事務所で閲覧可	×	×	
栃木県	原則として2000万以上の業務を総合評価で発注	7/306 (2.3%)	2/306 (0.7%)	0/306 (0%)	6/314 (2.0%)	0/314 (0.0%)	0/314 (0.0%)	×	〇 国に準拠　算定率及び設定範囲に独自設定あり	〇	－	500万以上の業務委託	国交省に準じた基準を採用	事務所で閲覧可	×	〇	
群馬県	ガイドラインにより実施.	12/422 (2.8%)	1/422 (0.2%)	0/422 (0.0%)	13/408 (3.2%)	1件/408件 (0.2%)	0件/408件 (0.0%)	〇	〇 国と同様	〇	－	100万円以上の業務委託（調査検討、計画、設計）	国交省に準じた基準を採用	事務所で閲覧可（ランクのみ）	プロポ、総合評価方式に活用	〇	
埼玉県	プロポは試行要領、総合評価は試行ガイドラインにより実施	11/615 (1.8%)	1/615 (0.2%)	86/615 (14.0%)	10/557 (1.8%)	0/557 (0.0%)	42/557 (7.5%)	〇500万円以上 ×500万円未満	〇 国と同様	〇	平均値に　最も近い値	300万円以上の業務委託	国交省に準じた基準を採用	県HPで公表	プロポ、総合評価方式に活用	〇本庁部長表彰（名称：優秀委託業務表彰）	総合評価方式試行ガイドラインは、Ver.6に更新(R6.7.1～R7.6.30) 「地域担い手確保型」を新設 課所長表彰を創設（R6.11）
千葉県	プロポはターゲットを定めて実施。 総合評価落札方式はガイドラインを基に選定	調査中	調査中	調査中	0/978 (0.0%)	4/978 (0.6%)	無	〇	〇 国と同様	〇	－	100万円以上の業務委託	国交省に準じた基準を採用	事務所で閲覧（前年度分まで）	〇	〇令和8年度業務より、表彰は令和9年度	
東京都	「入札方式の選定フロー」、「具体の設計等委託業務のイメージ」、「入札方式の適用表」を建設局の品質確保取組方針において明確化し、それに基づき選定	4/969 (0.4%)	0	174/969 (18.0%)	5/957 (0.5%)	0	178/957 (18.6%)	〇	〇 国と同様	－	－	100万円以上の設計業務	都独自の基準	事務所で閲覧可	指名競争の優先指名権(75点以上）及び総合評価（技術点）に活用	〇建設局長表彰、（事務所長感謝状）	
神奈川県	設計業務等のプロポーザル方式に関する要綱は整備されているが、近年の発注は建築設計のみ 総合評価方式の発注はガイドラインによる	3/597 (0.5%)	0/597 (0%)	43/597 (7.2%)	4/592 (0.7%)	0/592 (0%)	57/592 (9.6%)	〇	〇 （設計82%、地質85%、測量82%、補償81%、建築設計81%）	〇 （総合評価方式のみ）	〇 （公募見積で中間値×85%に最も近い見積金額採用）	〇 （150万円以上の業務委託）	〇 （県独自の基準）	〇 R7.4以降HP公表	〇 （総合評価方式で評価対象）	〇 （知事表彰、局長表彰、所長礼状）	
山梨県	プロポ試行中。総合評価落札方式はガイドラインにより試行中（R2.4～）	0/509 (0.0%)	6/509 (1.2%)	21/509 (4.1%)	0/441 (0.0%)	3/441 (0.7%)	23/441 (5.2%)	×	国に準拠しランダム係数をかける	総合評価落札方式で採用	－	100万円以上の業務委託	国交省に準じた基準を採用	ポータルサイトで公表	総合評価方式に活用	〇	
長野県	ﾌﾟﾛﾎﾟは県試行要領、総合評価は県実施要領により、それぞれ実施	7/526 (1.3%)	6/526 (2.0%)	364/526 (69.2%)	7/399 (1.8%)	8/399 (2.0%)	291/399 (72.9%)	〇	－	〇	H31.4より低入札価格調査を導入	200万円以上の業務委託	国交省に準じた基準を採用	事務所で閲覧可	〇　総合評価方式に活用 優良技術者表彰に活用	〇 優良技術者表彰	
さいたま市	総合評価及びプロポは積極的には考えていない	0/128 (0.0%)	0/128 (0.0%)	0/128 (0.0%)	0/109 (0.0%)	0/109 (0.0%)	0/109 (0.0%)	一般競争：× 指名競争の一部：×	〇 国と同様	－	－	300万円以上の業務委託	国交省に準じた基準を採用	市HPで公表	表彰制度に活用	〇さいたま市優秀設計業務等業者表彰	
千葉市	総合評価は試行要領あり。 簡易公募プロポはガイドラインや要綱などは公表されておらず。	－	－	－	－	－	－	〇	〇 国と同様	－	－	100万円以上の業務委託	市独自の基準	△ 自社通知のみ	×	×	
横浜市	プロポーザル方式は要綱等が整備されているが、発注は少ない 総合評価方式は委託関連の要綱なし	6/455 (1.3%)	0/455 (0%)	0/455 (0%)	4/490 (0.8%)	0/490 (0%)	0/490 (0%)	〇	〇（土木設計、建築、設備、造園、補償、測量、地質調査はR5までの国同様算定式（R7年度履行開始案件より改定）or率（80%）） ×（建設コンサルタント等の業務（計画系業務））	―	電子入札はランダム係数（1.0000～1.0050）	〇 （100万円以上の設計・測量業務）	〇 （市独自の基準）	× （受注者への通知のみ）	〇 （一部部局では指名、表彰で活用）	〇 （道路局、下水道河川局、水道局、みどり環境局）	
川崎市	プロポーザル方式は要綱等が整備されているが、発注は少ない 総合評価方式は委託関連の要綱なし	22/249 (8.8%)	0/249 (0%)	0/249 (0%)	6/243 (0.2%)	0/243 (0%)	0/243 (0%)	〇	〇 （80%）	―	―	〇 （部局により100万円以上の業務委託）	〇 （市独自の基準）	× （受注者への通知のみ（一部部局は通知もなし））	×	× （市内業者測量はあり）	
相模原市	プロポーザル、総合評価ともに業務委託に関する要綱はなし 過去に発注事例はあるが、近年の発注はない	2/62 (3.2%)	0/62 (0%)	0/62 (0%)	0/46 (0%)	0/46 (0%)	0/46 (0%)	〇	〇 （土木関係建設コンサル、測量、地質調査はR5までの国同様算定式）	―	―	△ 契約課発注の測量、地質調査及び設計監理が対象	非公表	×	△ 入札契約制度への活用を検討	×	

令和8年度　発注機関別入札・契約方式等の実施状況

記入様式-1

北陸ブロック（ 令和8年3月31日時点 ）

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況							②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	（令和7年度業務）			（令和6年度業務）			事後：○ 事前：×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有：○ 制度無：×	
		プロポ	総合評価		プロポ	総合評価											
			技術提案有	技術提案無		技術提案有	技術提案無										
国交省 北陸地整	ガイドラインにより実施	○	○	○	○	○	○	○	－	○	・さらなる品質確保対策 ・履行確実性の評価 ・手持ち業務量の制限	○	○	整備局・事務所ホームページ	○	○	
新潟県	試行要領(案)により実施	4/669	0/669	0/669	1/690	0/690	0/690	事後：○	○	○	－	○ 200万円以上の業務委託	○ 国土交通省に準ずる	受注会社に通知	○	○	
富山県	プロポーザル＝必要に応じて実施（金額や業務内容による基準は定めていない。）	× 0/292	× 0/292	× 0/292	× 0/336	× 0/336	× 0/336	○	R6.4国交省基準に準ずる	R6.4国交省基準に準ずる		200万円以上の業務委託を対象に実施	H30年4月の国交省基準に準ずる	受注会社のみへ通知し、契約所属において閲覧	○	×	
石川県	プロポは実施要領により実施。総合評価方式は未導入。	○ 1/491	× 0/491	× 0/491	× 0/620	× 0/620	× 0/620	×	○	－	－	500万円以上の業務委託に対し試行	国交省に準じた基準を採用	受注会社へ通知	○	○	
新潟市	ガイドラインにより実施	×0/125	×0/125	×0/125	×0/171	×0/171	×0/171	○	変動制最低制限価格方式	－	－	500万円以上の業務委託に対し実施	国交省に準じた基準を採用	受注会社のみへ通知し、技術管理課で閲覧可能	×	×	なし

中部ブロック（ 令和8年3月31日時点 ）

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況							②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	（令和7年度業務）			（令和6年度業務）			事後：○ 事前：×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有：○ 制度無：×	
		プロポ	総合評価		プロポ	総合評価											
			技術提案有	技術提案無		技術提案有	技術提案無										
国交省 中部地整	ガイドラインにより実施	○	○	－	○	○	－	○	－	○	－	○	○	公表	○	○	**●ガイドライン改定（R7、8）** ①更なる地域コンサルタントの活用 ◆更なる地域コンサルタントの活用拡大を目的に「地域限定型」を試行 ・1,000万円未満の簡易公募型競争「地域型」における地域要件を本社（店）のみとする。 ②ワーク・ライフ・バランス等の評価設定 ◆ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取り組み（プロポーザル方式、総合評価落札方式の案件へ適用 ・参加表明者に対し、女性活躍推進法に基づく認定、次世代法基づく認定、若者雇用促進法に基づく認定のいずれかを受けていることで加点評価（＋0.5点） （その他） ・申請書提出時に参考自己評価資料の提出を求める試行 （落札決定後に公表資料を確認した応札者より指摘を受け、評価の誤りが見つかり手続き取りやめに発展する事案が見られることから、評価・審査の精度向上、ミス防止の目的）
岐阜県	岐阜県県土整備部一般競争入札試行要領等	○ （1/923）	○ （0/923）	○ （38/923）	○ （1/887）	○ （0/887）	○ （27/887）	×	○	○	×	○	○	公表	○	×	
静岡県	ガイドラインにより実施	○ （2/938）	－	○ （129/938）	○ （4/1300）	－	○ （150/1300）	○	○	○	－	○	○	公表	○	○	
愛知県	ガイドラインにより実施	5	1	6	2	1	5	×	○	○	予定価格15,000千円以上(税込み)業務については技術者の追加が必須	○	○	評価点80点以上の業務について県HPと発注事務所で公表	検討中	×	
三重県	ガイドラインにより実施 （総合評価） 試行要領により実施 （プロポーザル）	○ （1/390）	○ （154/390）	×	×	○ （159/391）	×	×	○	×	総合評価方式の場合、最低制限価格の算出方法を用いて基準価格を設定。 基準価格を下回っても即失格にはならないが、価格点は基準価格によるものと同じとなる。	○	○	自社通知のみ	○	○	
静岡市	ガイドラインにより実施	× （0/277）	× （0/277）	○ （2/277）	× （0/274）	× （0/274）	× （0/274）	○	○	○	－	○	○	公表	○ （表彰制度）	○	【活用】 ・令和8年度より成績評価を開始 ・令和8年度より表彰制度を開始 ・令和9年度より成績評価及び表彰実績は総合評価において評価点として加点します。
浜松市	プロポーザルは必要に応じて実施。総合評価は試行の位置付け	×（0/264）	×（0/264）	×（0/264）	×（0/309）	×（0/309）	×（0/309）	○	○	×	－	○	○	×	×	×	
名古屋市	プロポは必要に応じて実施 総合評価は試行	5/303 （1.6%）	0	14/303 （4.6%）	12/365 （3.3%）	0	8/365 （2.2%）	× 国等で公表された基準で積算した業務は事前公表、それ以外は非公表	○ ①国の基準と②平均入札額のいずれか低い額	○	－	○	○	庁舎で閲覧可	○ （表彰制度）	○	

令和8年度　発注機関別入札・契約方式等の実施状況

記入様式-1

近畿ブロック（ 令和8年3月31日時点 ）

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況							②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	（令和7年度業務）			（令和6年度業務）			事後：〇 事前：×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有：〇 制度無：×	
		プロポ	総合評価		プロポ	総合評価											
			技術提案有	技術提案無		技術提案有	技術提案無										
国交省近畿地整	運用ガイドラインにより定められている	〇	実施方針や案件による	－	〇	実施方針や案件による	－	〇	－	〇	－	有 （100万円を越える業務）	有	HPで公表	有	〇	
福井県	（プロポーザル）技術的に高度な業務、専門的技術が要求される業務 （総合評価）比較的高度な構造物等の業務	0/314	－	5/314	0/365	－	3/365	〇	〇 予定価格の80～92%の範囲(但し、算定式は国交省基準による)	無し	〇 総合評価では、基準額を下回る応札の価格評価点は一定とする	〇 200万円を越える業務	〇 国交省の基準を採用	公表 評価結果は閲覧、評価基準等は閲覧・HP	〇 指名選定及び総評における評価項目に活用	〇 500万円以上の設計業務 主たる営業所が県内にあること	
滋賀県	運用ガイドラインによる	3/432	5	149	1/503	5	164	〇	有り	有り	－	有り	有り	公表（事務所にて閲覧）	有り	〇	
京都府	指名競争入札	0/373	0/373	0/373	0/420	0/420	0/420	×	〇 国と同様	無し	－	100万円以上の業務委託	国交省の基準	すべて公表 事務所で閲覧	×	×	
大阪府	業務の難易度から独自に設定（詳細は非公開）	0/308	0/308	9/308	0/449	0/449	15/449	〇	〇	〇	特になし	検査時の契約金額が200万を超える業務に実施	有	HP上で全業務の検査成績点 （合計得点）を公表	〇	〇	
兵庫県	プロポ発注は少数 総合評価は未実施	照会中のため空欄	無し	無し	3	無し	無し	〇	〇 国と同様	無	－	契約額200万円以上が対象	国基準を元に策定	事務所にて公表（一部を含む）	プロポで活用	×	
奈良県	プロポ：特に高度な知識や技術力が必要とされるなど技術的な工夫の余地が大きい業務 総合評価：設計金額1000万以上で技術的工夫の余地が比較的大きい業務	1	16	205	5	14	159	×	有 （独自基準）	H30年8月より総合評価方式で導入	－	100万円以上の業務委託	H29年9月より、国交省に準じた基準を採用	自社通知のみ	プロポ・総合評価方式で活用	×	
和歌山県	要領により個別に判断	無し	47/441	0/441	無し	49/399	0/399	×（3,000万円未満） 〇（3,000万円以上）	〇 （予定価格（税抜き）3,000万円未満のうち総合評価方式以外の業務）	〇 （予定価格（税抜き）3,000万円未満のうち総合評価方式を適用する業務。予定価格（税抜き）3,000万円以上の全ての業務）	特別重点調査 （予定価格（税抜き）3,000万円以上の全ての業務において、入札金額が予定価格（税抜き）に100分の70を乗じて得た額に満たない者を対象とする。特に重点的に調査を実施し、必要に応じ低入札価格入札者に対し事情聴取を実施。）	有り	有り	開示請求で可能	有り	×	
京都市	総合評価方式ガイドライン（業務委託編） プロポーザル等実施手続ガイドライン 京都市建設局プロポーザル方式等業務受託候補者選定要綱	1/64	0/64	0/64	0/59	0/59	0/59	×	〇 国と同様＋ランダム係数	〇 総合評価	－	〇	〇 国交省の基準	自社通知のみ 公表なし	×	×	
大阪市	「大阪市業務委託総合評価落札方式運用ガイドライン」による。（この中に、発注方式の選択についての記載がある。	14/166	0/166	0/166	37/162	0/162	0/162	〇	〇	〇	特になし	検査時の契約金額が100万を超える業務に実施	有	HP上で全業務の検査成績点（合計得点）を公表	〇	〇	
神戸市	業務の難易度から独自に設定	2/174	0/174	0/174	2/179	0/179	0/179	〇	〇	〇	無	200万円以上の業務	国交省に準じた基準を採用	受注者への通知のみ	×	〇	
堺市	独自に金額と内容から設定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	〇	〇	×	×	200万円を超える業務	国交省の基準を採用	HP上で検査成績点(合計得点)を公表	×	×	

令和8年度　発注機関別入札・契約方式等の実施状況

記入様式-1

中国ブロック（ 令和8年3月31日時点 ）

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況							②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	（令和7年度業務）			（令和6年度業務）			事後：〇 事前：×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有：〇 制度無：×	
		プロポ	総合評価		プロポ	総合評価											
			技術提案有	技術提案無		技術提案有	技術提案無										
国交省 中国地整	プロポ：本格導入 総合評価：本格導入 ガイドラインにより実施	222/737	425/737	－	216/662	366/662	－	〇	－	〇 【一般管理費等算入率】 0.50 【上下限値】 60～81%	・予定価格1,000万円を超える業務は低入札調査制度、予定価格500万円～1,000万円の業務は品質確保基準価格調査制度（低入札調査制度に準じる） ・価格競争時の低入札による契約は増員担当技術者（管理技術者と同等）の配置の義務付け⇒配置ができない場合、当該入札者の入札を無効とする ・総合評価方式おいては履行確実性評価の実施 ・低入札による契約は、第3者照査、管理技術者の手持ち業務量制限、現場常駐等が課される。	〇 100万円以上の業務委託	〇	事務所で閲覧可 R6.4.1以降の公表分はHPにて閲覧可	〇 選定・指名段階、特定・入札段階における業務成績（配置予定管理技術者）は技術者評定点により評価	〇	『技術評価点の見直し』調査設計業務 80点→81点へ引き上げを実施 評価項目 成績・表彰 配点ウエイト
鳥取県	プロポ：本格導入 総合評価：本格導入（実施要領を作成，「技術提案型」，「簡便型」，「地域密着型」の3種類）	0/283	－	175/283	0/251	－	127/251	〇 （予定価格800万円以上） × （予定価格800万円未満）	－	〇（200万円以上） （国交省計算式×1.1） ◇成果品重点確認価格 【一般管理等費用算入率】 5.7 【上限値】 予定価格の～8.6/10	【成果品重点確認制度（成果品重点確認価格）】 ・成果品重点確認価格を下回る落札金額で受注した者は以下の措置を行う。 1）重点配置技術者の配置(他の成果品重点確認業務と兼務禁止) 2）履行体制の確認、　3）業務計画書の内容の聴取 4）業務の節目毎の照査報告 5）現地作業を伴う業務における履行確認の強化（管理技術者等が現場常駐し、翌日の16時までに写真及び日報を提出） 【低入札価格調査制度（調査基準価格）】 ・入札時に意向確認書を提出し、調査基準価格を下回る入札を行った者は、開札の翌日から2日以内に低入札資料を提出。入札時に意向確認書を提出しなかった場合は、入札を無効とする ・調査基準価格を下回る落札金額で受注した者は、成果品重点確認制度の措置に加え、以下の措置を行う。 1）契約保証の不免除、　2）前金払率の低減 3）配置技術者の専任配置、　4）第三者照査の義務化	〇 100万円以上の業務委託	〇 独自に策定	事務所で閲覧可	〇 ・県内業者の総合評価落札方式における評価項目、指名競争入札の業者選定等に反映	〇 （県内・準県内業者、若手優良技術者表彰、県外部門表彰）	
島根県	プロポ：試行導入（試行要領を作成） 総合評価：試行導入（運用の手引きを作成，「テーマ設定型」，「技術者評価型(一般型)」，「技術者評価型(簡易型)」の3種類）	0/547	－	2/547	0/829	－	6/829	〇	〇（1,000万円未満） （国交省計算式）	〇（1,000万円以上） （国交省計算式）	・契約保証金等の納付 ・管理（主任）技術者の専任配置(資格保有者に限定) ・第3者照査 ・当該業務の評価点が70点未満の場合、評価点の通知のあった日の属する年度、及び翌年度は入札に参加できない	〇 100万円以上の業務委託	〇 国交省に準じた基準を採用	事務所で閲覧可	〇 ・総合評価方式の客観点数に活用	〇 （県内業者・準県内業者対象）	
岡山県	原則指名競争入札 プロポ：本格導入 総合評価：未導入	0/1034	未導入	未導入	0/827	未導入	未導入	〇	〇 （1,000万円未満） 非公表	〇（1,000万円以上） (国交省計算式) 【一般管理費等算入率】 0.50 【上下限値】 予定価格の2/3～8.5/10	・低入札調査基準価格を下回って契約した場合、当該業務完了まで当該契約と同一の業務区分に係る業務委託の指名除外 ・第3者照査	〇 500万円以上の業務委託	〇 国交省に準じた基準を採用	自社通知のみ	〇 ・業者選定及び技術者育成に活用	〇 （県内営業所を有し、20人以上の技術者を常駐させている者又は一級建築士登録ある者対象）	
広島県	プロポ：本格導入 総合評価：本格導入（実施要領を作成）	0/261	－	101/261	0/264	－	141/264	×	〇（総額失格基準と呼称） 応札者5者未満：入札価格の平均額×0.9 応札者5者以上：入札価格の平均額－標準偏差×1.0 ※応札者数は予定価格に対して適切に積算されていると認められないものを除く	〇 応札者5者未満：入札価格の平均額×0.95 応札者5者以上：入札価格の平均額－標準偏差×0.5 【上下限値】 予定価格の85%～90% ※応札者数は予定価格に対して適切に積算されていると認められないものを除く	・第3者照査 ・管理技術者の専任 ・契約保証金（業務委託料の10分の1以上） ・社会保険労務士による労務監査を受け、その意見書を付して業務完了後調査資料を提出（完了検査合格後2ヶ月以内） ・契約不適合責任期間：成果物引渡し日を受けた日から起算して6年に延長	〇 500万円以上の業務委託	〇 国交省に準じた基準を採用	事務所で閲覧可	〇 ・入札参加資格審査、総合評価方式の客観点数に活用	〇 （県内本店業者対象）	
山口県	原則指名競争入札 プロポ：本格導入 総合評価：試行導入（実施要領を作成）	2/616	－	13/616	5/690	－	15/690	〇	〇（300万円未満） （国交省計算式）	〇（300万円以上） （国交省計算式）	・管理（主任）技術者の専任配置 ・第3者照査	〇 100万円以上の業務委託	〇 国交省に準じた基準を採用	事務所で閲覧可	〇 ・総合評価方式の評価項目として活用	〇 （県内業者・一定数の技術者を県内営業所等に常駐させている県外業者が対象）	
岡山市	原則一般競争入札 プロポ：本格導入 総合評価：未導入	0/206	未導入	未導入	0/186	未導入	未導入	〇	〇（5,000万円未満） （国交省計算式） 上下限値の変更 【上下限値】 予定価格の6/10～8.1/10	〇（5,000万円以上） （国交省計算式） 上下限値の変更 【上下限値】 予定価格の6/10～8.1/10	・契約保証金の納付（契約金額の30%以上） ・前払金の低減（契約金額の10分の1以内） ・入札参加制限（当該入札に係る契約履行完了までの間，他の対象コンサルタント業務の入札に参加できない）　等	〇 200万を超える業務	〇 国交省の基準を一部変更して適用	自社通知のみ	〇 持ち点制度 業務で高評価を続け所定の持ち点を超えた場合、優良受託者として表彰 指名保留	〇 （優良工事施工業者表彰基準を準用）	
広島市	プロポ：本格導入 総合評価：未導入	1/303	未導入	未導入	1/239	未導入	未導入	〇	〇（27,000万円未満） （国交省計算式×偶発値×1.1）	〇（27,000万円以上） （国交省計算式×偶発値×1.1）	・低入札価格調査報告書の提出が必要（開札日より5日以内） ・調査基準価格の85%を下回る場合は、さらに諸経費等内訳書及び労務費内訳書を提出 ・総額失格基準を満たしていない場合、報告書を提出しなかった場合、報告書に不備がある場合は、その者の入札は無効	〇 100万円を超える業務委託	〇 国交省の基準を一部変更して適用	事務所で閲覧可	〇 ・一般競争入札の参加要件に反映	〇 （市内本店業者対象）	

令和8年度　発注機関別入札・契約方式等の実施状況

記入様式-1

四国ブロック（ 令和8年3月31日時点 ）

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況							②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	（令和7年度業務）			（令和6年度業務）												
		プロポ	総合評価		プロポ	総合評価		事後：〇 事前：×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有：〇 制度無：×	
			技術提案有	技術提案無		技術提案有	技術提案無										
国交省 四国地整	ガイドラインにより実施	〇 175/517	〇 290/517	〇 52/517	〇 162/492	〇 276/492	〇 54/492	〇	無し	有り	—	実施	有り	HPで公表	有り	〇	
徳島県	・プロポ無し ・総合評価有り	× 0/516	× 0/516	〇 8/516	× 0/574	× 0/574	〇 10/574	〇	〇	×	—	〇	〇	事務所で閲覧可	〇 （総合評価で活用）	〇	
香川県	総合評価あり プロポーザルあり	〇 0/544	-	〇 119/544	〇 0/544	-	〇 72/544	〇	〇	〇	-	〇 500万以上の設計業務	〇	HPで公表	〇 総合評価に活用	×	
愛媛県	プロポ有り 総合評価有り	× 0/618	× 0/618	〇 3/618	〇 1/610	× 0/610	× 0/610	×	〇	〇	×	〇 （500万円以上）	〇	HPで公表	〇 総合評価に活用	×	R7.6.1公告から、一部業務で総合評価落札方式導入
高知県	・プロポ有り（少数） ・総合評価有り	× 1/548	× 0/548	〇 83/548	× 1/511	× 0/511	〇 80/511	〇税込500万円以上 ×税込500万円未満	〇	〇	-	〇 （一部:500万円以上）	〇	事務所で閲覧可	〇	×	R6.4.1公告等から、総合評価方式及び低入札調査制度の導入、予定価格の事後公表を500万円以上に拡大

九州・沖縄ブロック（ 令和8年3月31日時点 ）

発注機関名	①プロポーザル・総合評価落札方式の実施状況							②予定価格の公表時期	③低入札防止対策			④業務成績評価の実施と活用				⑤業務表彰制度	トピックス等
	方式選定の考え方	（令和7年度業務）			（令和6年度業務）												
		プロポ	総合評価		プロポ	総合評価		事後：〇 事前：×	最低制限価格制度	低入札調査制度	その他の対策	業務成績評価の実施	業務成績評価基準有無	公表のレベル	業務成績活用の有無	制度有：〇 制度無：×	
			技術提案有	技術提案無		技術提案有	技術提案無										
国交省 九州地整	ガイドラインにより実施	〇	〇	×	〇	〇	×	〇	〇	〇	-	〇	〇	公表	〇	〇	令和7年3月に「業務の適正執行のための勘所」を策定
沖縄総合事務局	ガイドラインにより実施	〇	〇	×	〇	〇	×	〇	〇	〇	-	〇	〇	公表	〇	〇	
福岡県	プロポは特殊業務を数件発注。総合評価は未導入。	2/1191	×	×	4/1803	×	×	〇	×	×	〇低入札防止対策を実施中	〇500万円を超える業務委託	〇国交省の基準を採用	×	×	×	
佐賀県	H31.4より1,000万円以上の設計業務において、総合評価方式を導入。R3年5月より対象工種拡大6→10	3/436	2/436	27/436	13/513	1/513	21/513	〇	〇 要領あり	—	—	〇 300万円以上の委託業務	〇 R3.5改訂	受注者へ通知及び現地発注機関で閲覧可	〇 総合評価で活用	〇	
長崎県	国の斜め像限図に基づき、簡易型は像限図の右上、特別簡易型は像限図の左側のイメージで実施	〇 0/1115	-	〇 17/1115	〇 0/438	-	〇 15/438	〇	〇 79～82%	× （建設工事有）	—	〇 500万円を超える業務委託	〇 R3.10改訂 国交省方式	自社通知及び発注機関にて閲覧可能	◯ 指名基準・総合評価で活用	〇 県内企業のみを対象	
熊本県	技術的工夫の余地が大きい業務では、プロポ・総合評価とも実施	0件/827件	1件/827件	0件/827件	0件/627件	3件/627件	0件/627件	×	〇 60～85%	〇	-	〇 250万円以上の業務委託	〇 県独自の基準	受注者への通知・県庁情報プラザ及び出先技術管理課で閲覧可能	〇 総合評価で活用	〇 県内企業のみを対象	
大分県	・総合評価未導入 ・技術的な工夫の余地が大きい業務ではプロポを採用	1/904	×	×	1/800	×	×	×	×	×	—	〇	〇	〇 （各土木事務所で閲覧）	〇 （指名時の参考資料）	〇 （R5より試行）	
宮崎県	総合評価落札方式においてJV型を導入	× 0/491	× 0/491	〇 5/491	× 0/503	× 0/503	〇 8/503	〇	〇 上限81%	〇 総合評価方式のみ	-	〇 200万円上の業務委託	〇 国交省方式	自社通知及び出先事務所にて閲覧可能	〇 指名時に活用	〇 R8年度より	地元県部会との意見交換会を実施。 R2よりJV型を実施
鹿児島県	R4年度より総合評価方式を試行（道路詳細設計） R7年度より（砂防詳細設計）追加	〇 2/625	× 0/625	〇 21/625	× 0/637	× 0/637	〇 9/637	〇	〇 測量82% 設計81% 調査85%	〇 測量82% 設計81% 調査85%	—	〇 100万円以上の業務委託	国交省に準じた基準を採用	自社通知のみだが、閲覧をしようとする者は、閲覧簿に記載事項を記入し閲覧可能	〇 指名基準・総合評価で活用	〇 県内企業のみを対象	
沖縄県	プロポ・総合評価とも実施。実施基準はHPにアップ	〇 6/815	〇 6/815	〇 63/815	〇 17/768	〇 14/768	〇 60/768	〇	〇 国と同様	〇 総合評価で適用	最低制限以下は失格	〇 500万円以上の業務委託	〇 県独自の基準	公表	〇 総合評価・プロポに活用	〇	総合評価は殆どが現場技術業務である。一般競争入札が増えてきている。
北九州市	総合評価：制度有 プロポーザル：制度有（R3.4.1～）	未集計	1	0	未集計	2	0	×	〇	〇	—	200万円を超える業務委託	市独自の基準	HP公表	〇 総合評価で活用	〇	
福岡市	プロポは各局の基準 総合評価は未導入	× （O/160）	× （O/160）	× （O/160）	× （O/183）	× （O/183）	× （O/183）	×	〇 （令和6年改訂 81%）	無	無	〇 100万円以上の業務委託	〇 国交省方式	自社通知 閲覧も可能	有 （業務表彰で活用）	〇	R6年度は業務委託で3社表彰
熊本市	総合評価については具体的な発注予定はない。	〇 16/333	× 0/333	× 0/333	〇 4/281	× 0/281	〇 1/281	×	〇 60～85%	×	-	〇 R7.5.1要綱改定	〇 市独自の基準	非公表	×	×	

令和8年度　建設コンサルタントの要望と提案に関する自治体の対応状況 ［ 令和8年4月1日時点 ］　※赤字は令和6年度調査結果からの変更点

記入様式－2

北海道ブロック（令和8年4月1日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化	
	①-1 人工の開示	①-2 経費積算条件の開示度	①-3 見積徴収時の予定価格の設定方法	①-4 質問への回答の適切性	②-1 事務所発注金額上限値の設定	②-2 共同設計方式(JV)の採用	②-3 若手・女性の優遇制度	②-4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②-5 技術士・RCCMの活用	②-6 建設コンサルタント登録制度の活用	②-7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②-8 設計変更金額の上限値の制限有無	③-1 受発注者合同現地踏査の実施	③-2 業務管理スケジュール表の活用	③-3 ワンデーレスポンスの実施	③-4 条件明示チェックシートの活用	③-5 赤黄チェックの実施	③-6 三者会議の実施	④-1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤-1 3月末工期の案件率（R7orR6年度業務）	⑤-2 1～3月工期の案件率（R7orR6年度業務）
北海道開発局	開示	開示	非公表	適切	2000万円未満	○	○	○（試行）	○	○	○	不明	○	○	○	○	○	○	○	36%	80%
北海道	開示	開示	平均値	適切	×	○	×	×	○	○	○	不明	○	○	○	○	○	○	○	59%	77%
札幌市	開示	開示	平均値	適切	×	○	○	○	○	×	○	不明	○	○	○	○	○	○	○	65%	79%

東北ブロック（令和8年4月1日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化	
	①-1 人工の開示	①-2 経費積算条件の開示度	①-3 見積徴収時の予定価格の設定方法	①-4 質問への回答の適切性	②-1 事務所発注金額上限値の設定	②-2 共同設計方式(JV)の採用	②-3 若手・女性の優遇制度	②-4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②-5 技術士・RCCMの活用	②-6 建設コンサルタント登録制度の活用	②-7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②-8 設計変更金額の上限値の制限有無	③-1 受発注者合同現地踏査の実施	③-2 業務管理スケジュール表の活用	③-3 ワンデーレスポンスの実施	③-4 条件明示チェックシートの活用	③-5 赤黄チェックの実施	③-6 三者会議の実施	④-1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤-1 3月末工期の案件率（R7orR6年度業務）	⑤-2 1～3月工期の案件率（R7orR6年度業務）
国交省東北地整	開示	開示	中間値・平均値	適切	無し	有り	若手・女性あり	有り	技術士 国土交通省登録技術者 土木学会認定 土木技術	有り	国を準用	無し	有り	有り	有り	有り	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	51%	64%
青森県	開示	開示	中間値・平均値	適切	無し	有り	若手・女性あり	有り	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	有り	無し	有り	有り （一部活用）	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	63%	76%
秋田県	開示	開示	中間値・平均値	適切	無し	有り	若手・女性あり	有り	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	無し	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	46%	63%
岩手県	開示	開示	中間値・平均値	適切	無し	有り	若手・女性あり	有り	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	有り	無し	有り	有り	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	36%	45%
宮城県	開示	開示	中間値・平均値	適切	有り	有り	若手・女性あり	有り	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	無し	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	35%	44%
山形県	開示	開示	中間値・平均値	適切	有り	有り	若手・女性あり	有り	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	有り	有り	有り	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	55%	63%
福島県	開示	開示	中間値・平均値	適切	無し	無し （プロポのみあり）	若手・女性あり	有り	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	有り	無し	有り	有り	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	59%	68%
仙台市	開示	開示	最低値（異常値を除く）	適切	無し	無し	若手・女性あり	有り	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	有り （必要に応じて）	有り	有り	有り	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	50%	59%

令和8年度　建設コンサルタントの要望と提案に関する自治体の対応状況 ［ 令和8年4月1日時点 ］　※赤字は令和6年度調査結果からの変更点

記入様式－2

関東ブロック（令和8年4月1日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化	
	①−1 人工の開示	①−2 経費積算条件の開示度	①−3 見積徴収時の予定価格の設定方法	①−4 質問への回答の適切性	②−1 事務所発注金額上限値の設定	②−2 共同設計方式(JV)の採用	②−3 若手・女性の優遇制度	②−4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②−5 技術士・RCCMの活用	②−6 建設コンサルタント登録制度の活用	②−7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②−8 設計変更金額の上限値の制限有無	③−1 受発注者合同現地踏査の実施	③−2 業務管理スケジュール表の活用	③−3 ワンデーレスポンスの実施	③−4 条件明示チェックシートの活用	③−5 赤黄チェックの実施	③−6 三者会議の実施	④−1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤−1 3月末工期の案件率（R7orR6年度業務）	⑤−2 1～3月工期の案件率（R7orR6年度業務）
国交省 関東地整	開示	開示	平均	適切	—	JVでの参加は可能	有り	有り	有り	有り	有り	基本的には無し 30%の上限は指示されることもあり	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	－	－
茨城県	見積で決定した歩掛は開示	開示	平均的または最頻値	設計金額公表のため質問なし	3000万円未満	無し	無し	有（総合評価の選択加点項目	技術士とRCCM	有り	無し	無し	有り	有り	無し	有り	有り	有り(有償で人件費のみ計上可)	有り	当初　31% 変更　31%	当初　47% 変更　44%
栃木県	開示	開示	最高値及び最低値を除いた見積りの平均価格に対して30%以上の差異のあるものを排除し、それ以外の見積りの平均的又は最頻度の歩掛を採用	適切	5000万円未満	無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	独自に作成	有り （当初金額の3割）	有り	無し	有り	無し	有り	有り	有り	有り	43%
群馬県	見積で決定した歩掛は開示	一部開示	異常値（±30%超）を除いた見積の平均価格（平均の直近下位）を歩掛として採用	適切	上限なし	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	独自に作成	有り・3割 無し	無し	無し	有り	図面と現場の不一致を減らすための基準チェックシート有	有り	有り(有償で人件費、旅費交通費、資料作成費のみ計上可)	有り	（R7年度） 当初：12% 変更後：31%	（R7年度） 当初：29% 変更後：42%
埼玉県	開示	開示	平均値に最も近い値	適切	2000万円未満	ほとんど無し	無し	有（総合評価の選択加点項目	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	有り	無し	原則2日以内に回答	無し	有り	有り （実施要領（案）策定：歩掛有）	有り	45.90%	63.40%
千葉県	一部開示	一部開示	平均的又は最頻値	適切	3000万円未満	無し	無し	有（総合評価の選択加点項目	技術士とRCCM	有り	有り	有り （当初金額の3割）制度としては明確に規定なし	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	当初：40.6% 変更後：17.7%	当初：64.2% 変更後：52.1%
東京都	原則開示	案件により非開示	5者のうち中間3者の平均値	適切	2000万円未満	無し	有（総合評価の選択加点項目	有（総合評価の選択加点項目	技術士とRCCM	無し	独自に作成	無し	案件により実施	有り 特記仕様書に具体的に明記	有り	無し	有り 特記仕様書に具体的に明記	有り （実施要領（案）策定：歩掛有）	有り	R7:14%	R7:48.5%
神奈川県	開示	開示	中間値・平均値	適切	2億円未満	ほとんど無し	若手あり	総合評価方式で加点の場合あり	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	有り	無し	有り	無し	有り	有り（実施要領及び歩掛もあり）	有り	調査中	調査中
山梨県	非公開	非公開	平均値または最頻値	適切	8,000万円未満 ただし特設事務所は4,000万円未満	無し	無し	総合評価落札方式で加点	技術士とRCCM	有り	有り	なし	有り 1回／1業務計上	有り	有り 共通仕様書第1111条に明記	有り	有り	有り 5千万以上の工事で実施	有り	27%	42%
長野県	開示	開示	中間値・平均値	適切	上限なし	ほとんど無し	若手・女性あり	有り	技術士とRCCM	有り	国を準用	無し	無し	有り	有り	有り	有り	有り	有り	20%	31%
さいたま市	非開示	非開示	最低値	案件により不適切	上限なし	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	無し	無し	無し	無し	無し	無し	有り	有り	無し	—	—
千葉市	一部開示	一部開示	中間値・平均値	案件により不適切	上限なし	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	無し		無し	無し	無し	無し	有り	無し	有り	—	—
横浜市	一部開示	一部開示	中間値・平均値	ほぼ適切	上限なし	ほとんど無し	無し	有り （下水道河川局と全国上下水道コン協会が締結）	技術士とRCCM	有り	有り	無し	有り	無し	有り	有り	有り	有り	有り	—	—
川崎市	一部開示	一部開示	中間値（建設緑政局など）、最低値	案件により不適切	上限なし	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	無し	無し	無し	無し	無し	無し	有り	有り(有償で人件費のみ計上可)	有り	—	—
相模原市	開示	開示	基本的に中間値	適切	上限なし	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	無し	無し	有り	無し	有り	無し	有り	有り	有り	—	—

令和8年度　建設コンサルタントの要望と提案に関する自治体の対応状況 ［ 令和8年4月1日時点 ］　※赤字は令和6年度調査結果からの変更点

記入様式－2

北陸ブロック（令和8年4月1日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化	
	①−1 人工の開示	①−2 経費積算条件の開示度	①−3 見積徴収時の予定価格の設定方法	①−4 質問への回答の適切性	②−1 事務所発注金額上限値の設定	②−2 共同設計方式(JV)の採用	②−3 若手・女性の優遇制度	②−4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②−5 技術士・RCCMの活用	②−6 建設コンサルタント登録制度の活用	②−7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②−8 設計変更金額の上限値の制限有無	③−1 受発注者合同現地踏査の実施	③−2 業務管理スケジュール表の活用	③−3 ワンデーレスポンスの実施	③−4 条件明示チェックシートの活用	③−5 赤黄チェックの実施	③−6 三者会議の実施	④−1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤−1 3月末工期の案件率（R7orR6年度業務）	⑤−2 1～3月工期の案件率（R7orR6年度業務）
国交省 北陸地整	見積依頼工種のみ	見積依頼工種で直人比率のものは開示	平均直近下位	適切	3.9億円未満	有り	有り	有り	有り	有り	有り	無し	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	35%（R7年度）	59%（R7年度）
新潟県	非開示	開示	最低値	適切	上限なし	有り	無し	無し	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	その他	無し	有り	無し	有り	有り（有償で人件費・経費計上可）	有り	29%（R7年度）	39%（R7年度）
富山県	開示	一部開示	平均直近下位	適切	2000万円未満	無し	無し	無し	無し	有り	有り	無し	有り（試行）	無し	無し	無し	有り	有り（有償で人件費・経費計上可）	有り	35%（R7年度）	64%（R7年度）
石川県	非開示	非開示	平均直下	適切	5000万円未満	無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	無し	無し	無し	無し	有り	無し	有り	有り（有償で人件費・経費計上可）	有り	27%（R7年度）	66%（R7年度）
新潟市	開示	開示	平均直近下位	適切	上限なし	無し	無し	無し	有り	有り	有り	無し	無し	無し	有り	有り	有り	有り（有償で人件費・経費計上可）	有り	35%（R7年度）	49%（R7年度）

中部ブロック（令和8年4月1日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化	
	①−1 人工の開示	①−2 経費積算条件の開示度	①−3 見積徴収時の予定価格の設定方法	①−4 質問への回答の適切性	②−1 事務所発注金額上限値の設定	②−2 共同設計方式(JV)の採用	②−3 若手・女性の優遇制度	②−4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②−5 技術士・RCCMの活用	②−6 建設コンサルタント登録制度の活用	②−7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②−8 設計変更金額の上限値の制限有無	③−1 受発注者合同現地踏査の実施	③−2 業務管理スケジュール表の活用	③−3 ワンデーレスポンスの実施	③−4 条件明示チェックシートの活用	③−5 赤黄チェックの実施	③−6 三者会議の実施	④−1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤−1 3月末工期の案件率（R7orR6年度業務）	⑤−2 1～3月工期の案件率（R7orR6年度業務）
国交省 中部地整	開示	開示	最頻値・平均直下	適切	3.4億円未満	年間10件以上	若手のみ	有り	両者有り	有り	無し	目途有り（当初金額の3割）	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	—	—
岐阜県	開示	開示	平均直下	適切	上限あり（3億円未満の工事に限る）	無し	無し	有り	技術士とRCCM	有り	有り	無し	有り	無し	有り	有り	有り	有り	有り	37%	55%
静岡県	開示	適切	平均直下	適切	有り（2千万円未満）	無し	無し	有り	両者有り	有り	有り	無し（R7.10月改正）	無し	無し	有り	有り	有り	有り（有償で人件費のみ計上可）	有り	31%	47%
愛知県	開示	開示	平均直下	適切	上限なし	無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	独自に作成	有り（当初金額の3割）	有り	無し	有り	有り	有り	有り	有り	45%	59%
三重県	開示	開示	平均直下	適切	・決裁は2億円未満	無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	有り	無し 事務所単独決済可能上限は3割・3,000万円 必要な手続きを行えば変更可	有り	無し	無し	無し	有り	有り（有償）	有り	63%	54%
静岡市	無し	開示	平均直下	適切	無し	無し	無し	無し	技術士及びRCCM	有	有	無し	無し	無し	有り	有り	有り	無し	有り	17%	40%
浜松市	無し	開示	平均直下	適切	無し	無し	若手あり 女性なし	無し	技術士とRCCM	無し	有り	有り（当初金額の3割）	有り	無し	有り	有り	無し	有り	有り	17%（R7）	40%（R7）
名古屋市	非開示	非開示	最頻値・平均直下	適切	上限なし	ほとんど無し	無し	有り	技術士とRCCM	有り	無し	無し	無し	有り	無し	無し	有り	無し	有り	37%	50%

令和8年度　建設コンサルタントの要望と提案に関する自治体の対応状況 ［ 令和8年4月1日時点 ］　※赤字は令和6年度調査結果からの変更点

記入様式－2

近畿ブロック（令和8年4月1日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化	
	①−1 人工の開示	①−2 経費積算条件の開示度	①−3 見積徴収時の予定価格の設定方法	①−4 質問への回答の適切性	②−1 事務所発注金額上限値の設定	②−2 共同設計方式(JV)の採用	②−3 若手・女性の優遇制度	②−4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②−5 技術士・RCCMの活用	②−6 建設コンサルタント登録制度の活用	②−7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②−8 設計変更金額の上限値の制限有無	③−1 受発注者合同現地踏査の実施	③−2 業務管理スケジュール表の活用	③−3 ワンデーレスポンスの実施	③−4 条件明示チェックシートの活用	③−5 赤黄チェックの実施	③−6 三者会議の実施	④−1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤−1 3月末工期の案件率（R7orR6年度業務）	⑤−2 1～3月工期の案件率（R7orR6年度業務）
国交省 近畿地整	開示	開示	中間値・平均値	適切	3.4億円	有	有（試行）	無	有	有	有	有（当初金額の3割）	有	有	有	有	有	有	有	R6 37%	R6 52%
福井県	非開示	非開示	中間値・平均値	適切	5000万円未満	ほとんど無し	無し	その他	技術士とRCCM	有り	有り	無し	無し	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	23%（R7）	63%（R7）
滋賀県	開示	開示	平均値	適切	5，000万円未満	無し	有り	有り	有り	有り	有り	無し	有り	無し	有り	有り	有り	有り	有り	20% （R7年度）	35% （R7年度）
京都府	非開示	非開示	平均に最も近い値	適切	3000万円	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	有り	無し	無し	無し	有り	無し	無し	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	47.2%(R7)	67.6%(R7)
大阪府	開示	非開示	中間値・平均値	適切	上限なし	無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	有り	無し	有り	有り	有り	有り	有り	有り(有償で人件費・経費を計上)	有り	R5年度 2% R6年度 2%	R5年度 56.5% R6年度 47.4%
兵庫県	見積で決定した歩掛は開示	開示	異常値を排除した平均値	適切	上限なし	無し	無し	有り	技術士とRCCM	有り	有り	無し	無し	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	R6年度実績 0.42	R6年度実績 0.48
奈良県	見積りで決定した歩掛は開示	開示	中間値・平均値	適切	あり ５千万円未満	有り	無し	無し	技術士とRCCM	有り	H29年4月より奈良県版を適用	無し	無し	有り	無し	有り	有り	有り （有償で人件費・経費計上可）	有り	－	－
和歌山県	非表示	非表示	平均値・最低値	適切	上限なし	土木関係建設コンサルタント業務：無し 建築関係建設コンサルタント業務：有り	有り	有り	技術士・RCCM	有り	有り	無し	無し	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費のみ計上可)	有り	R7 26.5 % R6 26.4%	R7 46.8% R6 45.2%
京都市	開示 （見積歩掛の場合）	開示	中間値・平均値	質問対象外	上限なし	無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	有り （土木工事設計変更ガイドラインを準用）	無し	無し	無し	無し	無し	有り	無し	有り	R7 41%	R7 61%
大阪市	開示	開示	不明	適切	上限なし	無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	有り	無し （分離不可かつ契約目的が変わらない場合）	無し	無し	無し	無し	有り	無し	無し	R6年度 46.0%	R6年度 63%
神戸市	非開示	非開示	平均値	適切	上限なし	有	有	有	有	有	有	無	有	無	有	無	有	無	有	41% （R7）	59% （R7）
堺市	標準歩掛以外は設計図書に明記	開示	開示	適切	上限なし	有り	無し	無し	技術士とRCCMを一部活用	有り	独自に作成	有り （当初設計金額の3割）	無し	無し	有り	無し	無し	無し	有り	R6 32% R7 31%	R6 72% R7 86%

令和8年度　建設コンサルタントの要望と提案に関する自治体の対応状況 ［ 令和8年4月1日時点 ］　※赤字は令和6年度調査結果からの変更点

記入様式－2

中国ブロック（令和8年4月1日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化	
	①-1 人工の開示	①-2 経費積算条件の開示度	①-3 見積徴収時の予定価格の設定方法	①-4 質問への回答の適切性	②-1 事務所発注金額上限値の設定	②-2 共同設計方式(JV)の採用	②-3 若手・女性の優遇制度	②-4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②-5 技術士・RCCMの活用	②-6 建設コンサルタント登録制度の活用	②-7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②-8 設計変更金額の上限値の制限有無	③-1 受発注者合同現地踏査の実施	③-2 業務管理スケジュール表の活用	③-3 ワンデーレスポンスの実施	③-4 条件明示チェックシートの活用	③-5 赤黄チェックの実施	③-6 三者会議の実施	④-1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤-1 3月末工期の案件率（R7orR6年度業務）	⑤-2 1～3月工期の案件率（R7orR6年度業務）
国交省 中国地整	開示	開示	中間値・平均値	適切	上限なし	ほぼ全件が対象	若手有り ・総合評価で管理技術者に若手技術者（40歳以下）を配置した場合に加点評価 若手・女性活躍(WLB促進)企業の評価 ・全業務を対象に、指名段階で「えるぼし」,「くるみん」,「ユースエール」認定企業を加点 ・中国地方整備局発注業務で若手優秀技術者表彰を受けた経験がある者を加点	業務内容により一部で有り 「業務チャレンジ型」の試行実施 ・地域内の本店有無を評価項目に加えた業務チャレンジ型(Ⅱ型)を追加（対象：予定価格20百万円未満） 「地元企業参加型JV」評価の試行導入 同一県内の事務所及び県、政令市との災害支援協定を締結している者を評価基準に追加可能	技術士 国交省登録技術者資格 土木学会認定技術者 等 ※プロポ・総合評価の一部で、組合せ加点を試行（技術士＋RCCMを除く国交省登録資格で追加加点）	有り	有り	無し	詳細設計業務のほぼ全案件で実施 特記仕様書に記載	全ての詳細設計業務・検討業務等で実施 特記仕様書に記載	全ての業務において実施 共通仕様書に明記	詳細設計業務のほぼ全案件で実施 特記仕様書に記載	詳細設計において赤黄チェック義務化	有り(有償で人件費・経費計上可)	全ての業務で実施（災害対応等を除く） 特記仕様書に記載	（土木コン＋測量＋地質調査） R3：0.46 R4：0.40 R5：0.39 R6：●● R7：●●	（土木コン＋測量＋地質調査） R3：0.73 R4：0.72 R5：0.67 R6：0.43 R7：●●
鳥取県	開示	開示	平均値 （平均値直下の業者の見積採用）	適切	5,000万円未満	制度有り （落札実績有り）	若手・女性有り （総合評価の一部で加点対象）	無し	技術士 RCCM 国交省登録技術者資格の一部	有り	有り	無し	適用業務は特記仕様書に明記	無し	有り	有り	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	R3：0.31 R4：0.24 R5：0.32 R6：●● R7：●●	R3：0.46 R4：0.47 R5：0.47 R6：0.42 R7：●●
島根県	開示	開示	平均値 （平均値直下の業者の見積採用）	適切	4,000万円未満	制度無し	若手（満45歳以下）・女性有り ・若手（満45歳以下）・女性について総合評価で管理補助技術者を評価 ・若手（満35歳以下）について総合評価で担当技術者配置の場合に加点	総合評価方式において一部有り	技術士 RCCM 国交省登録技術者資格	無し （R7.8月より、総合評価方式業務委託の評価項目から除外）	独自に作成	無し	適用業務は特記仕様書に明記	無し	有り	有り	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	全ての業務で実施（災害対応等を除く） 特記仕様書に記載	R3：未整理 R4：未整理 R5：未整理 R6：●● R7：●●	R3：0.46 R4：0.47 R5：0.49 R6：0.49 R7：●●
岡山県	開示	開示	平均値 （平均値直下の業者の見積採用）	適切	5,000万円未満	制度無し	無し	無し	技術士 RCCM 土木学会認定技術者 等	有り	国を準用	無し	適用業務は特記仕様書に明記	無し	共通仕様書に明記	類似の業務チェックリストによる運用	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り （特記仕様書に明記）	R3：未整理 R4：未整理 R5：未整理 R6：●● R7：●●	R3：0.49 R4：0.43 R5：0.45 R6：0.44 R7：●●
広島県	開示	開示	平均値 （平均値直下の業者の見積採用）	適切	上限なし	制度有り （落札実績無し）	若手・女性有り 総合評価（実績評価2型）で若手又は女性を管理技術者とする場合に加点）	有り （過去5年間の災害等に関する業務の受注実績）	技術士 RCCM	有り	国を準用	無し	適用業務は特記仕様書に明記	無し	共通仕様書に明記	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り （特記仕様書明記）	R3：0.32 R4：0.30 R5：未整理 R6：●● R7：●●	R3：0.44 R4：0.43 R5：0.46 R6：0.45 R7：●●
山口県	開示	開示	単価：平均 歩掛：平均値直下	適切	上限なし	制度有り （落札実績有り）	無し	総合評価方式において一部有り （災害対応業務実績有で加点）	技術士 RCCM 国土交通省登録技術者資格等	有り	独自に作成	有り （当初金額の基本3割）	適用業務は特記仕様書に明記	無し	共通仕様書に明記	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り ※「ウィークリースタンス推進チェックシート」は令和7年12月4日以降に発注する業務から廃止	R3：未整理 R4：未整理 R5：未整理 R6：●● R7：●●	R3：0.48 R4：0.45 R5：0.45 R6：0.42 R7：●●
岡山市	開示	開示	平均値 （平均値直下の業者の見積採用）	適切	上限なし	制度無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	国を準用	無し	無し	無し	共通仕様書に明記	無し	有り	無し	有り （特記仕様書に明記）	R3：0.34 R4：0.38 R5：0.36 R6：●● R7：●●	R3：0.49 R4：0.51 R5：0.51 R6：0.51 R7：●●
広島市	一部開示	開示	その他 平均値直下の業者の見積採用	適切	上限なし	制度有り （落札実績無し）	無し	無し	技術士 RCCM	有り	無し	無し	無し	無し	共通仕様書に明記	無し	有り	無し	有り （仕様書明記）	R3：不明 R4：不明 R5：不明 R6：●● R7：●●	R3：0.46 R4：0.44 R5：0.45 R6：0.49 R7：●●

四国ブロック（令和8年4月1日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化	
	①-1 人工の開示	①-2 経費積算条件の開示度	①-3 見積徴収時の予定価格の設定方法	①-4 質問への回答の適切性	②-1 事務所発注金額上限値の設定	②-2 共同設計方式(JV)の採用	②-3 若手・女性の優遇制度	②-4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②-5 技術士・RCCMの活用	②-6 建設コンサルタント登録制度の活用	②-7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②-8 設計変更金額の上限値の制限有無	③-1 受発注者合同現地踏査の実施	③-2 業務管理スケジュール表の活用	③-3 ワンデーレスポンスの実施	③-4 条件明示チェックシートの活用	③-5 赤黄チェックの実施	③-6 三者会議の実施	④-1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤-1 3月末工期の案件率（R7orR6年度業務）	⑤-2 1～3月工期の案件率（R7orR6年度業務）
国交省 四国地整	見積依頼工種は開示有	人件費に対する割合の場合は開示	中間値	適切	3億円	有り	無し	災害支援等関係功労企業に感謝状を評価	有り 国公省登録技術者資格 組合せ加点有	有り	有り	原則有り （当初金額の3割）	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	－	－
徳島県	見積依頼工種のみ開示	事後公表 （業務により開示内容の詳細度にバラツキ有り）	異常値を除外し中間値・最低値	適切	3000万円未満	無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	有り	有り （当初金額の2割～3割）	必要に応じて実施	有り	有り	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	40.3%（R7年度） （R8.3月+R9.3月工期208/516）	56.6%(R7年度) （R8.1・2・3月+R9.1・2・3月工期292/516）
香川県	非開示	一部開示有り	異常値を除外し中間値・平均値又は最頻度	適切	2000万円未満	無し	有り	有り	技術士 RCCM	無し	有り	無し	必要に応じて実施	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費のみ計上可)	有り	7% （R7年度）	34% （R7年度）
愛媛県	非開示	一部開示有り	中間値・平均値	設計金額公表のため質問なし	1億円未満	有り	無し	有り	技術士とRCCM	有り	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	28% （R7年度、100万以上）	51% （R7年度、100万以上）
高知県	有り	一部開示あり	中間値・平均値	適切	4000万円未満	無し	有り	有り	技術士とRCCM	有り	無し	無し	無し	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費のみ計上可)	有り	33% （R7年度）	48% （R7年度）

令和8年度　建設コンサルタントの要望と提案に関する自治体の対応状況 ［ 令和8年4月1日時点 ］　※赤字は令和6年度調査結果からの変更点

記入様式－2

九州・沖縄ブロック（令和8年4月1日時点）

発注機関名	①予定価格積算における情報の開示度				②入札・契約制度								③品質の確保・向上						④ワークライフバランス改善	⑤納期の平準化	
	①−1 人工の開示	①−2 経費積算条件の開示度	①−3 見積徴収時の予定価格の設定方法	①−4 質問への回答の適切性	②−1 事務所発注金額上限値の設定	②−2 共同設計方式(JV)の採用	②−3 若手・女性の優遇制度	②−4 災害協定・地域活動に対する優遇措置	②−5 技術士・RCCMの活用	②−6 建設コンサルタント登録制度の活用	②−7 土木設計業務等変更ガイドラインの有無	②−8 設計変更金額の上限値の制限有無	③−1 受発注者合同現地踏査の実施	③−2 業務管理スケジュール表の活用	③−3 ワンデーレスポンスの実施	③−4 条件明示チェックシートの活用	③−5 赤黄チェックの実施	③−6 三者会議の実施	④−1 ウィークリースタンスへの取組み	⑤−1 3月末工期の案件率（R7orR6年度業務）	⑤−2 1～3月工期の案件率（R7orR6年度業務）
国交省 九州地整	その他（見積で決定した歩掛は開示）	条件明示資料・見積参考資料で一部開示	中間値・平均値	適切な回答が増加。	上限なし	ほぼ全件が対象	若手・女性あり	有り	技術士・国土交通省登録技術者資格・RCCM・土木学会認定技術者・コンクリート診断士	有り	独自に作成 土木設計業務等変更ガイドライン【事例集】作成（R4.3.31）	無	有り	有り	有り	有り	有り	有り （有償で人件費・経費計上可）	有り	35% （R6年度）	45% （R6年度）
沖縄総合事務局	その他（見積で決定した歩掛は開示）	条件明示資料・見積参考資料で一部開示	中間値・平均値	適切な回答が増加。	上限なし	ほぼ全件が対象	若手あり	無	技術士・国土交通省登録技術者資格・RCCM・土木学会認定技術者・コンクリート診断士	有り	独自に作成	無	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	26% （R6年度）	52% （R6年度）
福岡県	その他（見積で決定した歩掛は開示）	条件明示資料・見積参考資料で一部開示	平均直下	適切	5000万円未満	無し	無し	無し	技術士とRCCM	有り	有り	無し	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	調査中	調査中
佐賀県	開示	開示	平均直下	適切	上限なし	48/436	あり	総合評価で活用	技術士とRCCM	有り	H30独自に制定	無し	有り R6.2月から実施	△ 必要に応じて判断	有り R3.4月から実施	△ 必要に応じて判断	有り	有り R3.4月改定	有り R6.3月改定	R7:26.6%	R7:42.6%
長崎県	その他 （見積で決定した歩掛は開示）	開示	平均値直下	適切	上限なし	有り	無し	有り 総合評価型での加点対象項目	技術士とRCCM	有り	独自に作成 （令和2年6月改訂版）	無し （以前は2割を目安）	有り	無し	有り	無し	有り	有り	有り （労働環境改善の取組）	41.3% （R6年度）	58.4% （R6年度）
熊本県	その他(見積で決定した歩掛は開示)	開示	平均直下	適切	各振興局：3000万円未満 県庁本課：3000万円以上	有り 年間10件未満	無し	無し	技術士とRCCM	有り	有り	無し	有り 発注者と個別に協議が必要	無し	有り 共通仕様書に明示	無し	有り 共通仕様書に明示	有り （有償で経費込み）	有り 共通仕様書に明示	15.2%	16.1%
大分県	開示	非開示	平均直下	適切	3000万円未満	×	×	×	○ （技術士・RCCM科目別）	×	○ （R4.3）	無し	○	× （業務計画書を活用）	○	○	○	○ （人件費・経費計上あり）	○ （R7.3.19改訂）	26.7% （R6年度業務）	41.4% （R6年度業務）
宮崎県	その他(見積で決定した歩掛は開示)	開示	中間値・平均値	適切	上限なし	有り （R7年度4件）	無し	総合評価で活用	技術士とRCCM	有り	独自に作成	無し	有り	有り	有り	無し （検討中）	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	未算出	40% （R7年度業務）
鹿児島県	開示	開示	平均値直下	適切	上限なし	ほとんど無し	有り	有り	技術士とRCCM	有り	有り	無し	有り	無し	有り	有り	有り	有り(有償で人件費のみ計上可)	有り	29.3% （R6年度業務）	47.6% （R6年度業務）
沖縄県	開示	開示する	平均値	適切	上限なし	有り	無し	有り	技術士とRCCM	有り	有り	有り （当初金額の3割）	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	43.1% （R6年度）	63.0% （R6年度）
北九州市	非開示	非開示	工事が伴う委託：平均直下、その他業務委託：最低値	適切	委託業務：1000万円未満	ほとんど無し	無し	無し	技術士とRCCM	無し	独自に作成	無し	必要に応じて実施	無し	有り	その他（市独自の設計フロー図を活用）	有り	有り（有償で人件費・経費計上可）	有り	不明	不明
福岡市	その他(見積で決定した歩掛は開示)※H30.4月より	非開示	平均値直下	適切	上限なし	無	無	無	技術士とRCCM	無	有	有 （共通仕様書には記載がないが、上限3割が通常である）	有	無	有	無	有	有	有	23% （R6）	49% （R6）
熊本市	その他(見積で決定した歩掛は開示)	非開示	平均直下	適切	上限なし	一部随意契約、公募型プロポーザルにおいて採用	無し	無し	技術士とRCCM	有り	独自に作成	有り （当初金額の3割）業務によっては特例もある	その他（必要に応じ実施）	無し	有り	無し	有り	有り(有償で人件費・経費計上可)	有り	R7年度　16.2% R6年度　17.5%	R7年度　65.8% R6年度　74.3%

《インフラ整備70年講演会 開催一覧表》

これまでの講演案内ポスター及び講演概要資料は、下記URLにて閲覧可能となっております

https://www.jcca.or.jp/infra70new/archive/

開催日		題目
第1回	2018/9/20	社運を賭けて人跡未踏の秘境黒部に築造した水力発電ダム～黒部川第四発電所～
第2回	2018/10/12	戦後の苦難の中で建設され、東京都心の大発展を導いた地下鉄丸ノ内線
第3回	2018/11/26	大阪と京都の都心部での鉄道延伸事業
第4回	2018/12/25	環境への配慮とともに高架から地下へ～首都高中央環状線47kmの整備の歴史～
第5回	2019/1/29	渡良瀬遊水地物語～治水・環境改善と公園化～
第6回	2019/2/28	五方面作戦～今日の首都圏都市鉄道の基盤を築いた国鉄による空前絶後の通勤鉄道改善プロジェクト～
第7回	2019/3/11	リアス海岸での永年の難事業、三陸海岸の命の道国道45号線、大津波による分断と復旧、新たな三陸道の併設
第8回	2019/4/19	不毛の大地を甦らせた鹿島港の開発
第9回	2019/5/27	名神高速道路の建設～日本初の高速道路の建設への挑戦～
第10回	2019/6/13	小田急線の連続立体交差及び複々線化事業と沿線まちづくり～住民との対話を進めながら実現～
第11回	2019/7/23	日本の大動脈として経済の発展に貢献した社会基盤～東海道新幹線～
第12回	2019/8/22	阪神淡路大震災　阪神高速復旧の軌跡～未曽有の被災経験、その後に繋がる様々な教訓～
第13回	2019/9/26	暴れ天竜に築いた佐久間ダム～戦後土木技術の原点～
第14回	2019/10/25	スプロールで激甚化した都市水害に挑む《鶴見川総合治水》
第15回	2019/11/27	名古屋の発展の基礎となった戦災復興事業
第16回	2019/12/18	北海道と本州を繋ぐ世界最長の海底トンネルー新たな技術で困難を克服した青函トンネルの建設－
第17回	2020/1/23	東名高速道路の建設　－日本の高速道路ネットワーク建設の礎を造る－
第18回	2021/3/10	田園都市を創る！～ ー民間企業が担う世界最大TOD ～
第19回	2021/4/19	長野県の峠を貫くトンネルー安房峠と権兵衛峠ー
第20回	2021/5/18	北海道の開発を牽引した「石狩川の治水」
第21回	2021/6/22	東京オリンピック1964に向けた首都高速道路の整備
第22回	2021/7/20	利根導水路建設事業～東京砂漠をいかに乗り越えたか～
第23回	2021/9/10	大井川の電源開発と我が国初、最高の中空重力式ダム～井川ダム・畑薙第一ダム～
第24回	2021/10/27	四国島民四百万人の悲願であった瀬戸大橋の建設～本州と四国を初めて陸続きに～
第25回	2021/11/24	急速に都市化した低平地 寝屋川流域の治水事業－その画期的手法と法的論争－
第26回	2021/12/16	北海道のフロンティアを拓く苫小牧港の開発
第27回	2022/1/24	大阪湾フェニックスプロジェクト ～近畿圏における廃棄物の広域処分～
第28回	2022/2/25	嶮しい山岳に囲まれた町に輝きをもたらした道－愛媛と高知を結ぶ地芳トンネル・湧水との闘い－
第29回	2022/4/22	雲仙普賢岳噴火災害復旧・復興砂防事業―砂防事業による防災都市づくり―
第30回	2022/5/25	大阪駅改良と大梅田のまちづくり～逆境を力に変えた民の知恵！公民連携による改良と進化の歴史～
第31回	2022/6/23	東京湾アクアライン～民間技術力を結集し、未経験の技術へ挑戦～
第32回	2022/7/27	太田川放水路事業　原爆の戦禍を超えて広島の発展の礎に戦後に引き継がれたインフラ整備
第33回	2022/9/9	関西国際空港プロジェクト－24時間運用の海上空港の実現－
第34回	2022/10/19	四国の発展を支えた吉野川総合開発事業－四国の命「早明浦ダム」－
第35回	2022/11/24	「新宿副都心の整備」―東京の都市づくり政策―
第36回	2022/12/23	八郎潟干拓とモデル農村の建設
第37回	2023/1/31	関門航路の整備と地域開発（北九州空港・響灘・下関人工島）
第38回	2023/2/27	東京駅改良～誕生から現在に至るセントラルステーション東京駅の進化と変遷～
第39回	2023/4/18	中央自動車道の建設　急峻な山岳地と首都圏住宅密集地を通過し多くの課題を克服
第40回	2023/5/26	隅田川を蘇らせた下水道プロジェクト～下水道整備推進の原動力～
第41回	2023/6/19	高速湾岸線の整備長大橋と沈埋トンネル～巨大構造物への挑戦～
第42回	2023/7/27	関門自動車道の建設と50年後の今－東洋一の吊橋への挑戦，そして長大吊橋技術立国へー
第43回	2023/9/22	横浜みなとみらい21事業～半世紀にわたる都市更新の軌跡と未来～
第44回	2023/10/16	首都圏の暮らしを守る八ッ場ダム～上下流がつながり、支える水源地の未来～
第45回	2023/11/24	豊かな水源確保と大規模広域水道の実現～ 神奈川県内広域水道企業団・創設事業～
第46回	2023/12/22	東日本大震災の津波に耐え抜いた釜石湾口防波堤
第47回	2024/1/25	木曽三川の治水～治水は何代にもわたる営々とした努力の積み重ね～
第48回	2024/2/27	伊勢湾岸自動車道の建設新たな橋梁技術を駆使して名古屋港を横断し新東名と新名神を連結する
第49回	2024/3/8	北陸新幹線－ 整備新幹線プロジェクト第１弾！－
第50回	2024/5/17	離島をつなぐ夢のかけ橋天草五橋- 橋は西から日は東から-
第51回	2024/6/25	東京メトロ副都心線～営団地下鉄が培った建設技術の集大成～
第52回	2024/7/30	首都東京を水害から守る神田川･環状七号線地下調節池 ～半世紀にわたる神田川洪水被害との戦い～
第53回	2024/9/26	名古屋港高潮防波堤と中部国際空港 ～中部地方の発展を牽引する海と空のゲートウェイ～
第54回	2024/10/25	関越自動車道の建設 谷川連峰を貫き日本有数の豪雪地帯を通過して太平洋側と日本海側を結ぶ
第55回	2024/11/26	都営地下鉄大江戸線の建設 ～着手から14年間で40㎞の地下鉄を完成～
第56回	2024/12/19	只見川水力開発と奥只見のダム群 －佐久間ダムに続く奥只見・田子倉ダムの建設と再開発－
第57回	2025/1/16	九州自動車道の建設 ～九州の西側を縦貫する背骨、急峻なＶ字谷の克服～
第58回	2025/2/20	首都圏の旺盛な航空需要に対応するために拡張を続ける羽田空港
第59回	2025/5/8	近代治水の発展に、地域と共に歩んだ北上川五大ダム

《インフラ整備70年講演会 開催一覧表》

これまでの講演案内ポスター及び講演概要資料は、下記URLにて閲覧可能となっております

https://www.jcca.or.jp/infra70new/archive/

開催日		題目
第60回	2025/7/2	東北新幹線 東京・大宮間建設 ～地域との合意形成、地域との調和への挑戦～
第61回	2025/7/24	未来を創った「琵琶湖総合開発事業」プロジェクト －そして、さらなる次代の琵琶湖・淀川流域の安全・安心・安寧にむけて－
第62回	2025/9/2	しまなみ海道の建設と、今、そしてこれから ー「海の難所」と瀬戸内海国立公園に架けた長大橋梁群ー
第63回	2025/10/15	戦後 負の遺産を国民の幸せの空間に ～国営昭和記念公園など国が整備する公園の話～
第64回	2025/11/27	那覇空港及びゆいレールの整備と役割 ～沖縄経済の発展を支える交通インフラと今後の展望～
第65回	2025/12/16	つくばエクスプレスと筑波研究学園都市 ～まちと鉄道が歩んだ成長の軌跡～
第66回	2026/1/27	神戸港 ～ 阪神・淡路大震災を乗り越えて世界のハブ港湾へ ～
第67回	2026/3/4	道央圏の道路網整備と北海道開発 ～世界の北海道を目指して～
第68回	2026/5/21	首都圏外郭放水路 ～河川技術者の挑戦、そして「地域の守り神」として未来へ引き継ぐ～
第69回	2026/7/1	阪急梅田駅移転 ～時代を見据えた戦略と決断が導いた大阪梅田の発展～
第70回	2026/7/28	横浜港・開港から未来へ ～経済成長を支え日本の港湾をリードする港～
第71回	2026/10/2	北陸自動車道の建設 ～フォッサマグナを貫き、古代からの交通の難所に高速交通時代の幕を開ける～





（一社）建設コンサルタンツ協会　技術部会　品質委員会

令和8年度 品質委員会/品質セミナー

『品質の確保・向上に向けて』のご案内

開催期間　令和8年 10.19 [月] 10:00 ⟶ 11.06 [金] 16:00

本セミナーは、成果品質の確保・向上、エラー防止に関する取り組みを幅広く取り扱い、「品質向上推進ガイドライン－改訂版－（令和７年５月　（一社）建設コンサルタンツ協会）においても受講を推奨している、今年で 27 回目の開催を迎える **品質に特化したオンラインセミナー（ビデオ配信）** です。

プログラムにあるように、エラー事例や各社の取組みなどを知ることによって、みなさまの品質に関する気付きやヒントの一助になることを期待していますので、是非受講頂きたいと思います。

講演番号	プログラム		時間	担当	主な内容
第 1 講	品質委員会の活動及び契約不適合の発生と対応		30 分	品質委員会	活動概要と契約不適合・建コン賠償保険の動向
第 2 講	エラー防止のための技術継承・人材育成		50 分	品質向上専門委員会	会員企業の品質の確保・向上のための取組み事例等を紹介
第 3 講	エラー防止のために	道路／トンネル	50 分	照査 WG（道路）	発生したエラーに関して技術的観点から分析し、改善策について解説する。
		橋　梁	60 分	照査 WG（道路構造物）	
		土質・地質	50 分	照査 WG（土質・地質）	
		港　湾	30 分	照査 WG（港湾）	
		河川構造物	50 分	照査 WG（河川構造物）	
		砂防・急傾斜	50 分	照査 WG（砂防・急傾斜）	

定員　なし

申込者に限り視聴可能です

申込頂くと、本セミナーのテキストに加え、エラー事例集がDLいただけます！ふるってご参加下さい。

参加費

協会会員企業・行政

無料

非会員企業・個人

10,000 円

注：受講数に係わりません

入金締切日	登録番号
10月2日	T9010005018714

実施概要

- 受講のために特別なアプリケーションをダウンロードする必要はありません。ブラウザさえあれば PC やタブレット等を利用して、全国どこからでも視聴可能です。
- ビデオ配信形式で講師が説明するセミナーです。
- 掲載期間中、自由に受講する講演を選択できます。また、同じ講演を複数回視聴することもできます。（ただし CPD は 1 講演 1 回限りです）。

申し込み方法

協会会員・非会員の方と行政の方の申し込み受付 URL は異なっています。

協会会員の方

申込受付期間：令和8年9月16日10時～10月7日16時

■ 受付　URL：https://www.jcca-si.jp/shinseiMail.do?fn=qualitySeminar2026
■ 申し込みフォームにご氏名等を入力して送信してください。
　セミナー参加に必要な情報（講習会参加パスワード、テキスト DL 先等）を返信いたします。

非会員の方

申込受付期間：令和8年9月16日10時～9月30日16時

■ 受付 URL は、上記協会会員と一緒です。
■ 申し込みフォームへの記入に加え、10 月 2 日までに入金手続きをお願いします。
　入金確認後にセミナー参加に必要な情報（講習会参加パスワード、テキスト DL 先等）を返信いたします。

行政の方

申込受付期間：令和8年9月16日10時～10月7日16時

■ 受付　URL：https://www.jcca-si.jp/shinseiMail.do?fn=govqualitySeminar2026
■ 申し込みフォームにご氏名等を入力して送信してください。
　セミナー参加に必要な情報（講習会参加パスワード、テキスト DL 先等）を返信いたします。

視聴方法

● 以下の OS、ブラウザをご使用ください
　※対応 OS　　：Microsoft Windows、iOS、Android
　※対応ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、FireFox、Safari

注意　IE（インターネット・エクスプローラー）では視聴できません

● 一回の申込で、ご自身の専門分野や興味のある内容などを自由に組み合わせ、開催期間中いつでも、どの講演も、何度でも視聴可能です！一度、ご視聴済みの講演は、巻戻し・早送り等自由でどこからでも再確認できます。

注意事項

● 本セミナー動画視聴時に途中で中断した場合は、同じ端末・ブラウザで再開した場合に限り前回の位置から再生されます。なお、2 回目視聴以降は任意の位置で再生可能です。
● 企業側、行政側のセキュリティー対策のため、申し込み、データダウンロード、動画視聴時等、URL にアクセスできない可能性があります。

CPD（受講証明書）

講演ごとの発行になります。各講を視聴後に画面上でアンケートに回答（送信）すると受講証明書（申込者名入り）が発行されます。本セミナーの CPD は、最大 6．１５単位となります。

問い合せ先

問合せ先　建設コンサルタンツ協会　本部　事務局
E-mail :jcca_qlt_info@nii.co.jp

JCCA 一般社団法人 建設コンサルタンツ協会
Japan Civil engineering Consultants Association
確かな未来をデザインする

令和８年度

建設コンサルタンツ協会関東支部の活動状況

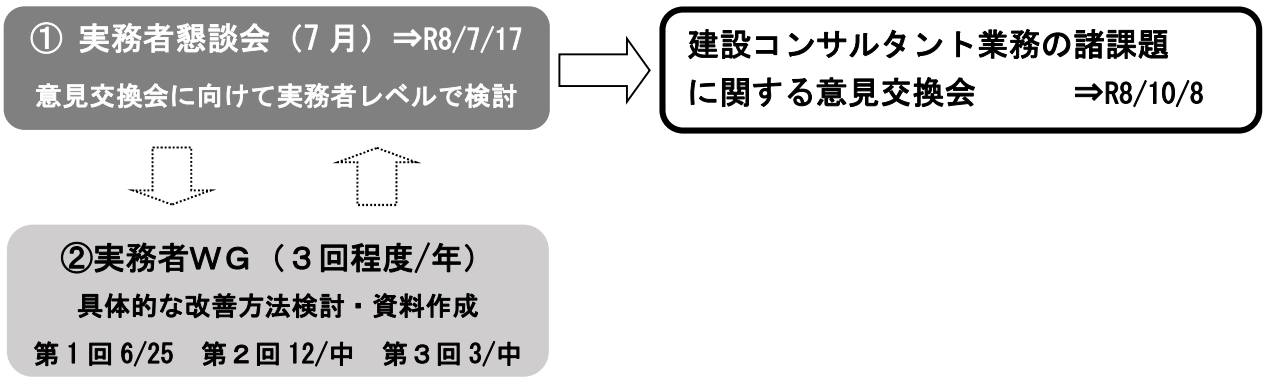
１．関東地整（企画部）と建コン協会関東支部の実務者懇談会・実務者 WG の方針

平成 27 年度から、関東地方整備局企画部と建設コンサルタンツ協会関東支部は、10 月の「建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会」に加え、「実務者懇談会・実務者ＷＧ」を行っています。

１）実務者懇談会・実務者ＷＧの目的

『建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会（年１回・10 月)』の意見・課題等について、実務者レベルで課題・解決策の検討、フォローアップを行うことを目的とし、**『実務者懇談会（年１回・７月)』**を行う。

さらに、実務者懇談会で議論した課題・意見を踏まえ、より具体的な検討・資料作り等の作業を行うことを目的とし、**『実務者ＷＧ（３回程度/年)』**を行う。



２）出席者

①実務者懇談会

関東地整企画部　：技術調整管理官、技術開発調整官、技術管理課長、課長補佐、係長　等
建コン協関東支部：支部理事、技術委員長、関東地整対応専門委員長　等

②実務者ＷＧ

関東地整企画部　：課長補佐、係長　等
建コン協関東支部：関東地整対応専門委員会委員　等

３）主な検討内容

①実務者懇談会

意見交換会で提示される建コン協会の「要望と提案」について事前協議を行う。

建コン協の品質向上に関するアンケート結果（業務実施上の課題）をもとに、品質の確保と向上、担い手の育成と確保、受発注者協働の就業環境改善 等について議論する。

また、実務者ＷＧの経過・今後の方針を確認する。

②実務者ＷＧ

実務者懇談会結果を踏まえ、就業環境改善、工期平準化、設計変更の適正化、コミュニケーションツール（条件明示チェックシート）改善など、より具体的に課題を検討し、対応方法・改善のための資料作成などを行う。

２．令和７年度の活動内容と今後の活動について

令和７年度は、例年の通り、下記の WG・懇談会・意見交換会を実施した。

１）実務者ＷＧ、実務者懇談会、意見交換会の開催状況

第１回実務者ＷＧ　　令和７年　６月２７日
実務者懇談会　　令和７年　７月１５日
意見交換会　　令和７年１０月　３日
第２回実務者ＷＧ　　令和７年１２月　３日
第３回実務者ＷＧ　　令和８年　３月１６日

２）議題内容

継続議題（青字強調は重点事項）

① 業務環境改善（ウイークリースタンス推進）

- ➢一部業務課題の確認（事業再評価委員会、事業促進ＰＰＰなど）
- ➢建コン関東支部の業務アンケートを継続実施
- ➢一部の担当者において守られていない状況もあり、その対策案を検討
  - ・受発注者間での啓発（ポスター等による改善キャンペーンなど）
  - ・事象を報告するシステム　　等を提案。
- ➢令和７年度のアンケート結果から、改善傾向がみられる。継続してモニタリングを実施する。

② 特記仕様書の不明確課題の改善

- ➢修正設計、関係機関協議、任意/指定仮設区分等、特記仕様書の不明確課題
- ➢共通仕様書、青本（積算基準）に任意仮設の記述（R5 一部追記あり）
- ➢特記仕様書の任意/指定仮設の記述状況をモニタリング
- ➢建コン側でモニタリングを行い、継続して記述の拡大を検討依頼中
- ➢局では、各事務所に対し、特記仕様書に任意・指定仮設を明記する旨を伝えていただいた。
- ➢下記の資料を受領し、現状では、任意・指定仮設の特記仕様書への明記を進める方針を確認済み。
- ➢R7 年度の建コン関東支部。が実施したアンケートでは、仮設設計の内容が現場ごとに違うため、見積りによる歩掛けの採用や共通仕様書内容の見直し（内容を明確にしたい等）の意見がある。

※関東地方整備局企画部技術管理課から内容を整理した資料を受領

→本項末の参考資料資料１を参照

③ 設計変更ガイドライン補足資料の追記

- ➢業務アンケートを通じて補足資料の追記が必要な場合は議題とする。
- ➢継続してモニタリングを実施する。

④ **条件明示チェックシートのプロポ総評公示時公表の拡大**

➢チェックシート内容の発注者確認の徹底（特に関係機関協議の状況）

➢継続してモニタリングを実施する。

➢R8 年度より、条件明示チェックシートを全ての業務で入札公告時に参加資料として添付を行う取組みを開始。

➢局企画部技術管理課より下記の意見の依頼をいただいた。（本部へ報告済み）

H24 年に条件明示チェックシートが作成され、更新されていないため、関東地整内で見直しを検討。

・BIM/CIM の適用条件および成果品要件

・地質リスク・設計条件の不確実性への対応

・施工条件（交通規制、施工ヤード等）の事前明示

・プレキャスト構造物等、新技術の適用条件

・維持管理性やライフサイクルを考慮した設計条件

➢各出先事務所での作成状況や課題についても確認が必要と思われる。

※関東地方整備局からの意見照会を受け、建設コンサルタンツ協会でも検討中

⑤ **標準歩掛の改定**

➢地整～本省への提案　※建コン本部とのすみ分けを調整

※本省案件でもあり、本部での進捗状況を確認していく（本部の情報を確認する）

⑥ **事業促進ＰＰＰ改善**

➢業務内容、作業量の適正イメージ、標準人工の明確化が必要

➢残業等現場環境課題の改善、官民の責任所在の明確化

➢建コン関東支部でのアンケート内容をモニタリングしていく

⑦ **若手技術者交流会**

➢R6 年 9 月実施を受け、建コン関東支部若手の会と継続を審議

➢R7 年度の開催日程は、意見交換会後（9 月 19 開催）に開催

（テーマ、運営内容は、局と建コン関東支部若手の会で協議を継続）

➢R8 年度も開催

⑧ プロポーザル業務の拡大

➢チェックリストの活用（運用について建コン本部とも調整をしていく）

⑨ **プロポ参加１社業務の増加課題**

- １社参加業務の状況を分析すると、比較的多くの割合で、技術的に高度・特殊な業務で、企業の技術研鑽努力の結果が、１社参加の状況を作っている側面もある。
- 協会内でも、立場によってさまざまな意見があり、「そのことが必ずしも課題事象とは思えない」という考え方もあることから、WG 議題として、改めて協会内でも調整していく。

⑩ 施工時に発生している設計業務課題の改善

---実務者ＷＧで三者会議改善案を提示

- 昨年のＷＧ内で、施工業者からの意見として、コンサル設計業務の現場課題の多さが指摘されていると伺う。

  ⇒内容によってはコンサル側で反省・改善すべき話かもしれない。

  それであれば、協会内で内容を整理して改善周知したい

  ⇒内容によっては設計者･発注者･施工者の責任範囲を明確にすべき

  それであれば、ＷＧで内容を整理して、３者の認識改善を周知したい。

  ⇒設計時と工事発注時の認識の違い（指定仮設・任意仮設）、設計条件の設定、現場条件の変化などが影響していないか確認も必要
- 提示した中部地整の実施例を参考に三者会議実施案を作成（令和７年度第２回ＷＧ）
- 提示した案を関東地整内で検討をしていただく
- ②の特記仕様書の不明確課題の改善にもつながる課題となる

⑪ 工事発注時チェックシートの改善・他分野への拡大

- R5 年度の試行 4 業務の状況確認と改善内容を整理し、他分野への拡大を検討する。
- R5 年度の試行 4 業務のチェックシートを受領し、建コン本部へ送付済
- R7 年度より、報告書案の作成を準備中
- 今後、施工業者へのアンケートの実施や試行業務の追加を検討する

⑫ その他

◆総合評価における評価項目の選択状況を確認

- 地域性-地理的条件（本店・支店・営業所）
- 地域性-域貢献度（災害活動実績・災害協定締結）
- 管理技術者の資格要件-若手技術者
- 実施能力評価拡大型（簡易型１：１業務）

局より下記の回答を得る。（数値は R6 年度のデータ）

① 地理的条件　選択 164 件　必須 21 件　全体の割合　185/1302=14.2%（全体）
② 地域貢献度　170 件　全体の割合　170/1302=13.1%（全体）
③ 若手技術者　243 件　全体の割合　243/1302=18.7%（全体）
④ 実施能力評価拡大型　21 件　全体の割合　21/1302=1.6%（全体）
※21／430=4.9%（発注者支援業務除く）

- R7 年度データを関東地方整備局より提供いただき更新を粉う。また、地域コンサルの受注実績が向上しているかの情報についても収集をお願いする。

資料１

参考資料：関東地方整備局企画部技術管理課よりR8.3 第三回実務者ＷＧ時に受領

令和８年３月
関東地方整備局
企画部技術管理課

「特記仕様書の不明確課題の改善」に関する整理

前提条件（用語の定義）

○工事請負契約書第１条第３項において、『仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下、「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。』とある。《自主施工の原則》

○「指定仮設」は、設計図書において発注者が定めたとおりに施工しなければならない仮設方法。

・河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合	・特許工法又は特殊工法を採用する場合
・仮設構造物を一般交通に供する場合	・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
・関係官公署との協議により制約条件がある場合	・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設

○「任意仮設」は、設計図書に特別の定めがなく、受注者（施工者）の責任において施工できる仮設方法。積算の考え方を明示した「参考図」として位置付けられ、原則として設計変更の対象外である。ただし、設計図書に明示された条件と現地が一致しない場合は設計変更の対象となる。

現状の整理と課題

○業務共通仕様書において、一部の詳細設計では「任意仮設」の文言を明記している。また、業務積算基準において、一部の詳細設計では「指定仮設」を検討する場合、別途計上することを明記している。なお、建コン協からは、共通仕様書の全ての詳細設計に「任意仮設」を明記するよう要望されている。

○建コン協関東支部のアンケート結果(R7.6)によれば、関東地方整備局では「指定仮設」設計による作業増に伴う設計変更が適切に行われているため、特段の改善要望は寄せられていない。

○施工段階（設計成果は納品済）で、任意・指定の認識の違いにより設計者は施工者から詳細な検討が求められる。

論点整理（任意・指定の認識の違いについて）

✓ 「指定仮設」設計になると作業難易度が上がる、設計費用が増大するのはなぜか。

✓ 「任意仮設」設計が工事費算出を目的とした簡易的な検討に留まっていないか。「指定仮設」であっても「任意仮設」であっても、知り得る条件の中で現地の状況を反映した仮設設計が必要ではないか。

✓ 「工事用進入路が未検討」、「クレーン作業に必要な支障物の移設・防護が未検討」、「軟弱地盤対策が未検討」、「市場性のない架設部材の指定」等の仮設設計の不備により、工事一時中止や工事費増大が発生している。

参考資料

➢ 第６版　公共工事標準請負契約約款の解説　大成出版社

➢ 工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）令和７年３月　関東地方整備局

➢ 良くわかる設計と工事の図面　平成２９年６月版　北陸地方整備局

３．関東地整版の「要望と提案」を意見交換会での補足資料

◆　建設コンサルタンツ協会本部の要望と提案は、全国地整・自治体に対するものであることから、関東地整では既に取り組まれている内容、解消した課題が含まれている。

そのことから、昨年度同様に、「要望と提案」について、関東地整が既に実施している取り組みの状況を踏まえた、**関東地整版の「要望と提案」を意見交換会での補足資料として提示**する。 意見交換会での関東地方整備局の回答はこの資料に対するものとする。

※次ページより

令和８年度

4)「国交省関東地方整備局の取り組みを踏まえた」建設コンサルタントの要望と提案

令和８年７月

一般社団法人　建設コンサルタンツ協会　関東支部

※赤文字は関東地整の取り組みを踏まえた主な記述　地整重点項目　自治体重点項目

※要望先を項の末尾に括弧書きで記載

令和８年度　地方ブロック意見交換会
建設コンサルタントの要望と提案

【要望と提案の趣旨】

令和元年の品確法の改正により調査･設計などの業務が品確法の対象として明確に位置づけられた中、私ども建設コンサルタントは、持続可能な社会資本整備を支えるため、５つの倫理的行動規範を定め法令を遵守し、適正な技術力、注意力をもって誠実に業務遂行に努めております。

１：法令、社会規範及び契約の遵守
２：品位の保持
３：信用と信頼の保持
４：技術の向上と品質の確保
５：持続可能な社会の構築

近年の激甚化･広域化しつつある自然災害への対応をはじめ、老朽化した社会資本の維持･改修、ＣＭや事業促進ＰＰＰなど官民一体での事業マネジメントへの対応、脱炭素社会の実現やＤＸへの対応、地方創生への対応など、建設コンサルタントが果たすべき役割は年々拡大･深度化しております。

私ども建設コンサルタントは、これらの役割を着実に継続しながら、各企業において安定経営を目指し、様々な経営改革に尽力しておりますが、依然として公共事業量に大きく左右される企業が大半であります。

令和７年 12 月 3 日には、国土交通省より業務委託におけるスライド制度（業務スライド）の試行導入が公表され、令和 8 年度以降に新規契約する業務から適用となりました。また技術者単価の引き上げや納期の平準化をはじめ、担い手確保に関する諸施策の改善や成果が得られていることに感謝しております。

令和６年の品確法の改正を踏まえ、担い手確保のための働き方改革・処遇改善の実現、災害への対応力の強化、技術開発の推進等による生産性向上の取組みは、建設コンサルタントにおいて喫緊の課題となっております。業界を挙げて効率化･生産性向上等に取り組んでおりますが、建設コンサルタント業界を魅力ある職場とするために、受発注者協働による改善の取組みは年々重要となってきております。

このような背景のもと、令和８年度は、冒頭に「はじめに」として中期的視点から持続的経営に関わる章を設け、次の５つの柱にて「要望と提案」活動を行うこととしました。

はじめに：「魅力ある業界を目指して」
１：「担い手確保･育成のための環境整備」
２：「技術力による選定」
３：「品質の確保･向上」
４：「災害対応に向けた環境改善」
５：「ＤＸ推進の環境整備」

令和８年６月
一般社団法人　建設コンサルタンツ協会

はじめに　魅力ある業界を目指して

0.1.「成長と分配の好循環」の実現

0.1.1. 好循環の構築（本省）

0.2.　成長と分配を支える事業量の拡大

0.2.1.　建設コンサルタント業務発注額の拡大（本省）

0.2.2. インフラ整備の中長期事業計画の推進（本省）

0.3.　報酬制度･仕組みの整備

0.3.1. スライド制度（業務スライド）試行導入の適切な運用（本省・地整）

・受発注者双方によるコンサル版スライド条項試行の実施状況モニタリング

・業務スケジュール管理表の活用などによる既済部分検査の簡素化（受発注者双方の作業負担を軽減）

0.3.2. 設計変更時の経費・落札率等の改善（本省）

0.3.3. 一般管理費の見直しと低入札調査基準価格の改善（本省）

0.4.　技術開発の推進

0.4.1.　知的財産の取扱い（本省）

・知的財産権の取扱いに関する意見交換の継続

0.5.　賃上げ加点の廃止（本省）

１章.　担い手確保･育成のための環境整備

1.1.　建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進･強化

1.1.1. 納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

①業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標※（本省、地整、地方自治体）

※　納期目標（設計変更後）：第 1 四半期 20%程度･第 2 四半期 30%程度･第 3 四半期 15%程度･第 4 四半期 35%程度･3 月 15%以内･翌債･国債の活用を年度に契約する件数割合 25%以上

関東地方整備局では、建設コンサルタント業務の年度早期の業務発注や年度繰越（当初・変更後）を活用した納期分散に取り組んでいただいているところです。さらなる納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標と整合を図った施策の強化と計画的展開をお願いします。

【R7 関東地整目標】

第１四半期 15%以上、第２四半期 25%以上、第３四半期 25%以上、第４四半期 35%以下

翌債・国債等 25%以上

②納期状況の実態

③残業時間などの実態

④納期分散目標を実現するための施策の展開（本省、地整、地方自治体）

⑤プロポーザル方式･総合評価落札方式業務の公示･提案時期の分散化（地整、地方自治体）

⑥適切な履行期間確保の取り組み強化（地整、地方自治体）

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進･強化

（地整、地方自治体）

関東地方整備局では、H30 年から業務環境改善の方策を継続していただいています。R7 年より、ワーク･ライフ･バランス等を推進する企業として認定を受けた企業を加点評価する取り組みも始まりました。今後も実施結果を踏まえ、ワークライフバランス改善推進への取り組みの継続をお願いします。

①業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底

②「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化

③深夜･休日勤務につながる業務指示･待機指示の削減、手戻り発生の排除（計画系業務）

1.2. 人材の確保･育成

1.2.1. 若手･女性･シニアなど多様な技術者の活用･育成（地整、地方自治体）

関東地方整備局では、総評業務における若手技術者配置の加点、産休・育休期間を考慮した業務実績評価対象期間延長などに取り組んでいただいています。R4 年からシニア技術者等の活用を促す「照査技術者の配置要件の見直し：総評・プロポ業務審査において照査技術者としての実績、照査技術者業務の評価点を追加する総評評価の仕組み」を導入いただきました。さらに R7 年から「若手・女性技術者奨励賞」も創設されました。

また、R7.8 から、若手技術者の対象年齢を２段階（40 歳以下、35 歳以下）に変更していただいています。

今後も、若手・女性・シニア技術者の活用・育成のための入札・契約制度の継続をお願いします。

① 契約･評価制度※の改善の継続

※ 若手：基礎点が低い（経験が浅い）若手技術者でも担当技術者として配置し易い評価方法など
※ 女性：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行･改善など
※ シニア：照査技術者を継続できる評価制度、照査技術者実績を評価･考慮する制度など
※ 育休：管理技術者または照査技術者が短期間の育休をとる場合に、育休期間終了後に管理技術者または照査技術者に復帰できる制度、交代時に求められる同等以上の技術力要件について、「品質確保が可能な体制とする」等の緩和

② 表彰制度の改善の継続

・若手･女性技術者の技術力向上･モチベーションアップにつながるような表彰制度の水平展開

２章. 技術力による選定

2.1. プロポーザル方式･総合評価落札方式等の的確な運用･改善

2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式の選定

① 技術力による選定方式の着実な増加（地整）

関東地方整備局では、R8.8 から簡易公募型プロポーザル方式で、入札参加に向けた準備検討期間を従来より 5 日間長く設定していただきました。今後もプロポーザル業務への参加のしやすい取組みの継続をお願いいたします。

・プロポーザル方式の増加を主眼に、業務内容に応じた適正な発注方式の選定
・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加
・価格競争入札から総合評価落札方式への移行業務の追加

② 斜め象限図の適切な運用（本省、地整）

・新たな業務への対応や技術的難易度の実態を考慮した、斜め象限図の更新
・建コン協会で作成した斜め象限図を補完するチェックリストの周知と活用

2.1.2. 計画系プロポーザル業務の業務規模の改善（地整）

道路分野の計画系業務（交通分野）は、プロポーザル業務が基本となっています。この業務規模（発注金額）は、技術者単価が上がっているものの、ここ数年、増加していないあるいは微増にとどまっています。関東地方整備局の状況を確認いただき、業務規模を増加する取組みをお願いします。

2.1.3. 総合評価落札方式における落札率の改善（地整）

関東地方整備局では、総合評価落札方式における技術評価点の差の明確化に取り組んでいただいています。しかし現状では評価点差が小さく、参加企業は調査基準価格付近での入札が多い認識です。技術評価点の差の明確化やより技術力が競えるプロポーザル方式の増加の取組みの継続をお願いします。

2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務･技術者表彰の運用改善（本省、地整）

関東地方整備局では、R8.8 から業務成績評価区分を見直し、0.5 点で分割して適正化を図っていただいています。今後も業務評定の改善をお願いいたします。

① 業務成績評定の運用改善

・地方整備局間の格差を是正するなど統一的運用
・事務手続きに関する改善（細目を含めた業務成績評定の速やかな通知）
・業務成績評定点の公表（北海道開発局及び沖縄総合事務局）

② 業務･技術者表彰の運用改善

・ 表彰における選定基準や表彰付与の考え方などの開示

・ プロポーザル･総合評価落札方式における表彰の取扱いは、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成 27 年 11 月）」に沿って、地方整備局間での統一的運用

2.1.5. 国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用（本省）

① 令和４年度からの試行結果を踏まえた適切な対応

・ 令和 7 年度試行状況の共有

・ RCCM 資格の適正な評価と組合せ加点する資格の適切な選定

・ 維持管理分野（補修設計を含む）での適用を基本

・ 計画的に資格取得ができるよう、資格の評価方針の事前公開

・ 本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入

・ RCCM 資格を他の国土交通省登録資格より高い評価とする

・ RCCM 資格について、技術士と同様に、他の国土交通省登録資格と組み合わせて評価する

2.1.6. プロポーザル業務の入札調書の公表（本省、地整）

2.1.7. 技術提案・交渉方式のコンサルタント業務への適用（本省）

2.2. 地方自治体における発注方式の改善

2.2.1. 業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定（地方自治体）

・ 斜め象限図の周知と適用促進

・ 技術力による選定･発注方式（プロポーザル方式･総合評価落札方式）の導入促進、発注増加（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(平成 27 年 11 月)」を参考）

・ 技術力評価を適正に行うための、業務成績評定や業務･技術者表彰の導入促進

・ 地方自治体における総合評価落札方式導入の取組みの水平展開

2.2.2. 最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（事前公表の撤廃）（地方自治体）

2.2.3. 入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用（地方自治体）

・ 入札参加資格において「建設コンサルタント登録」を必須条件とする審査制度

2.3. 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

2.3.1. 地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進（地整、地方自治体）

関東地方整備局では、R5 年度から試行されている「実施能力を評価した選定（実施能力評価拡大型）：評価項目として国交省業務の成績･表彰を省略」、R7 年度には同発注形式での「新規契約の有無」の評価も導入いただきました。

また、R8.8 からは、総合評価落札方式において、地域精通度を求める業務で設計共同体（JV）の構成員について地域企業（本店）の有無を評価する取組みが始まっています（航空レーザ測量を実施する業務）。これらにより、国交省業務実績のない地域コンサルタントの参入拡大が図られています。今後も、継続拡大をお願いします。

2.4. 新たな契約制度への対応

2.4.1. 生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大と制度改善（本省、地整）

① 監理業務（PM･CM）、事業促進 PPP の拡大と制度改善

３章. 品質の確保･向上

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施（地方自治体）

3.1.2. 設計条件明示チェックシートの効果的な運用･活用（地整、地方自治体）

R8.8 より、条件明示チェックシートを全ての業務で入札公告時に参加資料として添付を行う取組みがはじまりました。
今後も条件明示チェックシートの活用の継続をお願いいたします。

※対象業務は、道路、橋梁、樋門･樋管、排水機場、築堤護岸、山岳トンネル、共同溝、砂防堰堤の予備･詳細設計（修正設計･補修設計含む）。

3.1.3. 設計から施工への確実な情報共有

関東地方整備局では、建設コンサルタンツ協会本部から試行導入に関する要望書を踏まえ「工事発注時チェックシート」を試行・導入していただきました。今後もチェックシートの活用継続をお願いします。また R5 年に施行された業務の課題共有を図り、チェックシートの改善を図りたいと考えます。

① 施工条件明示チェックシートの試行拡大（地整）
② 設計と施工のシームレス化の検討（本省、地整、地方自治体）

3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的･設計条件･成果内容の明確化と適切な費用計上

① 詳細設計における作業実態と歩掛との乖離の解消（地方自治体）
- 設計条件･設計内容の明確化、適切な費用計上の実施
- 特記仕様書における“修正”設計内容および関係機関協議内容の明示

② 指定仮設と任意仮設の受発注者間の認識不一致を解消（地整、地方自治体）
- 設計業務等標準積算基準における指定仮設の記載内容の周知
- 指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化と特記仕様書への明記
- 指定仮設と任意仮設の成果の取扱い（任意は参考図、指定は設計図）の認識共有

関東地方整備局では、指定仮設時の作業増に伴う設計変更が適切に行われています。また、R5 年から、関東地整の設計業務等共通仕様書においても、仮設設計が任意仮設であることを示す補足を一部工種で加えていただきました。今後も、地方自治体への参考となるよう、指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い、その責任所在の明確化の取り組み継続をお願いします。

3.2.2. 詳細設計から施工に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用

（地整、地方自治体）

関東地方整備局では、三者協議を適時実施していただいています。三者協議で挙げられる“設計成果と施工現場の不一致等”への対応は、現場条件の変化に起因する事象、納品後の設計思想等の変化に伴う事象、現場の取り合いによる事象等について、受発注者の責任範囲を明確にし、資料の作成、設計の修正が適切に実施できるようにお願いします。

- 追加業務や修正設計の定義の共有化と適切な工期設定、費用計上
- 詳細設計から施工（工事）に至る段階でのコンサルタントの対応に関する説明資料の好事例の水平展開

3.3. 適切な設計変更

3.3.1. 「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更（地整）

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.1. 災害対応業務への体制整備（本省、地整、地方自治体）

- 災害対応業務への従事技術者が対応していた既往業務への効果的な対応
- 広域（複数の発注者）にまたがる災害対応支援体制･仕組みの整備

4.1.2. 災害対応業務への適切な評価（地方自治体）

- 緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開

4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化･適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.1. 災害申請作業の合理化･適切化（地方自治体）

- 大規模災害時の災害査定の効率化及び事前ルール（大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（H29.2））の適正な運用などの好事例の水平展開
- 市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインの活用

4.2.2. 実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算（地方自治体）

５章. ＤＸ推進の環境整備

5.1. 受発注者協働による働き方改革に資する DX 推進：業務効率化の促進
  5.1.1.遠隔臨場の活用推進（本省）
5.2. DX 推進の費用面での環境整備
  5.2.1.BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し（本省）
    ①「BIM/CIM 標準歩掛」の設定
    ②「BIM/CIM 使用料」の適切な計上
5.3. 生成 AI の利活用の推進（本省）

以上

資料―1

関東地方整備局の取組について

令和8年10月8日

国土交通省　関東地方整備局

目　次

１．令和８年度予算について

２．令和９年度国土交通省予算概算要求

３．関東地方整備局の取組について

４．令和８年度入札・契約、総合評価の実施方針（主な新規・変更点）

５．令和８年度技術者単価等について

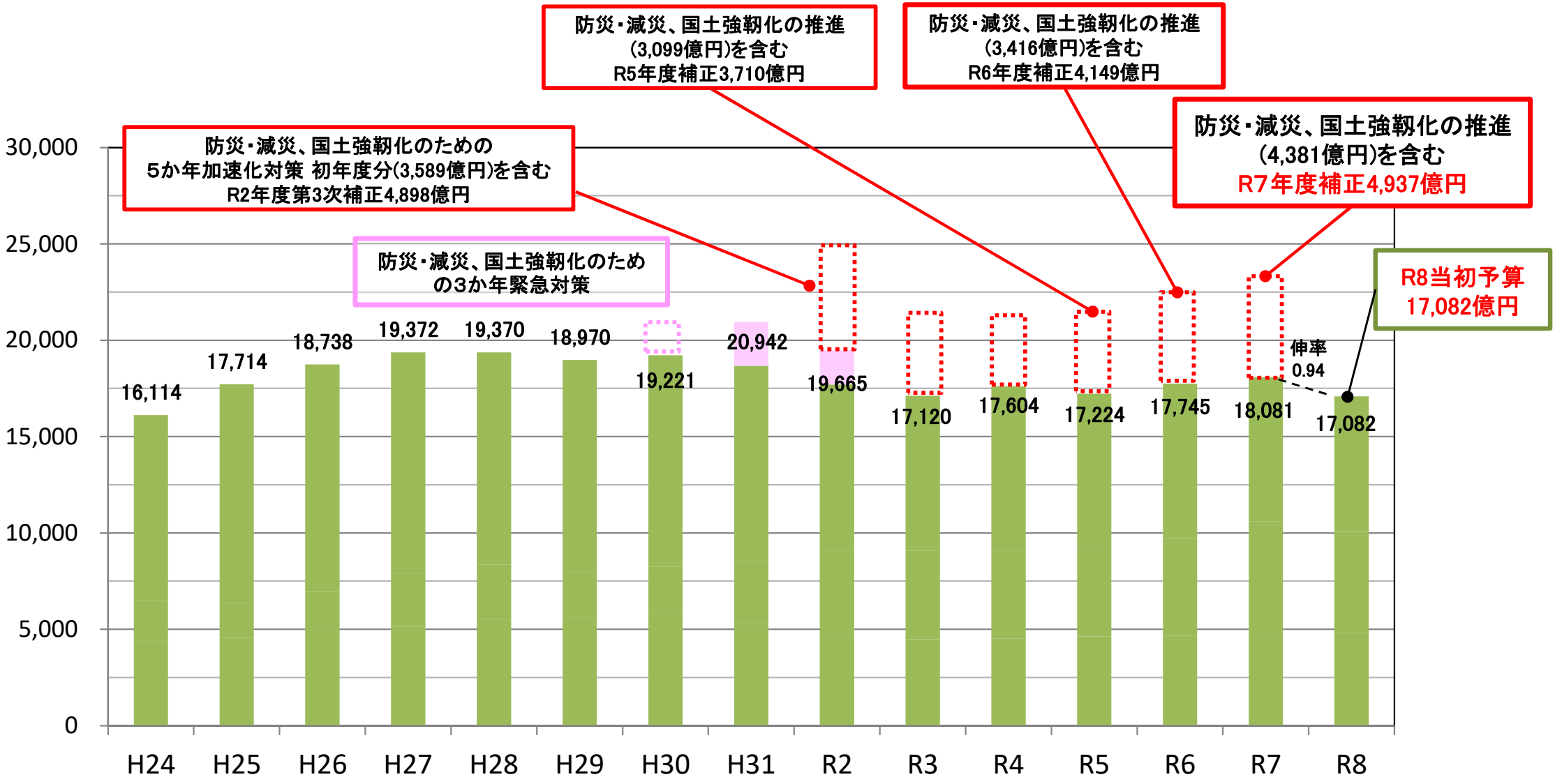
６．参考資料

1. 令和8年度予算について

関東地方整備局の予算推移

○令和7年度補正予算は、防災・減災、国土強靱化の推進（4,381億円）を含め、4,937億円。

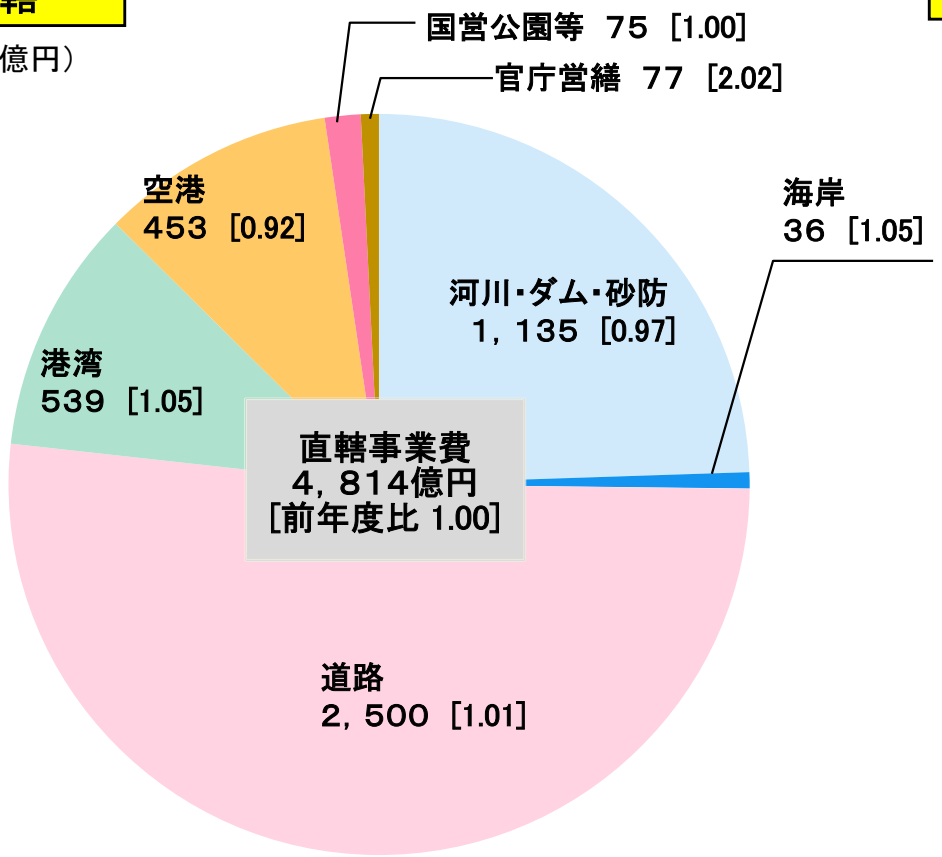
○令和8年度当初予算は、**1兆7,082億円（対前年度比0.94）**。



○令和8年度の当初予算は1兆7,082億円（前年度比0.94）。

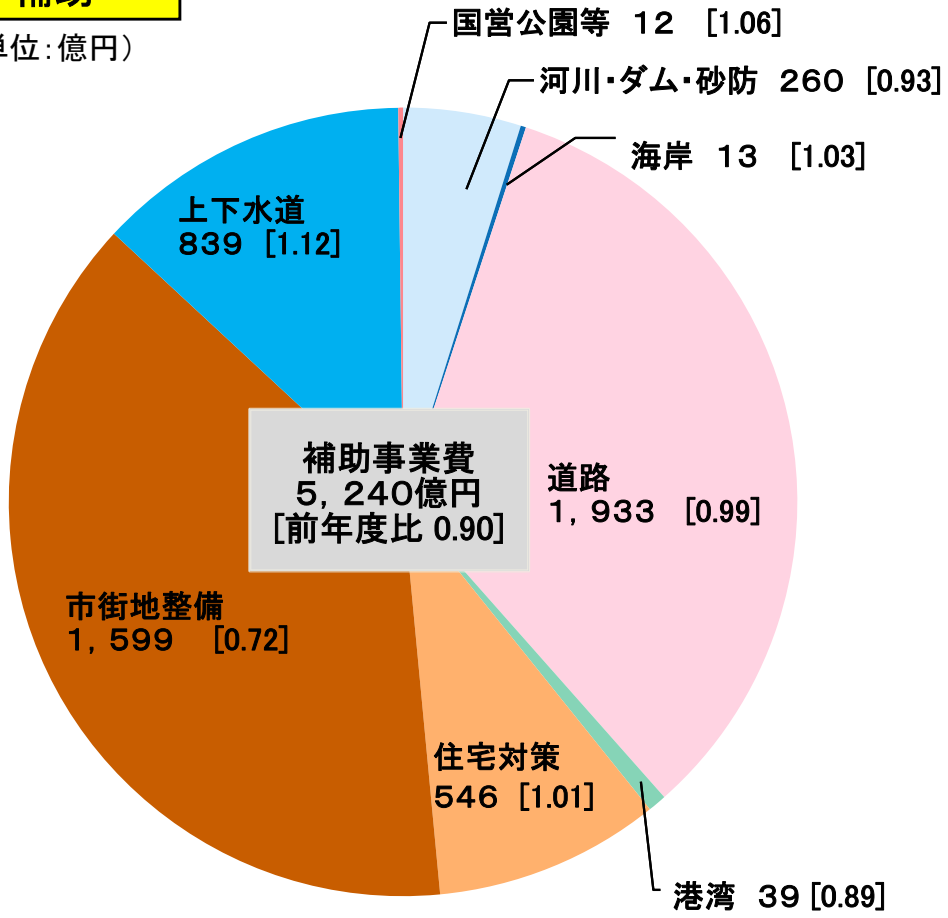
直轄

（単位：億円）



補助

（単位：億円）



社会資本総合整備事業費
（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）
7，028億円
[前年度比 0.94]

※［ 括弧書き ］は、対前年度比
※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

2. 令和9年度　国土交通省予算概算要求

１．国費総額

(1) 一般会計　８兆７，６９４億円〈１．３５倍〉（1.44倍）

（うち、『「強く豊かな日本」 投資枠』　１兆５，５０８億円）

公共事業関係費		７兆６，７６１億円〈１．３８倍〉	（1.45倍）
○一般公共事業費	７兆６，３２３億円		
○災害復旧等	４３８億円		
非公共事業		１兆　９３３億円〈１．１８倍〉	（1.40倍）
○その他施設費	８７６億円		
○行政経費	１兆　５７億円		

※Ｒ７補正から、事項要求を行うものや災害復旧等を除く恒常的な経費

(2) 東日本大震災復興特別会計　３５９億円（１．０３倍）

２．財政投融資　２兆　１３４億円（１．４７倍）

○　上記の他、下記項目について事項要求を行い、予算編成過程で検討する。
- 第１次国土強靱化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費（『「強く豊かな日本」投資枠』）
- 労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
- 戦略産業クラスター等の形成に資するインフラ整備等の推進に必要な経費（『「強く豊かな日本」投資枠』）

第１次国土強靭化実施中期計画【概要】

令和7年6月6日 閣議決定

第１章　基本的な考え方

○防災・減災、国土強靭化の取組の切れ目ない推進

○近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）

○5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）

○状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応）

（災害外力・耐力の変化への対応）
- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用の推進
- 障害者、高齢者、こども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

（人口減少等の社会状況の変化への対応）
- 地方創生の取組と国土強靭化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靭化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靭化」等の推進

（事業実施環境の変化への対応）
- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第２章　計画期間　令和8年度から令和12年度までの5年間

第３章　計画期間内に実施すべき施策（全326施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	Ⅰ．防災インフラの整備・管理	Ⅱ．ライフラインの強靭化	Ⅲ．デジタル等新技術の活用	Ⅳ．官民連携強化	Ⅴ．地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	・個別避難計画作成 ・情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト ➡ 60施策	・迅速な航路啓開のための体制の整備 ・衛星通信システムに関する制度整備等 ➡ 109施策	・マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ・矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 ➡ 56施策	・病院におけるBCPの策定 ・災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 ➡ 65施策	・地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ・「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 ➡ 72施策

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

第４章　推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））

１　施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	Ⅰ．防災インフラの整備・管理	Ⅱ．ライフラインの強靭化	Ⅲ．デジタル等新技術の活用	Ⅳ．官民連携強化	Ⅴ．地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・こども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換　等 ➡ 28施策（76指標）	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化　等 ➡ 42施策（87指標）	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等） ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築　等 ➡ 16施策（24指標）	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靭化施策の推進 ○ 国土強靭化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化　等 ➡ 13施策（18指標）	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備　等 ➡ 16施策（29指標）

※1施策（住宅・建築物の耐震化の促進）が「ライフラインの強靭化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

２　対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映。各年度の取扱いについては、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応。（Ⅰ．防災インフラの整備・管理：おおむね5.8兆円、Ⅱ．ライフラインの強靭化：おおむね10.6兆円、Ⅲ．デジタル等新技術の活用：おおむね0.3兆円、Ⅳ．官民連携強化：おおむね1.8兆円、Ⅴ．地域防災力の強化：おおむね1.8兆円）

第５章　フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用）

○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信

○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携

○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始

3. 関東地方整備局の取組について

働き方改革・担い手確保に向けた関東地方整備局の取組方針

- 建設産業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。
- 関東地方整備局は、建設産業がその役割を持続的に果たし続けられるよう、2026年度は下記の4つの柱で、さまざまな施策を推進します。

01 受注機会の確保

① R7補正・R8当初予算による計画的な工事発注
② 入札・契約、総合評価の工夫
【1】 受注機会の確保
－直轄実績を持たない企業の新規参入促進≪拡充≫
－一括審査方式を積極実施
－航空レーザ測量における地域企業参加型JV評価の導入≪新規 R8.8～≫
【2】 適切な競争環境の確保
－技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を4⇒8年に延長
－企業の工事成績の差異を適正に評価
－業務成績評点の評価区分の細分化≪新規 R8.8～≫
【3】 企業の技術者運用の柔軟化
－参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式
－女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用

02 担い手確保の取り組み強化

① 多様な働き方の実現に向けた支援
② 安全管理推進技術者等認定制度
③ 建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会活動
④ 学校関係者等に向けた現場見学機会の提供
⑤ 総合評価の工夫
－若手／女性技術者の活用に対する加点評価
－熟練技術者の活用に対する加点評価
≪新規 R8.8～≫
－WLB認定企業の加点評価の実施

03 現場の環境改善・効率化の推進

① 国と県・政令市の工事関係書類の統一化と工事書類スリム化の徹底
② 適切な設計変更の徹底
（ガイドライン（総合版）の周知徹底）
③ 快適トイレの費用計上の拡充
④ 猛暑対策の強化
－猛暑期間を休工可能とする工事発注
－現場環境改善費における熱中症対策等への充当を強化
－猛暑対策の工夫を行う試行工事の実施
（総合評価において猛暑対策の提案を評価）
⑤i-Construction2.0の推進
－小規模工事へのICT施工の普及強化のための取組みパッケージの充実
－総合評価にICT施工StageⅡを追加
≪新規 R8.8～≫

04 自治体等への第三次担い手三法の浸透

①発注者協議会でのマネジメント強化
－取組推進のための指標設定（第三次・関東ブロック独自指標）
－「公共工事発注者の心得」の策定
－自治体の取組み好事例の水平展開

猛暑対策サポートパッケージ【概要】

【概要】
〇建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
〇猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
〇地域の実情や現場の状況等に応じて、請負者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑時間・期間中の作業回避

（１－１）猛暑期間を回避した工事発注
・猛暑日（WBGT値）を考慮した工期設定
・発注者による、猛暑期間の外業を回避する工夫（準備工、工場製作等）により、工期設定

（１－２）猛暑期間を休工可能とする工事発注
・多様な働き方に向けた取組の効果や必要となる費用・取組の調査を目的とし、試行工事の実施【新規】

（１－３）猛暑期間における現場施工回避の協議の明記
・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

（１－４）猛暑時間の施工回避（早朝・夜間施工）
・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
・早朝・夜間施工に係る警察や地元への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

（１－５）１年単位の変形労働時間制（１－２～１－３とセット）
・受注者が体制を見通せる工事等での試行

(１－６)設計段階での精度向上

(１－７)労働実態の把握

2. 効率的な施工・苦渋作業の軽減・削減

(２－１)i-Construction 2.0の推進
・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

（２－２）苦渋作業の軽減・削減
・個社毎の取組（定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等）
・技術開発の促進（SBIRによる支援にむけた公募実施）【新規】
・技術提案評価型S型を活用した、苦渋作業の軽減・削減に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(３－１)熱中症対策に係る経費
・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

（３－２）直接工事費
・維持工事等の歩掛がない作業は出面精算
・施工実態に即した歩掛の見直し【新規】

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(４－１)工期における猛暑日考慮の徹底【新規】
・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

（４－２）工期以外の猛暑対策の推進【新規】

（４－３）好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
・1年単位の変形労働時間制・労働安全衛生規則等の運用改善に向けた議論

TEC-FORCEの増強と多様な主体との連携による新たな応援体制の構築
～大規模広域災害に備え、災害対応力を各段に引き上げ～

○TEC-FORCEは平成20年の発足以来、東日本大震災や西日本豪雨など様々な災害における現場対応を積み重ね、蓄積した知見を次なる災害対応に活かすことで着実に備えを充実してきた。
○能登半島地震等の経験も踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化する水災害や切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するためには、現在の災害対応力を格段に引き上げることが必要になる。
○国土交通省の持つ現場力・総合力を活かした被災自治体への応援の強化に向け、**TEC-FORCE**の増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制を構築していく。



《TEC-FORCE予備隊員》

専門的な知識を有する民間企業等の人材をTEC-FORCE隊員として非常勤雇用する制度の創設により、人員体制を強化。

《TEC-FORCEパートナー》

民間企業等との災害協定の拡充により、広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的に活動できる体制を確保。

《TEC-FORCEアドバイザー》

学識者の方々から災害対応の技術的助言を得る枠組みの創設により、技術的判断が難しい事案に対応する体制を確保。

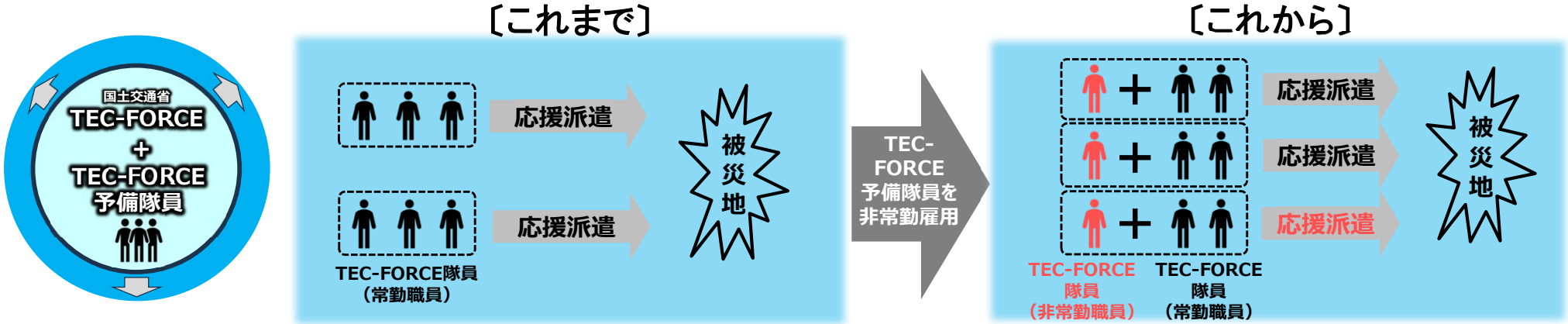
《都道府県等との連携》

平時から、都道府県等の危機管理部局や土木部局等との合同研修等による連携を強化することにより、被災地における一体的な活動を促進。

TEC－FORCE予備隊員（災害協定の拡充等）

○大規模災害時における**被災地の応援ニーズに応えるため、TEC-FORCEのさらなる応援体制の強化が必要**。

○このため、**新たに創設する「TEC-FORCE予備隊員」制度により、専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集・採用**し、**災害時に国家公務員（非常勤職員）として被災地に派遣**することにより、**TEC-FORCEとしての応援体制の強化を図る**。

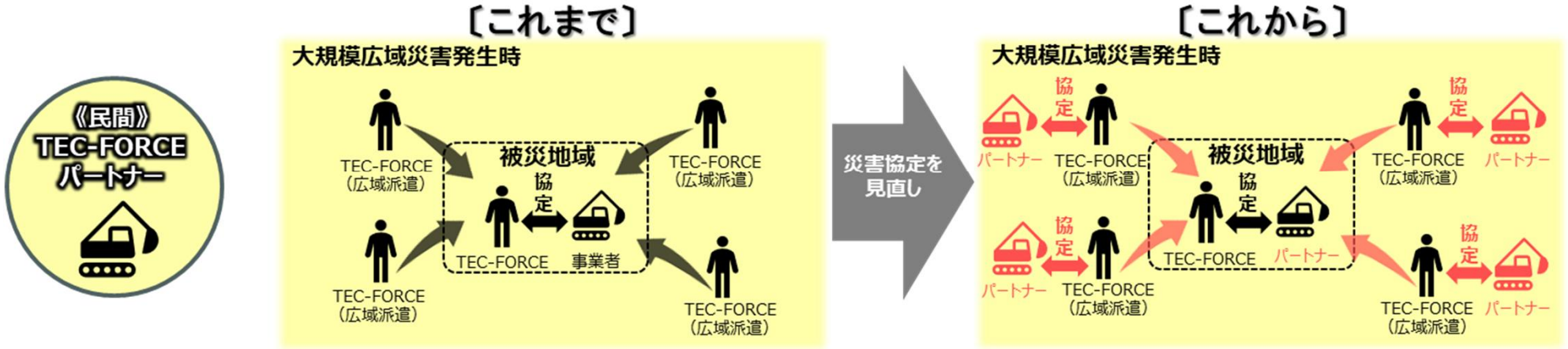


- ◆ 関東地方整備局では、36名を予備隊員として登録。
- ◆ 令和8年8月千葉豪雨では、うち3名をTEC-FORCE隊員として派遣。

TEC－FORCEパートナー（災害協定の拡充等）

○現行の災害協定は必ずしも管外派遣・自治体応援を想定していないため、大規模広域災害における円滑な自治体応援に向け、**災害協定を見直し、応援の範囲を支分部局管外・被災自治体応援まで拡大。**

○国土交通省の要請により活動する企業・団体等を**TEC-FORCEパートナーと位置付け、広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的な活動を展開。**



◆ 関東地方整備局管内では、118団体と災害協定締結済み。

◆ これまでに16団体（全建、日建連、建コン協、全測連、全地連、橋建協、PC建協、道建協外8団体）と、管外派遣、自治体応援等を記載した協定の見直しを実施。 R8.7.31現在

※災害協定に基づき活動する企業・団体等は協定の見直しの有無にかかわらずTEC-FORCEパートナーと呼称

大規模災害発生時におけるTEC-FORCEパートナー活動フロー

- 大規模災害発生時、関東地方整備局が各都県の建設業協会へ派遣要請を実施
- 建設業協会は対応可能な協会員を5者程度選出
- 特定された建設業者は、TEC-FORCEパートナーとして応急対策を実施

災害発生

地方整備局から協会へ派遣要請
TEC-FORCE派遣が必要な大規模災害発生時には、関東地方整備局の技術管理課より建設業協会へ協力要請があります

協会から会員へ対応可否の照会
協会事務局は会員の使用可能な建設機械、建設資材の状況、作業可能人員、現場到着日時に関する情報等を収集

協会は5者程度を選出し地方整備局に報告
協会事務局は、対応可能会員（5者程度）の情報収集結果をとりまとめ、関東地方整備局へ報告

地方整備局は対応会員を特定し、出動要請 （対応可否・条件）
関東地方整備局は、事前に定めた基準に従い、出動を要請する会員（建設会社）を特定し、出動を要請する

対応会員として特定されたか？

対応なし・待機

出動指示・契約締結
現地へ出動した会社は、関東地方整備局長もしくは事務所長の指示に従い、応急復旧・工事に従事する際はTEC-FORCEパートナーとして活動する（ビブス着用）

現地出動 調査・応急復旧・工事



TEC－FORCEの新たなロゴマークデザインについて

○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の増強と多様な主体との更なる連携強化び取組の一環として、TEC-FORCEのロゴマークのデザインを刷新。今後、TEC-FORCE（予備隊員含む）・TEC-FORCEパートナー・TEC-FORCEアドバイザーと同一のロゴを用いて、TEC-FORCEに関連する様々な活動で使用する（本省にて令和8年1月9日プレスリリース）。

新ロゴマークのデザイン

【旧ロゴマーク】



（H20.4 月～）

【新ロゴマーク】



国土交通省
TEC-FORCE
Technical Emergency Control FORCE

【新ロゴマークのデザイン】
・「盾状構成」が「被災地（赤色）を守る」点を強調
・「縦線群」により、国土交通省に加え、関係する多様な主体が並び立ち、協働で対応する姿を表現

【新ロゴマークの使用場面】
・TEC-FORCE 隊員の衣服
・TEC-FORCE パートナー・アドバイザーのビブス
・広報・イベント（広報資料、WEB ページ） 等

関東地方整備局における設計業務等における品質確保対策について

重点方針	取組項目	対象業務	実施期間	備考
条件明示の徹底	① 条件明示チェックシート(案)の活用	設計	平成２４年度～試行 **令和８年度～入札公告時に参考資料として添付(すべての対象業務)** **New!!**	対象業務：道路、橋梁、樋門・樋管、排水機場、築堤護岸、山岳トンネル、共同溝、砂防堰堤　の予備・詳細設計（修正設計・補修設計含む）
	② 工事発注時チェックシート(案)（橋梁詳細設計）の試行		令和４年度～試行	
業務スケジュール管理表の活用	③ 業務スケジュール管理表の活用	測量 地質 設計	平成２２年度～一部試行 平成２３年度～完全実施 令和２年度～適用業務拡大	
合同現地踏査	④ 合同現地踏査の実施	設計	平成２２年度～一部試行 平成２３年度～完全実施	平成２７年度～標準歩掛化
	⑤ 合同現地踏査等における地質技術者の参画について	地質 設計	平成２９年度～試行	
業務環境の改善に向けた取組	⑥ ワンデーレスポンスの実施	測量 地質 設計	平成２２年度～一部試行 平成２３年度～完全実施	
	⑦ 設計業務等の業務環境の改善（ウィークリースタンス）	測量 地質 設計	平成３０年度～ 令和３年度～適用業務拡大	実施状況報告の提出（受注者）
設計成果の品質確保	⑧ 照査体制の強化「赤黄チェック」	設計	平成２５年度～試行 平成２８年度～完全実施	
その他	⑨ 業務推進審査会の設置	測量 地質 設計	平成２８年度～	
	⑩ 土木設計業務変更ガイドライン補足資料の活用		平成２９年度～	

① 条件明示チェックシート(案)の活用

平成24年度～

- 予備設計等で整理・作成した条件明示チェックシートを、詳細設計業務の業務着手時(契約後)受注者に対して提示するもの。
- 必要な情報を漏れなく明示するためのツールとして活用。

対象業務 ・・・下記の「詳細設計」

○道路　○橋梁　○樋門・樋管
○排水機場　○築堤護岸　○山岳トンネル
○共同溝　○砂防堰堤
（全て修正設計・補修設計含む）

作成から提示までの手順

1. 対象業務の条件明示チェックシート（案）を用意
（予備設計で作成されていない場合は、発注者が作成）
2. チェックシート項目②～④を記載
※予備設計でチェックシート作成済みの場合は、確認の上、必要に応じて追記する
3. 「設計業務の条件明示検討会（仮称）」の開催
※チェックシート内容の確認
（発注審査会、設計積算審査会　等でも実施可）
4. 業務着手時(契約後) シートを受注者に提示
提示時にチェックシート項目⑤も記載

チェックシートの構成と項目

① 詳細設計業務実施に必要な条件
・明示項目
・主な内容　←（案）に記載済み

② 対象項目
（条件明示の対象なら○ 、対象外なら×を記載 ）

③ 確認状況および確認日
（全確定なら○ 、一部確定は△ 、未確定は×の記号と、それを確認した日付を記載）

④ 確認資料
（資料の名称、頁番号等を記載）

⑤ 備考
（③が△×の進捗状況を記入）

効果

◆明示すべき事項の漏れを防止
◆条件確定の有無と時期を受発注者で共有

令和８年８月～ New!!

1. 入札公告段階における条件明示チェックシートの提示

- 条件明示チェックシートの提示時期を契約後から入札公告時に変更（令和元年8月公示より適用）。
- 試行として1事務所1件の実施としていたが、条件明示の徹底を目的に全ての業務を対象に見直し

	従　前	現　在　（試　行）
対象業務	①道路詳細設計（平面交差点を含む）、 ②橋梁詳細設計、③樋門・樋管詳細設計、 ④排水機場詳細設計、⑤築堤護岸詳細設計、 ⑥山岳トンネル詳細設計（換気検討を含む）、 ⑦共同溝詳細設計、⑧砂防堰堤詳細設計 （全て修正設計・補修設計含む）	同左
提示時期	詳細設計契約後の1回目打合せ	➡入札公告時（条件明示チェックシートを入札公告資料とともに掲載）

2. 提示時期を前倒しするメリット

【発注者のメリット】

- 当該業務の実施内容や関連機関との調整未了といった申し送り事項を特記仕様書作成時に把握できる。
- 当該業務公告前に実施する入契委員会で、所長を含めた関係各課に設計内容・設計条件が周知できる。

【入札参加者のメリット】

- 条件明示チェックシートの内容により、当該業務の懸案等を把握でき、入札参加の判断材料となる。
- 条件明示チェックシート内容を把握することで、受注後、工程を含めた各種取組の対策が早急に対応できる。
  例えば、関連機関との調整未了の案件があれば、当該業務はいつまでに把握しなければならないかというクリティカルパスの把握が可能となるとともに、業務計画書に反映できる。

② 工事発注時チェックシート（案）（橋梁詳細設計）の試行

令和4年度～

- 橋梁の詳細設計時に、設計条件や関係機関協議の調整状況や配慮事項をまとめたもの。
- 円滑な工事発注につなげるとともに、工事発注作業の効率化を図る。

対象業務

- 橋梁詳細設計

※適用に当たっては、設計対象橋梁の現地状況を踏まえ、道路部道路工事課と調整すること。

費用計上

- 工事発注時チェックシートの作成費用は、見積もりにより設計変更の対象とする。

実施内容

①受注者（建設コンサルタント）が、設計条件や関係機関との調整状況、施工上の配慮事項を「工事発注時チェックシート」の様式に記入する。

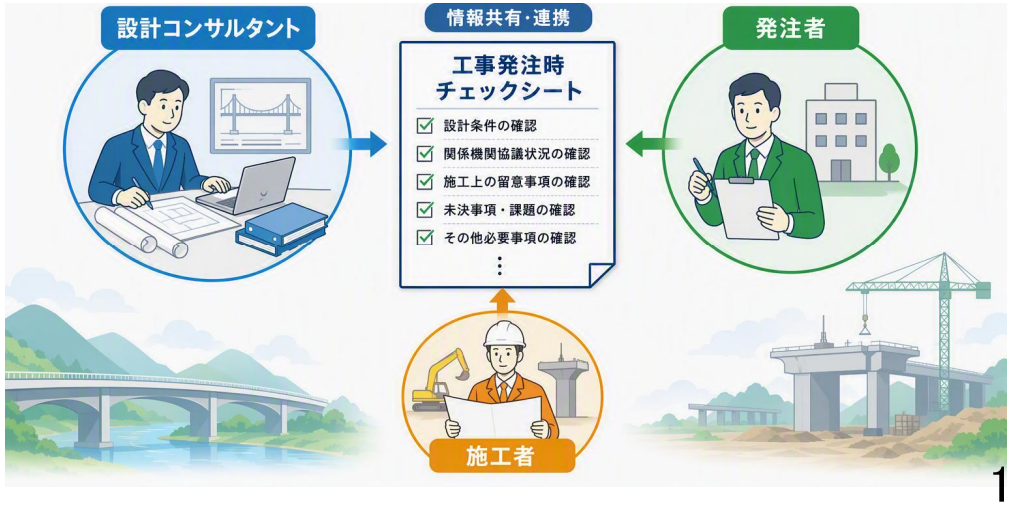
（１）基本的な設計条件、（２）地形・地盤条件・地下水位、
（３）環境及び景観検討の必要性、（４）施工上の配慮事項、
（５）関係機関との調整実施の確認

②記入された様式を発注者が確認する。

③詳細設計業務の成果品の一部とする。

効果

- 残協議事項や設計未了箇所が網羅的に整理されており、留意事項の取りこぼしを防ぐ。



③ 業務スケジュール管理表の活用

平成22年度～

➢ 通常の業務工程表とは別に、履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項の役割分担、回答期限等も明記した「業務スケジュール管理表」を受注者が作成し、発注者と共有する。

対象業務

➢ 全ての測量業務、地質調査業務、
土木関係コンサルタント業務
※発注者支援業務、環境調査など通年で実施するものは除く

作成手順と活用方法

① 受注者が作成し初回打合せ時に提示
↓
（業務の進捗、状況変化で内容が変わる）
② 次の打合せ時に内容を加筆修正した版を受注者が作成し提示
↓
③ スケジュール確定まで②を繰り返す

業務スケジュール管理表には、クリティカルパスを記載するとともに、履行中に発注者の判断・指示が必要な事項について受注者と協議し、その役割分担、着手日及び回答期限を明記し、履行期限内に業務が完了するよう円滑な業務進捗を図る。

様式と記載内容

※説明用に簡略化しています

・業務名、受注者名、管理技術者名等を記載
・現在の状況、課題、当面の目標等を記載

作業項目	８月	９月	10月	11月	備考
打合せ	○		○	○	
現地踏査					
○○設計				★ 中間確認	
照査					

工程表（バーチャート）

着手日	作業事項（タスク）	作業者		状況	目標	懸案事項
		発	受			
			○	完了		
		○			9月末	

判断等を要する事項、未確定事項のリスト

効果

➢ 業務履行上の課題を明確にできる。
➢ 適正な履行期間の確保する。

④ 合同現地踏査

平成22年度～

- 受発注者が合同で現地踏査を行い、設計条件や施工上の留意点、関連事業の情報等を確認する。
- 設計方針・情報等を関係者が共有することで、設計成果の品質向上を図る。

対象業務

- 重要構造物に関する詳細設計業務

※その他の設計業務についても、合同現地踏査が有効な業務については積極的に実施可能。
※受発注者協議により、複数回実施することも可能。

実施内容

- 設計に際し留意すべき現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有することにより、　現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。

事例：設計条件、施工の留意点、関連事業の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路等

- 実施体制
  受注者（管理技術者・担当技術者等）
  発注者（主任調査員・調査員）



留意点

- 業務内容に応じて、合同現地踏査への「参加者の選定」と「適切な開催時期の設定」を行う。
- 受発注者間で事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。
- 実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底すること。

効果

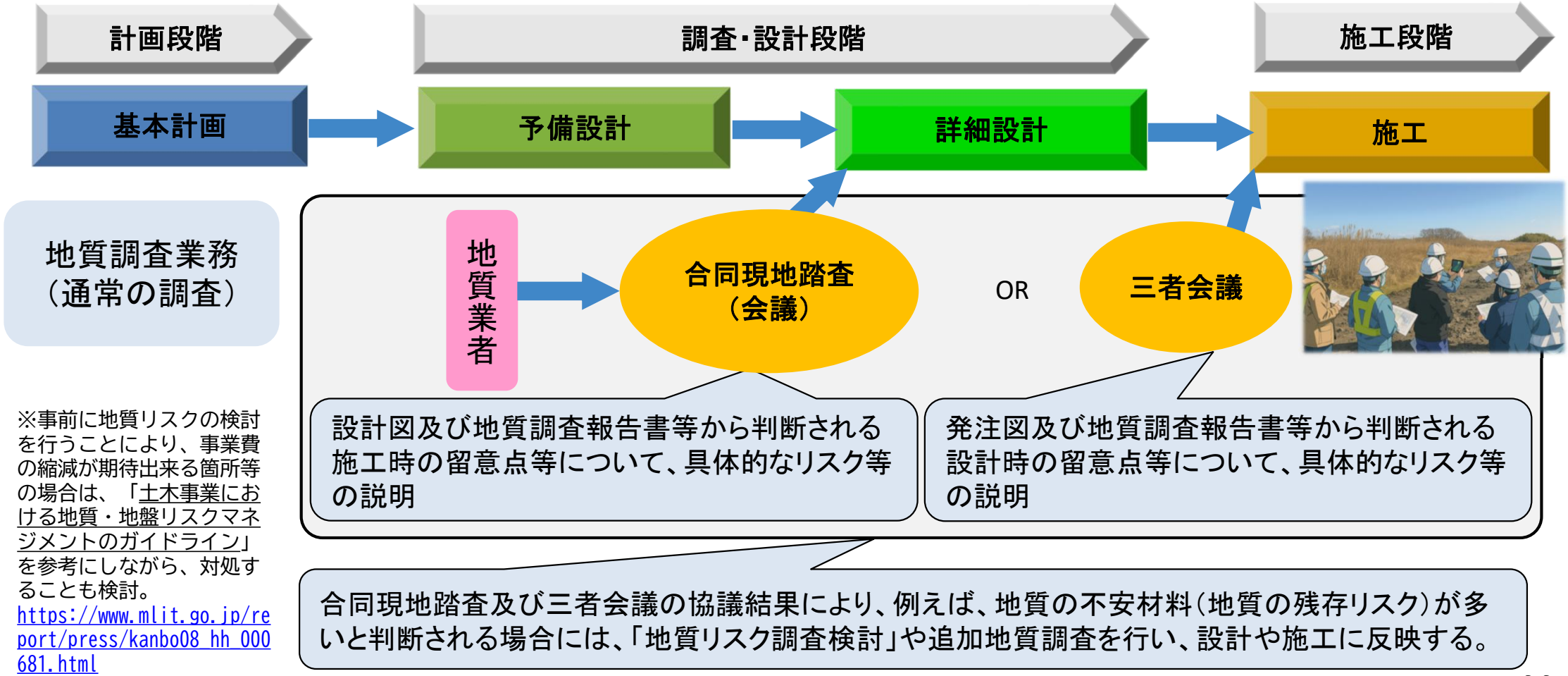
- 現地状況を共有し設計条件を明確化することで、手戻りを減らし業務効率化が図れる。
- 施工条件や周辺情報を受発注者で共有し、設計内容の精度向上と成果品の品質確保が図れる。

⑤ 合同現地踏査等における地質技術者の参画について

平成29年度～

- 発注者と土木設計業務等受注者が合同で行う現地踏査や、発注者、土木工事及び土木設計業務等受注者で実施する三者会議に地質技術者が参画する。
- 地質調査で明らかになった地質に関する留意事項について、設計や施工に反映することで品質確保を図る。

【地質技術者の参画のイメージ】



※事前に地質リスクの検討を行うことにより、事業費の縮減が期待出来る箇所等の場合は、「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン」を参考にしながら、対処することも検討。
https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000681.html

⑥ ワンデーレスポンスの実施

平成22年度～

➢ 受注者からの設計条件に関する質問・協議に対し、迅速に対応することで、円滑な業務の進捗を図る。

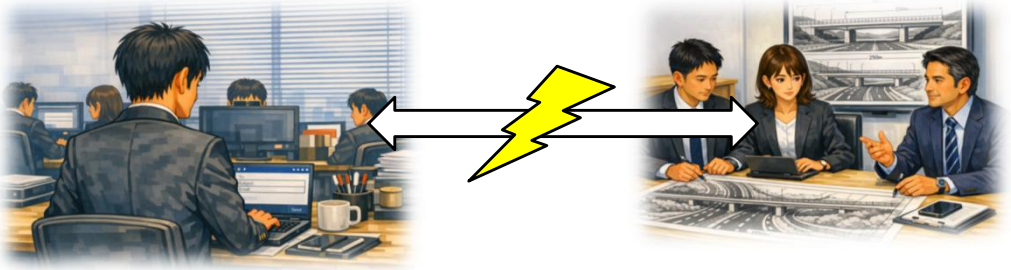
対象業務

➢ 全ての測量業務、地質調査業務、土木関係コンサルタント業務

実施内容

➢ 業務履行中に受注者より設計条件等に関する質問・協議があった場合は、その日のうちに回答することを原則とする。

➢ 回答に検討期間を要する場合には、受注者に優先順位や重要度を確認したうえで、適切な回答期限を設定し、確実に回答を行う。



留意点

➢ 必ずその日のうちに回答する必要は無く、その日のうちに回答期限の明示をするだけでもよい。

➢ 回答に重要な判断を必要とする場合は、事務所内の統一見解を確認する等、回答内容の正確性を重視する。

➢ 回答期限を超過する場合は、新たな回答期限の連絡を徹底する。

効果

➢ 作業の停滞が減少し、受発注者双方の業務進行がスムーズになり、品質確保に寄与する。



⑦ 設計業務等の業務環境の改善（ウィークリースタンス）

平成30年度～

➢ 発注者が受注者に対し作業を依頼する場合は、適切な作業時間を確保するほか、「マンデー・ノーピリオド」、「ウェンズデー・ホーム」及び「フライデー・ノーリクエスト」などの取組項目を実施し、業務環境改善に努める。

対象業務

➢ 全ての測量業務、地質調査業務、土木関係コンサルタント業務

実施内容

➢ 業務の実施にあたり、作業を依頼する場合は、適切な作業時間を設定する。
➢ 取組項目①～⑤について原則実施するものとし、その他の項目についても積極的に取り組むものとする。



進め方

➢ 初回業務打合せ時に、取組内容を受発注者間で確認・調整のうえ、業務環境改善様式【初回打合せ用】に記入し、打ち合わせ記録簿に添付。
➢ 取組項目

原則実施

①月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
②水曜日は定時の帰宅を心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
③土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
④昼休みや午後５時以降の打合せをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）
⑤　定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）
⑥　金曜日も定時の帰宅を心掛ける
⑦　その他、任意で設定する取組（受発注者で合意した事項）

事例）・業務時間外の電話・メールを控える、在宅勤務を実施　等

フォローアップ

➢ 受注者は、業務完了後2週間以内に取組項目の実施結果を記録した業務環境改善様式【実施状況報告】を企画部技術管理課へ提出する。

⑧ 照査体制の強化「赤黄チェック」

平成25年度～

➢ 設計業務の照査体制を強化し、設計不具合の主要因である図面作成時やデータ入力時の不注意・確認不足による単純ミスを防止する。

対象業務

➢ 詳細設計業務
（平成29年度から共通仕様書に規定）

効果

➢ 図面作成時及びデータ入力時の不注意・確認不足の予防

実施内容

➢ 詳細設計業務の受注者は、照査について、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法で行う。

➢ 成果品納入時における照査報告において、設計図面等における照査の根拠となる資料を示すことができるものを提示する。
（成果品として納める必要はないが、照査報告書および打合せ記録簿に資料の提示の有無を記載）

【例】作成した資料に、
①確認マークを黄色に、
②修正箇所の訂正を赤文字に、
③修正結果の確認マークを青色で行う。

赤・黄チェックの事例

橋軸方向

	タイプⅠの設計震度、分担重量				タイプⅡの設計震度、分担重量			
	CⅠzkhco	khg	0.4CⅠz	Wu(kn)	CⅡzkhco	khg	0.4CⅡz	Wu(kn)
正方向	~~1.0231~~	0.50	0.40	10,900.00	~~1.1969~~	0.80	0.40	11,000.00
	1.02 ✓				1.20 ✓			

橋軸直角方向

	タイプⅠの設計震度、分担重量				タイプⅡの設計震度、分担重量			
	CⅠzkhco	khg	0.4CⅠz	Wu(kn)	CⅡzkhco	khg	0.4CⅡz	Wu(kn)
正方向	~~1.0666~~	0.50	0.40	10,900.00	~~1.2506~~	0.80	0.40	11,000.00
	1.07 ✓				1.25 ✓			

CⅠzkhco ：地域別補正係数×設計水平震度（タイプⅠ）の標準値
CⅡzkhco ：地域別補正係数×設計水平震度（タイプⅡ）の標準値
khg ：地番面における設計水平震度
0.4CⅠz ：道示（解7.4.1）を適用したときの設計水平震度（タイプⅠ）
0.4CⅡz ：道示（解7.4.1）を適用したときの設計水平震度（タイプⅡ）
Wu ：橋脚が支持している上部工重量

【例】作成した資料に、
①確認マークを黄色に
②修正箇所の訂正を赤文字に
③修正結果の確認マークを青色で行う

⑨ 業務推進審査会の設置

平成28年度～

➢ 業務実施上の課題を迅速・明瞭に解決するため、受発注者が揃って議論する場を制度化したもの。



業務推進審査会の概要

【出席者】

発注者	受注者
● (技)副所長 ● 発注担当課長 ● 主任調査員　等	● 管理技術者 ● 照査技術者　等

【審査項目】

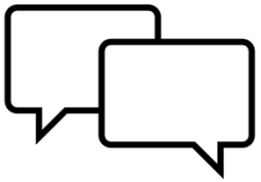
◆ 設計工種の追加等、大規模な業務内容の変更

◆ 工程に影響を及ぼす規模の業務遅延への対処
など

【実施時期】

◆ 受注者からの開催要請時

◆ 発注者発議の契約変更時　等



変更項目の例

➢ 事業計画変更に伴う業務範囲の追加･拡大

➢ 第三者(外部)に起因した設計条件の確定遅延に伴う履行期限延伸

効果

➢ 適切な変更契約の実施
(増額、履行期限延伸等)

➢ 受発注者間の意思表示の明確化
(手戻りの防止、受発注者双方の認識共有)

➢ 業務量の縮減

➢ 繰越等の円滑化

⑩ 土木設計業務等変更ガイドライン補足資料の活用

平成29年度～

- 国土交通省 技術調査課が土木設計業務等の変更について、適正な運用を図ることを目的に「土木設計業務等変更ガイドライン」を策定し、運用しています。
- 円滑な設計変更判断・手続きがなされ、その内容理解を促す目的で、関東地方整備局独自に具体事例を示した「補足資料」を作成し、運用しています。

土木設計業務等変更ガイドライン（ページ7）

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

（3）設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続　（契約書第18条第1項第四号）

○自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。
受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

受注者	発注者
「契約書第18条（条件変更等）第1項第四号」に基づき、自然又は人為的な履行条件が実際と相違する旨を直ちに**発注者に通知**	**発注者は**第18条第4項に基づき、必要に応じて**設計図書の訂正・変更**

受注者及び発注者は契約書第24条、第25条に基づき、**「協議」により履行期間及び業務委託料を定める。**

Ex.（1）現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた。
（2）詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
（3）業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
（4）予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
（5）関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
（6）土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
（7）その他、新たな制約等が発生した場合　等

7

具体的な事例

土木設計業務等変更ガイドライン補足資料（ページ8）

4）「設計図書の履行条件相違（設計項目の追加）」の設計変更

土木設計変更ガイドラインの関連箇所（ページ7）
2.土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
（3）設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続(契約書第 18 条第 1 項第四号)

変更事例 5　**関係機関協議資料の項目追加**

道路切土区間を横断する２か所の市道橋梁予備設計において、市道管理者との幅員確認を目的とした関係機関協議過程で、橋梁を１か所に集約する代替案が議題となり、橋梁添架物移設計画を含む検討案の概略図作成、概算事業費算出等の検討資料作成が必要となった。当初の関係機関協議資料作成内容は「市道幅員確認のための資料」と仕様書に記載されていたが、数量が一式計上となっていたため変更対象とならなかった。

適正な変更手続き手順

履行条件の相違発見　契約書第 18 条第１項
- 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議経緯から、当初協議目的と異なる新たな検討作業が増えた」ことを直ちに発注者に通知する。

調査～調査結果通知　契約書第 18 条第２、３項
- 受発注者は、打合せ等で、「当初発注項目に含まれていない追加作業（橋梁集約案の概略図作成、事業費算出）」の必要性と内容について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

設計図書変更～委託料変更　契約書第 18 条第４、５項、第 25 条
- 発注者は、「橋梁集約案の検討」について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ業務委託料の変更手続き行う。

令和8年度 関東地整の取組方針（BIM/CIM）

出典：令和８年度 関東地方整備局
インフラＤＸ推進本部会議 （令和8年4月23日）

③ BIM/CIM活用の普及強化

- **3次元データの二次利用を意識したBIM/CIM活用**を推進し、各種試行や事例共有を通じて**利用頻度を高め、利用拡大・普及強化を図る。**
- すべての技術者の**基礎的なデジタルスキル習得**を進めるとともに、**役職者・中堅職員による中核人材の育成**を推進する。

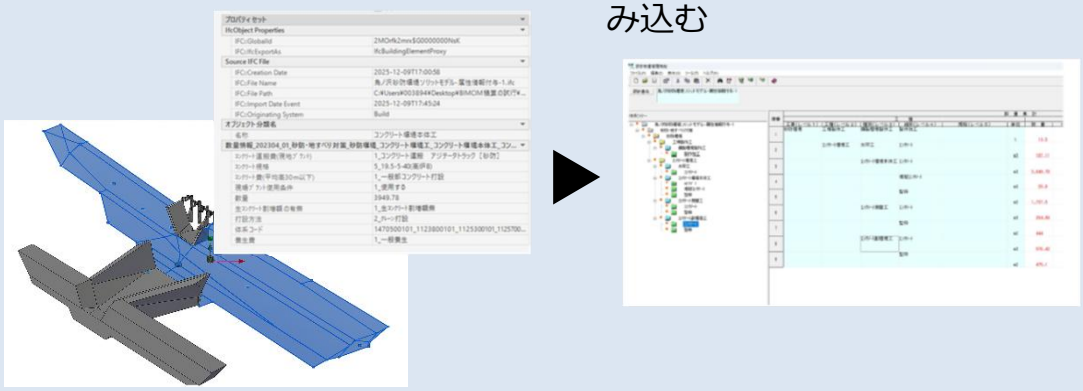
（取り組み内容）

- 発注段階からの活用促進に加え、事業段階を通じた**3次元データ活用の試行・定着を図る**とともに、**事例共有を通じた職員の理解促進および普及を推進。**
- 『基本』と『応用』操作に分かれ、受講者のレベルに合わせて**３次元ソフトウエアを用いた実技形式の講習を新設**
- **中核人材育成**に向けた、『実践トレーニング研修』の強化など

二次利用の普及推進
（ 例：BIM/CIM積算試行）

砂防堰堤3次元モデルに積算用属性情報を付与し、 IFC形式に変換

IFC数量データ（XML）に変換し、「設計数量管理機能」に読み込む



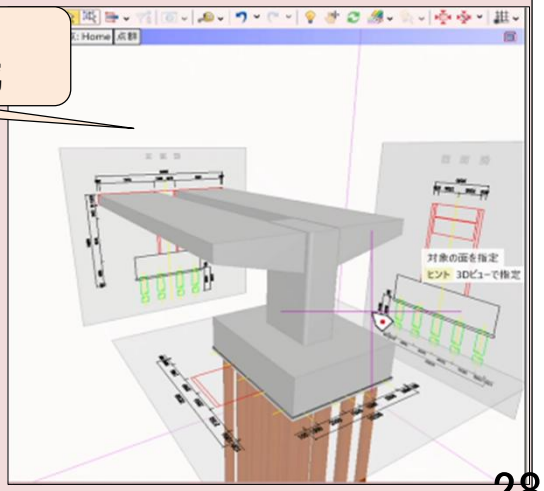
利根川水系砂防事務所（Ｒ６烏川・神流川流域砂防施設設計業務）

研修の強化
（ 例：CIM操作講習会）

【講習会の一例】
２D図面から３次元モデルを作成

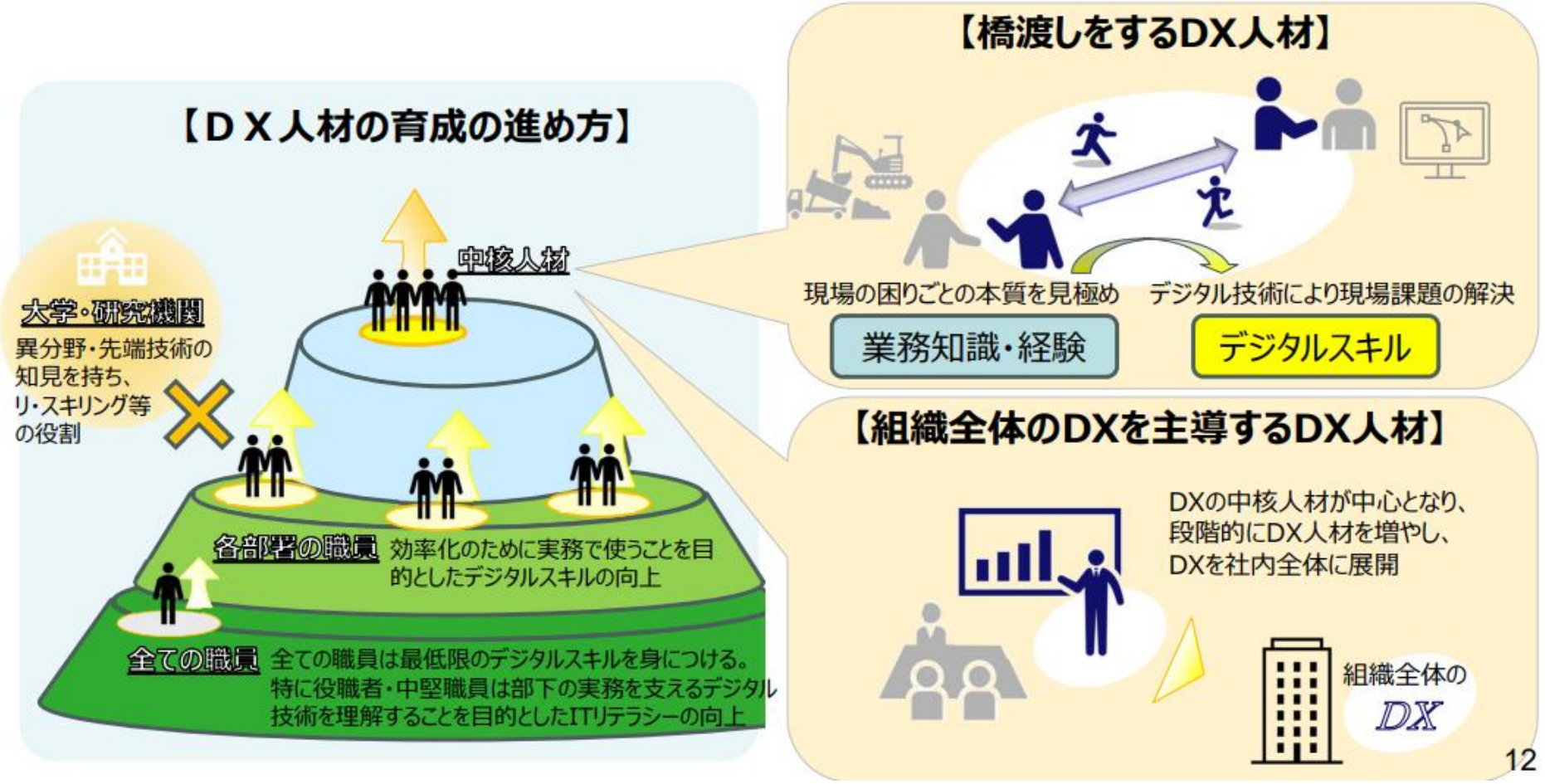


R8.2に実施した講習の様子



出典：社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会 技術部会
分野横断的技術政策ワーキンググループ とりまとめ概要版（令和7年3月7日）

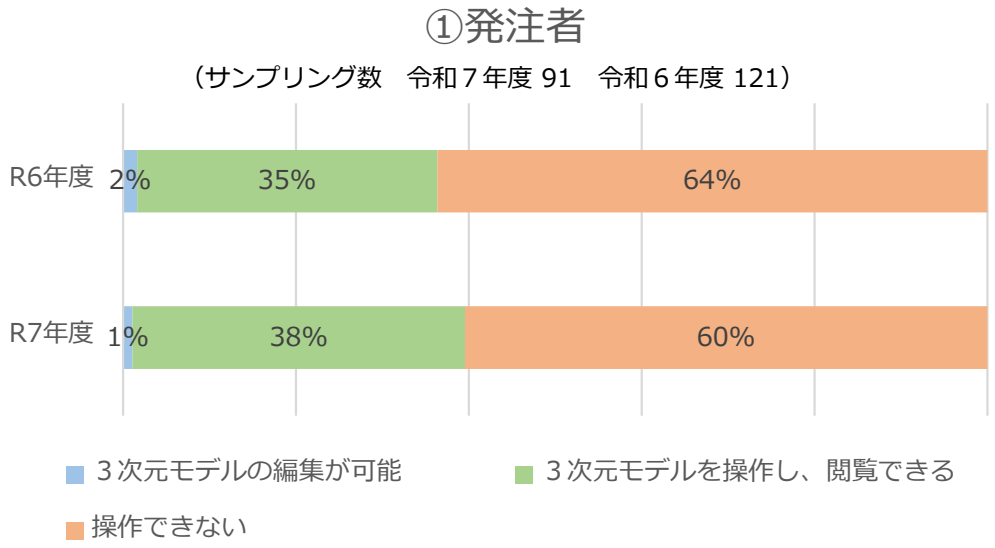
国及び企業は、現場の課題解決のためのDXを実現するために、社員・職員が自学自考しDXを内製化する風土を醸成し、イノベーションに追随できるようDXの中核人材を育成するとともに全ての社員・職員のデジタルスキルの向上を段階的に進める仕組みをつくるべき。
〔本文3−2．イノベーションを実現するための技術者　技術者の気概を引き出す戦略的投資〕

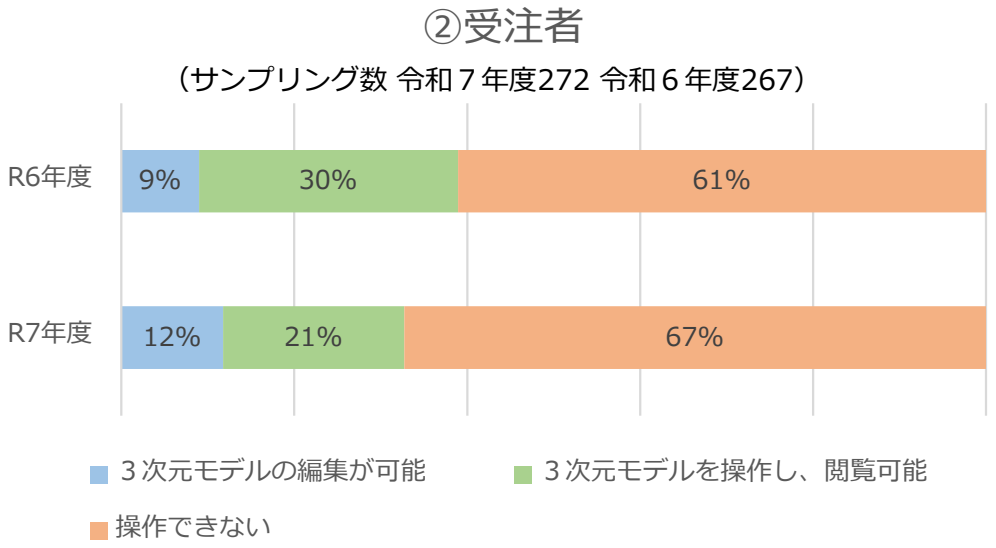


③BIM/CIM適用による好事例抽出と水平展開

- 関東地方整備局が発注する工事・業務を対象に、BIM/CIMモデルの操作スキルに関するアンケート調査を実施。
  - ① 発注者　**３次元モデルを閲覧可能な技術者が約４割**にとどまっている。
  - ② 受注者　**３次元モデルを編集できる技術者は微増している一方で、自らモデルを閲覧可能な技術者は約3割**にとどまっている。

【関東地方整備局発注工事・業務における技術者のBIM/CIMスキル】





アンケート抽出条件：詳細設計時に3次元モデルを作成した建設コンサルタント業務、または工事施工中にBIM/CIM適用工事を対象としている。

関東DX･i-Construction人材育成センターにおいて、ＤＸに関する発注者（国土交通省職員及び地方公共団体職員）を対象とした研修や、発注者及び受注者（民間企業の技術者等）を対象とした講習を開催しています。
今年度開催の研修･講習及び受講対象者については次のとおりです。

区分	研修・講習等名	受講対象者		
		国土交通省	地方公共団体	民間技術者
DX全般	基礎技術（DX）	○	－	－
BIM/CIM研修	BIM/CIM概論	○	○	－
	BIM/CIM発注（工事・業務）	○	○	－
	BIM/CIM実践トレーニング	○	－	－
デジタル技術研修	データ/デジタル技術基礎	○	－	－
	情報セキュリティ	○	－	－
ICT施工研修	ICT施工基礎	○	○	－
	ICT施工監督	○	○	－
BIM/CIM講習	CIM操作講習【新規開催】	○	○	○
ICT施工講習等	ICT施工 ３次元データ作成講習	○	○	○
	ICT施工 施工講習	○	○	○
	ICT施工Webセミナー	○	○	○
	遠隔施工講習	○	○	○
	ICT施工現場体験会	○	○	○
	チルトローテータ講習【新規開催】	○	○	○

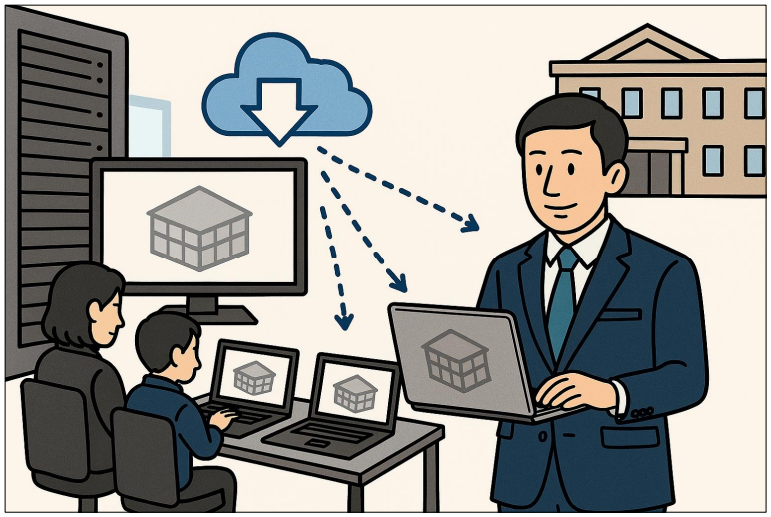
国土交通省職員のみ対象　国土交通省職員、地方公共団体職員のみ対象　対象者制限なし

1）３次元モデルのソフトウェア一括配信について

- 職員が３次元モデルを日常業務で気軽に活用できる環境を整備するため、**令和７年８月から「３次元データ閲覧ソフトウェア」の行政PCへの配信を開始。**
- 令和８年８月から、事務所幹部職員を含む技術系職員及び用地・管理業務に携わる職員を対象として、**配信範囲を拡大。**

2）BIM/CIMソフトウェアのライセンス付与について

- オートデスク社のACコレクションについては、**常駐型資料作成業務に従事する技術者が国土交通省業務を行う場合に限り、利用するPCへのインストールが可能となるよう調整済み**であり、発注者支援業務の技術者も利用できる環境を整備している。



行政PCへCIMソフトウエア一括配信イメージ

３次元ソフトウエア（基本：閲覧のみ）

- **Navisworks Freedom**
- **TREND-CORE CIM ビューア Free版**
- **V-nasClair 3DViewer**

ライセンス付与により、利用可能（拡張：編集可能）

- **Autodesk AEC Collection**
  （Navisworks Manage、Civil 3D、InfraWorks他）
- **V-nasClair**

※このスライドは、Microsoft 365 Copilot（生成AI）を使用して作成したものです。

建設コンサルタント業務等における生成AI利活用体制の構築

国土交通省

- 政府職員の利用のみならず、建設コンサルタント業務等を中心に**生成AIを正しく理解し、**利活用に係る**基本的な事項を相互に共有**することで、**受発注者双方に生成AIの効果が見込まれる**ことから、**生成AIの積極的な利活用を図る体制構築**を行う。

〇AI実装に向けた受発注者双方の変革の必要性

AIの技術進展　　**技術者不足**

「人とAIとの協働」

労働集約的な既存業務プロセスの改革



生成AIの活用を積極的に推進することで、本質的な検討部分に注力し、質の高い公共サービスを実現。

生成AIの特性を理解し、適切なリスク管理と効果的な活用方法の共有による省力化と品質確保の両立。

建設コンサルタント業務等における特記仕様書記載イメージ（４つのポイント）

R8年度以降順次

1．生成AIの取り扱い

生成AIの取り扱いについては、受発注者双方の業務効率を飛躍的に高める可能性を有しており、積極的な利活用を推進する。業務特性に応じて目的、用途、利用範囲等を含め受発注者の協議において定める。

2．生成AI利活用における利活用計画書の作成

受注者は業務計画書作成にあたり、業務における生成AIの利用目的、用途に応じた利用サービス名や利用範囲等が記載された「生成AI利活用計画書」を記入し、調査職員に提出する。

3．生成AIの出力結果への留意事項

受注者は、生成AIを利用して提出された成果物が第三者の権利侵害に該当する可能性にも留意し、可能な範囲で生成AIによる生成物である注釈を明示。

4．成果物におけるAI学習への配慮

受注者は、成果とりまとめの際に実施する調査職員との協議にあたりAI学習の観点も考慮した報告書様式とするよう努める。

7

令和８年３月２５日
第12回インフラ分野のDX推進本部会議資料より抜粋

建設コンサルタント業務等における生成AI利活用等について

〇生成AIの活用は、日常業務や設計業務等においても業務効率を飛躍的に高める可能性を有しており、今後の積極的な利活用が求められている。
〇このため、将来的な生成AIによる知識活用、高度な情報検索・分析を見据え、機械可読性向上に配慮した成果のとりまとめを図る必要がある。
〇一方で、機密性の高い行政情報や個人情報などの情報漏洩リスクにも十分な留意が必要。（特にクラウド型AIサービスへの無秩序な入力）
〇以上を踏まえ、業務受注者が成果とりまとめにおいて生成AIを用いる場合の取扱いが定められたところ。

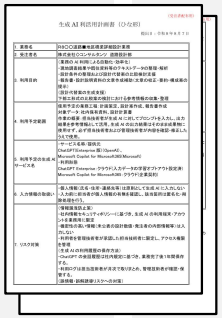
適 用　令和８年８月４日以降に発注する業務のほか、手続き中、契約済みの業務も対応可能な範囲で適用

実施内容（成果とりまとめ等で生成AIを用いる場合）

①生成AI利活用計画書の作成【受注者】

受注者は、
『生成AI利活用計画書』に、
利用目的、利用サービス名等を
記入し作成

利用目的の事例：
- 報告書本文の生成（要約・文章生成）
- 設計条件の整理・記述生成
- 発注者への提出書類　等



提出

②チェックリストを用いた確認【発注者】

調査職員は、『発注者確認
チェックリスト』により利活用内
容を確認



③成果等のとりまとめに使用【受注者】

受注者は、提出した『生成AI利活用
計画書』に定めた範囲内で
成果をとりまとめる。

※情報漏洩リスク、
　機械可読性に配慮



対象外

一般的な調査に生成AIを使用する場合
- 法令や基準、文献の検索補助
- 検討資料のたたき台作成
- Excelの関数提案　など

「生成AI利活用報告書」の提出は**不要**。
ただし、**業務計画書に行政情報流出防止対策の強化に関する事項を記載**すること

留意事項

➢業務計画書作成にあたり、生成 AI を業務の履行に際して利活用する場合には行政情報流出防止対策の強化に関する事項に「生成 AI を利活用することによるリスク対策等」を明示する。

➢生成AI を用いた成果物が契約書第8 条に定める特許権等の第三者の権利の対象となりうることに留意し、生成 AI を用いて作成した成果又は生成AI が成果内容の作成に実質的に寄与した箇所については、その旨を成果物に明示することとする。特に画像等で生成 AI を利用した場合には原則その旨の注釈をつけるものとする。

➢成果とりまとめにあたり、生成AI等が認識・解析しやすい形式となるよう配慮した報告書様式とするものとする。

※本スライドは、「建設コンサルタント業務等における生成AI利活用等について（依頼）」を基に、Microsoft Copilotを使用し要約したものです。

4. 令和8年度入札・契約、総合評価の実施方針（主な新規・変更点）

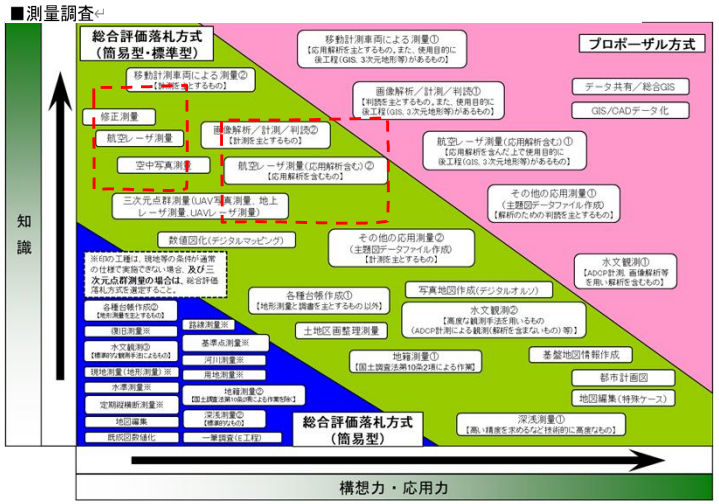
新規（R8） 地域企業の受注機会の拡大（地域企業参加型JV評価の導入）【R8.8～】

【趣旨】担い手確保・育成
【対象】総合評価落札方式（簡易型・標準型）を採用し、航空レーザ測量を実施する業務
【概要】地域企業（本店）と設計共同体（JV）を構成した参加表明者の評価において加点を行う。【R8.8～】

○ 地域の守り手である地域企業の受注実績の拡大と技術力向上・育成、担い手確保を目的に、航空レーザ測量を実施する業務について、地域企業※と設計共同体を構成（地域企業参加型JV）した場合に評価を行う試行を導入する。
○ 一定地域内における地域企業※の「本店」の有無を評価する「地域要件の設定（地域精通度）」を試行

※設計共同体（JV）の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員に限る。

地域企業参加型JVの対象業務



○想定する航空レーザ測量業務における設計共同体

参加表明者
JV（測量・測量）

A社（測量）	＋	B社（測量）
＜代表者＞ 航空レーザ測量		＜構成員※：地域企業＞ 補償測量等

※設計共同体（JV）の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員

（参考）再委託と設計共同体の違い

○再委託（下請け）の場合

A社 ― B社（再委託）

※B社は国等の発注する業務でも実績として認められない

○設計共同体（JV）の場合

A社（代表者） ＋ B社（構成員）

※B社が担当した業務内容は国等の発注する業務の業務実績として認められる

地域企業参加型JVでは、
地域企業の活用が図られ技術力向上に繋がる

【参考】「地域要件」の設定と「地域性」の評価に関する試行状況

継続	参加資格 （地域要件）	○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を参加資格要件とする ○○○に本店がある ○○○に支店・営業所がある 上記以外は指名しない

資格　総合評価落札方式で発注する業務において、十分な競争性が確保できる場合、必要に応じて参加資格要件として設定

評価　総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価

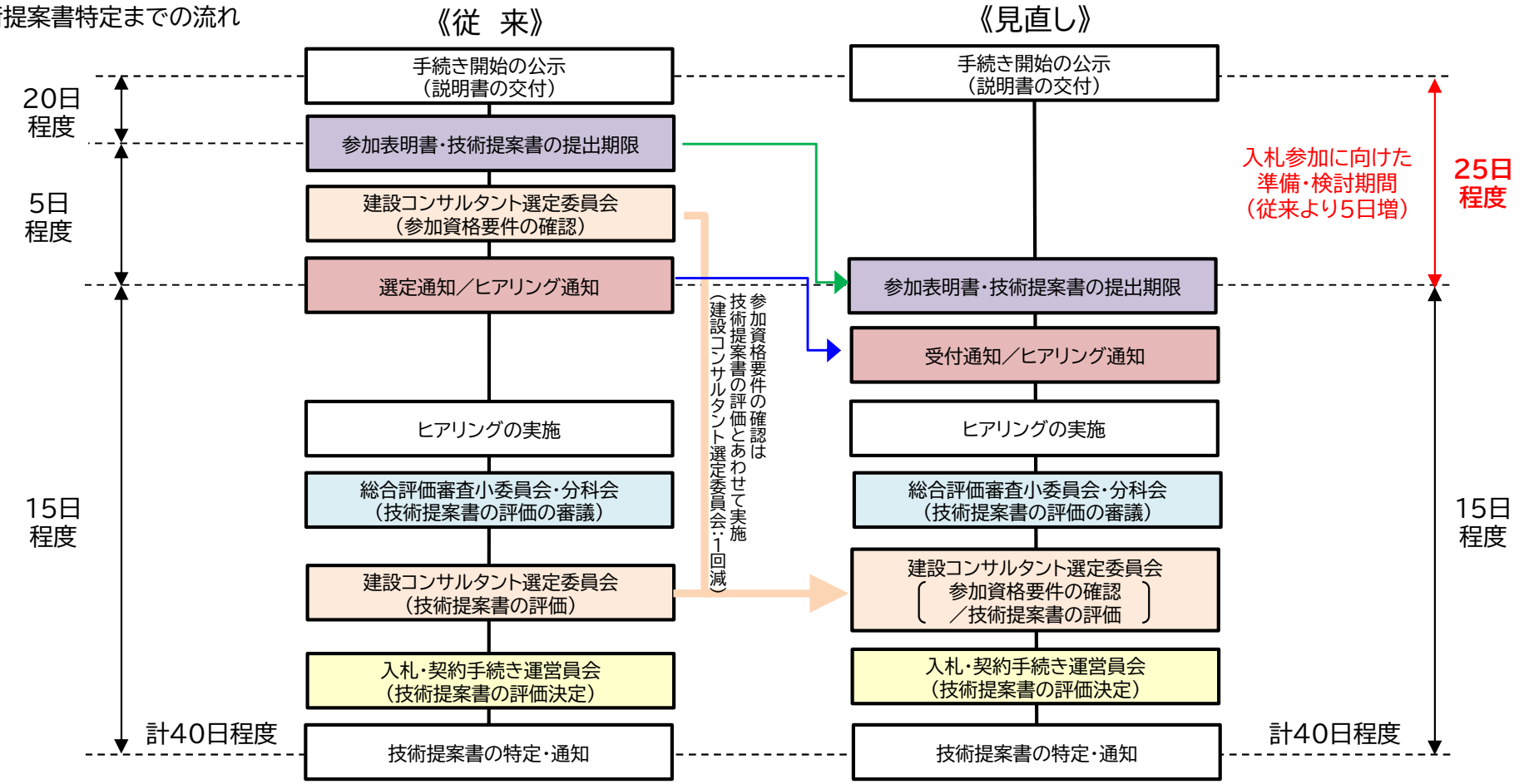
継続	地域性 〔地理的条件〕	○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を評価 （「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地理的条件」） ○○○に本店がある ○○○に支店・営業所がある 上記以外（加点なし）
継続	地域性 〔地域貢献度〕	○指定エリア内における災害活動実績を評価 （「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」） ○○事務所（発注事務所）における災害活動実績がある ○○事務所（発注事務所）管内災害活動実績がある 関東地整管内における災害活動実績がある 上記以外（加点なし）
新規	地域性 〔地域精通度〕	○設計共同体（JV）の構成員について地域企業（本店）の有無を評価 （「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域精通度」） 設計共同体の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員について地域企業（○○県内【適宜設定】に本店がある企業）と設計共同体を構成している。 上記以外（加点なし）

今回追加

見直し(R8)拡大型プロポーザル方式における実施手順の効率化【R8.8～】

【趣旨】 評価・審査の効率化、入札参加にかかる作業の負担軽減、競争性の確保（1者応札対策）
【対象】 簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式（準じた方式を含む）で発注する業務
【概要】 幅広く技術提案を求めた方が成果の品質向上を望める場合（特殊な業務のため実績が少ない、技術的難易度が非常に高い等）は、技術提案書提出者の選定（欠格者は除く）を行わず、入札参加者全員の技術提案書を評価。【H25.10～】
　実施手順の見直しを行い、評価・審査の効率化を図るとともに、入札参加に向けた準備や検討期間を確保し、入札参加にかかる作業の負担軽減を図ることで、競争性を確保するもの。【R8．8～】

■技術提案書特定までの流れ



新規(R7) 若手・女性技術者の活躍を評価【R8.8～】

【趣旨】 若手・女性技術者の育成・確保
【対象】 補償コンサルタント業務のうち、行政事務補助業務で発注する業務

※発注者支援業務等（行政事務補助業務含む）を除く総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務は導入済み【R7.8～】

【概要】 若手・女性技術者の育成・確保を目的とし、業務で活躍されている若手・女性技術者において、『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された技術者を加点評価。また、優良表彰の判断基準について区分を細分化。

補償コンサルタント

若手・女性技術者奨励賞（事務所長等）を評価項目に新規追加

現行評価基準

評価項目		判断基準	配点ウェイト
主任担当者の経験及び能力	優秀技術者表彰、優良業務表彰（技術者）	関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く。）で、令和〇年度以降令和〇年度末（過去4年間）までに完了した補償コンサルタント業務うち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者を下記のとおり評価する。	
		①優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がある者。	5
		②上記以外。	0

※複数の受賞実績がある場合、最も評価が高くなる1つの実績で評価するものとし、組合せ評価は実施しない。

新規評価基準（案）

評価項目		判断基準	配点ウェイト
主任担当者の経験及び能力	優秀技術者表彰、優良業務表彰、若手・女性技術者奨励賞（技術者）	関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く。）で、令和〇年度以降令和〇年度末（過去4年間）までに完了した補償コンサルタント業務うち、優秀技術者表彰、優良業務表彰、又は若手・女性技術者奨励賞の表彰を受けた経験がある者を下記のとおり評価する。	
		①優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長より受けた経験がある者。	5
		②優秀技術者表彰又は優良業務表彰を部長又は事務所長より受けた経験がある者。	3
		③若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。	1
		④上記以外。	0

対象業務

区分		業務名称
発注者支援業務等	発注者支援業務	積算技術業務
		技術審査業務
		工事監督支援業務
	公物管理補助業務	河川巡視支援業務
		河川許認可審査支援業務
		ダム管理支援業務
		堰・排水機場管理支援業務
		道路許認可審査・適正化指導業務
	用地補償総合技術業務	用地補償総合技術業務
その他	行政事務補助業務①	調査設計資料作成業務
		用地調査点検等技術業務
		裁決申請等関係資料作成整理等業務
		災害復旧用地関係資料作成整理等業務
	行政事務補助業務②	施工体制調査業務

見直し(R8)業務成績評点の評価区分の細分化【R8.8～】

【趣旨】 業務成績評価区分の適正化
【対象】 プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務
【概要】 関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しを踏まえ、評価区分の適正化を図る【R3.8～】
業務成績評定点（3業種別）平均の推移を踏まえ、評価区分を細分し、適正化を図る。【R8.8～】

土木コンサルタント・地質・測量

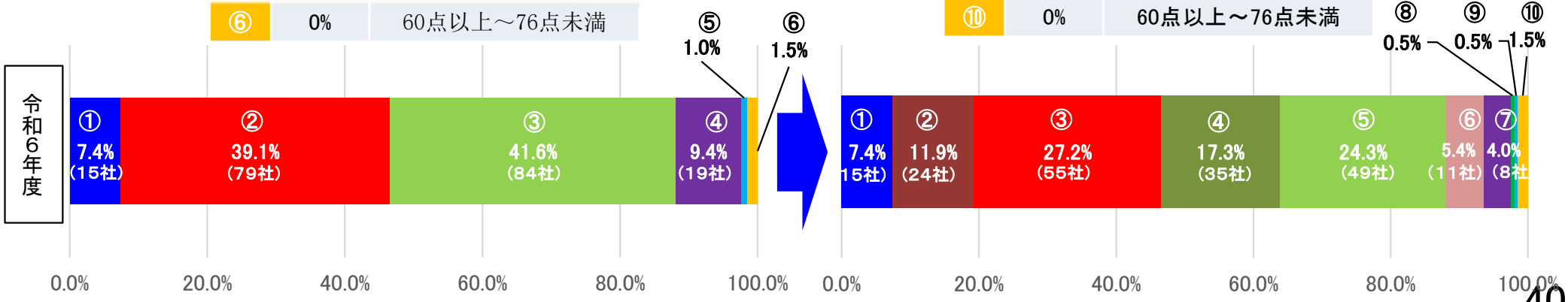
令和8年7月まで

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

評価区分を
0.5点で分割

案（令和8年8月から適用）

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	90%	79.5点以上～80点未満
③	80%	79点以上～79.5点未満
④	70%	78.5点以上～79点未満
⑤	60%	78点以上～78.5点未満
⑥	50%	77.5点以上～78点未満
⑦	40%	77点以上～77.5点未満
⑧	30%	76.5点以上～77点未満
⑨	20%	76点以上～76.5点未満
⑩	0%	60点以上～76点未満



見直し(R8)業務成績評価の上限値・下限値の変更【R8.8～】

【趣旨】技術力に差がつく評価（品質確保）
【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務
【概要】業務成績評定点（平均点）の経年変化を考慮し、業務成績の評価点分布の分散化を図る。

補償コンサル

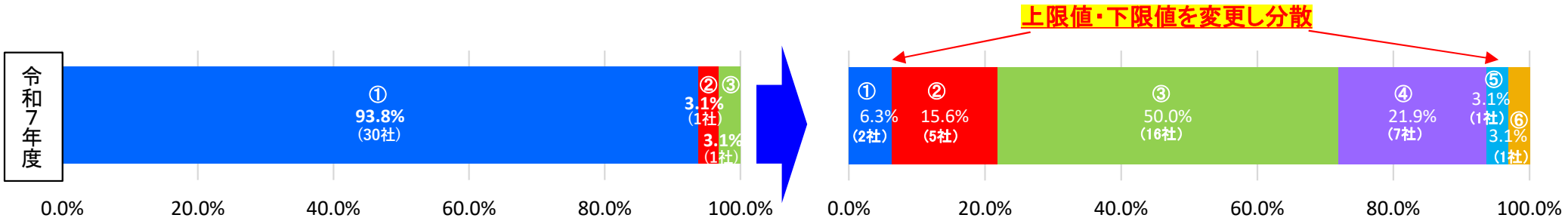
令和8年7月まで

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	77点以上
②	80%	76点以上～77点未満
③	60%	75点以上～77点未満
④	40%	74点以上～75点未満
⑤	20%	73点以上～74点未満
⑥	0%	60点以上～73点未満

評価区分を
3点ずつUP

案（令和8年8月から適用）

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

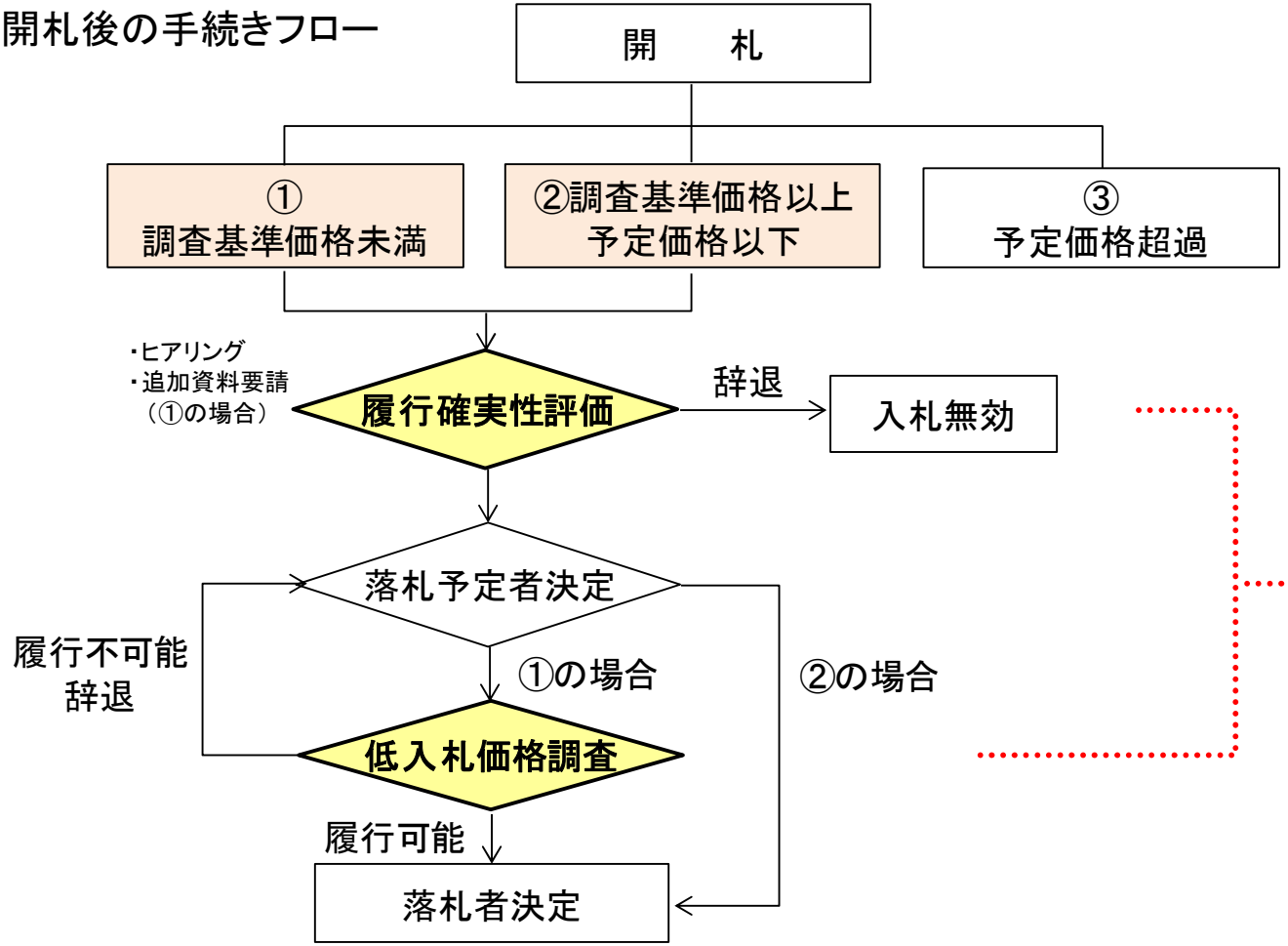


※業務成績の評価切り替えは8月のため、令和8年度企業評価のグラフは令和7年度企業平均点（R5・6年度完了業務）のデータを元に整理

見直し(R8)履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大【R8.4～】

【趣旨】更なる品質確保
【対象】総合評価落札方式で発注する予定価格200万円を超える業務
【概要】品質確保対策として、履行確実性評価、低入札価格調査を実施することとしているが、
規模の小さい業務においても更なる品質確保を図るため、対象業務の予定価格を100万円超に拡大【H25.10～】
少額随意契約の基準額見直し(R7.4～)に伴い、対象業務の予定価格を200万円超に見直し【R8.4～】

■開札後の手続きフロー



【対象業務】

予定価格
1,000万円超
▼
100万円超
（H25.10公示より）
▼
200万円超
（R8.4公示より）

見直し 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置【R8.4～】

○R8年度も政府全体で総合評価賃上げ加点の制度が継続
○国土交通省発注工事・建設コンサルタント業務等では、これまでの賃上げ目標を継続

		～R8.3	R8.4～
賃上げ目標	大企業	3%以上	**変更なし**※1
	中小企業等	1.5%以上	**変更なし**
総合評価における加点割合 加算点（工事）・技術点（業務）		5%程度 （一般的な工事の場合、３～４点の加点）	3%程度※2 （一般的な工事の場合、２点の加点）

※1 政府全体では大企業が加点対象から除外されるが、国土交通省発注工事・建設コンサル業務等においては、競争の公平性の観点から引き続き大企業を加点対象とする
※2 加点割合はこれまで同様に下限値を採用 【参考】政府全体で加点割合は加算点(工事)・技術点(業務)の3～5%（R7年度までは5～10%）

技術点	賃上げ加点（変更前）	賃上げ加点（変更後）	該当する評価方式
200点	11点	7点	標準型１：３、標準型１：３（技術者評価重視型） 簡易型１：１（実施能力評価型）
100点	6点	4点	簡易型１：１、簡易型１：１（実施能力評価拡大型）
80点	5点	3点	標準型1:2　※発注者支援業務
55点	3点	2点	簡易型　※建築関係建設コンサルタント業務

○減点措置の対象案件の変更
・中小企業等 → 全ての政府調達の総合評価落札方式による案件にて減点【変更なし】
・大企業　　→ 全ての国土交通省直轄工事・業務の総合評価落札方式の案件にて減点【変更、対象を国土交通省直轄の案件に限定】

5. 令和8年度技術者単価等について

令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価

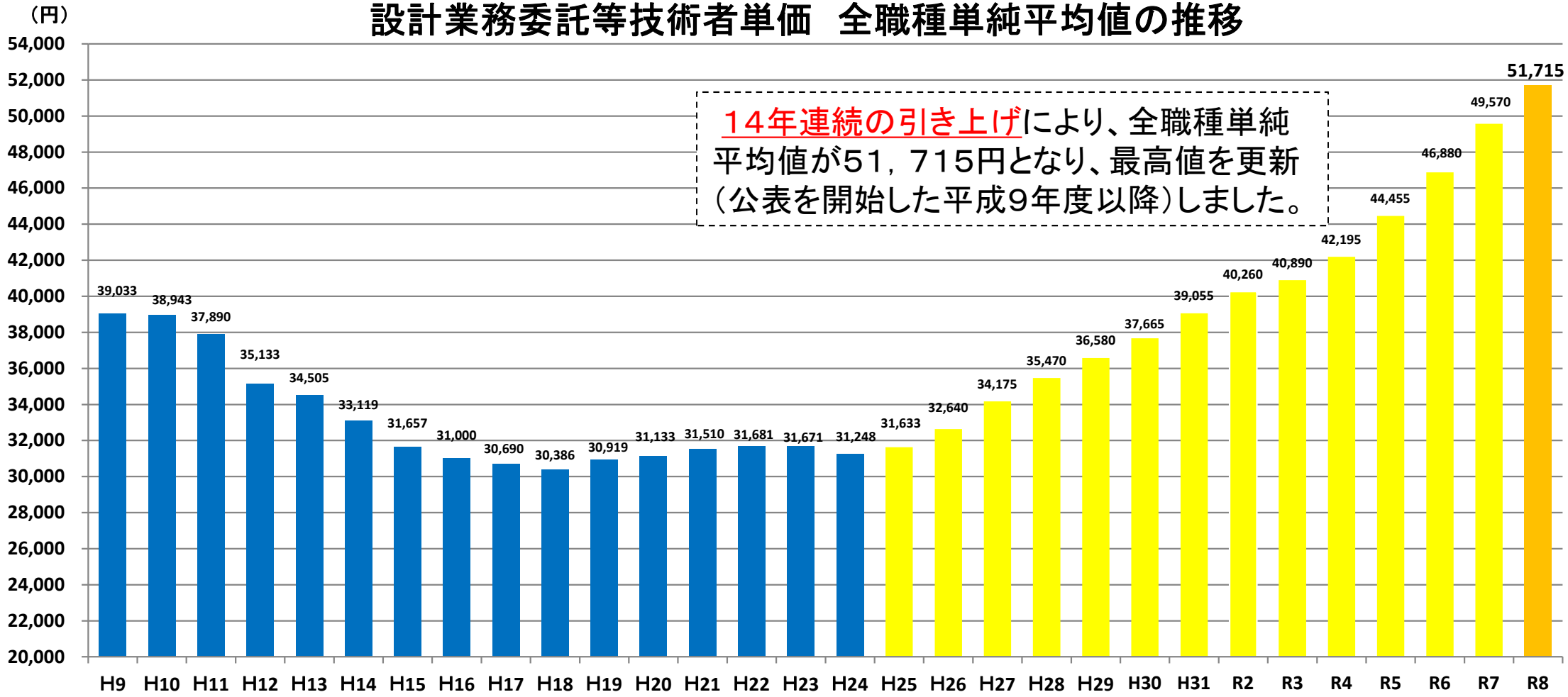
R8.2.17国土交通省
記者発表を基に
関東地方整備局が追記

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ **最近の給与等の実態を適切・迅速に反映**

➡ 全職種平均　51,715円　R７年３月比；＋４．３%

（平成24年度比+６５．５%）



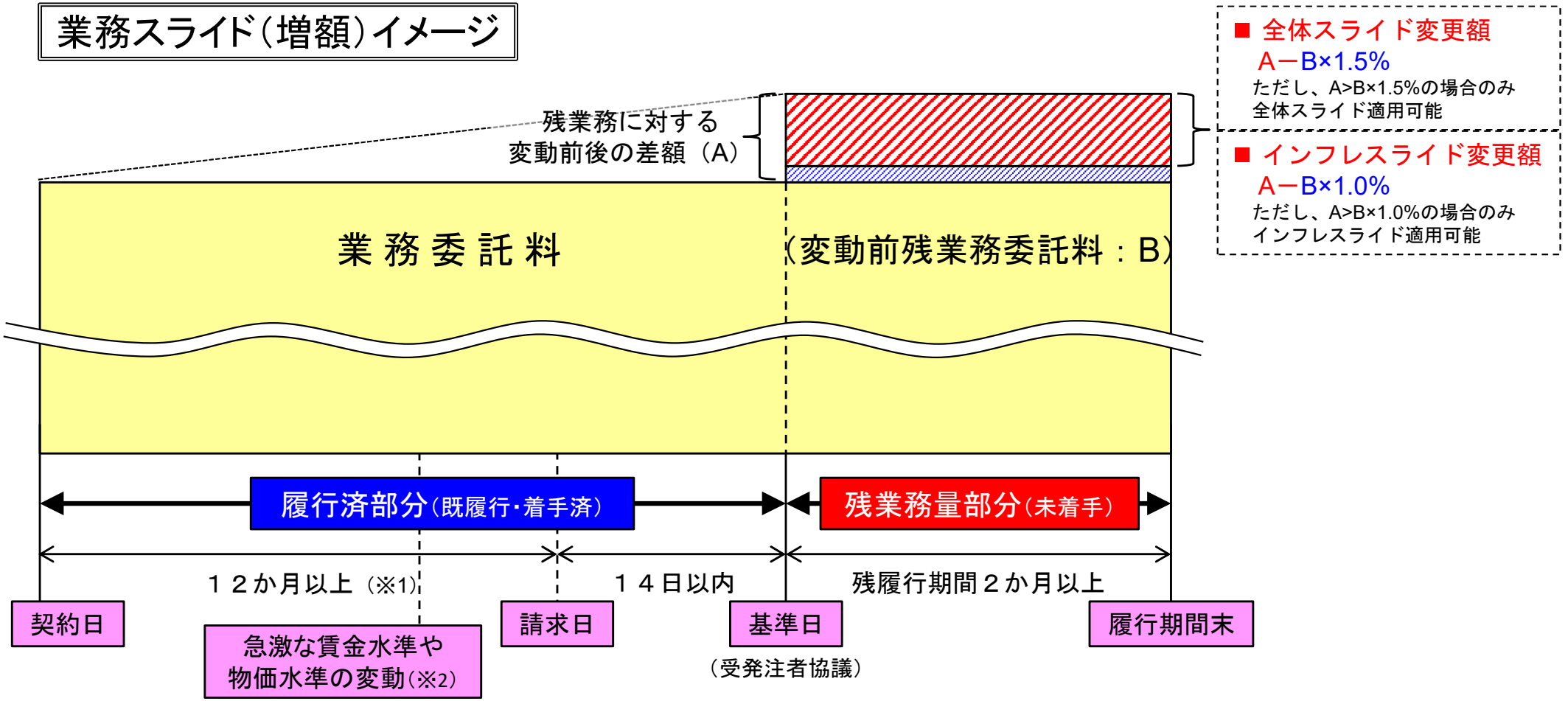
業務スライドの試行イメージ

R7.12.3国土交通省
記者発表を基に
関東地方整備局が追記

○業務スライドの試行のポイント【令和8年度契約業務から適用】

・スライドとは、賃金等の変動に対処するため変動後の差額（スライド額）を業務委託料に反映する制度
・今回の試行では、まずはスライド額を適切に算定できる業務（賃金等の変動時の着手済・未着手が明確に確認できる業務）からの適用を開始

業務スライド（増額）イメージ



※1：全体スライドの場合、契約締結から12か月以上経過した業務が対象となる。
※2：インフレスライドの場合、履行期間の経過は関係なく、急激なインフレがあった場合が対象となる。

6. その他

・令和８年度履行期限（業務）の平準化目標

・ウィークリースタンスの実施報告（関東地方整備局調べ）

・「令和8年度　関東地整×建コン　若手技術者交流会」の開催について

令和8年度履行期限（業務）の平準化目標

［適用対象］
当該年度に稼働（繰越、翌債等次年度に跨がる業務を含む）している200万円以上の業務（測量、地質調査、土木コンサルタント（ただし、通年業務、発注者支援業務を除く））

○令和8年度　履行期限の平準化目標値

令和8年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下

平準化率 令和8年度 ＝ ①のうち令和8年度 四半期 毎に履行期限となる業務件数 ÷ 令和8年度 履行期限となる業務件数

① ： 令和7年度予算（翌債・明許）・国債・平準化国債等 ＋ 令和8年度予算（年度内履行期限）

○国債による平準化及び真に必要な工期延期とする業務

令和8年度	翌債・国債・平準化国債等
	25%以上

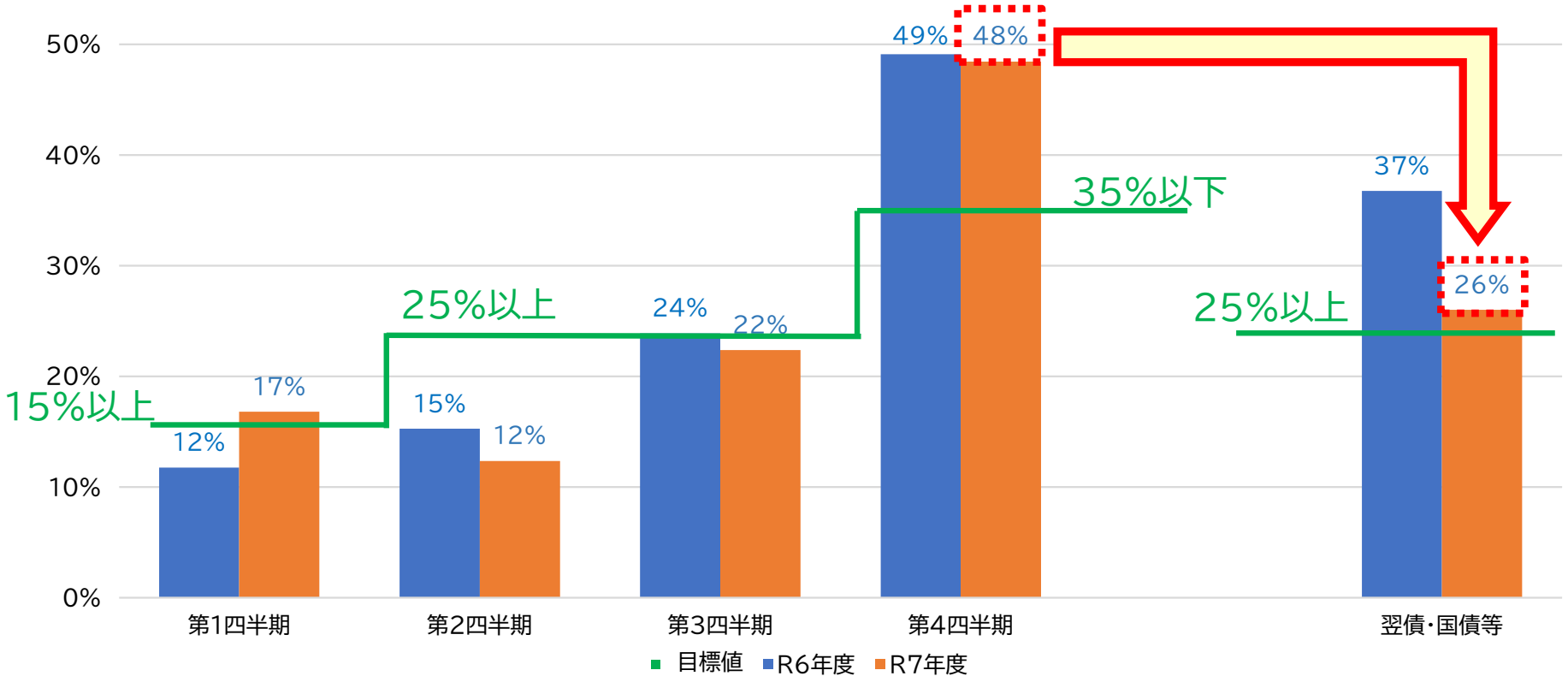
【参考】令和7年度の実績と令和8年度の実施状況（令和8年7月末時点）

令和7年度 実績	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	17%	12%	22%	49%

令和8年度 実施状況	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
(計画)	29%	13%	30%	29%
(実績)	13%	22% (見込み)	32% (見込み)	32% (見込み)

令和8年度履行期限（業務）の平準化目標

○令和7年度は依然として第4四半期（1～3月）に履行期限が集中し、目標が未達成。
○令和8年度も引き続き翌債・国債等の活用等により、業務の履行期限の平準化を図る。



完了件数					
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	国債・翌債
目標値	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	25%以上
R6年度	90件	117件	183件	376件	445件
R7年度	121件	89件	161件	349件	367件

※土木コンサル、測量、地質調査3業種が対象（通年業務、発注者支援等及び港湾空港を除く）
予定価格200万円未満の少額随契及び単価契約を除く。

■業務環境改善（ウィークリースタンス）の実施報告

【アンケート内容】

問1 ： 業務環境改善の取組項目の決定にあたり、受注者の要望が反映された項目として合意されていますか？（①～⑤は原則実施）

問2 ： ①月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
問3 ： ②水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
問4 ： ③土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
問5 ： ④昼休みや午後5時以降の打合せをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）
問6 ： ⑤定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）

原則実施項目

問7 ： ⑥金曜日も定時の帰宅を心掛ける
問8 ： ⑦その他、任意で設定する取組
問9 ： 本取組を実施するにあたっての問題点や、今後の改善点など

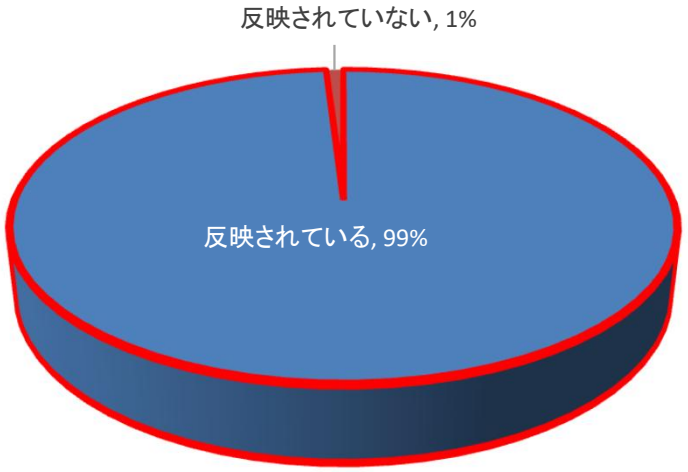
■調査票回収数（参考）

令和7年度 完了業務数 ： 1,318件
令和7年度 回 収 数 ： 234件（全体の約20%） うち、測 量 業 務 26件
地質・土質業務 1件
設計業務（予備、詳細設計） 15件
調査・計画業務 58件
発注者支援業務 134件

■結果概要

1）原則実施の①～⑤は、「実施できた」「どちらかというと実施できた」合わせて90%を超えている。
2）「実施できた」の回答比率は昨年度とほぼ変わらないが、「全く実施できなかった」という回答は少なくなった。
3）⑤定時間際、定時後の依頼、打合せをしないに関しては、昨年度86%→今回89%と若干の改善が図られた。
4）⑥金曜日も提示の帰宅を心掛けるに関しては、「実施できた」「どちらかというと実施できた」を合わせた回答比率は昨年度と変わらなかった。

■問1 ： 業務環境改善の取組項目の決定にあたり、受注者の要望が反映された項目として合意されていますか？

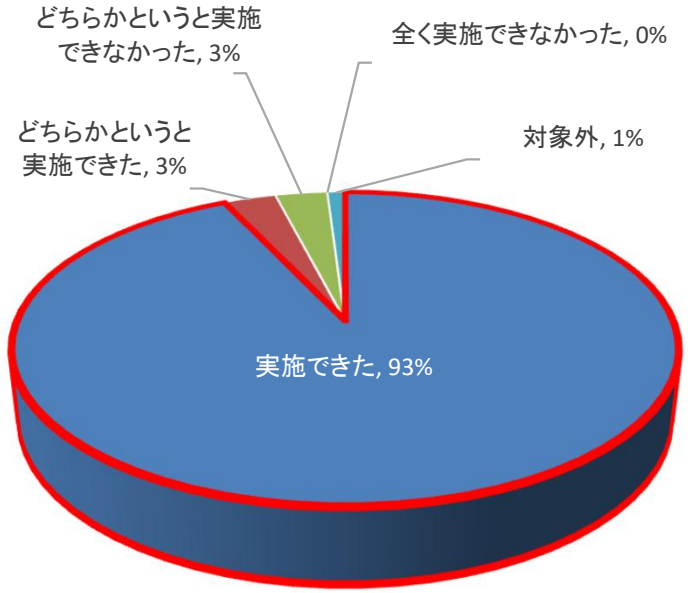


【主な意見】

＜反映されていない： 1件＞

・発注者側の都合による修正等があった。

■問2 ： ①月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）【原則実施項目】



【主な意見】

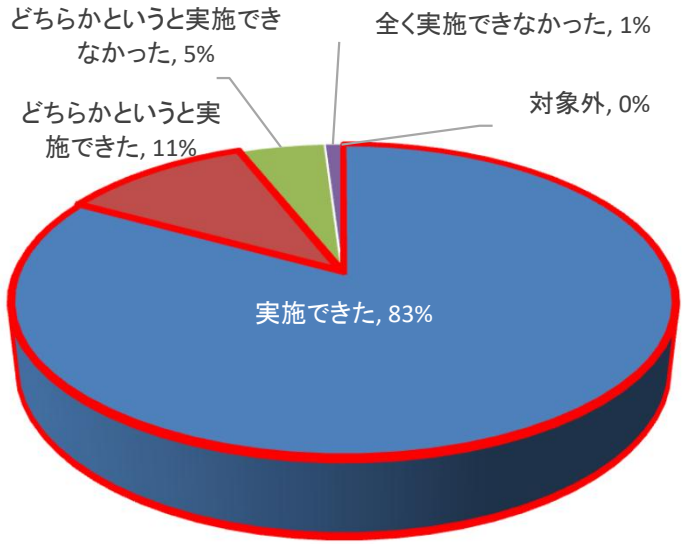
＜どちらかと言うと実施できた ： 7件＞

・日曜日に依頼メールがあり、月曜の朝一番に提出ということがあった。
・工事工程上の都合上、急を要する書類作成が数回あった。
・月曜日期日の作業があった。

＜どちらかと言うと実施できなかった ： 6件＞

・発注者の要望が多く対応に追われた。
・工事発注・設計変更スケジュールを厳守するためにやむを得ず業務を実施した。
・一部の調査職員に「業務環境改善」という意識がない。

■問3 ： ②水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）【原則実施項目】



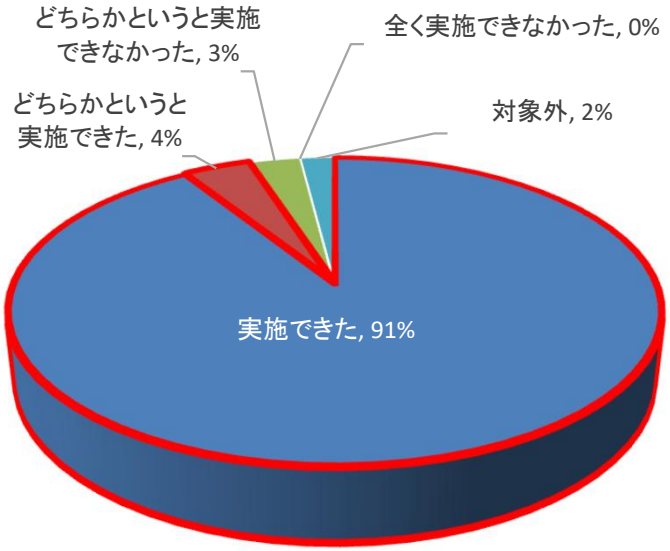
【主な意見】

＜どちらかと言うと実施できた ： 26件＞
- ・緊急点検の依頼や重大損傷の報告書作成が生じた。
- ・工事進捗・資料提出期限で実施できなかった。
- ・急ぎの案件への対応が必要な時があった。
- ・繁忙期は実施が困難。

＜どちらかと言うと実施できなかった ： 13件＞
- ・発注者の要望が多く対応に追われた。
- ・履行期限・業務量の関係でほとんど実施できなかった。

＜全く実施できなかった ： 1件＞
- ・納期に間に合わせるために水曜日も残業をする必要があった。

■問4 ： ③土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）【原則実施項目】

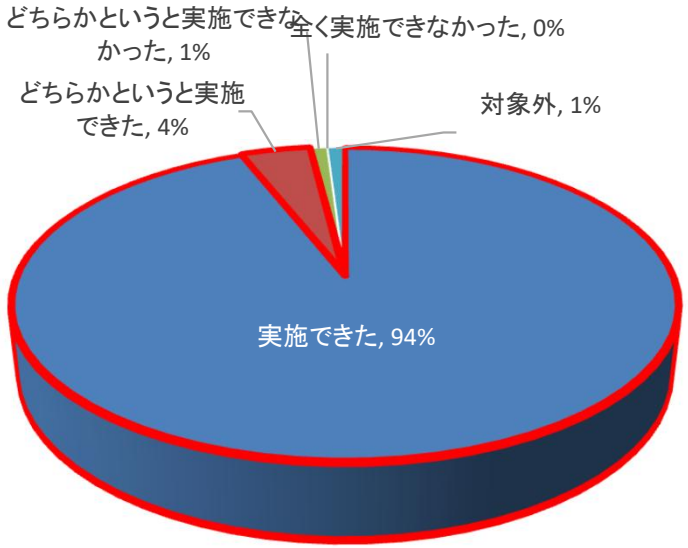


【主な意見】

＜どちらかと言うと実施できた ： 10件＞
- ・金曜日の夕方に数回の業務依頼があった。
- ・一部、金曜日の依頼があった。
- ・稀に発注者からの指示がありできない時があった。

＜どちらかと言うと実施できなかった ： 6件＞
- ・発注者の要望が多く対応に追われた。
- ・工事発注、設計変更スケジュールを厳守するためにやむを得ず業務を実施した。
- ・一部の調査職員に「業務環境改善」という意識がない。

■問5 ： ④昼休みや午後5時以降の打合せをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）【原則実施項目】



【主な意見】

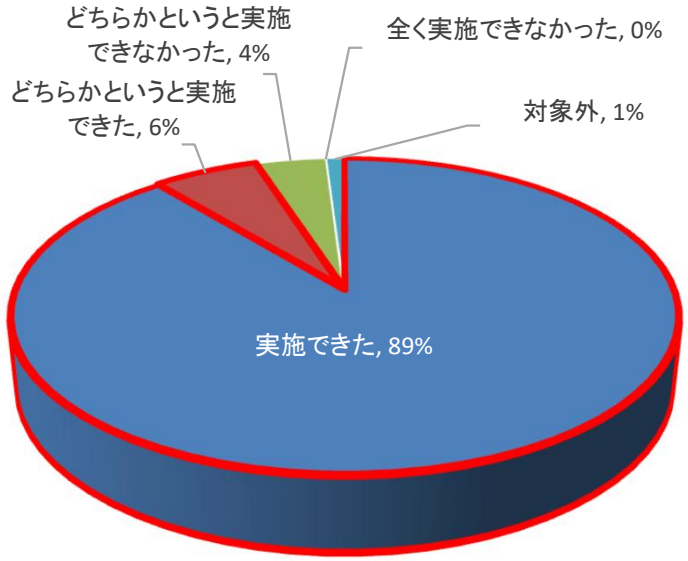
＜どちらかと言うと実施できた ： 9件＞

・期限に厳しい案件があり、定時以降に職員との打合せを実施した。
・夕方以降に、急ぎの案件があった。
・業務のボリュームが多かったり、長引いたときに5時以降を過ぎたことがあった。

＜どちらかと言うと実施できなかった ： 3件＞

・工事発注、設計変更スケジュールを厳守するためにやむを得ず業務を実施した。

■問6 ： ⑤定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）【原則実施項目】



【主な意見】

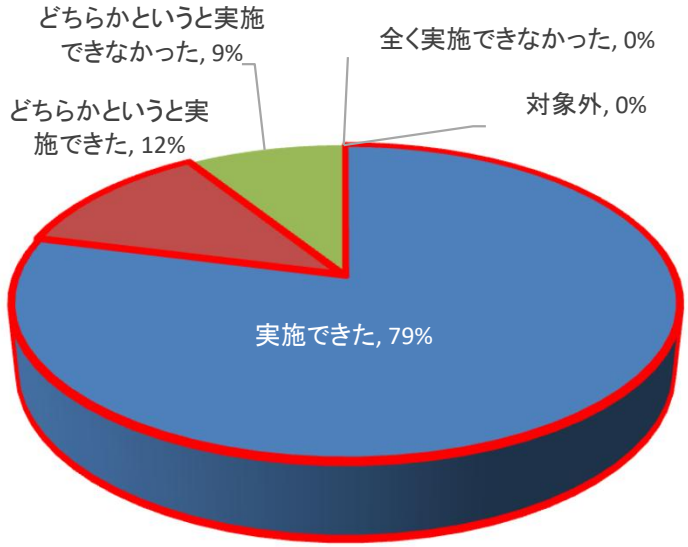
＜どちらかと言うと実施できた ： 15件＞

・時間的に厳しい案件があり、打合せを時間外に実施した。
・17時以降にメールによる依頼があった。
・夕方から仕事の依頼の打合せがあった。

＜どちらかと言うと実施できなかった ： 9件＞

・工事発注、設計変更スケジュールを厳守するためにやむを得ず業務を実施した。
・定時以降の発注者からの指示が多々あった。
・定時後、就業時間間際に依頼されることがあった。

■問7 ： ⑥金曜日も定時の帰宅を心掛ける



【主な意見】

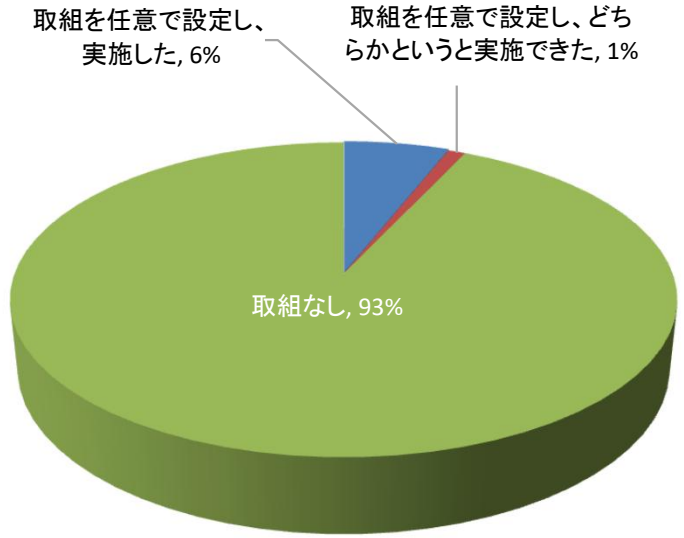
＜どちらかと言うと実施できた ： 27件＞

・繁忙期に定時退庁ができない時があった。
・急ぎの対応、作業日数が重なり残業をしなければ間に合わないことがあった。
・処理件数の増加、期日により実施できない時があった。

＜どちらかと言うと実施できなかった ： 22件＞

・業務の履行期限・業務量の関係でほとんど実施できなかった。
・発注者の要望が多く対応に追われた。
・提出期限まで期間が短い案件、年度末など案件が重複し、実施できなかった。

■問8 ： ⑦その他、任意で設定する取組



【取組内容】

＜取組を任意で設定し、実施した ： 15件＞

・平日18時以降(業務時間外)の電話不通
・休日作業・緊急対応の場合は振替日を設ける。
・一部、時間差出勤の実施
・Webによる打合せを積極的に実施
・ワークライフバランスの構築

＜取組を任意で設定し、どちらかと言うと実施できた ： 2件＞

・毎週水曜日はノー残業デー（6月、8月、10月、12月は強化月間）
・時差出勤、在宅勤務

開催概要

日　時　令和８年９月１６日（水）
１３：１５～１７：３０

場　所　さいたま新都心合同庁舎２号館

参加者※　建コン協関東支部　２６名
関東地整　１６名

※概ね採用２～１０年目の技術者

討議テーマ

若手技術者のモチベーション向上

実施内容

・Q&A・投票アプリを用いた意見共有

・グループワークによる課題抽出

・ワールドカフェ方式※による取組検討

※メンバーを入れ替えながら対話を重ね、多様な意見を共有する手法



開会あいさつ

建コン協関東支部 秋山技術副委員長　関東地整企画部 後閑技術開発調整官



討議状況①



討議状況②

討議内容と取りまとめ結果

主な議題（ﾓﾁﾍﾞｰｼｮﾝ向上への課題）	まとめた取組案（実現性と効果を勘案）
① 職場内コミュニケーションの向上	① 自ら、あいさつ・雑談・報連相
② 技術力の向上	② 土木を好きになるよう、日頃から土木に触れよう（現場見学会、勉強会）
③ 人手不足	③ 若年層（小中高生）へのPR（職場体験やキャラクターとのコラボ）

資料－２

令和８年度
建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
意見を交換するテーマに対する回答要旨

令和８年１０月８日（木）

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

はじめに　魅力ある業界を目指して

0.3.報酬制度・仕組みの整備

0.3.1.スライド制度（業務スライド）試行導入の適切な運用（地整）

・受発注者双方によるコンサル版スライド条項試行の実施状況モニタリング ・業務スケジュール管理表の活用などによる既済部分検査の簡素化（受発注者双方の作業負担を軽減）

関東地方整備局	・コンサル業務のスライドについては、契約図書及び本省通知に基づき、適切に契約変更を行ってまいります。 ・試行の対象業務については、本省通知に基づき、契約状況等を把握・検証してまいります。 ・既済部分検査の簡素化については、履行状況（完了状況）などの具体的な確認方法や様式等については、別途本省より通知する予定としております。いただいたご要望を踏まえ、既済部分確認の簡素化が図られるよう、本省と連携して取り組んでまいります。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

１章. 担い手確保・育成のための環境整備

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1. 納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

① 業務の納期分散の実現、目指すべき納期目標※（地整、地方自治体）
※ 納期目標（設計変更後）
第１四半期20%程度、第２四半期30%程度、第３四半期15%程度、第４四半期35%程度、3 月15%以内
翌債･国債の活用を年度に契約する件数割合25%以上

④ 納期分散目標を実現するための施策の展開（地整）
・各地方整備局における業務サイクル見直しの好事例の水平展開（取組みの周知、フォローアップ、第４四半期の発注手続き低減、第４四半期への工期変更回避）
・大気常時観測、自然環境調査、交通調査、水文調査など通年業務の発注時期を半期前倒し契約

⑤ プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化（地整、地方自治体）
・残業削減に効果的であり、施策の継続・強化
・業務集中を避ける提案（北陸地方整備局・近畿地方整備局）の取組み事例の共有

⑥ 適切な履行期間確保の取り組み強化（地整、地方自治体）
・適切な履行期間の確保
・適切な履行期間を確保するための取組み（北海道開発局）の好事例の水平展開
・余裕期間を考慮した業務の履行期限の設定（NEXCO東日本）のような取組みを検討

関東地方整備局	①④履行期限の平準化は、繁忙期と閑散期の業務量の差を少なくし、年度末の業務集中の回避に寄与するものであることから、関東地方整備局としても重要な取組と認識しております。 関東地方整備局では、「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式の改善等」の取組を定め、各部・各事務所長あてに企画部長通知を発出し、通知では、四半期毎の履行期限の平準化目標とともに、「繰越業務の工期を変更する必要が生じた場合においても、第４四半期まで履行期限を延伸しない」「流量観測、水辺現地調査、動植物調査、道路構造物点検などの通年業務は、平準化国債を活用し、４月から３月までの履行期間である業務を、１０月から９月までの履行期間とする。」等の具体的な取組項目を明示しているところです。 令和７年度は、第４四半期の目標３５%以下に対して、実績が４９%と目標達成には至りませんでしたが、国債・翌債等の繰越の活用は２５%以上の目標に対して実績は２６%であり、年度末への履行期限の集中の緩和が一定程度図られていると考えております。平準化の目標達成を目指し、種々の取組を引き続き推進してまいります。 【参考】 取組１ 第２～３四半期に契約する業務は発注前の翌債申請による履行期限の再検討を実施 取組２ 不調、不落による再公示及び発注時期が遅延する場合、翌債手続きにより適正な履行期間を確保 取組３ 繰越業務の工期を変更する必要が生じた場合においても、第４四半期まで履行期限を延伸しない。 取組４ 国債（ゼロ国債、平準国債）を活用し第４四半期を履行期限にしない。 取組５ 通年業務の履行時期の見直し（平準化国債） ⑤発注時期の分散については、業務発注が年度末に集中することを回避するため、北陸地整同様に予算成立を前提とした手続公示の前倒しも行っております。 ⑥発注時における履行期間の確保については、設計業務等標準積算基準書に基づき適正に設定するとともに、契約条件の明示を徹底しております。また、業務着手後は、受発注者間で進捗状況や課題を共有するための「業務スケジュール管理表」を活用し、適切な進捗管理に努めております。さらに、工程の大幅な遅延が見込まれる場合には、関東地方整備局独自の取組である「業務推進審査会」を受発注者双方の申出に基づき開催し、必要に応じて履行期限の見直しを含む変更契約を締結する仕組みを運用しております。今後も、適切な履行期間の確保と円滑な業務遂行に努めてまいります。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

１章. 担い手確保・育成のための環境整備

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1. 納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

茨城県	①④⑥平成30年度から業務の履行期間の適正な設定を徹底するとともに、計画的な執行により、３月を履行期限とする業務を発注しないことや、契約後における履行期間の変更にあたっても、その後の工事発注に支障がある等特別な場合を除き、最終的な履行期限が３月とならないよう、委託内容見直し等による履行期限の調整を行うなどの取り組みを進めております。 また、令和6年10月に「茨城県土木部発注業務委託における業務スケジュール管理表の活用に関する試行要領」を定め円滑な業務の遂行に向け取り組んでいるところです。今後も引き続き、繰越制度の柔軟な運用等に取り組みながら、履行期限の平準化と標準履行期間の確保強化を図ってまいります。 ②国により設定された全国統一指標による「第4四半期（1～3月）に完了する業務」の分散度合いにつきましては、関東ブロックの目標値「0.50以下」を達成しており、引き続き目標を達成することで、業務の適正な環境整備に努めてまいります。（第4四半期納期限：0.47）
栃木県	①④⑤⑥履行期限の平準化については、これまでも繰越制度や債務負担行為を柔軟に活用するなど、年度末に工期末が集中しないように取り組んでいる。 今後も発注時期及び工期末の分散化を継続していく。
群馬県	①群馬県では、関東ブロック発注者協議会の第３次全国統一指標である「第４四半期納期率40%以下」を目標としており、令和６年度の実績は43%である。建設コンサルタンツ協会が提案する目指すべき納期目標への改善要望については、他の都県の動向を見ながら検討してまいりたい。 ④納期分散目標の実現に向け、業務の実施状況や納期の分散状況をグラフで分かりやすく確認・管理できるシステムを開発し、発注計画の作成に活用している。また、今年度からは、工期の遅れや追加業務の発注などにより年度末への業務集中が懸念される場合に、業務の着工時期や完了時期を仮に前後させ、納期の分散状況を確認できるシミュレーション機能の運用を開始している。これらの機能を活用し、各発注機関における適切な発注計画の作成を支援し、納期分散目標の実現に取り組んでいる。 ⑤プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化については、現状、これらの方式による業務件数が全体に占める割合が少ないことから、特段の配慮を行っていない。今後、対象業務の件数が増加した場合には、発注機関に対して時期の分散を指導するなど、対応を検討してまいりたい。 なお、関連する取組として、年度当初の発注見通しの公表において、発注時期と併せて入札・契約方式等を明示することで、受注者が計画的に業務に取り組めるよう配慮している。 ⑥適切な履行期間を確保するため、標準歩掛に基づいた標準履行期間の設定を徹底するとともに、履行期間が年度内に収まらない場合には、繰越制度や翌債制度を活用している。また、フレックス工期や余裕工期を積極的に活用し、受注者が履行期間を柔軟に設定できるよう取り組んでいる。
埼玉県	①公共事業の施行にあたっては、年間を通じた計画的かつ迅速な執行を通じて、平準化及び適正な工期の確保に努めています。 ④、⑤、⑥委託業務では地域平準化率４０%を目標としており、ゼロ債務負担行為を活用することで、履行期限が第４四半期に集中しないよう努めています。 また、やむを得ない事情により履行期限までの完了が困難な場合には、適切に履行期間の延長や翌年度への速やかな繰越手続き（翌債）の対応を行っています。 履行期間については、積算基準書に基づき、業務価格をベースとした計算式により算定した日数に、河川管理者や警察との協議などに係る日数、及び年末年始・夏季休暇等を加算し、適切な履行期間の確保に努めています。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

１章. 担い手確保・育成のための環境整備

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1. 納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

千葉県	①公共事業の執行について、年度を通した執行計画を策定し、早期執行及び施工時期の平準化に取り組んでいます。業務の納期分散に係る目標については、地域平準化率40%以下としています。 ④ゼロ県債や2ヵ年債務の活用による履行期限の分散や、やむをえない事情により履行期限の延長が必要な場合には、速やかな繰越手続きに取り組んでいます。また、本庁関係課と出先機関による会議において、発注計画の進捗管理や情報共有等を行い、計画的な発注と業務の平準化に努めています。 　ご提案内容ついては、今後の取組の参考とし、引き続き納期の平準化に向けた取組を進めてまいります。 ⑤プロポーザル方式・総合評価落札方式業務における公示・提案時期は、発注見通しを公表し、計画的な発注に努めてまいります。 ⑥適切な履行期間確保の取り組み強化については、ゼロ県債や２カ年債等を活用するとともに、やむをえない事情により履行期限の延長が必要な場合には、速やかに繰越手続を行っております。 　建設コンサルタント業務等への余裕期間制度の適用については、国や他都県市の動向を注視してまいります。
東京都	建設局では、履行期限の平準化を図るため、履行期限が４月から１２月までの案件の割合を５０％以上とすることを目標に、以下の取組を実施しています。 ・３月を履行期限とする案件の設定を行わないこと ・債務負担行為を積極的に活用するとともに、債務負担行為を活用する案件については履行期限を１２月までとすること ・繰越明許費を効果的に活用すること 　公示・提案時期の分散化については、業務執行状況を踏まえ、検討する必要があると考えています。 　履行期間の算定については、建設局積算基準に基づき、委託価格に応じた期間に加え、必要に応じて関係機関との協議に必要な日数等を考慮するなど、適正に設定しています。引き続き、適正な履行期間の確保に努めます。余裕期間を考慮した履行期限の設定については、国や他自治体等の動向等を注視していきたいと考えます。
神奈川県	本県では、目標値及び取組方針を次のとおり定めており、この取組方針に基づき、翌年度当初予算編成でゼロ県債・早期発注や12か月未満の債務負担行為の活用を検討するなど、履行期限の平準化や必要な履行期間の確保に努めています。また、やむを得ない事由が発生し、適正な履行期間を確保できない場合には、適宜、繰越の手続きを執るといった対応をしております。 　【平準化率目標値】 　0.40　（R7実績0.47） 　【取組方針】 　（１）２月までの履行期限に努めるものとする。 　（２）債務負担行為の案件については、12月までの履行期限に努めるものとする。 　（３）発注計画の時点の平準化率を算出する。 　プロポーザル方式、総合評価落札方式については、可能な限り早期発注できるよう、取組んでおります。 　　履行期間については、土木設計業務等の標準履行期間の算定式を基に、業務の規模や内容、過去の実績などを考慮して設定しております。 　履行期間の延期については、土木設計業務等設計変更ガイドライン及び標準委託契約約款に基づき、受発注者協議の上、適切に対応しております。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

１章. 担い手確保・育成のための環境整備

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1. 納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

山梨県	①設計委託業務においては、年度早期の発注に努めるとともに、適切な履行期間の確保を図っています。また、年度内の完了が困難な業務については、明許繰越制度等を活用し、業務量及び納期の平準化に取り組んでいます。 ④履行期限の平準化については、「第三次・全国統一指標（令和７年度～）」の目標値（０．４）に対して令和７年度では平準化率０．４５となっています。今後も業務の平準化に向けた取組を強化して参ります。 ⑤国の取組事例について情報収集し、今後の参考として参ります。 ⑥今後も、業務の内容等を勘案した適正な履行期間の確保に務めるとともに、国や他都県市の取組事例を研究して参ります。
長野県	① 業務の納期分散の目標 ・当初予算：予算全体の概ね７割以上を上半期に契約。（工事請負費、用地補償費含む） ・委託業務については、年度末に集中している履行期限を分散化するため、３月完了件数を年間完了件数の概ね２割以下とする。 ・令和７年度１月補正予算：特別な事情があるものを除き、原則として、令和８年６月末までに全ての箇所を公告 ④ 納期分散目標を実現するための施策の展開 債務負担行為の適切な活用、適切な履行期間の確保、履行期限の延長等適切な協議の実施、年度末の完了時期の分散化 ⑤ 提案書等の作成を要するプロポーザル方式については、年間を通し分散して随時発注を行っている ⑥ 発注時の適切な工期設定や業務中の受発注者との協議により履行期間の確保に努めているが、他事例の情報収集を行い、引き続き適切な履行期間の確保に努めたい
さいたま市	①納期分散の目標設定は実施しておりませんので、国や他都県市の動向を注視してまいります。 ②納期平準化を実施していないため、業務内容や発注時期を踏まえ、個別案件ごとに適切な履行期間の設定に努めています。また、必要に応じて履行期限の延期等により受注者の円滑な業務履行に配慮しています。 ③納期平準化は実施しておりません。 ④一部業務において債務負担行為や繰越を活用するなど、納期の分散にむけて柔軟な取り組みを行っております。また、積算基準書の算定式に即した適切な履行期間や発注業務の特性等に応じた必要な履行期間の設定を行っております。 ⑤プロポーザル方式や総合評価落札方式業務の実施事例が少ないため、現在のところ分散の取組は行っておりません。 ⑥業務スケジュール管理表の作成等について、他都県市の動向を注視してまいります。
千葉市	本市では、債務負担行為（ゼロ市債）を活用した業務委託の前倒し発注を平成２７年度から取り組んでおり、履行時期（納期）の平準化を推進しております。 また、納期分散のため、債務負担行為の活用による前倒し発注や、適切な履行期間の設定、計画的な発注等により、第４四半期を納期とする件数の目標を50%以下としております。 プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の発注時期の分散化、業務管理スケジュールの導入については、国や他都県市の動向を注視してまいります。 適切な履行期間を得られる様に業務を発注することに努めております。余裕期間については工事では導入しておりますが、業務への導入については国や他都県市の動向を注視してまいります。
横浜市	納期の平準化につきましては、早期の発注などにより、履行期間が年度後半に集中しないよう取り組むとともに、業務規模に応じた工期設定も適切に行ってまいります。 横浜市独自の取組としては、工事で実施した工期１年未満における債務負担行為の設定を委託業務でも令和５年度から実施しており、1～3月の履行期限を示す平準化率は0.5以下を目標値として取り組んでおります。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

１章. 担い手確保・育成のための環境整備

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.1. 納期の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

川崎市	①、④～⑥委託発注において 業務内容を勘案し、計画的な発注を心がけ、適切な履行期間の確保に努めております。年度末に納期が集中することを避けるよう合理的な理由がある場合には、工期延期などにより納期の分散化に取り組んでまいります。
相模原市	①～④、⑥委託業務の平準化に向けて始期、納期の分散、適切な履行期限の設定を行うとともに、必要に応じた繰越手続き等により履行期間の確保に引き続き努めてまいります。 ⑤プロポーザル方式や総合評価落札方式業務については、事例が少ないことから、現時点では公示・提案時期の分散化は行っておりません。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

１章. 担い手確保・育成のための環境整備

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

① 業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスの実施等の徹底（地整、地方自治体）
・ワンデーレスポンスの更なる推進（例：特記仕様書にワンデーレスポンスを記載、共有メールアドレスの作成など）
・業務スケジュール管理表について、内容に応じて受注者が様式を簡素化など変更可能であることを周知

② 「ウィークリースタンス」の確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化（地整、地方自治体）
・「ウィークリースタンス」の確実な推進、実施率の向上
・地方自治体への展開の一層の推進
・業務スケジュール管理表と併せた運用、特記仕様書への記載、記録の報告等による実効性の向上
・「ウィークリースタンス」の好事例の水平展開

③ 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減、手戻り発生の排除（計画系業務）（地整、地方自治体）
・深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減
・特記仕様書への具体的な記述（委員会・本省関連業務における資料作成等、また、特記仕様書の内容を超える作業を実施する場合は設計変更することを明記など）
・実態に即した適切な費用計上（深夜対応や休日出勤等に対する割増し、設計変更が適切に実施できる特記仕様書の明確化、特記仕様書の明確化による過剰要求の排除）

関東地方整備局	①「業務スケジュール管理表」については、特記仕様書に全ての業務で記載し、受発注者間で進捗状況や課題を共有しながら工程管理に取り組んでおります。また、「ワンデーレスポンス」についても、その趣旨を踏まえ、速やかな対応を行うよう毎年各事務所に周知しており、引き続き適切な運用の徹底を図ってまいります。 ②「ウィークリースタンス」については、令和7年度の実施状況報告によると、原則実施としている5項目全てにおいて、90%以上が「実施できた」または「どちらかと言うと実施できた」と回答しており、ウィークリースタンスは概ね良好に実施されているものと認識しております。今後も、業務スケジュール管理表を活用した受発注者間の工程共有と併せて、本取組の趣旨の周知徹底や事例共有を図り、実効性の向上に努めてまいります。 また、関東地方整備局管内の自治体に対しては、国や地方公共団体等で構成される「関東ブロック発注者協議会」において、ウィークリースタンス実施調査結果を独自指標として見える化するとともに、その指標解説や取組状況を紹介しております。今後も本取組を継続し、地方自治体への横展開を図りながら、品質確保や働き方改革の推進に努めてまいります。 ③「深夜・休日勤務につながる業務指示等」については、ウィークリースタンスの原則実施項目として、「土日に休暇が取得できるよう金曜日には業務依頼を行わない（フライデー・ノーリクエスト）」を定めております。令和7年度の実施状況報告では、本項目について79%の業務で「実施できた」と回答しており、一定の定着が図られているものと認識しております。 また、深夜や休日対応の発生を抑制するため、業務の初期段階から作業内容や実施時期を明確にし、計画的な業務運営を行うよう各事務所に周知しているところです。あわせて、業務実施に当たり当初契約の内容を超える対応が必要となった場合には、業務内容を十分確認の上、必要に応じて適切な設計変更を行うよう引き続き周知・徹底してまいります。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

１章. 担い手確保・育成のための環境整備

1.1.建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.2.受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

茨城県	①令和6年度から3,000万円以上の業務を対象に「業務スケジュール管理表」の試行導入を実施しており、それ以外の業務についても受注者の希望があれば、業務スケジュール管理表の活用（試行）可能としております。 ②平成30年度から「ウィークリースタンス」の試行導入を実施しており、特記仕様書において、受発注者間の取組内容を定めております。さらに、業務計画書へ記載することを求め、その内容を発注者側でも確認しております。
栃木県	①②③本県では、毎週水曜日を「ノー残業デー」として、特別な業務が無い限り時間外勤務を行わないようにして、時間外勤務の縮減に努めている。また、水曜日以外でも時間外の業務打合せは、行わないよう努めている。受注者側での残業や休日出勤の抑止のため、受注者側のノー残業デー設定日を把握するとともに、金曜日に翌週月曜日期限の業務の依頼を行わないなどの「ウィークリースタンス」について、『栃木県県土整備部ウィークリースタンス実施要領』を令和元年度に策定し実施してきたところであるが、更なる推進を図るため、令和６年３月に、「WEB会議の活用」や「退社・退庁時刻以降の連絡（メール・ASP含む）を行わない」など、取組内容の改定を行った。 　また、令和６年10月から業務委託を対象として、情報共有システムを試行的に導入しており、業務における活用について、今後も推進して参りたい。 　また、打合せ時のWeb会議の取り組みについては、働き方改革の有効な手段として、引き続き積極的な活用に取り組んでいくとともに、検査をリモートで実施することついても検討している。
群馬県	①ワンデーレスポンスの実施を推進するため、令和６年度より委託業務における各標準仕様書に「ワンデーレスポンス」の記載を追加し、受発注者間で共通認識を持って取り組んでいる。 ②本県では、平成３０年度より委託業務においてウィークリースタンスに取り組んでいるところであるが、令和６年４月にはウィークリースタンス実施要領を制定、令和７年１０月には各標準仕様書に「ウィークリースタンス」の記載を追加するなど、取り組みの一層の推進、標準化を図っている。 ③深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示を行わないよう、ウィークリースタンスの徹底に努めている。
埼玉県	①ワンデーレスポンスについては、埼玉県土木設計業務共通仕様書に「クイックレスポンス」として記載しており、引き続き、徹底されるよう努めていきます。 　業務スケジュール管理表については、国の取組状況を踏まえ、検討していきます。 ②受発注者協働によるワークライフバランスの改善に向けて、埼玉県では平成３０年１２月１日より「ウィークリースタンス」の取組を実施しています。 　また、県内市町村に実施内容を参考通知するとともに、県及び市町村職員を対象とした研修等において「ウィークリースタンス」の説明を行い、展開強化に努めています。 ③特記仕様書には、業務の執行に必要な項目の記載に努めています。また、深夜・休日勤務につながる業務とならないよう、引き続き、ウイークリースタンスの推進に努めてまいります。 　実態に即した費用については、条件を設計図書に明示し適切に計上するとともに、変更が必要な場合は、設計変更ガイドラインに基づき、適切な対応を取ることとしております。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

１章. 担い手確保・育成のための環境整備

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

千葉県	① ・ワンデーレスポンスの実施については、実施要領を定めるとともに、共通仕様書に明記し取り組んでいます。 ・業務の進捗状況については、契約書に基づく履行報告書及び添付される工程表により業務管理を行っております。 ② ・令和２年１１月からウィークリースタンスに取り組んでおり、令和６年８月に実施要領を改定し、取組実施状況の報告をオンラインで行えるようになりました。また、実施にあたっては、共通仕様書に明記し取り組んでいます。さらに、令和８年度の発注者協議会を通じ管内市町村にも情報提供を行っています。 ③ ・深夜・休日勤務につながる業務指示については、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、計画的な業務履行による業務環境の改善に努めています。 ・実態に即した適切な費用計上については、「土木設計業務等変更ガイドライン」に基づき、業務の円滑化及び適正化を図っています。
東京都	建設局では、詳細設計業務において、受発注者の役割分担を明確にし、懸案事項および業務スケジュールを受発注者で共有することで、コミュニケーションの円滑化と着実な業務の進捗を図るため、業務スケジュール管理表を活用しています。様式については、標準様式を設定していますが、これにこだわらず、業務内容に応じて適正に設定可能としています。ウィークリースタンスやワンデーレスポンスについては、「設計等委託業務の環境改善実施要領」に基づき、受託者・委託者間相互でフライデー・ノーリクエストなどの取組事項を定めることで、深夜休日勤務につながる業務の削減等に努めています。適切な費用計上は、成果品の品質確保はもとより、適正な入札、契約の観点からも大変重要であり、これまでも見積りによる単価設定など適切な運用に努めています。
神奈川県	業務スケジュール管理表の活用については、国や他の都道府県の動向等を注視しながら、対応を検討してまいります。 ワンデーレスポンスについては、共通仕様書に位置付けて適切な運用に努めております。 平成31年4月から「県土整備局ウィークリースタンス取組指針」を定め、取り組んでおり、県内市町村が一同に会する会議等を通じて、県の取組を周知しております。 令和８年４月からは特記仕様書を策定しており、アンケート結果の公表などにより一層の推進を行っています。 深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の削減については、「県土整備局ウィークリースタンス取組指針」に基づき、適切な運用に努めております。 実態に即した費用計上については、標準積算にそぐわないものについては見積も使用していますが、今後、国や他の都道府県の動向等を注視しながら、情報収集してまいります。
山梨県	①業務スケジュール管理表については、設計業務共通仕様書の参考様式として位置付けており、受発注者協議により記載内容の変更が可能となっております。 ワンデーレスポンスについては、平成28年度から設計業務共通仕様書に記載し実施しており、令和6年4月には実施方法等を記載した手引きを作成して取り組んでいます。 ②令和元年度から「ウィークリースタンス実施要領」を策定し、令和２年度からは、その他測量調査業務にも拡大して取り組んでいます。また、令和6年4月より、業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（オーバーファイブ・ノーミーティング）、 定時間際、定時後の依頼をしない（イブニング・ノーリクエスト）を追加し、ワークライフバランスの更なる改善に向け、取組を強化しています。 ③ウィークリースタンスの実施にあたり、休日前に依頼をしない（フライデー・ノーリクエスト）、定時間際、定時後の依頼をしない（イブニング・ノーリクエスト）に取り組んでおり、全業務を対象に特記仕様書へ明示しています。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

１章. 担い手確保・育成のための環境整備

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

長野県	① ・県ウィークリースタンス実施要領に基づき、業務スケジュール管理表及びワンデーレスポンスを実施している。 ・業務スケジュール管理表は、業務計画書内の業務工程表を工夫することでも可としている。 ② ・ウイークリースタンスについては平成30年度に実施要領を定め、平成31年度から実施している。令和３年度からは、業務委託特記事項へ明示することとし、ウィークリースタンスの推進に取り組んでいる。 ・県ウィークリースタンス実施要領に基づき、受発注者間でルールを定めた上で確実に実施している。 ③ ・県と深夜・休日勤務につながる業務指示・待機指示の事例はないと思料されます。 ・業務内容については、特記仕様書により業務内容の明確化を図り、必要な経費を計上するとともに、設計変更を適切に実施している。
さいたま市	①中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組内容のフォローアップを行うこととしています。 ②受発注者双方のワークライフバランス確保のため、令和３年６月にさいたま市ウィークリースタンス実施要領を策定し、特記仕様書に取り組みの実施について記載しているところです。職員の意識改革として、打合せテーブルにビラを貼るなど事例があり、そのような取り組みを水平展開するなど、今後も引き続き適切な運用に向けて取組んでまいります。 ③初回打合せにおいて、受発注者間で取り組む意思及び内容を確認し、取組内容を設定し業務計画書等に記載し取組むこととしています。
千葉市	ワンデーレスポンスの実施に努めるとともに、業務スケジュール管理表及び設計条件明示チェックシートを用いた管理については、国や他都県市の動向を注視してまいります。 　令和元年度に本市発注業務を対象としたウィークリースタンス実施要領を定め、ワークライフバランスの改善に取り組んでおります。引き続き、周知徹底を図りながら推進してまいります。 　深夜・休日勤務につながる業務指示等を排除するための、特記仕様書への具体的記述については、国や他都県市の動向を注視してまいります。 　実態に即した費用計上に努めるとともに、必要に応じて見積もりを活用しております。
横浜市	ワンデーレスポンス、ウィークリースタンスの取組に努めるよう、設計等の共通仕様書に位置づけています。
川崎市	①業務スケジュール管理表やワンデーレスポンスの実施運用につきましては、他都市の取組状況を踏まえて検討して参ります。 ②令和５年１月１日契約より、設計、測量、地質業務等において、ウィークリースタンスの対象としております。また、確実な推進に向けて職員へ啓発し、更なる時間外・休日勤務の抑制に努めてまいります。 ③ワークライフバランスの改善に向けて、職員へ啓発し、深夜・休日勤務の抑制に努めてまいります。その他更なる改善に向けた取組みにつきましては、国や他都市の好事例などを参考として検討させていただきます。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

１章. 担い手確保・育成のための環境整備

1.1. 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた取組み推進・強化

1.1.2. 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

相模原市	①、③引き続き深夜・休日勤務につながる業務指示の抑制及びワンデーレスポンスの実施に努めてまいります。 ②働き方改革を踏まえ、平成３１年４月から「業務委託におけるウィークリースタンス」に取組んでおり、その確実な推進のため、令和6年7月より「相模原市ウィークリースタンス特記仕様書」を策定し取組を進めています。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

１章. 担い手確保・育成のための環境整備

1.2.人材の確保・育成

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

① 契約・評価制度の改善の継続（地整、地方自治体）
若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続
- 若手：基礎点が低い(経験が浅い）若手技術者でも担当技術者として配置し易い評価方法など
- 女性：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行･改善など
- シニア：照査技術者を継続できる評価制度、照査技術者実績を評価･考慮する制度など
- 育休：管理技術者または照査技術者が短期間の育休をとる場合に、育休期間終了後に管理技術者または照査技術者に復帰できる制度、交代時に求められる同等以上の技術力要件について、「品質確保が可能な体制とする」等の緩和

② 表彰制度の改善の継続（地整、地方自治体）
・若手・女性技術者の技術力向上・モチベーションアップにつながるような表彰制度の水平展開

関東地方整備局	①若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度については、試行を継続するとともに、試行の状況により改善が必要と認められた場合には見直しを行ってまいります。 ②若手・女性技術者の技術力向上・モチベーションアップにつながるような表彰制度については、令和７年度から創設された「若手・女性技術者奨励賞（事務所長等表彰）」の受賞者を管理技術者、主任技術者または担当技術者として起用する場合、総合評価において加点する措置を令和７年８月以降に公示する業務で導入しております。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

１章. 担い手確保・育成のための環境整備

1.2. 人材の確保・育成

1.2.1. 若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

茨城県	①②人材の確保育成の観点から、若手・女性・シニアを含めた人材の確保は重要と考えておりますので、国や他都県市の取組みを踏まえ検討してまいります。
栃木県	①若手・女性・シニア技術者等の活用･育成のための入札･契約制度について、国や他都県市の実施状況を参考に検討して参りたい。 ②業務委託の表彰制度については導入済であるが、若手等に対する各種制度については国や他都県市の状況を踏まえ検討して参りたい。
群馬県	①②若手・女性・シニア技術者の活躍を支える入札・契約制度及び表彰制度については、国や他都県市の取組状況を参考にしながら検討してまいりたい。
埼玉県	①、②国や他都県市の取組等を踏まえ研究してまいります。
千葉県	①若手・女性・シニア技術者など多様な技術者の活用・育成については、将来的な担い手確保の観点から重要であると認識しております。ご意見を参考とさせていただくとともに、国や他都県市の取組を注視し、今後の施策の検討に活かしてまいります。 ②技術力の向上、成果品の品質確保及び技術者の育成に資することを目的に、令和8年４月、千葉県県土整備部が実施する建設事業に係る委託設計業務等のうち、業務成績が特に優れ、他の模範となる委託業務及び優秀な技術者を対象とした「優良委託業務等表彰（県土整備部長表彰）」を創設しました。 　委託業務における若手・女性技術者の表彰制度については、国や他都県市の動向等を注視してまいります。
東京都	都の総合評価方式では、評価項目に「女性活躍推進の実績」を設定し、えるぼし認定等を取得している企業や女性活躍推進法第８条に基づく一般事業主行動計画を策定している企業を加点しています。また、建設局では、局が施行した委託でその施行等が優秀であり、建設業の担い手確保及び育成に関する取り組みが優れた委託の中から選定し、表彰しています。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

１章. 担い手確保・育成のための環境整備

1.2.人材の確保・育成

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

神奈川県	若手技術者については、平成29年度より、総合評価方式において、35歳未満の担当技術者を配置した場合に加点する評価項目を追加して、活用・育成を促進する取組みを実施しております。女性・シニアなどの技術者の活用・育成等については、国や他の都道府県の動向等を確認しながら、検討してまいります。 入札参加要件については、国や他の都道府県の動向等を注視しながら、情報収集をしてまいります。 委託業務における若手・女性技術者の表彰制度については、今後も国や他の都道府県の動向等を確認しながら、検討してまいります。
山梨県	①多様な技術者の活用・育成に資する様な制度に関し、国や他都県市の動向等を注視し、対応を検討していきます。 ②コンサルタント事業者の技術力の向上、成果品の品質確保及び技術者の育成を目的に業務・技術者表彰を令和５年度から毎年実施しています。
長野県	①【若手・女性技術者】 総合評価落札方式の設計コンサルタント業務において、若手・女性の管理技術者の配置を評価。 優良技術者表彰（若手部門）を実施 【シニア】 総合評価落札方式の設計コンサルタント業務において、若手の管理技術者を配置した場合、シニア等の経験豊富な担当技術者（補助管理技術者）の実績で評価する形で若手の育成とシニア技術者の活用を整理 なお、技術者の成績評定点の評価対象期間について、産前産後休暇、育児休暇、介護休暇を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を加えて評価している。 引き続き、国や他都県市の取組みを踏まえ見直しを検討してまいる。 ②優良技術者表彰制度については、平成16年度から実施しており、平成29年度から若手部門を設け技術者の技術力向上等に取り組んでいる。
さいたま市	①、②国や他都県市の事例を参考に、今後も研究してまいります。
千葉市	国や他都県市の動向を注視してまいります。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

１章. 担い手確保・育成のための環境整備

1.2.人材の確保・育成

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

横浜市	国や他都県市の事例を参考に、今後研究してまいります。 （本市においては総合評価を原則としておらず、契約制度におけるインセンティブは導入していません。）
川崎市	①若手技術者・女性技術者の活用・育成のための入札・契約制度の工夫改善の推進や、シニア人材の活用のための制度改善として照査技術者として継続できる評価制度等について、国や他都市の動向に注視してまいります。 ②川崎市若手技術者・女性技術者・若手現場代理人の表彰制度を行っております。
相模原市	①②国や他都県市の動向を注視してまいります。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

２章. 技術力による選定

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善

2.1.1. 業務の内容に応じた適切な発注方式

① 技術力による選定方式の着実な増加（地整） ・プロポーザル方式の増加を主眼に、業務内容に応じた適正な発注方式の選定 ・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加 ・価格競争入札から総合評価落札方式への移行業務の追加 ② 斜め象限図の適切な運用（地整） ・新たな業務への対応や技術的難易度の実態を考慮した、受発注者協働での検討による斜め象限図の更新 ・建コン協会で作成した斜め象限図を補完するチェックリストの周知と活用 ・「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」内の斜め象限図にチェックリストを併記

関東地方整備局	① 発注方式の選定については、関東地方整備局では発注者支援を除く土木関係建設コンサルタント業務は、プロポーザル方式による発注件数が全体の約54%であり、経年の傾向をみても割合に大きな変化がないことから、業務内容に応じた適正な発注方式の選定がなされていると考えております。 　また、協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等については、業務の特性を考慮の上、プロポーザル方式の選定も検討する旨を令和６年度版から関東地整のガイドラインへ明記しております。 　なお、関東地方整備局では、本省のガイドラインにおける価格競争方式の対象業務を総合評価落札方式に読みかえる運用を行っており、価格競争方式は災害時の緊急対応や応急・本復旧のための業務等に限り採用しております。 ② 斜め象限図については、本省のガイドラインを準用していることから、斜め象限図の更新や運用の見直しについては、本省に伝えてまいります。 ※本省ガイドラインの正式名称 　「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

２章. 技術力による選定

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善

2.1.2. 計画系プロポーザル業務の業務規模の改善（地整）

業務規模の拡大を要望する業務において、都度、事前の見積徴収を行い、設計業務等技術者単価の上昇に見合った業務規模の拡大

関東地方整備局	業務発注にあたって、業務内容や業務量に応じて適切な業務規模の設定に努めております。引き続き、適正な積算及び業務規模の確保について各事務所等にも周知徹底してまいります。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

２章. 技術力による選定

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善

2.1.3. 総合評価落札方式における落札率の改善（地整）

・総合評価落札方式における落札率の向上を促す施策（例えば価格点と技術点のウエイトの見直し、プロポーザル発注割合の増加、等）について意見交換の場の設置

・各社の持つ技術力を適正かつ合理的に定量評価するための方法（技術点により大きな差がつく定量的な評価項目の設定や配点）についても、受発注者間での意見交換の実施

関東地方整備局	意見交換については、実務者WGや実務者懇談会においても意見交換を実施しており、このような場を用いて、入札契約手続きの改善について議論して参りたい。 なお、本省技術調査課が令和８年５月２７日に開催した「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」において、「業務・マネジメント部会における今後の検討事項」として、総合評価落札方式について、「導入効果があるのか不明瞭であり、工事の入札契約と同様に効果検証を進めるにあたっての方向性を検討する」との方針が出されたところであり、総合評価落札方式の見直しについては本省の検討状況に応じた調整が必要と考えております。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

２章. 技術力による選定

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善

2.1.4. 業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善（地整）

① 業務成績評定の運用改善 ・ 地方整備局間の格差を是正するなど統一的運用 ・ 事務手続きに関する改善(業務成績評定の速やかな細目を含めた通知) ② 業務・技術者表彰の運用改善 ·プロポーザル・総合評価落札方式における表彰の取り扱いは、「建設コンサルタント業務等における プロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成27 年11 月）」に示される考え方に 沿って、地方整備局間での統一的運用

関東地方整備局	①業務成績評定を全地方整備局共通の「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づき適切に実施しております。地方整備局間の格差是正については、要領を所掌する本省へ伝えてまいります。通知については、業務完了後速やかに成績評定結果を通知してまいります。 ②プロポーザル・総合評価落札方式における表彰の取り扱いは、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成27 年11月）」に則って運用を図ってまいります。なお、総合評価落札方式における表彰の取り扱いは、地方整備局間で統一的運用になるよう本省と調整を行ってまいります。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

２章. 技術力による選定

2.1. プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善

2.1.6. プロポーザル業務の入札調書の公表（地整）

・公表方法（PPIでの閲覧）、公表様式（「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」に準拠したもの）、公表内容（特定された企業以外の社名について公表）などを、各地方整備局で統一いただきたい

関東地方整備局	プロポーザル業務の入札調書の公表については、関東地方整備局では、公表通達に基づいて運用しています。

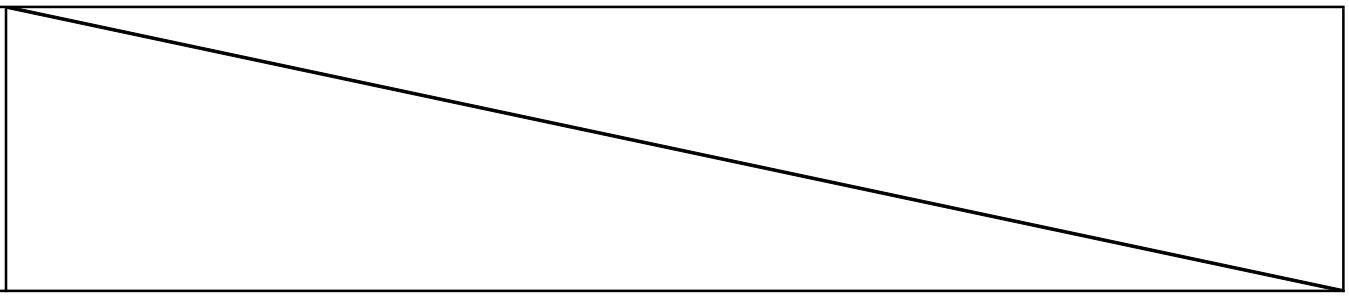
令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

２章. 技術力による選定

2.2.地方自治体における発注方式の改善

2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定（地方自治体）

・斜め象限図の周知と適用促進
・技術力による選定・発注方式（プロポーザル方式・総合評価落札方式）の導入促進、発注増加
・技術力評価を適正に行うための、業務成績評定や業務・技術者表彰の導入促進
・地方自治体における総合評価落札方式導入の取組みの水平展開

関東地方整備局	

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

２章. 技術力による選定

2.2.地方自治体における発注方式の改善

2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定（地方自治体）

茨城県	専門的な知識や経験、創意工夫を要する業務や技術提案により優れた成果を期待できる業務では、総合評価落札方式を選定しています。
栃木県	本県では、技術的に高度、または専門的な技術が要求される業務委託はプロポーザル方式、2,000万円以上で技術提案による品質向上を求める業務委託は総合評価落札方式により発注している。今後も国や他都県市の状況を踏まえて発注方式の選定を検討して参りたい。 また、業務委託の表彰については導入済であるが、技術者表彰については、国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。
群馬県	本県では、専門的な知識・経験や創意工夫を要する業務について、プロポーザル方式や総合評価落札方式を活用するなど、業務内容や特性に応じた発注方式の選定に努めている。（R3：14件、R4：17件、R5：17件、R6：14件、R7：20件） 今後も、技術力を適切に評価する観点から、適用可能な業務についてこれらの発注方式の活用を推進するとともに、より効率的な評価手法について研究してまいりたい。
埼玉県	発注方式の選定等については、引き続き、業務内容等を踏まえ適切に選定してまいります。 成績評定等については、国の仕組みを準用していることから、引き続き国の取組を研究してまいります。 表彰については、令和７年度からこれまでの表彰制度に加え、新たに県土づくり優秀委託業務（課所長）表彰とまちづくり優秀委託業務表彰を創設しております。
千葉県	プロポーザル方式・総合評価落札方式については、国の「斜め象限図」を参考とし、高い知識や構想力又は専門的な技術力及び経験を要する業務に適用しており、また業務成績評定についても評価項目に設定しているところです。 プロポーザル方式・総合評価落札方式の適用が効果的な業務の発注があった場合には、積極的な活用が図られるよう取り組んでまいります。 総合評価方式導入の取組の水平展開については、千葉県での総合評価方式の試行について、資料の共有等を行っております。 ・技術力の向上、成果品の品質確保及び技術者の育成に資することを目的に、令和8年４月、千葉県県土整備部が実施する建設事業に係る委託設計業務等のうち、業務成績が特に優れ、他の模範となる委託業務及び優秀な技術者を対象とした「優良委託業務等表彰（県土整備部長表彰）」を創設しました。
東京都	建設局では、業務内容に応じて入札方式（プロポーザル方式、総合評価方式、価格競争）を適切に選定することとしています。なお、品確法の基本理念に基づき、安易に価格競争での発注とならないよう、入札方式の選定にあたっては、「入札方式の選定フロー」に基づくこととし、「具体の設計等委託業務イメージ」や「入札方式の適用表」を参考に選定することとしています（令和８年度公共工事の品質確保取組方針より）。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

２章. 技術力による選定

2.2.地方自治体における発注方式の改善

2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定（地方自治体）

神奈川県	高度な知識や技術力が必要な業務の場合には、内容に応じて、「プロポーザル方式」又は「総合評価方式」により発注しております。 技術力を評価するため、総合評価方式において、企業や配置予定技術者の業務成績評定点を評価項目としております。 委託業務については表彰実績による加点を行っておりませんが、今後も国や他の都道府県の動向等を確認しながら、検討してまいります。
山梨県	プロポーザル方式は、高度又は専門的な知識が要求される業務について、H9年度より導入しております。また、総合評価落札方式は、入札価格による評価に加え、企業及び技術者の実績や技術提案等による技術評価により、品質向上を図ることが期待されることから県土整備部発注の一部の業務にＲ２年度から導入しています。 ・業務成績評定は、国交省の評定に準じた内容に改定を行っており、業務・技術者表彰についても、令和４年度に制定し令和５年度から毎年実施しています。
長野県	・高度な技術力を要する業務については、総合評価落札方式（技術提案を含む）、標準的な積算基準のない業務や高度な技術的知識と経験に基づく判断を必要とする業務については、公募型プロポーザル方式を採用。 ・業務成績評定、優良技術者表彰導入済。適宜見直しを行っている。また、総合評価落札方式の業務については、業務成績評定点を評価対象としており（技術者、企業）、さらに大規模や高難度の業務については、長野県優良技術者表彰等の受賞実績も評価している。 ・斜め象限図については、国や他都県市の取組みを踏まえ適用を検討してまいる。
さいたま市	委託業務においては、一部の高度な知識や技術力を要するものについて、プロポーザル方式を活用しております。 平成27年度から成績評定の試行を開始し、さらに令和5年度から、業務委託表彰を開始しています。 また、総合評価落札方式導入については、他都県市の動向を注視してまいります。
千葉市	業務の性格や必要とされる技術力に応じて、プロポーザル方式及び総合評価落札方式の試行導入により、発注しております。総合評価落札方式については本格導入に向けた検討を進めてまいります。
横浜市	委託業務においては、高度な知識や技術力を要するものについて、積極的にプロポーザル方式を導入しております。 業務成績評定は平成20年12月から導入しており、24年度からインセンティブ発注（試行）に活用しています。一部の局においてはインセンティブ発注の割合を増やすことや表彰制度を導入しています。 また、総合評価落札方式については、他都県市の事例を参考に研究してまいります。

２章. 技術力による選定

2.2.地方自治体における発注方式の改善

2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定（地方自治体）

川崎市	プロポーザル方式・総合評価落札方式の導入促進につきましては、要綱等を制定し、令和７年度には９件の業務委託を発注しております。
相模原市	総合評価方式及びプロポーザル方式については、業務内容に応じて適用しておりますが、他都県市の動向を参考にしながら、更なる拡大に向け研究してまいります。 業務・技術者表彰の導入については、業務成績評定の評価データを蓄積し、活用について検討してまいります。

２章. 技術力による選定

2.2.地方自治体における発注方式の改善

2.2.2.最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（地方自治体）

・最低制限価格制度の導入徹底
・予定価格の事後公表の拡大(事前公表の撤廃)

関東地方整備局	

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

２章. 技術力による選定

2.2.地方自治体における発注方式の改善

2.2.2.最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（地方自治体）

茨城県	本県では、100万円超の業務において最低制限価格制度、低入札価格調査制度によりダンピング対策を実施しています。 また、予定価格の事後公表については、事前公表による弊害が生じた場合には、適切な措置を講じることとされていることから、入札の状況を踏まえつつ他都県市の動向を参考にしてまいります。
栃木県	総合評価方式を除く予定価格２千万円未満の建設コンサルタント業務にかかる入札については、最低制限価格制度を適用しており、総合評価方式及び予定価格２千万円以上の建設コンサルタント業務に係る入札については、低入札価格調査制度を適用している。 予定価格の事後公表については、国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。
群馬県	本県では、最低制限価格制度及び低入札調査制度を導入し、原則として全ての委託業務に適用するとともに、予定価格は事後公表としている。 また、未導入市町村に対しては、国土交通省の支援を受けて策定した３ヵ年の改善目標に基づき、相談窓口による助言や個別訪問等を実施し、制度導入に向けた取組を支援している。
埼玉県	建設工事に係る設計業務については、WTO案件及び総合評価方式では低入札価格調査制度を、WTO案件及び総合評価方式以外では最低制限価格制度を導入し、全ての競争入札でダンピング防止対策を講じております。 また、令和５年６月１日より、建設工事等に係る業務委託以外の業務委託についても最低制限価格制度の試行を開始し、令和６年４月１日より本格施行しています。 予定価格の公表については、入札の公平性を担保する観点から、設計金額が500万円未満の案件を除き、すべての入札案件で事後公表としています。
千葉県	総合評価方式を除く予定価格１千万円未満の業務委託にかかる入札については、最低制限価格制度を適用しており、総合評価方式及び予定価格１千万円以上の業務委託に係る入札については、低入札価格調査制度を適用しているところです。また、予定価格については全て事後公表としております。
東京都	設計等委託について、ＷＴＯ・単価契約・総合評価方式を除くすべての競争入札案件に最低制限価格制度を導入しており、予定価格は事後公表としています。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

２章. 技術力による選定

2.2.地方自治体における発注方式の改善

2.2.2.最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（地方自治体）

神奈川県	200万円を超える入札案件に最低制限価格制度を適用しております。また予定価格は事後公表としております。
山梨県	総合評価落札方式の入札は低入札調査基準価格制度を採用し、その他の入札方式において、最低制限価格制度を導入しております。予定価格の事後公表については現在行っておりませんが、国や他都県市の動向を参考にして検討してまいります。
長野県	・低入札価格調査制度を適用、予定価格については事後公表を行っている。
さいたま市	建設工事に伴う設計、調査及び測量業務について、設計金額が200万円を超える業務（ＷＴＯ除く）に最低制限価格制度を適用しております。また、予定価格については、一般競争入札において、予定価格を事後公表とすることが可能な案件について、事後公表としています。今後も事後公表の拡大に努めて参ります。
千葉市	最低制限価格は総合評価落札方式及びＷＴＯによる案件を除く業務に適用しております。また、平成２４年度より、不調などにより再発注する案件などを除き、原則、事後公表としております。
横浜市	建築（監理を含む）・設備・土木・造園設計業務、測量、地質調査業務、土木施設の点検業務で最低制限価格を導入（土木設計：直接人件費×1.00＋直接経費×1.00＋その他原価×0.90＋一般管理費等×0.50）しています。また、予定価格につきましては事後公表を行っています。

２章. 技術力による選定

2.2.地方自治体における発注方式の改善

2.2.2.最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（地方自治体）

川崎市	最低制限価格については、川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱第３条に基づき、予定価格に１０分の８を乗じて得た額を設定しております。なお、本市は予定価格の事後公表制度を導入しております。
相模原市	予定価格２００万円を超える設計等業務について、最低制限価格の設定を必須とし、その他業務においても積極的に最低制限価格を設定することとしております。 予定価格は事後公表としております。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

２章. 技術力による選定

2.2.地方自治体における発注方式の改善

2.2.3.入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用（地方自治体）

・入札参加資格において「建設コンサルタント登録」を必須条件とする審査制度

関東地方整備局	

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

２章. 技術力による選定

2.2.地方自治体における発注方式の改善

2.2.3.入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用（地方自治体）

茨城県	本県では、県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項基づく入札参加資格の認定を受けていることを入札参加条件としています。
栃木県	入札参加資格審査において「建設コンサルタント登録」を必須条件とはしていないが、有資格者については、総合評価落札方式、プロポーザル方式において、配置予定技術者の資格や業務経験等を評価し加点している。
群馬県	群馬県では、入札参加資格の審査にあたり、建設コンサルタントを２１の部門に分け資格認定を行っており、技術力確保の観点から、国土交通省の「建設コンサルタント登録」または「受注実績」を要件としている。「受注実績」を要件とした場合でも、一定の成果品質は確保できるものと考えており、「建設コンサルタント登録」を必須要件とすることについては、他の都県市の状況を勘案し、検討してまいりたい。
埼玉県	「建設コンサルタント登録」を必須とすることについては、県内の中小企業の受注機会の確保の観点から慎重に対応する必要があります。そのため、他都県市の活用状況を注視してまいります。
千葉県	入札参加資格については、業務委託の種類又は性質に応じ、技術的適性等について各要件を設定しているところです。建設コンサルタント登録制度については、他都県の状況を注視し、必要に応じ設定の検討をしてまいります。
東京都	建設局では、発注にあたり、主任技術者及び照査技術者は業務分野に応じた技術士、RCCMの有資格者を指定しています。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

２章. 技術力による選定

2.2.地方自治体における発注方式の改善

2.2.3.入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用（地方自治体）

神奈川県	競争入札参加資格認定申請の際、建設コンサルタント登録通知書（写）の提出を求めております。
山梨県	建設コンサルタントの入札参加資格においては、建設コンサルタント登録制度の登録を受けていることを要件としています。
長野県	・設計業務等の入札公告における入札参加資格要件として、簡易な業務を除き、建設コンサルタント登録を必須条件としている。また、業務内容に応じ入札参加資格要件に建設コンサルタント登録の部門指定をしている。
さいたま市	業務の内容に応じて「建設コンサルタント登録制度への登録」を入札参加資格要件に定めております。
千葉市	設計業務の参加資格要件として技術士やＲＣＣＭ等を設定するなど、技術力を重視した発注に取り組んでおります。また、一部の案件において「建設コンサルタント登録制度への登録」を入札参加資格要件に定めております。
横浜市	「建設コンサルタント登録」を必須条件とする審査制度について、国や他都県市の事例を参考に研究してまいります。

２章. 技術力による選定

2.2.地方自治体における発注方式の改善

2.2.3.入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用（地方自治体）

川崎市	建設コンサルタント登録制度の適格な活用が、成果品の品質確保・保証することに寄与し、ひいては社会資本整備においてメリットになるとの考えから、本市では競争入札参加資格（業者登録）において、業種「建設コンサルタント」の登録では、同制度の登録を要件としております。なお、有資格者（技術士・RCCM）の活用について、上記の制度趣旨を勘案し、個別の案件に応じて設定しております。
相模原市	他都県市の動向を注視してまいります。

２章. 技術力による選定

2.3.地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進（地整、地方自治体）

・地域の実情に応じた方式を継続検討して頂き、チャレンジの機会を増加
・国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進
・地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務のさらなる拡大

関東地方整備局	地域コンサルタントの活用拡大と育成については、防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じる懸念があるため、地域における社会資本を支える企業の育成・確保は重要な課題と認識しております。 地域の担い手を確保するための入札・契約制度の試行を継続するとともに、試行の状況により改善が必要と認められた場合には見直しを行ってまいります。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

２章. 技術力による選定

2.3.地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進（地整、地方自治体）

茨城県	本県では将来にわたるインフラの品質確保や災害対応力を維持するため、地域に精通したコンサルタントの成長が重要と考えており、業務内容に応じて県内コンサルタントに発注しております。さらなる地域の実情に応じた入札方法等については、国や他都県市の取組みを踏まえ検討してまいります。
栃木県	本県では、難易度に応じて地域コンサルタントも指名している。 また、令和６年度から、総合評価落札方式における配置予定技術者の業務経験について、類似業務を中間点として設けることで、地域コンサルタントの実績の評価を拡大している。
群馬県	地域コンサルタントの活用拡大と育成の観点から、特に高度な技術力や専門知識などを要するものを除き、業務委託は指名競争入札により地域コンサルタントに発注している。
埼玉県	本県の総合評価方式では、企業の地域精通度を評価しており、地域精通度を必須項目とした「地域担手型」の型式を設けております。また、受注機会の確保として、手持ち業務量を評価項目として設けております。 地域の企業の技術力向上が図れる仕組みについては、引き続き、国や他都県市の取組を研究してまいります。
千葉県	県内に本店等を置く業者も含め、より多くの業者が入札に参加できるよう配慮するとともに、同種又は類似の業務の設定にあたっては、県発注業務に限定せず、原則として、公的機関が発注したものを実績として認めているところです。 総合評価落札方式において、「地域貢献度」として災害協定の締結の有無を、「地域精通度」として営業拠点（本店等）の県内における所在地の有無を評価項目としております。 入札参加資格については、広く入札参加者が確保されるよう地域要件を設定しているところですが、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務など、地域コンサルタントの方がより品質の高い成果が期待できる場合については、競争性の確保に留意しつつ、適切な地域要件の設定を検討してまいります。
東京都	建設局では、品確法に基づき総合評価方式の適用を推進しつつ、担い手の育成・確保の観点から、多くの事業者の受注機会を確保することにも留意し、業務内容により、総合評価方式と価格競争を適切に選定することとしています（令和８年度公共工事の品質確保取組方針より）。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

２章. 技術力による選定

2.3.地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進（地整、地方自治体）

神奈川県	条件付き一般競争入札の地域要件の設定及び「いのち貢献度指名競争入札※」の業者選定に当たっては、委託業務の内容等を勘案し、地域の実情に合わせた運用を行っており、地域の建設コンサルタント業者の受注機会の拡大に努めております。 ※「いのち貢献度指名競争入札」とは、地域の安全・安心を確保するために必要な工事・工事系委託を早期に実施することを目的とした指名競争入札（対象は緊急を要する災害復旧工事等の工事系委託）。
山梨県	・令和2年度より、総合評価落札方式を導入し県内外企業の技術力を公平に評価することにより、地域コンサルタントの技術力向上と育成に取り組んでいます。 ・総合評価では、地域要件（本店所在地）、災害協定等の地域貢献度、近隣業務実績等の地域精通度に加え、県内居住者の雇用実績を評価項目に取り入れて運用しております。 ・今後も地域コンサルタントの技術力向上が図られる仕組みの導入促進に向け、国や他都県市の動向等を注視し、検討して参ります。
長野県	・業務の内容に応じ入札参加資格要件に事業所（本店、営業所）の所在地を設けている。さらに総合評価落札方式において地域要件（県内本店）を評価している。 ・県業務実績は基本的には求めておらず、受注希望型競争入札では業務実績のない地元企業でも落札できる制度としている。 ・業務特性に応じて、社会貢献として災害緊急調査当番登録や災害時の緊急体制整備への加点を選択できるようにしている。
さいたま市	市内に本店や支店を置く企業を参加資格とするなど、市内コンサルタントの受注機会の拡大、育成に配慮した発注を実施しています。
千葉市	技術力向上が図れる仕組みの導入促進については、国や他都県市の動向を注視してまいります。
横浜市	国や他都県市の事例を参考に、今後研究してまいります。（本市においては市内中小企業を優先しています。）

２章. 技術力による選定

2.3.地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進（地整、地方自治体）

川崎市	川崎市契約条例において市内中小企業者への受注機会の増大を図ることを方針としていることから、業者の育成及び経済の活性化を図るため、市内業者への発注を原則としています。
相模原市	他都県市の動向を注視してまいります。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

２章. 技術力による選定

2.4.新たな契約制度への対応

2.4.1.生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大と制度改善（地整）

・監理業務（PM･CM）：平常時での適用拡大
・事業促進PPP：　「受注制限緩和」の取組みの更なる拡大

関東地方整備局	監理業務（PM・CM）については、国土交通省直轄の事業促進ＰＰＰ ガイドライン（R6.4一部改正）において、ＣＭは技術職員がいない又は著しく少ない発注者の支援や代わりで導入することが多く、工事に対する現場立ち合いや契約図書の確認等を行うのが一般的とあり、発注者支援業務に近い業務内容と考えております。 　また、ＰＭは工程・コストの管理、事業進捗会議の支援を行うものであり、これらを必要とする大規模プロジェクトについては、ＰＭの業務内容に加えて測量・調査・設計業務の指導・調整、地元及び関係行政機関との協議等も含む事業進捗ＰＰＰを選択することになると考えております。 　事業促進ＰＰＰの受注制限緩和については、関東地方整備局では、令和２年度から発注者支援業務等を除く受注制限を廃止し、令和３年度から「発注者支援業務等の受注制限」を「調査設計資料作成業務のみの受注制限」と緩和しております。

３章. 品質の確保・向上

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施（地方自治体）

・合同現地踏査を継続的に実施し、受発注者双方の共通認識をもち設計条件の精度向上を図る
・地質情報の不確実性が高い現場では、必要に応じ地質技術者の参加を要請し、設計成果の品質向上を図る

関東地方整備局	

３章. 品質の確保・向上

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施（地方自治体）

茨城県	令和6年10月から「茨城県土木部発注の土木関係設計業務委託における合同現地踏査の実施要領」を定め、原則、全ての土木関係設計業務を対象に合同現地踏査を実施しており、手戻りなどの発生防止に努めているところです。
栃木県	令和６年度から特記仕様書に合同現地踏査を追加した。今後は、本特記仕様書が適切に運用されるよう、部内へ周知徹底を図って参る。
群馬県	群馬県では、「受発注者合同現地踏査」の制度は設けていないが、実際の業務にあたり、地質技術者の参加も含め、監督員と協議のうえ必要があると判断される場合は、現地踏査に監督員が立ち会うことで対応している。制度としての合同現地調査の導入については、国や他の都県市の状況を参考に検討してまいりたい。
埼玉県	受発注者合同の現地踏査については、必要に応じて実施することとしており、引き続き対応してまいります。 また、設計業務と地質調査業務を同時期に発注し契約している場合は、受発注者間の協議により地質調査業務受託者と合同による現地踏査も可能と考えております。明確なルール化については、試行中の国や他の都道府県の取組を注視してまいります。
千葉県	合同現地踏査については、令和2年11月に運用を定め、その活用に努めているところです。また、令和4年10月から、必要に応じて、合同現地踏査に地質技術者を参画させ、設計時の留意点を整理する等、業務の一層の充実を図っています。さらに、積極的な実施に向け、令和6年12月から、「合同現地踏査実施要領」を策定し、運用しています。
東京都	建設局では、合同現地踏査は、大規模構造物（橋梁、トンネル、河川構造物等）に関する詳細設計業務については原則対象、その他の業務についても現地踏査が有効な業務においては積極的に実施することとしています。また、設計業務実施時に地質情報を活用するため、地質調査業務を別途発注するなど、地質情報の把握に努めています。

３章. 品質の確保・向上

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施（地方自治体）

神奈川県	受発注者合同の現地踏査については、必要に応じて実施しており、引き続き対応してまいります。 地質技術者の参加については、地質調査業務を同時に発注している場合には、必要に応じて地質技術者が参加しておりますが、地質調査業務が完了している場合は、地質技術者が参加した事例はありません。国や他の都道府県の動向等を注視してまいります。
山梨県	合同現地踏査については、平成25年4月から特記仕様書に記載し実施しています。また、トンネル等の地質情報が重要な構造物の設計にあたっては、地質技術者の参加を求めています。
長野県	・合同踏査が必要な場合には受発注者協議のうえ必要に応じ、実施可能としている。 （県として原則実施の対象業務は指定していない）
さいたま市	国や他都県市の取組を参考にしながら、必要に応じ対応してまいります。
千葉市	受発注者合同の現地調査については、必要に応じて実施しております。
横浜市	必要に応じて受発注者間で協議し実施しております。

３章. 品質の確保・向上

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施（地方自治体）

川崎市	受発注者合同現場踏査の実施については、業務の内容により、個別の案件に応じ実施しております。
相模原市	受発注者合同現地踏査について明確には定めておりませんが、現在も業務内容に応じ、合同で現地踏査を実施しております。

３章. 品質の確保・向上

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.2. 設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用（地整、地方自治体）

・設計条件明示チェックシートを特記仕様書に添付するなど契約図書として明確化
・ガイドラインへの記載など積極的な周知・活用促進

関東地方整備局	設計条件明示チェックシートについては、関東地方整備局では、条件明示の徹底を目的として、対象業務において入札公告時の参考資料として添付する取組を開始したところです。本取組により、発注条件に関する受発注者間の認識共有が促進され、条件明示の徹底や業務品質の向上につながるものと考えております。 さらに、本チェックシートは平成24年度から試行運用を継続しており、その間の制度改正や業務を取り巻く環境の変化を踏まえ、より実効性の高いものとなるよう様式や運用方法の見直しについても検討してまいります。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

３章. 品質の確保・向上

3.1.受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.2.設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用（地整、地方自治体）

茨城県	令和6年10月に、「茨城県土木部発注の土木関係設計業務委託における 条件明示チェックシート（案）の活用に関する試行要領」を定め、道路設計などの一部の業務について試行的に実施しております。 なお、その運用や対象業務等につきましては、引き続き、国や他都県市の動向等を注視してまいります。
栃木県	設計条件明示チェックシートの取扱いについては国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。
群馬県	群馬県では、入札公告時における設計図書（特記仕様書、図面）への設計条件の明示に努めているところであり、条件明示チェックシートの導入については、国や他の都県市の状況を参考にしながら検討してまいりたい。
埼玉県	令和７年４月から土木設計業務委託条件明示ガイドラインの運用を開始しております。引き続き条件明示チェックシートの活用を継続してまいります。
千葉県	令和7年2月13日より、設計業務の品質向上のため、「設計業務等条件明示ガイドライン」を制定し、「条件明示チェックシート」の活用をしているところであり、詳細設計の発注時においては、提示可能な設計条件を特記仕様書に明示することとしています。なお「条件明示チェックシート」については、ガイドラインにおいて、業務着手時に受注者に提示することとしています。 引き続き、ガイドライン等の適切な運用に努めてまいります。
東京都	設計条件については、設計委託標準仕様書により標準的な内容を定め、具体的な内容については特記仕様書等で明確な記載に努めています。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

３章. 品質の確保・向上

3.1.受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.2.設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用（地整、地方自治体）

神奈川県	国土交通省の条件明示チェックシート（案）の活用は、適切な設計成果を納品していただくために有効な取り組みであると認識しています。 令和５年度より試行実施しており、予備設計でチェックシートを作成し、成果品として納品してもらっています。昨年度、作成されたチェックシートを、詳細設計業務で活用した実績がありましたので、本格実施に向け、引き続き効果的な運用・活用方法を検証してまいります。
山梨県	条件明示チェックシートについては、令和2年4月より導入を開始し、以降、建設コンサルタンツ協会との協議を踏まえ昨年４月に各設計段階における運用方法について改定を行ったところです。今後も適切な運用に努めて参ります。
長野県	・令和6年8月に「設計業務条件明示ガイドライン（案）」を策定し、運用を開始したところ。今後、活用を促進したい。
さいたま市	国や他都県市の取組を参考にしながら、必要に応じ対応してまいります。
千葉市	設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用については、国や他都県市の動向を注視し、対応を検討してまいります。
横浜市	国や他都県市の事例を参考に、今後研究してまいります。

３章. 品質の確保・向上

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.2. 設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用（地整、地方自治体）

川崎市	設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用については、国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参ります。
相模原市	設計条件明示チェックシートの運用については、国や他都県市の動向を注視してまいります。

３章. 品質の確保・向上

3.1.受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.3.設計から施工への確実な情報共有

①施工条件明示チェックシートの試行拡大（地整）
・施工条件明示チェックシート（関東地整試行名称：工事発注時チェックシート）の水平展開

②設計と施工のシームレス化の検討
②－１（地整、地方自治体）
・土木工事において設計段階と施工段階がより一体的に進められる取組みの検討やECI（技術協力・施工タイプ）方式の活用を拡大
・ECI方式の活用においては、各関係者における役割分担や適性な対価となるような契約方法の見直しを実施
②－２（地方自治体）
・施工段階でのピュア型CM方式や現場技術業務の活用を拡大
・設計段階において施工上の課題や対応に関する意見交換を、発注者・設計者・施工者の三者で行う取組み（宮崎県）の好事例の水平展開

関東地方整備局	①「工事発注時チェックシート」については、貴協会のご協力のもと、4件の業務で試行を実施しております。試行対象業務の中には工事発注に至った案件もあり、施工条件の明確化や工事発注作業の効率化に資するものと考えております。今後は、貴協会による施工業者へのヒアリング結果等も踏まえながら試行結果を検証し、本チェックシートの本格導入に向けた検討を進めてまいります。 ②ECI方式については、令和６年度に河川の水閘門工事1件、令和７年度に道路の函渠工事1件で適用しており、令和８年度は道路の電線共同溝工事1件で発注手続き中です。今後も、積極的な適用に努めてまいります。 　関東地方整備局発注のECI方式の工事において、役割分担や対価について受注者から直接ご意見は受けてないと認識しております。

３章. 品質の確保・向上

3.1.受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.3.設計から施工への確実な情報共有

茨城県	②ＥＣＩ方式の活用については、国や他都県市の取組みを踏まえ検討してまいります。
栃木県	②ECI方式等の合理的な入札制度の導入等については、国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。
群馬県	②設計と施工のシームレス化の検討について、本県においては、該当する取組実績はないが、設計と施工の連携による品質向上は重要であると認識しており、国や他自治体の取組を参考としてまいりたい。
埼玉県	②現状、本県ではＥＣＩ方式を実施しておりません。国や他都県市の取組状況や好事例を踏まえ、今後実施していく場合は、関係部局と調整し、適切に対応してまいります。 　設計段階において施工上の課題や対応に関する意見交換を、発注者・設計者・施工者の三者で行う取組みの好事例の水平展開については、事例の収集や展開方法について研究してまいります。
千葉県	②施工における設計段階と施工段階がより一体的に進められる取組みやECI（技術協力・施工タイプ）方式、ピュア型CM方式については、国や他都県市の取組を注視し、研究してまいります。 施工における設計段階と施工段階がより一体的に進められる取組みやECI（技術協力・施工タイプ）方式、ピュア型CM方式については、国や他都県市の取組を注視し、研究してまいります。 　令和７年度に、実際の工事現場において、設計思想、実際の施工における工夫などを意見交換する現場勉強会を試行的に実施したところです。設計段階における三者の意見交換について、工事の入札の公平公正の確保などの課題を含め検討しているところです。
東京都	ＥＣＩ方式の適用対象は、「東京都ＥＣＩ方式試行要綱」に基づき、「工事の公告段階で仕様の確定が困難であるもの」としており、案件ごとに適用の妥当性を確認した上で採用していきます。また、同要綱では、案件ごとに定める実施要領において、発注者、優先交渉権者及び設計者の役割分担を明記することとしており、各関係者の役割や責任を明確化した上で運用しています。 設計段階において施工上の課題や対応に関する意見交換を、発注者・設計者・施工者の三者で行う取組みについては、分離発注上難しいところもあると考えます。ピュア型CM方式などの取組については、他自治体等の動向等を注視していきたいと考えます。

３章. 品質の確保・向上

3.1.受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.3.設計から施工への確実な情報共有

神奈川県	関東地方整備局の工事発注時チェックシート（案）の活用は、適切な工事発注のための有効な取り組みであると認識しています。 工事発注時チェックシートの導入については、条件明示チェックシートの活用状況を踏まえ、引き続き効果的な運用・活用方法を確認してまいります。
山梨県	②ECIやピュア型CM方式等、設計と施工のシームレス化に資する取り組みについては、国や他都県市の動向等を注視し、対応を検討していきます。
長野県	・長野県においては、設計から施工への円滑な情報共有や施工条件の適切な明示が重要であると考えております。 ・今後、国の試行結果や他県での先進事例、運用状況等を注視しながら情報収集に努め、本県における適用可能性について検討してまいります。
さいたま市	国や他都県市の取組を参考にしながら、必要に応じ対応してまいります。
千葉市	ECI方式については一部建築工事では実施しておりますが、土木工事での事例はございません。国や他都県市の動向を注視し、対応を検討してまいります。
横浜市	本市では、令和７年度にECI方式による発注を試行いたしました。今後においても、一般的な工法では施工が困難な現場や、急峻な地形で施工条件が厳しい現場など、工事の特性に応じて活用していきます。 引き続き、国や業界団体の動向を注視しながら、ECI方式やCM方式などの活用について他都県市の事例を参考に研究してまいります。

３章. 品質の確保・向上

3.1.受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

3.1.3.設計から施工への確実な情報共有

川崎市	ECI方式の活用等につきましては、国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参ります。
相模原市	国や他都県市の動向を注視してまいります。

３章. 品質の確保・向上

3.2.詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.1.詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上

① 詳細設計における作業実態と歩掛との乖離の解消（地方自治体）
・設計条件・設計内容の明確化、適切な費用計上の実施
・特記仕様書における“修正”設計内容および関係機関協議内容の明示

② 指定仮設と任意仮設受発注者間の認識不一致を解消
・設計業務等標準積算基準における指定仮設の記載内容の周知（地整）
・指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化と特記仕様書への明記（地整、地方自治体）
・指定仮設と任意仮設の成果の取扱い(任意は参考図、指定は設計図）の認識共有（地整、地方自治体）
・特記仕様書に記載がない場合は、任意仮設として取り扱う(共通仕様書等での明文化、通達等)（地整、地方自治体）

関東地方整備局	②指定仮設と任意仮設の明確化については、関東地方整備局では、令和5年3月に設計業務等共通仕様書を見直し、仮設構造物の詳細設計が任意仮設であることを明記しました。また、仮設構造物の詳細設計に関わる区分（任意仮設／指定仮設）に応じた積算フロー及び特記仕様書の作成例を整備し、各事務所へ周知しております。 これらの取組により、指定仮設と任意仮設の区分や取扱いについて、受発注者間で認識の共有が図られるよう努めているところです。また、指定仮設による作業が必要となる場合には、特記仕様書への明記及び適切な費用計上を行うよう周知しております。 今後も、指定仮設と任意仮設の区分や成果の取扱いについて周知徹底を図り、受発注者間の認識の共有に努めてまいります。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

３章. 品質の確保・向上

3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上

茨城県	①設計目的・設計条件・成果内容については、特記仕様書へ明示することとしております。また、歩掛については、国に準じ積算基準及び標準歩掛を適用しているところであり、標準歩掛が適用できない場合は、適宜、見積等を活用することとしております。 ②指定仮設と任意仮設の特記仕様書への記載方法については、国や他都県市の取組状況を踏まえて検討してまいります。
栃木県	①設計内容については「栃木県業務委託共通仕様書」に記載しているほか、設計条件等について特記仕様書に記載し、標準歩掛と乖離する作業は、見積りを徴取して適切に業務価格を算出している。 　修正設計内容及び関係機関協議内容の明示については国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。 ②指定仮設と任意仮設の取扱いについては、受発注者間の認識の共有を図るため、「指定仮設による検討が必要な場合は、監督員と協議の上、設計変更の対象とする」旨を特記仕様書に明示している。
群馬県	①詳細設計における作業実態と歩掛との乖離の解消を図るため、作業実態と歩掛との間に乖離が生じ、監督員との協議により歩掛適用外と判断された場合には、「業務委託契約に係る設計変更ガイドライン」に基づき、見積りにより適切な費用を計上し設計変更を行うなど、引き続き適切に対応してまいりたい。 　また、設計条件や設計内容（修正を含む。）、関係機関協議の内容等については、特記仕様書等においてより明確に記載するよう努めてまいりたい。 ②指定仮設と任意仮設については、歩掛に基づき適切に取り扱うこととしているが、国の取組等を参考としながら一定のルールを設定することについて検討してまいりたい。
埼玉県	①設計条件、設計内容及び関係機関等との協議内容などについては、仕様書及び特記仕様書に明示することとしています。 　適切な費用の計上については、国が調査に基づき定めた積算基準を準用し歩掛を定めています。なお、国の積算基準が無い工種については、見積りを徴取し決定しています。 　また、土木設計業務委託条件明示ガイドラインに基づき、詳細設計業務の契約後に条件明示チェックシートを受注者に提示し、関係機関との調整内容等についても条件明示チェックシートに記載することとしています。 ②国と同様に指定仮設について記載をしています。また、任意仮設、指定仮設における設計図書の扱いや取扱いについては、引き続き設計変更ガイドラインに定められているとおり認識の共有を図ってまいります。
千葉県	①設計条件や業務内容は特記仕様書にて明確化するよう努めております。また、成果の作成にあたっては、現場条件を踏まえた現実的な施工計画を検討するようお願いしていますが、求められる成果のレベルが仕様書の限度を超える場合は、土木設計業務等変更ガイドラインに基づき協議をお願いします。また、設計者に責がない追加業務や修正設計の費用については受発注者間で協議し適切に対応することとしています。 ②発注時点において指定仮設とする場合は、特記仕様書へ明記するよう努めるとともに、仮設構造物の設計の過程において、指定仮設による検討が必要となった場合は、土木設計業務等変更ガイドラインに基づき対応してまいります。

３章. 品質の確保・向上

3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上

東京都	建設局では、詳細設計及び修正設計において、特記仕様書へ設計条件・設計内容を明確に記載するよう定め、適切な費用計上を実施しています。また、関係機関協議についても特記仕様書へ協議中、協議の要否等を適切に記載するよう定めています。 建設局では、指定仮設など追加検討が必要な内容は特記仕様書で追加項目として記載しています。また、指定仮設と任意仮設の使い分けや責任の所在等については、積算基準及び工事請負契約書に定めています。なお、費用について、例えば、道路詳細設計では指定仮設を検討する場合には別途必要な費用を計上することを定めています。 引き続き、これらの適切な運用について局内へ周知していきます。
神奈川県	設計条件・業務内容および関係者との調整内容は、特記仕様書にて明確化するよう取り組んでおりますが、受注者から業務履行中に設計変更の協議があった場合には、土木設計業務等設計変更ガイドラインに基づき、適切に対応してまいります。 県では、指定仮設の場合、仕様書へ明記し別途計上しております。また、指定仮設と任意仮設の成果の取り扱いを適切に行うよう、周知を行ってまいります。
山梨県	①設計目的・設計条件等については、特記仕様書に明示することとしています。歩掛については、国の標準積算基準に準拠しており、基準が適用できないものについては、見積により適切に設定しています。 また、修正設計における設計内容や関係機関協議内容の明示についても、可能な限り特記仕様書に明示して、適切な設計変更に対応できるよう取り組んでいます。 ②指定仮設及び任意仮設の取扱いについては、各現場の状況を考慮し、受発注者間の打合せ協議により決定しております。また、成果については、任意は参考図、指定は設計図として取り扱うこととしております。さらに、歩掛について、国の標準積算基準に準拠しており指定仮設設計が適用できない場合には見積により対応しています。共通仕様書への記載について国の事例等を参考に検討して参ります。
長野県	①発注にあたっては、設計条件・設計内容を明確化するとともに必要な費用へ適切に計上してまいりたい。 ②国の事例を参考に、指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いを明確化するとともに、任意仮設と指定仮設の成果の取扱いを明確化してまいりたい。
さいたま市	歩掛記載の通り、指定仮設については標準歩掛の適用範囲外としており、見積により積算しております。指定仮設と任意仮設の仕様書への明記等については、国や他都県市の取組を参考にしながら、必要に応じ対応してまいります。
千葉市	詳細設計における標準歩掛と実際の作業に乖離があるときは、見積もりを活用するなど、適切な費用計上に努めております。 指定仮設と任意仮設の取り扱いについては、他都県市の動向を注視してまいります。

３章. 品質の確保・向上

3.2.詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.1.詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上

横浜市	横浜市の積算基準は、国の基準に準じているため、歩掛の見直しにあたっては国の動向を見ていきます。また、業務内容によって基準が適用できない場合については、見積等により対応してまいります。 設計図書における設計条件や指定仮設の取扱いについては、特記仕様書等で明確にするよう引き続き努めてまります。
川崎市	詳細設計の各工種等における適切な費用計上については、「設計業務等標準積算基準書」に基づくほか、必要に応じて見積もりを活用するなど適正な積算に努めております。また設計条件等については、特記仕様書に明示し、条件の変更が生じた場合は、適切に設計変更を協議しております。
相模原市	設計時及び設計変更時の費用計上にあたっては、基準書に基づき適切に実施してまいります。 設計業務等共通仕様書の主要な技術基準については、土木設計業務共通仕様書（案）（国土交通省）に準拠することとしております。 指定仮設と任意仮設の取扱いに関する取組につきましては、指定仮設による事例が少ないため、国や他都県市の動向を注視してまいります。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

３章. 品質の確保・向上

3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.2. 詳細設計から施工に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用（地整、地方自治体）

・追加業務や修正設計の定義の共有化と適切な工期設定、費用計上 ・業務完了後に生じた追加・変更作業における業務内容と条件の明示および適切な費用計上 ・詳細設計から施工（工事）に至る段階でのコンサルタントの対応に関する説明資料（良くわかる工事連携会議（北陸地方整備局））の好事例の水平展開

関東地方整備局	品質の確保については、工事受注者による設計図書の照査の結果、現場条件と設計図書との不整合等が確認された場合には、計画の見直し、図面の修正、構造計算の再実施、追加調査等が必要となることがあります。このような追加業務や修正設計が必要となった場合は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和7年3月）」等に基づき、業務内容や条件を明確にした上で、必要に応じて適切な費用計上を行うよう引き続き対応してまいります。 また、関東地方整備局では、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合には、必要な費用を適切に計上するよう三者会議の運用指針を定め、運用しております。

３章. 品質の確保・向上

3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.2. 詳細設計から施工に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用（地整、地方自治体）

茨城県	本県では、「茨城県設計施工連絡会議（三者会議）実施要領」に基づき三者会議を適宜実施しており、その中で、設計者に責が無い新たな業務や修正等が生じた場合には、発注者が別途発注（契約）しております。
栃木県	本県では、「栃木県県土整備部工事施工調整会議試行要綱」に基づき、三者協議を適時実施している。設計者に責がない新たに追加業務や修正設計を行う必要がある場合には、発注者が別途契約を行い負担している。引き続き、適切に運用するとともに、説明資料の好事例を各事務所に周知を図って参る。
群馬県	・本県では、詳細設計から施工に至る段階において、必要に応じて「三者技術検討会」を実施しています。 ・施工段階で「設計成果と施工現場の不一致等」が生じた場合には、現場条件の変化や設計後の条件変更、現場での取り合いなど、それぞれの発生要因を整理し、発注者・施工者・設計者の責任範囲を明確にした上で、必要な対応を行うことが重要と考えています。 ・その上で、追加業務や修正設計が必要となる場合には、業務内容と条件を明確にし、適切な工期と費用を確保した上で、設計者と契約することとしています。 ・業務完了後に追加・変更作業が生じた場合についても、同様に適切に対応しています。 ・また、本県では平成19年度に「三者技術検討会実施要領」を策定し、設計者の検討会への参加や資料作成等に必要な費用について、打合せ費、旅費交通費、資料作成費等を計上するとともに、対象工事には30日程度の余裕期間を設定するなど、円滑に検討会を実施できる環境を整えています。 ・今回ご紹介いただいた北陸地方整備局の「良くわかる工事連携会議」の取組についても参考にしながら、設計段階での技術的な知見を施工段階へ適切に引き継ぎ、設計成果と工事の双方の品質向上につながるよう、三者技術検討会のより効果的な運用に努めてまいります。
埼玉県	履行期間については、業務ごとに定められている算定方法に基づき適切に設定しています。また、適切な費用の計上のため、国が調査に基づき定めた積算基準を準用し歩掛を定めており、国の積算基準が無い工種については、見積りを徴取し決定しています。 業務途中に発生した追加業務等については、土木工事委託業務設計変更ガイドラインに基づき適切に設計変更の協議を行っています。 詳細設計から工事に至る段階（三者協議を含む）における追加業務や修正設計の実施に当たっては、埼玉県県土・都市整備部発注建設工事における三者会議の試行要領に定められているとおりに、認識の共有を図ってまいります。 詳細設計から施工（工事）に至る段階でのコンサルタントの対応に関する説明資料の好事例の水平展開については、事例の収集や展開方法について研究してまいります。
千葉県	三者会議については、「三者会議運用方針」を定め、コンサルタントが対応する業務及び費用を明確にしています。また、工期については、過年度の実績を踏まえ適切に設定することとしています。 業務完了後の追加業務や修正設計、これに伴う工期や費用については設計者と発注者の間で協議し適切に対応することとしています。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

３章. 品質の確保・向上

3.2.詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.2.詳細設計から施工に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用（地整、地方自治体）

東京都	建設局では、橋梁、トンネル、河川構造物等の大規模構造物に関する工事や三者会議が有効と判断した工事を対象として、三者会議を試行しています。試行にあたっては、実施要領（案）を定め、実施費用については設計委託として扱うこととし、発注者が負担することとしています。また、追加業務については補足設計を別途発注するなど、適切な費用計上に努めています。
神奈川県	県では、工事受注者からの依頼により三者協議を実施適用しています。 三者協議の開催に必要となる経費等ついては、三者会議実施要領に基づき、適切に対応しています。
山梨県	「工事発注後の技術検討会」実施要領により、検討会に要する経費は技術管理費に計上しています。また検討会において追加業務や設計変更が生じた場合には、発注、施工者、設計者の３者による協議により対応することとしています。
長野県	・コンサルタントに責がない新たな追加業務や修正設計は、追加業務として業務内容を明確化し、必要な履行期間及び費用を適切に計上します。 ・業務完了後における追加・変更業務については、内容及び実施条件を明示したうえで、必要に応じて別途契約とし、適切な費用計上を行います。 ・好事例があった場合には、水平展開してまいりたい。
さいたま市	三者会議については、平成28年から導入しており、適宜開催しています。追加業務や修正設計についても、必要に応じて対応しています。定義の共有化や好事例の水平展開については、国や他都県市の取組を参考にしながら、必要に応じ対応してまいります。
千葉市	詳細設計から工事に至る段階での設計業務における受注者の責によらない追加業務や修正設計については、修正業務を発注するなど適切な対応に努めております。

３章. 品質の確保・向上

3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

3.2.2. 詳細設計から施工に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用（地整、地方自治体）

横浜市	修正設計等の追加業務については、適正に対応してまいります。
川崎市	「川崎市建設緑政局所管工事設計・施工技術連絡会議要領」に基づき、三者協議を適時実施しております。設計条件等の変更が生じた場合は、適切に設計変更を協議しております。
相模原市	追加業務等が発生した場合の工期設定や費用計上につきましては、別途計上しております。修正設計においても必要になった際には別途発注しております。その他の取組につきましては、国や他都県市の動向を注視してまいります。

３章. 品質の確保・向上

3.3.適切な設計変更

3.3.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更（地整）

・「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の全地整での策定
・「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の運用徹底に基づく、更なる適切・確実な設計変更
・「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の好事例の水平展開

関東地方整備局	適切な設計変更については、「土木設計業務等変更ガイドライン」に準拠するとともに、関東地方整備局が独自に策定した「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」および「業務推進審査会」を活用してまいります。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.1.被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.1.災害対応業務への体制整備（地整、地方自治体）

・災害対応業務への従事技術者が対応していた既往業務への効果的な対応※
　※業務一時中止命令や工期延期の実施、管理技術者交代要件の緩和
・広域(複数の発注者）にまたがる災害対応支援体制・仕組みの整備

関東地方整備局	災害対応業務については、大規模・広域災害時における被害調査、復旧計画の立案、設計業務等において、建設コンサルタントの専門的知見及び技術力は不可欠であると認識しております。 関東地方整備局では、災害対応、特に初動対応においては迅速かつ的確な対応が求められることから、「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」（令和7年4月改正）及び「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」（令和7年4月改正）に基づき、業務の一時中止や履行期限の延長等について、引き続き適切に対応してまいります。 また、災害対応支援体制・仕組みの整備については、国土交通省では、激甚化・頻発化する広域的な災害に対応するため、被災自治体に支援活動ができるよう災害協定の見直しを行っているところです。今般、貴協会との災害協定の見直しによりTEC-FORCEパートナーとして貴協会と連携して支援活動を行えるようになりました。令和8年8月に発生した千葉県豪雨災害においては、TEC-FORCEパートナーとして貴協会会員企業の皆様に多大なるご支援をいただき、迅速な被災状況の把握や復旧支援にご尽力いただきましたことに、改めて感謝申し上げます。今後とも関係機関と連携しながら災害対応支援体制の充実に努めてまいります。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.1. 災害対応業務への体制整備（地整、地方自治体）

茨城県	既往業務の管理技術者が、災害対応業務に従事することとなった場合は、協議により柔軟に対応することとしており、令和５年度より特記仕様書に災害対応業務を優先することを明記しております。
栃木県	令和元年東日本台風時における、災害復旧に係る業務委託及び工事の発注については、緊急随契を活用し速やかに対応することができた。 また、実施中の通常業務に係る業務委託及び工事に関しては、必要に応じて「一時中止」、「工期延長」等の柔軟な履行期間等の設定を行うよう通知した。今後も国や他都県市の動向を参考に、迅速かつ適切な対応を図って参りたい。 県主催の防災情報伝達訓練に貴会も参加いただき、災害時の体制強化を図っている。
群馬県	災害対応業務に従事する技術者が担当していた既往業務への影響を軽減するため、令和元年東日本台風（台風第19号）の際には、災害復旧事業における測量・設計業務を円滑に実施できるよう、必要に応じて既往業務の「一時中止」や「工期延期」の判断基準を定め、柔軟に対応したところであり、今後も同様の対応に努めてまいりたい。 また、大きな被害を受けた国道144号鳴岩橋及びその前後道路については、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき国に直轄権限代行を要請し、測量・設計の段階から国・群馬県・嬬恋村が連携して災害復旧を実施した。 国土交通省及び市町村と大規模災害時に備えたホットラインを構築しており、情報共有及び速やかな対応に努めている。今後も国や他都県市の動向を注視しながら、状況に応じた迅速かつ適切な対応を図ってまいりたい。
埼玉県	被災地支援等、災害関連業務に携わる場合の既往業務における工期延長や技術者交代については、「埼玉県土木工事委託業務設計変更ガイドライン」及び「共通仕様書」に基づき、受発注者協議の上、適切に対応することとしております。 広域にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備等については、国や他自治体の取組を研究してまいります。
千葉県	これまでも、県内において大規模な災害が発生した際には、災害応急対策を優先して行うため、既往業務の一時中止やこれに伴う履行期間の延長についての取組を実施してきたところです。管理技術者の変更については、災害発生状況等を勘案の上、案件ごとの対応となることから、国の動向も参考に対応してまいります。 広域にまたがる支援体制等については、国や他都県市の動向等を注視してまいります。
東京都	令和６年能登半島地震等の災害時には、災害復旧対策を優先して行うため、既往業務の一時中止やこれに伴う履行期間の延長等について国からの要請に基づく取組を実施しています。広域にまたがる支援体制等については、国や他自治体等の動向等を注視していきます。

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.1. 災害対応業務への体制整備（地整、地方自治体）

神奈川県	本県では、業務の一時中止、受注者の請求による履行期間の延長及び管理技術者の変更に当たっては、標準委託契約約款に基づき、発注者と受注者が協議し適切な対応を行えるようにしております。
山梨県	①災害時における既往業務の一時中止や工期延期に係る条項について、令和３年度の災害協定より追加規定しております。 ②複数の発注者にまたがる受発注者協働での支援体制・仕組みの整備については、国や各都県市の動向を注視し対応を検討したい。
長野県	・国や他都県市の状況等を踏まえ、検討していく。 なお、大規模災害時においては、災害対応業務を優先し、既往業務の工期の延期等、柔軟に対応している。 ・県をまたがる支援体制・仕組みについては、現時点では確立されていない。国や他都県市の状況等を参考にしたい。
さいたま市	国や他都県市の動向を注視してまいります。
千葉市	本市における災害発生時の対応として、既往業務の業務中止命令と工期延期を必要に応じ、適切に行うこととしております。 管理技術者の交代要件緩和や広域にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みについては、国や他都県市の動向を注視してまいります。
横浜市	本市では、業務の一時中止、受注者の請求による履行期間 の延長及び管理技術者の変更にあたっては、「設計・測量等委託契約約款」、「設計・測量等委託業務設計変更ガイドライン」及び「委託業務共通仕様書」に基づき、発注者と受注者が協議し適切な対応を行えるようにしております

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.1. 災害対応業務への体制整備（地整、地方自治体）

川崎市	災害応急対策を行うため契約業務の業務一時中止等の打診といった災害対応調整等に取り組んでおります。また、広域にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備等については、国や他都市の動向に注視してまいります。
相模原市	災害対応業務の状況による業務の中止、受注者の請求による契約工期の延長及び管理技術者の変更にあたっては、契約書に基づき適切に対応しております。 災害対応支援体制・仕組みの整備については、本市は神奈川県建設コンサルタント協会等と災害時における設計、調査等の応急対策業務に関する協定を締結し、迅速な災害対応に向け、支援体制を整備しております。

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.2. 災害対応業務への適切な評価（地方自治体）

・緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開
・災害対応実績に対する優遇措置の設定

関東地方整備局	

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.1.被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.2.災害対応業務への適切な評価（地方自治体）

茨城県	国や他都県市の取組みを踏まえ検討してまいります。
栃木県	緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開については、国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。
群馬県	令和元年東日本台風（台風第19号）においては、災害復旧事業に係る測量・設計業務における対応実績を踏まえ、令和２年度の委託業務表彰では、その実績も踏まえて表彰対象を選定した。その後、本県では大規模災害は発生していないが、災害対応業務に対する適切な評価の重要性は認識しており、今後も国や他都県市の取組を参考にしながら、表彰制度の充実や災害対応実績に対する優遇措置の導入も含め、適切な対応を検討してまいりたい。
埼玉県	災害対応業務への適切な評価の取り組みとして、総合評価方式において、県要請にもとづく災害の緊急対応については活動実績として評価しております。 災害対応業務実施に対する表彰制度については、国や他都県市の取組を研究してまいります。
千葉県	災害対応業務実施に対する表彰制度については、国や他都県市の動向等を注視してまいります。 千葉県では、総合評価落札方式において、「地域貢献度」として災害協定の締結の有無や災害活動の有無を評価項目としております。
東京都	建設局では、大規模災害等からの復旧のため、建設局が施行する工事又は委託のうち、迅速な復旧や現場状況に応じた適切な対応等で災害復旧に寄与した団体及び優良な成績を収めた工事等を功労者として表彰し、公表する制度を整備しています。また、都と災害時における応急対策業務について定めた災害協定を締結している場合には、総合評価で加点評価を行うなど、災害対応に関係するインセンティブも整備しています。

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.1.被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.2.災害対応業務への適切な評価（地方自治体）

神奈川県	「神奈川県優良工事等表彰」のほか、「神奈川県災害復旧工事等に係る功績者表彰」として、災害復旧工事等のうち、危険、困難な条件を克服し、又は迅速に施行し、その功績が特に顕著なものについて、その災害復旧工事等を施行した法人等を表彰しております。なお、令和２年度には委託部門において一般社団法人神奈川県建設コンサルタンツ協会等、計４団体を表彰しております。
山梨県	・ 緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度については、国や他都県市の動向等を注視していきます。 ・災害対応実績について、災害協定に基づき活動の実績がある場合や災害協定の締結がある場合は、総合評価における加点としています。
長野県	・県の表彰規則に基づき表彰する（令和元年東日本台風災害に際して災害復旧支援等に取組んでいただいた団体への表彰実績あり） ・総合評価落札方式において、業務特性に応じ社会貢献として、災害時緊急当番登録に加え市町村を含む災害協定の締結や災害活動実績の実施状況、また、災害時応急活動として災害時の緊急体制を整備している企業を評価している。
さいたま市	国や他都県市の事例を参考に、今後研究してまいります。
千葉市	国や他都県市の動向を注視してまいります。
横浜市	緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度などについて、国や他都県市の事例を参考に研究してまいります。

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

4.1.2. 災害対応業務への適切な評価（地方自治体）

川崎市	緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開や災害対応実績に対する優遇措置につきましては、国や他都県市の取組状況を注視して参ります。
相模原市	国や他都県市の動向を注視してまいります。

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.1. 災害申請作業の合理化・適切化（地方自治体）

・大規模災害時の災害査定の効率化及び事前ルール(大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針(平成29年2月））の適正な運用などの好事例の水平展開
・市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインの活用

関東地方整備局	

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.2.地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.1.災害申請作業の合理化・適切化（地方自治体）

茨城県	大規模災害発生時には「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」に基づき対象となる災害事象が発生した場合には、速やかに国と協議を行い、その結果を速やかに通知・周知することで測量・設計作業に手戻り等が生じないよう努めております。
栃木県	令和８年７月17日から18日の豪雨による災害査定においては、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」により、机上査定額の引き上げ及び設計図書添付図面（平面図及び標準断面図）の簡素化が適用されたことから、速やかに関係各課および出先事務所、管内市町へ周知を図り、効率的な査定準備を進めることができている。 今後も「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」の対象となる災害が発生した場合には、早期に国と調整を行い、同方針の積極的な活用を図ることとする。
群馬県	大規模災害時の災害査定においては、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（Ｒ６．５）」に基づき、査定の効率化や事前ルールの適切な運用に努めている。今後も、土木事務所や市町村などの関係機関に対し、方針やガイドラインの周知を図るとともに、災害査定の更なる効率化に努めてまいりたい。
埼玉県	令和元年東日本台風にかかる復旧においては、国からの要請を踏まえ、既往工事・業務について、災害復旧を優先して行うため、受発注者間の協議を踏まえた上で、一時中止を行っております。 今後も国の対応を踏まえた上で、迅速かつ適切な災害対応を図ってまいります。 市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインについては、市町村と相対する会議等で周知してまいります。
千葉県	千葉県では、令和５年の台風第１３号により被災した大多喜町において、「早期確認型査定（試行）」が行われました。さらに、令和８年６月の台風第７号、第８号において、机上査定限度額の引き上げや設計図書の簡素化が適用されたところです。 今後も国と連携し、合理的かつ適切な運用を行うとともに、先進事例について関係各課・出先機関及び市町村へ周知してまいります。 また、被災市町村が一日も早い復旧に取り組むことができるよう、「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」における適切な支援制度の活用を市町村に働きかけてまいります。
東京都	災害申請作業については、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（H29.2）」などに基づき、適切に対応しています。

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.2.地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.1.災害申請作業の合理化・適切化（地方自治体）

神奈川県	大規模災害発生時には、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」に沿って対応してまいります。
山梨県	・公共土木施設災害復旧事業査定方針の対象となる大規模災害が発生した場合には、早期に国と調整を行い、同査定方針を積極的に活用すると共に、事例についても情報提供を行ってまいります。 ・国土交通省が公表する「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン（令和5年4月）」については、市町村職員等（県職員も含む）を対象とした災害復旧事業実務研修において活用方法を説明しております。 また、同ガイドライン19ページに記載された「災害対応の経験豊富な技術者からのサポートが欲しいときの地方公共団体技術職員ＯＢ・ＯＧの派遣の仕組み」については、山梨県災害復旧アシストエンジニア派遣制度により、公共土木施設の災害発生時における対応力の強化を目的として、山梨県県土整備部と（公社）山梨県建設技術センターが連携し、土木技術職員が不足する県内自治体（県及び市町村）への支援を実施しています。 今後も引き続き関係市町村への周知を図り、災害復旧事業の円滑な実施に努めてまいります。
長野県	・大規模災害時においては査定設計書に添付する平面図、横断図について、道路台帳や国土地理院の地図、航空写真またはドローン写真を用いる等、簡素化を実施している。（令和元年、2年、3年で実施） ・市町村が活用できる支援として、県技術職員OBの派遣や建設技術センター、地域の広域連合会等による支援体制があるが、大規模災害時に長野県技術職員派遣による支援の仕組みが整っていない状況であり、他都県市の取り組み状況等を参考にしたい。
さいたま市	国や他都県市の動向を注視してまいります。
千葉市	本市において、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」が適用された際は、適用に関する国からの情報提供を庁内に通知し、周知をしております。
横浜市	災害申請作業の合理化・適切化について、今後も国等の動向を注視していきます。

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.2.地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.1.災害申請作業の合理化・適切化（地方自治体）

川崎市	大規模災害発生時には、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業 査定方針」に基づき、被災箇所の重要性や緊急性を踏まえつつ、基本的には査定設計書を簡素化して災害査定を受けることとしております。
相模原市	国や他都県市の動向を注視してまいります。

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.2.地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.2.実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算（地方自治体）

・実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算(遠方からの支援の場合の旅費・滞在費精算等）のルール化
・遠方から支援に関わる旅費・滞在費を査定設計書に計上

関東地方整備局	

令和８年度　建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.2.地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.2.実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算（地方自治体）

茨城県	災害査定設計書作成に係る業務委託の積算については、標準歩掛を使用しており、標準歩掛が適用できない場合は見積による積算としております。 なお、遠方から支援に関わる旅費・滞在費については、他都県市の取組みや事例を踏まえ検討してまいります。
栃木県	災害時においては、「災害時の応急対策業務の実施に関する協定書」に基づき、契約をしているが、費用については、県独自に作成（業界から見積）した歩掛りにより対応している。 なお、歩掛りにないものは参考見積により対応している。
群馬県	災害査定に係る業務委託においては、「災害時における測量、設計等の業務に関する協定」等に基づき、適切な予定価格の設定に努めており、ここに定めのない歩掛等については、受発注者間協議としている。より実態に即した計上が可能となるよう、国及び他の都県市の状況等を参考に、検討してまいりたい。
埼玉県	災害申請の作業に関する費用は、見積りにより対応し、実作業に見合った費用を計上しています。 遠方からの支援の場合の旅費・滞在費については、令和２年１１月の基準書改定より、国と同様な積算を行うこととしています。
千葉県	災害時においては、実際の作業内容に基づいた内容で見積りを徴収し、積算しております。 旅費や滞在費については、必要に応じて、積算基準に基づき、費用を計上していきます。
東京都	災害対応時の宿泊費や旅費などについては、積算基準に基づき、費用を計上しています。

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.2.地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.2.実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算（地方自治体）

神奈川県	国の標準積算基準を準拠しているため、県独自の積算基準を策定することは困難ですが、国や他の都道府県の動向等を注視してまいります。
山梨県	旅費や宿泊を伴う業務の場合、必要に応じて、設計業務等標準積算基準書の「旅費交通費の率を用いない積算」により費用を算出し計上しています。
長野県	・調査設費用について、標準歩掛にない項目などについては見積もりを参考に積算し精算している。
さいたま市	近年の事例が無いため、他都県市の動向を注視してまいります。
千葉市	災害時などで標準歩掛と実際の作業に乖離があるときは、見積もりを活用するなど、適切な費用計上に努めております。
横浜市	宿泊や旅費については、必要に応じて、積算基準に基づき、費用を計上していきます。積算基準が適用できない場合は、見積を徴収するなど対応してまります。

４章. 災害対応に向けた環境改善

4.2.地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

4.2.2.実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算（地方自治体）

川崎市	実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算の運用については、国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参ります。
相模原市	費用については、原則、見積対応としておりますが、積算のルール化などの策定については国や他都県市の動向を参考にしながら取組んでまいります。